

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1005E 1	<p>最終処分場が決まってない状態で、運転を再開させるのは、柏崎刈羽原子力発電所内に放射性廃棄物を永久保存を行う前提でよろしいでしょうか？</p> <p>もし、柏崎刈羽原子力発電所内に放射性廃棄物を永久保存を行わない前提の場合は、いつまでにどこへ保存するかを明確に示して頂ければと存じます。</p> <p>放射性廃棄物をいつまでにどこへ保存する事について示す事が出来ない場合は、最終的な安全が確保されていないため、審査合格にすべきではないと思います。</p>
1005E 2	<p>柏崎刈羽原発の「適合」判断は誤りだと考えます。理由は次のとおり。第一に、福島第一原発事故の原因究明が途上であり、津波以前に崩壊していた可能性が否定できませんが、その解明を待たずに「適合判断」を下すのは性急です。第二に、原因隠しや事故隠しなどを続けてきた東電の体質は、公開を原則とする原発にとって最悪であり、彼らに任せることはあり得ません。第三に、そもそも沸騰水型の原発には構造的な欠陥があり、そのままの形で再稼働すれば、事故を再現してしまう可能性が高いと考えます。実際に事故は起こりました。その事実から目を背けてはなりません。第四に、避難計画がまともに作成されていません。事故が起きて、総ての人が完全に安全に避難できると断言できる人がいたら、話を聞いてみたいものですが、そんな人はいません。第五に、賠償への備えがほとんどありません。現状で既に税金を食いつぶしながら福島事故の処理をしているではありませんか。既に電力が足りていることは、福島事故後のこの国の歩みが証明しました。適合判断を撤回してください。再稼働を諦めてください。</p>
1005E 3	<p>あれだけの問題を起こした原発の東京電力再稼働に対して断固として認めることは出来ない。東電にその資格があるのか疑問に思った。</p> <p>新基準適合だとは言えその資格の是非を問うべき事である。</p>
1005E 4	<p>災害の規模・影響度は想定すること自体困難なものとする。</p> <p>福島事故を見ていると国の重要な施設が損傷した場合その装置が暴走し人為的に食い止める事が出来なく只々冷却する手立てしかない事。万が一を想定したフェールセーフ構造を持たない限り許可するべきで無いと考える。</p> <p>万一の時、燃料棒を冷却する以外に燃料棒を安全に隔離する構造が必須。</p> <p>これが出来なければ、暴走を起こし人為的制御が出来ない装置を使用するべきでないとする。</p>
1005E 5	<p>科学的・技術的ということよりも、それ以前に規制委員会に対しての疑義があります。それは2011年3月の福島原発爆発による災害からの復興が遅々としてはかどらない現状です。そのときの国民の大多数は原発ゼロにしなければならないとしていたのです。しかし政府は「経済」を持ち出して稼働にかじを切ろうとしたのです。この流れが、規制委員会の方向性を決めたと云わざるを得ません。ほんとうに国民の声を聴いてください。国民は原発ゼロの廃炉を望んでいるのです。再稼働に反対しているのです。以上</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1005E 6	<p>「事故」はその収束・終息、「無害化」まで考慮しなければ、対策とは言えないと思います。</p> <p>「福島事故」は、いま「無害化の工程」をどのように具体化されているのか明確でないし、外国の発電所事故からの「無害化の工程」例も取り入れられていないと思います。そもそも、発生の原因の特定も？</p> <p>足尾の山も渡良瀬遊水池も、水俣湾の海底の水銀濃度もエコパークも、問いかけているものがあります。「隠し」でも「気がつかないふりを」しても、「事実」は存在します。</p> <p>ロスアンゼルス地震が起きた時、「われわれの基準はもっと厳しい」と彼は自慢したと。「事実」は「崩壊」でした。</p> <p>放射能廃棄物が危険なまま残るとされる期間は、ホモサピエンスが大地に出現した期間よりは長い。</p> <p>「数字は技師たちにもっと厳密な安全の規制を要求させることになった。だがそれはいのちを守るためではなく、投資を守るためであった。</p> <p>費用と利益を図るために危機の評価専門家が使うバランスを不均衡なものにするのは、もう一つの矛盾点である。費用を負担させられる人たちは、利を得る人たちではない。リスクを荷う人たちは、そこから利益を引き出す人たちではない。</p> <p style="text-align: center;">p288</p> <p>ミサイル専門のアメリカの技師たちは、彼らのスペースシャトルは一〇万回に一度、&lt;故障&gt;を起こすかもしれない、と発表していた。しかしチャレンジャーはシャトルの二五回目の発射で爆発した。九万九千七百五回早過ぎたことになる」とクスターは書き残している。</p> <p>「絶対」はない、でも一度でも事故が起きたら「想定外」の被害は「絶対」に起きます。規準・規準に適合したから？その規準・基準はどれだけの自然・社会条件を「想定？」「予見？」しているのでしょうか？</p>
1005E 7	<p>大規模地震、それによる原発への影響は予知できない。万が一地震や津波などによって原発の制御ができなくなった場合には国の存続をも脅かす重大な脅威となりうる。そのような危険を顧みず再稼働を検討する余地はない。</p>
1005E 8	<p>原発再稼働には絶対反対です。地震国の日本では原発は無理なのだと思います。日本にはドイツのように新しい技術で新しい雇用を創出し、世界をリードして欲しいです。</p>
1005E 9	<p>こんな大事故を起こした東京電力に原発再稼働など絶対に認められない。再び柏崎刈羽で事故を起こしたら対応出来るのか。今でも多額の公金を投入し、大勢の住民が仮設住宅で暮らしている。東京電力は先ず福島第一原発の事故収束と廃炉、被害者への賠償に全力を傾注すべきだ。最近の原子力規制委員会は原子力推進委員会のように見えて失望している。</p>
1005E 10	<p>報告書の具体的事項では無く、規制委の判断に向けての姿勢について、お願いをしたい。</p> <p>1．本年7月11日に規制委が指摘した再稼働審査結論に先立つ、福一事故に向き合う東電の姿勢について委員長は、福一汚染水処理に絡めて「主体性のない事業者には再稼働の資格はない」とした。しかるに東電は8月26日回答したが、きわめて抽象的で精神論でしか無いものであった。これを是とする理由は全く不明で有り、何がどう改善されたのかも不明確である。そうした状況での基準適合判定は規制委の姿勢に対する信頼を損なうものである。</p> <p>特に、東電に限って言えば、福一で生じた事象すべてに対して詳細且つ明快な解析に基づき、再発防止を明示すること無しに、新たな原発稼働、再稼働が認められることはあり得ない。これこそが科学者のとるべき手順で有り、姿勢である。この解析には人的な要素、組織的な要素、環境的な要素など原発を取り巻くあらゆるものが考慮されるべきである。当然自治体との関係性、避難、人的被害防止の方策など「経験者」としての見識が積み上がっていることを明確に示すべきである。</p> <p>こうしたことが基準適合可否以外のきわめて重要な要素であることをご賢察頂き、基準判定書の前書きにでも明示して頂きたいと考えます。</p> <p>2．もしそうすることが、規制委のタスクでは無いとされるのであれば、その存在価値は無いものと考えます。さらに今の状況では基準への適合の是非が即、再稼働の是非に直結していると、社会に誤解されています。これを正してください。</p> <p>規制委の技術者の良心として、規制委は安全安心のごく一部(基準適合の是非のみ)しか検証していないということが、社会の常識になるまで明示してください。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1005E 11	<p>福一の事故原因も特定できないうちに東京電力の柏崎刈羽原発の再稼働を認めるのはおかしい。規制委員会は基準に適合したかどうかを判断しているだけです。安全を保証しているわけでもないし、避難計画のチェックもしていない。大地震や爆弾等の予期できない事故にあっても放射能を確実に封じ込められなければ、再稼働を認めるのは科学的判断とは言えないと思います。従って東京電力柏崎刈羽原発の再稼働には反対します。</p>
1005E 12	<p>原発は現代の神様 昔から日本の神様は恩恵とともに、崇りも加える存在としてあがめ、恐れられてきた。現代では、原発こそこの存在ではないかと思う。ところが、会社や行政では組織が大きくなるとトップが神様のように扱われ、本人も錯覚して本当の神様の存在を忘れて、細心の配慮を怠ってしまうのではないか。 東電のトップから末端の社員まで、この自覚があるかが問題である。 私は、大きな投資をした既存の原発を安全第一に使用することは可とするが、放射性廃棄物の処理問題が解決しないうちは、新たな原発新設には絶対反対である。</p>
1005E 13	<p>福島第一原発事故は全く解決されてはいません。既に放出された放射性物質による悪影響を無視できるレベルまで下げること、現状は全く不十分な被害の補償を十分にすること、漏れ続ける放射性物質を止めることが、東京電力ほか直接の責任者達の免れ得ない先決の任務です。その前に他の原発の再稼働を考えるなどもってのほかです。いい加減にしてください！「・・・決意があります」「・・・覚悟があります」「・・・工夫があります」で事故を防げるのなら、福島第一は爆発していなかったのではないですか？</p>
1005E 14	<p>東京電力の重大事故への対応能力、決意またその資格の有無を判断するにあたり、福島第一原発の重大事故時のビデオ映像が全部公開されていません、このビデオ映像で緊急時の東電の対応能力、意思決定の過程、国との連絡体制、内容等がよく理解できるのではないかと、またビデオ映像は実際の原発事故の記録として広く公開され、今後の原発事故への対策等の重要な参考資料となりえる貴重な映像であります。これを東京電力ははまだ公開してません、隠蔽していると言われても過言ではない状態です。この状態で東京電力に原発を安全、安心に運転する資格、能力が有るとは言えない。また、規制委も全部のビデオ記録映像内容を確認してないのに合格判断されることは、まことに奇妙な判断と思う。誰かへ忖度されたのではと思う。加えて、このビデオ映像は一刻も早く公開されるべき重要資料だ。規制委もビデオ映像公開の努力を惜しまず実行することが原子力の安全を守る使命だ。</p>
1005E 16	<p>柏崎刈羽原発再稼働に反対します。福島原子力発電所後の事故調査はなされたとはいえ、それが果たしてどのように生かされたのかが未だ不透明であるのではないだろうか。いかに安全性を保証する設備投資をしているとはいっても、この地震大国日本で予想しえない不確実性を常にカバーできるわけではない。リスクを考慮して回避策を準備してもそれが国民のリスクに対する意識を一層弱めることにつながる。世界最大規模の事故を起こした今回の経験を受けて、原子力の危険性を痛感したにもかかわらず、その真実を洗脳で覆い隠すような行為は、民主主義を掲げるこの国において必要は無い。いずれ廃れる原子力にいつまでもすがっているのは、先進国でも日本くらいでは無いか。原発再稼働は、あまりにも無謀でまた時代遅れであるか心得ていただきたい。</p>
1005E 18	<p>加圧水型に比べて格納容器が小さい沸騰水型の原発では、ベント設備を義務付けてはいるものの、放射性物質の放出は大幅に減るもののゼロにはなりません。今後東電が導入するような格納容器の冷却装置の設置を求めてゆく方針を確認した、とありますが、どこで担保されるのですか？ 実施される前での了解は認められません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1005E 19	<p>過酷事故時の「屋内退避」が不可能なことは、ここしばらくの熊本地震でも明らかになりました。一方、国の避難指針では「屋内退避」が依然として基本になっています。現実の事故が発生した場合の住民の安全は守れません。福島原発事故の原因究明は未だ持って雲の中で、公にされていません。何万人もの人々が困難な避難生活を強いられているのに、その原因追及があいまいなままでの相次ぐ審査合格は無責任極まります。とりわけ東京電力は、隠ぺい体質が温存されたままで、これは多くの国民が思うところでもありと考えます。しかも、本審査書案でも、広域避難については自治体任せです。このような、過酷事故の発生に対する判断回避を基本とする審査書案には同意できません。以上です</p>
1005E 20	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本は再生エネルギーの宝庫（地熱・太陽光・風力・波・水力・バイオマスエネルギーなど）なので、そちらに舵を切ったほうがずっと安上がりで安全。</li> <li>2 原発は人間が完全に操縦できるものではない。</li> <li>3 日本は地震列島であり、原発の立地に合わない。</li> <li>4 福島の原発事故がまったく解決していない。</li> </ol>
1005E 21	<p>東京電力柏崎刈羽原発再稼働適合の審査案に絶対反対です。理由は福島事故処理の終息の目途が全く立っていないこと、処理費用が20兆円を超える見込みであること、この事故の責任がどこに又誰にあるのか全く曖昧になっていること、さらに核のごみ処理をどうするのかについても未開発であることなどです。処理費用を国民に押し付けて誰も責任を負わない無責任の事業は続けるべきではありません。柏崎市長は交付金など市が潤うことを目当てに賛成と言っているようですが万が一の時に責任が取れるのか全く無責任な話です。火山国日本での原発事業は対策をとればとるほどコスト高になることが目に見えています。国地方の財政状況も破綻寸前だということも考慮するべきです。ドイツなどを見習うべきです。</p>
1005E 22	<p>以下の理由により、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働には反対です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.福島の大事故の原因、および対策が提示されていない。つまり、3.11 が再び起きた場合、事故は防げるのだろうか、という点。</li> <li>2.いわゆるトイレ無きマンションの問題が、どのように解決されるのだろうかという点が、先送りにされている。</li> <li>3.発電コストが高いという点。</li> </ol>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1006E 1	<p>柏崎刈羽原発が事実上再稼働可能になることに対し反対する。東京電力は、福島原発事故で放射能を世界中にまき散らし、数え切れないほど多くの人の精神面、身体面、生活面、経済面等に今もなお傷跡を残し続けている。取り返しのつかないことをし、この責任は永久に続く。しかし被災者への弁償の問題、甲状腺検査の不実施の問題など課題は山積しており、そして廃炉作業も終わっていないのに、新たに原発事業に乗り出すというのは呆れてものが言えない且つそれを許可する規制委員会も信じられない。重要なのは、東電に限らずどんな事業者も原発というものを稼働させる者として適格ではないということだ。どんな天災が起こるかなど予想はできなく、まして地震の多い日本はなおさら原発などあってはならない。核のゴミの問題もある。地中に埋めたら土壌が汚染されそこに棲む生き物たちも実は被害を受けているのである。私達は自然界に属する生物であり、目に見えない生き物たちにも支えられて生きていられるという謙虚さを忘れてはいけない。核の平和利用などまやかしてしかないので。一般市民は不幸にも福島事故が起こるまで原発というものを知らされていなかった。その存在も危険性も。だが今からはもう二度と事故を起こさないことも可能だ。それは原発を永久に利用しないことだ。原発は経済を潤すと勘違いしている人が後を絶たないが、彼らは目先の利益にとらわれているに過ぎない。事故が起こったらどれほどの損が出るか、責任を負わなければいけないのか、考えないのだろうか。今東電が辛うじて成り立っているのは、単に私たちが不当に高額を払わされているだけなのだ。規制委員会には一刻も早く全原発の永久使用禁止を進めて頂きたい。そして電力会社にも訴えてほしい。それほど利益が欲しいなら、原発を使わずともっと良い方法がある、それは火力発電の原料を輸入する等はやめ国内で賄えるようにすること、廃棄物発電などの持続可能なエネルギーの有効活用を推進することだ、と。新たに発電所を作らずとも電気は足りている。市民が無駄遣いしているだけなのだ。原発をやめ、環境に配慮した発電事業を行う上で、どうしても電気が足りないなら電気料金を高めるのも仕方ないのではないだろうか。これならば電気の無駄遣いをする市民への戒めとなるかもしれない。</p>
1006E 2	<p>東電の福島原発の事故原因がそもそも不明である。東電も政府も重大事故の原因究明を棚に上げて、再稼働を認めるなど言語道断である。断じて許されない。</p>
1006E 3	<p>以下の理由から今回の原子力規制委員会の「適合」という審査を白紙化し、再審査をお願いする。1．東京電力の現在の使命は福島第一原発の事故処理である。東京電力の資金力、労力、知見等の一部を柏崎刈羽原発の再稼働に向けるのではなく、全ての企業力を福島第一の事故処理に傾注すべきである。2．もし、再稼働した柏崎刈羽原発で事故が発生した場合、福島事故で巨額の損害賠償及び事故処理費用を抱える東電に賠償等の支払い能力がない。3．2008年に福島第一原発の敷地の高さを超える津波発生の可能性を知りながら、当時の東電経営陣は全く対策を取らなかった。その後、この企業体質が全く改善されていない東電に柏崎刈羽原発を再稼働させる資格はない。</p>
1006E 4	<p>ホットスポットと言われる地域に住んでおり、父は血液のガンになりました。因果関係を証明できないとはいえ、やりきれません。どうすればいいですか？母校の校庭には、剥ぎ取った土が山になっていてシートがかけられていますが、破れてむき出しです。どうすればいいですか？柏崎が合格という事ですが、原発事故のほとんどはヒューマンエラーです。そこで、原発に関わる人の試験はどのようにして合格としているのでしょうか。ヒューマンエラーを起こさない人が合格なのはもちろんでしょうが、ミスのない人間などいるのでしょうか？？？教えてください。必ず、ご返信下さい。</p>
1006E 5	<p>福島第一原発事故を引き起こし甚大なる被害を出した東京電力に原発を再稼働する資格なし、まずは誠心誠意原発事故の被害者の皆さんの声を聞きもうこれ以上出来ないくらいの保証をしたのちに考えましょう。その時はすでに原発に経済性がなく、再生可能エネルギーの方が安くなっているでしょう。つまりすぐに廃炉に向けて作業を開始した方がコスト的にもお得ですよ。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1006E 6	この審査書案に反対します。(対象箇所) 全ページ(意見) 当柏崎原発は、2007年7月16日に新潟県中越沖地震が発生した折に、運転中の原発は全て緊急停止しましたが、停止後の指揮を執るはずの緊急時対策室のドアが歪んで入れず、駐車場にホワイトボードを引き出して対応した経緯がありました。各号機の制御室は対策に追われ、3号機の変圧器火災は2時間以上たって地元消防隊によって消火されたと記録されています。3号機建屋の破損による機密性の喪失、6号機での放射性水の漏洩なども起り、翌日に安全状態となったということです。新安全基準に照らしては適合との判断ですが、技術的なことはある程度担保されたとしても、結局は”人間”が対応することです。東電は、運転管理要員の教育訓練要員を拡充することですが、福島第一原発事故が、避けようのない人災の側面が強かったという指摘は定着しています。以上のことから、私は、刈羽原発6,7号機の再稼働に反対です。
1006E 7	私はこの審査書案に反対します。(意見、理由) 【事業者の適格性】について。東電が経済性より安全性を優先し、(福島第一原発の)廃炉作業をやり遂げる覚悟を確認した。とありますが、私だけではなく国民の大半は、これまでの東電のなしたことにまったく納得していません。国民の大半が知っての通り、東電の隠ぺい体質は温存されています。異常が反対意見です。
1006E 8	現在の日本にとって向う10~15年のスパンで原子力発電所が必要なことは理解します。なので、国内の原発を順次稼働させることは必要なのだろうと考えます。2点意見を述べさせていただきます。1・東電が最初にするべきは、福島被害者救済で、他の原発再稼働とは思えない。未だ福島原発の課題を解決していない東電が、地元の問題解決を先送りして他の原発を動かすことに力を入れていることには憤りを感じます。ほかの原発稼働させる人・金があるならそれを福島の被害者へ注ぐのが先ではないですか?2・東電というよりも日本全体の原発について北朝鮮問題が非常に危険な状況とされます。日本で稼働している関電、四国電力、九州電力の原発はミサイル対策をどう考えているのか、国がきちんと説明を求めるべきです。8月と9月に発射されたミサイルは北海道と青森の原発関連施設の上を通過していますが、それが原発を狙ったものだったら国は守れたのでしょうか?もし守れない可能性があるのなら、一旦稼働中の原発を止めるべきではないでしょうか?あくまで一旦ということです。最初に述べたように、中長期的に原発は必要と考えていますので。以上、意見を提出させていただきます。
1006E 9	再稼働絶対反対です。(天に唾する)とはこのことです。福島から何を学んだのですか?学ばないどころか、さらに失敗を繰り返そうとしています。これは人類に対する犯罪と言わざるを得ません。絶対安全が神話であることは福島が証明しています。事故が起きたら誰が責任を取りますか?福島同様、責任など取れるわけは訳はありません。即刻、廃炉を求めます。
1006E 10	日本の原発が今1基しか稼働していない状況下で、かつ、石油価格が下落している中、東京電力が柏崎刈羽原発に手入れすること自体、理解できない。その費用は誰が負担するのか?東京電力管内の住人の電気使用料金によって賄われるのか?それとも国民の血税を使うのか?どちらにせよ、東京電力経営者の単なる無駄遣いに、市民がその代金を支払うのは、御免蒙る。
1006E 11	東電が言う「努力」や「覚悟」に科学的、技術的根拠が見当たらないので、適格者である根拠を科学的、技術的に示してほしい。
1006E 12	私はこの審査書案に反対します。(意見、理由) 「テロ対策について」テロで原子炉設備の大規模損壊が発生した場合に備え、東電が手順書や体制を適切に整備するとした方針を確認した。とありますが、東電はこれまで方針なるものを幾度となく反故にしており、信頼が全くありません。
1006E 13	事故は必ずおきます。チェルノブイリ原発、スリーマイル原発、福島第一で実証済です。原発は他の火力、水力等と違い事故のダメージが激甚であり、およそ復旧、復興に人間の生活サイクル一生を費やすも、カバーしきれぬものではありません。現に何万人が福島事故のため人生を狂わせ、死者を生み、全国で補償訴訟は解決のめどさえつかない現状です。仮に事故がなくとも原発はトイレ無きマンションと言われる通り、運転すればするほど処理できない核廃棄物を生んでしまいます。よって事故の想定さえ人知を超える原発は稼働すべきではありません。福島原発事故でまかり間違えば、東北関東が数百年立ち入り禁止地区になり、国家存亡の危機をむかいたかもしれないことを決して忘れてはなりません。国家何千年の大計から原発は運転ではなく廃炉すべきです。日本国は廃炉技術を確立し、世界の原発廃炉、事故処理技術大国として地球環境に貢献すべきである。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1006E 14	<p>1. 審査書（案）153 ページ 19 行目可搬型代替注水ポンプ（A-2 級） 消防ポンプのポンプ級 A-2 級と記載すべき 2. 審査書（案）181 ページ 17 行目有効性評価ガイドの解析条件「交流動力電源は 24 時間使用できないものとする」の適用 有効性評価ガイド 143 ページ 24 行目の「RCP シール LOCA が発生する場合には 60 分」と除外しているのは不整合である。3. 審査書（案）329 ページ 15 行目高压代替注水系 国内原子力発電所での実績がない高压代替注水系を原子炉隔離時冷却系と同等に評価することは適切でない。4. 審査書（案）377 ページ 3 行目代替循環冷却系、フィルタベント（地上）、フィルタベント（地下）、耐圧強化ベントと除熱手段を多く用意するのは良いが、運用上優先順位が必要</p>
1007E 1	<p>福島での原発事故の徹底究明が先です。しかも東京電力は、原発事故の責任を十分とろうとはしていません。原発事故で故郷を追われた人たちの生活をもとに戻すこともできないのに、また同じ過ちを繰り返そうとしています。よく「安全性が確認された原発から再稼働」「世界一厳しい基準」という言葉を聞きますが、福島の原発は事故前に「安全性が「認されていない」のでしょうか、また「世界一厳しい基準」ではなく、何番目に厳しかったのでしょうか。科学的に技術的にある程度の基準を設けてその基準に適合しているかどうかを審査することはできるでしょうか、そもそもその基準が十全であり、福島のような悲惨な事故を起こさないと 100 パーセント言い切れる基準はあるのでしょうか。そう言い切れるのであれば、原発再稼働を認めてもいいでしょう。ミサイル隕石地震津波噴火などいかなることがあっても、安全であると言い切れるのでしょうか。そうでないのなら、科学者として技術者としての矜持をもって、再稼働に反対すべきでしょう。</p>
1007E 2	<p>福島の事故を見聞きする中 設計ミスとの思いを深く持っています。压力容器 格納容器共に最終安全装置として 人為的意思 制御プログラムから独立した純粋に機械的に作動する安全装置 外部からのエネルギーに依存しない 給水を必要としない装置が必要だと思います。压力容器 格納容器共に破壊限界直前に圧力を大気に逃がす装置 勿論 曝気フィルターを通し大気に放出 他からの介入が出来ない圧力開放弁を使う。前項より低い圧力で通常の緊急冷却装置の作動圧力より一段高い圧力 冷却装置の稼働 他からの介入が出来ない圧力開放弁を使いタービンを回し循環ポンプと冷却ファンの動力とする。エネルギーの独立と空冷を実現する。以上が私の提案です。もし このような装置が福島に有ったら あの事故は回避出来ていました。</p>
1007E 3	<p>この審査書案に、反対します。・対象ページ： 全ページ・意見、反対理由 大地震・大津波、大雪、豪雨、台風、火山噴火などの自然災害と重なれば、避難すること自体が危険であり命がけとなります。防災・避難計画は未だできていないといえませんが、広域に可能な避難ができるかが疑問しいと考えます。弱者が取り残される危険が予測されます。福島では過酷事故が 6 年経過した今も、10 万人ちかくの未帰還者がいます。仮住まいをしています。その状況を再現させないための対策がここにも示されていません。原子力規制委員会は、防災・避難計画にも責任の一端を負わねばならないと考えます。避難指示は、重大事故の進展状況を判断して適切かつタイムリーに発せられなければなりません。したがって、原発の運転状況・放射性物質拡散予想・避難指示を統括する責任の一端を原子力規制委員会が負うべきであります。防災計画は、広域の地域住民が対象となったものでなければ意味がないと考えます。避難計画の策定は、地方自治体に課されていますが、避難所等の整備は事業者〔電力会社〕が担うべきであり、少なくとも必要な経費は事業者負担とすべきであります。地元合意のプロセスも、法的に確立したものを作らなければなりません。以上のような、過酷事故時の広域住民避難に関して充分考慮されていません、自治体に丸投げです。原発の“避難計画”には、規制委は基本関知しないというのは無責任です。再稼働の基準を設けるのであれば、万一基準を飛び出した事故発生を避けた結論はありえず、無責任です。“避難計画”は自治体の要件というのではなく、少なくとも“避難計画”に対する基準までに言及した判断でなければならぬと考えます。上記のように、この（審査書案）に異議を唱えます</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1008E 1	<p>以下、2点意見がございます。1. 審査書案 p6「2. 技術者の確保」について「、技術者数の推移、採用実績、教育及び訓練実績により、設計及び工事並びに運転及び保守に必要な技術者及び有資格者である技術者を確保していること、今後とも計画的かつ継続的に採用、教育及び訓練を実施していることなど、申請者における技術者の確保については適切なものであることを確認した。」</p> <p>新たな設備、装置を導入するにあたって、現状の技術者や将来採用する技術者の採用方針が適切かどうか検証ができません。具体的に示してください。2. 審査書案 p128「安全保護回路（第24条関係）」について「使用するソフトウェアについては検証及び妥当性確認により、コンピュータウイルスが混入することを防止する等、承認されていない動作や変更を防ぐことができるものであることを確認したことから、設置許可基準規則に適合するものと判断した。」 不明瞭で検証不能なため、具体的な記載を要望します。</p>
1008E 2	<p>本案件には反対です。（ページ） 全てのページ（反対理由）原子力発電の規制基準は、システムとしての原発が安全に稼働することで、地域住民の健康と安全を守るためのものと考えます。しかるに、今回の新規規制基準の審査の中では、事故発生時避難経路と避難の態勢について論議もされず、地方自治体の施策についての検討も行われていません。現在公表されている避難計画は文書だけで実効性のないものであります。規制委員会は避難計画について真摯に審議すべきであります。</p>
1008E 3	<p>原子力発電所は不必要です。安全対策にどんなに人知を尽くしても、自然災害は想定以上のものが来るでしょう。現在、東京電力は原子力発電を行っていません。しかし、電力不足は起きていません。節電を勧めたり、太陽光発電などの自然エネルギーの利用を進める政策がよいと思います。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1008E 4	<p>審査書（案）の 477 から 481 頁に、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応の審査結果が記載してある。それには、重大な審査漏れがある。9.11のように大型航空機の衝突が予測される場合の対応策が審査されていない。数分後に衝突する航路をとる大型航空機などが発見された場合には、大規模損壊が発生する前に、原子炉のスクラム緊急停止が必要である。Jアラートのように、弾道ミサイルにより、東日本など広域への弾頭や破片の落下が予測される場合も、同様に原子炉のスクラム緊急停止が必要である。このように、大型航空機の衝突などで大規模損壊が発生が予測される場合には、損壊する前に原子炉のスクラム緊急停止が必要である。その手順の有効性を審査していない。例えば、射程約 1000～5500 kmの中距離弾道ミサイルは発射から約 10～20 分飛行し、弾頭の再突入速度はマッハ約 9～21 とされる。射程約 1000 km以下の短距離弾道ミサイルは発射から約 5～10 分飛行し、弾頭の再突入速度はマッハ約 3～6 とされる。（防衛省の「弾道ミサイル防衛」平成 20 年 3 月 より）ちなみに、戦艦大和の主砲の弾頭（徹甲弾）は 1460 kg、距離 2 万 mでの砲撃での落下速度（撃速）は 522 m/秒・マッハ約 1.5 とされている。この主砲の弾頭（徹甲弾）の E 運動エネルギーを 1 とすると、ミサイルの着弾する弾頭の E 運動エネルギーは次のように見積もられる。E 運動エネルギーは質量 × 速度の二乗だから、速度の比から短距離ミサイルでは 4～16 倍、中距離弾道ミサイルでは 36～196 倍される。次にミサイル弾頭の質量の違いの比率分の違いがかけ加えられる。例えば 500 kg なら 0.34、1000 kg なら 0.68、2000 kg なら 1.34 倍される。弾頭が 500 kg で再突入速度が約マッハ 3 の短距離ミサイルなら、E は大和の主砲の弾頭 1.3 発分。弾頭が 1000 kg で再突入速度が約マッハ 9 の中距離ミサイルで E 24.5 発分、弾頭が 2000 kg で再突入速度が約マッハ 21 の中距離ミサイルで E 262.6 発分になる。大和の主砲の弾頭は徹甲弾であるため単純な金属の固まりであるが、ミサイル弾頭は詰められた炸薬などが爆発する。その爆発エネルギーが、E 運動エネルギーに加わる。審査書（案）では、着弾による加えられる運動エネルギー、爆発エネルギーによる「大規模損壊によって発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定性が大きく、あらかじめシナリオを設定した対応操作は困難であると考えられることなどから、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考えた対応を行う」と記載している（478 頁）。確かに、「施設が受ける被害範囲は不確定性が大きく、あらかじめシナリオを設定した対応操作は困難である」が、大規模損傷発生前の着弾の際に原子炉が運転中では、制御棒の挿入が行えなかったりして反応度事故、原子炉暴走に至る蓋然性がある。原子炉が停止していれば、反応度事故、原子炉暴走の懸念は大幅に減少し、杞憂にすることができる。大型航空機の衝突なども、同様である。したがって、Jアラートなどで日本政府から警報が発令された場合に、可及的迅速にスクラム緊急停止の対応操作が必要である。2017 年 08 月 29 日 06 時 02 分に発令された Jアラートは、5 時 57-58 分ごろ発射された弾道ミサイルを対象とした。2017 年 09 月 15 日 07 時 01 分の発令は 6 時 57 分ごろ発射された弾道ミサイルを対象としている。現状では、Jアラートはミサイル発射から約 5 分後に発令される。だから、短距離弾道ミサイルの約 5～10 分、中距離弾道ミサイルの約 10～20 分の飛行時間から検討すれば、Jアラートが発令されたら Jアラートを受信し、発令が誤報か否か、スクラムの必要性を何れかの部署が判断し、中央操作室・所の運転員にスクラム緊急停止を指示し、運転員が原子炉をスクラムさせ核燃料を高温停止状態にもっていく対応操作を、警報発令から 3～4 分以内に終える手順等を整備する事が、事業者の東京電力には求められている。短距離の約 5 分で着弾する弾道ミサイルの場合には間に合わないが、警報発令から 3～4 分以内に終える手順等を整備が求められる。原子力規制委員会は、そうした手順等の整備状況、整備された手順書を審査していない。審査をやり直しをもとめる。</p>
1009E 1	<p>本「審査書案」に反対します。対象ページ 全ページ意見と理由（主旨）避難計画も適合性審査における検証の対象とすべきだと考えます。避難基準の指針作成までは建前上、原子力規制委員会の守備範囲と考えられます。ところが、避難計画の作成自体は自治体任せになっていて、避難計画を検証する枠組みがありません。原子力規制委員会の役割はまず、国民の安全を確保することにあるはずです。そして、原子力規制委員会は、地方自治体の長に勧告・報告を求めることができる立場に立てると考えます。しかるに、その原子力規制委員会が避難計画について指針だけ定めれば良いというのはあまりに無責任であります。世界最高水準の規制をいうのであれば、適合性審査において避難計画を検証の対象とすべきであると考えます。以上が、本（審査書案）に同意できない大きな理由の一つです。</p>



## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1011E 3	<p>審査書（案）の 477 から 481 頁に、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応の審査結果が記載してある。審査対象には「使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策」があげられている（477頁）。以降の各項目についての審査内容の記述では、この対策は出てこない。これは397から407頁の「4-4.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備及び手順等」に記載している審査が、テロリズムへの対応としての審査としても十分であると規制委員会は判断していると理解する。（使用済燃料貯蔵槽は、使用済燃料プールとも記される。）その「4-4.11」では、「使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失（以下「想定事故1」という。）し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因（以下「想定事故2」という。）により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等を整備することを要求している。（398頁）」とある。第207回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の配布資料「柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対策の有効性評価について」とその補足説明資料の記述によれば、想定事故1は使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失により崩壊熱でプール水温が上昇し蒸発により水位が低下する事故である。想定事故2はプールからの水の漏洩により、水位が低下する事故である。東京電力の事故想定では、事故想定1の崩壊熱での蒸発は事故発生から約7.5時間後から始まり約19立方メートル/時間、事故想定2の水位プールからの水の漏洩量は約70立方メートル/時間である。故意による大型航空機の衝突、弾道ミサイル弾頭の着弾では、原子炉建屋の使用済燃料プール自体が損傷する事が想定される。その損壊によりプールのヒビや破損口や、配管の切断が生じ、それらからの漏洩が起これと考えられる。その漏洩量が東電の事故想定2の約70立方メートル/時間であるとは限らない。約340立方メートル/時間ならプールの保有水（6号機約2085立方メートル、7号機約2214立方メートル）は、約7時間で抜け切る。使用済み核燃料の有効長頂部までの保有水（6号機約1597立方メートル、7号機約1673立方メートル）は約4.9時間で抜けその後は使用済み核燃料は水面上に出る。むろん、代替注水系によるプールへの注水の手順が定められている。常設のMUWC復水補給水系の電動ポンプ2台で300立方メートル/時間か、消火系ポンプの177立方メートル/時間か、A-1ポンプ規格消防車の168立方メートル/時間か、A-2ポンプ規格消防車の120立方メートル/時間の注水の何れかが可能である。また外部から放水、放水銃による放水を行うと東電はしている。（「柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応について」第288回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の配布資料1の2.1-8頁）原子炉建屋の使用済燃料プール自体が損傷する事が想定される事態では、原子炉建屋の最上階のオペフロ・オペレーションフロアまで人がいけないことも想定される。建屋内に入って、ポンプ類への燃料補給や修復ができないことが想定される。外部から持ち込まれる消防車や放水銃に頼ることになる。消防車などの原子炉建屋接近に、故意による大型航空機の衝突、弾道ミサイル弾頭の着弾する状況では、特有の困難が考えられる。一つは航空機の燃料などによる大規模火災、一つは不発弾頭や散布されるであろう時限信管をつけた子爆弾の処理があげられる。大規模火災対策は、審査されている。爆弾処理は、もとより事業者・東京電力の手に余ることは、明白である。自衛隊などの政府機関に連絡通報し、任さざるを得ない。しかし、処理作業終了し消防車などが接近できるまでの間の使用済み核燃料プールの水位低下には、事業者・東京電力が対処する技術的能力を有しており、対処すべきである。これは、審査されていない。審査をやり直すべきである。続く</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1012E 1	<p>原発の耐震基準を設定することは科学的に不可能です。原発の安全を保証する科学的な手段は存在しません。松田の式や入倉の式、武村の式はそのデータから求めた標本回帰式です。松田のデータや入倉のデータ、武村のデータだけを表す式です。地震全体の極々一部を表す式に過ぎません。未来の地震がその式に従って起きることは有りません。未来の地震が予測出来ないのですから耐震基準の設定には使えません。松田の式、入倉の式、武村の式、その他無数の標本回帰式が集まって地震全体の法則を表す母回帰式になります。未来の地震もこの法則に従って起きますから未来の地震は予測出来ます。従って耐震基準の設定に使えます。しかし母回帰式の答えは推定平均値です（統計学の公理）、平均値ですから耐震基準の設定に使えません。耐震基準の数値を平均値で与えられても設備の設計は出来ません。推定値ですから一個の確定した値ではありません。「過去のデータから推定して答えはこの範囲にあるはずだ」というある幅を持った推定値です。母回帰式の答えは A ではなくて、<math>A \pm</math> にある確率 95%と表す推定値です。一個の値を取りませんから計算することは出来ません。回帰式が技術計算に使えるのは分析機器の検量線のようにデータが直線状に並ぶ時だけです。この時は答えが平均値であることもある幅を持った推定値であることも無視できます。地震の様な複雑な自然現象から求めた回帰式は推定域の幅が広すぎて計算する意味がありません。松田の式は過去のデータを基に作りました。松田はそのデータから式を求めただけです。未来の地震も松田とは無関係に起きます。松田の式で未来の地震を予測出来るはずはないのです。松田の式で未来が予測出来るのなら松田は紙の上に一本の線を引いただけで未来の地震をコントロールできる事になります。松田は神様ではありません。松田の式は「地震の大きさは活断層の長さで一義的に決まる」です。しかしグラフを見ればそれは間違いだと分ります。活断層長さ 10km では過去の地震は M6.8 と M7.3 です。松田の式では M6.5 ですから、地震の大きさは活断層長さで一義的に決まっています。松田は M6.5 が最大の地震だとしてこれを基に耐震基準を決めます。松田は 7.3 よりも 6.5 が大きいというキチガイです。過去に起きたことは未来にも起きます。それが過去のデータを使って未来を予測する基本原理です。未来にも M7.3 の地震は起きます。M7.3 の地震は耐震基準の基にした M6.5 の地震の 16 倍の保有エネルギーを持ち、震動強度は 2.5 倍です。設備強度は耐震基準の 2.5 倍無ければ耐えられません。原発の耐震基準は必ず実際の地震で超えられるように設定されています。「明日の 10 時に貴方は何をして居ますか？」の問いに答えることは不可能です。未来は常に不確実です。松田の式で「活断層長さ 20km の時は最大 M7.0 の地震が起きる。23km の時は最大 M7.1 の地震が起きる」とピンポイントで予測出来るはずはありません。地震学者はグラフを見れば一目で判る「松田の式の答えは最大値」という嘘を 40 年間言い続けました。松田の真似をして入倉も武村も式の答えは最大値です。彼らの科学論文は酷いものです。文章では最大値と言い、グラフは平均値を表しています。科学論文はデータから求めた理論を主張するために書きます。地震学者は科学論文の書き方も知らず、読み方も知りません。科学者ではありません。狂気の阿呆集団です。規制委員会自身が原発の耐震基準の数字は当てにならないと証明しています。松田の式入倉の式武村の式どの式を使うかで耐震基準の数字は全く変わってしまいます。東京新聞(2016.7.28)によれば、前規制委員長代理の島崎邦彦東大名誉教授の「大飯原発のように断層が垂直に近いと、関電の式(入倉の式)では地震動を数分の一に過小評価している。武村の式を使うべきだ」との指摘を受けて、規制委員会事務局で計算しました。規制委員会事務局は関電と同じ計算をしたが、半分以下と大きな開きが出た。「関電とは地震波を合成する際のプロセスが異なる為ではないか」と釈明している。この事は「どの式を使うかで数値に数倍の開きが出る上に、計算過程の一部の式を入れ替えるだけで数値は半分以下になる」ことを示しています。「計算の過程で多くの値が使われて、どの値を取るかで結果はいかようにも出せることと、規制委はそれを見ていないこと」が判ります。そんな数値を使って作った耐震基準に意味があると考え人は異常です。規制委は安全審査書類の中身は見ないで合格を出す無責任ぶりです。</p>
1012E 2	<p>柏崎刈羽原発 6・7 号機再稼働にあたっては、「免震重要棟」としての機能がない、運営事業者である東京電力の原発の安全に対する姿勢がなされていないことにより、再稼働をすべきではないと考えます。ご存知のように「免震重要棟」は重大事故時の現場での指揮所となる場所です。しかしながら、柏崎刈羽原発では津波で使い物にならなくなる場所に設置し、代わりに免震構造でない緊急時対策所を 5 号機内に設置しているとのこと。あの 3・11 を思い返すと、そのような事はあってはならないこと。また、東京電力の事業者としての運営姿勢も、度々の事故隠しや判断ミス、福島原発事故処理もきちんとやれていないなど、運営事業者としては問題があります。ぜひ、再考していただき、柏崎刈羽原発 6・7 号機は再稼働されないようお願いするものあります。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1012E 3	<p>本案件には反対です。（ページ） 全てのページ（反対理由）原子力発電の規制基準は、システムとしての原発が安全に稼働することで、地域住民の健康と安全を守るためのものと考えます。しかるに、今回の新規規制基準の審査の中ではこれまで通り、事故発生時避難経路と避難の態勢について論議もされず、地方自治体の施策についての検討も行われていません。現在公表されている避難計画は文書だけで実効性のないものであります。規制委員会は避難計画について審議すべきであります。</p>
1013E 1	<p>本「審査書案」に反対します。反対箇所： 基本的に全ページです。（意見・理由）1．すべての原発再稼働より、福島原発事故の原因究明がまずもって最優先されるべきです。原発企業グループは、そのことを一貫して無視、後回しにしています。2．避難計画が一貫して適合性審査から除外されています。市民の意識は最大ここにあります。電力が足りるかどうかは約6年間の実績からも明らかのように、問題とはなってきました。3．避難基準の指針作成まで原子力規制委員会の範疇としながら、避難計画の作成は自治体任せになっており、避難計画を誰も検証できる枠組みがありません。原子力規制委員会の設立主旨は、原発推進側の論理に影響されることなく、第一に国民の安全を確保することにあります。そして、原子力災害対策指針では住民の視点に立った防災計画を策定することと定められ、原子力事業者と地方自治体超を指導する立場とされています。原子力規制委員会が避難計画について指針だけ定めれば良いというのはあまりに無責任であります。世界最高水準をいうのなら、適合性審査において避難計画を検証の対象とすべきであります。以上のような、非常時での国民の安全・財産保持ということを他人任せにした（基準合格）による再稼働は認められません。この審査書案に反対します。</p>
1013E 2	<p>添付1：申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)3ページについて、4.(2)に「確約した取り組みは安全文化の醸成に関わる事柄であることから、原子炉等規制法-保安規定に明確に記載されるべきもの」とありますが、従来、保安規定は技術的な項目について記載しているものであり、「安全文化の醸成」といった数値化の困難なもの(保安規定には、遵守すべき具体的な数値を記載しています)について保安規定に記載することには無理があるのではないのでしょうか。事故を起こした事業者に対する認可を他の事業者に対する認可と差別化するため、あえて無理な要求を事業者に対してしているようにも思います。本件とは直接関係ありませんが、現状の保安規定には「品質保証」に関わる記載がありますが、個人的にはこの記載も無理があると思います。</p>
1014E 1	<p>事業者の適格性の審査結果について、大きな疑問があります。東電には原発を運転する資格はありません。規制委員会から実績を示せといわれながらも、東電は実績を示せませんでした。むしろ東電のひどい実績であれば、いくらでも上げることができます。不正、虚偽、隠蔽。東電は平気で嘘をつく会社です。今回の資料に添付された7つの論点に対する回答をみても、それは明らかです。例えば、論点2への回答では「今後追加で安全対策が必要となる場合には、私の責任で資金を確保いたします」とあります。続く論点3への回答では「わたしは安全性をおろそかにして経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決していたしません」とあります。このふたつの回答をなんの矛盾もなく、平気で書いてしまうところに、東電の嘘つき体質が表れていると痛感します。東電は政府がたてた新々総合計画で、柏崎刈羽原発の再稼働を求められています。その目的は年間5000億円もの利益を作り出し、福島事故の後処理費用に回すためです。東電は原発を運転してきた事故前でも年間5000億円の利益を上げつづけたことはありません。そして福島事故の賠償費用について、全国の原子力事業者が一般負担金として負担してきています。それでも足りないのに、新規参入の電力事業者からも託送料として負担をする制度をつくらうとしています。大変な経営状況にある会社が、年間5000億円の利益をあげるために、柏崎刈羽原発の再稼働に踏み切ろうとしているのに、こんな回答を平気で書いてくるのが東電という会社です。これこそが東電の嘘つきの実績なのです。安全を経済より優先するといのであれば、絶対に柏崎刈羽の再稼働はできないはず。申請を提出することもできないはず。東電の嘘にもう2度とだまされたくありません。東電に原発を運転する資格はありまへん。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1014E 2	<p>私は、この（審査書案）に同意できません。（意見）（１）再稼働よりも、福島原発事故の原因究明と再発防止が最優先で、これがなされていない現状では、再稼働は認められません。（２）避難計画を適合性審査における検証の対象とすべきであると、このことは一貫して審査の中で取り上げられることはありません。（３）地震想定が甘いと考えます。専門の方が常々言われるように、基準地震動は平均像にすぎず過少であると私もそのように考えます。想定外の地震にも耐えられる耐震設計に見直すべきだと考えています。専門的なことまでは十分わかりませんが、（福島原発）をあるがままにするこのような再稼働には同意できません。（基準ありき）では納得がいきません。以上です。</p>
1014E 3	<p>今回の審査では、たとえば核燃料が溶け落ちて下のライナーで止まるというような事故も想定されています。このような事故がおきた場合には、当然当該原発は廃炉になり、溶け落ちた核燃料デブリを回収、処分するためには、従来の廃炉費用をはるかに超える費用がかかると予想されます。原発を再稼働するためには、この審査書で検討されている過酷事故の後処理にどれくらいの費用がかかるのかも試算して、その費用の手当がなければ、再稼働はできないようにするべきです。福島事故の後処理で大変な費用負担を強いられている東電にはそんな余裕がないことははっきりしています。東電に原発を再稼働する資格はありません。</p>
1014E 4	<p>荒浜側の防潮堤が、大地震がきたら、流動化でもたないということは大問題です。今回は6、7号機の審査なので、関係ないと説明されていますが、とんでもないとおもいます。そもそもなぜそんなもたない防潮堤をつくったのでしょうか。その責任がまず追求されるべきです。そして荒浜側から津波がやってくれば、地下水位があがって、当然6、7号機の地下にも水が入ってきます。防潮堤がもたないような地盤の弱いところに原発を立てたことがそもそも間違っていたのです。荒浜側の基準地震動の上下の大きさは1000をこえており、つまり重力を超えます。固定されていない可動式のものなどは、浮き上がって落ちてくることになります。このような地震動に耐えられるものが存在するとは思えません。東電がいますぐすべきことは、6、7号機の再稼働ではありません。福島原発はもちろんですが、危険な柏崎原発の1から4号機を早急に廃炉にすることが急務です。なぜ東電は再稼働を急ぐのか、まさに安全性より経済性を優先している何よりの証拠です。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1015E 1	<p>201710110000453965 の続き故意による大型航空機の衝突、弾道ミサイル弾頭の着弾では、原子炉建屋の使用済燃料プール自体が損傷することが想定される。その損傷によりプール保有水の漏洩がおり、消防車など代替注水系の注水量より多いとプール水位が低下する。使用済み核燃料の有効根量頂部よりも低くなると、燃料溶融メルトダウンが起こりうる。使用済み核燃料の有効長頂部までの保有水は、6号機約1597立方メートル、7号機約1673立方メートル。（第207回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合提出資料 1-3-1 000100445.pdf の添 4.1.1-2 頁の記述より）損傷による漏水口の大きさが約53平方cm（プール総底床面積の約0.002%）で漏水量が300立方メートル/時間なら、代替注水系による注水がなければ6号機は約5時間20分後、7号機は約5時間35分後には使用済み核燃料が頭を出す。MWC復水補給水系の電動ポンプ2台で300立方メートル/時間の注水なら、注水開始の時点の水位に保たれる。しかし消火系ポンプの177立方メートル/時間ならば漏水量は123立方メートル/時間に減り、その速さが40%に、A-1ポンプ規格消防車で168立方メートル/時間注水なら速さ44%に、A-2ポンプ規格消防車で120立方メートル/時間の注水なら速さが60%に落ちるが続き、使用済み核燃料は頭を出し徐々に露呈長が長くなる。水上に出た露呈部分は崩壊熱で高温化し燃料溶融メルトダウンにむかう。（代替注水系の注水量は、提出資料 1-3-2 000100442.pdf の136頁の記述より）このように、代替注水を一刻も早く行う必要がある。故意による大型航空機の衝突、弾道ミサイル弾頭の着弾で原子炉建屋の使用済燃料プール自体が損傷する事が想定される事態では、建屋内に人が入って、ポンプ類機器類の操作、修復、燃料補給や修復ができないことが想定される。注水口のある原子炉建屋の最上階のオペフロ・オペレーションフロアまで人がいけないことも想定される。外部から持ち込まれる消防車や放水砲に頼ることになる。消防車は建屋壁にある接続口付近にまで近接しなければならない。放水砲は原子炉建屋から約82mの範囲内で仰角50度以上で設置しないと建屋トップ（屋根トラス）まで放水できない。直状放射で放水しても建屋での到着点では霧状になっていると東京電力は言っているので、放水量の内どれ位がプールに入り注水量になるか不明である。（放水砲については、第288回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の配布資料1 000128013.pdf の添付資料 2.1.13 より）消防車などの原子炉建屋接近に、故意による大型航空機の衝突、弾道ミサイル弾頭の着弾する状況では、航空機の燃料などによる大規模火災、不発弾頭や散布されるであろう時限信管をつけた子爆弾の処理といった特有の困難が考えられる。大規模火災の消火に掛かる時間や爆弾処理に掛かる時間（自衛隊など処理を行える部隊の発電所到来の時間、処理作業の時間など）により予想される消防車などによる注水開始予想時刻、注水量と、プール漏水量によって、水位と注水開始後の水位経過が決まる。漏水量が先程の300立方メートル/時間なら、先程のタイムテーブルで事態が進む。消火作業や爆弾処理がとても短くて済み約12～24時間後に注水開始の見通しだとする。注水はプール全体、使用済み核燃料全体を冷ますために、スプレー散水だろう。続く</p>
1015E 2	<p>受付番号 201710140000454424 の続き6号機のプール保有水の総量は2085.14立方メートル、7号機は2214立方メートルだから、保有水が全く無くなっている。使用済み核燃料の頂部は6時間半～18時間も露呈して、高温化している。東電の想定では、約3240体の使用済み核燃料集合体がプール中にある。その内の870体が10日間水冷却されたが崩壊熱の多い（約16トンの水を1時間で蒸発させる熱量）定期検査時取出し燃料。その頂部は特に高温だ。（資料 1-3-1 000100445.pdf の添 4.1.1-4 頁の記述より）そこに冷水がスプレー散水されるから、サーマルショックなどで燃料被覆管が破れる破損が起こる。そして使用済みの核燃料ペレットやその破片が出て飛び散ることになる。それらは、放射能の塊だ。そして使用済み核燃料プールの損傷口から、注水された水とともに原子炉建屋内に流れ出ることになる。TMI-2事故炉で事故炉配管で起きたことが、原子炉建屋全体、6、7号機R/B全域で再現される。TMI-2では燃料の98.9%は回収されたが、約1100キロは回収できず、嵩でミカン箱で11個くらい分の使用済み核燃料ペレットが、蒸気発生器や一次冷却水の配管の中にある。（烏賀陽 弘道 著、原発事故 未完の収支報告書 フクシマ2046 より）それに似た状況が建屋内に再現する。そうなれば、ポンプ類など機器類や弁の操作、修復、燃料補給などに建屋内に人が入ることが事実上できなくなる。対策としては、3サイクル・約49か月間水冷却をした使用済み燃料1420体をプールから取出し、離れた場所に建設する乾式保管・空冷保管の施設に移す。空いた場所を利用し崩壊熱の多い定期検査時取出し燃料を保管する2重の容器を設置するといったことが考えられる。こうした、故意による大型航空機の衝突、弾道ミサイル弾頭の着弾などで起こるであろう事態を論議し審査していない。対策していない。審査をやり直すべきである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1015E 3	<p>この意見提出は科学的、技術的意見に限られるということですが、かまなく提出いたします。規制委員会の議論において東京電力の適格性についてさかんに議論がされてきましたが、専門家と一般国民との考え方に相当乖離があるように感じられます。まず、福島第一原発における廃炉についてですが、廃炉に真摯に取り組んでいることは理解できますが、そのことと実現性とは別だと思えます。少なくともデブリの取り出しが実施できるまでは、廃炉完了の判断は下せないのではないのでしょうか。また、東京電力の姿勢ですが、例えば福島第二原発についていまだ態度を明確にしません。例え再稼働が可能な状況であっても、すぐ近くにいつ廃炉が終了するかわからない第一原発がある状況で、廃炉を明言できない東京電力の姿勢に適格性があると言えるのでしょうか。柏崎刈羽原発の再稼働を認めることは福島第一原発の事故の責任がかなり低下することになります。数十年たてばあの事故は不可避の事故であったと証明されてしまうでしょう。今回の審査合格はそのことを後押しする結果となるでしょう。</p>
1015E 4	<p>本「審査書案」に反対します。反対箇所：基本的には全ページです。（意見・理由）1．すべての原発再稼働より、福島原発事故の原因究明がまずもって最優先されるべきです。原発企業グループは、そのことを一貫して無視、後回しにしています。2．避難計画が一貫して適合性審査から除外されています。市民の意識は最大ここにあります。電力が足りるかどうかは約6年間の実績からも明らかのように、問題とはなってきました。3．避難基準の指針作成まで原子力規制委員会の範疇としながら、避難計画の作成は自治体任せになっており、避難計画を誰も検証できる枠組みがありません。原子力規制委員会の設立主旨は、原発推進側の論理に影響されることなく、第一に国民の安全を確保することにあります。そして、原子力災害対策指針では住民の視点に立った防災計画を策定することと定められ、原子力事業者と地方自治体超を指導する立場とされています。原子力規制委員会が避難計画について指針だけ定めれば良いというのはあまりに無責任であります。世界最高水準をいうのなら、適合性審査において避難計画を検証の対象とすべきであります。以上のような、非常時での国民の安全・財産保持ということを他人任せにした（基準合格）による再稼働は認められません。この審査書案に反対します。</p>
1015E 5	<p>柏崎刈羽原発は地震により、配管がズレ、火事が起こり、配電盤もあわやのところで大損傷が起きる事故がありました。その後、それに対する反省のないまま、福島第一原発の過酷事故により、チェルノブイリに匹敵するかそれ以上の放射性物質を撒き散らす大惨事を東電は引き起こしました。福島第一原発が地震そのものによって、大きな損害を受け、格納容器損傷が起きた可能性が高く、その検証がされず、安全審査に反映されていないのが日本の不幸です。地震によって地下のパイプなどが損傷した場合、復旧作業は無理です。必ず、大事故につながります。だから、地震が起こりうる場所では全ての原発を止め、速やかに廃炉にすべきです。特に福島第二原発と柏崎刈羽原発は真っ先に廃炉にすべきです。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1015E 6	<p>審査書 P 150、176、202、371 他 格納容器ベント操作全般格納容器ベント時のサブプレッションプール水挙動格納容器圧力逃がし装置や耐圧強化ベント系の審査に際しては、ベントを行うタイミングで減圧に必要な流量（その時点の崩壊熱相当の流量）以上に系統流量が流せるかどうかという片側の側面からの審査しか行って着ていません。しかし、相反する観点の側面として系統流量が大きすぎると、減圧速度が大きくなりすぎて圧力抑制室全体に減圧波(Decompression Wave)の影響が及び大きなプールのスウェルが発生することが米国で懸念されています。こうした視点での審査が行われた形跡がありません。米国では類似の機能の系統として US-ABWR の格納容器過圧防止しすてむ(COPS) の再設計の際、こうした観点での検討・評価が行われており「MFN 16-001 ABWR COPS Redesign - ABWR DCD Revision 6 Markups」に至る一連の図書が公開されています。高い比エンタルピーの領域まで格納容器ベントを我慢する日本式のベント手順の場合はサブプレッションプール水はほとんど熱的な飽和状態にあります。この状態からベントラインを解放して急激な減圧を行う際にはプール水の flash 挙動やプールのスウェル現象等の詳細検討が必要です。ベントを開始した際の圧力低下でプール水が flash する現象の影響はどの程度のもものと評価していますか？ 減圧を目的としてサブプレッションチェンバ側から圧力を抜いて行くプロセスでは、ドライウェル川からの蒸気や窒素が水平ベント管を抜けて気泡となってベントクリアーする現象が必ず発生しステップ状の圧力低下が生じます。こうした圧力変化の前までに循環冷却等によってプール水温を下げサブクール度をある程度確保しておかないと急激な減圧現象に伴う大きな flash やプールのスウェルが発生します。こうした現象に対する配慮はされているのでしょうか？ ベント系の主流路上に流量制御に適した型式（グローブ弁等）が組み込まれていますか？ サプレッションチェンバの内の様子はもくしできません。過大なプールのスウェルを防ぐため運転員はどんなパラメータを見ながら何を判断基準としてどのバルブを操作するのか？こうした観点から、高い圧力、高いプール水温でベントした際のプール水挙動や施設影響について基本設計として設置許可段階で検討・審査しておく必要があります。</p>
1015E 7	<p>神戸製鋼の品質数値改ざんに、大変驚いています。素材の性能は、原発の安全性に深くかかわることです。福島で事故で、原発事故の大変さを思い知らされました。神戸製鋼の素材がどこにどのように使われているか、どうかしっかりと調べてください。そして、その影響も。原子力規制委員会は、使用素材の性能が誤魔化されていたという想定で、この審査書案を作ったわけではないのは、発表時期を見ればわかります。日本国にとって重大な事柄なので、この神戸製鋼問題に関して、是非とも丁寧できちんとした仕事をしてくださるよう、心からの願いです。</p>
1015E 8	<p>大津波対策の要の防潮堤が地盤の液状化のために大地震に耐えられない。免震重要棟が基準地震動大地震に耐えられず使用できない。また、そのことに関して虚偽の説明を行っていた。免震重要棟の代わりとして使用する緊急時対策所は近接する原子炉建屋内にある。原子炉設置変更許可申請に対する審査結果は容認できない。また、虚偽の説明を行う東京電力を原子炉設置者として適格であるとは認められない。</p>
1016E 1	<p>私は、この審査書案に反対します。（意見）この原発再稼働に関するパブリックコメントは、（主として技術的な内容と件）に対する評価と意見を求めておられるのですが、そもそもそれが妥当ではないと考え、再稼働そのものに疑念を持つからです。当然、原発の再稼働については”技術的”な側面からの判断と評価が重要であることは十分理解しますが、現実の話が、福島での事故の原因と経過の究明が未だに未解決であるのに加えて、世間で問われている、”原発”の使用済み廃棄物の処理の技術的・経済的・社会的な評価と判断が、技術者にとっても答えが出しえない現状があるからです。日本に限らず、全世界的な課題であります。この現にある技術的諸問題すら後回しにして、最新の（技術的基準）合致への個別・全般評価を行うことが最優先され続けられていることが問われていると考えます。私は、素人ながらも、その技術的解決見通しはないと考えています。それを踏まえれば、このパブリックコメントでの妥当性評価を求めることに難があります。パブリックコメント自体に異論をもつものではありません。技術的評価とともに、人命と健康にかかわる事項についての可否の意見は同等以上に重要なものだと考えます。避難計画の策定と、どこがその責任を持って進めるかということ、そしてその避難計画の（技術的・社会的）内容と妥当性も同じく、規制委員会によって同等に評価されるべきです。以上の理由から、私は、繰り返しますが、この（審査書案）が、基準に適合するかどうかの一点に絞って検討されていることに疑義を持ちますので、したがってそこから生まれている、合格案には反対します。あくまでも、住民の安全面を最優先にしたものでなければなりません。以上、この審査書案に反対の意見です。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1016E 2	<p>「審査書案」に同意できません。（対象） すべてのページ（意見）1）防災・避難計画は未だできていないとはいえません。大地震・大津波、大雪、豪雨、台風、火山噴火などの自然災害と重なれば、避難すること自体が危険であり命がけとなります。障害物が散乱し、通行不能になります。2）インフラの実情に照らし合わせれば、物理的に有効な避難ができるかが疑わしいと考えます。災害弱者が取り残される危険が予測されています。3）他の原発審査でも、対策が示されていません。4）原子力規制委員会は、防災・避難計画にも責を負う体制にしなければならないと考えます。5）避難指示は、重大事故の進展状況を判断して適切かつタイムリーに発せられなければなりません。したがって、原発の運転状況・放射性物質拡散予想・避難指示を統括する責任を原子力規制委員会が負うべきであります。6）防災計画は、立案するだけではなくて、地元住民総出の訓練を積み重ねなければ有効な対策になりません。7）避難計画の策定は、地方自治体に課されることになりました。しかし— 民間事業者のためであるから、避難所等の整備は事業者〔電力会社〕が担うべきであり、少なくとも必要な経費は事業者負担とすべきであります。8）地元合意のプロセスも、法的に確立したものを作らなければなりません。以上のように、過酷事故時の住民避難に関して考慮されておらず、自治体に丸投げであり、再稼働の審査とは言えません。従い、本「審査書案」に異議を申し立てます</p>
1016E 3	<p>柏崎刈羽原発審査「適合」に反対水位管理のミス、またそれに長期気づかなかった体制、福島第一の事故原因の解明や検証がなされていない、近隣住民の避難計画が判断に含まれていない、事故時の賠償の備えがない、...など数えればきりが無い程の重要な不備があるにもかかわらず、東電の「福島を焼くやりにやめる」という一片の文書だけで再稼働のお墨付きを与えることにおおいに疑問。原発に関する今までのパブリックコメントにしても、多数の反対意見があるにもかかわらず検討された痕跡も無い、手続き上の通過点として形骸化させている。長期的にあらゆる危険性を排除せず、事故器の検証も加え、言葉だけの約束ではなく実行性を正しく判断することと、政府の方だけを向いた規制委の体質の改善、私情のない委員の選定を望む。</p>
1016E 4	<p>福島での原発事故の影響によって避難している何万もの人々がいること。福島の人々の命や人生を奪ったことについて東電や今の政府は責任を果たしていないこと。福島を中心にして食材 土壌 資材（カーテン 子供の靴 スズメバチと巣 海洋調査）の結果セシウム件数は驚くほどです。まして子供の甲状腺の病気は子供たちの未来にかかります。こんなことがわかっているのに原発を進める行政は健康で人権を尊重される憲法で保障された市民のものではありません。原発は廃止しなければなりません。</p>
1017E 1	<p>東電福島第一原発事故はいまだに収束しておらず、多くの被害者たちが苦しい状況に置かれています。どのように考えても、東電に運転資格があるとは思えません。</p>
1017E 2	<p>事故は絶対起きませんと捺印誓約もしていません。それは福島第一原発事故の責任を前社長らが取っていないからです。事故が起きたとき誰がどのように私財を投じてやるのか？幹部は先頭にたつて被爆しても収束に対処するのか明確にしてください。</p>
1017E 3	<p>東電の柏崎刈羽の立地点は砂地で軟弱、重要免震棟も立てられません。これが原子力規制委員会で石渡委員も再三意見を言っていました。ところが10月の定例会議ですべて認められません。論議もされませんでした</p>
1017E 4	<p>私はこの審査書案に反対します。（意見、理由） 加圧水型に比べて格納容器が小さい沸騰水型の原発では、ベント設備を義務付けてはいるものの、放射性物質の放出は大幅に減るもののゼロにはなりません。今後東電が導入するような格納容器の冷却装置の設置の確認は、どこで担保されるのですか？ 実施される前での了解は認められません以上が反対意見です。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1017E 5	<p>水があふれ出ること「いっ すい・溢水」という。国土交通省では、川などの水があふれ出ること全般に「溢水」。堤防のあるところでは「越水・えっすい」を使い、堤防がないところでは「溢水」を使っておりやや混乱している。原発では、津波など施設建屋外部からを外部溢水、施設内からを内部溢水と使い分けことがある。審査書（案）で「3 - 7 溢水による損傷の防止等（第9条関係）」で扱い、109頁からの118頁に記載してある。審査対象に「5. 溢水防護区画を内包する建屋外で発生した溢水に対する流入防止に関する設計方針」を挙げているから、内外区別していない。法的には「施設内における溢水が発生した場合においても安全施設の安全機能が損なわれないように設計することを要求」「施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないように設計することを要求」（審査書（案）109頁）とある。溢水による損傷の防止する安全施設は「原子炉の高温停止、低温停止を達成し、これを維持するために必要な設備、放射性物質の閉じ込め機能を維持するために必要な設備並びに使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な設備」を挙げている。（審査書（案）109頁）そして溢水を4分類している。溢水として、（1）破損による溢水、（2）消火水等の放水による溢水、（3）地震による溢水及び（4）その他の要因による溢水である。故意による大型航空機の衝突、弾道ミサイル弾頭の着弾による原子炉建屋の使用済燃料プール自体の損傷での漏水・溢水は、字面から（1）破損による溢水に当たり、常設の消火系ポンプや消防車など代替注水系による注水の漏水・溢水は、（2）消火水等の放水による溢水に当たると考えられる。事業者・東京電力は（1）破損による溢水は、溢水源として配管の破損箇所をあげている。弁閉鎖などでの漏水箇所の隔離までに必要な時間「隔離時間」に、配管の破損形状を考慮した流出流量を乗じて溢水量を算出している。（2）消火水等の放水による溢水は、単位時間当たりの放水量と最長3時間の放水時間から溢水量を設定している。溢水する時間は、消火栓からの放水時間の3時間に設定されている。規制委員会はこれで良しとしている。故意による大型航空機の衝突、弾道ミサイル弾頭の着弾によるプールの壁面や底面の損傷は検討の対象外である。それらに穴・破損口が空き、漏水・溢水は考えられていない。プールの壁面や底面の損傷口の大きさは、予測不能である。しかし、プールへの注水に用いるポンプ毎にある注水上限を目安に区分けして、対応を検討できる。6、7号機はMUWC復水補給水系ポンプの注水量300立方メートル/時間が最上限、消火系ポンプの177立方メートル/時間が次上限、A-1ポンプ規格消防車の168立方メートル/時間が次々上限、A-2ポンプ規格消防車の120立方メートル/時間が最下の上限となる。損傷口からの漏水・溢水量が300立方メートル/時間を超えるならば、いずれのポンプを用いてもプール水位の低下は緩和するだけである。300立方メートル/時間ならば、MUWC復水補給水系ポンプを用いられれば停止する。それ以外のポンプしか使えないならば、低下を緩和するだけである。漏水・溢水量が300～177立方メートル/時間ならば、MUWCポンプを用いられれば水位は回復。MUWC以外ならば水位の低下は緩和。177立方メートル/時間ならば、MUWCポンプでは水位は回復。消火系ポンプで水位低下は停止、消防車なら緩和。漏水・溢水量が177～168立方メートル/時間ならば、MUWCポンプと消火系ポンプでは水位は回復。消防車では緩和。168立方メートル/時間ならば、MUWCポンプと消火系ポンプでは水位は回復。A-1ポンプ規格消防車で水位低下は停止、A-2ポンプ規格消防車なら緩和。168～120立方メートル/時間ならば、MUWCポンプと消火系ポンプとA-1ポンプ規格消防車では水位は回復。A-2ポンプ規格消防車では緩和。120立方メートル/時間より小さければ、いずれのポンプも水位は回復する。このように、使用済み核燃料を包むプール水位低下は使用できる注水ポンプによって緩和、停止、回復の何れかの経過をたどるが、漏水・溢水はどの場合も続く。使用済燃料プール自体の損傷が修復されない限り、続く。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1017E 6	<p>201710170000454620 の続き事業者・東京電力は修復のために、ステンレス鋼板、シール材、接着剤及び吊り降ろしロープを用意して、漏えい部へのそれら鋼板の設置等を行う方針を立てている。その効果は「不確実性はあるものの、大量の水の漏えいを緩和する手段となり得る。」と事業者・東京電力自ら認めている。（審査書（案）406頁）つまりその設置に成功し、損傷口の例え9割を閉鎖し大量の水の漏えいを緩和えたとしても残る1割の損傷口からの漏水・溢水は止まらない。永続的に続く。消火系ポンプや消防車などによるプール注水でプール水位の低下は緩和、停止、回復するが、事業者・東京電力自ら認めているように水位の低下は緩和、停止、回復するが、鋼板の設置等しても損傷口から漏水・溢水は止まらない。この溢水は、床ドレン、開口部、扉等を経路として安全施設のある溢水防護区画に流入することになる。その漏水・溢水には、使用済み核燃料の使用済み燃料ペレットやその破片が、つまり放射能が含まれると考えられる。故意に衝突した大型航空機やその破片部品、着弾した弾道ミサイル弾頭やその破片は、プールの壁面や底面に損傷を与える際に中にある使用済み核燃料棒を破損するだろうからである。破損した燃料棒から使用済み燃料ペレットやその破片が出るだろう。それが漏水・溢水に混じっている。第9条第2項で管理区域外へ漏えいしないよう要求している、放射性物質を含む液体である。この溢水は、床ドレン、開口部、扉等を経路として安全施設のある溢水防護区画に流入することになる。流入する漏水・溢水で溢水防護区画は、溜まる水で水位が上がり続ける。プール破損口から漏水・溢水が永続的に続くから、水位は上がり続ける。防護対象の安全設備の機能が損なわれるおそれがある高さ「機能喪失高さ」を、やがて上回ることになる。設備は没水する。事業者・東京電力は防護対象設備の周囲に浸水防護堰を設置する等の個別的策や、多重性又は多様性を有する防護対象安全設備は同時に没水により機能が損なわれない別区画に設置するなどの策を、没水にたいして採るとしている。（審査書（案）114頁）しかし、使用済み核燃料プールは4階にあるからプールの壁面や底面の損傷口は、安全施設のある溢水防護区画よりも上にある。そこからの漏水・溢水は永続的に続くから、いずれ浸水防護堰は越水されるし、多重性又は多様性を有する防護対象安全設備を設置した別区画にいずれ流入し、安全設備は没水することになる。建屋内の区画が、全て没水して区画外に流れ出て来るのではないか？その水には、破損した燃料棒から使用済み燃料ペレットやその破片が、放射性物質が含まれている。第9条第2項で管理区域外へ漏えいしないよう要求している、放射性物質を含む液体・水である。審査書（案）の「5 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」では、使用済み核燃料プールの損傷による溢水を論議、検討した審査が全く無い。審査不足であり、やり直しを求める。</p>
1018E 1	<p>東電は当該原子炉を再稼働する事が収益計画の重要な柱と幾度も言明しているが、そもそも原発を経営の中核に据えていること自体が電力会社として致命的に間違った判断である。福島第一原発の収束見通しもいっこうに立っていない状況で、事故の検証も進んでいないのに、どうして安全性が担保されたと思いつく事が出来るのか到底理解の範疇を超えている。原子炉内部のデブリの状態も全然判らない状態で事故後6年余りが経過したが、福島のと酷事故（人災であることは誰が観たって明白）で明かになった教訓は核を人間が完全に制御するのは不可能ゆえ核と人類とは共存出来ないという当たり前の事実を改めて人類が確認したという事ではないだろうか。であるならば、一企業の利益追求の為に国民が予測不能なリスクを負わされる理不尽な原発再稼働をよりによって過酷事故を引き起こした当事者である東電に認める事は絶対許容できない。</p>
1018E 2	<p>私はこの審査書案に反対します。（意見、理由）東電が経済性より安全性を優先し、（福島第一原発の）廃炉作業をやり遂げる覚悟を確認した。とありますが、私だけではなく国民の大半は、これまでの東電のなしたことにまったく納得していません。国民の大半が知っての通り、東電の隠ぺい体質は温存されています。また、非常時の電源喪失対策】について、全交流電源喪失時から電力供給までの原子炉格納容器の健全性を確保するのに必要な蓄電池を備える東電の方針を確認した。とありますが、東電の対策方針はこれまで幾度も破棄されてきました。信頼がおけません。以上のような、単純な理由ではありますが、この適合審査書案には反対します。</p>
1018E 3	<p>原子力規制基準は国民の安全を守るためさらに厳格しなければならない。この程度の基準で再稼働を認めては規制の役割を果たしたとは言えない。規制基準を作り直すべきである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1019E 1	<p>私は、この審査書案に反対します。理由は、この原発再稼働に関するパブリックコメントは、（主として技術的な内容と件）に対しての評価と意見を求めておられるのですが、そもそもそれが妥当ではないと考え、再稼働そのものに疑念を持つからです。当然、原発の再稼働については”技術的”な側面からの判断と評価が重要であることは十分理解しますが、現実の話が、福島での事故の原因と経過の究明が未だに未解決であるのに加えて、世間で問われている、”原発”の使用済み廃棄物の処理の技術的・経済的・社会的な評価と判断が、技術者にとっても答えが出しえない現状があるからです。日本に限らず、全世界的な課題であります。この現にある技術的諸問題すら後回しにして、最新の（技術的基準）合致への個別・全般評価を行うことが最優先され続けられていることが問われていると考えます。私は、素人ながらも、その技術的解決見通しはないと考えています。それを踏まえれば、このパブリックコメントでの妥当性評価を求めることに難があります。パブリックコメント自体に異論をもつものではありません。技術的評価とともに、人命と健康にかかわる事項についての可否の意見は同等以上に重要なものだと考えます。避難計画の策定と、どこがその責任を持って進めるかということ、そしてその避難計画の（技術的・社会的）内容と妥当性も同じく、規制委員会によって同等に評価されるべきです。以上の理由から、私は、繰り返しますが、この（審査書案）が、基準に適合するかどうかの一点に絞って検討されていることに疑義を持ちますので、したがってそこから生まれている、合格案には反対します。あくまでも、住民の安全面を最優先にしたものでなければなりません。以上、この審査書案に反対の意見です</p>
1019E 2	<p>福島の事故処理も適切に行えず、重ねて流出等の不手際を起こし続けていて、なおかつ将来に向けた適切な対策も示すことができていない（何一つ対策・対応の実績がない）東京電力に新たな再稼働を行わせるなどもってのほか。柏崎刈羽そのものの対策も免震重要棟が設置できないなど不十分極まる。とてもあれほどの事故を起こした会社の対策とは信じられない。断固反対です。</p>
1019E 3	<p>動かしていなかった原発を再稼働して、使用済み核燃料・核のゴミが溢れそうです。溢れる前に停止させない場合、処理をどうする計画なんでしょうか？具体的に説明願います。最悪の場合を想定出来ない人間は、行政の場から離れてください。想像力が、もっとも必要な事案、だと思えます。よ～く考えてみましょう！頼みますよ。</p>
1019E 4	<p>東電はまだ福島第一原発事故の終息ができていません。それどころか、事故の原因も十分には解明されていません。そんな東電に原発を再稼働する資格はありません。東電は柏崎刈羽原発を再稼働させて、えられる利益で福島の賠償費を払うなどと言ってます。福島の避難者を愚弄するにもほどがあります。福島の避難者には何よりも、原発ときっぱりと縁を切ることを宣言してください。さらに、緊急時対策所がきちんと免震棟で建設されることなく、建屋内に設置するなど論外です。きちんと重要免震棟を造るという新潟沖地震の教訓が生かされてなかったら、福島第一原発事故はもっと悲惨な結果になったことでしょう。東電自身が得た教訓を東電がまもらないとは何ということでしょうか。重要免震棟は建屋の外にきちんと造らせてください。どうぞよろしく願います。</p>
1020E 1	<p>東京電力は福島第1原発の建屋から高濃度の汚染水漏れの恐れがあるミスが9月に発覚した後、それに対する具体的な処理方法、事実の解明などを私たち国民が安心して納得できるほど公表していません。どのような状況においても私たちの安全が確認できない間は、私は柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働には反対です。特に、非常事態の際に大事な役割を担う緊急時対策所が5号機の建屋内に設置されていることに疑問を感じます。5号機は免震構造ではないため、そこに緊急時対策所を設置しても意味がないのではないかと思います。また、地震への対策として、敷地直下の活断層についてもっと調査を行うべきだと思います。地元の専門家グループ、柏崎刈羽原発活断層研究会は敷地下の断層は活断層であるとの考えを示しています。それが事実であるのかないのか、またそうでない場合はどのような根拠の元安全だと言えるのかをきちんと公表すべきだと思います。以上の理由から、私は東京電力は福島第一原子力発電所の教訓を十分に得ていないとの印象を受けます。再稼働してから問題がみつかったも遅いので、ぜひ安全面には十二分に対策を練ってから、再稼働の申請をして欲しいと思います。</p>
1020E 2	<p>本案件には反対です。（ページ）すべてのページ（反対理由）原子力発電の規制基準は、システムとしての原発が安全に稼働することで、地域住民の健康と安全を守るためのものと考えます。しかるに、今回の新規制基準の審査の中では、事故発生時避難経路と避難の態勢について論議もされず、地方自治体の施策についての検討も行われていません。現在公表されている避難計画は文書だけで実効性のないものであります。規制委員会は避難計画について審議すべきであります。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1021E 1	<p>気中降下火砕物濃度を推定する数値シミュレーションのパラメータの中で気象データが月平均となっているが、不確かさを考慮して安全側をの判断をするために時々刻々変化する風向きの考慮がないのは欠陥であり、検討項目への追加が必要です。</p>
1021E 3	<p>申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）について規制委員会の指摘に対し東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」覚悟、誠意、決意を示したに過ぎず、実績など具体性がないものである。東電の隠ぺい体質は2002年に明らかになった「東電トラブル隠し」以降も改まらず、そして福島原発事故以降であっても、「メルトダウン隠し」の指示の存在が5年間も隠されていたこと。今年2月には柏崎刈羽原発に設置した事故対応拠点となる「免震重要棟」の耐震性不足を社内で把握しながら、規制委には事実と異なる説明をしていたことが明らかになっている。また津波対策として設置した防潮堤が液状化現状により強度不足になることなども設置後に分かった。規制委員会から指摘を受け、初めて「覚悟、誠意、決意」を文書で示し保安規定に盛り込んでも、実績が伴っていないことは明らかである。新潟県で行なわれている福島原発事故の原因究明が未確定な状態で運転を再開しようとする事自体が経済性の優先の証左である。原因究明を確定し、新潟県知事や県民関係者が納得することが実績である。隠ぺい体質に加え安全より経済性を優先している東電に柏崎刈羽原発を運転する適格性がないことは明白である。</p>
1022E 1	<p>私は、この（審査書案）に同意できません。（意見）（1）再稼働よりも、福島原発事故の原因究明と、何よりも確実な廃炉と放射性廃棄物をどうするかという宿題が最優先で、これがなされていない現状では、再稼働は認められません。（2）避難計画を適合性審査における検証の対象とすべきであるということ、このことは一貫して審査の中で取り上げられることはありません。（3）地震想定が甘いと考えます。専門の方が常々言われるように、基準地震動は平均像にすぎず過少であると私もそのように考えます。想定外の地震にも耐えられる耐震設計に見直すべきだと考えています。専門的なことは別としても、（福島原発）をあるがままにするこのような再稼働には同意できません。（基準ありき）では納得できません。以上、本審査書案の決定と再稼働に反対します。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1023E 1	<p>審査書（案）では緊急時対策所を「4 - 4 . 1 8 緊急時対策所及びその居住性等に関する手順等」で扱い、4 6 0 頁からの4 7 1 頁に記載してある。「敷地の液状化に伴い、3 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の設置場所に基準津波の遡上波が到達する可能性があることから、申請者は、基準津波の上波が到達する可能性がない5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に変更することを示した。また、免震重要棟内緊急時対策所が本審査において基準地震動による地震力に対し耐震性を有することを示すことができないことから、申請者は免震重要棟内緊急時対策所の使用を取下げ、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所のみで居住性が確保できること等を説明した。」（審査書（案）4 7 1 頁）との記述が示すように、緊急時対策所候補には免震重要棟内緊急時対策所、3 号炉原子炉建屋内緊急時対策所、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所があったが、地震への耐震性から免震重要棟内緊急時対策所、地震による津波への耐性の問題から3 号炉原子炉建屋内緊急時対策所がなくなったとしている。また、2016 平成 28 年 12 月 15 日の第 422 回の審査会合では大湊側の高台に平成 30 年 7 月竣工予定の大湊側緊急時対策所がある。この4 つの緊急時対策所（以下では緊対所と記す）で「その居住性等」の審査を検討してみよう。緊対所の狭さ緊対所の面積は免震重要棟内緊対所は約 810 平方m、大湊側緊対所はプランでは約 1550 平方m、3 号機緊対所は約 460 平方m、5 号機緊対所は3 階の計算機室などに約 318 平方m。3 号機緊対所は6 . 7 号炉から約 1000m離れているが、5 号機緊対所は約 200mと近い。6 . 7 号炉から格納容器ペントが行われ放射能雲・ブルームが放出された場合に、より高濃度でやってくる。それを入れなくする高気密、鋼板で囲む高気密室化が必要だから、5 号機緊対所は狭い。想定時間約 10 ~ 20 時間のブルーム通過時には、免震棟緊対所は1 階の約 225 平方mに 55 人が詰める。一人当たり約 4.0 平方m。大湊側緊対所は約 1550 平方mを 300 人程度で使い、一人当たり約 5.1 平方mのプラン。3 号機緊対所は約 460 平方mに 55 人が詰める、一人当たり約 5.2 平方m。（2015 平成 27 年 9 月 29 日第 278 回審査会合資料より）5 号機緊対所は3 階の計算機室に設ける気密室 140 平方mに事故対策を練り指示を出す要員など 73 人が詰め、一人当たり約 1.9 平方m、2 階の空調機械室の 131 平方mに現場作業の要員など 48 人で一人当たり約 2.7 平方m。（2017 平成 29 年 2 月 9 日第 441 回審査会合資料より）このように、5 号機緊対所は圧倒的に狭い。免震重要棟内緊対所と大湊側緊対所のトイレは建物内に別にあるが、3 号機緊対所と5 号機緊対所は緊対所に簡易トイレを1 台持ち込んでいる。机、椅子を置き指示を出す司令塔役を行い、約 1.9 平方mで食事、休憩、睡眠をとり、7 3 人が1 台の簡易トイレで用（排泄）を済ませることを事業者・東京電力は計画している。指示要員や現場要員の従業員は、ロボット扱いされている。審査書（案）では「規制委員会は、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性が確保されていること等を確認した。」と4 7 1 頁にあるが、この非人間的扱いで「居住性が確保されていること等になる」のか。余震におびえる事なく、復旧作業に専念できるか？地震への耐震性は、5 号機原子炉建屋の耐震構造、建屋の剛性、強度で保たれるとしているが、中にいる指示要員や現場要員は余震の揺れに耐えらえるだろうか。耐震構造だから地震の揺れは、3 階にある緊対所にはより大きくなって伝わる。それで持ち込まれる可搬式陽圧化空調機やパソコンなどの機器や書類などが転倒や散乱したりしないか。大きな余震の度に、机の下で頭を抱えたりせずに済むのか。要員が「余震におびえる事なく、復旧作業に専念することが可能」である「居住性が確保されていること等」を規制委員会は確認しているのか。また、表 5.16-3 では事業者・東京電力は故意による大型航空機の衝突には免震重要棟内緊対所、5 号機緊対所と大湊側緊対所は「緊急時対策所間の距離が確保されているため、複数拠点と同時に発災する可能性は低く」「1 拠点が使用不可能になっても他 2 拠点の緊急時対策所から対処することが可能」と主張している。故意による緊急時対策所への大型航空機の衝突は、故意にやるなら6、7 号機原子炉建屋を狙うと想定される。だから、それによる5 号機緊対所付近での航空燃料の火災が最も考えられるが、免震重要棟内緊対所が対処できるだろう。では、「アラートが対処している弾道ミサイルでは、3 か所の緊急時対策所から対処することが可能だろうか。 続く</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1023E 2	<p>           先ず、東電の適格性云々の前に規制委の適格性についてはどうなのでしょう。先の田中委員長は原発ムラ出身で日本の審査基準は世界一のレベルと嘘を発信して安倍首相まで引用することになり国民も広く信じ原発の審査合格を通れば疑問もなく受け入れる雰囲気作りに成功いたしました。他国にはある重大事故に対応したコアキャッチャー要求もないし住民避難審査もなし。テロ、ミサイル、サイバー攻撃、飛行機突入審査についても消極的で誰かがやるだろうとその責任を放棄しているためこれらの審査は一切手つかずのまま審査合格が通り次々と原発再稼働を可能としました。大地震や巨大カルデラの噴火可能性については専門家の警告にも拘わらず都合の良い理由をつけて合格させてしまった原発もある。一旦起これば過酷事故に繋がる原発は最悪な条件を考慮して安全サイドにもって行かなくてはならないことを規制委は分かっていると思うが、原発ムラ出身の田中前委員長はどうしてそのような原則に沿えなかったのだろうか。このような規制委が東電の適格性を的確に査定し得るのかその適格性に疑問を持ちたくなり恐ろしくなる。9月20日東電社長が規制委定例会に呼ばれ、前田中委員長の退任するタイミングでご祝儀なのだろうか僅か5分で適格性を認める方針を示した。8月末に東電が出した“決意表明”なる回答書は耳当たり良い言葉で満たされ具体的な身を切る個々の事例は皆無である。やっていることは本当に回答書の言葉通りなのだろうか。例えば9月28日になって福島原発地下水位計誤設定が判明し汚染水漏れの可能性が疑われているが、こんなことでは適格性はない。東電は過去幾度となくトラブル隠ぺい、データ改ざんなど都合の悪い事実を隠してきた体質がある故に、その水位計運用開始は4月中旬であるから、その事実を前から知っていながら適格性の承認前の発表を控えていたとも十分疑われる。これが事実であれば適格性は直ぐにでも撤回しなければならない。また、東電の福島第1原発事故は6年半がたっても収束のめどはなく原因究明や賠償、廃炉も道半ば、生業と故郷を奪われた住民の苦しみは続いている。中でも福島事故の被害者への賠償の打ち切りをしたり、実態を省みない過小賠償や被害を認めなかったりして福島事故当事者としての適格性に欠けているのは明らかだ。被害者に裁判を起こさせるようなことをしてまで当事者を苦しめて、判決が出るまで待って負ければ支払うという態度では適格性云々の以前である。事故を起こした東電の適格性を議論するなら被害者賠償の項目がなぜ抜けているのかこれも規制委のトップが原発ムラ出身であったからだろう。ここで、東電の適格性案に以下の項目追加を要求する。「原子力発電所の事故を起因として被害を被った全ての住民、東京電力社員及びその協力関係者に対して東京電力はその個々の被害者が理解して納得する賠償を履行する義務を負う。」適格性案には「経済性よりも安全性を優先すること」とあるがこの安全性は被害者が生活、環境等において安全であることをも含み、保障しなければならない。賠償についても経済性を優先して被害者を苦しめては適格性に欠ける。福島原発汚染水問題では全額税金でまかなえるとして320億円もかかる凍土壁を選び、費用も極端に安くなるコンクリートでは自費となるということでその選択を止めたずる賢さは適格性に欠けているのは明らかである。凍土壁の効果も未だはっきりしていない。しかもその凍結を続ける維持費、管理費は誰が払い続けるのか。今回委員長になった更田氏も原発ムラ出身だが前委員長と同じ体質か、今回のパブコメに対して真摯に対応し、結果を出すのかあるいは徹底無視が見守りたい。次に審査書案について述べる。まず、緊急時対策所が免震構造ではなく安価に作れる耐震構造で承認とは解せない。緊急時に一刻を争う対策をとるのに頻繁に発生する大きな余震の中で揺さられながら何ができるのか考えないでも分かりそうなものである。経済より安全優先ではなかったのか。敷地内の断層については、これが活断層である可能性を新潟県内の地質専門家グループが再三指摘している。規制委はこれを無視して、一方的に東電の主張を認めているばかりで、これらの指摘に耳を傾けようとしなない。原発のような一旦生じれば想像を絶する過酷事故を伴う恐れのある魔の筐体は安全サイドに触れるように設定しておかねばならないのは自明の理。その活断層が動いた結果過酷事故となった場合は想定外ではもう済まされまい。その時更田氏を筆頭とする規制委の罪は重大であろう。まだまだ指摘することはあるが2千字の制限の下これで終えざるを得ない。（4千字のパブコメ枠を用意してほしい。）結論として未熟な審査での再稼働には絶対反対であり、あの福島事故の再来を招いてはならない。         </p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1023E 3	<p>1 「別添2 基本的考え方」に対して 申請者が福島第一原発事故による膨大な被害をどう考えているかについて言及していない。 福島第一原発事故の事故検証をどう捉えているのかについて言及していない。福島第一原発収束作業に専念するべき。 東電の経理的基礎についての言及がない</p> <p>4（1）で経産大臣からの回答を求めているが、東電の福島原発事故対応も含めた「適格性」を議論しているから、賠償を担当している文部科学省と、除染を担当している環境省と、原子力災害対策を担当している内閣府にも同様の回答を求めるべきである。 4（2）で「将来にわたる履行の確保」のために「保安規定に明確に記載」させるとしているが、保安規定以前の、設置変更許可を論じている現時点で「安全文化の醸成に関わる事項」を明確にさせるべきである。 東電の安全文化欠如は3.11後も変わらない。以下に最近の事象のみ例示する。・免震重要棟が基準地震動に耐えられないことを3年近く規制委に隠していた・福島第一原発廃炉ロードマップ（工程表）を4回も延長した・福島第一原発水位計設定ミス5月に8回も起こしたのに明らかになったのは9月原発事故の検証すら出来てなく安全性も確保されてない。余剰プルトニウムや MOX 燃料は NPT や核兵器禁止条約違反であり核なき世界実現のためにも原発全廃し再生エネルギー移行の決断をしてください。原発を再稼働や輸出してはいけません。</p>
1023E 4	<p>審査書案に反対します。対象箇所：全体意見：全体の記載で共通して言えるのが、申請者（事業者）の方針を確認しただけではわからない、ということです。重大事故対処等について、多くの項目で「申請者が...する方針としていることを確認した」とあるだけで具体的な中身やその審査について書かれていません。具体的な中身を書き込むか、工事認可書や保安規定に反映されるのであればそれと合わせてパブリック・コメントにかけなければ意味がありません。これでは、事業者の意見陳述を書き写しただけに過ぎません。特に重大事故発生時の対処がまったくわかりません。とりわけ、重大事故発生時の避難に関しては自治体の基準と判断に任せるという従来の考え方が踏襲されたままであり、現実の（福島）での教訓に学んでいないと考えます。従い、この審査書案には反対です。</p>
1024E 1	<p>東京電力が福島第一原発で事故を起こし、大変なことになった。その反省も十分東電の配電区域の住民に無いままに、柏崎原発を再稼働させることは、無謀である。福島の実態は国に押し付け、血税で処理し、下請けの作業員に危険に作業をさせていることは、人権侵害で無責任この上ない。地域では空間線量が高く、がん、心筋梗塞も増えている。子どもに恐ろしい治療も経験させるなど原発がなければ起きなかった悲劇を地域の人々に押し付けている。また、事故で農畜産物への放射線濃度が高まっているのに、政府は基準を高く設定し、流通させているが、もとの100倍もの濃度で、今後の健康被害は誰もわからない。このような中、柏崎原発が安全であると言われていも、所詮はその場しのぎで事故があった際は「想定外」で済まされてしまう体質を変えているとは思えない。もともと原発は単なる湯沸かし装置でしかなく、事故の際、永遠に土地が使えなくなる、核廃棄物の処理、汚染水トリチウム等海水汚染を引き起こす、それも永遠の。よって太平洋日本海の漁業に深刻な影響を及ぼす、世界からも非難される、こんな危険を冒してまで、東京の電力はいらないのである。太陽光発電を伸ばす、風力発電など代替エネルギーでも十分賄えることは明らかになっている。よってこの無責任な原発発電は早急に手を引いて自然エネルギーをのばすべきである。配電区域の人も、結果飲み水、食料が汚染され何もこんな危険なもので作られた電気はいらないというに決まっている。そのような声も聴くべきである。国民も多くが原発再稼働反対である。よって再稼働はすべきではない。ぜったいやめてほしい。</p>
1024E 2	<p>2011.3.11 その後、原発は稼働せずとも日本は消滅しないことが確認された。オンカロも世界でどこも成功例に至っておらず、再稼働とは言語道断。第二の福島が起こったら？、さらには核のゴミの廃棄処理能力未確立で再稼働した電力会社は責任を取れるのか。電力会社に説明責任あり、絶対に反対。巨大地震発生を電力会社に止めることなどできないのに無責任。自然災害はいつも予測不能、想定外の被害をもたらすもの。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1024E 3	<p>「審査書案」に同意できません。再稼働に反対します。（対象） すべてのページ（反対理由）1）防災・避難計画は未だ実行性のあるものではないと思います。大地震・大津波、大雪、豪雨、台風、火山噴火などの自然災害と重なれば、避難すること自体が危険であり命がけとなります。障害物が散乱し、通行不能になります。2）インフラの実情に照らし合わせれば、物理的に有効な避難ができるかが疑わしいと考えます。災害弱者が取り残される危険が予測されています。3）これまでの他の原発審査でも、対策が示されていません。4）原子力規制委員会は、防災・避難計画にも責を負う体制にしなければならないと考えます。5）避難指示は、重大事故の進展状況を判断して適切かつタイムリーに発せられなければなりません。したがって、原発の運転状況・放射性物質拡散予想・避難指示を統括する責任を原子力規制委員会が負うべきであります。6）防災計画は、立案するだけでなく、地元住民総出の訓練を積み重ねなければ有効な対策になりません。7）避難計画の策定は、地方自治体に課されることになりました。しかし— 民間事業者のためであるから、避難所等の整備は事業者〔電力会社〕が担うべきであり、少なくとも必要な経費は事業者負担とすべきであります。8）地元合意のプロセスも、法的に確立したものを作らなければなりません。以上のように、過酷事故時の住民避難に関して考慮されておらず、自治体に丸投げであり、再稼働の審査とは言えません。従い、本「審査書案」に異議を申し立てます。</p>
1024E 4	<p>審査書案の記載 P 2 6 ~ P 3 4 について、原発の耐震設計は1回の地震に耐えればよいことになっているが、実際の地震は短時間に繰り返し揺れが来るし、それによって福島みたいに配管が損傷して核爆発にいたる。そのあたりがまったく考慮された対応になっていない。</p>
1024E 6	<p>福島第一原発事故で明らかになったように、原子力発電そのものが事故が起きた時のリスクが高すぎる。実際に東京電力は、国から多額の援助を受けて事態の収拾にあたっていることから、事故の影響が大きすぎて一企業体では対応が不可能であることを示していて、経済的なリスクがあまりにも大きすぎる証拠に他ならない。お金が有り余るぐらいの好景気ならいざ知らず、日本の財政悪化が叫ばれている中で、原子力発電にだけ多額の補助金等をつぎ込むことは国策としても明らかに間違っている。安全性に対してももちろんのこと、日本が世界有数の地震大国であることは揺るぎない事実であり、柏崎刈羽原発は2007年に中越沖地震に見舞われた場所に立地していることから廃炉にすべきことが当然であると言える。また、発電によって発生する、使用済み核燃料の問題も未だ解決していない。原発で保管している使用済み核燃料は、既に貯蔵プールの容量に届きそうになっていると聞いている。これまでトイレ無きマンションと揶揄されてきたが、これ以上原発を稼働すれば使用済み核燃料は増え続けどこにも行き場がなくなってしまうことは明らかである。核燃料サイクルについても、もんじゅの廃炉が決定した今となっては再利用の目処は全くたっていないと言え、現実的な使用済み核燃料の処理方法が提案されるまでは再稼働の議論すら行えない状況ではないだろうか。これらの理由から、経済的にも安全性にも他の発電方法に劣る原子力発電に固執して再稼働を認めるのではなく、コンバインドサイクル発電や再生可能エネルギーの推進を強く求めます。</p>
1024E 7	<p>福島第一原子力発電所事故により、いまだおおぜいの方が避難を強いられ、子どもたちの甲状腺ガン診断も15人になっています。原子力発電は一度事故が起これば、このような悲惨な被害をもたらします。また事故の賠償費用も天文学的に膨らみ、公的資金などにより東京電力は辛うじて破綻を免れている状態です。福島第一原発事故を起こした東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はなく、新基準に適合という審査結果に反対します。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1024E 8	<p>1、柏崎刈羽原発の敷地は活断層があり液化しやすい危険な地盤の地層構造である。そこは地震による被害の危険があるため、原発を建設してはならない場所である。即時原発を撤去すべきである。2、東電には「原発事業者としての適格性」がないので、原発再稼働を認めてはならない。東電は福島原発事故の収束も見通せず、深刻な暮らしを続ける多くの避難者や被災者に対し、支援も賠償も救済も満足にせず、除染と廃炉・賠償費用を直接・間接的に全国の市民に負担させながら、反省も総括もなく自己の利益のために原発再稼働に突き進んでいる。こうして事故の責任を取らない東電には、原発事業者としての適格性は無く、老朽化した原発の安全性を確保できず、再稼働などさせられるはずもなく、再稼働を認めてはならない。3、原子力規制委員会の適合性検査は欠陥があり、「新規制基準」とそれにもとづく「適格性評価」に関する判断は直ちに撤回すべきである。日本の適合性審査は諸外国と比較しても不十分であり、避難計画との整合性も考慮されていないなど、多くの欠陥があることが指摘されてきた。特に柏崎刈羽原発については、免震重要棟の耐震性不足が大きな問題となった。原発の敷地が、耐震基準を満たさない免震重要棟を補完するはずの緊急時指揮所の場所が定まらず、あちこちと移動せざるをえない、危険な地盤であるにもかかわらず、新たに敷地内の他の原発建屋内に設置するという小手先の危険な対策で済ませようとする東電の対応をも規制委は了承してしまった。規制委員会はこれまで「廃炉を主体的に取り組むことができない事業者には再稼働の資格はない」と厳しい姿勢を見せていたが、それはまったくの茶番だった。規制委は東電が原発事業者として不適格である事実を評価できなかった。そうした規制委が、本来欠陥のある「新規制基準」にもとづき下した欠陥のある判断である「適格性評価」は、ただちに撤回すべきである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1024E 9	<p>イギリスに在住し、海外から柏崎刈羽原発 6, 7 号機（以下「刈羽原発」）をめぐる動向を注視してきた日本人として、確認結果案 2,3 (2-3 ページ) とそれまでの規制委員会の意見との乖離に当惑を覚えました。そして以下 A、B、C 三点の相乗効果に大きい危惧を抱きます。A . 小早川社長は様々な決意と覚悟を述べていますが（確認結果案 6-9 ページ）東京電力（以下、東電）の隠蔽体質、杜撰さは、刈羽原発においては海底活断層の故意の無視、活断層の長さや位置の誤った報告、免振重要棟が新規制基準に及ばないという事実の隠蔽、冷却水用海水温度データの改ざん、柏崎市消防本部からの消火配管の耐震性不備警告の再三にわたる無視、福島原発においては 5 年間のメルトダウン隠し、事故後情報開示の致命的遅れ、両発電所を巡る 2002 年のトラブル隠しと、例は枚挙にいとまがありません。前科のある個人なら、「疑わしきは罰せず」「もう一度更生のチャンス」と言えますが、「45 年の運転の経験」と呼ぶものの（審査書案 7 ページ）その間不誠実な態度を見せ続けてきた大企業東電が当事者であれば、例えば貴委員会第 64 回臨時会議で各委員から出た「社会的信頼を失墜した」「赤心をあらわにしてないのでは」「もう言い訳はたくさん」といった意見が今回の確認結果にもっと反映されるべきだったと考えます。B . そもそも地震地帯のただ中に立地し、刈羽原発 5-7 号機直下の断層が活断層であるという地元の地質学者グループの指摘もある刈羽原発の周辺では、16 世紀以降を見ても、M7 前後の地震が日本の他の地域と比べてもっと頻繁に起きており、この立地環境は '64 年の「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと」という原子炉立地審査指針にも、'06 年の「原発のすべての建物・構築物は十分な支持性能を持つ地盤に設置しなければならない」という耐震設計審査指針にも違反しています。現地は「原子力発電所に影響を及ぼし得る 33 火山」（審査書案 76 ページ）を控えた地形でもあります。防潮堤が地下の液状化で傾く、中越沖地震で敷地内のいたるところに段差ができるなどの事実は、刈羽原発の立地の脆弱さを如実に示しています。中越沖地震は M6.8 ですが、東電評価で 3000 余か所で問題が生じており、もはや新品ではない機器の目に見えない損傷をどう発見するかについても、今回の審査書案では指摘が見当たりませんでした。C . 「二〇二〇年までに訪日外国人旅行者を年間四千万人に増やそう」という政府の音頭取りのもと、すでに多くの外国人が主要観光地だけでなく、地方に入り込んでいます。重大事故が起こった場合の外部連絡は原子炉建屋内の緊急時対策所から発信とだけあり（審査書案 475 ページ）避難誘導に対する考慮が不十分と考えられます。A と B の組み合わせで過酷事故が起こり、避難誘導に問題があって犠牲者が出た場合は、東電は訴えられる可能性大です。観光客の多くを占める中国人については知りませんが、概しておとなしく、あきらめのいい日本人と異なり、アングロサクソンは総じて執拗に個人の権利を主張します。福島での汚染水処理、使用済み核燃料取り出し、提訴されている各種裁判等とられる時間とお金で疲弊している東電が新たな林立する裁判に対処できるでしょうか。裁判では貴委員会は被告にはなりません、起訴不起訴を問わず、福島の轍を踏んだ東電が刈羽原発で大事故を起こせば、福島の教訓を学ばなかった貴委員会と東電は国際的に各分野の専門家やメディアから厳しい検証を受けると危惧しています。東電自身が「本施設がなければ福島第一原発の対応は、継続不可能であった。」と言っている免振重要棟から、なぜなし崩し的に 5 号炉建屋内の緊急時対策所へと移行したか（審査書案 470-471 ページ）等につき、分析のメスが入ることは必至です。福島以降、「未曾有」とか「不可測」とかいう言い訳はもはや通用しません。それから「技術的能力がないとする理由はない」（確認結果案 4 ページ）という消極的な表現で、いざというときの責任を軽減することもできません。大規模地震と刈羽原発の過酷事故は委員各位の存命中には起きないかもしれませんが、東電の実力と誠意を過大評価し、刈羽原発立地の危険性を過小評価した当事者として、あるいは廃炉にしてせめてもの安全を期することができたのに、逆に危険をはらんだ原発を再稼働させるといふ重大な舵の切り間違いをした責任者として、将来にわたって「負の顕彰」を受けないよう、今、この段階で、政府の思惑を超越した知見を示していただきたいと思えます。</p>
1025E 1	<p>再稼働には反対だ。なぜなら、再生可能エネルギーほうがメリットが大きいからだ。例えば、今モンゴルのゴビ砂漠で日本企業が風力発電事業を行っている。これは、単価が原発より安く安全だ。これを輸入する送電装置は、止まっている原発のもので十分足りているとあった。今後、このような安く、安全な再生可能エネルギーによる発電がふえてくる。だから、わざわざリスクを負って再稼働をする必要がないと考える。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1025E 2	東電は福島第一原発の事故収束わやり遂げると言うはいるがミス続出である。放射能汚染をどうするかと言う技術もないなかで、全くもって危険である。まずは放射能汚染を除去し、かつ、将来に渡り安全である技術がなくてはならない。したがって適合判断は間違っていると云わざるを得ない。
1025E 3	杜撰な運営の末に原発事故を起こした東京電力に柏崎刈羽原発を再稼働する資格が無いのは言うまでもありませんが、原子力規制委員会の審査も非常に甘いものです。そもそも如何に厳しい基準を設けようと、大地震や津波などの影響を完全に防げるはずがありません。また北朝鮮がミサイルを誤射して柏崎刈羽原発を直撃すれば破局的事態を迎えます。柏崎刈羽原発が重大事故を起こせば新潟県だけでなく首都圏も壊滅します。事故が無くとも放射性廃棄物を処理する目処もなく、また原発作業員は被曝で健康を損ないます。原発が稼働しなくとも電力供給に支障がないことは証明されています。速やかに柏崎刈羽原発の廃炉を、全ての原発の廃炉を願っております。
1025E 4	あのような事故を起こした東電に原発を動かす資格はない。
1025E 5	以下の理由により、柏崎刈羽原子力発電所は再稼働するべきではありません。1.東京電力は、地震・津波対策を怠り、福島第一原発で過酷事故を発生させたうえ、現在も事故の検証は未完。しかも、6年を経過した今も事故は収束出来ずにいることから、安全に運用する能力も資格も無いものと思われます。2.北朝鮮からのミサイル攻撃の脅威がある現在、日本海側の原発を稼働させることは、格好の攻撃目標となり、我が国は安全保障上、重大なリスクを抱えることとなります。
1025E 6	地震や津波対策を怠り過酷事故を起こした東電に柏崎刈羽原発の運転をする資格はないです。
1025E 7	福島は未だに事故収束していません。いつになったら収束できるのかも分からない、こんなにもひどい事故があったにも関わらず、原発の再稼働に踏み切るのをおかしくないですか？狂気の沙汰と思います。地震や津波対策も万全とは思えないし、過酷事故を起こした東電に柏崎刈羽原発の運転をする資格はないということです。
1025E 8	コストも高く、安全性に関する疑問も払拭してるとは言えない。原子力自体が、もう過去のエネルギー政策と言える。これ以上の危険や採算性を、国民に押し付けるような政策は辞めるべき。国内の原子力発電所は、順次廃炉にすべき。次世代の、電源政策の開発であれば、多少のコスト高も、国民の大多数が納得するでしょう。
1025E 9	最も重要な問題は地震や津波対策を怠り過酷事故を起こした東電に柏崎刈羽原発の運転をする資格はないという事です。
1025E 10	原発事故を巡る集団訴訟において東電は、「放射線量を引き下げる具体的な方法が不明瞭で、金銭的にも不可能」と自ら述べ、賠償請求を逃れようとしてました。そんな会社に原発を動かす資格は永久にありません。というか、誰にもそんな権利はない。絶対に再稼働しないで下さい。
1025E 11	柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対します。原発はコストが超高く、安全でないのもバレました。さらに東電は原発事業者としてあまりにも不誠実で、態度が悪く、ウソが多すぎる。他の電飾会社の原発の再稼働も反対だが、東電の原発の再稼働は特にありえない。民意を無視にして勝手に再稼働するのはやめろ。原発は即刻廃止しろ。
1025E 12	地震や津波対策を怠って福島原発の過酷事故を起こし、未だに収束も総括もできていない東電に、柏崎刈羽原発の運転をする資格はありません。福島のご郷を奪われ、今も避難生活を続ける人が大勢いるのに、再稼働なんてどうしたら考えられるでしょう。
1025E 13	柏崎刈羽原発の再稼働は断固反対です。原子力発電の事故は他の発電装置に比べリスクが高過ぎます。それは6年前の東日本大震災で証明されています。使用済み核燃料の廃棄手段や場所の問題も棚上げされたままです。日本の地方都市に原子炉を押し付ける政府の方針にも納得がいきません。今こそ原子力発電に頼らない発電と地方の発展が求められるのではないのでしょうか。
1025E 14	東京電力は福島原発の後始末を終えていない。後始末を終えない内は再稼働の資格なし。それに原発なしでも電気は足りている。敢えて、危険な原発を再稼働させる必要はない。故に原発の再稼働反対！

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1026E 1	地震や津波対策を怠り過酷事故を起こした東電に柏崎刈羽原発の運転をする資格はない。
1026E 2	地震や津波対策を怠り過酷事故を起こした東電に柏崎刈羽原発の運転をする資格はない
1026E 3	資料番号：KK67-0034 改 542.4.2-24 について、「事象発生後 7 日間非常用ディーゼル発電機を最大負荷で運転した場合、号炉あたり約 753kL の軽油が必要となる。」とありますが、当該設備での火災発生や延焼における喪失に対する対応がないと思われます。これら設備の分散配備が必要と思います。また、消火も含めた対応要員の数が十分か疑問があります。
1026E 4	原発再稼働反対します。
1026E 5	私は柏崎刈羽原発の再稼働に反対である。何故なら東日本大震災による福島原発事故が未だ解決していないのに新たな原発を再稼働することは極めてハイリスクだと考えるからだ。1度原発事故が起こると放射線が安全な値になるまではとてつもなく長い時間がかかり、処理するにしてもとてつもない額がかかる。問題が起こった時にそれを解決するのが非常に困難なのだ。また日本は自然災害大国であり再び大災害が起こる可能性は極めて高いため、万が一そうなった時に原発が稼働していると原発事故に悩まされることだろう。放射線の漏えいは人命を簡単に失わせてしまい非常に危険であるため、私には原発稼働のメリットが浮かんでこない。原発を避けることで国の借金の増加に繋がるという意見もあるかもしれないが、先にも述べたように、原発問題が起こった時に解決する時の大変さを考えれば他の対策を練った方が今後の日本の未来のためだと思える。つまり柏崎刈羽原発の再稼働は様々な危険性があり、良い判断ではないと私は考える。
1026E 6	東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されてきました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。
1026E 7	もうこれ以上日本に核のゴミを増やさないで下さい。小さな日本の国土が原発で覆われてしまいます。どうか子供達に負の遺産をこれ以上増やさないように新しい再生可能エネルギーに移行する政策を進めて下さい。
1026E 8	福島第一原発事故の事故の解明されていないのに何故、規制委員会が合格を出せるのですか。柏崎刈羽原発の審査書案は、認められません。さらに福島第一原発事故でも、処理でもウソばかり続けている東電に運転する資格などありません。
1026E 9	東京電力には再稼働する資格は無いと考えます。東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されてきました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。また、全国的に見ても使用済み燃料の処分方法も決まらず、溜まる一方で既に全国の貯蔵施設が満杯に近い状態です。国としてまずは処分方法について考えた上で再稼働政策について考えるべきであり、現状日本ではどの原子力発電所も再稼働できる状態では無いと考えます。
1026E 10	東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがあります。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはず。1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る可能性があります。1～4号機の安全確保を優先すべきではないでしょうか。敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべきです。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1026E 11	柏崎原発の再稼働に反対です。東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されてきました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。
1026E 12	誰のために動かすのか、それが分からない。再稼働がすすめば、ゴミも増える。地層処分地は決まりましたか？重要な問題が先送りされた中での再稼働は何故ですか？責任ある行動とは思えません。小学生でもそれは疑問に思うでしょう。子供達になんとかなる、後になんとかしてくれるなんて姿勢を見せ続けていたら、この国はどうなりましょうか？責任ある態度を示してください。言葉ではなく、行動で。ちゃんと今ある問題を全て片付けてから再稼働は考えてください。
1026E 13	もう子供たちが被ばくで苦しむ姿をみたくない。再稼働に反対します。
1026E 14	再稼働に反対します。緊急対策所が免震構造ではなく、5,6号機に近すぎます。防潮堤が液状化現象により役に立たないので、津波により様々な被害が予測されます。福島現状をどこまで知っていますか？福島に限らず、被曝のせいで病気や早死にが増えていきます。無視や隠蔽や誤魔化しではなく、科学的に繰返さない為の対策の一つひとつ検証して下さい。
1026E 15	東電に運転の資格はない該当箇所：「適格性確認結果案」p.1~4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されてきました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。
1026E 16	再稼働はまだ早い。福島第一原発のデブリ取り出しが終わってからだ。
1026E 17	柏崎刈羽原子力発電所 6号機の再稼働をすべきではありません。廃炉にするべきで、安全に廃炉にするために力を尽くしてください。東電は福島原子力発電所の重大事故の後始末もできておらず、事故の収束とは程遠い現状です。原子力発電所を運転する資格はありません。原子力発電所の作業に携わる人々、とりわけ下請け、孫請けの立場で働く人々への安全や健康も犠牲にされ、経済面でも途中のピンハネで手取りは大きく減らされていることにも東電は目をつぶっています。原発の廃棄物の行き先もないのに、これ以上再稼働して、将来につけをまわすのは無責任極まりません。目先の利益と引き換えに未来の人たちへの罪を犯すことです。私は今月初めに福島原発周辺の地域に初めて行き、車で海沿いの町や山のダムなどを見学させてもらい、仮設住宅に暮らす方たちとお話しする機会もありました。訪ねた高台のお寺が取り壊されブルドーザーが入っていて建物の形も残っておらず、お墓もいくつもの真新しい墓石を横に倒して、移転し供養された後である姿に衝撃を受けました。帰還できるようになった地域も7~8割はカーテンを引いて人が住んでいる気配はありませんでした。原発事故がいったん起これば、美しく自然の恵み豊かな一つの県が実質的に奪われてしまうことを肝に銘じるべきです。外国の脅威も言われていますが、原発を狙えばミサイルどころではない大爆発になってしまうでしょう。原発再稼働に反対します。すみやかに廃炉を決め、廃炉方法の研究にこそ政府も東電も力を注ぐべきです。
1026E 18	東京電力に原発運営の資格なし。度重なる事故とその隠蔽。情報隠し。まともな事業者とは言えない。有名企業が連日問題を起こしている事からも日本企業の衰退が見える。すでに日本はものづくり大国ではない。未来技術に投資しないと本当に日本が第三国に落ちてしまう。世界はすでに原発を辞め新たな電力に移行している。原発はもう時代遅れだ。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1026E 19	私はこの審査書案に反対します。(意見、理由) (放射性物質の拡散抑制)について。原発外への放射性物質の拡散を抑えるために、大容量送水者などで原子炉建屋に放水する設備を東電が整備する方針を確認した。とありますが、方針確認では担保されません。信頼できません。
1026E 20	本(審査書案)に反対します。(箇所)安全審査全般にかかわるページ(反対理由)作られた基準に沿った評価結果だけで、審査全般で安全を技術的に担保していません。安全を保証しきれないのならば、その旨を明記すべきでありますし、そもそも、保証しきれない(安全)基準をベースに再稼働することが矛盾だと考えます。従い、本審査書(案)は細部は別として、最重要な安全を保証しきれないで再稼働可の結論に導くものであり、反対せざるを得ません。福島第一原発と同じことが起こりえます。同じ悲しみと苦労を再現させる危険が十分ある基準をもとにした再稼働判断だと考えます。
1026E 21	柏崎刈羽原発も含めた国内の原発に関して、稼働させる合理性は無いと考えます。東京電力はすでに福島第一原発の事故で事実上の破綻状態で、再び事故が起きた際の補償能力はありません。国策として稼働するだけのエネルギー需給やコスト的な理由も、再生可能エネルギーや蓄電技術の性能や費用対効果の向上ではば無くなってしまいました。また核廃棄物の処分の問題も解決していないのに、さらに核廃棄物を増やすことにもなります。そもそも、東京電力は福島第一原発の事故を津波や地震の予測の甘さから引き起こした上、その後もガバナンスの不足による不祥事が相次いでいる企業です。福島第一原発の事故の原因究明も途上で、事故の理由が分かっていないのに対策が可能だと考えること自体不可解です。(これはすべての原発に当てはまります。)そうした東京電力に、ことさらにリスクの高い原発を管理させること自体不適切です。新たな産業育成の観点からも、節電技術(使う量を減らす)および再生可能エネルギーと蓄電技術(石油や核に頼らないエネルギーに移行)へのシフトを早急に行うべきではないでしょうか。
1026E 22	地震大国日本です。原発安全政策の第一は、「稼働させないこと」です。再稼働反対します。事故が起こってからでは、遅い。福島で未だに何万人が帰れないでいますか?何ヘクタールが汚染されたままですか?再稼働に反対します
1026E 23	柏崎原発の再稼働に反対します。理由は沢山ありますが、大きな点は以下の2点です。第一に東電は原発を運転する資格はありません。福島原発事故を見ても明らかなように事故の対処が出来る人間がすべて退職してしまっていて原発の細かな部分まで分かっていない人間ばかりになっています。更に損害賠償も全く不十分であり、資金源は国民の税金に頼るしか無い状態に陥っています。東電は福島原発事故の補償と廃炉に全力を掛けるべきであり、改めて柏崎原発の再稼働に力を分散すべきではありません。第二に柏崎は直下型地震が起こった場所であり、さらなる直下型地震に際しては大被害を受ける可能性が大きいものと考えられます。第二の福島原発事故となってしまいます。そうなれば殆どの日本全体の土地で人間の住めない被爆地帯になってしまいます。このような危険極まりない原発は即座に廃炉にしなければ日本の未来は暗澹たるものになってしまいます。
1026E 24	東電に運転の資格はない・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されてきました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。緊急時対策所が、6・7号機に近すぎ、免震性がない・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはず。・緊急時対策所は5号機に予定されているが、6・7号機に近すぎる。津波時に1～4号機が水没する恐れがある。1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれがある。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべき。敷地直下の活断層について検討すべき・敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべき
1026E 25	津波により電源喪失が予測されていたにも関わらず、対策を怠り、福島第1原発で過酷事故を引き起こした東京電力には、世界最大規模の原子力発電所を管理する能力は全くありません。東京電力による柏崎刈羽原子力発電所の再稼働は認められません。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1026E 26	<p>パブコメを実施することによって、国民の意見を聞いたとする昨今の行政のあり方に、生身としての人間を尊重する姿勢が全く感じられません。自分の身・家族に起こりうることとして、原発事故による被害者のことを考えれば、480 ページにも及ぶ書類に目を通さねばならないところではありますが、一般市民はともかく当の審査委員・政治家・行政マンの方達にそれができているのでしょうか。わかってもらおうとする配慮が一切感じられない審査書案です。479～480 ページの「体制の整備」についてだけでも、テロに対する防御体制ができているとは到底言えないし、捨て身の行為は防ぎようがない。近隣国からのミサイル危機をやたら強調するが、ミサイル以前に、人類にとっての危機であることがはっきりと世界に認識された核を温存する原発をこそ、国内から一掃することではありませんか。世界に認識させたのは、他にもない原爆を2度も落とされ、震災による東京電力福島原子力発電所の事故を目の当たりにした私たちの住んでいるこの日本です。審査委員にはまさにご自身の子や孫に対し、胸を張って誇れる仕事をしていただくことを念願します。</p>
1026E 27	<p>地震や津波対策を怠り過酷事故を起こした東電に柏崎刈羽原発の運転をする資格はありません。そんなことより汚染水をこれ以上流さないように安全かつ確実に廃炉を進めるようよう監視し規制することが重要です。よろしくお願いします。</p>
1026E 28	<p>いい加減に、廃炉コストがべら棒にかかる原子力発電所の再稼働を諦めて、廃炉技術を進歩させないと、先々コストが上がっていく一方であるし、原発に拘り続けていくことで、既に再生可能エネルギーの開発競争に後れを取っているのではないかと危惧をする。なぜ、そこまで100%の安全が保証されていない原発を稼働させなくてはならないのだ。東電福島第一発電所の現状を認識しているのか、それとも目をつぶっているのか……目をつぶって知らぬ節を決め込んでいるのだったら愚の骨頂である。再稼働の試みこそ非科学的発想と認識するべきだ。柏崎刈羽原発再稼働に断固として反対する！</p>
1026E 29	<p>東京電力は、福島第一原発事故を起こし、事故の収束もいまだ見えない中にあり、被災者等に対する事故の責任も十分に果たしきれていません。東京電力には巨額の公的資金が国から投入されています。こうした企業がまともな経営や責任が取れるとは思えません。東電は経営のためと称して原発の再稼働を急いでいますが、命よりも経営優先では、またも事故を引き起こすことが危惧されます。たとえ再稼働で一時的に利益が上がったとしても、さらに多くの核のゴミを生み出し、廃炉や高レベル放射性廃棄物の処理処分に莫大な費用がかかることになるのは明らかです。中・長期的に見ればさらに負債を大きくするもので、それを電力料金等に上乘せし、結局私たちに負担を強いることは絶対に許されることではありません。原子力規制委員会は、ただ規制基準に合ったというだけで、実質的に運転合格となる「審査書案了承」を出したことは、大きな間違いであり、了承の撤回を強く求めます。柏崎刈羽原発は、2007 年の中越沖地震に見舞われた場所に立地しており、福島原発事故同様、地震による原発事故の危険性は今後も付きまとうリスクも考えるべきです。原子力規制委員会は、新規規制基準のみに依拠し、社会的な問題や避難の問題などを抜きにし、「合格」のお墨付きを与えていますが、それを政府が「安全」と言い切り、強引に再稼働を推し進めることは許されません。現在の電力事情では緊急性はないと考えます。人々の生命や財産を奪い、環境を根底から破壊するという問題を抱える再稼働を進めるべきではありません。「審査書」の撤回と柏崎刈羽原発の廃炉を強く求めるものです。</p>
1026E 30	<p>福島県の住民です。「適格性」について、気委員会が挙げた「覚悟と実績」が適合しません。緊急時対策所が6, 7号機に近すぎ、免震性がない。敷地直下の活断層について検討すべき。何よりも基本的に放射性廃棄物の始末に展望がない。以上、再稼働すべきではありません。賢明なご判断をお願いします。福島県民の苦悩・苦痛を無駄にしないでください。</p>
1026E 31	<p>該当箇所：p.461～・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはず。・緊急時対策所は5号機に予定されているが、6・7号機に近すぎる。(解説)重大事故時に指揮所となる緊急時対策所は、当初、3号機近くにある免震棟に予定されていました。しかし、審査の過程で1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになったため、最終的に東電は、5号機の建屋内に設けることとしました。免震構造ではありません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1026E 32	<p>該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。</p>
1026E 33	<p>該当箇所：p.48～・1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれがある。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべき。（解説）東京電力は、1～4号機が面する荒浜側防潮堤の地盤は、液状化が懸念される地盤ではないと説明していましたが、液状化解析の結果、荒浜側防潮壁が損傷し、津波防護施設として機能が期待できず、津波が荒浜側防潮堤内に流入する可能性があることが示されました。今回の審査書案は6～7号機に関するものですが、1～4号機には使用済み燃料があり、津波により重大事故に至るおそれもあります。まずは1～4号機の廃炉を行うべきです。</p>
1026E 34	<p>該当箇所：p.37～・敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべき（解説）地元の専門家グループ（柏崎刈羽原発活断層研究会）は、敷地直下の断層の評価について、東電社員を含む論文のミスを指摘した上で、東電が古安田層と称する地層の火山灰層（刈羽テフラ）の年代について、約20万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘しています。</p>
1026E 35	<p>「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果」で原子力規制委員会が、東電は福島第一原発事故の対応について「自ら厳しく反省」「廃炉作業を着実に進める決意がある」などとの理由で東電に「技術的能力がないとする理由はないと判断」との結論に至っているが、精神論で技術的能力を判断していることに納得はできない。東電はメルトダウン、汚染水流出など重大な事象につき度重なる隠蔽を犯している。その理由、具体的な改善点 次回どのように対応し、どのように発表していくのかが国民に示されていない。原発は一度事故が起これば甚大な被害が広範囲に及ぶ。狭い日本の国土では全土が汚染される危険がある。チェルノブイリの原発事故では遠く離れたフランスのコルシカ島までが深刻な放射能汚染を被った。今なお韓国、台湾などで日本の農産物の輸入規制が行われており、輸出増大に邁進すべきところなのに、足かせとなっている。一度事故が起こればその後、農産物輸出のみでなく観光、日本人の海外渡航にも支障が及ぶ事態が考えられる。真に日本の将来を考えれば、高齢化を控え経済活性化・維持の体制を整えるべき時に、また大地震が全国的に予想されている現在、事故原因の明確化、具体的な改善内容が明確でない主体による原発運営、再稼働は停止すべきであると考えます。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1026E 36	<p>私は現段階での柏崎刈羽原発の再稼働に反対です。理由はいくつかあります。まず、東京電力に原発を再稼働させる資格があるのかという問題です。特に柏崎刈羽原発は東日本大震災で事故を起こした福島第一原発と同じ沸騰水型の原発です。原子力規制委員会の更田豊志さんは、東京電力だから事故が起きたとは思わず、むしろ高い技術力を感じたと言っていました。しかし、実際は汚染水対策の中で行われた汚染水の水位を測る水位計の設置の際もその設定を誤っています。また、福島第一原発の事故の収束も現在課題が山積しており、事の収束と再稼働する原発を管理することの両立は厳しいのではないかと思います。したがって私は東京電力に今原発を再稼働する資格はないと考えます。次に、もし柏崎刈羽原発で事故が起きたときに対応が難航するのではないのかという問題です。今の法律では事故が起きた際多額の賠償金を東京電力が払わなくてはなりません。しかし、今東京電力は福島第一原発の事故の賠償で多くの資金を使い、もし柏崎刈羽原発で事故が起きたとしても賠償金の支払いにあてることのできる資金がありません。福島第一原発の事故の賠償にまだ手間取っているというのに、さらに事故が起きたとき対応できる力が東京電力にあるとは思いません。そして、今東京電力は事故が起きた時の廃炉もできるかわからない状況にあります。まだ福島第一原発の廃炉も軌道に乗っていないのに、再び原発を動かすことはかなりリスクがあると思います。東京電力は弱みを見せると叩かれることを知っているのとえ厳しい状況下にあったとしても常に強気であり続けます。エネルギー不足や、火力発電による大量の二酸化炭素の排出等、原発に頼らざるを得ない状況にあることはわかります。しかし、規制を緩め始めれば止まることを知りません。今後とも、しっかり審査して本当に問題がない場合に限って「適合」の判断を下していただきたいと思います。</p>
1026E 37	<p>お豆腐のような柔らかい地盤の上に立つ 柏崎刈羽原発の再稼働など絶対にやめてください！まず東電がすべきは、フクシマ事故の原因究明をすること！一刻も早く 責任者を逮捕すべきです。誰も責任を取らないでいるから、又々 再稼働云々(でんでん) など言いはじめるのです。許せません！</p>
1026E 38	<p>東京電力に原発を稼働させる資格があるという判断を信じられない。あれほど、嘘をつく会社、情報を公開しない会社、賠償をしぶる会社で、当事者意識が不足していると判断せざるを得ない。これほど重大な事件を起こしながら、多数の裁判で被告となっていながら、問題は解決されていない。今でも原子力規制委員会は、「審査に合格しても安全を保証するものではない」との立場なのだろうか。政府は今の審査基準は「世界一厳しい基準」と嘘をつく。お互いに責任をなすりつけ合って、国民の安全は蚊帳の外だ。住民の避難計画も満足なものできないのに、「科学的・技術的」意見を公募なんて、問題の大前提がないのに、難しいことを言う。何のために審査しているのか。国民の安全を守るためではないのか。規制委員会の職員は福島第一原発を視察するだけでなく、そこで住民たちがどんな思いをしているのか。戻ってきた人々もどんな苦勞をしているのか。戻らない人々がどんな苦勞をしているのか。心を寄せる必要があるのではないのか。その最も基本的なことができている原子力規制委員会が、今回の事件の被告に原発再稼働を認めている。規制委員会など、あってもなくても同じではないか。到底、東電の柏崎刈羽原発再稼働は認められない。</p>
1026E 39	<p>東京電力に原発を稼働させる資格があるという判断を信じられない。あれほど、嘘をつく会社、情報を公開しない会社、賠償をしぶる会社で、当事者意識が不足していると判断せざるを得ない。これほど重大な事件を起こしながら、多数の裁判で被告となっていながら、問題は解決されていない。今でも原子力規制委員会は、「審査に合格しても安全を保証するものではない」との立場なのだろうか。政府は今の審査基準は「世界一厳しい基準」と嘘をつく。お互いに責任をなすりつけ合って、国民の安全は蚊帳の外だ。住民の避難計画も満足なものできないのに、「科学的・技術的」意見を公募なんて、問題の大前提がないのに、難しいことを言う。何のために審査しているのか。国民の安全を守るためではないのか。規制委員会の職員は福島第一原発を視察するだけでなく、そこで住民たちがどんな思いをしているのか。戻ってきた人々もどんな苦勞をしているのか。戻らない人々がどんな苦勞をしているのか。心を寄せる必要があるのではないのか。その最も基本的なことができている原子力規制委員会が、今回の事件の被告に原発再稼働を認めている。規制委員会など、あってもなくても同じではないか。到底、東電の柏崎刈羽原発再稼働は認められない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1026E 40	<p>柏崎刈羽原子力発電所の一部再稼働には同意できない。日本は地震大国であり、いつ大きな地震が起きてもおかしくなく、さらに言うと、新潟県は東北太平洋側と同様に、比較的大きな地震が多く発生している場所であり、再稼働をするにはリスクが大きいのではないかと思う。2011年の福島第一原子力発電所の事故では、想定以上の大きな地震と津波により、非常用バッテリーが動作しなくなった結果起きた事故であり、今となっては負の遺産としての邪魔な置物と化してしまっている。いくら放射性物質の放出量が減ったとしても、出ていることに変わりはないし、想定を大きく見積もったうえでの堤防や非常用バッテリーを設置したとしても、やはり自然に勝てずに、福島への舞になってしまったら、日本人全員が東電の信頼度0になり、電力会社を変えて、東電ないものとしてしまうだろう。それに加えて、もし二度目の事故を起こしたとなると、海外の国々からの信頼も減るだろう。危機管理能力のなさが明らかにされてしまうからであり、日本の安全神話やプライドに大きな傷が入るだろう。ここまでのリスクを負ってでも原発の再稼働を進めるメリットなど全くない。そんなことをするくらいだったら、風力発電や地熱発電の開発に叱らを入れるほうが、よっぽど未来のためになる。電気代が上がっても仕方がないので、頼むから危険なことに挑戦しないでほしい。</p>
1026E 41	<p>東電に原発動かす資格ないです。電力事業行う資格もない。</p>
1026E 42	<p>電力も足りている、福島第一原発事故も収束していないのに再稼働はおかしい。多くの被災者も救済されていない。北朝鮮からの攻撃対象になるかもしれない。これらの事に対して東電が誠実に適切に対応している実績がないのだから、再稼働は認められない。国民の一人として再稼働には絶対に賛成できない。</p>
1026E 44	<p>原発事故処理の進捗、度重なる問題の隠蔽、被害者本位ではない被災者対応等をみると、東京電力には、とても運転資格があるとは思えません。具体的な実績証明なしに、決意表明ただけで運転資格があるとした、規制委員会の判断はとても納得できるものではありません。</p>
1027E 1	<p>私は、柏崎刈羽原発の再稼働に反対します。まず、現在、柏崎刈羽原発の周辺 50km にはおよそ 40 万人の人が生活していますが、このなかのたくさんの方が原発の再稼働に反対しています。自治体の代表である新潟県の米山知事は、「福島事故の検証に三、四年かかる」と発言しており、検証中は地元が同意することはないと述べています。地元からの同意を得られないのに再稼働を行うのは不可能だと思います。次に、福島第一原子力発電所の事故への対応についてです。東電は福島第一原子力発電所の事故では「想定外」の事故が起こったためうまく対応できなかったと言っています。しかし、柏崎刈羽原発が立地する新潟県の周辺で「想定外」の災害が起こる可能性もあります。実際に、1964年6月16日の「新潟地震」、2004年10月23日の「新潟県中越地震」、2007年7月16日の「新潟県中越沖地震」、2011年3月12日の「長野県北部地震」と、最近のおよそ50年間で4回も大きな地震が起こっています。そのたびに柏崎刈羽原発付近では震度5弱以上の揺れを観測しています。このように、柏崎刈羽原発の周りではたくさん地震が起こっているため、今後東日本大震災のような「想定外」の災害が起こる可能性は十分にあると思います。もしこのような災害が再び発生した時に、東電がきちんと対応できるかについての説明はまだ不十分だと感じます。確かに、柏崎刈羽原発を再稼働させれば約800万kW発電することができるというデータもあります。これだけの発電量を原発でまかなえば、二酸化炭素の排出量もかなり減るでしょう。原子力発電に頼ることなく二酸化炭素の排出量を削減するために、国に二酸化炭素の排出量を減らすための対策をやってほしいです。柏崎刈羽原発について、米山知事の言うように東電は福島事故を検証し、それが終わるまでは再稼働は考えるべきではないと思います。</p>
1027E 2	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。東電が全責任を負うはずの福島原発事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東電はかろうじて破たんを免れている状況だ。この意味でも東電に柏崎刈羽原発を運転する資格などない。審査には経理的基礎の確認も含まれるが、経理的基礎はないとすべきだ。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1027E 3	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。原子力規制委員会は、福島第一原発の事故を起こした東電に対し、柏崎刈羽原発を運転する資格を問い、「廃炉をやりぬく覚悟と実績を示すこと」、「経済性よりも安全性を優先すること」を東電に要求した。これに対し、東電は、根拠となる実績を示すものはなにもなく、「やりぬく覚悟です」、「経済性を優先する考えは微塵もない」などと決意表明を並べるだけであった。規制委はこれを技術的能力の項で審査の対象とし、実績について何ら問うこともなく、了承した。東電の資格を問うのであれば、福島第一原発の実情を見なければならない。最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸（サブドレン）水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあったことが明らかになった。他にも1,200トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れてただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになったばかりだ。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いている。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできない。汚染は続き、避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが事故の影響で苦しんでいる。東電は、事故を引き起こした責任をとっていない。</p>
1027E 4	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。安全性軽視は審査内容からも明らかである。東電の安全性軽視の姿勢は、柏崎刈羽原発の審査内容からも明らかだ。東電は緊急時対策所として想定していた免震重要棟が基準地震動に耐えられないことを知りながら、それを隠し、虚偽の説明をしていた。結局東電は、5号機の建屋内に緊急時対策所を設けたが、免震構造ではない。これまで東電自身が何度も述べていたように、緊急時対策所を免震構造にすべきだというのは福島第一原発事故の大きな教訓ではなかったか。規制委はなぜこれを認めるのか。</p>
1027E 5	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。柏崎刈羽原発を再稼働させてはならない。新潟県では、脱原発を求める県民の支援を受けた米山知事が誕生した。新潟県は「事故原因」「健康と生活」「避難」の3つの検証委員会を設置。検証ができないうちは再稼働の議論はできないとしている。もっともだ。本来であれば、これは規制委もしくは国会など国の機関が行うべき検証ではないか。</p>
1027E 6	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。安全性軽視は審査内容からも明らか。審査の過程で柏崎刈羽原発1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになった。9月27日の規制委会合で、規制庁担当者は「津波により1～4号機は水浸しになる」と平然と述べている。1～4号機の原子炉に燃料はなくてもプールには大量の使用済み燃料が保管されている。これらに影響はないのか、6・7号機に影響がなければよいのか、本当に影響はないのか、1～4号機の廃炉が先ではないか。6・7号機だからという理由で許可に走るべきではない。</p>
1027E 7	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。安全性軽視は審査内容からも明らか。敷地内の断層については、これが活断層である可能性について、新潟県内の地質専門家グループが、再三指摘している。規制委はこれを無視して、一方的に東電の主張を認めているばかりで、これらの指摘に耳を傾けようとしないう。福島第一原発事故で大きな問題となっている高濃度汚染水について、建屋外への放出防止策も拡散防止策もない。東電が海洋汚染防止策として設置する設備はシルトフェンスである。これだけでは対策にならないことを、東電は福島第一原発でさんざん経験したではないか。他にも多くの問題を抱えている。規制委は審査書案を撤回すべきだ。</p>
1027E 8	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。柏崎刈羽原発を再稼働させてはならない。新潟県民の姿勢は、最近の新潟市長の再稼働反対表明にも現れている。冬場は雪に閉ざされる地域で避難は実際上不可能に近い。一方的な風向きと降雪が山野にもたらす放射能汚染の影響が福島のそれを大きく上回することは必至だ。首都圏に電気を送るために新潟県民の安全な暮らしが奪われるいわれはない。重大事故の影響は首都圏にも及び、首都圏の人たちが考えなければならない問題だ。さらに、柏崎刈羽原発の再稼働は、福島第一原発事故を引き起こした東電の復活を意味するものであり、全国的な問題でもある。悲劇を繰り返さないためにも、柏崎刈羽原発の再稼働を許してはならない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1027E 9	<p>"意見：東京電力には、原子力発電所を運転する資格はない。したがって、柏崎刈羽 6・7 号機の設置変更許可申請を認める審査書は撤回するべきである。理由：1) 福島第一原発事故の原因が正確には判っていない。何が原因で、どの部分がどのように破損し、1~4 号機の大破と放射性物質の大量流出に至ったのか、正確には分かっていない。2) とくに、1~3 号機それぞれのデブリがどこにあるのか、損壊した各機内の放射線が強く、正確な調査ができていない。3) 汚染水の流出が、依然として続いている。流出をどの方法で完全に止めることができるのか、目途は立っていない。4) たまり続けるトリチウム水をどう処分すればよいのか、決まっていない。5) したがって、事故処理を、どのような方法で、いつまでに完了することができるのか、予測は困難である。6) 東京電力による「廃炉」のためのロードマップなるものは、何度も改訂を余儀なくされた。今後も、さらなる改訂、タイムテーブルの延長が繰り返される可能性が極めて高い。7) 東京電力がいう「廃炉」とは、使用済み燃料を含めて、事故機を完全撤去することを想定していると思われる。これら、極度に放射能汚染された事故機の残骸などを、短期的にどこで保管するのか、中・長期的にはどこへ移送するのか、全く目途は立っていない。8) 廃炉作業に携わる作業員、その他関係者の被ばくをいかに防止するのか、最小限にするのか、その具体的方法は明らかにされていない。以上から、福島第一原発の事故原因の究明も事故処理もできていない現在の東京電力に、福島と同類の BWR 型原発を運転する資格も能力もないと考えるべきである。審査書案「添付 1」の別添 1「基本的考え方」1 の通りである。別添 2 に示された、東京電力の回答は、単なる決意表明であり、1) ~ 8) で指摘した現実を変えるものではない。"</p>
1027E 10	<p>何十年も負の遺産を残す、原子力発電自体に、反対です。再稼働希望をされているあなたの家の隣に原子力のゴミを埋めても何とも思わないでしょうか？日々の暮らしに必要な電力が、危険なものであっては、ならないと思うし、今だけでなく、未来の子どもたちのことを考えるべきだと思います。再稼働には、反対です。</p>
1027E 11	<p>柏崎刈羽原発には、他の再稼働している原発と同様に避難計画がありません。原子力防災計画が適切で実効性があるかどうかを確認する法的な手続きがなく、避難経路など実効性のある避難計画もありません。冬場は雪により避難は不可能です。また、福島第一原発の廃炉に多額がかかる中で、柏崎刈羽原発に対する事業者責任を全うできる見込みがないので、運転を再開することはできません。福島第一原発は高濃度汚染水の流出が止まりませんが、柏崎刈羽原発は設計の段階で高濃度汚染水の発生と漏えいが全く想定されておらず、新規基準の審査対象からも外されています。この審査は緩すぎです。そして何よりも、福島原発事故を起こし、収束もできていない東電に、柏崎刈羽原発の運転をする資格はありません。普通でしたら、企業責任が問われるところ、なぜこの会社は生きながらえているのでしょうか。</p>
1027E 12	<p>東京電力は、事故当時者であり、廃炉事業に多額な税金を使っていることで、事業者としての適格にかけるものと考えます。</p>
1027E 13	<p>本（審査書案）に反対します。（箇所）安全審査全般にかかわるページ（反対理由）作られた基準に沿った評価結果だけで、審査全般で安全を技術的に担保していない。安全を保証しきれないのならば、その旨を明記すべきでありますし、そもそも、保証しきれない（安全）基準をベースに再稼働することが矛盾だと考えます。従い、本審査書（案）は細部は別として、最重要な安全を保証しきれないで再稼働可の結論に導くものであり、反対せざるを得ません。福島第一原発と同じことが起こりえます。同じ悲しみと苦労を再現させる危険が十分ある基準をもとにした再稼働判断だと考えます。以上です</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1027E 14	<p>東電に運転の資格はない該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。一般の会社であれば倒産している。国が支援する必要はない。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。緊急時対策所が、6・7号機に近すぎ、免震性がない該当箇所：p.461～・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはず。・緊急時対策所は5号機に予定されているが、6・7号機に近すぎる。津波時に1～4号機が水没する恐れがある該当箇所：p.48～・1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれがある。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべき。敷地直下の活断層について検討すべき該当箇所：p.37～・敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべき次の福島事故が起きてからでは遅い。もし起きたら今の審査に関わった方々は辞めても追求されるべき重大な誤った方針です。</p>
1027E 15	<p>そもそも問題は事故が起こった時の処理対策の是非かではなく、再稼働した時に起こる平常時での放射能汚染野問題だ。従事する労働者や周囲の環境が必然的に被爆すること、そして次々と生まれる核のゴミをどう処理するのかということ、福島原発事故が現在も非常事態宣言のなかにあるのに、決め手となる対策が講じられていないこと、そして、単なる電気エネルギーの生産にすぎないものを、なぜ危険な原発でまかなうのかということ、等々がいまだに答えられていないといことである。原子力エネルギーからの撤退という誠意を見せてもらいたい。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1027E 16	<p>「繰り返しの揺れを想定していない」(審査書案26頁から)原発の耐震設計は1回の基準地震動に耐え得る構造であればよしとしているが、熊本地震では短時間に強い揺れが繰り返し起こり、中越沖地震でも本震の3割程度の余震が観測された。配管の金属疲労は繰り返しの荷重により蓄積してゆくので、現行基準は実際に起きた地震動への備えとして不十分である。複数回の基準地震動や強い余震が長く続く事態を想定して、基準を改定すべきである。「第55条等 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策」今回審査にかかったのは、放射性物質の大気中拡散を防止する原子炉建屋放水で発生する放射性汚染水の、海洋拡散防止システムだけだ。それも海水面に広がる汚染水を吸着材とシルトフェンスで防ぐだけである。福島原発事故で実際に起こり未だ継続中で収束の目途が立たない、建屋等に滞留する高濃度汚染水への対処は検討されていない。つまりメルトルーによる高濃度汚染水の発生と拡散という事態への対処法はない。それを手当てする設備はない。この点では事故前の福島第一原発と同じだ。規制委員会は、柏崎刈羽原発では福島クラスの原発事故は起こらないと想定しているのか。格納容器ベントによる放射性物質の大気中拡散については、フィルターベント設備を要求しているが、それが実際にどれだけ有効なのかは実験的に確かめられていない。フィルターを通して希ガス類は全量放出されるが、その評価もない。ベント実施前の周辺住民に対する通知義務も定かでない。「新たな冷却装置の義務化」これは「格納容器内の水を外部で冷やして循環させながら原子炉の冷却に使う装置(「毎日新聞電子版」10月18日2017年)」だそうだが、その詳しい仕様は不明で冷却性能も未知数である。実験的に性能が証明されてから検討されるべきだろう。現段階で原子炉の安全性を向上させる装置と位置づけるのは早計である。「対津波設計方針」(審査書案48頁から)1~4号機側の津波防護は期待できず、基準津波で建屋は水没する可能性がある。1~4号機は休止中であり、今回の審査対象ではないが、使用済み燃料が最上階のプールに保管されている。福島事故で明らかになったように、使用済み燃料は潜在的に破滅的リスクを抱えているので、堤防の抜本的強化や、安全な保管場所を建設して使用済み燃料を移管するなどの、安全対策を優先すべきだ。「免震重要棟」(審査書案461頁から)免震重要棟が基準地震動に耐えられないことを知りながら、東電の規制庁への報告が遅れた。このことだけでも東電の「運転資格」には疑問がある。地震に耐えられないことに加えて、免震重要棟の代わりに建てた対策所が水没の危険がある1~4号機側にあるという理由で、東電は5号炉建屋内に耐震の緊急時対策所を設けることにし、規制委員会もそれを承認している。しかしこれは規制基準にある「免震等」の「等」を拡大解釈したヘリクツにすぎない。緊急時対策所は耐震であると同時に、余震の影響を受けずに事故収束作業の指揮がとれる場所でなければならない。その重要性は福島原発事故で実証された。津波の影響を受けない場所に、耐震かつ免震機能を備えた対策所を建設すべきだ。「経理的基礎」実質的に半ば国有化され、膨大な資金援助を受けている東京電力は、自立した民間企業ではない。自前の経営基盤も補助に頼らない自己資金も存在しない。事故収束資金も補償金も自前で調達できない企業に経理的基盤などない。「運転資格」福島第一原発事故という史上最悪の原発事故が起こり、その事故原因ならびに事故経過の詳細は未だ不明である。収束作業は難航し、作業計画や到達目標は次々に先送りされている。溶融デブリ回収どころか、現在でも破滅的な潜在力を持つ使用済み燃料の回収作業すら滞っている。収束作業でも様々な情報隠しが行われている。最近発覚したドレーンの水位計設定ミスへの報告遅れもそのひとつであり、審査対象の柏崎刈羽原発でも、免震重要棟の耐震性について情報隠しとしか思えない公表遅れがあった。このような現状で、事故を起こした福島第一原発と同型の沸騰水型原子炉を、事故を超した事業者である東京電力が運転することは、常識的に考えて有り得ない。「規制基準」福島事故を受けて策定された新規制基準には「住民避難」を審査する項目がない。深層防護の第5層を欠いているのだ。欧米では住民避難計画の策定と実効性の審査は必須項目である。つまり、現在の規制基準は世界水準に達していない。規制委員会は、審査基準にないという理由で避難計画を無視するのではなく、最終的な安全性確保に必要なことから、現在の規制基準に加えるよう提起すべきだ。</p>
1027E 17	<p>東電は廃炉に関する決意表明だけで、具体的な実績が全く示されていません。廃炉のメドも立たず、汚染水は溜まり続け、放射能は海に垂れ流したままです。避難を強いられ、未だに戻れない人たち、健康被害が出ている人たち、各地でたくさんの方が苦しんでいる中での再稼働はあり得ません。東電に原発運転の資格はない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1027E 18	東京電力と日本政府は、なによりも福島第一原発事故を収束させ、被害者に十分な賠償を実施することが先決です。無限に増え続ける危険な除染廃棄物問題も、決定打のない汚染水問題も、微塵の前進もないまま、原発を再稼働することはできません。再稼働には数千億の追加対策費用がかかります。その資金はまず、事故の収束と賠償のために使われるべきです。
1027E 19	再稼働反対です。廃炉も反対。東電はそのまま原発と止めたまま安全に管理して下さい。
1027E 20	東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等に対する科学的・技術的意見を述べる（別紙 1 ...法律に規定する許可の準への適合について） 東電に経理的基礎はない 2 . 法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号（経理的基礎）について、東電は、当初 1 0 兆円と推定していた廃炉等の費用を昨年に 2 1 . 5 兆円に訂正し、その費用を国民に押し付けているばかりかシンクタンクの調査では 7 0 兆円になるとの推測もある。本来なら破綻している企業である東電に「必要な経理的基礎がある」とは認められない。以上

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1027E 21	<p>東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等に対する科学的・技術的意見を述べる 1 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)に対して東電には「安全文化その他の原子炉設置者としての適格性」を有しない。以下にその理由を述べる。(添付 1 確認結果(案)本文に対して) イチエフ事故検証を実施して東電の技術的能力を再評価するべき 3 ページ目に「福島第一原子力発電所事故は、東京電力の技術的能力が欠けていたがゆえに起きたと捉えるべきではな」とあるが、事故検証が「中間報告」で終わっているのにそう断定する理由が分からない。説明願いたい。他電力会社の「適格性」を原発を止めて確認するべき 一方、もしどの電力会社にでも事故が起こり得ると考える(私も同意する)のであれば、今稼働中の九電・関電・四電について、一旦原発を止めて「適格性」をチェックするべきだ。文科省・環境省・内閣府にも回答を求めるべき 4 で経産大臣からの回答を求めているが、東電の福島原発事故対応も含めた「適格性」を議論しているであるから、賠償を担当している文部科学省と、除染を担当している環境省と、原子力災害対策を担当している内閣府にも同様の回答を求めるべきである。東電の安全文化欠如は明らか東電の安全文化欠如は 3 . 1 後も変わらない。以下に最近の事象のみ例示する。・免震重要棟が基準地震動に耐えられないことを 3 年近く規制委に隠していた・イチエフ廃炉ロードマップを 4 回も延長した・イチエフ水位計設定ミス を 5 月に 8 回も起こしたのに明らかになったのは 9 月 保安規定でなく設置変更許可で明確にさせるべき「( 2 ) 将来にわたる履行の確保」のために保安規定に明確に記載させるとしているが、奇異だしこれでは遅い。保安規定以前の、設置変更許可を論じている現時点で「安全文化の醸成に関わる事項」を明確にさせ、妥当性を確認するべきである。(別添 2 基本的考え方に対して) 事故被害者に対する思いがない規制委が「人の命と健康と財産と環境を守る」ことを使命としているにも拘らず、申請者が福島第一原発事故による膨大な被害をどう考えているかについて言及していない。加害者としての自覚とともに「ふるさと生活も仕事も奪われてしまった」被害者に対する思いがない限り原発再稼働を認めるべきでない。事故検証への認識を問うべき福島第一原発事故の事故検証をどう考えているかについて言及していない。規制委自身も東電・国会・民間など多くの事故調査委員会などによる検証があったにも拘らず、原発推進意見を持つ委員による「中間報告」で終わらせている。申請者が事故検証をどう説明して適格性を主張するのか確認するべきである。(別添 3 東電回答に対して) 社長の約束でいいのか主語が「私」(小早川社長)であり、申請者組織が原発が稼働し使用済み核燃料が残っている間ずっとこの回答が生きると思えない。組織としての決意を書かせるべきである。東電はとっくに破産していて事業者責任を全うできない事業者責任を全うできる見込みについて、東電は「今後要する資金の手当てについては、新新総合特別事業計画に基づき、着実に実行」と答えているが、廃炉費用 2 1 . 5 兆円を国民に押し付けている。破綻企業東電に事業者責任の全うは不可能である。「風評被害」の定義を明確に「風評被害の払しょく」とあるが、どのような事象を「風評被害」と判断しているかを明確にさせるべきだ。原子力規制委員会を含めて国と県と東電が信頼されていないがゆえに、国民の多くが自衛するのであって、例えば福島産敬遠を「風評被害」と決めるつけるのはおかしい。東電が「風評被害に対する行動計画」を作成するそうだが、トリチウム汚染水問題を含めあらゆる放射能汚染とその被害について真摯に再評価して、放射能汚染を取り除く手段を明確にしない限り、東電も国も信用できない。東電は安全性よりも経済性を優先させている東電は「安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もない」と書いているが大ウソである。東電が柏崎刈羽再稼働によって一時的な利益を得ようとしていることは明らかだし、安全性を優先するならば何よりも遅れている福島第一原発の収束作業に専念するべきだ。東電に実効的的内部告発を強制するべき「情報を一元的に共有するための対策を実施してまいります」とあるが、この 6 年半のあいだ実績として全く成果がみられない。東芝、日産、神戸製鋼所など日本の製造業も信頼できなくなっている。目に見えない対策よりも、良心的な社員が内部告発をしやすくそれを公開して生かす仕組みをつくらせるべきだ。同じことは原子力規制委員会にも言える。以上</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1027E 22	福島第一原発の事故処理の見通しも立たない状況であり、事故の原因解明もされないまま再稼働することは無責任極まりない行為であり論理的に考えて再稼働することは許されません。発電設備、電子機器を運用する上で原因不明のまま運用再開することは普通の会社、メーカーではありえません。先日も日産自動車の検査偽装の問題がありましたが、出荷してしまったからそのまま良いとはなりません。特に原子力発電のような住民の生命にかかわる設備を製造運用する場合、製造者、運用者の責任は明確にされるべきであり、福島第一原発の事故原因およびその責任の所在が曖昧なままの再稼働は科学的、社会倫理的にみても許されるはずがありません。また、柏崎刈羽原発 30km 圏内の避難計画もないままの再稼働は住民の生命、安全の軽視であり、東京電力および原子力規制委員会の再稼働判断は憲法で保証された健康に生きる権利、基本的人権を侵害するものです。東京電力、経済産業省、規制委員会の利益経済ありきの再稼働に反対します。以上
1027E 23	事業者は事故を起こさないだけでなく、万一事故を起こした場合でも、被害を及ぼした全ての人と地域に対し十分に補償し早急に回復するに十分な技術的、資金的能力を有す必要があると思います。が、東電は福島第一原発の事故処理でこれだけ政府からの援助を得ながらもその能力がないことを示しています。したがって、東京電力には柏崎刈羽原発を稼働させる資格はないと考えます。
1027E 24	東電に運転の資格はない該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破綻をさせないため公的資金が注入されている現状。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべき。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていない。・東京電力の隠蔽体質が繰り返し指摘されている。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを隠していた。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えない。
1027E 25	「東京電力の原発稼働認めることが妥当ではないと考えます。一、東電は東日本大震災前にも数多くの事故やミスを起こしています。東日本大震災によって生じた福島第一原発の処理に当たっても事故をミスを度重ねています。原発の事故は水力発電や火力発電の事故(これ自体も起こしてはならないが)とは大いに異なっています。水力や火力の事故はほとんど一過性で済みます。しかし、原発の事故は永久に続くものです。そういう非常に大変なものを扱っているという認識が東電社内全体に行きわたっているようには思われません。だから事故やミスが絶えないのだと考えます。東電や他の関連会社に他の物とは違う非常に危険なものを取り扱っているのだという認識が行きわたらない限り、柏崎刈羽原発の稼働は認めるべきではないと考えます。二、福島第一原発の事故の処理はまだ途中にとです。さらに、その事故原因は究明されておりません。そういう状態の中で柏崎刈羽原発の稼働を認めることは時期尚早です。三、かつて「エコノミクスアニマル」という言葉が流行りました。東電が67号機の稼働が収益改善のためになるなどというのは、まさに「エコノミクスアニマル」的発想にほかなりません。四、避難計画 国が積極的に関与すべきです。地震の時だけでなく大雨や大雪の時の対策も立てるべきです。五、テロ対策ー陸上からだけでなく、海上からの対策も十分にしておくべきです。日本は海岸線が長い。海からロケット砲で原発を狙われたら防ぎ切れるのか。首都や基地を狙わなくてもよく、原発、特に日本海側にある原発を攻撃するだけで日本はマヒしてしまうでしょう。従って柏崎刈羽原発に限らず原発を稼働させることは非常に危険があります。六、廃棄物についてー原発から出るごみ(放射能物質)をどうするのでしょうか。現在、その処分場は決まっておられません。なのに原発を稼働させれば放射能の廃棄物は増えるばかりです。ここはいったん稼働を中止すべきです。一般のごみ処理場の建設でもいろいろとめて建設に数年かかります。ましてや放射性物質です。かんたんに処理場が決まるとは思えません。今電気は足りているのですから原発を止めても国民生活への支障はありません。ゆえに稼働は中止、40年を超える原発は廃止すべきと考えます。
1027E 26	東京電力に再稼働の能力はない
1027E 27	原子力発電の技術は、最終処分を合わせて考えると次世代に対して無責任だと考えざるをえません。ドイツはじめいろいろな国が原子力発電から撤退しているときです。福島第一原発の事故を起こした東電は再稼働ではなく、撤退を進める時です。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1027E 28	<p>意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結(案)』1～4頁）意見：申請者に柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はない。理由：規制委員会は東電の適格性を判断するために7項目の「基本的考え方」を示した。福島第一原発の廃炉を主体的に取り組みやりきる覚悟と実績を示すこと、経済性より安全性追求を優先することや安全性の向上等だが、これに対する東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず具体性はない。福島第一原発の実情を見れば、地下水くみ上げの井戸の水位計の設定のミスで約半年間、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあった事、金属容器で管理しなければならない1千2百トンの汚染土壌が土のう袋に入れただけであったこと等の実態が明らかになった。廃炉のメドはたたず放射能の垂れ流しは続き汚染水は溜り続け発生を止める事もできていない。にも関わらず、規制委員会は東京電力を「運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はない」と結論づけた事は実態に即していない。</p> <p>意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4ページと『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』1ページ）意見：東京電力に柏崎刈羽原発を運転する経理的基礎はない。理由：東京電力は全責任を負うべき事故の費用負担について債務超過に陥ると公的資金の注入を要求した。国が公的資金等を注入できる仕組みを作った結果、東京電力は破たんを免れている状況だ。この意味でも東京電力に刈羽原発を運転する資格はない。審査には経理的基礎の確認も含まれており、それもない。</p> <p>意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』20～21ページ）意見：地震の規模が過小評価。理由：元原子力規制委員の島崎邦彦氏は熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」とし、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果、地震動は1.8倍になると公表した。刈羽原発6・7号機は、基準地震動は入倉・三宅式で計算されており、地震調査委員会もこの式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがある事を認めている。また、熊本地震の様に震度7の地震が2回も起こるような複数回の地震に対する安全性評価はされていない。地震による損傷の防止について適切な評価がされていない。</p> <p>意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』311ページ）意見：東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性はない。理由：審査書の311ページには東京電力について「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原発事故における経験や知見を踏まえた対策を行うと共に、事後の収束を円滑に実施するため平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれている。福島第一原発の現状はこのような体制が整備されていない。汚染水問題に対応できない東京電力には原子炉設置者としての適格性がない。</p> <p>意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』371～377ページ）意見：代替循環冷却系は新基準には位置づけられていないもので、これをもって新基準に適合するとは言えず、この冷却システムの実証実験を求める。理由：東京電力は原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために代替循環冷却及び格納容器ベントを必要な対策としており、審査書ではこれを評価している。しかし、代替循環冷却は新規基準にはないものであり、ベントを併記しているとはいえこの冷却を安全性の根拠とするのは新規基準との整合性を欠くもの。まずはこの冷却システムの実証実験を行なう事を求める。</p> <p>意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』470～471ページ）意見：5号炉原子炉建屋内緊急対策所が免震構造でないため新基準に適合しない。理由：東京電力は当初、3号炉原子炉建屋内緊急対策所を新たに設置し、免震重要棟内緊急対策所と併用するとしていた。その後、この対策所は敷地の液状化に伴い津波が到達する可能性が発覚し、また、免震重要棟内緊急対策所に十分な耐震性がないことも分かり、5号炉原子炉建屋内緊急対策所のみを使用する事とした。しかし、この緊急対策所は耐震構造ではあっても免震構造ではない。新基準は免震重要棟の設置を求めていることから刈羽原発6号炉及び7号炉は新基準に適合していない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1027E 29	<p>該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。</p>
1027E 30	<p>該当箇所：p.461～・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはず。・緊急時対策所は5号機に予定されているが、6・7号機に近すぎる。（解説）重大事故時に指揮所となる緊急時対策所は、当初、3号機近くにある免震棟に予定されていました。しかし、審査の過程で1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになったため、最終的に東電は、5号機の建屋内に設けることとしました。免震構造ではありません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1027E 31	<p>「アラートが対処している弾道ミサイルでは、3か所の緊急時対策所から対処することが可能だろうか。弾道ミサイルによるテロリズムの想定条件を再確認する。通常弾頭中距離ミサイルとする。</p> <p>a. 弾頭の速度はマッハ10～15、b. 弾頭は1000kg、c. 半数命中半径 Circular Error Probability は100から250m。飽和攻撃戦術をとり迎撃ミサイルよりも多数、発射される。必中のために複数着弾するように複数発射される。6、7号機共通の弱点であり、同じ場所、6号機/7号機コントロール建屋（C/B）にある6号機/7号機中央制御室を標的とする。定期点検で停止中でも、6、7号機の何れか1機は運転中であり、制御を失った原子炉の暴走が期待 expect できるからである。5、6、7号機は発電所の大湊側（刈羽村）にあり、6号機/7号機コントロール建屋（C/B）を中心に半径約130m以内に3機とも配置されている。100から250mの半数命中半径から、C/Bに着弾しなかった弾頭は、5、6、7号機の原子炉建屋の近傍に着弾する。原子炉建屋に着弾する可能性もある。6号機原子炉建屋はコントロール建屋C/B北隣にある。直ぐ後ろの海側には廃棄物処理建屋があり、左右後方に6号機と7号機のタービン建屋があり、他にも様々な設備、建屋があるから、それに通常弾頭中距離ミサイルは着弾し、破壊するだろう。原子炉建屋内の格納容器、圧力容器を直撃するより、そうした様々な設備、建屋への着弾が多いだろう。多数・大量の弾頭断片や破壊された設備部材が飛散するだろう。そうした弾頭断片や破壊された設備部材が原子炉建屋に襲い掛かる。5号機緊対所は、5号機原子炉建屋の外縁部の付属棟最上部の地上3階部に設置される。幅約15mの付属棟が取り巻く原子炉棟、原子炉圧力容器、格納容器、使用済み核燃料プールなどがある幅約53m原子炉棟から原子炉建屋R/Bなる。付属棟の最上部の地上3階部の天井は、付属棟の天井でもあり、そこに飛来、降り注ぐ多数・大量の弾頭断片や破壊された設備部材で、緊対所は破損し、気密性が損なわれる可能性が高い。免震重要棟のガラス窓は衝撃波や爆風で破壊され、棟の気密性が損なわれ、ガラス破片が壁に刺さるなど一面に散乱し、緊対所は使用不可能になるだろう。つまり故意による大型航空機の衝突には複数の緊対所拠点で「同時に発災する可能性は低」いだろうが、弾道ミサイルでは複数、5号機緊対所と免震重要棟内緊対所は同時に発災する可能性は高い。大湊側緊対所は、無窓の地上2階地下2階の建屋を7号機から約450m離れた地点に建設し地下2階を緊対所にする構想と事業者・東京電力は説明している。無窓だから、免震重要棟のように衝撃波や爆風でガラス窓が破壊され使用不可能にはならないだろう。直撃されれば破壊されるだろうが、半数命中半径が100～250mだから可能性は低い。しかし如何せん「現在設計中」である。「アラートで対処している弾道ミサイルのテロリズムが発災した場合の、6,7号機の緊急時対策所は現在はないといえる。また、5号機緊対所が至近弾や弾頭断片や破壊され飛散してくる施設部材により破損する事態では、5号機使用済み核燃料プールの損傷も併発するとみられる。付属棟の最上部の地上3階部に設置される緊対所が弾頭断片や飛散してくる施設部材などにより破損する事態では、より上の位置にある原子炉棟の4.5階部の壁や建屋天井部もそれらが飛来、降り注いで貫通しててだろう。そして使用済み核燃料プールに貫通した弾頭断片や施設部材、破壊された天井部や壁が突入する。当然、置かれている使用済み核燃料棒は破損し、放射能の塊である使用済み核燃料ペレットやその破片がプール底に散乱する。プールの壁面や底面が損傷破損し、漏水口が生じるだろう。その後の展開と懸念は内部溢水の201710170000454623にのべたが再説する。損傷した使用済み核燃料棒やペレット、その破片をプールから除かないと止水工事を始められない。長期間できない。注水ポンプを増強すればプール水位を保てる。その注水が続き、その結果、その間は漏水も続く。放射能の塊である使用済み核燃料ペレットやその破片を含んだプール水の漏水が続く。その結果、原子炉棟の非常用発電機などの機器、設備が被水、没水するなどし、原子炉棟から漏水が溢れ出ることも予想される。そうなれば、放射能の塊である使用済み核燃料ペレットやその破片が原子炉棟内、原子炉建屋内に、その周辺にある状況になる。注水ポンプが故障や燃料切れ、電力切れで停止しても放射能 放射線被曝で修理、給油作業もできなくなる。注水がとまり漏水が続けば、数日をして使用済み核燃料はメルトダウン・燃料溶融する。続く</p>

## パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理 番号	意見全文
1027E 33	<p>201710270000455622 の訂正 201710230000455133 の続き弾道ミサイルでのテロリズムには、3か所の緊急時対策所で対処可能だろうか。想定条件を再確認する。通常弾頭中距離ミサイルとする。a.弾頭速度はマッハ 10~15、b.弾頭は1000kg、c.半数命中半径 Circular Error Probability は100から250m。飽和攻撃戦術をとり迎撃ミサイルよりも多数、発射される。必中のために複数着弾するように複数発射される。6、7号機共通の施設である6号機/7号機コントロール建屋(C/B)にある6号機/7号機中央制御室を標的とする。定期点検で停止中でも、6、7号機の何れか1機は運転中であり、制御を失った原子炉の暴走が期待 expect できるからである。5、6、7号機は発電所の大湊側(刈羽村)にあり、6号機/7号機コントロール建屋(C/B)を中心に半径約130m以内に3機とも配置されている。100から250mの半数命中半径から、C/Bに着弾しなかった弾頭は、5、6、7号機の原子炉建屋の近傍に着弾する。原子炉建屋に着弾する可能性もある。6号機原子炉建屋はコントロール建屋C/B北隣にある。直ぐ後ろの海側には廃棄物処理建屋があり、左右後方に6号機と7号機のタービン建屋があり、他にも様々な設備、建屋があるから、それに通常弾頭中距離ミサイルは着弾し、破壊するだろう。原子炉建屋内の格納容器、圧力容器を直撃するより、そうした様々な設備、建屋への着弾が多いだろう。多数・大量の弾頭断片や破壊された設備部材が飛散するだろう。そうした弾頭断片や破壊された設備部材が原子炉建屋に襲い掛かる。5号機緊対所は、5号機原子炉建屋の外縁部の付属棟最上部の地上3階部に設置される。幅約15mの付属棟が取り巻く原子炉棟、原子炉圧力容器、格納容器、使用済み核燃料プールなどがある幅約53m原子炉棟から原子炉建屋R/Bなる。付属棟の最上部の地上3階部の天井は、付属棟の天井でもあり、そこに飛来、降り注ぐ多数・大量の弾頭断片や破壊された設備部材で、緊対所は破損し、気密性が損なわれる可能性が高い。免震重要棟のガラス窓は衝撃波や爆風で破壊され、棟の気密性が損なわれ、ガラス破片が壁に刺さるなど一面に散乱し、緊対所は使用不可能になるだろう。つまり故意による大型航空機の衝突には複数の緊対所拠点が「同時に発災する可能性は低」いだろうが、弾道ミサイルでは複数、5号機緊対所と免震重要棟内緊対所は同時に発災する可能性は高い。大湊側緊対所は、無窓の地上2階地下2階の建屋を7号機から約450m離れた地点に建設し地下2階を緊対所にする構想と事業者・東京電力は説明している。無窓だから、免震重要棟のように衝撃波や爆風でガラス窓が破壊され使用不可能にはならないだろう。直撃されれば破壊されるだろうが、半数命中半径が100~250mだから可能性は低い。しかし如何せん「現在設計中」である。」アラートで対処している弾道ミサイルのテロリズムが発災した場合の、6,7号機の緊急時対策所は現在はないといえる。また、5号機緊対所が至近弾や弾頭断片や破壊され飛散してくる施設部材により破損する事態では、5号機使用済み核燃料プールの損傷も併発するとみられる。付属棟の最上部の地上3階部に設置される緊対所が弾頭断片や飛散してくる施設部材などにより破損する事態では、より上の位置にある原子炉棟の4.5階部の壁や建屋天井部もそれらが飛来、降り注いで貫通しててだろう。そして使用済み核燃料プールに貫通した弾頭断片や施設部材、破壊された天井部や壁が突入する。当然、置かれている使用済み核燃料棒は破損し、放射能の塊である使用済み核燃料ペレットやその破片がプール底に散乱する。プールの壁面や底面が損傷破損し、漏水口が生じるだろう。その後の展開と懸念は内部溢水の201710170000454623にのべたが再説する。損傷した使用済み核燃料棒やペレット、その破片をプールから除かないと止水工事を始められない。長期間できない。注水ポンプを増強すればプール水位を保てる。その注水が続き、その結果、その間は漏水も続く。放射能の塊である使用済み核燃料ペレットやその破片を含んだプール水の漏水が続く。その結果、原子炉棟の非常用発電機などの機器、設備が被水、没水するなどし、原子炉棟から漏水が溢れ出ることも予想される。そうなれば、放射能の塊である使用済み核燃料ペレットやその破片が原子炉棟内、原子炉建屋内に、その周辺にある状況になる。注水ポンプが故障や燃料切れ、電力切れで停止しても放射能 放射線被曝で修理、給油作業もできなくなる。注水がとまり漏水が続けば、数日をして使用済み核燃料はメルトダウン・燃料溶融する。続く</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1028E 1	<p>"提出意見 「繰り返しの揺れを想定していない」(審査書案26頁から)原発の耐震設計は1回の基準地震動に耐え得る構造であればよしとしているが、熊本地震では短時間に強い揺れが繰り返り起こり、中越沖地震でも本震の3割程度の余震が観測された。配管の金属疲労は繰り返しの荷重により蓄積してゆくので、現行基準は実際に起きた地震動への備えとして不十分である。複数回の基準地震動や強い余震が長く続く事態を想定して、基準を改定すべきである。「第55条等 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策」今回審査にかかったのは、放射性物質の大気中拡散を防止する原子炉建屋放水で発生する放射性汚染水の、海洋拡散防止システムだけだ。それも海水面に広がる汚染水を吸着材とシルトフェンスで防ぐだけである。福島原発事故で実際に起こり未だ継続中で収束の目途が立たない、建屋等に滞留する高濃度汚染水への対処は検討されていない。つまりメルトスルーによる高濃度汚染水の発生と拡散という事態への対処法はない。それを手当てする設備はない。この点では事故前の福島第一原発と同じだ。規制委員会は、柏崎刈羽原発では福島クラス原発事故は起こらないと想定しているのか。格納容器ベントによる放射性物質の大気中拡散については、フィルターベント設備を要求しているが、それが実際にどれだけ有効なのかは実験的に確かめられていない。フィルターを通して希ガス類は全量放出されるが、その評価もない。ベント実施前の周辺住民に対する通知義務も定かでない。「新たな冷却装置の義務化」これは「格納容器内の水を外部で冷やして循環させながら原子炉の冷却に使う装置(「毎日新聞電子版」10月18日2017年)」だそうだが、その詳しい仕様は不明で冷却性能も未知数である。実験的に性能が証明されてから検討されるべきだろう。現段階で原子炉の安全性を向上させる装置と位置づけるのは早計である。「対津波設計方針」(審査書案48頁から)1~4号機側の津波防護は期待できず、基準津波で建屋は水没する可能性がある。1~4号機は休止中であり、今回の審査対象ではないが、使用済み燃料が最上階のプールに保管されている。福島事故で明らかになったように、使用済み燃料は潜在的に破滅的リスクを抱えているので、堤防の抜本的強化や、安全な保管場所を建設して使用済み燃料を移管するなどの、安全対策を優先すべきだ。「免震重要棟」(審査書案461頁から)免震重要棟が基準地震動に耐えられないことを知りながら、東電の規制庁への報告が遅れた。このことだけでも東電の「運転資格」には疑問がある。地震に耐えられないことに加えて、免震重要棟の代わりに建てた対策所が水没の危険がある1~4号機側にあるという理由で、東電は5号炉建屋内に耐震の緊急時対策所を設けることにし、規制委員会もそれを承認している。しかしこれは規制基準にある「免震等」の「等」を拡大解釈したヘリクツにすぎない。緊急時対策所は耐震であると同時に、余震の影響を受けずに事故収束作業の指揮がとれる場所でなければならない。その重要性は福島原発事故で実証された。津波の影響を受けない場所に、耐震かつ免震機能を備えた対策所を建設すべきだ。「経理的基礎」実質的に半ば国有化され、膨大な資金援助を受けている東京電力は、自立した民間企業ではない。自前の経営基盤も補助に頼らない自己資金も存在しない。事故収束資金も補償金も自前で調達できない企業に経理的基盤などない。「運転資格」福島第一原発事故という史上最悪の原発事故が起こり、その事故原因ならびに事故経過の詳細は未だ不明である。収束作業は難航し、作業計画や到達目標は次々に先送りされている。溶融デブリ回収どころか、現在でも破滅的な潜在力を持つ使用済み燃料の回収作業すら滞っている。収束作業でも様々な情報隠しが行われている。最近発覚したドレーンの水位計設定ミス報告遅れもそのひとつであり、審査対象の柏崎刈羽原発でも、免震重要棟の耐震性について情報隠しとしか思えない公表遅れがあった。このような現状で、事故を起こした福島第一原発と同型の沸騰水型原子炉を、事故を超した事業者である東京電力が運転することは、常識的に考えて有り得ない。「規制基準」福島事故を受けて策定された新規制基準には「住民避難」を審査する項目がない。深層防護の第5層を欠いているのだ。欧米では住民避難計画の策定と実効性の審査は必須項目である。つまり、現在の規制基準は世界水準に達していない。規制委員会は、審査基準にないという理由で避難計画を無視するのではなく、最終的な安全性確保に必要なことから、現在の規制基準に加えるよう提起すべきだ。"</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1028E 2	<p>201710270000455624 の続きそして、この使用済み核燃料プールの損傷は、5、6、7号機に限られるわけではない。半数命中半径 CEP が 100 から 250m ということは、半数はそれ以上離れた遠隔地に着弾するということだ。南に離れた地点、柏崎市側の荒浜側に着弾がありうる。1、2、3、4号機の使用済み核燃料プールの損傷がありうる。弾道ミサイルによるテロで発生する使用済み核燃料のメルトダウンを、抑制、根絶する対応策、その科学的・技術的検討が、審査書（案）には記載がない。数万年に1回程度の地震は、審査しているのに、Jアラートが調べられた弾道ミサイルによるテロへの対応策、その科学的・技術的検討、審査が欠けている。素人考えであるが、使用済み核燃料プールでのメルトダウンは、空冷が可能な使用済み核燃料を空冷保管に移せば可能性を減らせると考える。柏崎刈羽原発は、2012年3月26日に6号機が停止して以降5年間は、一機も稼働していない。ほぼ全ての使用済み核燃料と炉内の核燃料、19298体（平成29年6月末現在の核燃料集合体量）は空冷が可能な状態であるとみられる。5号機は2012平成24年1月25日に定期検査入りしており、2728体は空冷が可能な状態であるとみられる。米国のように至近距離から戦車砲の砲撃にも耐えうる保管容器に入れ、原子炉建屋から離れた地点に保管庫を設置すれば弾道ミサイルによるテロ下でも、使用済み核燃料のメルトダウンも可能性を大幅に減らせると考える。ところが、規制委員会は事業者・東京電力の使用済み核燃料のメルトダウンの可能性を大幅に減らす科学的・技術的能力を審査していない。少なくともは、審査書（案）には記載がない。Jアラートが調べられた弾道ミサイルによるテロへの対応策、柏崎刈羽原子力発電所の対応策、その科学的・技術的検討、審査が欠けている。審査をやり直すべきである。</p>
1028E 3	<p>東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書を提出する「資格」はない。</p>
1028E 4	<p>東電に運転の資格はない該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4 規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求しましたが、東電からの回答は、ただ「ちゃんとやります」という言葉だけで実績が伴っていません。また東電の隠ぺい体質は福島第一原発事故後も以前変わっておらず、また被災者への対応も誠意が充分示されているとは言い難いです。緊急時対策所が、6・7号機に近すぎ、免震性がない該当箇所：p.461～ 福島第一原発事故で事故への対応を行う緊急時対策所の免震性の重要さは示されていたと思いますが、柏崎刈羽原発の緊急時対策所は免震性が充分でなく、また6、7号機に近すぎ事故時に指揮を取れなくなる可能性があります。これでは再稼働の資格が充分とは言えません。津波時に1～4号機が水没する恐れがある該当箇所：p.48～ 1～4号機のある防潮堤の地盤は液状化する恐れがあり津波の際に1～4号機と周辺施設が水没する可能性があります。1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合はこれもまた重大事故に至ります。福島の事故を見ても一度に複数の原子炉がトラブルを起こす可能性はありますので1～4号機の安全確保も優先するべきです。敷地直下の活断層について検討すべき該当箇所：p.37～ 原発敷地直下の活断層について、地元専門家グループから活断層ではないかという指摘がされています。もしそうであった場合はこれも大地震などで重大な事故につながる可能性が高いです。地元専門家グループの指摘もしっかり検討してください。柏崎刈羽原発は日本海側にあります。北朝鮮との関係が緊張している中、標的になりやすい場所にある原発を動かすことは甚だ危険です。また、事故が起きたとき漏れ出した放射性物質は風に乗って関東上空を直撃する可能性が高いです。その被害規模は福島第一原発事故を超えるものとなるでしょう。下手をすると日本は首都機能を失うことにもなりかねません。これらのことを考えあわせ、柏崎刈羽原発の再稼働は決して行うべきではありません。</p>
1028E 5	<p>福島原発事故の詳細も明らかにできず、汚染水の管理も不十分な現状において、東京電力に柏崎刈羽の再稼働は、会社の体制・機能的に無理がある。安全を謳われても信憑性がない。</p>
1028E 6	<p>東電の経理的基盤は民間企業として不適格である。現在、22兆円の負債を抱え、その負債のうち、4兆円を他電力会社に負担させ、6兆円を国が負担することになっている。これは単に東電に融資をしている銀行の経営を圧迫しない目的と、東電を救済したいと一部の者の意図を反映したものであり、通常の競争社会ではありえない状態にあり、それをネジ曲げている。それにもかかわらず、東電は「経理的基礎」があると言うのは誤りである。東電は自力で経営できる基盤がかけおち、その認識がない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1028E 7	<p>○規制委員会は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求しましたが、実績が示されていません。福島第一原発の実態を見れば、東京電力の「覚悟」の表明だけでは全くあてになりません。これで再稼働を認めることはできないと考えます。○「申請者は当初、免震重要棟を設け、その中に免震重要棟内緊急時対策所を設置することとしていた」のにかかわらず、耐震・耐津波基準を満たす免震重要棟を作らないことになってしまいました。3・11 後国会に呼ばれた当時の東電清水社長も「免震重要棟がなかったと考えると『ぞっとする』」と答弁しているのにはです。福島を事故を教訓にできていません。これでは再稼働を認めることはできません。</p>
1028E 8	<p>規制委は基本的考え方として、「福島第一原子力発電所の廃炉 を主体的に取り組み、やり抜く覚悟と実績を示す ことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所 を運転する資格はない」としていますが、東京電力ははまだ ” 実績 ” を示すことはできていません。福島第一の現状を見れば、東京電力に原発運転の資格はないと思います。また、柏崎刈羽原発の免震重要棟は、3号機のそばにあり、審査の過程で1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになっています。津波が襲来した際に、1～4号機と 免震重要棟を含む周辺施設が水没のおそれがあります。基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要 棟がない以上、決して許可すべきではないと思います。現在電力は原子力発電所を再稼働しなければならない状況ではありません。住民を少しでも危険にさらすようなことは絶対に避けるべきだと思います。</p>
1028E 9	<p>本申請書の却下を提案します。地震・台風などの自然災害のみならず、テロによる破壊工作に対応できない脆弱な現行基準が最大問題です。貴委員会の代表が「安全で無い」と公言し続けた施設に関して、何故、今回の審査をするのは理解できません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1028E 10	<p>申請者の東京電力による柏崎刈羽原発 6、7 号機の再稼働を認める申請書案に反対します。理由は第 1 に、東京電力に運転資格が認められないことです。規制委は当初疑問視していた東電の廃炉実績を「やり遂げる覚悟」だけで了としたが、覚悟と実績は全く異なる。不法な承認と言わざるを得ない。東電は現在、実質国の資金投与で経営を続けており（支援機構から 1 兆円、交付金 2 兆円）、22 兆円の負債を抱えており、自立した企業としての経理的基礎はないことは明らか。その上に、相次ぐ福島原発訴訟判決でみられるように、東電の責任が認定され、被害者への賠償、救済が急務となっている。こうした責任を全うする費用の捻出もままならないのに、多額の再稼働費用をどこから捻出するのか明確ではない。運転資格で必要な取り組みに対しても、保安規定の審査について規制委は明確な基準を示していない。内容が明らかでないのに、了承するというのは異様としかいえない。技術的な資格について、最大の問題は事故発生時の指揮所となる「免震重要棟」を作らないとする判断を了としたことである。そもそも免震重要棟は日本海中越沖地震時に地震のために指揮所が使えなくなったため、新潟県の要請を受けて東電が柏崎刈羽原発 3 号機近くと福島第一原発に設置したものであり、第一原発事故で唯一機能したといえるのは免震重要棟だった。その後、審査の過程で 1～4 号機と免震重要棟が基準津波に対する防護ができないと分かり、5 号原子炉建屋内に緊急時対策所を設けるとしたが、肝心な基準地震動にも基準津波にも耐えうる免震機構となっていない。免震重要棟の重要性は福島第一原発事故が証明しており、最低でも原子炉建屋とは切り離れた場所に免震重要棟の建設を求めるべきであり、最低限の事故対策も取られていない以上、再稼働を許可するべきではない。また今回の再稼働申請は 5、6 号機だが、既に 1～4 号機側は地震による地盤の液状化で防潮堤が壊れ、津波襲来時に水没の危険性が認められている（このため免震重要棟を使用しない方針に）。1～4 号機の燃料プールには使用済み核燃料が残存しており、プールの水が失われた場合、重大事故になる恐れがある。再稼働よりも 1～4 号機の安全確保を優先するべきである。規制委は重大事故発生時の「発電所外への放射能拡散を抑制するための設備および手順」について、東電の説明を了としているが、高濃度汚染水対策がない。福島第一原発事故では溶融燃料が格納容器下部から地下に溶け出し、そのデブリが廃炉を難しくしていることは明らかである。しかし今回の東電の対策は、格納容器上部の破損に対するものであり、格納容器下部の破損による原子炉冷却水の流出と、汚染水が施設外に放出することへの対策がない。柏崎刈羽原発は福島第一原発と同じ沸騰水型軽水炉であり、対策について審議もしていないことは問題である。耐震性評価についても、規制委は熊本地震のように短時間の間に同じレベルの強い揺れが繰り返されることに対する対応を示していない。原発の耐震設計では 1 回の基準地震動に耐えればよいとなっているが、現実に熊本地震のような強震が続いて起きており、これを評価し直すべきである。規制委は一貫して、避難計画は規制委の対応する問題ではないとしているが、想定するような過酷事故が発生する場合、周辺住民の避難は欠かせず、再稼働を了とするかどうかの判断基準の一つとするべきである。現在、新潟県は独自で避難計画を検証しており、この検証を無視した再稼働承認は住民無視といえるものである。以上、行数が限られるので簡単ではあるが、審査書案に対する意見とします。</p>
1028E 11	<p>1．原子力発電は、事故が起きなくとも放射性廃棄物を出します。化石燃料は、二酸化炭素を出しますが、それは光合成で吸収できます。放射性廃棄物は、吸収できません。保管するほかないのですが、その保管場所がありません。保管場所があっても、想像もできない未来まで保管しなければなりません。それは無責任というものです。原子力発電は、これ以上動かすのは間違っています。</p> <p>2．東京電力は、福島第一原発事故以前にも、小さな事故を連続して起こしています。その事故の隠ぺいもし続けてきました。福島第一原発事故の責任も認めていません。そのような会社が原子力発電を行う資格はないと思います。柏崎・刈羽原発の再稼働を認めるべきではありません。</p>
1028E 12	<p>柏崎刈羽原子力発電所再稼働に反対します。安全基準の審査を通過したとのことですが、福島の原因が究明されて初めての「本当の安全性」であり、まだ再稼働を議論できるスタート地点にさえ立てていないのではないのでしょうか。地震大国日本においては特に、天災に対する「完全な防御機構」はあり得ません。また、原発に頼らずとも、太陽光を中心とする再エネはすでに国内シェアの 15% 近くに達していると聞きます。メタンハイドレートなどの実用化も期待できるでしょう。棄てられない核のゴミを増やすほどに、特別管理の費用は増大し、後々の世代を財政的に圧迫する懸念があります。また、核兵器禁止条約も 122 か国において採択され、核エネルギー使用国は、国際情勢的に取り残される可能性があります。以上。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1028E 13	<p>防潮堤の液状化の問題・液状化により1～4号機側は水没が前提。・基準津波に対し、1～4号機のある荒浜側は、津波の防護が期待できず、1～4号機と周辺施設が水没することが前提となっている。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべきである。</p>
1028E 14	<p>東電に原子力発電所を運転する資格は、無い・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、実績が示されていない。決意表明だけを確認しても意味がない。・福島第一原発の実態を見なければならぬ。直近の9月28日に、地下水のくみ上げ井戸（サブドレン）の水位計の設定にミスがあり、半年間にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出てもおかしくない状態であったことが明らかになった。・廃炉のメドは立たず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いている。避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康被害も出ている。東電の決意表明は空文句、精神論にすぎない。東電に原発運転の資格はない。・経済性よりも安全性を優先するというが、根拠・判断基準がなにもない。・事故の費用負担について東電は、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。東電に「経理的基礎」もない。・保安規定により履行を確保するというが、どうなれば違反となるのか。決意表明の羅列であり、明確な判断基準がない。</p>
1028E 15	<p>高濃度汚染水対策がない・福島第一原発事故における高濃度の汚染水の発生は、原子炉の冷却水が溶融燃料に触れ、それが格納容器下部の破損口から流出したことが原因である。高濃度汚染水の一部が環境中に漏れ出た。また、建屋に入り込んだ地下水が混ざることにより、大量の汚染水が生じている。汚染水対策はジレンマを抱えている。汚染水の発生を抑えるには、建屋内への地下水の流入を減らさなければなりません。そのために、くみ上げ井戸によって地下水の水位を下げるのだが、あまり下げすぎると、建屋内の高濃度汚染水が逆に外に出てしまう。その事態は絶対に避けなければならない。設計の段階で高濃度汚染水の発生と漏えいが全く想定されていなかったことに根本的な問題があるが、柏崎刈羽原発を含めて、いまだに審査から除外されたままである。</p>
1028E 16	<p>緊急時対策所の免震性の問題東電は、重大事故時に指揮所となる緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを持ちながらこれを隠し、虚偽の説明をしていた。しかも、柏崎刈羽原発の免震重要棟は3号機付近にあるのだが、審査の過程で1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになった。津波が襲来した際に、1～4号機と免震重要棟を含む周辺施設が水没のおそれがある。</p>
1028E 17	<p>耐震・耐津波基準を満たす免震重要棟がない・免震重要棟は、中越沖地震の際に、予定していた指揮所の扉が開かず、物が散乱して使い物にならなかったことから、新潟県の要請を受けて、東電が柏崎刈羽原発3号機近くと福島第一原発に設置したものである。・その後、福島第一原発事故が発生したが、国会に呼ばれた当時の東電清水社長は、福島第一原発に免震重要棟がなかったと考えると「ぞっとする」と答弁している。地震による事故時の指揮所が免震構造でなければならないことは、福島第一原発事故の大きな教訓であり、そのことを他ならぬ東電自身が体験したはずである。・基準規則61条は、指揮所となる緊急時対策所について「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと」を要求している。緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことであり、そのためにも、免震機能が必須であるとみるべきである。・基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要棟がない以上、許可すべきではない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1028E 18	<p>3-1.3 耐震設計方針 1 .耐震重要度分類の方針(26 頁) 設置変更許可申請書添付書類八に記載されている耐震重要度分類には明らかな誤りが少なくとも 2 点含まれており、規制委員会がこれらを容認していることは審査の瑕疵である。これらが修正されない限り、設置変更許可は無効である。その理由は以下のとおりである。(1) 非常用取水設備(設計基準対象施設設計)を構成する設備のうちのスクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽のいずれもが C(Ss)クラスとされていることは誤りであり、本来は S クラスでなければならない。なぜならば、これらは原子炉から崩壊熱を最終ヒートシンク(海)まで輸送する上で必須の設備であり、「原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設は S クラスとすること(設置許可基準規則の解釈(別記 2)第 4 条 2 の一)」に該当するからである。C クラスとされていることは不合理である。(2) 代替循環冷却系(重大事故等対処施設)には復水補給系が用いられているが、その復水補給系(復水移送ポンプとその配管設備)及び設置されている廃棄物処理建屋の耐震クラスがいずれも B クラスであり、S クラスでない系統設備及び建屋を使用していることは不合理である。なぜならば、代替循環冷却系は、常設耐震重要重大事故防止設備とされており(設置変更許可申請書添付書類八の第 1.1.7-1 表) 設置許可基準規則第 39 条(地震による損傷の防止) — 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設には「基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること」にもとづくと、代替循環冷却系を構成する設備、機器及びそれらを設置する建物は S クラスでなければならない。</p>
1028E 19	<p>3-1 地震による損傷の防止(11 頁) 設置許可基準規則における耐震基準に、熊本地震(2016 年 4 月 14 日、16 日)で発生した短期間における激しい地震の繰り返し(繰り返し地震)を新たな知見と経験として取り入れて、審査をやり直すことを求める。その理由は次のとおりである。熊本地震では、活断層が動いて震度 7 の激震が短期間に 2 回(4 月 14 日と 16 日、時間間隔は約 28 時間) 続き、気象庁はこのような激震の繰り返しは「過去の経験則にはない」と公表した。すなわち、「激震の繰り返し」という重要な新たな知見と経験が得られたことになる。このような短期間内の地震の繰り返しに対しては、最初の地震の影響に関する施設の点検、保守、補修では対応できず、施設の頑健性で耐えぬくしかなく、従って繰り返し地震に対する耐震健全性の要求が不可欠である。福島原発事故以前の原発の安全設計審査指針には、「本指針については、今後の新たな知見と経験により、適宜見直しを行うものとする」ことが謳われていた。同審査指針に置き換えて福島原発事故の教訓を反映して策定された設置許可基準規則に関しても、「新たな知見と経験により、適宜見直しを行うものとする」ことは、受け継がれて当然のことである。しかしながら、熊本地震後 1 年 6 カ月を経過した現時点に至っても、原発の設置許可基準規則の中の「地震による損傷の防止」の条項に関して、激震の繰り返しを想定する見直しは何らなされておらず、従って柏崎刈羽 6・7 号機はその耐震設計方針として激震の繰り返しに対して安全性が担保されていないことになる。熊本地震を通じて得られた重要な新たな知見と経験を無視していることは、設置許可基準規則の不備を指し示すものである。なお、末尾の参考文献で指摘したように、設置変更許可と工事計画認可がすでに出された PWR に関して、設計基準動地震レベルの繰り返し地震に見舞われると、蒸気発生器伝熱管及び原子炉格納容器の伸縮式配管貫通部について安全機能が損なわれるおそれがある原発が存在する。PWR と BWR とともに繰り返し地震に対して安全性を担保する規制要求が必要である。参考文献：滝谷絃一「繰り返し地震を想定する耐震基準改正を求める」『科学』Vol.86、No.12(2016 年 12 月号) 1205~1210 頁</p>
1028E 20	<p>3.4.2.2 火山の影響に対する設計方針 5 .降下火砕物による影響の選定 (77 頁) 規制委員会の 7 月 19 日会合で火山灰の影響評価に用いる火山灰濃度をそれ以前の 100 倍規模に引き上げる方針が決定された。これは、非常用ディーゼル発電機のフィルターの基本設計にかかわる重要な方針であり、この決定にもとづく火山灰濃度の影響評価の審査がなされて当然であるにもかかわらず、それがなされないまま審査書案が出されたことは不作為である。規制委員会の怠慢を示すものである。審査のやり直しを求める。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1028E 21	<p>東京電力に原子力事業者としての適格性を認めた原子力規制委員会の確認結果案は極めて不適当であり、柏崎刈羽原発の再稼働を前提としたもので、その適格性判断に疑義があります。まず、東京電力は、新潟中越地震に際し、柏崎刈羽原発の火災事故を起こし、その対応や情報公開、対応に強い批判がありました。それを踏まえ、安全対策をとり情報管理体制、社内安全管理体制等を整えたとしていましたが、東日本大震災をきっかけとする東京電力福島第一原子力発電所での原発事故は、それらの安全対策、情報管理体制、情報公開が不適切であったことを示しました。さらには、その後の事故対応において、政府・国民に虚偽の情報と自己保身を優先したこと、現場と「本社」との乖離による現場の混乱の増長を招きました。また、被害者、被災地への対応においても、自らの責任を矮小化し、時に否定し、ADRの裁定も無視するなど、その企業としての体質はまったく変わっていません。そのような企業の弁明は、所詮言葉の上での釈明に過ぎず、社内体制が変わったとはとうてい認められません。次に、現在の東京電力福島第一原子力発電所の事故対応についても、現場の二次被曝や安全面に十分配慮しているとは言いがたく、下請け労働者の急死が相次ぎ、労働現場として、発注者である東京電力が本気で安全面に配慮し、事故対応を行っているとは考えられません。また、事故に伴い起きる諸事象に対し、情報発信が遅れる、矮小化する、情報を出さない、小出しにするなど、真摯な対応をとっているとは言いがたく、企業姿勢には疑義があります。特に、事故対応の予算管理を重視するあまり、最適な事故対応を行っているか、安全と予算のマネジメントにも疑問があります。柏崎刈羽原発を再稼働することが、事故対応の専門家を育てることにはならず、むしろ事故対応人員の減少につながることも懸念されます。そのような懸念には答えず、精神論で適格性を主張する東電の釈明で納得することは、原子力規制委員会の社会的マネジメント能力にも疑問が持たれかねないことであり、本意ではないと理解します。本適格性の確認を取り下げ、改めて白紙に戻して、東京電力全体の社内外に対するマネジメントを経済学者、社会学者、組織論等の社会科学の専門家を含めて精査し、その課題を抽出することを提言します。</p>
1028E 22	<p>フクシマ事故原因の検証も終わっていないにもかかわらず、柏崎刈羽の再稼働は不安です。また、被災された人々の苦しい現実と心情を考えれば、到底東電の原発運転の資格はありません。以下の理由で反対します。1・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。2・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはず。・緊急時対策所は5号機に予定されているが、6・7号機に近すぎます。3・1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれがあります。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべきです。4・敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべきです。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1028E 23	<p>3．設計基準対象施設 3-1 地震による損傷の防止（11 頁） 中越沖地震（2007 年 7 月 16 日）により損傷を受けた建物・構築物と設備・機器の補修の実施とその実効性を検証したのかどうかについて、審査書案には何ら記載がない。もし検証したのであれば、その内容を審査書に明記するとともに、関連資料の公開を求める。もし検証していないのであれば、再稼働の前提条件の一つである設置変更許可を審査する規制機関として重大な不作為であり、審査のやり直しを求める。その理由は以下のとおりである。 柏崎刈羽原発 6・7号機は中越沖地震の際に設計時の基準地震動を超える地震力を受けて、建物・構築物及び設備・機器にはさまざまな損傷が生じた。損傷例の一つとして、7号機の原子炉建屋の耐震壁にはひび割れが発生し、東京電力は「今後適切な補修を行う計画としている」と報告している。（参考資料：東京電力「柏崎刈羽原子力発電所7号機 新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る点検・評価報告書(建物・構築物編)(改訂1)」平成20年9月25日）その後、東北地方太平洋沖地震（2011年3月11日）の際に、女川2号機では原子炉建屋の耐震壁に多数のひび割れが確認され、東北電力は技術的評価にもとづき、同建屋の剛性が顕著に低下していることを規制委員会に報告した。（参考資料：第430回適合性審査会合資料1-3 東北電力「女川原子力発電所2号炉 東北地方太平洋沖地震等に対する応答性状を踏まえた原子炉建屋の地震応答解析モデルの策定概要について」2017年1月17日） 規制委員会は、このような女川2号機で得られた知見を踏まえて、柏崎刈羽6・7号機に関して中越沖地震による損傷個所の補修計画の実施状況、補修効果による耐震特性への影響評価などについて綿密に審査すべきである。もし女川3号機におけるような原子炉建屋に顕著な剛性低下があれば、設置変更許可申請書添付書類八に記載されている基準地震動に対する各種床応答スペクトルの信頼性は失われることになる。</p>
1028E 24	<p>3-1.1 基準地震動 4．基準地震動の策定(1)敷地ごとに震源を特定して策定する地震動(24 頁) 3-1.1 基準地震動 4．基準地震動の策定(1)敷地ごとに震源を特定して策定する地震動(24 頁) 6号機と7号機のある大湊側の基準地震動が過小評価になっているおそれがあり、最大水平加速度を柏崎刈羽原発サイトで記録された既往最大値の1700ガルにすることを求める。その理由は次のとおりである。地震学者の石橋克彦・神戸大学名誉教授は、「現在の地震科学では将来が正確に予測できると言うほうが余程「非科学的」なのである。」「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」に関して、「本質的に不可知であることを考えれば、日本全国の原発において、基準地震動の最大加速度は少なくとも既往最大の1700ガルにすべきである。私たちの地震現象の理解がまだ不十分であることを謙虚に受け止め、原発に求められる最大限の安全性を追求すべきである。」と指摘している。なお、この1700ガルの値は、中越沖地震(2007年)の際に柏崎刈羽原発1号機地下の岩盤での揺れ基準地震動と比較可能なもの)の最大加速度が1699Gal だったことが、原子炉建屋最下層の地震観測記録から東京電力によって推計されたことに基づいている。今般、柏崎刈羽6・7号機用に東京電力が策定して規制委員会が容認した大湊側の基準地震動は、最大水平加速度がSs-1で1050ガル、Ss-2で1209ガルであり、1700ガルより過小になっている。私たちは、深刻な事態を招く「原発震災」について福島原発事故の発生以前から警鐘を鳴らしてこられた石橋克彦氏の提言をないがしろにすることなく真摯に受け止めるべきである。参考文献：石橋克彦「原発規制基準は「世界で最も厳しい水準」の虚構 大飯原発運転差止判決が迫る根本的見直し」『科学』Vol.84、No.8(2014年4月号)869～877頁</p>
1028E 25	<p>東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。柏崎刈羽原子力発電所を廃炉にして下さい。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1028E 26	<p>次の理由により、新規制基準をクリアしても東京電力柏崎刈羽原発の安全が確保出来ません。よって、柏崎刈羽原発の再稼働は取りやめ、廃炉にするべきです。A 巨大地震発生時の危険（審査書案 11 ページ～25 ページ 「3 - 1 . 1 基準地震動」への意見）・敷地ごとに震源を特定して策定する地震動として、大湊側基準地震動として、最大加速度：水平方向 1209cm/s<sup>2</sup>、鉛直方向、466cm/s<sup>2</sup>、荒浜側基準地震動として最大加速度：水平方向 2300cm/s<sup>2</sup>、鉛直方向 1050cm/s<sup>2</sup>としている。又、震源を特定せずに策定する地震動を水平方向 650 ガル、鉛直方向 330 ガルと定めている。しかし、基準地震動以上の振動を巨大地震で受けないことが地震学的に保障されていない。それどころか、2005 年から 2011 年迄の間に、原発が基準地震動を上回る地震に見舞われたケースは以下の通り 5 回ある。</p> <p>1 . 東北電力女川原子力発電所(宮城沖地震) 2 . 北陸電力志賀原子力発電所(能登半島沖地震) 3 . 東京電力柏崎刈羽原子力発電所(中越沖地震) 4 . 東京電力福島第一原子力発電所(東北地方太平洋岸地震) 5 . 東北電力女川原子力発電所原子力発電所(東北地方太平洋岸地震)検討用地震を選定する際、既知の活断層を震源とする地震及び過去の内陸地殻内地震を想定しているが、地震学では原発の近くでかつ活断層でない場所が M7 以上の震源となる可能性を否定出来ない。B 地震の揺れによる核暴走（審査書案 11 ページ～25 ページ 「3 - 1 . 1 基準地震動」への意見） 沸騰水型原子炉では、地震による揺れにより水中の泡が一斉に上昇することで中性子が大量に減速され、核分裂が急激に進行することで、チェルノブイリ原発事故と同じ核暴走が発生する危険がある。この現象は、基準地震動より小さな揺れでも発生する可能性がある。C 柏崎刈羽原発敷地を襲う直下型地震により制御棒挿入が不可能となり、原子炉付近で人手による作業が不可能となった場合（審査書案 317 ページ～471 ページ「4 - 4 重大事故等対処設備及び手順等」）への意見）柏崎刈羽原発で重大事故が発生した場合の手順が記載されているが、放射能汚染により原子炉付近で防護服を着用しても人が作業出来ないようになった場合の対応が決まっていない。柏崎刈羽原発敷地を襲う直下型地震が発生した場合、制御棒挿入が不可能となり核分裂が続く状態ととなる可能性がある。核分裂を止められない状態となり作業者が現場に行けない場合は収束作業が不可能となる為、2011 年 3 月 11 日の福島第一原子力発電所の事故以上の過酷事故となる危険がある D 原子力発電所の敷地の地盤（審査書案 37 ページ～41 ページ「設計基準対象施設の地盤」への意見） 2007 年 7 月の中越沖地震で、柏崎刈羽原子力発電所敷地で地割れや地盤沈下が発生し、1 メートル以上段差が出来た場所もあった。よって、柏崎刈羽原子力発電所敷地の地盤が軟弱であることが明らかになった。E 福島原発事故の検証が不十分福島原発事故の検証が不十分であり、原因は不明である。特に、津波の前に地震により機器が破損した可能性について指摘する専門家も多数おり、更なる検証が必要である。よって、福島第一原子力発電所の事故原因が究明された後で規制基準を作成し、その基準で審査するべきである。</p>
1028E 27	<p>原子力発電所は、この地震の多い日本では、生き物とは共存できない。全部廃炉にするのが当然だと思う。福島の現状を見ればそれは明らかであろう。人も住めない。収穫物は食べられない、そんな土地をもう増やしたくない。東電に原発を動かす能力も資格もない。全力を挙げて、福島の事故の終息と被害者の救済をしてください。</p>
1028E 28	<p>柏崎刈羽原子力発電所の見学に行ったことがあります。地震のときかなりの損傷があったことを知りました。経済優先、生命軽視は困ります。一人の人間として考えたら当然です。お金が回らなくては困るからと、国民に言わせて、国民の生命を軽視するのは誇りある企業や政府のやることでしょうか？将来的に少しでも安全・安心を高めておくことが大切でしょう。その上で経済が回るようにするのが政府や企業の役目だと思います。よろしく願いいたします。</p>
1029E 1	<p>再稼働して、事故おきても、だれも なにも責任とらないことが、福島原発事故で、はっきりした。東電柏崎刈羽を廃炉にこそすれ、再稼働など反対だ。</p>
1029E 2	<p>傘寿になった私が、専門的・科学的意見を述べることはできませんが、原子炉というものは福島の事故を見ても、まだまだ人の手に負えません。いかなる事態が生じて、スムーズに廃炉に持って行けるだけの技術が、決まらなければ原子炉を動かすべきではありません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1029E 3	<p>1、福島第一原発の廃炉をやり抜く決意表明があるだけで、工程と実績が見通せない事業者に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。2、福島第一原発の廃炉に多額の費用がかかる中で、柏崎刈羽原発に対する事業者責任を全うできる見込みがないので、運転を再開することはできない。3、緊急時対策室に予定していた免震重要棟は基準地震動に耐えられない。基準津波の防御が期待できず、1～4号機は水没することが前提なら運転すべきではない。4、福島第一原発事故を見ればわかるように、高濃度汚染水が流出して止まらないが、柏崎刈羽原発は設計の段階で高濃度汚染水の発生と漏えいが全く想定されておらず、審査対象からも外されている欠陥のある規制基準なので、これでは再稼働できない。5、原発事業は、経済性より安全性を優先すべきである。6、新規規制基準の順守は最低限の要求でしかなく、東電は更なる安全性向上に取り組まなくてはならない。7、原子力防災計画が適切で実効性を確認する法的な手続きがない。避難経路など実効性のある避難計画はなく。冬場は雪により避難は不可能である。8、避難計画は新潟県が独自で検証を行っており、その結果を待つべきである。</p>
1029E 4	<p>柏崎刈羽原発の運転再開に反対します。東京電力には運転の資格はありません。東電は福島第一原発の賠償や廃炉をまかなわず、破綻させないためだけに公的資金を注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす経理的 k 祖ではなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中する責任があります。東電の隠蔽体質は繰り返し指摘され、最近では福島第一原発事故の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽の審査の過程では、緊急事故対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを隠していました。このような事業者に重大事故を招きかねない施設の運転をする資格はありません。東電福島第一原発事故は収束しておらず、多くの被害者が苦しい状況に置かれたままです。技術的能力、経理的基礎が問われて当然の原子力事業者の適格性審査において、原子力規制委員会は、東電に対して「柏崎刈羽を運転する資格はない」「経済性より安全性を優先してはならない」などの基本的考え方を示しました。これに対して東電が出した回答書はただの意向の表明にすぎないものでしたが、規制はこれを了承してしまいました。敷地直下の活断層、1-4号機の津波の際の水没のおそれのことも含めて、柏崎刈羽の運転再開は到底了承できるものではありません。</p>
1029E 5	<p>高度な技術を要するはずのコメントを一般にもとめるテーマ自体に問題がある。フクイチの廃炉ロードマップを何度も延期し、原因の特定もできない技術力しか東電にはない。地震でドアも開かずホワイトボードを窓から出し、屋外での情報収集、対策をするなど元々対策もできていなかった。その結果は、フクイチにも生かされなかった。その後、データの捏造ややるべき修理も何度も怠り、報告もしない。そんな電力会社のどこに安全を任せることができるだろうか？</p>
1029E 6	<p>「柏崎刈羽原発の再稼働」に関して、以下の通り意見提出いたします。まず第一に、福島第一原発で2011年に、地震や津波対策を怠り過酷事故を起こした東京電力に、柏崎刈羽原発の運転を再び行う資格はないと考えます。これは、直近の過酷事故に対する企業責任であり、柏崎刈羽原発の周辺住民はもとより国民の感情も、東京電力が原発再稼働を担うことを許さないと考えます。第二に、柏崎刈羽原発の再稼働については、他の再稼働している原発と同様に避難計画がありません。原子力防災計画が適切で、実効性があるかどうかを確認する法的な手続きがなく、避難経路など実効性のある避難計画がありません。柏崎刈羽原発周辺は、冬季の間は積雪により避難は困難であると想定されます。このようなリスク管理のもとで再稼働はとうてい容認できません。第三に、現在、廃炉作業を行なっている福島第一原発は、高濃度汚染水の流出が止まらない状況が続いています。柏崎刈羽原発も、設計段階で高濃度汚染水の発生と漏えいが全く想定されておらず、新規規制基準の審査対象からも外されてしまいました。収束の見込みが立っていない過酷事故からの教訓を対策とすることなく、新たに再稼働を押し進めようとするなど認識が甘すぎます。このままの計画での再稼働に、断固反対します。第四に、福島で世界最悪の過酷事故を引き起こした東京電力に、再稼働した原発の運転と管理を行う資格がないとともに、現在取り組んでいる福島第一原発の廃炉作業には、今後も多年にわたり多額の資金がかかることが確実です。こうした事業環境下にある東京電力が、再稼働後の柏崎刈羽原発に対して事業者責任を全うできる見込みがあるのでしょうか。この点からも、柏崎刈羽原発の運転再開に反対します。以上</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1029E 7	<p>東電に運転の資格はない該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。（解説）東電福島第一原発事故は収束しておらず、多くの被害者たちが苦しい状況に置かれています。通常、原子力事業者の適格性の審査では、「技術的能力」「経理的基礎」が問われます。しかし、今回の審査では、原子力規制委員会は、東電に対して「福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やり抜く覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格はない」「経済性より安全性を優先しなくてはならない」など7項目の「基本的考え方」を示しました。これに対し東電は回答書を提出しました。これは、決意表明にすぎませんでした。しかし、規制委はこれを了承してしまいました。これらについては「適格性についての確認結果案」に書かれています。緊急時対策所が、6・7号機に近すぎ、免震性がない該当箇所：p.461～・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはず。・緊急時対策所は5号機に予定されているが、6・7号機に近すぎる。（解説）重大事故時に指揮所となる緊急時対策所は、当初、3号機近くにある免震棟に予定されていました。しかし、審査の過程で1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになったため、最終的に東電は、5号機の建屋内に設けることとしました。免震構造ではありません。津波時に1～4号機が水没する恐れがある該当箇所：p.48～・1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれがある。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべき。（解説）東京電力は、1～4号機が面する荒浜側防潮堤の地盤は、液状化が懸念される地盤ではないと説明していましたが、液状化解析の結果、荒浜側防潮壁が損傷し、津波防護施設として機能が期待できず、津波が荒浜側防潮堤内に流入する可能性があることが示されました。今回の審査書案は6～7号機に関するものですが、1～4号機には使用済み燃料があり、津波により重大事故に至るおそれもあります。まずは1～4号機の廃炉を行うべきです。敷地直下の活断層について検討すべき該当箇所：p.37～・敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべき（解説）地元の専門家グループ（柏崎刈羽原発活断層研究会）は、敷地直下の断層の評価について、東電社員を含む論文のミスを指摘した上で、東電が古安田層と称する地層の火山灰層（刈羽テフラ）の年代について、約20万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘しています。</p>
1029E 8	<p>4-1.2.1.7 格納容器バイパス（インターフェイスシステム LOCA）（審査書案 206 頁）格納容器バイパス事故の評価対象として、「過渡事象（原子炉自動停止）+主蒸気隔離弁の閉止不能+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失」事故を取り上げをを求める。その理由は次の通りである。設置変更許可申請書では「格納容器隔離弁の故障等による高圧炉心注水系の吸込配管からの冷却材漏えい」事故が選ばれているが、この事故よりも周辺住民の放射線被ばくと環境汚染が厳しくなるおそれのある事故がある。具体的には、佐藤暁氏（原子力情報コンサルタント）が参考文献（1）で指摘している「原子炉自動停止+主蒸気隔離弁の閉止不能+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失」の事故である。炉心が冷却できず空焚きになって損傷し、ジルコニウム・水反応により発生する水素ガスが主蒸気管、蒸気タービンを経て復水器に溜まって空気と混合すると復水器内で爆発を生じたり、タービン軸受部から漏洩するとタービン建屋で爆発を生じる可能性がある。水素爆発が生じると、大量の放射性物質が大気中に直接に放出されることになる。この事故の場合には損傷した炉心から放出される放射性物質は格納容器を貫通する主蒸気管を通過して外部に出ていくので、格納容器の気密性もフィルター付きベント装置も放射性物質の放出低減には何ら役に立たない。このような住民への放射線影響及び環境汚染の上で極めて厳しい結果を生じるおそれのある格納容器バイパス事故を想定していないことは不合理であり、この事故想定に関する重大事故防止対策の有効性評価を求める。＜参考文献＞(1)佐藤暁「安全文化：試される良心と勇気」『科学』Vol.85、No.8、746～757（2015年8月号）</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1029E 9	<p>私はこの審査書案に反対します。（意見、理由） ・電源喪失対策について。全交流電源喪失時から電力供給までの70分間に原子炉格納容器の健全性を確保するのに必要な蓄電池を備える東電の方針を確認した。とありますが、東電の対策方針はこれまで幾度も破棄されてきました。信頼がおけません。実に簡単単純ですが、再稼働に反対します。</p>
1029E 10	<p>高濃度汚染水の放出防止・拡散防止策がない・基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としている。・東電の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすというだけで、格納容器下部の破損による原子炉冷却水の流出と、それが汚染水という形で、施設外への放射性物質の異常な水準の放出をもたらす事態について対策はなく、適合性審査で検討もされていない。・東電が海洋への放射能拡散防止対策として設置する設備に挙げているのはシルトフェンスだが、これは放水砲の水の拡散防止対策であり、熔融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできない。・福島第一原発では、汚染水がいまでも発生し続けているが、規制委は、再稼働のための審査よりも汚染水対策を優先すべきである。</p>
1029E 11	<p>(審査書案 212 頁) 4-1.2.2 格納容器破損防止対策 「格納容器破損防止対策の評価項目」として、「周辺の公衆に対して放射線障害を与えないこと。そのめやす線量を敷地境界での全身に対して 100mSv とする。」を追加すべきである。その理由は、次のとおりである。福島原発事故以前の設置(変更)許可審査においては、「重大事故に関して、周辺の公衆に対して放射線障害を与えないこと。そのめやす線量は全身に対して 250mSv とする。」(立地審査指針)をもとに、その後の国際動向を反映してめやす線量を 100mSv とより厳しくして運用されていた。新規基準での重大事故に関しても「周辺の公衆に対して放射線障害を与えないこと」は守られるべきことであり、そのめやすとして敷地境界で全身 100mSv が適用されるべきである。新規基準では、「格納容器破損防止対策の評価項目」として、(c) 放射性物質の総放出量は、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめること。」とし、その判断基準を「想定する格納容器破損モードに対して、Cs-137 の放出量が 100TBq を下回っていること」(有効性評価ガイド)としているが、これは Cs-137 の放出量のみを制限しているだけであり、事故後初期の公衆被ばくで問題となる放射性の希ガスとよう素も含めて、放出されるすべての放射性物質による周辺の公衆の被ばく線量の制限には何ら結びつくものではない。Cs-137 の放出量制限に付け加えて、放出されるすべての放射性物質による公衆被ばく線量の制限をすべきである。設置(変更)許可審査で重大事故に関する周辺の公衆への放射線被ばくの影響をまったく無視していることは、住民の安全を守る上から容認できない規制改悪である。</p>
1029E 12	<p>審査書案 213 ~ 219 頁 4 - 1 . 2 . 2 . 1 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損) 本格納容器破損モードの対策の有効性評価として低圧代替注水系(常設) 代替格納容器スプレイ系(常設) 及び代替循環冷却系(常設)を考慮しているが、これらは耐震 B クラスの廃棄物処理建屋に設置された耐震 B クラスの復水移送ポンプと復水貯蔵槽を使用する設備であり、重大事故等対処設備として位置づけることは設置許可基準規則に反している。従って、これらの系統を考慮に入れない評価をすべきである。その理由は次のとおりである。上述の各代替設備は、いずれも常設耐震重要重大事故防止設備(定義: 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの)として設備分類されている。これに関連して、設置許可基準規則第 39 条(地震による損傷の防止) 一 に、「常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設には、基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること」と規定されている。本規定にもとづくと、これらの設備を構成する機器、配管及びそれらを収容する建物は、代替される本設の低圧注水系、格納容器スプレイ系、残留熱除去系と同じ設計基準地震動に対して必要な機能が損なわれないこと、すなわち耐震 S クラスでなければならない。従って、代替設備に耐震 B クラスの設備機器と建物を使用することは規則違反である。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1029E 13	<p>4 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力(全体) 本章全体を通して、諸計算コードを用いた申請者の事故解析に関して、規制委員会がクロスチェック解析をまったく行うことなく、申請者の解析結果を妥当なものと判断していることは、審査の科学的厳正さを欠いている。クロスチェック解析用として原子力規制庁が整備してきた過酷事故総合解析コード MELCOR を用いて、クロスチェック解析を実施することを求める。対象ケースは福島原発事故以前と同様に、抜き取りでよい。その理由は次のとおりである。福島原発事故以前の設置(変更)許可審査においては、設計基準事故に関する申請者の解析結果の妥当性を定量的に判断する科学的に厳密な方法として、規制機関が申請者とは別の解析コードを用いて同じ事故ケースを解析し、結果を綿密に照合するクロスチェック解析を導入していた(解析対象ケースは抜き取り)。しかし、過酷事故を評価対象に加えることになった規制委員会による新規制基準適合性審査(設置変更許可審査)になってからは、クロスチェック解析がまったく実施されておらず、今般の審査書案にも申請者の解析結果を妥当と判定する客観的で定量的な裏付けは何ら示されていない。過酷事故の物理化学現象は、設計基準事故よりも複雑、多岐にわたるので、過酷事故解析コードの精度は未だ確立されたものではない。過酷事故に関するクロスチェック解析の重要性は設計基準事故に関する以上に大きい。(旧)原子力安全基盤機構は米国 NRC が開発した過酷事故総合解析コード MELCOR を導入して過酷事故のクロスチェック解析用に整備していた。原子力規制庁はその MELCOR を用いて PWR と BWR の過酷事故に関わる重要事象の分析研究(*)を行っている。過酷事故のクロスチェック解析用に国の予算を使って解析コードを整備、運用しておきながら、実際の審査においてクロスチェック解析をしないことはまったく理が通らない。MELCOR によるクロスチェック解析の実施を強く求める。(*)BWR については、NTEC-2016-2001 原子力規制委員会 NRA 技術報告「格納容器破損防止対策の有効性評価に係る重要事象の分析(BWR)」(平成 28 年 3 月) 念のために付け加えるが、この技術報告の内容は、事業者が使用する過酷事故総合解析コード MAAP による解析結果との照合は何もなされていないので、筆者が実施を求めるクロスチェック解析に相当するものではない。</p>
1029E 14	<p>耐震性評価に関して・くり返しの揺れを想定していない・熊本地震では短時間の間に強い揺れがくり返し発生した。原発の耐震設計では、一回の基準地震動に耐えればよいことになっている。・中越沖地震でも柏崎刈羽原発において、東電の評価で本震の 3 割程度の余震が観測された。・配管の金属疲労はくり返しの荷重により発生することによってその影響が蓄積していくが、基準地震動に匹敵する揺れが 2 度発生する場合や強い余震の影響は全く考慮されていない。</p>
1029E 15	<p>私はこの審査書案に反対します。(意見、理由) ・(放射性物質の拡散抑制)について。原発外への放射性物質の拡散を抑えるために、大容量送水者などで原子炉建屋に放水する設備を東電が整備する方針を確認した。とありますが、方針確認では担保されません。信頼できません。以上です。</p>
1029E 16	<p>見当違いの意見かもしれませんが原発の再稼働についてぜひ考え直してください。7 年前の事故の当事者である東電の、事故原因究明や事故処理、事故の被害者への償いもまだ済んでいません。それに、産業廃棄物である放射性物質の取り扱いも保存場所も決まっていません。そういうことが出来ないのに、なぜ再稼働のための条件を考えたりすることが出来るのでしょうか。経済効率や、住民の健康や安全を考えれば、あるいは大きく日本の将来を考えれば、同じことを繰り返す愚かさを肝に銘じて、再稼働に手を貸すようなことをなさるべきではないと思います。</p>
1029E 17	<p>火山影響評価に関して・火山灰濃度基準の強化が反映されていない・規制委は現在、火山灰(降下火砕物)の影響評価に用いる火山灰濃度について、従来の 100 倍規模に引き上げ、非常用ディーゼル発電機については、2 系統の機能維持を要求する規則改定案を提示しているが、柏崎刈羽原発の審査には反映されていない。新しい基準による審査もせず許可すべきではない。</p>
1029E 18	<p>原子力防災計画の欠如・重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥である。・要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、実効性ある避難計画は立てられていない。特に冬場は雪により、避難は不可能である。現状の避難計画は住民の被ばくを前提としている。・避難計画については、新潟県が独自で検証を行うとしており、その結果を待つべきである。</p>
1029E 19	<p>敷地直下の活断層・地元の専門家グループ(柏崎刈羽原発活断層研究会)は、敷地直下の断層の評価について、東電社員を含む論文のミスを指摘した上で、東電が古安田層と称する地層の火山灰層(刈羽テフラ)の年代について、約 20 万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘している。この指摘について検討すべきである。</p>

## パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理 番号	意見全文
1029E 20	<p>審査書案 238 頁 4 -1.2.2.4 水素燃焼 酸素濃度は水素爆轟防止の判断基準(ドライ条件に換算して5%以下)を超えているので、格納容器破損防止対策に有効性がない。設置変更許可を取り消すべきである。その理由は次のとおりである。解析結果の a.に「事象発生直後から原子炉格納容器内の水素濃度は13%(ウェット条件)を上回る。」 b.に「ドライ条件に換算したドライウェル内の酸素濃度は、事象発生後の5時間後から約18時間後まで5%を上回るが、この期間はLOCA破断口からの水蒸気によりドライウェル内が満たされ、ドライウェル内の酸素濃度は約0.2%(ウェット条件)であり、5%に達しない。」とある。一方で、格納容器破損防止対策の判断基準(212頁)には、「(f)原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること。(ドライ条件に換算して水素濃度が13%以下又は酸素濃度が5%以下であること。)」と定められている。この判断基準に照らし合わせると、ドライ条件に換算したドライウェル内の酸素濃度が5%を上回っていることは、判断基準を超えていることが明らかである。申請者はウェット条件では5%に達していないから水素爆轟の問題はないとし、それを規制委員会が容認していることは、規制委員会が定めた「ドライ条件に換算のもとでの判断基準」を無視していることになり、不当である。</p>
1029E 21	<p>審査書案 246 頁 4 -1.2.2.5 溶融炉心・コンクリート相互作用 水中での溶融炉心によるコンクリート侵食現象(MCCI)に関しては、溶融炉心デブリ上面での水による除熱が重要な物理化学現象の一つであり、その除熱特性には大きな不確かさが伴っている。申請者は初期条件の溶融炉心から水プールへの熱流束を800kW/m<sup>2</sup>相当(圧力依存あり)とし、それが最確条件であるとしているが、その根拠は米国のSWISS実験における事例にすぎず、この熱流束値よりも顕著に低い実験報告例が国内外で公表されている。従って、不確かさの影響評価として、溶融炉心から水への熱流束を少ない側に厳しく設定したケースについて解析評価することを求める。その理由は次のとおりである。申請者の資料(参照資料1)によると、注水を伴ったMCCI実験として国内外の5つの実験が紹介され、溶融炉心デブリから水への熱流束について以下の記載がある。(1)SWISS実験(米国SNL): 約800kW/m<sup>2</sup>程度(2)WETCOR実験(米国SNL): 溶融時に520kW/m<sup>2</sup>、凝固時に200kW/m<sup>2</sup>(3)MACE実験(米国ANL): 100~800kW/m<sup>2</sup>(図より安定クラスト形成時の概略読み取り値)(4)COBELS実験(日本NUPEC): 100~650kW/m<sup>2</sup>(5)OECD/MCCI実験(米国ANL): 25~1000kW/m<sup>2</sup>(図より安定クラスト形成時の概略読み取り値。コンクリート材質にも依存) これらの実験結果から、申請者が解析条件として設定した(1)SWISS実験による800kW/m<sup>2</sup>相当は最確条件とはいえないし、安全評価上厳しい結果が出るのを避ける側の設定であることが明らかである。&lt;参照資料&gt; 1.東京電力「柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請書の一部補正(2017年6月16日)」中の「付録2注水を伴ったMCCI実験」(添付5-3-52~77頁)</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1029E 22	<p>審査書案 241 - 249 4 -1.2.2.5 溶融炉心・コンクリート相互作用 申請者は解析コード MAAP による解析結果で、コンクリートの侵食量が床面及び側面ともに約 1cm であると報告し、規制委員会はこれを妥当と認めているが、水中条件での溶融炉心のこの侵食量は過小評価になっている可能性が高い。規制委員会には以下の 2 点の実施を求める。(1)MELCOR を用いてクロスチェック解析を行って上で、申請者の解析結果の定量的な妥当性を判断すること(2)水中条件での溶融炉心・コンクリート相互作用の大型確証試験を実施して、現象推移を詳細に把握、解明するとともに、実験データを諸解析コードの精度検証用に提供すること その理由は次の通りである。 溶融炉心・コンクリート相互作用 (MCCI) によるコンクリート侵食の評価に関して、申請者が使用した解析コード MAAP について、水なしのドライな条件での実験データを用いた検証は実施されているが、今般の実機での状態である水中条件についての実験データによる検証は何ら報告されていない。 また、川内 1・2 号機の審査書が確定された直後の 2014 年 9 月 24 日に更田豊志規制委員長代理(当時)は規制委員会定例記者会見で、水中条件での MCCI の解析評価について、「デコンプ (MAAP 中の MCCI を扱うモジュール) はごくざっくり言うと、始まったら全部止まるというような解析結果を与えます。一方、コルコン (解析コード MELCOR 中のモジュール) で解析すると、一旦始まると終わらないという解析結果を与えます。(中略)どちらも両極端の結果を与えるので、実際問題としては、MCCI については工学的判断に基づいて判断を下すのが状況であって、解析コードの成熟度が MCCI を取り扱うようなレベルに達しているという判断にはありません。」と明言している。この更田見解からは、MAAP は水中条件でコンクリート侵食を過小評価する側にあることが伺われる。 今般の審査では、MAAP による MCCI 評価の妥当性について、不確かさ評価としていくつかの物理パラメータに関する感度解析を行い、解析結果への影響は軽微であるとしているが、もともと侵食量を過小評価するモデルにおいては感度解析の結果も基準ケースに対する相違が軽微に出るのが当然であり、そのことは基準ケースの解析結果の妥当性につながるものではない。水中条件での MCCI によるコンクリート侵食実験事例は国内外ともに乏しく、実機で溶融炉心の水中冷却方式を採用するのであれば、大型確証実験とそれに基づく解析コード検証が必要である。</p>
1029E 23	<p>審査書案 310-384 頁 4 -3.2 地震による損傷の防止 1 .耐震設計方針 申請者は廃棄物処理建屋(耐震 B クラス)に設置されている復水移送ポンプ(耐震 B クラス)と復水補給水系配管・弁(耐震 B クラス)を使用する代替循環冷却系(常設)、代替格納容器スプレイ冷却系系(常設)及び格納容器下部注水系(常設。B クラスの復水貯蔵槽も使用)を、重大事故対処設備として位置づけて重大事故等対処設備の有効性評価の中で各機能を考慮していることは、設置許可基準規則第 39 条(地震による損傷の防止)に反している。規制委員会がこの規則違反を容認していることは審査の瑕疵であり、設置変更許可は無効である。 その理由は次のとおりである。 廃棄物処理建屋、復水移送ポンプと復水補給水系配管・弁及び復水貯蔵槽は、設計基準対象設備であり、いずれも耐震 B クラスである。申請者はこれらの設備を常設耐震重要重大事故防止設備として位置づけている。しかし、重大事故等対処設備の耐震性について、設置許可基準規則第 39 条には、一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。と規定されている。すなわち、常設耐震重要重大事故防止設備は、代替される設計基準対処設備と同じ基準地震動による地震力に対して機能が損なわれおそれがないこと、すなわち耐震 S クラスでなければならない。耐震 B クラスの設備を常設耐震重要重大事故防止設備として使用することは、上記規則に反していることが明らかである。</p>
1029E 24	<p>東電は福島原発事故で多くの事実を隠しています。汚染水は解決したのですか？凍土壁はどうなっているのですか？デブリの場所もわからずに廃炉できるのですか？廃炉計画は架空の、現実には不可能な話です。時間稼ぎの嘘はやめましょう。柏崎原発再稼働、初めから出来っこないでしょう。日本列島と太平洋を際限なく汚染し続ける東電は、原発運転資格無しと考えます。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1029E 25	<p>審査書案 482 頁 6 . 審査結果 本審査では、重大事故時に周辺の公衆に放射線障害を与えないことを規定した「立地審査指針」が適用されておらず、このことは原発安全審査における重大な欠陥であり、審査結果を認めることはできない。 柏崎刈羽原発 6・7号機では、炉心損傷、原子炉圧力容器破損が生じる重大事故において、格納容器圧力逃し装置(フィルター・ベント)を作動させることが想定されており、この場合には放射性希ガスはフィルターを素通りして原子炉内に存在したほぼ全量が大気中に放出される。このような場合には、敷地境界での住民被ばく線量は全身で約 2000mSv を超え、「立地審査指針」に規定された重大事故時のめやす値 250mSv を大幅に超えることが指摘されている(参考文献(1))。 「立地審査指針」不適合を避けるために、設置許可基準規則では「立地審査指針」不適用をしているとみなさざるを得ない。周辺公衆の安全確保を二の次にした規則である。 「立地審査指針」を取り入れた設置許可基準規則の改正とそれに基づく審査の実施を求める。参考文献(1)滝谷紘一「立地評価をしない原子力規制の新基準 - 公衆被ばく線量を公知せず立地不適格を避けているのではないか」『科学』Vol.83, No.6 (2013年6月号) 615~619</p>
1029E 26	<p>1 . 確認結果案 P1~4・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、実績が示されていない。決意表明だけを確認しても意味がない。決意表明などと言った曖昧なものを審査の前提とするのは世界広しと言えども日本だけだ。猛省を促す。・福島第一原発の実態を見なければならぬ。直近の9月28日に、地下水のくみ上げ井戸(サブドレン)の水位計の設定にミスがあり、半年間にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出てもおかしくない状態であったことが明らかになった。・廃炉のメドは立たず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いている。避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康被害も出ている。東電の決意表明は空文句にすぎない。東電に原発運転の資格はない。・経済性よりも安全性を優先するというが、根拠・判断基準がなにもない。・事故の費用負担について東電は、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。東電に「経理的基礎」もない。・保安規定により履行を確保するというが、どうなれば違反となるのか。決意表明の羅列であり、明確な判断基準がない。2 . 審査書案 P48~耐津波設計方針・世界最大の柏崎刈羽の抱える固有問題の最大点 1~4号機への対応が甘すぎる。多くの原発隣接時の福島第一事故の教訓を忘れたのか。・基準津波に対し、1~4号機のある荒浜側は、津波の防護が期待できず、1~4号機と周辺施設が水没することが前提となっている。・1~4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1~4号機の安全確保、つまり廃炉を優先すべき。3 . 審査書の記載 P461~・免震重要棟は、中越沖地震の際に、予定していた指揮所の扉が開かず、物が散乱して使い物にならなかったことから、新潟県からの要請を受けて、東電が柏崎刈羽原発3号機近くと福島第一原発に設置したものである。・その後3・11が発生したが、国会に呼ばれた当時の東電清水社長は、福島第一原発に免震重要棟がなかったと考えると「ぞっとする」と答弁している。地震による事故時の指揮所が免震構造でなければならないことは、福島第一原発事故の大きな教訓であり、そのことを他ならぬ東電自身が体験したはずである。・基準規則 61 条は、指揮所となる緊急時対策所について「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと」を要求している。緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことであり、そのためにも、免震機能が必須であるとみるべきである。・基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要棟がない以上、許可すべきではない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1029E 27	<p>1. 「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されてきました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。2. p.461～・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはず。緊急時対策所は5号機に予定されているが、6・7号機に近すぎ用をなさない。3. p.48～・1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれがある。1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべき。まずは1～4号機の廃炉を行うべきです。4. p.37～・敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべきである。地元の専門家グループ（柏崎刈羽原発活断層研究会）は、敷地直下の断層の評価について、東電社員を含む論文のミス指摘した上で、東電が古安田層と称する地層の火山灰層（刈羽テフラ）の年代について、約20万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘している。</p>
1029E 28	<p>日本のような地震が多い国にそもそも原子力発電は危険です。福島事例でわかるでしょう？被害者が多く出るし国土が汚染され何万年もその汚染が続くのです。私たち夫婦も千葉から奈良県へ自主避難しました。甲状腺に異常あります。専門家が調査が十分でないという新潟の原発も動かしてはいけません。廃炉に進むべきです。</p>
1029E 29	<p>1. 審査書案 P407～・基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としている。東電の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすというだけで、格納容器下部の破損による原子炉冷却水の流出と、それが汚染水という形で、施設外への放射性物質の異常な水準の放出をもたらす事態について対策はなく、適合性審査で検討もされていない。東電が海洋への放射能拡散防止対策として設置する設備に挙げているのはシルトフェンスだが、これは放水砲の水の拡散防止対策であり、熔融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできない。福島第一原発では、あの多額かつ脆弱な凍土壁を築いた後も汚染水がいまでも発生し続けている。規制委は、再稼働のための審査よりも汚染水対策を優先すべきである。2. 審査書案 P26～・熊本地震では短時間の間に強い揺れがくり返し発生した。原発の耐震設計では、一回の基準地震動に耐えればよいことになっている。中越沖地震でも柏崎刈羽原発において、東電の評価で本震の3割程度の余震が観測された。配管の金属疲労はくり返しの荷重により発生することによってその影響が蓄積していくが、基準地震動に匹敵する揺れが2度発生する場合や強い余震の影響は全く考慮されていない。今問題となっている長周期地震動への評価も同様になされるべき。3. 審査書案 P37～・地元の専門家グループ（柏崎刈羽原発活断層研究会）は、敷地直下の断層の評価について、東電社員を含む論文のミス指摘した上で、東電が古安田層と称する地層の火山灰層（刈羽テフラ）の年代について、約20万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘している。この指摘について検討すべきである。4. 審査書案 P73～・規制委は現在、火山灰（降下火砕物）の影響評価に用いる火山灰濃度について、従来の100倍規模に引き上げ、非常用ディーゼル発電機については、2系統の機能維持を要求する規則改定案を提示しているが、柏崎刈羽原発の審査には反映されていない。新しい基準による審査もせずに許可すべきではない。5. P1.はじめに。重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥である。要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、実効性ある避難計画は立てられていない。特に冬場は雪により、避難は不可能である。現状の避難計画は住民の被ばくを前提としている。避難計画については、新潟県が独自で検証を行うとしており、その結果を待つべきである。米国では避難計画の立たない原発は明確に稼働出来ない。日本は一体いつまでこの無責任判断を繰り返すのか。猛省を促す。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1029E 30	<p>" 1 . 東電は「原発設置・運転の適格性が欠如」しており、審査不合格と判定すべき。関係箇所資料：添付 1「・・・適格性についての確認結果案」、別添 1「基本的考え方」、別添 2「・・・意見交換に関する回答」適格性欠如の理由「・・・廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟」は別添 2 回答に示されているが、肝腎の「実績」がなく、回答には何も示されていない。安全優先の発言、回答書および保安規定への記載だけでは全く不十分である。今後少なくとも数年かけて、「適格性を示す実績」を東電に提出させ、国民と審査員を納得・了解させるまで、審査は保留ないし、一旦不合格と判定すべきである。実績が出ない内での適格性合格判断は絶対に認めてはならない。2011 年以前はもとより、以降でも東電の過去の審査過程での安全への取組みは重要情報の隠蔽、消極的、後送り、自己弁護に汲々とし国民や審査員をいらつかせたり、怒らせるものであった。一例を挙げると福一事故発生の少なくとも数年前には大津波発生が予見できていたのに、一旦対策しかかったにもかかわらず安全より経済を優先し対策を中止していた。この事実は最近の複数の裁判判決事例でも指摘されている。もう一例は廃炉関連実績についてである。当所計画や改定計画と見比べて、実績は作業面、費用面とも順調に進展しているとはいえない。土壌凍結工法も金の支払い実績は出せても性能・効果は未だ不明である。以上"</p>
1029E 31	<p>柏崎刈羽原子力発電所は全て廃炉にすべき。福島原発が過酷事故を起こし収束のめども立たない状況で、これ以上原発を動かすのは危険で愚か。元々施設の状況など不透明なことも多く、発電所の仕組み自体に疑問がある。これ以上の損失を出さないよう、すでに遅いのですが、廃炉へ方向転換して欲しい。</p>
1029E 32	<p>申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）について、次のとおり意見を申し述べます。東京電力が引き起こした福島原発の重大事故から既に 6 年半が経過しています。これだけの時間が経過したにも拘わらず、未だに 5 万 5 千人以上の何の責任もない方々が避難生活を強いられています。事故は収束していき、原子力緊急事態宣言は発令されたままです。事故の賠償や除染は全く不十分です。そもそも事故原因でさえも究明途上です。汚染水は増え続け、その対策の目処は全くついていません。原子炉格納容器の調査ははじまったばかりであり、廃炉の見通しは立っていません。事故処理費用も増え続け、それを政府が国民に押し付けようとしていることも許せません。これらの事態を引き起こした東京電力に、原子炉設置者としての適格性があるとは考えられません。また、東京電力は、事故の賠償や廃炉に係る費用を賄うことはできず、破綻させないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」は無いと見做さざるを得ません。もし「経理的基礎」があるのであれば、公的資金の注入は取りやめるべきです。また、規制委員会が要求した「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」についての東京電力からの回答は、単に決意表明にすぎず、裏付けがあるとはとても考えられません。さらに、東京電力の隠ぺい体質は繰り返し指摘されています。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の事故時の緊急対策拠点である免振重要棟の耐震不足を知りながら報告しなかったことも発覚しています。こうしたことを考えても、東京電力に原子炉設置者としての適格性があるとは到底考えられません。</p>
1029E 33	<p>審査書 P 335 「減圧用の弁」(口) - 2 減圧用の弁が空気作動弁である場合、減圧用の弁を作動させ・・・」 「減圧用の弁が空気作動弁である場合」が何を指しているのが不明確です。BWR の場合で具体的に該当するものがありますか？ 「減圧用の弁」とは、通常は減圧を第一目的に設置された弁を指し、系統隔離やその他の目的に設置されている弁は「減圧操作の際に操作する必要のある弁」です。BWR の格納容器内は、窒素置換されており格納容器内にある期待駆動の弁はすべて窒素駆動です。BWR で「減圧用の弁」と呼べる主蒸気逃がし安全弁は当然窒素駆動です。「減圧用の弁が空気駆動の場合」という部分が仮に上記以外のいろいろな系統の格納容器外の空気環境の弁を意図した記載であるのならば、それらの弁は BWR の場合は「減圧用の弁」と表現するのではなく「減圧の際に操作する必要のある弁」と記載してあいまいな表現を避けるべきです。これは PWR の「主蒸気逃がし弁」が空気駆動であることからそのような表現をしていたことの名残で、BWR においては適切な表現ではありません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1029E 34	<p>「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等に対する科学的・技術的意見の募集について」に応じ、意見を申し上げる。 1.福島事故の検証どころか、事故収束の見込みも立たない現状で、事故機と同型の原子炉の再稼働などあり得ない。 2.福島事故は、東電が金勘定を優先して必要な安全対策を取らなかったこと起こった人災であり、その当事者である最高幹部たちは、事故直後から思考停止状態に陥って無能をさらけ出し、ろくな対策も打てないまま、全責任を現場に押しつけた。今でも、情報隠し、責任回避体質は全く改まっていない。こんな会社に原発を運転する資格はない。 3.地震対策については繰り返しの揺れを想定していない。原発という施設は配管のオバケです。無数の配管がある。これが繰り返しの揺れで金属疲労から破断に至る可能性を検討していない。 4.福島事故では免震重要棟が命綱でした。あそこが収束作業の司令部になった。東電の清水社長（当時）は、「（免震重要棟がなかったらと考えると）ぞっとする」と証言している。ところが審査では新基準の「免震等」の「等」を拡大解釈して、緊急時対策所は免震じゃなくても耐震なら OK ということになった。地震には強くても、余震で備品がばらばら降ってくる、揺れでモニター画面を読めない、ホワイトボードに書き込むこともできない、落ち着いて考えることも、体を休めることもできない。冷静に対策会議などできない。そんな状態で事故対応できますか。緊急時対策所は耐震かつ免震でなければならない。 5. 1～4号機側の津波防護は期待できず、基準津波で建屋は水没する可能性がある。1～4号機は停止していますが、最上階のプールには超危険な使用済み燃料が保管されている。6～7号機の再稼働の前に津波対策をする、使用済み燃料を安全な場所に移管して下さい。 6.福島では収束の見込みすら立たない高濃度汚染水対策がゼロ。柏崎刈羽原発ではメルトスルーに至る過酷事故は絶対に起こらないってことですか。起こったら「想定外」なので仕方ないということですか。 7.政府から（我々の税金から）莫大な金を貰ってゾンビのように生かされている東電に「経理的基礎」なんてあるわけないだろ。 8.何よりも金を優先して大事故を起こした上に、責任から逃げ回っている東電に、「運転資格」なんてあろうはずがない。まずは福島原発事故という犯罪の責任を取りなさい。福島事故の収束作業と被害者救済に全てを投入しなさい。（おわり）</p>
1029E 35	<p>原発は動かしても発生した放射性廃棄物の処理をどうするのか？原発を動かしても継続した安全性をどうやって保証するのか？放射性廃棄物の処理の見込みはたたず、福島事故処理や汚染水対策も進まない。そういう中で、どうやって東電の技術力や原発の安全性を信じろというのか？福島事故の真の原因も把握できておらず、汚染水処理などの対策の実績も提示できていない。そういう実績もできていない技術や決意表明だけの技術は、本当の技術ではなく信用しようがない。日本沈没を左右するほどの大きな事故を起こした当会社は、もっと考えて欲しい。時間がかかってもよいから、まずは技術を信用させる裏づけとなる実績を示してもらいたい。再稼働の話は、東電本体や東電の技術が、データで信用できるようになってからで十分です。東電の原発に対する技術力を市民の目からみて推し量るには、福島原発事故に対する事故処理技術しかありません。その他の提案される対策や技術は、推測や期待であり実力とはなりません。なぜ、原子力規制委員会は、事故原因や福島原発事故処理に対して、技術の実績も出来上がっていないのに、東電の技術にお墨付きを与えるのでしょうか。私には理解できません。原子力規制委員会には、原発の絶対安全に対する東電の技術力を裏付ける根拠を明確に提示してもらいたい。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1029E 36	<p>申請者である東京電力ホールディングス株式会社には、原子炉設置に対する適格性はないと考えます。良く知られている通り、この東京電力社は、2011年に原子力発電所のメルトダウン事故を発生させた経緯があります。にもかかわらずこの企業は、メルトダウンを起こした決定的な原因を突き止めることに未だ成功していないばかりか、その後に発生した小規模な運営事故の報告にも、妙なタイムラグが発生するなど、重大な危険性を有する原子炉を設置・運営するために必要な、自己点検に関する透明性の問題が未だ多く残っていると云えます。また東京電力社は、2017年現在でもメルトダウン事故に起因する、被害者、環境破壊等に対する保証の問題を抱えており、未だ大量の社会的責務を負っている状態にあります。多額の税金の投入により、なんとか多少の保証を行ったとはいえ、未だにこのような責務を多く抱える企業が、原子炉に対する適切な運営、特に、安全対策の為の一時停止や、簡易な事故が発生した際の迅速な対応をとれるかについては、営利企業の性質を踏まえると、非常に困難なものと言えるのではないのでしょうか。また、柏崎刈羽原子力発電所には、敷地内に多数の活断層が含まれていることが有識者により指摘されており、他の原発と比べても、将来の危険性が極めて高い立地と云えます。この点からも、東京電力社の安全点検は非常に低いものと推察します。以上より、このような状況において、原子炉の設置を進めている東京電力社は、とても満足な安全管理が行えているとは言えず、原子炉設置に対する適格のない企業であると指摘致します。</p>
1029E 37	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。原子力規制委員会は、福島第一原発の事故を起こした東電に対し、柏崎刈羽原発を運転する資格を問い、「廃炉をやりぬく覚悟と実績を示すこと」、「経済性よりも安全性を優先すること」を東電に要求した。これに対し、東電は、根拠となる実績を示すものはなにもなく、「やりぬく覚悟です」、「経済性を優先する考えは微塵もない」などと決意表明を並べるだけであった。規制委はこれを技術的能力の項で審査の対象とし、実績について何ら問うこともなく、了承した。東電の資格を問うのであれば、福島第一原発の実情を見なければならぬ。最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸（サブドレン）水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあったことが明らかになった。他にも1,200トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れてただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになったばかりだ。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いている。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできない。汚染は続き、避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが事故の影響で苦しんでいる。東電は、事故を引き起こした責任をとっていない。</p>
1029E 38	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。そればかりではない。東電が全責任を負うはずの福島原発事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東電はかろうじて破たんを免れている状況だ。この意味でも東電に柏崎刈羽原発を運転する資格などない。審査には経理的基礎の確認も含まれるが、経理的基礎はないとすべきだ。</p>
1029E 39	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。安全性軽視は審査内容からも明らか。東電の安全性軽視の姿勢は、柏崎刈羽原発の審査内容からも明らかだ。東電は緊急時対策所として想定していた免震重要棟が基準地震動に耐えられないことを知りながら、それを隠し、虚偽の説明をしていた。結局東電は、5号機の建屋内に緊急時対策所を設けたが、免震構造ではない。これまで東電自身が何度も述べていたように、緊急時対策所を免震構造にすべきだというのは福島第一原発事故の大きな教訓ではなかったか。規制委はなぜこれを認めるのか。</p>
1029E 40	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。安全性軽視は審査内容からも明らか。敷地内の断層については、これが活断層である可能性について、新潟県内の地質専門家グループが、再三指摘している。規制委はこれを無視して、一方的に東電の主張を認めているばかりで、これらの指摘に耳を傾けようとしない。福島第一原発事故で大きな問題となっている高濃度汚染水について、建屋外への放出防止策も拡散防止策もない。東電が海洋汚染防止策として設置する設備はシルトフェンスである。これだけでは対策にならないことを、東電は福島第一原発でさんざん経験したではないか。他にも多くの問題を抱えている。規制委は審査書案を撤回すべきだ。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1029E 41	東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。柏崎刈羽原発を再稼働させてはならない。新潟県民の姿勢は、最近の新潟市長の再稼働反対表明にも現れている。冬場は雪に閉ざされる地域で避難は実際上不可能に近い。一方的な風向きと降雪が山野にもたらす放射能汚染の影響が福島のを大きく上回することは必至だ。首都圏に電気を送るために新潟県民の安全な暮らしが奪われるいわれはない。重大事故の影響は首都圏にも及び、首都圏の人たちが考えなければならない問題だ。さらに、柏崎刈羽原発の再稼働は、福島第一原発事故を引き起こした東電の復活を意味するものであり、全国的な問題でもある。脱原発を実現するために、悲劇を繰り返さないためにも、柏崎刈羽原発の再稼働を許してはならない。
1029E 42	東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。安全性軽視は審査内容からも明らか。審査の過程で柏崎刈羽原発 1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになった。9月27日の規制委員会合で、規制庁担当者は「津波により1～4号機は水浸しになる」と平然と述べている。1～4号機の原子炉に燃料はなくてもプールには大量の使用済み燃料が保管されている。これらに影響はないのか、6・7号機に影響がなければよいのか、本当に影響はないのか、1～4号機の廃炉が先ではないか。6・7号機だからという理由で許可に走るべきではない。
1029E 43	東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。柏崎刈羽原発を再稼働させてはならない。新潟県では、脱原発を求める県民の支援を受けた米山知事が誕生した。新潟県は「事故原因」「健康と生活」「避難」の3つの検証委員会を設置。検証ができないうちは再稼働の議論はできないとしている。もっともだ。本来であれば、これは規制委もしくは国会など国の機関が行うべき検証ではないか。
1030E 1	東京電力は17個作った原子力発電所の全てがこれ迄に地震・津波で被害を受けている。一つの天災で被害を受けたら、次の天災への対処には科学的・技術的な見地を総動員して取り組まねばならないのが原子力発電所だ。原子力発電所での過酷事故が甚大な被害を長期に渡り及ぼしている現実、6年を経ても放射性物質のため封鎖されたままの地域が福島県内に残されている、この一点を見ても明らかな事。ところが東京電力は作った17個の原子力発電所の全てが地震・津波で被害を受けている。事故に学び安全優先を考え真摯に科学的・技術的改善を加えていたなら、作った全ての原子力発電所が被害を受けることなどあるだろうか。よって東京電力という企業には原子力発電所を運営する適格性は無いと考える。
1030E 2	柏崎刈羽原発の審査書案に不賛成、反対します。東電に運転資格はありません。東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を責任を持ってまかなわず、公的資金が注入されています。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」は全くありません。原子力規制委員会は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求しましたが、東京電力からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。東京電力の隠ぺい体質は繰り返し指摘されてきました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを隠していました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があると到底言えません。
1030E 3	東電に原発の運転はさせられない。危険だ。「適格性確認結果案」p.1～4 東電は福島第一原発の賠償や廃炉の責任をはたしていない。また、国は東電を破たんさせないために国民の税金である公的資金をつぎこんでおり、これは不公正なお金の使い方である。東電は過去においても現在も隠ぺい体質のままで、傲慢で不誠実な態度を繰り返し続けている。東電に運転資格はない。私たちの命と健康を危険にさらさないために、決して運転させてはならない。一企業の経済活動のため、一部の人間の利益のために、地域が国が滅ぼされることになりそうだ。これに与する国にも重大な責任があるにも関わらず、いまだその自覚がないことには驚かされる。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1030E 4	<p>東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等に対する科学的・技術的意見以下に意見を述べる。1 免震重要棟無しで稼働してはいけない 東電福島第一原発事故における吉田所長以下の免震重要棟内で収束作業が無ければイチエフ事故はもっと厳しくなり本州に誰も住めなくなったかも知れない。それを考えれば、免震重要棟無しで原発を動かすことは許されない。まして、東電の柏崎刈羽 6・7 号機の稼働も免震棟無しでは絶対に認めるべきではない。東電は、緊急時対策所を免震重要棟内に設置すると申請していたにも拘らず、基準地震動に対して免震重要棟の耐震不足を 2017 年の 3 月に発表した。何と 3 年間もこの事実を規制庁に報告しないで隠していた。これほどいい加減な対応をする東電に「適格性」が無い証拠でもある（別に東電不適格の意見を提出済み）。イチエフ事故を振り返るならば、申請時のとおり免震重要棟を造らせるべきだ。耐震設備では人間が事故対応することができない。（審査書（案）P.461）2 避難計画はあまりに非現実的で実効性無し 柏崎刈羽原発の周辺自治体や住民がずっと指摘してきたように、また中越沖地震の経験で明らかのように、ひとたび柏崎刈羽原発に大事故が起きた場合には周辺住民が被ばくせずに避難できる保証は全くない。熊本地震では避難の為に道路が寸断され新幹線も復旧に一週間以上かかった。避難計画に実行性がないのであるから原発の再稼働は無理だ。それに、避難が必要になりヨウ素剤配布が必要になる可能性があるのであれば、原発を動かすべきではない。（審査書（案）P.482）3 プルサーマル発電は許されない（全般） 審査書には MOX 燃料もプルサーマル発電の言及がない。MOX 燃料はウラン燃料とは桁違いの毒性の放射線被曝を労働者に強要する。プルサーマル発電は、灯油のストーブでガソリンを燃やそうとするのと同じで、もともと危険な原子炉をさらに危険にする。おまけに使用済み MOX 燃料は毒性が高くかつ再処理の当ても全くない。審査書に何も書いていないのだからしないと思うが、安全性を確認していないプルサーマル発電は実施してはいけない。以上</p>
1030E 5	<p>科学的・技術的に福島原発事故は解明されたのでしょうか。自然の力を無視して進めてもよい事業なのでしょうか。原子力は人間の力では制御できません。柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書を出すことを止めていただきたい。</p>
1030E 6	<p>東電福島原発事故から適切な事後処理が実行されたことは何一つありません。毎日のニュースに出てくる汚染水問題。廃炉作業の戸惑いと作業員の健康管理。責任者のあいまいさ、他たくさんあります。どんな仕事でもいったん事故が起これば検証を行い未然に事故が防げる対応マニュアルが出来上がるはずですが、今の東電原発事故後の対応は不完全なものばかりです。事故は必ず起こるものとして考えれば今この時期に柏崎刈羽原発の再稼働はとて考えられません。国や政府の責任において再稼働を認めるといつつ一般国民が税金上乘せ搾取されるのは分かっています。もうこれ以上私たち一般国民を蔑ろにするのはやめてください。柏崎刈羽原発は稼働ではなく廃炉に向けて作業に入るよう切に願います、</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1030E 7	<p>「繰り返しの揺れを想定していない」(審査書案26頁から)原発の耐震設計は1回の基準地震動に耐え得る構造であればよしとしているが、熊本地震では短時間に強い揺れが繰り返し起こり、中越沖地震でも本震の3割程度の余震が観測された。配管の金属疲労は繰り返しの荷重により蓄積してゆくので、現行基準は実際に起きた地震動への備えとして不十分である。複数回の基準地震動や強い余震が長く続く事態を想定して、基準を改定すべきである。「第55条等 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策」今回審査にかかったのは、放射性物質の大気中拡散を防止する原子炉建屋放水で発生する放射性汚染水の、海洋拡散防止システムだけだ。それも海水面に広がる汚染水を吸着材とシルトフェンスで防ぐだけである。福島原発事故で実際に起こり未だ継続中で収束の目途が立たない、建屋等に滞留する高濃度汚染水への対処は検討されていない。つまりメルトスルーによる高濃度汚染水の発生と拡散という事態への対処法はない。それを手当てする設備はない。この点では事故前の福島第一原発と同じだ。規制委員会は、柏崎刈羽原発では福島クラスの原発事故は起こらないと想定しているのか。格納容器ベントによる放射性物質の大気中拡散については、フィルターベント設備を要求しているが、それが実際にどれだけ有効なのかは実験的に確かめられていない。フィルターを通して希ガス類は全量放出されるが、その評価もない。ベント実施前の周辺住民に対する通知義務も定かでない。「新たな冷却装置の義務化」これは「格納容器内の水を外部で冷やして循環させながら原子炉の冷却に使う装置(「毎日新聞電子版」10月18日2017年)」だそうだが、その詳しい仕様は不明で冷却性能も未知数である。実験的に性能が証明されてから検討されるべきだろう。現段階で原子炉の安全性を向上させる装置と位置づけるのは早計である。「対津波設計方針」(審査書案48頁から)1~4号機側の津波防護は期待できず、基準津波で建屋は水没する可能性がある。1~4号機は休止中であり、今回の審査対象ではないが、使用済み燃料が最上階のプールに保管されている。福島事故で明らかになったように、使用済み燃料は潜在的に破滅的リスクを抱えているので、堤防の抜本的強化や、安全な保管場所を建設して使用済み燃料を移管するなどの、安全対策を優先すべきだ。「免震重要棟」(審査書案461頁から)免震重要棟が基準地震動に耐えられないことを知りながら、東電の規制庁への報告が遅れた。このことだけでも東電の「運転資格」には疑問がある。地震に耐えられないことに加えて、免震重要棟の代わりに建てた対策所が水没の危険がある1~4号機側にあるという理由で、東電は5号炉建屋内に耐震の緊急時対策所を設けることにし、規制委員会もそれを承認している。しかしこれは規制基準にある「免震等」の「等」を拡大解釈したヘリクツにすぎない。緊急時対策所は耐震であると同時に、余震の影響を受けずに事故収束作業の指揮がとれる場所でなければならない。その重要性は福島原発事故で実証された。津波の影響を受けない場所に、耐震かつ免震機能を備えた対策所を建設すべきだ。「経理的基礎」実質的に半ば国有化され、膨大な資金援助を受けている東京電力は、自立した民間企業ではない。自前の経営基盤も補助に頼らない自己資金も存在しない。事故収束資金も補償金も自前で調達できない企業に経理的基盤などない。「運転資格」福島第一原発事故という史上最悪の原発事故が起こり、その事故原因ならびに事故経過の詳細は未だ不明である。収束作業は難航し、作業計画や到達目標は次々に先送りされている。溶融デブリ回収どころか、現在でも破滅的な潜在力を持つ使用済み燃料の回収作業すら滞っている。収束作業でも様々な情報隠しが行われている。最近発覚したドレーンの水位計設定ミスへの報告遅れもそのひとつであり、審査対象の柏崎刈羽原発でも、免震重要棟の耐震性について情報隠しとしか思えない公表遅れがあった。このような現状で、事故を起こした福島第一原発と同型の沸騰水型原子炉を、事故を超した事業者である東京電力が運転することは、常識的に考えて有り得ない。「規制基準」福島事故を受けて策定された新規制基準には「住民避難」を審査する項目がない。深層防護の第5層を欠いているのだ。欧米では住民避難計画の策定と実効性の審査は必須項目である。つまり、現在の規制基準は世界水準に達していない。規制委員会は、審査基準にないという理由で避難計画を無視するのではなく、最終的な安全性確保に必要なことから、現在の規制基準に加えるよう提起すべきだ。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1030E 8	<p>1、東電が柏崎刈羽の再稼働数年前、汚染水を溜めるタンクを、安価だという理由でボルト接合のものを多用し、汚染水漏れを起こした。2、2017年9月、福島第1の建屋周りにある井戸6本の水位計が誤って設定されていたことが発覚。建屋に溜まる高濃度汚染水が漏れる危険性があった。東電がなぜ初歩的ミスを犯し、5か月間も気づかなかったのか。東電に原発運転の資格があるのか疑われる案件だったが、10月4日の規制委員会では、その問題はほぼ素通りして、柏崎刈羽の審査書案を了承したことは不当である。3、福島第1と柏崎刈羽の両立の困難性。もし柏崎刈羽で事故が起これば、資金面での負担は相当のものになる。原発事故に伴う賠償額が兆円規模になるのは福島事故で証明済み。現行の保険上限1200億円ではとても足りない。表向きは黒字経営の東電だが、実態は巨額の事故処理費用の不足分を政府からの借金で賄っている。新たな賠償負担に耐えられる力はない。4、東電に原発を運転する資格があるかについては、東電経営陣が「福島事故の収束をやり遂げ、柏崎刈羽を安全第一で運営する」と口頭や文書で表明したことを受け、規制委は「資格あり」と認定したが、それはあまりに安易なことだ。資格の認定は、過去の東電の経営を子細に検討することが必須である。東電の経営方針は、利潤追求が第一であることは過去の経営を見れば明らかである。、、、以上の通り、柏崎刈羽の再稼働は誤りである。</p>
1030E 9	<p>&lt;確認結果の記載p1~4&gt; 廃炉をやり抜く実績が示されていない・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、実績が示されていない。決意表明だけを確認しても意味がない。・廃炉のメドは立たず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いている。非難を強いられたひとに残った人も各地で苦しんでおり、健康被害も出ている。東電の決意表明は空文句に過ぎない。東電に原発の運転資格はない。・事故の費用負担について東電は「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。東電に「経理的基礎」もない。&lt;審査書案の記載p48~&gt; 耐震波設計方針・基準津波に対し、1~4号機のある荒浜側は、津波の防護ができず、1~4号機と周辺施設が水没することが前提となっている。・1~4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1~4号機の安全確保を優先すべき。&lt;審査書の記載p461~&gt;・基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要棟がない以上、許可すべきでない。&lt;審査書案の記載p26~&gt;耐震設計方針・熊本地震では短時間の間に強い揺れが繰り返し発生した。原発の耐震設計では、一回の基準地震動に耐えればよいことになっている。・中越地震でも柏崎刈羽原発において、東電の強化で本震の3割程度の余震が観測された。・配管の金属疲労は繰り返しの荷重発生することにより影響が蓄積していくが、基準地震動に匹敵する揺れが2度発生する場合や強い余震の影響は全く考慮されていない。&lt;審査書案p37~&gt;設計基準対象地域の地盤・地元の専門家グループ（柏崎刈羽原発活断層研究会）は敷地地下の断層の評価について、東電社員を含む論文のミスを指摘した上で、東電が古安田層と称する火山灰層（刈羽テフラ）の年代について約20万年前との東電の評価に根拠なしとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘している。この指摘について検討すべきである。・重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的手続きがなく、審査でも対象となっていないのは重大な欠陥である。・要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、実効性のある避難計画は立てられていない。特に冬場は雪により非難は不可能である。現状の避難計画は住民の被爆を前提としている。・避難計画については、新潟県が独自で検証を行おうとしており、その結果を待つべきである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1030E 10	<p>降下火砕物対策に関する意見を、審査書 79 頁の記述に即して述べます。審査書 79 頁では、降下火砕物の「機械的影響（閉塞、摩耗）については、降下火砕物が侵入し難い設計とするとともに、平型フィルタ等の設置、換気空調系の停止等により、閉塞及び摩耗に対して機能が損なわれないよう設計する。また、降下火砕物がフィルタに付着した場合においても取替えまたは清掃が可能な設計とする」と書かれています。つまり、問題となる非常用ディーゼル発電機の対策としては、平型フィルタの設置及びフィルタの取替えまたは清掃が可能な設計にすることです。まず、非常用ディーゼル発電機の現状の対策を確認しておきます。それは、今年 5 月 15 日付東京電力ホールディングスの「降下火砕物濃度に対するプラントの影響評価（BWR）（コメント反映）」に書かれています。柏崎刈羽 6・7 号では、非常用ディーゼル発電機には 3 系統あり、新品のフィルタが両原発で 1000 枚用意されています。その資料によれば、フィルタは火山灰濃度が 1 立米当たり 1 グラムのとき、約 2 時間で閉塞します。他方、フィルタ交換に要する時間は約 2 時間とされています。それゆえ、火山灰濃度が 1 立米当たり 1 グラムを超えると、たとえば A 系統のフィルタ交換が終わるより前に、交代で動かした B 系統のフィルタが閉塞するという事態が生じます。すなわち、2 系統が同時に機能停止に陥ります。この場合、第 3 の C 系統があっても関係なく、2 系統同時機能喪失となるわけです。すなわち、7 月 19 日に原子力規制庁が「基本的考え方」で打ち出した「24 時間 2 系統の機能維持」に反する事態となります。火山灰濃度は 1 立米当たり 1 グラムよりも数倍高い値になると評価されています。それゆえ、現状では非常用ディーゼル発電機が停止状態になることは必然です。上記の資料ではそのような状態になることを明確に認めており、それを見越して別の対策を立てる方向に向かっていきます。しかし、このような考え方は、多重防護の考え方に反しています。多重防護の考え方では、後段階があるから前段階はそれなりでいいということではなく、各段階で万全を期して対処すべきだという考えのほうです。それゆえ、考えられる最も確実な方法は、もう 1 系統増やして 4 系統にすることです。こうすれば 24 時間 2 系統機能維持が常に可能となります。それに対して審査書では、平型フィルタの設置がおもな対策とされています。これはおそらく第 2 回検討チーム会合での資料 1-3 で説明されているような、現行バグフィルタの前部にもう 1 枚別の平型フィルタを設置するという対策かと思われます。しかし、このフィルタの性能は現在では未知で、来年 3 月までかけて試験をするという状況です。いくら前にフィルタを置いても、そのフィルタが詰まれば同様の状況になり、火山灰濃度が一定以上に高ければ、フィルタを順次交換している間に他の部分のフィルタが閉塞状態に陥ることが十分起こり得ます。そのような状態にならないことは現状では何も確認されていません。結局現状では、柏崎・刈羽 6・7 号機を動かせる状態にあることの確認がとれていないわけです。それゆえ、審査書で変更許可をだすべきではないと考えます。</p>
1030E 11	<p>原発からでる核のゴミの中間・最終処分場が 1 箇所も無い現状で、核のゴミを更に増やす再稼働は絶対反対。</p>
1030E 12	<p>国は、事業者の適格性を確認したとされているが、継続して確認する仕組みがなく、将来に不安を感じている。また、審査書は技術的かつ専門的な記載が多く、一般には理解が困難であることも不安の要因となっている。国は、市民の不安が解消されるよう取り組む必要がある。</p>
1030E 13	<p>原発を運転する資格については「福島事故の収束をやり遂げ、柏崎刈羽を安全第一で運営する」という経営陣の表明を受けて、東電を認定したとのこと、科学的・技術的な部分のみならず、その実行において、信頼性があるのか疑問に思う。福島原発の廃炉は困難であることは想像できるが、その工程のうち、一定のところまで達してからの資格認定とすべきではないのだろうか。また、事故の収束とは、廃炉だけでなく、避難された方々への補償までを含めたものと思うので、やはり東電の運転資格は、「やり遂げ」てから、認められるべきものであると思う。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1030E 14	<p>1、「適格性についての確認結果（案）」について意見を述べます。東電の経営陣との意見交換の結果、規制委員会は東電に柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性を認めました。が、東電の回答はその殆どが決意、覚悟を述べたもので何ら実効性に欠けるものです。具体的には、（1）廃炉過程の実績が何ら示されておらず、実際には福島第1の汚染水はたまり続け、放射能の垂れ流しも続いている状況です。このような状況で（2）風評被害への対策と言っても実効性がありません。（3）安全性を優先するという点も、現在の福島第1の汚染水対策の状況を見る限り、今までの経財政重視の体質が変わったという根拠はどこにも見られません。また、確認結果（案）の2ページの3において、「東京電力の技術的能力が欠けていたがゆえに起きたと捉えるべきではなく」と記されていますが、福島第1の事故に際し所定の事故時操作手順書に従った処置がとられず、その場その場への対応に終始したことが明らかにされています。最悪の状況が回避されたのは、偶然の積み重ねが大きく、未だに事故原因、事故経過は解明されていません。廃炉の廃棄物等についても、前述の汚染水問題に明らかなように異本的な技術力を有しているとは考えられません。再び、事故が起きた時の技術的能力は今も欠けていると考えます。東電の覚悟や提案した取り組みについての実効性は、経産大臣の監督・指導の意向が示されること、保安規定に盛り込むこと及び保安規定の審査、監督によって確保するとしていますが、それらは未だ実現していません。いつ、どのような形で行われるのか、その判断基準も明らかではありません。規制委員会としても、少なくとも、これらの前提が満たされた後、結論を出されるべきだったのではないのでしょうか？このような段階で、何故結論を急いだのか、理解に苦しむところです。以上のことから、私は東電に適格性は無いと考えますし、貴委員会の確認結果についても、同意できません。2、柏崎刈羽6・7号機の審査書案について、意見を述べます。まず第1に、柏崎刈羽の6・7号機について、耐震・耐津波基準W満たす免振重要等がありません。免振重要等の重要性は、東電自身、中越地震の経験から福島第1に設置したものであり、緊急時には決定的に重要な役割を果たすものです。5号原子炉建屋内の緊急対策所を代替え施設として認めていますが、これでは全く不十分です。基準地震動にも基準津波にも耐えうる免振重要棟がない以上、許可申請を認めるべきではありません。また、福島第1の事故で現在も深刻な問題となっている汚染水問題について対策がなく、適合性の審査もなされていません。再び、同じような事態に陥ることは絶対に避けなければなりません。汚染水の発生、放出防止、拡散防止の対策が講じられ、それについて審査がなされない限り、再稼働は認めるべきではありません。熊本地震では強い揺れが短時日のうちに繰り返されました。基準地震動に匹敵する揺れや余震が繰り返し起きる場の影響についても考慮すべきです。また、敷地直下の活断層の可能性も指摘されていますが、これについても再検討すべきだと思います。さらに、重大事故を想定した実効性のある避難計画が立てられていません。このままでは、いざという時、住民の被曝が避けられません。現在、避難計画を含む原子力防災計画について審査の対象となっていないことは、重大な誤りであると思います。避難計画については、新潟県が検証を行うとしていますが、規制委員会としてもその結果を踏まえつつ、独自に検討すべきではないのでしょうか？以上の点で、私はこの審査書（案）にはいくつもの誤りや欠陥があると考えます。したがってこの審査書（案）には賛成できません。福島第1原発事故の原因、経過も明らかでなく、対策も不十分な現状で、東電による柏崎刈羽の6・7号機の再稼働を認めることは、第2の福島事故の発生につながりかねません。「確認結果（案）」「審査書（案）」ともに撤回し、再検討されるよう望みます。</p>
1030E 15	<p>2017年8月25日付の東電による回答書について、新潟県知事は規制委員会が東電に原発を運転する「適格性」を認めたことについて、「検証は具体的な取り組みや対策で判断すべきであって、抽象論には左右されない。」と述べています。同回答書において「主体性を持って様々な課題をやり遂げる企業文化を根付かせてまいります。」と小早川氏は述べておられるが、1, 3.11の時メルトダウンを隠したことが誰の権限で行われたのかいまだに真相を究明できず、誰も責任を取っていない。2, 柏崎刈羽原発の免振重要棟が強度不足であるにもかかわらず、そのことが長く隠蔽されてきたことについても誰も責任を取っていない。3, 防潮壁についても、同様である。2, 審査書案39ページに関して5号炉の原子炉建屋（緊急時対策所）は基礎底面の最大傾斜が2000分の1を上回ることから緊急時対策所としての機能を有しないのではないかと。3, 審査書案90ページ（自然現象について）火山灰の影響について新たな指針に沿って評価をやり直すべき。（人為事象につて）故意によるテロ、ミサイルの落下などによる影響について、具体的な検討と対策を明記すべき。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1030E 16	<p>1 .KROTOS 実験の水槽は小容量で水蒸気爆発が起こりにくい 炉心溶融物の実験のうち KROTOS 実験についての問題点を指摘したい。 申請者らは、KROTOS 実験では自発的な水蒸気爆発は観察されず、外部トリガーを加えたときに爆発が生じるとされている。 自発的な水蒸気爆発が起こらなかった理由は、水槽の容量が非常に小さいことに理由の一つがあると推定する。資料[1]などによれば、内径 95mm、水深 1078mm とあるので、水量は 9 リットルに満たない量である。ここに、2800 から 3000K 程度の物質を 2 から 5kg 投入する。溶融物の熱エネルギーの 4,5%が、主に、ふく射によって水に伝わることで、水温が飽和温度付近まで急上昇する計算になる。水蒸気爆発発生に関するこれまでの知見では、水温が飽和温度に近い時は起こりにくい、というものである。つまり、KROTOS 実験では、初期状態を常温程度の水（高サブクール度）としてあっても、膜沸騰で沈降中に水温が上昇して低サブクール度となり、水蒸気爆発が起こりにくい条件を作り出していると考えられる。意図的か否かは別として。 KROTOS 実験の水槽では、水蒸気爆発が起こらなくなっていると言えるのではないだろうか。 結論：KROTOS 実験では、水量が少ないため、投入後水温が上昇して、自発的な水蒸気爆発が抑制されている可能性がある。 FARO, COTELS, KROTOS, TROI 実験で、水蒸気爆発実験として唯一信頼が置けるのは、TROI の結果のみといえるのではないだろうか。その TROI 実験では、自発的な水蒸気爆発が複数回観察されている。この事実を重視する必要があると考える。文献[1]東北電力株式会社ほか、重大事故対策の有効性評価に関わるシビアアクシデント解析コード（第 5 部 MAAP)添付 2 溶融炉心と冷却材の相互作用について、2015 年 6 月。 2 .水蒸気爆発シミュレーションについての疑問点 「柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉に関する審査の概要(案)」(以下、概要)の 66 ページで、「水蒸気爆発が発生した場合の影響評価」についての記述がある。それによると解析では、ペDESTAL 内壁と外壁に張り付けた鋼板に、水位 2 m の時は、各々 32MPa、25MPa、水位 7m では 78MPa、168MPa の最大応力生じるとしている。そして、これらの値は、降伏応力(490MPa)以下なので問題ないと結論付けている。・疑問点 1：水深 2m と 7m で、内側と外側に生じる応力の大小関係が逆転している。受圧面積の影響や衝撃波の発生の有無などが理由と推定されるが、何ら説明がない。・疑問点 2：鋼板の強度のみを問題にしているが、コンクリート内部にも応力は生じており、鋼板でコンクリートへの負荷が抑えられるかは疑問である。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1030E 17	<p>1 .COTELS 実験の結果は水蒸気爆発が起こりにくいエビデンス(証拠)にはならない 申請者が「水蒸気爆発が実機において発生する可能性」が極めて低いとする根拠の一つは、炉心溶融物の実験である COTELS の結果である。ここでは、COTELS 実験の疑問点を指摘したい。 COTELS 実験の FCI あるいは水蒸気爆発に関して、申請者が示している資料[1]中の COTELS に関する唯一の引用文献[2]と、インターネットで入手可能な他の文献[3]には、両者とも溶融物の温度が示されていない。水蒸気爆発の実験・研究において、溶融物温度は必須のデータである。これでは実験といえない。したがって、COTELS 実験の結果は水蒸気爆発が起こりにくいエビデンス(証拠)とすることは不適切である。 なお、文献[2]と[3]は全く同じと言ってよい内容で、どちらも会議での報告であり、査読を経て雑誌等に掲載される学術論文とは異なるものである。文献[1]東北電力株式会社ほか、重大事故対策の有効性評価に関わるシビアアクシデント解析コード(第5部 MAAP)添付2 溶融炉心と冷却材の相互作用について、2015年6月。[2] Masami Kato, Hideo Nagasaka, Yuri Vasi Ilyev, Alexander Kolodeshnikov and Vladimir Zhdanov, COTELS Project (2): Fuel Coolant Interaction Tests under Ex-Vessel Conditions, OECD Workshop on Ex-Vessel Debris Coolability Karlsruhe, Germany, 15-18 November 1999. [3]Masami Kato and Hideo Nagasaka , 2.3 COTELS Fuel Coolant Interaction Tests under Ex-Vessel Conditions, JAERI-Conf 2000-015, pp.36-42 .</p> <p>2 . FARO 実験の結果を水蒸気爆発が起こりにくいエビデンス(証拠)とするのは疑問 申請者が「水蒸気爆発が実機において発生する可能性」が極めて低いとする根拠の一つは、炉心溶融物の実験である FARO の結果である。ここでは、FARO 実験の疑問点を指摘したい。 FARO 実験の FCI あるいは水蒸気爆発に関して、申請者が示している資料[1]中の FARO に関する二つの文献は、無料で入手できず内容を確認することが困難であった。そこでインターネットで入手できた同じ著者の報告書[2]を調べてみた。この文献では、溶融物の温度測定については説明がない。その値については本文中で“ a temperature of approximately 3000 K”(訳：おおむね 3000K の温度)、あるいは表中に“ 3070(*) ”などと記されているのみである。そして表中の(*) アスタリスクについては記述がない。この文献を見るかぎり、温度の数値は直接測定したものではなく、推定もしくは近似したものと思われる。以上の検討から、水蒸気爆発の発生が確認されなかったとする FARO の実験は、実験の必須データである高温液の温度が定かでなく、実験結果に著しく信頼性を欠くと思われる。したがって、「水蒸気爆発が実機において発生する可能性」が極めて低いとする根拠の一つとするには不適切である。文献[1]東北電力株式会社ほか、重大事故対策の有効性評価に関わるシビアアクシデント解析コード(第5部 MAAP)添付2 溶融炉心と冷却材の相互作用について、2015年6月。[2] D Magallon, I Huhtiniemi, Energetic event in fuel-coolant interaction test FARO L-33, Proc. 9th Int. Conf. Nucl. Eng.(ICONE-9), Nice, 2001.</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1030E 18	<p>1. 水蒸気爆発シミュレーションについての問題点「柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉に関する審査の概要(案)」(以下、概要)の 66 ページで、「水蒸気爆発が発生した場合の影響評価」について記述がある。それによると解析では、ペDESTAL内壁と外壁に張り付けた鋼板に、水位 2 m の時は、各々 32MPa, 25MPa, 水位 7m では 78MPa, 168MPa の最大応力生じるとしている。そして、これらの値は、降伏応力(490MPa)以下なので問題ないと結論付けている。・問題点 1: 解析の条件、例えば、溶融炉心の量などの記述がない。・問題点 2: 計算結果は解析に用いる計算コードや、計算時の初期条件と境界条件によって異なるが、M.Leskovear[1]の解析では、内側で約 300MPa の圧力値(圧縮応力に相当)が生じている。この圧力波は、外側面で反射することで、引張応力を生じる。反射面では約 600MPa の応力変動が発生すると推測される。実際の爆発時には、時間的、空間的に複雑な応力分布となり、降伏応力を上回ることも予想できる。たとえば、外壁が固定されている部分では反射が繰り返され、さらに大きな応力となる[2]。ご案内のように、衝撃圧力波が反射波となるペDESTALの壁の内部には、圧縮応力が反転した形の引張応力が生じる。とりわけ外側外壁や亀裂部分は、大きなダメージを受ける(Hopkison effect: ホプキンソン効果...身近な例としては、水中衝撃波で結石を破碎する際に利用する物理現象)。そもそも、鉄筋コンクリート製のペDESTALは圧縮荷重には大きい強度を示すが、引張荷重に対しては、圧縮荷重に対する強度の 8 から 10%程度しかなく極めてもろい。コンクリート自体は 10MPa 以下の強度しかない。これを補うため鉄筋を入れ、内側外側に鋼板を張り付けるものである。しかし、内部でコンクリートに亀裂が入るなどすることで、原子炉圧力容器を支えることが出来なくなれば、圧力容器が倒壊または脱落する危険がある。さらに、格納容器の破損などに至り、原発の健全性を脅かすことになる。文献[1]M.Leskovar, Simulation of Ex-Vessel Steam Explosion, in P.Tsvetkov ed., Nuclear Power - Operation, Safety and Environment, INTECH(2011), pp.207-234. (<a href="https://www.intechopen.com/books/nuclear-power-operation-safety-and-environment/simulation-of-ex-vessel-steam-explosion">https://www.intechopen.com/books/nuclear-power-operation-safety-and-environment/simulation-of-ex-vessel-steam-explosion</a>) [2]例えば、立矢宏、衝撃を受ける機械構造の力学入門, p.11. (<a href="http://da.ms.t.kanazawa-u.ac.jp/lab/tachiya/text/impact.pdf">http://da.ms.t.kanazawa-u.ac.jp/lab/tachiya/text/impact.pdf</a>)</p> <p>2. 過酷事故時に格納容器下部への事前水張りは自殺行為 原発メーカーでさえ、福島原発事故が起こる前から「EUR は VR もしくはコアキャッチャーを容認。事前水張りの実施例は海外では存在しない」、「水蒸気爆発防止; 下部 DW への事前水張りの禁止」[1]という認識を持っていたことが分かる。にもかかわらず、審査対象の原発では格納容器下部に注水して、溶融炉心を落下冷却するという。とんでもないことだ。コアキャッチャーの設置を義務付けるべきである。なお、EUR は European Utility Requirements: 欧州電力事業者要求仕様, VR は Vessel Retention: 炉内保持, DW はドライウエルの意。文献[1] 佐藤崇(東芝), 世界標準と安全設計について 原子力エンジニアからの一提案, 日本原子力学会 2010 年秋の大会原子力安全部会企画セッション(2010.09.17)。</p>
1030E 19	<p>1. 水蒸気爆発シミュレーションについての問題点その 2「柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉に関する審査の概要(案)」(以下、概要)の 66 ページで、「水蒸気爆発が発生した場合の影響評価」について記述がある。それによると解析では、ペDESTAL内壁と外壁に張り付けた鋼板に、水位 2 m の時は、各々 32MPa, 25MPa, 水位 7m では 78MPa, 168MPa の最大応力生じるとしている。そして、これらの値は、降伏応力(490MPa)以下なので問題ないと結論付けている。構造物の設計は、材料の許容応力に基づいて行うべきである。許容応力は降伏応力を安全率 S で割った値としなければいけない。爆発時に発生する衝撃荷重に対しては、S=10 から 15 とするのが機械設計[1]の教えるところである。従って、例えば S=12 とした場合、許容応力は 41MPa となり、水位 7m では、申請者が計算した条件でも、発生応力が上回ってしまう。これは問題ではないのか? 文献[1]例えば、平田宏一, もの作りのための機械設計工学, <a href="https://www.nmri.go.jp/eng/khirata/design/ch02/ch02_01.html">https://www.nmri.go.jp/eng/khirata/design/ch02/ch02_01.html</a>。</p>
1030E 20	<p>審査書案 1 4 7 ページにおいて、ガイドの記載を引用する形で「敷地境界での実効線量を評価し、周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないこと(発生事故当たり概ね 5mSv 以下)を確認する」とされている。従来の被ばく評価においては、敷地より遠い地点で線量が最大となることから、「敷地境界外」との表現を用いていた。ガイドに沿う形で柏崎刈羽の資料も記載されていることから、技術的に正しい「敷地境界外」で統一すべき。</p>
1030E 21	<p>申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)添付 1 1 の 2) 経済性より安全性を優先すること、ならば、柏崎刈羽原発の 6.7 号機を再稼働できないのでは、ないでしょうか?</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1030E 22	<p>柏崎刈羽原発新規制基準適合性審査書案について「確認結果案 1~4 ページ」規制委員会は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を求めたが、東電の解答は、単なる決意の表明に過ぎず、運転適格性が確認されたとする確認結果案は到底、運転の資格の有無を判断したものではない。廃炉についての具体的な技術的検討に回答がなされていない。経済性よりも安全性を優先するという根拠と判断基準はまったく 示されておられない。事故対策への費用は公的資金、国民負担に求めているなど、東電に運転資格を与える論拠は存在しない。規制委員会はかかる審査書案を撤回し、再稼働を許さないという規制を行うよう強く求める。</p>
1030E 23	<p>東電に技術的能力はあるのか。重大事故を発生させた東電には「技術的能力」はない。原子炉等規制法及び電気事業法の欠格要件に該当し原子力事業者資格はない。事故処理責任があるため事業継続は認められるが、原発の発電資格はなく再稼働は認められない。</p>
1030E 24	<p>東電に技術的能力はあるのか。東電には、事故の拡大を防ぐための「技術的能力」がなかったため、東日本壊滅直前という最悪な状況にまで追い詰められた。これを回避するための具体的対策は全くなく、高線量下と原子炉爆発の危機的状況で作業員は撤退せざる得なかった。免振重要棟があったので情報収集、指揮、作業は可能であった。しかし、その免振重要棟からの撤退であった。柏崎の場合、免振重要棟はないという。福島の場合、教訓を生かす「技術的能力」は、東電にはないということになる。</p>
1030E 25	<p>東電に技術的能力はあるのか。防災上、支援に来ていた消防、自衛隊なども撤退せざる得なかった。これは法令問題のほか、高線量下の放射能、放射線量等を防護すべき機材、装備等の機能が不十分であり、実働するための「技術的能力」は無かった。防災の原則は、現場作業員が安全に作業できることです。現在、高線量下でも作業できる機器、装備はあるのか。福島の現場作業を見れば明らかです。残った作業員は「死を覚悟」した。誰もいなくなれば東日本壊滅、残れば死を覚悟しなければならない。この状況での判断を個人に委ねるのではなく、「死を覚悟」しなければならない。原子力事業は基本的にやめるべき、高線量下での作業における法令整備、マニュアル化しておかなければならない。「適格性審査」で規制委員会は、廃炉等の「覚悟」を小早川社長に質しているが、そんな軽い覚悟ではなく「死の覚悟」をしなくて済む「技術的能力」の開発まで再稼働を許可すべきではない。</p>
1030E 26	<p>東電に経理的基礎はあるのか。2011 年 3 月 11 日後、国の「資金援助」を求めた時点で東電は損害賠償責任を認めており、支援機構からの資本金 1 兆円注入と交付金 2 兆円を受取った時点から実質債務超過となっている。現在、22 兆円の負債を抱える東電に「経理的基礎」があるとは言えない。</p>
1030E 27	<p>東電に技術的能力はあるのか。最悪状況を回避できたのは、有効な具体的対策によってではなく、あくまでも偶発的な積み重ねによるものであった。事故原因、事故経過は解明されておらず、再び同様の事故に遭遇した時の事故対応、事故処理、事故時の体制、事故対応設備、事故対応装備など事故時の「技術的能力」はない。</p>
1030E 28	<p>東電に技術的能力はあるのか。事故処理能力はあったのか。放射能の放出、汚染水の流出を防ぐことは出来なく、6 年を経過した現在も汚染の流出は続いている。汚染水の貯蔵量は増えるばかり、汚染物の貯蔵も放置したまま、汚染地域も除染されず放置のまま、東電には、放射能汚染防止、汚染処理の「技術的能力」はない。</p>
1030E 29	<p>柏崎刈羽原発審査書案について「審査書案 4 6 1 ページから」緊急時対策所が免震構造ではなく事故対策機能が果たされない蓋然性が高い。重大事故時の対策所は当初、3 号機近傍の免振棟に設置予定であったが、防潮堤が地盤液状化で浸水、破損の危険性があるため 5 号機に移すという。この免振重要棟が基準地震動に耐えられないことを東電は規制委員会に隠蔽していた。福島原発事故時に「免振重要棟がなかったらと考えるとぞっとする」という答弁をしたのは東電の清水社長である。規則 6 1 条は対策所は基準地震動や基準津波に耐える免震構造を求めているものとするべきであり、審査基準を満たしているとは到底考えられない。審査書案を撤回し、東電の原発運転運転資格喪失を宣して頂きたい。</p>
1030E 30	<p>東電に経理的基礎はあるのか。新々総合特別事業計画では、毎年交付金返済（損害賠償分）として 2000 億円、事故炉費用として 3000 億円の 5000 億円を 20 数年間、支援機構に納付しなければならない。そんな東電に「経理的基礎」があるとは言えない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1030E 31	<p>東電に経理的基礎はあるのか・原子力事業者は、法令によって原子力損害賠償保険に加入しなければならない。しかし、その最大保険金の 1200 億円では、今回の東電 22 兆円の損失には焼け石に水で東電は破たん企業となった。つまり保険金額が足りなかったということ、まずは保険金額を少なくとも 22 兆円にするべき、これは停止、稼働に関係なく原子力事業の事業担保として必要不可欠。保険金額 22 兆円の見直しは、原子力事業の前提条件となる。</p>
1030E 32	<p>東電に経理的基礎はあるのか・現在、22 兆円の負債を抱える東電に「経理的基礎」があるとは言えない。・その 22 兆円の負債のうち、4 兆円を他電力会社に負担させ、6 兆円を国が負担することになっている東電に「経理的基礎」があるとは言えない。・経理的基礎のない東電には、原子力事業者としての資格はなく「適格性」はない。</p>
1030E 33	<p>東電に経理的基礎はあるのか・東電の事故に備えるべき資金が足りなかったとして、経産省は足りない分を消費者から「過去分」として負担させようとしている。これは本来、損害賠償保険で東電がリスクヘッジするべきものである。責任の転嫁だと言える。このことから東電には「経理的基礎」はないと言える。・東電以外でも、一度事故となれば「経理的基礎」は吹っ飛び破たん企業となることは明白、22 兆円の保険金額にするべき。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1030E 34	<p>そもそも、東京電力は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項の規定に基づく許可基準に明らかに適合しないため、原子力規制委員会は許可をすることはできない。従って、このパブコメ自体、全く意味が無く、税金の無駄遣いそのものである。原子力規制委員会の委員及び職員には、猛省を求める。第一 東京電力について1 東京電力は、レベル7に分類される福島原発事故を引き起した張本人である。実際に世界最悪クラスの事故を起したにも関わらず、「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力がある」と言うのであれば、どんな事故をおこしても構わないと言うことであり、規制自体に意味がなく、規制委員会の存在自体も不要である。特に、東京電力は、柏崎原発においても、想定を上回る加速度を観測しており、地震予測や地層調査についての能力が不足していることは明らかである。また、今回の地震や津波を想定できなかったこと自体も問題であるが、もし、想定しながら対策しなかったのであれば、さらに論外である。そのような東京電力について、適格というような判断しかできない委員や職員は、即刻、総辞職するべきである。2 福島第一原発事故の原因を究明させるとともに、事故の処理を最優先させ、事故処理を早期に完結させること。3 福島第一原発事故に関し、関係者の責任を厳格に追及すること。少なくとも、当時の東電役員等に対する株主代表訴訟に関し、東電が旧役員を支援することを止めさせること。（東電は、既に実質的に破綻しており、廃炉や除染等にも税金が投入されている。旧役員の支援費用まで、支出することは許されない。そんなお金があるのなら、賠償等に回させるべき。）第二 原子炉等規制法等の改正について1 環境中に大量の放射能を放出するような事故等を起こした場合は、設置者（電力会社等）のみならず、その役員及び設置（変更）許可を行った原子力規制委員会委員個人に、刑罰が適用されるとともに、被害を受けた住民等に対しては、過失の有無にかかわらず損害賠償を行う規定を設けること。2 環境中に大量の放射能を放出するような事故等を起こした場合は、必ず、原子炉設置許可を取り消さなければならない旨の規定を設けること。第三 原子炉の設置位置について 柏崎原発の半径10キロ以内には、活断層が多数存在しているほか、原子炉自体、活褶曲上に設置されているとの指摘もある。事実、中越沖地震では、当時の想定を超える加速度を記録するとともに、液状化等により建屋や敷地等にも大きな被害を受け、長期の運転停止に追い込まれている。また、首都圏に近い日本海側と言うこともあり、特に冬季に事故が起これば、日本全体に甚大な被害を与える可能性が高く、設置位置として最悪である。また、30キロ圏内の人口も多く、米国の基準では到底許可されない。この様な場所にある原子炉の運転など到底認めるべきではない。なお、福島原発事故を鑑み、その他の原発についても、原子炉の設置位置に関して、最低でも次にあげる基準を設け、審査をやり直すべきである。○原子炉設置位置から半径10キロ以内に活断層が存在しないこと ○原子炉設置位置から半径3キロ以内に居住者が存在しないこと ○原子炉設置位置から半径50キロ以内に都道府県庁が存在せず、なおかつ半径10キロ以内に市町村役場が存在しないこと ○原子炉設置位置から半径30キロ以内に他の原子炉が存在しないこと 第四 施設・設備について 本来であれば、絶対に壊れない原子炉でなければ許可すべきではなく、廃炉以外の選択肢はないが、どうしても認めたいのであれば、少なくとも、仮に壊れても大丈夫な原発にすべきであり、最低限以下の事項を義務付けるべき。1 原子炉格納容器の多重化、コアキャッチャーの設置。2 外からの支援が無くても10日間程度は冷却が継続できる装置の設置。3 停電や事故時にも、原子炉内の圧力、冷却水の水位や水温が適切に直接測定できる設備（摂氏千度の環境でも、正確に作動すること）の設置。4 使用済核燃料は、現在、最終処分場や安全確実な保管方法等も確保できていない。現実的な対応として、毒性が減衰すると考えられる100万年の間、当該発電所において、使用済燃料を安全に保管ができる設備を設けること。5 使用済燃料について、原発敷地内での保管量の上限を設けること。6 避難計画の実効性及び妥当性を審査すること。7 福島並みの事故が起こった場合の被害想定し、どの程度の損害が発生するか明らかにさせること。また、その損害を賠償できる能力があるか審査し、賠償能力が無ければ、不許可とすること。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1030E 35	<p>東京電力は原発を動かしてはならない。今回は柏崎刈羽原発の再稼働についてはあるが、すべての原発は稼働させてはなりません。原発に関係する人たちが十分に安全性を最優先に取り組み決意を示していても、似非専門家・似非科学者が技術的・科学的に安全性を述べても、そんなものは現実の事故の前では何の救いにもならないことは3 / 1 1事故で十分に示されたはずで、3 / 1 1前だって十分に安全性を最優先させていたのではないのですか？ 技術的・科学的に安全性が証明されていたのではないのですか？ でも事故は起こったのです。東京電力の経営者の無責任ぶりにはあきれかえります。放射能管理区域を越える汚染地域に無理矢理帰還させられる人がいるというのに、自分たちの家族は放射能のないところで安全に生活ですか。倫理観のかけらもない人たちに原発を任せるなどということが何でできますか。東京だって十分に汚染地帯だと思います。ただ1000万を超える人が、首都圏というなら3000万を超える人たちが非難できる場所がないから仕方なくいるだけです。原発はどう扱っても危険なもので、再稼働など狂気の沙汰だと思うのですが、せめて3 / 1 1事故の被害者、区域外避難者も含めてすべての被害者が平穏な生活ができる状態になってから 原発を動かす提案はすべきと思うのは当然です。原発はどう扱っても危険なもの、再稼働はすべきではありません。況んや東京電力が原発を扱うなどは狂気の沙汰もいいたくありません。</p>
1030E 36	<p>1、福島第一原発の廃炉をやり抜く決意表明があるだけで、工程と実績が見通せない事業者が柏崎刈羽原発を運転する資格はない。2、福島第一原発の廃炉に多額がかかる中で、柏崎刈羽原発に対する事業者責任を全うできる見込みがないので、運転を再開することはできない。3、緊急時対策室に予定していた免震重要棟は基準地震動に耐えられない。基準津波の防御が期待できず、1-4号機は水没することが前提なら運転すべきではない。4、福島第一原発事故を見ればわかるように、高濃度汚染水が流出して止まらないが、柏崎刈羽原発は設計の段階で高濃度汚染水の発生と漏えいが全く想定されておらず、審査対象からも外されている欠陥のある規制基準なので、これでは再稼働できない。5、原発事業は、経済性より安全性を優先すべきである。6、新規規制基準の順守は最低限の要求でしかなく、東電は更なる安全性向上に取り組まなくてはならない。7、原子力防災計画が適切で実効性のあるかどうかを確認する法的な手続きがない。避難経路など実効性のある避難計画はなく、冬場は雪により避難は不可能である。8、避難計画は新潟県が独自で検証を行っており、その結果を待つべきである。</p>
1030E 37	<p>東京電力株式会社は、地震や津波に対する対策を怠り、苛酷事故を起こし、6年半経った現在も収束出来ていません。原因の究明もなされていません。東京電力に柏崎刈羽原子力発電所の原子炉を再稼働する資格はない事は、当然です。</p>
1030E 38	<p>柏崎刈羽原発は、設計の段階で、高濃度汚染水の発生と漏洩が全く予想されておらず、新規規制基準の審査対象からも外されている。このような不完全な原子炉の再稼働は認める事は出来ない筈であると、思います。</p>
1030E 39	<p>私は、この審査書案に反対します。理由は、この原発再稼働に関するパブリックコメントは、（主として技術的な内容と件）に対する評価と意見を求めておられるのですが、そもそもそれが妥当ではないと考え、再稼働そのものに疑念を持つからです。当然、原発の再稼働については”技術的”な側面からの判断と評価が重要であることは十分理解しますが、現実の話が、福島での事故の原因と経過の究明が未だに未解決であるのに加えて、世間で問われている、”原発”の使用済み廃棄物の処理の技術的・経済的・社会的な評価と判断が、技術者にとっても答えが出しえない現状があるからです。日本に限らず、全世界的な課題であります。この現にある技術的諸問題すら後回しにして、最新の（技術的基準）合致への個別・全般評価を行うことが最優先され続けられていることが問われていると考えます。私は、素人ながらも、その技術的解決見通しはないと考えています。それを踏まえれば、このパブリックコメントでの妥当性評価を求めることに難があります。パブリックコメント自体に異論をもつものではありません。技術的評価とともに、人命と健康にかかわる事項についての可否の意見は同等以上に重要なものだと考えます。避難計画の策定と、どこがその責任を持って進めるかということ、そしてその避難計画の（技術的・社会的）内容と妥当性も同じく、規制委員会によって同等に評価されるべきです。以上の理由から、私は、繰り返しますが、この（審査書案）が、基準に適合するかどうかの一点に絞って検討されていることに疑義を持ちますので、したがってそこから生まれている、合格案には反対します。あくまでも、住民の安全面を最優先にしたものでなければなりません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1031E 1	<p>1. 事業者の適格性についての確認はやり直し。確認結果案の記載P 1～4 福島第一発電所（F - 1）の事故を起こした事業者と同一事業者、また同一の発電形式（BWR）であるにもかかわらず、事業者からの情緒的な決意文書だけで適格性ありと判断、確認しているが、全くもって規制委員会の審査不作為と言わざるをえない。すくなくとも、F - 1の事故原因糾明と公表、F - 1の汚染水の安全保管さらには、F - 1 廃炉作業の道筋、着工スケジュールなどいづれも国民の前に明らかにできておらず、国民は納得していない。このような豪奢が適格など国民は誰も信じていない。再稼働を計画する以前に上記のF - 1の後始末をすべきであり、少なくとも時期を明確にしたスケジュールを提出させるべきである。しかも、F - 1 事故から得られた教訓さえ十分に入られていない。例えば、制御施設の免震棟化、水素爆発防止策など教訓を生かさず、このような客観的な対応さえ無視している様な事業者に適格性を確認するなど、事業者の主観的な言い分を丸呑みしていることが明らかである。中越沖地震（2007年7月16日）により損傷を受けた建物・構築物と設備・機器の補修の実施についても規制委員会はどうか報告を求め、どうか補修の実施をどうか評価したのか書かれていない。さらに、避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康被害も出ており、賠償は国及び東電による賠償は不十分で各地で止むにやまず数万人を超える訴訟を提起している。農業水産業の生業も元に戻っていない。東電はF - 1の責任さえ取っていない。このような東電に原発運転の資格はない。東電の決意表明は空文句にすぎない。規制委員会は事業者の適格性は上記F - 1の総括をはっきりと行い、対策を取ることを確認できるまでは事業者の適格性を判断してはならない。</p> <p>2. 重大事故発生における住民避難について 規制委員会は住民の避難計画は事業者と自治体に任せるとして審査の対象にしないと強弁し続けており、今回の審査案でも書かれていない。しかし、F - 1 事故で大きな問題として住民の避難が適格性を欠いたためより多くの放射線による被災者が増加したことが明らかになった。F - 1 事故で万全な事故対策は無い以上、住民の適切な避難計画を持っているかどうか審議をすべきである、事業者が適格に住民を避難させる適格者であるかについても審査すべきである。</p> <p>3. 使用済み核燃料の処分計画 使用済み核燃料の安全な保管補法、場所についても審査対象から外しちる。これは当委員会の設置基準からも逸脱し、責任の逃れは明らかである。一般の化学産業はじめ製造業が事業計画において廃棄物についても明示し審査を受けている。特にF - 1の使用済み核燃料も取り出せずに原子炉に滞留している。当該柏崎・刈羽発電所が再稼働し、廃炉になる頃には青森県の貯蔵施設は満杯になっており、受け入れ困難となる可能性が高い。場合によっては柏崎・刈羽も現地にて長期間保管を余儀なくされる可能性が高いのでそれに備えた審査をすべきことは明らかであり、それを実施していないとなれば、不作為の責は逃れない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1031E 2	<p>意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4ページ）・意見：申請者に柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はありません。・理由規制委員会は東電の適格性を判断するために7項目の「基本的考え方」を示し、東電はこれに対して文書で回答を寄せました。東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず、実績など具体性はありません。福島第一原発の実情を見れば、廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いています。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできていません。にもかかわらず、規制委員会は東京電力について「運転を適確に遂行するに足りる技術的能力がないとする理由はない」と結論づけています。このような結論は実態に全く即していないと考えます。意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』20～21ページ）・意見：地震の規模が過小評価されています。・理由：元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を発し、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表しました。その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は1.8倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発6・7号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。また、熊本地震では、震度7の地震が2回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』311ページ）・意見：東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性はありません。・理由：審査書の311ページには、東京電力について、「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力発電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事後の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれています。福島第一原子力発電所の状況を見ると、現状においてこのような体制が整備されていないことは明らかです。汚染水問題に対応できない東京電力には、原子炉設置者としての適格性はありません。意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』371～377ページ）・意見：代替循環冷却系は、新基準には位置づけられていないものであり、これをもって新基準に適合するとは言えません。代替循環冷却システムの実証実験を求めます。・理由：東京電力は、原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させるために、代替循環冷却および格納容器ベントを必要な対策としており、審査書ではこれを評価しています。しかし、そもそも代替循環冷却は新規基準にはないものであり、ベントを併記しているとはいえ、代替循環冷却を安全性の根拠とするのは新規基準との整合性を欠くものです。まずは代替循環冷却システムの実証実験が行なうことを求めます。意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』470～471ページ）・意見：5号炉原子炉建屋内緊急対策所が免震構造でないため、新基準に適合しません。・理由：東京電力は当初、3号炉原子炉建屋内緊急対策所を新たに設置し、免震重要棟内緊急対策所と併用することを示していました。その後、3号炉原子炉建屋内緊急対策所は、敷地の液状化に伴い津波が到達する可能性が発覚しました。また、免震重要棟内緊急対策所に十分な耐震性がないことも分かり、5号炉原子炉建屋内緊急対策所のみを使用することとしました。しかし、5号炉原子炉建屋内緊急対策所は耐震構造ではあっても、免震構造ではありません。新基準は免震重要棟の設置を求めていることから、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉は新基準に適合していません。</p>
1031E 3	<p>聞く気もない、ポーズだけのパブコメに意見を書くほど虚しく馬鹿らしいことはない！しかし、それでも、核マフィアの暴走を認めるわけにはいかないので、意見を表明する。あなたたちは、福島から何を学んだのか？反省も、失敗を生かす姿勢さえないのか？福島の総括さえ不十分で、その責任を問わず、未だに苦しんでいる被害者を無視して、また核災害を起こしたら、責任を負う覚悟はあるのか？利権と国策と核開発能力保持のため、自然と市民を犠牲にしてもいいと思っているのか？いい加減にしていだきたい。はっきり言って、経産省を筆頭とする原子力行政担当者にはその資格は無いと言わざるを得ない。どうしてもその必要があるというのなら、経産省ではない新たな第三者機関にその任務を担わせるべきである。以上。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1031E 4	<p>東電に運転の資格はない該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。</p>
1031E 5	<p>私はこの審査書案に反対します。（意見）放射性物質の拡散抑制について。原発外への放射性物質の拡散を抑えるために、大容量送水者などで原子炉建屋に放水する設備を東電が整備する方針を確認した。とありますが、方針確認では担保されません。信頼できません。</p>
1031E 6	<p>（１）東電の姿勢に関して規制委の７項目要求に対し、東電は単なる「決意表明」を並べただけですが、これで認められるなら、子供の「反省文」と同じレベルであり、「言葉だけなら」どんなことだって言えます。現に「日本の原発多重防御策を講じているからメルトダウンなどあり得ない絶対安心」と言ってきた挙句に事故がおきたのです。文面だけで認可するなど、どう考えても安易すぎ到底納得行きません。廃炉のメドは立たず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いている。避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康被害も出ている。東電の決意表明は空文句にすぎない。東電に原発運転の資格はない。保安規定により履行を確保するというが、どうなれば違反となるのか。決意表明の羅列であり、明確な判断基準がない。経済性を優先するこんな「いいわけ作文」で柏崎刈羽原発派絶対再稼働すべきではありません。（２）緊急時対策所の免震性と液状化対策について東電は、重大事故時に指揮所となる緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを持ちながらこれを隠し、虚偽の説明をしていました。基準規則 61 条は、指揮所となる緊急時対策所について「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと」を要求していますが、緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことであり、そのためにも、免震機能が必須であると考えられます。基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要棟がない以上、許可すべきではないです。（３）高濃度汚染水対策がない福島第一原発の事故は、設計の段階で高濃度汚染水の発生と漏えいが全く想定されていなかったことに根本的な問題がありますが、柏崎刈羽原発を含めて、いまだに審査から除外されたままです。こんな状態で柏崎刈羽原発派絶対再稼働を認可することは到底考えられません。現に福島で汚染水対策が一向にめどが立たない状況にありながら、対策も考えずに再稼働申請に許可を与えるなど絶対認めるべきではありません。（４）繰り返しの耐震評価をしていない。熊本地震でも地震は何回も繰り返しておきている。一度だけの耐震性評価だけでなく、繰り返して発生した場合の評価は想定されていない。（５）地下断層について地元専門家グループは東電社員の論文を含むミスを指摘したうえで、東電が古安田層と称する地層の火山灰層（刈羽テフラ）の年代について、約 20 万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘しています。この指摘について真摯に検討すべきであり、安易に認可は許されません。（６）火山影響評価について規制委は現在、火山灰（降下火砕物）の影響評価に用いる火山灰濃度について、従来 100 倍規模に引き上げ、非常用ディーゼル発電機については、２系統の機能維持を要求する規則改定案を提示していますが、柏崎刈羽原発の審査には反映されていないようです。新しい基準による審査もせずに許可すべきではないと考えます。（７）原子力防災計画の欠如について現在規制委は、重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥であると考えます。自治体丸投げの避難計画など、現実問題として「絵に描いた餅」にも似て突発的な事象に対してどれだけの実現性があるか非常に疑問です。「既規委の守備範囲外」との主張は「組織としての自己弁護」としては理解されますが、原発事故への「全体的視点」から見れば絶対見逃せない項目であり、確かな審査をする過程がないまま、国も「規制委の結論を持って再稼働を認可する」と言っているのは大問題です。「責任ある組織」が避難計画に認可を下すことせずに、現規制委が認可を下すということは明らかに「勇み足」と言わざるを得ません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1031E 7	<p>規制委は東電に対し「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求されましたが、その実績は示されていません。決意表明だけでは済まないと考えます。また福島第一原発では、9月28日に、地下水汲み上げ井戸の水位計の設定にミスがあり、半年余りの間、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出てもおかしくない状態であったことが明らかになったと伝えられています。福島第一原発の廃炉のメドは立っていき、汚染水はたまり続け、その発生を止めることもできず、放射能の外への垂れ流しも止まってはいません。避難を強いられた人も残った人も、生活が厳しく苦しまれていて、健康被害も出ています。東電の決意表明は空文句に過ぎず、残念ながら東電に原発運転の資格はないと考えます。経済性よりも安全性を優先するといわれていますが、その根拠・判断基準がきわめて乏しいと考えます。</p>
1031E 8	<p>福島の大惨事の責任を認めない東電やそれをかばう自民党が強引に進める原発は、これ以上、日本には不要。一部の原発村の人間だけが潤うシステムは、大部分の国民には百害あって一利なし。</p>
1031E 9	<p>1 審査書(案)11 ページ 地震による損傷の防止(第4条関係)～37 ページ 設計基準対象施設の地盤(第3条関係)意見 平成25年11月28日の審査会合で、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の申請内容に係る主要な論点として27項目について指摘され、地盤・地震関係は9項目あったが、全て詳細な説明がなされ、審査等で内容が十分確認できたものと理解してよいか。また、専門家等は様々な問題点を指摘して確認の要望が出されていると承知しているが、その点も審査等で内容が十分確認できたものと理解してよいか。理由 柏崎刈羽原子力発電所の地盤については、過去から専門家等は様々な問題点を指摘してきているが、新規制基準に照らし審査した結果、問題ないと結論付けたい。2 審査書(案)130 ページ (3)電線路の物理的分離意見 500キロボルト送電線の新新潟幹線2回線と南新潟幹線2回線が2ルートとなっているが、いずれも西群馬開閉所に接続されている。送電線だけを考えると分離されているが開閉所は分離されておらず、西群馬開閉所が地震や故障が発生した場合、2ルートがダウンすることにならないか。理由 154キロボルト送電線で6・7号機に供給できるとしているが、50キロボルト送電線の共有要因として、開閉所についてどのような判断をしたか記載がない。3 審査書(案)268 ページ 原子炉冷却材流出意見 事故の想定として、誤操作による冷却材の流出を想定しているが、地震による流出箇所不明のような想定は必要ないか。理由 停止中で、圧力容器のふた解放、格納容器エアロック扉解放時において、流出箇所不明で冷却材の流出する事故は想定しないで良いのか。4 審査書(案)368 ページ 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備及び手順等意見(第50条の口) 1 排気中に含まれる放射性物質を低減するもの、としてフィルタベント設備があるが、その性能について妥当だと判断したと理解してよいか。理由 370 ページ (3)中に、「第50条等における各々の要求事項に対応し、適切に整備される方針であることから、第50条等に適合するものと判断した。」との記載になっており、設備の性能・能力について、判断結果が読み取れない。5 審査書(案)407 ページ 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び手順意見 大容量送水車、放水砲による放水の海洋への放射性物質の拡散防止策で、地下への浸透を考慮しているか。理由 海洋への放射性物質の拡散防止策として、放水口や雨水排水路に対する対策はとっているが、地表から地下浸透するものへの対策をどのように考えたら良いか。6 審査書(案)461 ページ 第61条及び重大事故等防止技術的能力基準1.18 関係意見 5号炉原子炉建屋内の緊急時対策所は、設備・手順等が適切に整備される方針であることから、第61条等に適合するものと判断した、とされており、審査合格した他のプラントと比較しても設置場所や設備・手順に差はないと判断されたのか。今後、設備・手順等が適切かどうか具体的な検査は行われることになるのか。理由 当初、免震重要棟内に計画したが6・7号機から距離があった。その後耐震性が確保できない問題が発覚し、3号炉原子炉建屋内に設置する計画としたが、液状化による防潮堤の損傷による津波遡上の可能性が出た。これらのことから事業者は5号炉原子炉建屋内の緊急時対策所のみで必要な機能が確保できるとしたが、二転三転して、5号炉原子炉建屋内に設置となったが審査は方針を確認したものであるが、他のプラントと比較しても設置場所や設備・手順に差はないか疑問である。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1031E 10	<p>・確認結果(案) 1 ページ前文 7 行目「必要な安全文化その他の」、2 ページ 3) 2 行目の「<b>「と、安全文化の基本的事項についての認識」削除。</b> 原子力規制委員会が何をもち「安全文化」と定義するのか、が明らかにされていない。にもかかわらず、あたかも「安全」を審査するかのような紛らわしい表現である。・確認結果(案) 追加 前文 11 行目～12 行「<b>、、、審査の一環として行ったものである。」</b>の次に「また、本審査により安全を担保するものではなく、最終的に、立地地域及び国民の合意をふまえて原子炉設置者の安全に運転されることの適格性が判断されるものとする。」・確認結果(案) 2 ページ 2) 「<b>経済性よりも安全性を優先すること</b>」に、「<b>経済性よりも人への被ばく・健康対策を含む安全性を優先すること</b>」と修正すること。・確認結果(案) 2 ページ 下段から 4 行目「<b>原子力安全文化</b>」の言葉について、そもそも原子力の安全という文化があったのか、はなはだ疑問である。原子力業界が原子力事業を自ら「安全」として、運営及び世論に働きかけ宣伝してきたのであって、世間一般及び社会的に原子力が「安全としての文化」を認めてきたものではなかった。「<b>原子力は安全とはいえない</b>」ことは、1970 年代以降、日本社会の一方では厳然としてあった事は認めなければならない。2011 年 3 月 11 日福島事故後は、国会事故調においても「<b>規制の虜</b>」として概括されており、「<b>原子力安全文化</b>」などと社会的に容認できるものではない。したがって、「<b>原子力安全文化の向上に</b>」を削除されたい。・3、、、東京電力の安全文化や技術的能力に関する見解関係者全員責任論は誤りである。組織の問題として捉えるべきであり、この記述は、原因を隠す論である。間違いの原因があったわけであり、免責はあり得ない。原子力は、その安全文化が保たれば安全であるものではない。福島事故の場合は、どのように自然に対したか、であり、それが問われるものであった。自らのみが十分としてきた事が、結果的に非常に不十分であったことを自然が証明した事になった。原子力被害の影響の大きさと電力企業のその責任を経済性を保たんが為に運営してきた至らなさが引き起した事故であったし、この事故は油断があれば再発せざるを得ない事故である。そういう点で、「<b>厳しい反省材料にしなければならない</b>」。事故原因は明らかにされなければならない、原因を引き起した誘因はあばかれねばならず、加害者があれば、その契機たるものを引き出さなければならない。そうでなければ、地球の未来の永劫にわたって重大な過失を及ぼす事になりかねない。4.東京電力の取組みの実効性の確保について上記及び下記の視点から、「<b>東京電力の回答文書等の内容に異論はなく、東京電力回答文書等の趣旨を遵守するよう監督、、、</b>」とする記述は問題がある。国は、責任を共有するものであるがゆえに、未来にわたる責任を自覚してもらいたい。現在の問題だけでなく、問題は、数十万年に引き続く問題なのである。「<b>毎年および必要のつど、国は、東京電力に対する適格性をチェックする体制</b>」を発揮していただきたい。&lt; 東電『<b>原子力規制委員会との意見交換に関する回答</b>』に対する意見 &gt;東電の回答は、「<b>社外に向かっての当社の考え・行動</b>」に欠け、「<b>コミュニケーションの悪さ</b>」が「<b>組織の一体感</b>」をなくし、「<b>情報発進の至らなさ</b>」を招いた、と反省している。しかし、事故前においては、3.11 事故後に国会事故調が概括的に総括したように「<b>規制の虜</b>」の下で、国民に向けて、「<b>原子力の安全文化</b>」を企業及び同一産業的として一体的に「<b>情報発信</b>」し、押し進めて「<b>行動</b>」してきた。そうして 3.11 福島原発事故に至ったのである。東電社長がそのように回答する事は、いまだに、東電社員の多くが、はっきりとした、自ら納得できる信頼性のある反省となっておらず、この状態でいいのか、という自ら疑心暗鬼で不安な状況にある事を物語ってはいないか。東電全体が、いまだ真摯に反省し、しっかりと総括がなされていないことに思える。東京電力社長名の、定型的で作文的な「<b>回答</b>」の、以下のような記載に、その跡が見える。「<b>風評被害</b>」-加害企業の「<b>風評</b>」対策ということに有効な対策が立てられるものなのか、「<b>社長である私の責任</b>」-事故当時の東電トップの責任を問えないか、「<b>微塵もない経済性優先</b>」「<b>強く語りかける社長</b>」-福島原発事故被災者の生活再建についての東電の積極的支援について社員に強く語りかけてほしい、「<b>発電所の脆弱抽出</b>」-中越沖地震で明らかになった弱点を真摯に公表してほしい、「<b>縦割りや閉鎖性打破、社内ガバナンスの強化</b>」「<b>現場と本社経営の距離をなくすコミュニケーション</b>」- 巨大企業東電の組織の分割と解体はどうか。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1031E 11	<p>意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4 ページ）・意見：申請者に柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はありません。・理由規制委員会は東電の適格性を判断するために7項目の「基本的考え方」を示し、東電はこれに対して文書で回答を寄せました。7項目は例えば、福島第一原発の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すこと、経済性より安全性追求を優先することや安全性の向上などですが、これに対する東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず、実績など具体性はありません。福島第一原発の実情を見れば、最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸（サブドレン）水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあったことが明らかになったばかりです。他にも1,200トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになりました。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いています。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできません。にもかかわらず、規制委員会は東京電力について「運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はない」と結論づけています。このような結論は実態に全く即していないと考えます。</p> <p>意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4 ページおよび『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』1 ページ）・意見：東京電力に柏崎刈羽原発を運転する経理的基礎はありません。・理由：東京電力は、自らが全責任を負うべき事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と公的資金の注入を要求しました。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東京電力はかろうじて破たんを免れている状況です。この意味でも東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はないと考えます。審査には経理的基礎の確認も含まれています。経理的基礎はないと判断すべきです。意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』20～21 ページ）・意見：地震の規模が過小評価されています。・理由：元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を発し、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表しました。その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は1.8倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発6・7号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。また、熊本地震では、震度7の地震が2回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』311 ページ）・意見：東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性はありません。・理由：審査書の311ページには、東京電力について、「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力発電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事後の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれています。福島第一原子力発電所の状況を見ると、現状においてこのような体制が整備されていないことは明らかです。汚染水問題に対応できない東京電力には、原子炉設置者としての適格性はありません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1031E 12	<p>意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4ページ）・意見：申請者に柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はありません。理由：規制委員会は東電の適格性を判断するために7項目の「基本的考え方」を示し、東電はこれに対して文書で回答を寄せました。7項目は例えば、福島第一原発の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すこと（1）経済性より安全性追求を優先することや安全性の向上（3,5,7）などですが、これに対する東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず、実績など具体性はありません。福島第一原発の実情を見れば、最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸（サブドレン）水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあったことが明らかになったばかりです。他にも1,200トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになりました。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いています。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできません。にもかかわらず、規制委員会は東京電力について「運転を適確に遂行するに足りる技術的能力がないとする理由はない」と結論づけています。このような結論は実態に全く即していないと考えます。意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4ページおよび『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』1ページ）・意見：東京電力に柏崎刈羽原発を運転する経理的基礎はありません。理由：東京電力は、自らが全責任を負うべき事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と公的資金の注入を要求しました。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東京電力はかろうじて破たんを免れている状況です。この意味でも東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はないと考えます。審査には経理的基礎の確認も含まれています。経理的基礎はないと判断すべきです。意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』20～21ページ）・意見：地震の規模が過小評価されています。理由：元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を發し、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表しました。その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は1.8倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発6・7号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。また、熊本地震では、震度7の地震が2回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』311ページ）・意見：東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性はありません。理由：審査書の311ページには、東京電力について、「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力発電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事後の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれています。福島第一原子力発電所の状況を見ると、現状においてこのような体制が整備されていないことは明らかです。汚染水問題に対応できない東京電力には、原子炉設置者としての適格性はありません。</p>
1031E 13	<p>東京電力は福島事故を忘れたのでしょうか。いまでも生活を壊された方々は、故郷に戻ることもできず、それさえ放射線値の高いところに戻ることを強要されたりしている状況で、東電は本当の意味で責任を取っていません。東電は、本来ならすべての民間企業のように一旦は財産などを処分して、すべての責任を果たすべきです。それがこともあろうに、柏崎刈羽原発をまた動かすなんて、驚くべき発想です。福島事故でわかったはずですが、原発は事故が起きたら、自然も生活も地域もすべてを壊し、いのちを壊します。再稼働することは考えられません。新潟地震のときにももう少しで大惨事になるところだったではないですか。社会的責任を考えたら、再稼働はとんでもないですが、一度、東電は倒産の処理をすべきです。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1031E 14	<p>意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』371～377ページ）・意見：代替循環冷却系は、新基準には位置づけられていないものであり、これをもって新基準に適合するとは言えません。代替循環冷却システムの実証実験を求めます。・理由：東京電力は、原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させるために、代替循環冷却および格納容器ベントを必要な対策としており、審査書ではこれを評価しています。しかし、そもそも代替循環冷却は新規制基準にはないものであり、ベントを併記しているとはいえ、代替循環冷却を安全性の根拠とするのは新規制基準との整合性を欠くものです。まずは代替循環冷却システムの実証実験が行なうことを求めます。意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』470～471ページ）・意見：5号炉原子炉建屋内緊急対策所が免震構造でないため、新基準に適合しません。・理由：東京電力は当初、3号炉原子炉建屋内緊急対策所を新たに設置し、免震重要棟内緊急対策所と併用することを示していました。その後、3号炉原子炉建屋内緊急対策所は、敷地の液状化に伴い津波が到達する可能性が発覚しました。また、免震重要棟内緊急対策所に十分な耐震性がないことも分かり、5号炉原子炉建屋内緊急対策所のみを使用することとしました。しかし、5号炉原子炉建屋内緊急対策所は耐震構造ではあっても、免震構造ではありません。新基準は免震重要棟の設置を求めていることから、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉は新基準に適合していません。</p>
1031E 15	<p>意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』371～377ページ）・意見：代替循環冷却系は、新基準には位置づけられていないものであり、これをもって新基準に適合するとは言えません。代替循環冷却システムの実証実験を求めます。・理由：東京電力は、原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させるために、代替循環冷却および格納容器ベントを必要な対策としており、審査書ではこれを評価しています。しかし、そもそも代替循環冷却は新規制基準にはないものであり、ベントを併記しているとはいえ、代替循環冷却を安全性の根拠とするのは新規制基準との整合性を欠くものです。まずは代替循環冷却システムの実証実験が行なうことを求めます。意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』470～471ページ）・意見：5号炉原子炉建屋内緊急対策所が免震構造でないため、新基準に適合しません。・理由：東京電力は当初、3号炉原子炉建屋内緊急対策所を新たに設置し、免震重要棟内緊急対策所と併用することを示していました。その後、3号炉原子炉建屋内緊急対策所は、敷地の液状化に伴い津波が到達する可能性が発覚しました。また、免震重要棟内緊急対策所に十分な耐震性がないことも分かり、5号炉原子炉建屋内緊急対策所のみを使用することとしました。しかし、5号炉原子炉建屋内緊急対策所は耐震構造ではあっても、免震構造ではありません。新基準は免震重要棟の設置を求めていることから、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉は新基準に適合していません。</p>
1031E 16	<p>該当箇所：審査書案等全て 旧東京電力は福島第一原発が津波に襲われて崩壊熱除去が困難になった際、非常用復水器につながる配管系の格納容器内の弁が開いていることを確認しに格納容器内に入ろうとしたところ又は入ったところ携行した放射線検出器が高レベルを示すアラームがなったため目的の弁まで行かずに退散したことがNHKスペシャルで報じられました。アラームの設定は通常時のレベルをベースになっていたはずで、アラームがなったからと逃げ戻るとは原子炉の状態を考えたならアラームを切ってでも進むべきでした。この判断ができない運転員をかかえたまま反省もしないような会社に再稼働を許可することに反対です。原子力規制委員会もこのことを指摘しないで旧東電の意見を聞いたとするのは同じ穴のムジナと言われてもしょうがないでしょう。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1031E 17	<p>&lt;意見1&gt; 審査書案 24 頁大湊側基準地震動について地震学科学の到達現状を踏まえると、大湊側の基準地震動が過小評価になっているおそれがあり、最大水平加速度を柏崎刈羽原発サイトで記録された既往最大値の 1700 ガルにすることを求める。その理由は、以下に引用する石橋克彦氏と山本義隆氏の論考に示されている地震や地殻変動に関する科学的予測の不確かさにもとづく。(1)石橋克彦・神戸大学名誉教授の論考「現在の地震科学では将来が正確に予測できると思うほうが余程「非科学的」なのである。」「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」に関して、「本質的に不可知であることを考えれば、日本全国の原発において、基準地震動の最大加速度は少なくとも既往最大の 1700 ガルにすべきである。私たちの地震現象の理解がまだ不十分であることを謙虚に受け止め、原発に求められる最大限の安全性を追求すべきである。」と指摘している。(石橋克彦、「原発規制基準は「世界で最も厳しい水準」の虚構 大飯原発運転差止判決が迫る根本的見直し」『科学』Vol.84、No.8(2014 年 4 月号)869～877 頁(2)山本義隆氏の論考「太平洋プレート・ユーラシアプレート・フィリピン海プレートの境目に位置した世界屈指の地震大国にして有数な火山地帯で、国土は多くの活断層が縦横に走り、豊富な地下水系を有する日本国内に、数万年も安全に保管できる場所がどこにあるというのか。数万年といえば、その間には日本列島の形すら変わっているだろう。そもそもがホモ・サピエンス・サピエンス（現人類）が誕生したのが今から 3～4 万年前のことである。」（山本義隆「福島原発事故をめぐって」みすず書房 2011 年、37）&lt;意見2&gt; 審査書案 231 頁 原子炉圧力容器外の溶融燃料 - 冷却材相互作用について「水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低いと考えられる」とあるが、その根拠が記載されていない。仮に実験結果にもとづくものとしても、原理論の実験過程と現実の間には参考資料に述べられているように相当な相違があるので、ここは水蒸気爆発の発生可能性があるものとして、その防止、緩和対策を真っ当に審査することを求める。参考資料：山本義隆氏の論考「近代科学の方法は、要素還元主義と定量的実証主義にもとづく線形法則の形成である。」（山本義隆、私の 1960 年代、金曜日、2015 年、236）「しかし、物理や化学の原理論の形成と、その技術的・産業的応用は相当の異なることです。」（山本義隆、同上、238）「技術的応用のためには、とりわけ産業規模での実用化のためには、原理論の要素的対象を複雑に組み合わせ、人間の生活スケールに拡大し、同時に人間と装置とのインターフェースを考慮し、長期にわたって繰り返し現象されなければならない。その際、環境との物質やエネルギーのやり取りを含む相互作用や、装置における摩擦や金属疲労等による素材の脆化による事故や人間的要因によるミスなどの、原理論の実験過程では捨象され無視されていた要素や要因が避けられない問題として浮上してくるわけです。そしてそれらの問題は、通常は事後的・経験的にしか明らかになりません。したがって、その過程では、経験、さらには勘やコツといった非合理的要素が重要となる。」（山本義隆、同上、239）&lt;意見3&gt; 審査書案 133～297 安全解析について 想定した各種の事故ケースに関して、申請者が計算コードを使ってプラント状態のシミュレーション解析を行っているが、その解析結果の定量的な妥当性を判断するにあたり、原子力規制委員会は申請者が使ったものとは異なる別の計算コードを用いて独立した解析を行う、いわゆる「クロスチェック解析」を実施することを求める。この「クロスチェック解析」は、福島原発事故発生以前の安全審査では取り入れられていたことが継承されていないことは理不尽である。安全解析におけるシミュレーションの問題については、以下の山本義隆氏の指摘に耳を傾けるべきである。「設計者が行う安全解析は、ソフト・メーカーが作った安全解析プログラムでシミュレーションするだけであるが、それはプログラム作成にさいして想定されているモデルの範囲内のことしか教えてくれない。そもそも、そのプログラム自体、いくつかのさらなる下請け（孫請け）企業の作成したサブルーチンによる模擬試験に依拠している。」（山本義隆「福島原発事故をめぐって」みすず書房 2011 年、51）</p>
1031E 18	<p>東京電力は福島事故の後始末も積極的に行わず、無責任です。そんな会社が責任をもって稼働させられるのか。新潟平野は広びるとした穀倉地帯であり、もし事故が起こったらそれが全滅です。そんなことは福島だけでたくさんです。きちんとした避難計画ができていない。そこに住む人を切り捨てるようなことは許されない。以上、柏崎刈羽原子力発電所の稼働に向けたどのような動きにも反対します。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1031E 19	<p>東電に運転の資格はない 該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。 緊急時対策所が、6・7号機に近すぎ、免震性がない該当箇所：p.461～・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはず。・緊急時対策所は5号機に予定されているが、6・7号機に近すぎる。 津波時に1～4号機が水没する恐れがある該当箇所：p.48～・1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれがある。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべき。 敷地直下の活断層について検討すべき該当箇所：p.37～・敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべき</p>
1101E 1	<p>確認結果案 1 ページ「組織として引き継がれる、将来を拘束する、国民に対する約束でもある」などとの記載もありますが、万一、福島と同じような大事故が起きた場合には、福島の廃炉を進められなくなるとか、社員さんの退職などで、組織として継続不可能な状況になり、それらの約束は、守れなくなるのではないかと心配されます。福島第1の廃炉を進める組織は、廃炉だけに専念できるように、福島第1以外は、安全な保守・運転、安全のより一層の向上に専念できるように、廃炉に専念する会社と、それ以外を行う会社に分けた方が、良いのではないのでしょうか。理由は、人（あるいは1つの組織）は、1つのことに専念する方が、2つのことをうまくやるように頑張るよりも、安全確保にしても、その他のミッションに対しても、パフォーマンス能力は、勝ると考えられるからです。訓練・技術向上などを目的とする計画的なローテーションは別ですが、たとえば、廃炉現場で事故が発生した場合に、柏崎から専門技術員の応援を出す場合、柏崎の必要な人員をさいて派遣すると、柏崎の体制が弱くなるので、あらかじめ、人員体制には余裕を設けておき、その余裕の範囲内の派遣応援にした方がよいと思います。そして、あらかじめ、余裕の人員・体制は、何の技術員が何人いるのか、安全を監視・監督する人たちにわかるようにしておいて、その余裕の範囲内で派遣応援されるようにした方がよいと思います。理由は、廃炉の事故現場に応援を出している時に、柏崎で問題が起きたときに、体制、人員が不足して、適切な対応がとれなくなり、柏崎でも大きな事故になることを防ぐためです。</p>
1101E 2	<p>東電に運転の資格があるのかについて。廃炉をやり抜く覚悟と実績を示さねば運転の資格がないという規制委の考えに対し、東電は決意表明のみで実績を示していない。依って東電に運転の資格はない。東電は隠蔽、改竄、捏造を繰り返してきた。依って東電の言葉、決意表明、経済性よりも安全性を優先するという言葉に信憑性はない。例えば中越沖地震後の東電の株主総会で、地震発生時新聞で放射性ヨウ素の放出が報道されていたにもかかわらず、放射性の水の放出もあったにもかかわらず、「止める、冷やす、閉じ込める」ができたと言った武黒役員は答弁した。東電の日本語は一般の日本語と異なる。なお、福島事故時、原発担当役員の武黒が今度はどんな発言をするのが注目していたが、全くメディアに出てこなかった。福島事故後の株主総会で関連会社に2011年3月に移動していたことを知った。</p>
1101E 3	<p>想定地震時1から4号機側の防潮堤が液状化により機能しないことが示された。6、7号機の審査なので1から4号機側は無視しているようですが、使用済み核燃料プールがあり、稼働していなくても危険です。隣接している1から4号機が危険な状態なのに6、7号機が安全に運転できるという判断は誤っている。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 4	<p>&lt; 審査書の記載 P460～P471 &gt; 緊急時対策所及びその居住性等に関する手順等（意見）耐震・耐津波基準を満たす免震重要棟がない。（理由） 免震重要棟は、中越沖地震の際に、予定していた指揮所の扉が開かず、物が散乱して使い物にならなかったことから、新潟県の実情を受けて、東京電力が柏崎刈羽原発3号機近くと福島第一原発に設置したものである。その後3・11が発生したが、国会に呼ばれた当時の東京電力清水社長は、福島第一原発に免震重要棟がなかったと考えると「ぞっとする」と答弁している。地震による事故時の指揮所が免震構造でなければならないことは、福島第一原発事故の大きな教訓であり、そのことを他ならぬ東京電力自身が体験したはずである。基準規則61条は、指揮所となる緊急時対策所について「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと」を要求している。緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことであり、そのためにも、免震機能が必須であるとみるべきである。従って、基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要棟がない以上、許可すべきではない。</p>
1101E 5	<p>確認結果（案）2ページ「・・・、原子力安全文化の向上に努力していることが確認された。」などの記載がありますが、今、現在は、そうであっても、1年後、2年後、3年後以降も、同じモチベーションが維持できる施策も十分に施されていることの確認のされていない点が心配です。理由は、一番危険なのは、慣れてきたときとされます。「訓練を繰り返し実施」というような文言の記載もありますが、具体的な頻度、内容の記載がないようですが、訓練の頻度とか、内容によっては、マンネリ化してしまうと考えられます。プロ野球の選手などでも、毎回、相手投手の球をVR（バーチャリアリティ）のゴーグルを付けて練習してから、打席に臨む選手もおるようですので、理想的には、発電所の運転等でも、たとえば、3交代制（1グループ8時間×3グループで24時間）の場合、1グループ8時間+（1日10～20分でも）の部分で、交代前に全員の（身体と脳の）健康チェック、VRのゴーグル等を装着して、3～5日程度ごとに違うコンテンツを用いて、仮想事故を体験して、その事故に対する対応の訓練を行うようにするのが良いと思います。1グループの人員数は、たとえば1割程度の余裕を設け、（身体あるいは脳の）体調のすぐれない順に1割の人員は、休養か訓練の日にするなど、人員体制には余裕も必要になると思われます。全員の（身体と脳の）健康チェックを毎日行う理由は、人の体調は日々変化し、事故はいつ起こるかわからないため、万一の事故時に重要な判断とか操作などをする人が体調不良で判断ミスとか操作ミスなどをするリスクをできるだけ低減して、日々の安全運転に万全の体制・体調で臨めるようにするためです。コンテンツを変える頻度を3日～5日程度とする理由は、慣れる前に新しいコンテンツに変わってしまったら訓練にならないので、コンテンツ内容の難しさに応じて、慣れて、対応できるようになって、次のコンテンツに変えるようにするのが良いと考えられます。非常用復水器、炉心への注水、フィルタベントについては、福島事故から、特に重要と思われますが、日々のVR訓練などで、常に、万全の体制・モチベーション・技量が維持されていても、肝心の時に、設備・機器の側が動作しないということがないように、発電所の通常運転中でも、安全を確保しながら、毎日、テスト動作させることのできる系統・設備を設け、日々、（そのテスト動作をさせることで）間違いなく実動作をさせる場合には実動作することを、短時間でも、瞬間的でも、実際に作動をさせて、系統・設備・機器等の健全性が維持・確認されるようにするのがよいと思います。なお、VRで体験する仮想事故コンテンツは、想像を超える悲惨な体験をするとPTSD（心的外傷後ストレス障害）になる恐れも高まりますので、想定事故の悲惨さの程度は、段階的に過酷になるように複数のコンテンツを準備して、少しずつ訓練で慣れてから、より過酷な事故コンテンツでの訓練へ移行するとともに、最も過酷な事故コンテンツは、実際に想定している以上に過酷なものまで訓練をしておくことが、PTSD 予防と実際の過酷事故時に慌てて判断ミスとか操作ミスなどをしてしまうことの防止に効果的と思われます。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 6	<p>確認結果（案）2 ページ「経済性よりも安全性を優先する」とありますが、福島で行っている凍土壁のような地下水対策の話がないように思われます。福島では、汚染水の対策として、後から苦労して、凍土壁を構築するなどの地下水対策が行われていたと思います。柏崎で、万一、福島と同じような事故を起こしてしまった場合、海への汚染対策は、汚染地下水が地下を浸透するように流れ出るルートもあると思われませんが、表面を流れる汚染水に対する、吸着材とかシルトフェンスの設備だけで、十分なのでしょうか。柏崎では、あらかじめ、凍土壁のような地下水対策を行っておかなくても大丈夫ということでしたらば、その根拠の科学的・技術的な説明が必要と思われます。福島で行っているので、できないことではないと思いますが、できるならば、再稼働前に、建屋の山側と海に至る流れの地下ルートの両側に、凍土壁を作る設備、あるいは、鉄板杭などを隙間なく打ち込んで、地下水は、建屋を迂回して海に流れるようにしておいた方が良いのではと考えられます。それでも、まだ、より深地下から建屋下部へ上下方向に回り込む地下水が生じる場合には、山側できれいな地下水をくみ上げて、海側へきれいな状態で放出するためのポンプ設備も設けておくのが良いと思います。理由は、技術的能力は同じでも、他の電力会社（例えば、女川では、コストはかかっても会社の判断で高い位置に建設したと聞いていますが、）と違って、福島で、海を汚染させる事故を起こしてしまった電力会社であることと、日本海は太平洋と違い、小さく、かつ、北海道と九州側の海峡は、狭く、浅いと聞きますので、日本海へ、万一、福島と同じ程度でも、汚染水が流れ出た場合、広い海へ拡散して、汚染濃度が低下する効果は小さく、逆にリスクは、大きくなるように思われますので、少なくとも、福島でとれる程度の対策等は、しておいた方がよいと思われま。もし、福島と同じような、海への汚染が、日本海側で起きた場合、北海道から九州まで、日本海沿岸（本州も、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県）の漁業は、拡散効果が期待できない分、より長期間の、相当な打撃を受けると思われます。さらに、中国、韓国、北朝鮮、ロシアの漁業、観光、生活へも影響を与えると思われますので、それらの賠償リスクとの関係も適切に評価されているのでしょうか。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 7	<p>確認結果（案）2 ページ意見する理由は「経済性よりも安全性を優先する」は、再稼働反対・賛成と、感情的に言うのと同じ精神論的表現で、技術的・科学的でないように思われるためです。精神論ならば、国民も株主も想定される最悪を覚悟して、再稼働に臨めばよいと思われます。それでも、どこまで想定し対策をし、どの程度以上は、対策しないのか、最悪の想定が、どの程度以上かを、はっきりと示して、コンセンサスを得ておくのが良いと思います。例えば、安全性を100%最善にして、経済性を100%犠牲にするならば、再稼働しないで、核燃料を安全な防壁の中へ、最終処分先が決まるまで、保管するのが一番と思われます。再稼働に当って、具体的に、どの程度、経済性よりも安全性を優先しているかを、技術的・科学的に示される方がわかりやすいと思われます。例えば、対策をとっている（考えられる最悪の）過酷事故とその発生確率と対策にかかった費用、逆に、そこまでの対策は不要とした（考えられる最悪の）過酷事故と、その発生確率と、もし対策するとした場合に必要とされる費用など。また、別の手法として、万一の過酷事故時、事故終息と賠償等の費用も含めた被害総額を100%補償（補償額の上限リミットを設けないように）する保険をかけたならば保険金はいくらになるか、保険の専門家に算出してもらうなど。100%補償の保険金を差し引いても、再稼働による収益改善がプラスになる場合には、再稼働する意味があるという考え方もあるように思われます。以上のように、今のままではリスクが大きく、対策した方がよいとか、確率的に、まず起きることはなく、最悪起きても損失は小さいとか、国民も、最悪の場合の税金等の負担増を覚悟しやすいと思われます。最悪の過酷事故については、光速で飛んでくる有史以来未観測の宇宙からの高エネルギーに対する防御対策までは不要と思われますが、既に観測されている、例えば、津波ならば韓国側も含め日本海沿岸で発生した最大津波とか、大潮・台風の時に追跡監視できてない最大の隕石が日本海に連続で複数落ちる場合、地震ならば、日本海側にプレートすべりは無いと思われますが、断層は岩盤に力が加わり、歪が溜まり、岩盤強度以上の力で破壊して生じるズレ（歪の解放）と思われますが、過去にできた断層も長期の熱や圧力等で固着して、周囲の断層のない岩盤強度以上の固着強度になる場合もあると思われます。発電所直下の岩盤強度と歪の程度を確認して、岩盤が割れるまで余裕のあることを確認するのが一番ですが、それができない場合には、少なくとも、発電所に最も近くの断層が動く前に、発電所直下の岩盤強度が耐えられず割れ新たな断層ができる現象（歪エネルギーが解放されその開放エネルギーによる直下地震）も（発電所直下に新たな断層ができることはないとは言えないので）想定しておいた方がよいと思われます。断層のない所に岩盤強度以上の歪が溜まり、新たな断層のできる（歪が解放される）現象が、海底で起きれば、断層によって生じる溝の大きさに応じた津波も発生すると思われます。軍事的緊張なら、核（あるいは通常弾頭）ミサイルで直撃される確率（戦後の心証、戦意高揚抑制の観点からは、大都市よりも原発が標的になる確率高いと思われますが）と想定される被害、大国も加わる大戦になる確率、艦砲射撃や爆撃の標的になる確率、その場合に想定される被害など。発電所運転中の場合と停止中の場合、核弾頭の場合と通常弾頭の場合のそれぞれの想定被害など。テロなら、入手可能飛行機に搭載可能な最大の通常爆薬で激突される確率とか、発電所運転中と停止中とで受ける被害など。作業員によるテロなら、18年あれば、赤ちゃんから教育して、社員とか協力会社の作業員に送り込むこともできると思われますが、現在の管理システムで許してしまう恐れのある最大の被害など。いろいろ考えると、たくさんあるので、専門部署を設けて日々継続的に新たなリスクや最悪の場合の想定を見つけ、発生確率、発生時の被害想定、対策するか否か、合理的な対策手段などを考え、絶え間なく、見落とししている弱点等はないかを探しての対策を継続していくことが、リスクに向き合い安全性を継続的に向上させる取り組みになりませんか。ここで、大事なものは、発生確率、発生時の被害想定等は精度を上げるため、日々発見したリスクに対して、調査検討した発生確率、被害想定等はWeb上に公開するなどし、根拠となるエビデンスの正確性、より正しいエビデンスの提供など、（期間を区切ることなく）常時、広く、日本の国民、世界の専門家などから、意見をしてもらえようにするのが良いと思われます。巨大な台風の接近とか、岩盤に蓄積された歪の状態、軍事的緊張状態など、当該の発生確率には、日々変化するものもあるように思われます。</p>
1101E 8	<p>中越沖地震の際の教訓から免震重要棟は設置された。福島事故では免震重要棟に救われた。それなのに免震重要棟なしで申請を認めるのは自殺行為だ。ちゃんと教訓を生かせ。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 9	<p>&lt; 確認結果（案）の記載 P1～2 &gt; 福島第一原子力発電所の廃炉を進めるに当たり「主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟」であることが明確になった。（意見）廃炉をやり抜く実績が示されていない。（理由）規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、実績が示されていない。決意表明だけを確認しても意味がない。福島第一原発の実態を見なければならぬ。直近の9月28日に、地下水のくみ上げ井戸（サブドレン）の水位計の設定にミスがあり、半年間にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出てもおかしくない状態であったことが明らかになった。廃炉のメドは立たず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いている。避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康被害も出ている。東京電力の決意表明は空文句にすぎない。東京電力は原子炉を設置し、その運転を遂行することができるとしても事故発生後に的確に対応できる技術的能力があるとは言えない。東京電力に原発運転の資格はない。</p>
1101E 10	<p>パブコメ p1 から 4 東電に柏崎刈羽原発の運転の適格性は全く無い。福島第一原発事故による、汚染水対策を見ただけでも東電の体質は事故後も変わっていない。空、海、大地 の環境汚染や、あらゆる命への外部内部の被曝の防止や救済、廃炉、賠償など、膨大な難問題を最優先にすべきである。殊の外重大なメルトダウンを隠蔽し、2ヶ月も後に発表した事で多くの被曝を招いた。そんな東電が実態もなく反省しただけで原発を運転する適格性が有るとは規制委員会の言うこととは思えない。ドイツの様に五重に安全対策を取っていたところですから、原発は非倫理的だとして、脱原発に舵を切った。コアキャッチャーも無い。安全対策を優先すると宣言だけして、安全確保の実態が無いのだから、適格性は無い。20mSv / 年の所に人が住めば将来どうなるかをチェルノブイリに学ばなくとも、福島の子供達の甲状腺癌発生や、全国的な病人の増加で分かるはず。東電ばかりか、誰も、原発を運転する適格性は有していない。p37 から 地元専門家グループにより、敷地直下が活断層であるとの可能性が有るのだから、検討すべきであり、東電が約 20 万年前の断層だと評価する事には根拠がない。地球は火の玉を内包し、しかも、地震の巣である日本には原発が絶対安全な場所は1つも無い。世界を調べれば事故の確率はとても高い。確率が低いと偽って、経済を優先するのは間違っている。国際的にも緊張状態が酷くなった今、又、いつ、どんな原因で過酷事故が起きるか、時間の問題の様な気がして、生きた心地がしない。もう、絶対、安全神話は許されないのに、もう、亡霊の様に立ち現れんとしている。しかも、3.11 原発事故で 原発がコストが最も高い事が判明し、東電は公的資金の注入を要求したのだから、経済的基盤も無いのである。p48 から 65 対津波設計方針が間違っている。1～4号機の燃料プールには使用済み核燃料が入っており、絶対に、冷却機能が失われてはいけぬのに、1から4号機側の防潮堤は津波による液状化で損傷し、1から4号機とその周辺が水没する恐れが、解析によりわかった。東電が緊急時対応所を5号機内に作る事にしたのはその証拠。p461 から 緊急時対応所は免震性が無い上に、5号機内というのは、6,7号機に近すぎるので、いざという時に役に立たない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 11	<p>審査書案 4 2 ページの ( 1 ) 敷地周辺の既往津波及び痕跡高についての文献調査の結果、・・・の部分について思ったのですが、「津波高は最大でも 3 m 程度」という文言を見ると（この表現は技術的・科学的ではありませんが、）あまりの低さに、福島と同じ危うさを感じずにはられません。以下、技術的・科学的意見に戻りますが、調査範囲を敷地周辺に限定しているようなのですが、地球儀やグーグルマップで日本海を見ると、太平洋側の例えばハワイ島で生じる津波と同じような津波が日本海で生じるとは思えませんが、日本海の沿岸部であれば、例えば、韓国、北朝鮮、ロシアの海岸で過去に生じた最大津波程度のものは、新潟県で生じてもおかしくはないように思われますので、調査範囲を敷地周辺に限定するのは、あまりよくないと思われれます。福島の津波の想定ミスの反省からも、もう少し、徹底して調査しておく方がよいと思われれます。東北には「ここより下に家を建てるべからず」という碑が立っていたと聞きます。発電所の敷地周辺に碑がなくても、海底や沿岸の地形から、その碑の高さに至るような大津波が生じた時に、発電所敷地周辺ではどの程度の高さになるかなどは、今なら、模型実験とか、シミュレーションなどで容易に算定できると思われれます。なので、日本は勿論ですが、韓国、北朝鮮、ロシアの日本海の沿岸に沿って、すべて、昔の人たちが残してくれた、碑などないか、古文書なども、現存するすべてを調査して、少なくとも、過去に生じていた痕跡の残る最大津波の調査は、漏れのないようにしてほしいと思います。Web で検索しても、（湾内なので高くなると思われれますが、）標高 4 0 m まで来たという京都の波せき地藏堂などの碑があるようです。新潟県も能登半島とか、佐渡島があり、狭くなっているので、波の高まる要因にもなると思われれます。先人の人たちが、私たちのために残してくれた碑とか古文書で、残っているものを見つけ漏らすことのないような調査の仕方としては、ローラー作戦でとにかくすべての場所を、もれなく調べるしかないと思われれます。場所をもれなくリストアップ後は現地へ人を派遣して調査することになるとは思いますが、近年では、ドローンとか、レーザー計測とか、AI による画像認識などの技術もありますので、建造物の碑とか、古文書のある神社仏閣などの場所は、効率よく、探索することはできると思われれます。</p>
1101E 12	<p>&lt; 確認結果(案)の記載 P2 &gt; 経済性よりも安全性を優先することが明確になった。(意見) 「経済性よりも安全性を優先することが明確になった」というが、その根拠・判断基準がなにもない。事故の費用負担について東京電力は、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。東京電力に経理的基礎もない。</p>
1101E 13	<p>東京電力による柏崎刈羽原発の再稼働に反対します。理由は東日本大震災による福島原子力発電所の廃炉に手が付けられない会社に原発をコントロールできる責任を負わせられないからです。福島ではメルトスルーして手がつけられない状態なのに、なぜ他の原発の再稼働を許せるのでしょうか。</p>
1101E 14	<p>&lt; 審査書案の記載 P407～P409 &gt; 発電所外への放射能拡散を抑制するための設備及び手順等(意見) 高濃度汚染水の放出防止・拡散防止策がない。(理由) 基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としている。これに対する東京電力の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすというだけで、格納容器下部の破損による原子炉冷却水の流出と、それが汚染水という形で、施設外への放射性物質の異常な水準の放出をもたらす事態について対策はなく、適合性審査で検討もされていない。東京電力が海洋への放射能拡散防止対策として設置する設備に挙げているのは放射性物質吸着剤、汚濁防止膜/シルトフェンス等であるが、これは放水砲の水の拡散防止対策であり、熔融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできない。福島第一原発では、汚染水がいまでも発生し続けているが、規制委は、再稼働のための審査よりも汚染水対策を優先すべきである。</p>
1101E 15	<p>4 0 7 , 4 0 9 ページ。福島事故で現在も高濃度の汚染水の発生があり対応に苦慮しているところです。にもかかわらず柏崎刈羽原発の審査に全くそれが反映されていない。汚染水発生と漏出に対する対策も審査すべきです。柏崎刈羽原発の地下水は福島以上の量です。</p>
1101E 16	<p>&lt; 審査書案 P73～P79 &gt; 火山影響に対する設計方針(意見) 火山灰濃度基準の強化が反映されていない(理由) 規制委は現在、火山灰(降下火砕物)の影響評価に用いる火山灰濃度について、従来の 100 倍規模に引き上げ、非常用ディーゼル発電機については、2 系統の機能維持を要求する規則改定案を提示しているが、柏崎刈羽原発の審査には反映されていない。新しい基準による審査もせずに許可すべきではない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 17	<p>37から39ページ。活断層について。申請者東電の説明を鵜呑みにしてい、精査していないことは引用論文のミスにも気づいていないことから明らかである。地元専門家グループ柏崎刈羽原発活断層問題研究会の意見を真摯に検討すべきだ。</p>
1101E 18	<p>確認結果（案）別添1の4．不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施する記載がありますが、そうならば、原発の運転中にミサイル等が飛んでくる場合も考えておいた方がよいと思います。ミサイル爆発で被災し、放射性物質が飛散している状況の中でも、被災の程度にもよるが、原子炉運転中の場合は、被害を最小限にする為、速やかに原子炉を止め冷却は続ける運転操作は必要になると思われます。その為、ミサイルが飛んでくる中でも、安全に、被災の終息ができるよう、発電所の近くに安全なシェルタを設け、運転員の人たちはシェルタ中から遠隔にて複数台のロボットを操縦し、必要最低限の発電所の運転操作が行えるようにしておいたほうがよいと思います。又、放射性物質の飛散している環境の中、被災状況によっては、遠隔操作よりも、さらに細かな操作が必要になる場合もあると考えられるので、鉛で防護したパワーアシストスーツも複数セット用意しておき、ミサイルの危険はなくなったが、まだ、放射性物質が飛散している環境の中で出動できるようにして、汚染拡大防止の観点からも発電所の被災をできるだけ早く終息できるようにしておいた方がよいと思います。一方、避難する側からみた場合、福島ではSPEEDIが有効利用されなかった反省から、発電所から放射性物質の飛散する恐れのある範囲では、所々に、頑強な防護シェルタ内で防弾ガラスからモニタが見えるようにして、風向きとか、SPEEDI等の汚染リスク予測が、一目でわかる表示装置を設置してほしいと思います。平成26年の原子力規制委員会のSPEEDIの運用について」は見ました。いつどの程度の放出があるか等を把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、SPEEDIは使用しない。」というような結論になっているようですが、最近ではドローンなどで、すぐに被災現場の上空の線量、風速等の情報収集はできると思われます。又、多少の誤差があっても、いろいろなシミュレーションを行い、全部の結果を重ねて、確率分布マップで、より安全と思われる逃げる方向が（ミサイルが飛んでくる中の避難でも）見られるようにしてほしいと思います。もし計算結果が間違っていたら非難を浴びるから、使いたくないという場合は、気象情報の風向きだけでも、そのまま表示するようにしてほしいと思います。有事の時は、民間のスマホやインターネットの設備も被災する恐れがありますので、有事の防災関係情報の収集と伝達はシェルタの中で防護された計算機と専用防災無線を使って、電力は各々の表示装置内のバッテリーで自立させ、民間設備とは別に完全自動で行われるように整備してほしいと思います。不確実・未確定な段階でもリスクに対して取り組むという点から言えば、トモダチ作戦のドナルドレーガンも汚染・被ばくしたように聞きますので、被災時に救助に来る、海保、消防、自衛隊等の船や装甲車やヘリコプター等も除染しやすいように表面処理を施して、すべての隊員服には小さなTLD（熱蛍光線量計）を縫い付けておくのもよいと思います。そして、究極のリスク回避としては、現在の原発は早めに廃炉にして、ミサイルで狙われるリスクをなくすことと思われます。地球温暖化と安全保障の観点からは、統計データから見るとエネルギー消費の約1/4は冷暖房のように思われますので、断熱をほぼ100%にした究極のエコ技術のハウスを合理的に大量生産できる技術確立し、家庭と業務用にどんどん普及させれば、過去の原発分相当のエネルギー需要は削減可能と思われます。究極のエコ技術のハウスは、産業としても大きな産業になるので、世界へもガンガン輸出すれば、EVショックとも言われていますが、たとえ自動車産業が厳しくなった場合でも、それに代わる、それ以上のすそ野の大きな輸出産業になる可能性もあると思われます。そして、長期的には、SF映画ではないですが、大きな隕石が地球と衝突する軌道で接近するような場合は、軌道を変えるために、世界中の核弾頭を使う必要な場合もあると思いますので、核をなくすのではなく、地下岩盤の掘削技術、人工岩盤の製造技術確立し、究極の断熱技術も使って、地下の頑強な岩盤+人工岩盤の空間に原子力発電所、再処理工場、高速増殖炉等を作って、地下岩盤空間内で、水、ナトリウム、空気など循環再利用する技術も確立し、万一、事故が起きて地上とは隔離されて地上へ影響を与えることはなく、爆撃を受けても、岩盤で守られる、地下で隔離された核燃料サイクルを実現するのもよいと思います。地下空間で廃炉と新設を延々繰り返しますが、万一、途中で、大事故を起こしてしまった場合には、オンカロのように、放射線が低くなるまで、そのまま隔離しておくこともできると思います。</p>

## パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理番号	意見全文
1101E 19	東京電力柏崎刈羽原発 6、7号機の設置変更を許可することに反対します。そもそも、東電には、原発を運転する資格がありません。あれだけ大きい事故を起こしておきながら、責任者は未だに、誰も処罰されないままです。事故の終息はいつになるか誰にもわからない状態です。そして、終息の費用と、事故の賠償費は全て税金で補填されています。こんな会社に再び原子力を扱う資格はありません。こんなことが許されれば、他の電力会社に、「たとえ過酷事故を起こしても国が全て救ってくれるから、会社が潰れることはない。心置きなく、原発を続けられる。」という、とんでもないメッセージを発することになります。そして「原発事故の被害を被るのは、我々、国民、事故のコストを負担するのも、やはり国民。事故を起こして、甚大な被害をもたらした電力会社は、何のお咎めもなく、存続していく。」という状態が固定化されます。まさに暗黒です。こんなことは、決して許してはなりません！あなた方は是非、「東電には今後原発を稼働させる資格がない。」という一点で、許可を与えないよう、頑張ってください。よろしく願います。
1101E 20	避難計画が審査の対象になっていないことは規制委員会の目的に反している。審査対象とすべきだ。
1101E 21	東電に運転の資格はない該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。
1101E 22	福島から学んで下さい。まだ全然収束してませんよ。
1101E 23	フォーブスマガジンにも載りましたように、柏崎原発は北朝鮮との不安定な政治・外交状況によりテロなどの攻撃の対象に最もなりやすい原発です。原発の再稼働は、危険な放射性物質の扱いと未熟な原子力技術に頼らざるをえないため大変危険な行為です。日本政府は、2011年の福島第一原発の事故からへの早急なエネルギーシフトを未だに実現できておりません。一刻も早く原発事故の責任を認め、柏崎原発の再稼働を中止にしてくださいませよう願います。
1101E 24	柏崎刈羽原子力発電所の再稼働には絶対反対です。東京電力の態度がいいから許可なんて、あまりにも被災者を馬鹿にした話です。福島の処理もまったく目処が立っていないのに凶々しいにもほどがあります。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 25	<p>111-5「発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止」及び111-14「安全保護回路」に関して。（意見）111-5には「3. 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。」また111-14では「安全保護系は、通信状態を監視し、送信元、送信先及び送信内容を制限することにより、目的外の通信を遮断した上で、通信を送信のみに制限することで機能的に分離する設計とする。」と記載しているが、この程度の防御策でサイバーテロを防ぐことが可能なのか、過去のサイバーテロの事例を基に再度検討していただきたい。（理由）情報システムは、外部からのアクセスを遮断するだけでは、新規稼働あるいは変更に対応できない。使用していく上では必ず何らかの形での更新が必要となり、その際には受信（あるいは入力）作業が必要となる。サイバーテロのように悪意ある侵入を行うのであれば、そのような場合を狙って、内部に協力者を作り、USBメモリーなどの外部媒体を使って侵入することも考えられる（過去にいくつも事例がある）。また、イントラネットに接続されることを期待して従業員の所有するスタンドアローンのPCにウィルスを仕込み、内部に侵入する機会をうかがうことも考えられる。記載されているようなセキュリティ管理程度では外部からの悪意ある侵入を防止できないと考える。111-14「安全保護回路」に関して。（意見）「安全保護系は、固有のプログラム言語を使用し、一般的なコンピュータウィルスが動作しない環境となる設計とする」と記載しているが、「固有の」の意味が不明である。「固有の」が、柏崎刈羽原発固有の、ということであれば、以下の理由から非現実的と考えられる。さらに、コンピュータウィルスからの防御をプログラムの固有性で解決しようとする根拠を明確にいただきたい。（理由）長期にわたる維持管理（システムメンテナンス）を考えれば、柏崎刈羽原発だけに使われる、閉じたシステムや言語体系を維持管理していくことは、供給する側も維持管理する側も多大なリスクを抱えることになる。また、このような閉じたシステムや言語体系によって開発されたシステムや言語体系は、当然のことながら多くのバグを抱えており（初期不良）、そのための危険性も増大する。上記意見は、川内原発に関するパブコメでも提出したが、貴委員会は「安全保護系に使用するプログラムは従来から使用実績があるものであり、検証及び妥当性確認がなされたソフトウェアを使用していることを確認しています（P133）」と回答された。しかし、これは「固有の」と書かれていることと矛盾するのではないか。「固有のプログラム言語」を使うことによって、「一般的（この意味もよく分からないが）なコンピュータウィルスが動作しない環境」を作ろうとしている、と解釈したが、それが「従来から使用実績があるもの」であれば、いよいよコンピュータウィルスには対応できないのではないか。もちろん、サイバーテロに使われるコンピュータウィルスは国家レベルで開発していると考えられるし、であれば「一般的」なものなどないだろう。従来型のコンピュータシステムであれば、どのように特殊化・固有化してもウィルスをもぐりこませることは可能であると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
1101E 26	<p>毎日、電気を安心して使うことができ、ありがとうございます。こうして電気の恩恵を毎日受けている身ですが、柏崎刈羽原発の再稼働には反対です。10月より国立新潟病院に入院しています。数キロ先に原発が見え、病院のそこかしこに原発事故が起きた時の対策がなされ、玄関ロビーにはモニタリングの数値を示す大きな画面が設置されています。「空調がしっかりしているので、窓は絶対開けてはいけません」としつこいほど入院時の説明がありました。窓には、「原発事故時は特に開けないでください、窓からできるだけ離れてください」との案内も貼ってあります。起きうる可能性を考えての対策には頭が下がり心強いものを感じますが、福島原発の事故を体験した国民としては、事故が起きてしまったら、これらの対策（努力）は役に立たないだろうと思ってしまいます。再稼働していなくても、使用済み核燃料がプールされているので、今でもリスクは高いです。ましてや、なぜ、地震も多い地域の原発をあえて今、再稼働させるのでしょうか？「東電の再建を担う」と聞きますが、なぜ、この上ないリスクを一地域に負わせるのでしょうか？柏崎原発が事故になった場合の対処はできるのでしょうか？福島原発の事故の6年たった今をみても、見捨てられると思わざるをえません。私は、家族の事情で来年には御前崎市民になります。ですので、浜岡原発のことは長年気にかけてきました。そして、日本中どこに暮らしても原発の事故のリスクがあることはよくわかりました。ただ、柏崎原発の再稼働の是非は、これからの日本の原子力の方向性を握っている大きな節目だと感じています。是非、是非、国民の命・生活を視点に再稼働の可否を決めていただくようお願いいたします。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 27	<p>パブコメ p1 から 4 東電に柏崎刈羽原発の運転の適格性は全く無い。福島第一原発事故による、汚染水対策を見ただけでも東電の体質は事故後も変わっていない。空、海、大地 の環境汚染や、あらゆる命への外部内部の被曝の防止や救済 、廃炉、賠償など、膨大な難問題を最優先にすべきである。殊の外重大なメルトダウンを隠蔽し、2ヶ月も後に発表した事で多くの被曝を招いた。そんな東電が実態もなく反省しただけで原発を運転する適格性が有るとは規制委員会の言うこととは思えない。ドイツの様に五重に安全対策を取っていたところですから、原発は非倫理的だとして、脱原発に舵を切った。コアキャッチャーも無い。安全対策を優先すると宣言だけして、安全確保の実態が無いのだから、適格性は無い。20mSv / 年の所に人が住めば将来どうなるかをチェルノブイリに学ばなくとも、福島の子供達の甲状腺癌発生や、全国的な病人の増加で分かるはず。東電ばかりか、誰も、原発を運転する適格性は有していない。p37 から 地元専門家グループにより、敷地直下が活断層であるとの可能性が有るのだから、検討すべきであり 、東電が約 20 万年前の断層だと評価する事には根拠がない。地球は火の玉を内包し、しかも、地震の巣である日本には原発が絶対安全な場所は1つも無い。世界を調べれば事故の確率はとても高い。確率が低いと偽って、経済を優先するのは間違っている。国際的にも緊張状態が酷くなった今、又、いつ、どんな原因で過酷事故が起きるか、時間の問題の様な気がして、生きた心地がしない。もう、絶対、安全神話は許されないのに、もう、亡霊の様に立ち現れんとしている。しかも、3.11 原発事故で 原発がコストが最も高い事が判明し、東電は公的資金の注入を要求したのだから、経済的基盤も無いのである。p48 から 65 対津波設計方針が間違っている。1~4号機の燃料プールには使用済み核燃料が入っており、絶対に、冷却機能が失われてはいけ無いのに、1から4号機側の防潮堤は津波による液状化で損傷し、1から4号機とその周辺が水没する恐れが、解析によりわかった。東電が緊急時対応所を5号機内に作る事にしたのはその証拠。p461 から 緊急時対応所は免震性が無い上に、5号機内というのは、6,7号機に近すぎるで、いざという時に役に立たない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 28	<p>審査書（案）の 477 から 481 頁に、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応の審査結果が記載してある。それには、重大な審査漏れがある。9.11 のように数分後に衝突する航路をとる大型航空機などが発見された場合や、Jアラートのように、弾道ミサイルの弾頭着弾や破片の落下が予測され大規模損壊が発生が予測される場合には、原子炉のスクラム緊急停止が必要である。しかし審査書（案）では、スクラム緊急停止手順の「故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム」での有効性審査が記されておらず、審査していない。素直に読めば、大型航空機の衝突が予測される場合やJアラートで弾道ミサイルの弾頭や破片の落下が予測される場合にスクラム非常停止をする手順は明確にはない。スクラム緊急停止はしないと読める。6、7号機が定格運転・熱出力 392.6 万 k w の運転を継続して、「故意による大型航空機の衝突やミサイル着弾その他のテロリズム」が発災して大規模損壊が生じてから損壊に応じて対応する手順である。だから、（1）故意に衝突する航路をとる大型航空機などが発見された場合や、Jアラートのように、弾道ミサイルの弾頭着弾や破片の落下が予測され大規模損壊が発生が予測される場合には、原子炉のスクラム緊急停止を行うか、否かを明確に定める。（2）スクラム緊急停止を行うならば、「故意による大型航空機の衝突や弾道ミサイル着弾その他のテロリズム」でのスクラム緊急停止手順の有効性を審査が必要だが、審査書（案）にはないから審査をやり直すべきである。（3）スクラムせずに大規模損壊が生じてから損壊に応じて対応する手順をとるならば、放射能放出がテロ発災から何分後かを、事前に評価検討しておく必要がある。規制委員会は、それを審議していない。審査をやり直すべきである。大規模損壊だから「原子炉の非常停止が必要な場合」である。大型航空機の衝突や中距離弾道ミサイル着弾では、6号機原子炉建屋の隣にある6号機/7号機中央制御室は損傷していると予想・想定される。他の原発では中央制御室は、タービン建屋や原子炉建屋付属棟にあるが、6号機/7号機では合同の中央制御室が6号機原子炉建屋の隣のコントロール建屋にある。損傷していると予想・想定される。中央制御室損壊により「制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができない」蓋然性が高い（後で詳述）。「原子炉を停止できない又は停止を確認できない」状態は、止める・冷やす・閉じ込めるの1丁目1番地ができないのだから当然に全面緊急事態になる。原子力規制委員会の原子力災害対策指針では、緊急時モニタリングの準備、要配慮者の避難等の防護措置の準備を開始する警戒事態、その警戒事態を経てPAZ内の要配慮者の避難を実施する施設敷地緊急事態に至り、施設敷地緊急事態を経てから全面緊急事態に至る設定、シナリオである。「故意による大型航空機の衝突やミサイル着弾その他のテロリズム」では警戒事態、施設敷地緊急事態がなく、緊急時モニタリングの準備や避難等の防護措置の準備時間無しに、いきなり直ぐに全面緊急事態になる。原子力災害対策指針には「これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおり発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。」とある。「故意による大型航空機の衝突やミサイル着弾その他のテロリズム」発災は、指針には明確に示されていない全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合の原子力災害対策を検討することになる。続く</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 29	<p>対象箇所 2 発電所用原子炉の設置及び運転のための技術的能力 4. 品質保証活動体制 (2) 設計及び工事並びに運転及び保守に関する品質保証活動 . . . 調達する場合には、供給者に対して要求事項を明確にするとともに、重要度に応じて管理を行い、試験及び検査等により調達する製品等が要求事項を満足していることを確認する。意見神戸製鋼所はパンフレット「神戸製鋼グループの原子力技術と製品」のなかで、原発に納入した自社製品の品質を誇っている。原子力産業に貢献する神戸製鋼グループの「オンリーワン」として「. . . 原子力産業はエネルギー供給の中核として、今後益々その重要性を増し、より一層の信頼性、安全性の確保が求められます。神戸製鋼グループは、この分野においても「ものづくり力」を発揮し、独自の特色ある「オンリーワン」を追求し、これらを通じてグローバルな社会貢献を目指していきます。 . . . 神戸製鋼グループは、原子力発電所向けに原子炉機器を供給しています。13,000 トンの大型水圧プレス等の充実した設備を使用し、発電・石油精製・化学等の多様な機器製造を通して蓄積された加工・溶接・組み立て技術を活かして、厳しい品質管理のもとで . . . 高い効率が得られる湿分分離加熱器(MSR)等の熱交換器類を製作しています。電力設備を少しでも長く使用するために高経年化した原子炉のリハビリニーズが高まってきており、当社の原子炉機器はこうしたリハビリにおける電力供給の信頼性確保のみならず省エネルギーにも貢献しています。」しかるに、神戸製鋼所では10月上旬、「製造したアルミ・銅製品の一部に関する不適切な行為について」を発表し、意図的に材料試験や数値計測のデータを改ざんし、その製品がとんでもない不良品であったことを自白している。その後、品質自主点検の妨害行為、米国司法当局からの書類提出要求、マテリアル銅管におけるJIS表示認定取り消し . . . と、問題が続出し、品質の不良がつぎつぎと明らかになっている。今後世界中からどのような要求、賠償が求められるかも分からない国際的な一大不祥事である。これに対して、規制委員会はなにも反応していないとは驚きである。本審査書を直ちに撤回しこの原発に使用されている神戸製鋼所製の部材すべてについて直ちに再調査すべきであることは誰の目にも当然なことである。もしこの問題を無視して審査書を通すなどと言うことがあれば、国際的にこの日本の原子力規制委員会は不信を買い、軽蔑され、何を言っても相手にされなくなることは必定である。直ちに神鋼製品をすべて洗い出し、その検査成績書と照合し、成績証明が信用できないものであった場合は、同部品を正しい品質の部品に交換してから審査書を出すべきである。これは日本国の技術上の信用、信頼性が掛っている。そんなことはこれを読めば誰でも否定出来ないでしょう。俗に言えば「恥を知れ」-原子力規制庁全員に責任である。</p>
1101E 30	<p>・東電はこれまで廃炉の実績が無いではありませんか。・免震性や津波対策、活断層も不安だらけです。原発は所詮人知が及ばないのに、稼働を急ぐがあまりのパブコメ募集となっています。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 31	<p>201711010000456288 の続き原子力災害対策指針では、全面緊急事態では「国及び地方公共団体は、P A Z 内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Z 内においても、P A Z 内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。」としている。当然である。少なくとも、放射能放出までは P A Z 内では安定ヨウ素剤が服用され、避難が開始されてなければならない。原子力災害対策指針は「図 1 防護措置実施のフローの例」で、全面緊急事態から数時間程度置いてから放射能の放出が起こる設定である。P A Z 内ではその数時間内に安定ヨウ素剤服用や避難すると図 1 はなっている。柏崎市市街地、長岡市や十日町市など U P Z は、その数時間は緊急時モニタリングの結果、その被爆線量の計測値が O I L（運用上の介入レベル）を基準にどれ位かで避難などの措置を実施することに図 1 はなっている。しかしテロ発災時には、緊急時モニタリングの準備を開始する警戒事態の時間がないから準備できずモニタリングは出来ず、O I L（運用上の介入レベル）で柔軟に避難やヨウ素剤配布などを実施することは発災当初はできない。だから、放射能放出がテロ発災から何分後かを、事前に評価検討して、それで算定された放射能放出時刻までに P A Z 内では安定ヨウ素剤服用、避難開始、U P Z では配布や服用を、国及び地方公共団体が終えてことが原子力災害対策では必要である。終えているように事前に国及び地方公共団体が計画・準備するために、放射能放出がテロ発災から何分後かを、事前に評価検討する必要がある。また、大型航空機の衝突や中距離弾道ミサイルでのテロリズムで発生した大規模損壊の程度を、把握するには時間がかかる。各種計器の損壊やプロセス計算機など計測結果を集約し伝達するシステムの損壊や中央制御室の損壊、外部にあるモニタリングポストなど計測機器の損壊によって格納容器や圧力容器、炉心の状態状況把握には時間がかかる。「原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。」と原子力災害対策指針では、定めているが、事業者が損壊により報告や通報を適時的確にできないだろう。そうした場合には「国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。」（原子力災害対策指針）国の責務である。規制委員会など国の責務である。この責務をどのようにして、担っていくのかも、審議されていない。必要な審議、審査を尽くしていない。規制委員会は、原子力防災に関しては原子力災害対策指針を出しているが、災害の形態や種類ごとに原子力防災計画に必要な推定放出見積もり量や放出時刻・時間などを、炉ごとに個別に審査し示して貰わなくては、各地方自治体のたてる原子力防災計画の実効性が担保できない。単なる作文に堕してしまう。9.11のように故意に衝突する大型航空機や、「アラートのように中距離弾道ミサイルの弾頭着弾や破片の落下で発生する大規模損壊では、「制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができない」蓋然性が高いとした理由。テロリストから見て、6、7号機に重大なダメージを与えようとするならば、6、7号機共用のコントロール建屋にある中央制御室を標的とするのが合理的である。定期点検でどちらかの炉が休止中でも、共用中央制御室を破壊すれば、運転中の炉にダメージを与えられる。分厚いコンクリートに囲まれる格納容器内の圧力容器は物理的破壊は困難でも、それに比べればはるかに薄い壁や天井で覆われているので脆弱である。原子炉建屋やタービン建屋、冷却海水取り込み用施設などの各種の施設が周辺に集中しているから大型航空機を衝突させた場合は両翼にあるジェットエンジンなどが重大なダメージ、損壊を与える。中距離弾道ミサイルは半数命中半径100～250mとすると、10発ほど着弾する。中央制御室に命中しなかった物で損壊を与える。だから、コントロール建屋にある中央制御室が標的とされ、大型航空機の衝突や中距離弾道ミサイル着弾では、6号機原子炉建屋の隣にある6号機/7号機中央制御室は損傷していると想定される。またタービン建屋も損壊していると想定される。続く</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 32	<p>201711010000456291 の続きタービン建屋の損壊で原子炉からのタービンへの主蒸気配管の隔離弁が全閉される。また原子炉建屋が重大なダメージを受けるから、制御棒挿入の機構も損壊し、核分裂反応停止のための制御棒が全く挿入できなかつたり、半分位とか4分の3とか挿入できないことが想定される。中央制御室内ある制御機能は損壊するだろう。特に中距離弾道ミサイルでは、弾頭の運動エネルギー、損壊をもたらすエネルギーが戦艦大和の主砲の装甲弾の66～100倍あるから、建屋内の諸施設は物理的に損壊しているだろう。中央制御室が損壊するから、制御棒の挿入操作や停止したことを確認することができない。中央制御室の代替となる5号機緊急時対策所も、飛散する破壊された施設部材や弾頭破片で損傷しているだろうから、制御棒の挿入操作や停止したことを確認することができない。緊急時対策所に関しては、別稿 201710230000455133 を参照。審査書（案）の「4-1.2.1.5 原子炉停止機能喪失」192～199頁で「主蒸気隔離弁閉+原子炉停止失敗」の場合の事業者・東京電力の対策を規制委員会は審査し、事業者の対策が炉を停止させる「有効なものであると判断した」と書かれている。その事業者対策は最終段階（196頁のd.）では約11分後に、ほう酸水注入系を「中央制御室より手動にて操作する。」その注入されたホウ酸が中性子を吸収して「中性子束は徐々に低下して、原子炉は未臨界状態に至り」、核分裂連鎖反応は停止とある。6号機/7号機中央制御室は損傷していると想定される。従って中央制御室にいる運転員が手動で起動操作する「ほう酸水注入系」には期待できない。ほう酸水による核分裂連鎖反応の停止は、期待できない。このように、「制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができない」蓋然性が高い。また、数時間後には放射能放出されていると考える。施設損壊にも拘らず炉への注水が継続し炉心の上に水があると、核分裂連鎖反応も継続する。炉心が冷却水中にあるから燃料損傷・燃料溶融・メルトダウンにはならない。核分裂連鎖反応で発生する熱、6、7号機の定格運転・熱出力 392.6 万kw位の熱は、格納容器内のサブプレッションプール・圧力抑制プールのプール水が吸収する。それで、段々と格納容器圧力や温度が上がる。格納容器が耐えられる限界まで、どれ位の時間がかるのだろうか。数時間だろう。数時間後には格納容器の過圧過温破損で、放射能混じりのBWRの水蒸気が環境中にでる。ベントフィルター設備があるが、原子炉建屋からベントフィルター設備への送気配管の破損などで機能する事は期待できない。格納容器の過圧過温破損になるだろう。損壊で炉注水が途絶えた場合には、核分裂連鎖反応で発生する熱で冷却水は沸騰し炉水位は低下する。冷却水は減速材でもあるから、冷却水がなくなった上部部分の核分裂は停止する。冷却水がある下部では継続する。崩壊熱や核分裂の熱の伝熱で、上部では核燃料が加熱され高温化が進む。高温化した核燃料棒は、被覆管のジルコニウムと水蒸気の反応で、発熱と水素ガス発生がやがて、燃料損傷・燃料溶融・メルトダウンとなる。その熱や水素ガスで格納容器は高圧高温化し、過圧過温破損に至る。メルトダウンに関する研究では、スクラムには成功するが炉への注水が無い場合は約6時間で、メルトダウン、プルームの放出に至る。（JNES「平成18年度シビアアクシデント晩期格納容器封じ込め機能の維持に関する研究報告書」を参照）これから、スクラム・原子炉停止失敗しかつ炉注水なしでは約0.5時間ほどで燃料損傷・燃料溶融・メルトダウン・格納容器の過圧過温破損で放射能放出になると私は考える。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 33	<p>3 - 1 地震による損傷の防止（11頁）基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要棟がない以上、許可すべきではない。免震重要棟は、中越沖地震の際に、新潟県の要請を受けて、東電が柏崎刈羽原発3号機近くに設置したものである。地震による事故時の指揮所が免震構造でなければならないことは、福島第一原発（F - 1）事故の大きな教訓であった。基準規則61条は、指揮所となる緊急時対策所として「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと」を要求している。緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことであり、安全サイドでは免震機能が必須と申請者に指示すべきである。4 - 1 . 2 . 2 格納容器破損防止対策（212頁）「格納容器破損防止対策の評価項目」の中に「周辺の公衆に対して放射線障害を与えないこと。そのめやす線量を敷地境界での全身に対して100mSvとする。」を追加すべきである。柏崎刈羽原発6・7号機は中越沖地震の際に設計時の基準地震動を超える地震力を受けて、建物・構築物及び設備・機器にはさまざまな損傷が生じたという経験がある。規制委員会は柏崎刈羽6・7号機に関して中越沖地震による損傷個所の補修計画の実施状況、補修効果による耐震特性への影響評価などについて綿密に審査すべきである。もし女川3号機におけるような原子炉建屋に顕著な剛性低下があれば、設置変更許可申請書添付書類八に記載されている基準地震動に対する各種床応答スペクトルの信頼性は失われることは明らかである。4 - 1 . 2 . 2 . 1 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（213～219頁）本格納容器破損モードの対策の有効性評価として低圧代替注水系（常設）代替格納容器スプレイ系（常設）及び代替循環冷却系（常設）を考慮しているが、これらは耐震Bクラスの廃棄物処理建屋に設置された耐震Bクラスの復水移送ポンプと復水貯蔵槽を使用する設備であり、設備を構成する機器、配管及びそれらを収容する建物は、代替される本設の低圧注水系、格納容器スプレイ系、残留熱除去系と同じ設計基準地震動に対して必要な機能が損なわれない耐震Sクラスでなければならないことは明らかである。従って、代替設備に耐震Bクラスの設備機器と建物を使用することは規則違反である。従って重大事故等対処設備として位置づけることは設置許可基準規則に反している。4 - 1 . 2 . 2 . 4 水素燃焼（238頁）ドライ条件での酸素濃度が基準を超えているので認められない。格納容器破損防止対策の判断基準（212頁）には、「(f) 原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること。（ドライ条件に換算して水素濃度が13%以下又は酸素濃度が5%以下であること。）」と定められている。この判断基準に照らし合わせると、ドライ条件に換算したドライウェル内の酸素濃度がドライ条件に換算して5%を上回っていることは、明らかに判断基準を超えていることになる。申請者はウェット条件では5%に達していないから水素爆轟の問題はないとし、それを規制委員会が容認していることは、規制委員会が定めたドライ条件に換算のもとでの判断基準を無視しており不当である。4 . 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力（231頁等）格納容器への水張りでなく、先進国では世界水準となっているコアキャッチャーの設置を義務付けるべきである。柏崎刈羽原発6・7号機において格納容器下部に注水して、溶融炉心を落下冷却するという対処で十分としているが、これは重大事故等対処施設になっていない。従来の「水蒸気爆発防止；下部DWへの事前水張りの禁止」[1]という認識からも真逆の安全対策であることが分かる。諸外国が対処設備として採用しているコアキャッチャーの設置を日本においても義務付けるべきである。4 - 4 . 1 8 緊急対策所及びその居住性等に関する手順等 p . 4 5 0 緊急対策所は免震構造でなければならない再稼働前に設置するよう指導すべきである。福島第一の事故において免震機能のない部屋では的確な判断、及び処置はできなかつたであろうと申請者自身が経験を通して公表している。従って免震性こそが居住性の必要条件として要求すべきである。</p>
1101E 34	<p>福島第一原発の廃炉や賠償などの問題はまったく終わっていません。東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はないです。再稼働には大反対です。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 35	<p>柏崎刈羽原発 6.7 号機の再稼働は絶対に認められない。貴委員会が合格とした根拠について全く納得できない。単なる機器の審査の問題ではない。私は柏崎刈羽原発の周辺を何度も車で走るが、誰もが容易に侵入できる無防備な警備状況に呆れる。テロに対し全く無防備ではないか。欧米の原発審査基準には飛行機の墜落に耐えられる対策があると聞く。日本の原発には聞いたことがない。使用済み燃料プールに飛行機の墜落さえ想定されていないのではないかと。ましてや政府が危機を煽っている北朝鮮のミサイルへの対策はゼロであろう。それよりも何よりも 6 年半以上経った福島の実状を凝視していただきたい。私は昨年、未だに自由に人が立ち入れない双葉、大熊、富岡の 3 町を見て回った。立派な新築したばかりの家にも人影はない。お墓は倒れたまま。ここに暮らしていた 8 万人近い人々が故郷に戻れない。これは明らかに原発事故によるものである。飯館、浪江、楢葉の町村の人々には復興を装うために避難を解除し、補償を打ち切る。この惨状を規制委員会は審査の対象としないのか。貴委員会は元々独立した機関として設立され、機器の安全ではなく、国民の安全を任されたのではないのか。福島原発事故の真の事故原因の検証もないまま、原発の再稼働を認め、最悪にも事故の当事者である東京電力という無責任企業に関わる柏崎刈羽原発まで再稼働を認めようとしていることは狂気の沙汰としか言いようがない。この会社のデタラメぶりは周知の事実である。この企業の無責任体質は 02 年のデータ改ざんに始まり、つい最近では免震重要棟の事実隠しである。平気で嘘をつき、事実を隠すような企業に原発を運転させる資格などない。こんな企業の決意表明だけで合格の審査書を渡す、貴委員会の見識を疑う。将来の禍根となる。そもそも原発から出る使用済み燃料の最終処分場の見通しも全くないまま再稼働を認める根拠が理解できない。柏崎刈羽にしても再稼働させれば数年で燃料プールは満杯になるといふ。六ヶ所村の再処理施設も稼働の見通しが無い。貴委員会はそもそも審査対象外なのか。経産省は日本国内の最終処分場の適地とした非科学的マップは火山や地下水を全然考慮したとは思えない。唯一実現しそうなフィンランドのオンカロの地盤は何億年も動いた形跡のない地盤だといふ。日本にそのような地盤があるなど誰も信じることはできない。福島事故を経験してドイツをはじめオーストリアや台湾、韓国まで脱原発の方向性を打ち出している。国民の安全に責任を負う意思があれば、当然のことである。私は貴委員会が本来あるべき独立機関としての権威を取り戻し、この狂気じみた政権に率直な意見を上げ、国民の生命、財産を守る砦になっていただければ幸甚とお願いしてコメントとする。</p>
1101E 36	<p>申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）について、以下のとおり、意見を提出します。1）福島第一原子力発電所についての取組について「トリチウム水や廃棄物の問題を含め、廃炉作業を着実に進めるとの決意があること」とありますが、7月の東電・規制委員会の会議時、汚染水タンクの猶予を2年と東電がの回答した際、更田委員（当時）は汚染水を最終的に海へ放出する場合でも準備に2年掛かると指摘し、東電の汚染水対応の遅さを強く指摘しました。それから3ヶ月が過ぎました。すでに汚染水対応が間に合わない状況となっています。「やり遂げる覚悟」ができて、実績が伴わなければ、「口先だけの覚悟」です。田中前委員長がFACTA 10月号で発言しているように、「デコミには大量の水が必要であり、汚染水処理が進まなければ、やがて立ち往生します。」と更なる汚染水問題の重大性を指摘しています。また、同誌のなかで、田中前委員長は、この汚染水対応の遅れが、「東電は国側の結論が出ないことをいいことに、地元と向き合おうとしません。」という主体性のなさや認識しており、1Fの廃炉に関する東電の主体性について、明らかな疑問を示しています。私は、田中前委員長が示している、トリチウム水の海洋放出を安易に支持する者ではありません。東電がより優れた案を早急に提示し、対応がとられることを希望しています。さらに、廃炉作業で出てくる放射性廃棄物の処理方法もまったく決まっていません。東電がいくら「覚悟」を示しても、このまま刈羽原発の再稼働に認可が下りれば、1Fの廃炉作業に遥かに多くの時間がかかり、刈羽原発だけが再稼働するという、まったくパラレルではなく、「刈羽原発再稼働優先、福島廃炉は時間をかけてゆっくり」という、「経済優先、安全後回し」が明らかです。以上のように、東電に再稼働をする資格がないことは明らかであり、東電が再稼働に当てようとしている全資源も投入して1F廃炉作業を一日も早く完遂することを望みます。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 37	<p>審査書案 1～4 ページ 東京電力は、福島第一原子力発電所事故で明らかになったように、地震動・津波によるメルトダウンを防ぎ切れず、3基の原子炉の水素爆発を誘発し、未曾有の核災害を引き起こしました。その原因究明はいまだならず、明らかになった事故の過程では、施設管理の杜撰さなど、技術的には未熟さが明らかになっています。東京電力には技術的に原子力発電所を運用する能力がありません。東京電力は、自己資金だけでは福島第一原子力発電所事故による損害賠償を賄いきれず、公的資金注入によって経営を支えている状況です。東京電力には経済的に原子力発電所を運用する能力がありません。東京電力は、福島第一原子力発電所でメルトダウン隠蔽や、柏崎刈羽原子力発電所審査過程での免震重要棟の耐震強度不足隠蔽など、モラルハザードが常態化しており、倫理的に原子力発電に係わってはいけぬ企業です。適格性についての確認結果案に記された東京電力の単なる考えであり、原子力発電運用能力の欠如を補うものではありません。よって、東京電力は、柏崎刈羽原子力発電所をはじめとした原子力発電所を運用する適格性を、全く有しません。適格性結果案は不適切です。審査書案 37 ページ以降 2007 年の中越沖地震を引き起こした活断層をはじめ、多数の活断層の存在が懸念される地域に建設された柏崎刈羽原子力発電所は、立地不適切です。柏崎刈羽原活断層研究会は、東京電力による発電所敷地直下の断層評価を不適切と指摘し、敷地直下に活断層が存在すると指摘しています。審査書案は不適切です。審査書案 48 ページ以降 柏崎刈羽原子力発電所 1～4 号機が面する荒浜側防潮堤地盤は液状化が懸念される。地震動と津波によって、1～4 号機が水没するなどの被害を受け、使用済み核燃料を保存する燃料プールの水が失われれば重大事故に発展し、6、7 号機も重大な影響を被る可能性がある。審査書の対津波設計案は不適切である。審査書案 461 ページ以降 緊急時対策所が免震構造ではない。また、位置的に 6、7 号機に近すぎる。これでは地震発生時の事故処理が全く出来ない可能性がある。福島第一原子力発電所事故の教訓が全く活かされていない。審査書案は極めて不適切である。審査書案全般 そもそも、原子力発電所事故発生時の周辺住民保護避難対策や、テロリズム対策、ミサイル攻撃対策が一切考慮されない規制基準は、完全に無意味である。よって審査書案は全て無効である。原子力発電所の過酷事故は、日本列島を居住不可能にし、周辺諸国や環境へ多大なる悪影響を与える可能性がある。東京電力をはじめとした各電力会社には原子力発電所の運用能力はない。規制基準がそもそも不適切であり、原子力規制委員会に原子力発電所の規制を司る能力はない。一切の原子力発電所は稼働させてはいけぬ。</p>
1101E 38	<p>私は、この（審査書案）に同意できません。（意見）（1）再稼働よりも、福島原発事故の原因究明と再発防止が最優先で、これがなされていない現状では、再稼働は認められません。（2）避難計画を適合性審査における検証の対象とすべきであると、私はこれまでのパブコメでも意見を述べていますが、取り上げられることはありません。（3）地震想定が甘いと考えます。専門の方が常々言われるように、基準地震動は平均像にすぎず過少であると私もそのように考えます。想定外の地震にも耐えられる耐震設計に見直すべきだと考えています。専門的なことまでは十分わかりませんが、（福島原発）をあるがままにするこのような再稼働には同意できません。（基準ありき）では納得がいきません。以上です</p>
1101E 39	<p>別添 2 「本年 7 月 10 日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」1 やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者には、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格は無いについて東京電力からの回答は実績を示していません全ての回答が、「廃炉を着実に進めます。」 「やり遂げる覚悟です。」 「誠意と決意を持って取り組んでまいります」 「幅広く検討してまいります。」上記の様に、これからの事しか回答していません 何の保障も担保もない単なる作文ですこの様な回答をもって規制委員会が運転の資格ありとしたことに対して異議を申し立てると共に再審査を要求致します。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 40	<p>2017年11月1日原子力規制委員会 委員長更田 豊志 殿「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等」に対する意見書生活協同組合パルシステム東京 理事長 野々山理恵子 私たちパルシステム東京は、『『食べもの』『地球環境』『人』を大切にしたい』『社会』をつくりたい』を理念に掲げ、約47万人の組合員を擁する生活協同組合です。2011年3月11日の東日本大震災、東京電力ホールディングス株式会社（以下、東京電力）福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）の事故以前から、原子力発電所のもたらす「負の遺産」をこれ以上将来世代に引き継がせないために、組合員とともに脱原発運動と再生可能エネルギーへの転換を進めてきました。柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働を申請している東京電力は2011年に起こした福島第一原発の汚染水処理やデブリの取り出しについて、いまだ何の解決策も示していません。7月10日、原子力規制委員会は「福島第一の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者には柏崎刈羽原発を運転する資格はない」などの「基本的考え方」を示しましたが、それに対する東京電力の回答は決意表明のみで、実績や根拠を何ら示していません。また、新潟県米山隆一知事も『『福島第一原発の事故原因』『健康や生活に与えた影響』『安全な避難方法』の3つの検証が済まない限り再稼働の議論はできない』としています。審査書案には以下の4点の問題があり、東京電力には原子力発電所を再稼働する資格はありません。パルシステム東京は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働に反対します。1 東京電力福島第一原子力発電所の事故収束を優先するべきです。東京電力福島第一原発事故から6年が過ぎました。福島第一原発では、いまだに汚染水の流出や放射能の放出が続いています。廃炉の前提となるデブリがどこにあるかも不明なままで、事故収束の見通しもありません。福島県では現在も6万人近い被災者が避難生活を余儀なくされています。高い空間放射線量、労働者被曝、中間貯蔵施設、帰還と補償打ち切りなど、山積する問題の中で被災者が悩み苦しんでいます。原子力規制委員会は原子力発電所の再稼働を認める前に、福島第一原発の事故原因の調査と事故の収束に最優先で取り組むべきです。2 東京電力は原子力発電所を再稼働する資格がありません。以下の2点だけを見ても、東京電力の技術力、管理能力には問題があります。福島第一原発事故は、緊急時対策所が免震構造であったため、最悪の事態だけは避けることができました。しかし、東京電力は、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の事故対応拠点の免震重要棟が、新規基準で求められる性能を大幅に欠くことを2014年に把握していたにもかかわらず、今年2月まで明らかにしていませんでした。代用で設けた5号炉の建屋内の緊急時対策所も免震構造ではありません。9月には福島第一原発の建屋周りにある井戸6本の水位計が70センチも誤って設定され、5カ月も見過ごされていたことが判明しました。その間、建屋の高濃度汚染水が漏れる可能性がありました。3 東京電力は原子力発電所を再稼働する経理的な基礎がありません。万が一、柏崎刈羽原発で福島第一原発のような過酷事故が起きて、東京電力にはそれを保障する経理的な基礎がありません。政府の推計では福島第一原発事故の処理費用は21.5兆円とされています。原発事故に対して無限責任を負っている東京電力は、政府が廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作りかろうじて破たんを免れているのが現状です。柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉設置変更の費用だけでなく、東京電力の経理的基礎も審査すべきです。4 事故時の住民の避難計画を審査対象にすべきです。過酷事故を想定した場合、避難計画の実効性が大きな問題になります。新潟県は「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針」を策定していますが、自家用車が主な避難手段になります。周辺住民の避難がスムーズに実施されるとは限らず、放射線に長時間さらされる可能性が高くなります。柏崎刈羽原発の30キロ圏内の人口は46万人で、冬場は雪に閉ざされる地域での避難は実際上不可能に近いと考えられます。また、避難計画の基本は避難の順番が来るまでは「屋内退避」となっています。しかし、熊本地震は「屋内退避」の危険性を示しました。避難計画についても原子力規制委員会として審査し、避難計画の実効性を担保すべきです。以上</p>
1101E 41	<p>別添2 「本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」 P1-P22 福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を 全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない 規制委員会は、新々総合特別事業計画を精査したのですか？ 事業者の財務状況なども確認したのですか？ なにをもって事業者責任を全うできる見込みがあると判断したのですか？ 東京電力の財務状況の判断が明確になっていませんこの様な回答をもって規制委員会が運転の資格ありとしたことに対して異議を申し立てると共に再審査を要求致します。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 42	<p>日本は地震国です。今まで出した放射性のゴミの処分も出来ないのにこれ以上土、水、空気を汚さないために原発は止めて違う選択へ。福島汚染水も垂れ流しの状態で何が安心なのでしょうか？分かっているのに止めない。原子炉はそもそも手抜きお金を削って造られてる。電力は原子炉がなくても動いている。未来のある選択をしてください。</p>
1101E 43	<p>柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等に対する意見(2)(2) 柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案1、該当箇所 審査書(案)15ページから17ページ3-1 地震による損傷の防止(第4条関係)3-1. 1 基準地震動2. 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動(1) 震源として考慮する活断層審査書(案)は「調査地域の地形・地質条件に応じて適切な手法、範囲及び密度で調査を実施した上で、その結果を総合的に評価し、活断層の位置、形状、活動性等を明らかにしていることから、解釈別記2の規定に適合している」とした。しかし、「柏崎刈羽原発活断層問題研究会」(大野隆一郎代表)は「刈羽テフラは12万~13万年前に堆積した可能性があると評価。東電が活断層を否定する根拠にした刈羽テフラの降灰年代、それらをもとにした敷地内断層の活動年代は「地質学や地形学で広く認められてきた科学的推論とは大きく異なり、東電の推論、規制委の妥当判断は科学的とは言えない」と指摘している。東電の行った評価とは異なり、今後活動する可能性がある活断層の存在を提起している。東電が示した「古安田層」に関する評価資料において、公表される資料ごとにそごがあり、その正確性に疑義もたれている。これまでも東電は都合な事実や資料を隠蔽してきており、むしろ第三者機関が東電資料と独自調査などを踏まえた評価に重きを置き、現時点において「適合」の判断を下すべきではないと考える。また、震源となり得る活断層を、「12万~13万年以降に動いたもの」とする基準によっているが、「新編日本の活断層」では、第四紀(約200万年前から現在までの間)に動いたとみなされる断層を活断層と定義している。東日本大震災翌年の原子力規制委員会では、耐震設計の強化を促すため、活断層の定義に「40万年前以降に動いた地層」を追加することを専門家会合に提案している。原子力発電所の過酷事故は長期にわたりかつ広範に人が住めない、国土消失という事態をもたらす。福島第一発電所事故をもたらした東電が、「12万~13万年以降に動いたもの」以外は動かないとして再稼働を求める安全基準を満たすと主張するのは、容認できるものではない。NUMOの「地層処分に関する科学的特性マップ」では、「12~13万年前に限らず、活断層を判断している」との説明であった。活断層の定義を「12~13万年以降」を活断層と判断した根拠を示すべきである。2、該当箇所 3 3.2 耐津波 p48 当発電所内には、1~5号機も存在する。津波により、1~5号機が損傷を受け、その影響が5,6号機に波及する可能性についての審査も判断もない。建屋が繋がっていないので、福島4号機のような爆発は考えられないとしても、燃料プールの破損などにおける放射能漏れ、メルトダウンなどが起きれば、多大な影響を受けると考えられる。そうした場合に対する対応策は検討されているのか。3、該当箇所 4 審査結果 p482 柏崎刈羽原子力発電所の原子炉は福島第一原子力発電所と同じ沸騰水型である。沸騰水型の原子炉は加圧水型に比べ、原子炉格納容器が小さく、事故で冷却機能が失われると内部の原子炉の圧力が上がりやすい欠点がある。東京電力は柏崎刈羽原子力発電所の運転に当たって新型冷却装置を設置するとし、規制委員会は新規基準以上の対策と高く評価している。しかし、そもそも、福島第一原子力発電所の事故原因解明はいまだに途上であり、新型冷却装置設置で事故が防げたのかなどは検証困難である。4、該当箇所 4 審査結果 p482 福島第一原子力発電所の事故原因解明はいまだ途上であり、新規基準は福島第一原子力発電所の教訓を汲みつくしたものではない。あえて、事故と同型で欠点が指摘される原子炉を再稼働させる理由を明らかにするべきである。そもそも、新規基準は審査対象が、技術、設備に限られ、万一、事故が行った場合の住民の避難計画などは含まれていない。新規基準に適合すれば、安全性が確保されたということではない。柏崎刈羽原子力発電所については、新潟県知事が、独自に福島第一原子力発電所の事故の検証などを行い、その検証が終わるまで再稼働の議論をしないとしている。福島第一原子力発電所の事故の当事者である東京電力が、同型の原子炉を再稼働させることを多くの国民は疑問に感じており、規制委員会は、東京電力の「適格性」と柏崎刈羽原子力発電所の新規基準「適合」方針を改め、東京電力に福島第一原子力発電所の廃炉などの責任を全うし国民の信頼回復に努めるよう求めるべきである。以上</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 44	<p>別添2 「本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」 P1-P23 原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない 東京電力の回答は、「誓います。」 「決めています。」となっていますが、 正式な誓約書などを取り交わしたのでしょうか？ 規制委員会は、単なる口約束程度の文章で判断したのでしょうか？この様な回答をもって規制委員会が運転の資格ありとしたことに対して異議を申し立てると共に再審査を要求致します。</p>
1101E 45	<p>"柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等に対する意見-1(0) 意見募集の内容が、「科学的・技術的意見」とされているが、具体的に何を指すのか明らかでない。このような意見募集は、意見提出を逡巡させるものであり、極めて不当である。審査書には「原子炉設置者としての適格性について」との項目があるが、「科学的・技術的」と言われると、これへの意見は出せないことになってしまう。その意味でも、この意見書の募集は、恣意的であり不当である。(1) 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果 p1~41、柏崎刈羽原子力発電所の申請者は、福島第一原子力発電所事故を起こした「東京電力」であるため、原子力規制委員会は、柏崎刈羽原子力発電所の運転上の技術的審査に加え、「原子力設置者としての適格性」を「特に審査することにした」としている。規規制員会は、東京電力に対し「福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績をしめすこと」を求めたが、この確認結果の中では、東京電力が「主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応を説明し、やり遂げる覚悟」であること(p1-2)が明確になったと「適格性」を見認めている。しかし、その覚悟の客観的根拠も不明であり、実績に至っては何も示されていない。審査書には、何を「実績」と判断したのかを明らかにすべきである。私としては、最低、被災者への真摯な対応と被害全てを保証することが必要であると考え、「東京電力」の決意表明をもって「適格性」を認めるのではなく、実績と明確で納得のいく判断基準をもって審査すべきである。2、福島第一原子力発電所では、工程表の使用済み核燃料の取り出し開始を2023年に3年遅らせるなど、高放射線量に阻まれ事故収束は遅れている。また、現在も汚染水がたまり続けており、汚染水処理のめどもたっていない。加えて、本年9月28日に、地下水のくみ上げ井戸の水位計の設定を誤り、4月から高濃度汚染水が外部漏洩の恐れがある状況であったこともわかり、東京電力の日常的な管理のずさんさも明らかになっている。原子力設置者として「適格性」を認めるべきではない。3、「確認結果」の中で、東京電力が「経済性よりの安全性を優先する」(p2)ことが明確になったとしているが、その客観的根拠、判断基準を明らかにすべきである。4、福島第一原発事故に関して、「技術的能力において特に東京電力だけが劣るところがあったと判断するのは適切でない」(p3)とし、東京電力の運転適格性を認めている。これは全くの間違いで、他の電力会社も「運転適格性がない」ということである。しかし、原子力発電はひとたび事故が起これば、その影響は甚大であり、東京電力に限らず一企業の責任で運転してよいものではないと考える。世界有数の地震国である日本ではなおのことである。補償のために、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を急ぐのは本末転倒であり、福島第一原子力発電所の事故当事者として東京電力は、同発電所の廃炉と被災者への補償を確実に履行に専念すべきである。5、「そこで、電気事業を所管する立場、また原子力損害賠償・廃炉支援機構法を所管する立場にある経済産業大臣から、東京電力の回答文書等の内容に異論はなく、東京電力が回答文書等の趣旨を遵守するよう監督・指導する意向であることが明確に示されることを当委員会としての判断の前提とする。」とあるが、経済産業大臣が、「監督・指導」することがどのように担保されたのかが明らかでない。担保されていないならば、単なる「口約束」でしかない。"</p>
1101E 46	<p>東京電力の適格性について1.意見交換の1)~4)東京電力は、従来から、事故は起こさない、起きないとうそをつき続け、発生すると「想定外」などとした。真摯な反省も何もあったものではない。このような事業者に、リスクの巨大な原子力発電所の運転をゆだねること自体、危険極まりない。4.に関して安全文化があるというが、そのようなことは事故前から主張していたことであり、信頼するに値しない。要するに、今の経営陣が、いかに言葉や文字で取り繕うとしても、担保にも何もならないのではないかとということです。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 47	<p>確認結果案 1～2 ページ 廃炉をやり抜く「実績」が示されておらず、決意表明（覚悟）だけを確認しても意味がない。規制委は「やりきる覚悟と実績」を求めていたのではなかったか。福島第一原発の実態を見れば明らかなように、廃炉のめどは立たず、汚染水は溜まり続け、発生を止めることもできずに放射能の垂れ流しが続いている。実害である汚染水の問題を風評被害の問題にすり替えている東電に、原発運転の資格はない。また、この期に及んでも「福島第二原発」の廃炉を明言しない東電の回答文書は眉唾物である。審査書案 460～471 ページ 基準地震動にも基準津波にも耐え得る免震重要棟がない以上、再稼働を許可すべきではない。免震重要棟の耐震性能に関する東電の虚偽説明（耐震不足隠し）が発覚後二転三転した「緊急時対策所」の設置場所を、最終的に 6 号炉に近接する 5 号炉原子炉建屋内にするとして様々な整備方を列挙しているが、どれほど入念に整備しようが、「緊急時対策所」を原子炉建屋内に設置することは邪道というほかない。5 号炉の燃料プールが地震で損傷したりしたらどうなるのか。免震重要棟はそもそも中越沖地震を教訓に設置することになったものであり、緊急時対策所が免震構造でなければならないのは福島第一原発事故での対応例からも明らか。再稼働を許可するには、基準地震動にも基準津波にも耐え得る免震重要棟の新設は不可欠である。</p>
1101E 48	<p>確認結果 3～4 ページ 規制委は「東電に技術的能力があるという理由」を示さなければならない。「東京電力が確約した取組については、保安規定の審査及び履行の監督を通じて、その履行を確保する。」というが、「お手盛り」にならない保証はない。東電と規制委の出来レースの感が否めない。図らずもそれを示しているのは、「東京電力については、・・・原子炉を設置し、その運転を適確に遂行するに足りる技術的能力がないとする理由はないと判断した。」という意味不明な結論。「技術的能力がないとする理由はない」は、「技術的能力があるという理由」にはならず、「技術的能力があるかどうかは分からない」というべき。審査書案 37～41 ページ 敷地直下の活断層について再検討すべき。敷地直下の断層の評価について、地元の専門家グループ（柏崎刈羽原発活断層研究会）は、東電社員を含む論文のミスを指摘した上で、東電が古安田層と称する地層の火山灰層（刈羽テフラ）の年代について、約 20 万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性を指摘している。この重要な指摘を真正面から検討し説得力のある説明を提示することなしに再稼働を認めることは許されない。審査書案 48～65 ページ 6・7 号炉の再稼働に先立ち、1～4 号炉の廃炉を視野に入れた安全確保対策を実施する必用がある。1～4 号炉のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に 1～4 号炉と周辺施設が水没するおそれがある。1～4 号炉の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。</p>
1101E 49	<p>「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」1 ページの「7 つの基本的な考え方」（別添 1）を拝見いたしました。大変物足りなく感じました。廃炉をやり遂げること、風評被害を防ぐこと、経済性より安全性を優先すること、基準を上回る安全性への努力をすること等、どれも結構なことですが、いづれも当然のことではあれ未来に向けた決意表明であるだけで、事故の結果に対する責任の取り方としては十分でないと思われます。国民の税金も注ぎ込まれながら被害者に対する十分な賠償はいまだに行われておらず、とりわけ子どもたちに多発している甲状腺ガンについての対応は、原因の特定を待たずとも何らかの支援がなされて当然ではないでしょうか。「低レベル放射線」の影響について、日本の認識は他の先進国に比べて立ち遅れすぎではないでしょうか。放射能についての十分な見識がないまま、原子力を扱うことは危険すぎます。また国会事故調査委員会等でご指摘のあった事故原因の究明についても、引き続きなされることが必要ではないのでしょうか。そのことなくしてどうして今後の安全を保証できるのか、大変疑問に思います。「東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置申請書（6 号及び 7 号炉）に関する審査書（案）」の 58 ページ～59 ページには「耐震性の低い配管等の破断箇所」「循環水ポンプエリアの循環水系配管の破断箇所」「地震に起因する循環水系配管の伸縮継ぎ手及び耐震性の低い配管の破断」「タービン建屋内の循環水系配管の破断」等の想定がなされていますが、福島第一原発事故の時にもこのようなことがなかったのかどうか、しっかり検証していただきたいと思えます。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 50	別添2 「本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」 P1-P2 4 不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなければならない 地質問題など未だに不確実なリスクが多々あると考えますが、全く問題にしていません 柏崎市の「原子力発電所の透明性を確保する地域の会」で委員から北朝鮮のミサイル攻撃に対する対応の質問が出た際にも事業所は国が考える事ですと回答していました 規制委員会は、こんな状況でリスクに対する取り組みを実施していると判断するのですか？この様な回答をもって規制委員会が運転の資格ありとしたことに対して異議を申し立てると共に再審査を要求致します。
1101E 51	別添2 「本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」 P1-P2 5 規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業所自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない 新規制基準は最低限の要求でしかないため、住民の避難計画などは盛り込まれていません 東京電力は住民の避難などについても主体的に事業所自ら行うべきと考えるが、この点について も国や地方自治体が行うものであると主張している。 「福島原子力事故に対する深い反省から…」と言ってますが、全く過ちが生かされていません。この様な回答をもって規制委員会が運転の資格ありとしたことに対して異議を申し立てると共に再審査を要求致します。
1101E 52	添付1 申請者の原子炉設置者としての的確性についての確認結果（案） P45 .原子力規制委員会としての結論原子炉を設置し、その運転を的確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はないと判断した。とありますが二重否定になっています、であれば技術的能力があるとも言えないのではないかと結論があいまいです規制委員会は東京電力が原発を運転する資格があるとは言っていないため審査書案は無効ですので、再審査を要望します。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1101E 53	<p>・申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）への意見2ページ：1項2）資源配分及び体制（7項目の丸3、丸6）原子力規制委員会は「・経済性よりも安全性を優先すること」を要求しており、東京電力は「当社は、二度と福島第一原子力発電所のような事故を起こさないとの決意の下、原子力事業は安全確保を大前提とすることを誓います。私は、安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決していたしません。」と回答しています。しかしながら、私企業に対して経済性を無視した企業活動を要求することは非論理的であり、再稼働をしたい東京電力はそれに反する回答はできるはずもなく、それを文書で約束したから担保されたとするのは常識を逸脱しています。さらに述べれば、耐震性について不十分という指摘をする地震学者がいますが、東京電力は最新の知見に基づくと言って他の学者の低い地震動評価値を採用し、規制委員会もそれを追認しています。安全を優先するのであれば、厳しい値をクリアーする設備としなければなりません。両者ともに経済性を考慮していることは明白です。このよう要求及び回答は自己矛盾しており、無効ですので『削除』すべきです。2ページ：1項3）安全最優先の取組（7項目の丸4、丸5、丸7）「・リスクに対する取組、規制基準を超える取組など、」を要求しているが、そもそも規制基準を設けながら、規制基準以上の取り組みを要求することは科学的思考から逸脱した、情緒的な思考です。前項と同じように再稼働をしたい東京電力が「取り組みません」と言えるわけもなく、論理にかけた要求と回答です。さらに述べれば、免震重要等はいざというときのリスク対応設備ですが、既設の設備が必要な耐震性がないことが判明すると、原子炉建屋の中に応急的な部屋を作るとしてはいますが、原子炉に何かあった時にそんな危険な場所で危機管理ができる訳がありません。原子力規制委員会は責任を回避するのではなく、『規制基準を満たした設備で、規制基準を順守して運用していれば、事故が発生した場合その責は原子力規制委員会にある。』と明言すべきです。そうでなければ規制委員会は、適合しているとか、適合していないとかあいまいな基準で、このような何十万人何百万人もの人生を左右する設備の再稼働の可否を判断していることとなります。東京が大丈夫ならいいと考えていることとなります。この部分は『規制基準を満たした設備を用意し、規制基準を満たした運用を確実に実施すること。』を要求すべきです。3ページ：3項2行目から6行目「技術的能力において特に東京電力だけが劣るところがあったと判断するのは適切ではない。」としているが、ではどうして東北電力の女川原発は事故を起こさず、東京電力の福島第一原発が事故を起こしたのか。それは明らかに企業としての原子力発電に対する安全を迫及する姿勢と技術力に差があったからです。この結果を偶然として片づけるとしたら、科学的判断とは言えません。ましてや企業として安全対策に努力した東北電力に対して失礼千万です。また技術的能力とは、設備運用能力だけではなく、資金力とそれを投入する実行力でもあり、この点に於いて明らかに東京電力は津波対策に資金投入を躊躇しており、技術的能力に問題があったとすべきです。このような観点に立たない限り東京電力の原子力発電の再参入の判断はできないはずで。さらに述べれば、「あくまで原子力に関わる全ての組織、人間にとっての厳しい反省材料と捉えるべきである。」とするならば、この文章は東京電力に再稼働を認めるのであれば、『東京電力に責任があったが、今般原子力規制委員会は基準を見直し、今後厳格に適用と運用を監視してゆく方針である。』とするか、原子力規制委員会がそれを実行できないのであれば『削除』すべきです。</p>
1101E 54	<p>人間が制御出来ないモノを動かすべきではありません。絶対反対です。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1101E 55	<p>・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号原子炉施設の変更）に関する審査書(案)への意見 11 ページ 3 設計基準対象施設原子炉施設の設計に当たっては、設計上考慮すべきその他人為事象によって、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする必要があるが、『テロ等による飛行機の直撃に耐えられるような二重防護壁を設け、原子炉格納容器を守る設計とする必要がある』ことが抜け落ちている。理由：欧州では義務化されているのに、世界最高水準を謳うこの原発に要求していないことは重大な見落としである。23 ページ 3 - 1 . 1 3 項 2 )『・・・2008 年岩手・宮城内陸地震の震源域は、本発電所敷地周辺地域とは地質学的・地震学的背景が異なるとして、観測記録収集対象外とした。』とあるが、想定を超える現実は今までに起こっている。背景が異なるとして対象外とすることはリスク回避である。これに耐える設備を準備することが新規規制基準のリスク対策でなければならない。48 ページ 3 - 3 . 1 基準津波 4 項 『・・・なお、申請者は、基準津波定義位置における基準津波の年超過確率は水位上昇側では 10-4~10-5 程度、水位下降側では 10-6~10-7 程度としている。』とあるが、基準津波の策定において確率で策定するのは事故を許容しており、超えることを仮定して、その 1 . 5 倍以上に備えるのが適切なリスク対策である。482 ページ 5 審査結果 本審査書のいたる所に「・・・を整備する方針であることを確認した。」という文章がありますが、「方針」を確認しただけでは「適合」を判定できません。「実施」されてから審査報告書を発行すべきです。安全を保証するものではないことの明記前原子力規制委員会田中俊一委員長の述べるようにこの審査書が「安全を保証するものではない」のであれば、『原子炉等規制法に適合しているかどうかを審査したもので、安全を保証しているものではありません。』とそれを明記すべきです。『適合性を評価した』と書いているので、現在の文章でも読めばわかるという責任回避は、卑怯です。『東京電力ホールディングス株式会社が提出した・・・許可申請書・・・を審査した結果、当該申請は、・・・に適合しているものと認められる。』と記述されていますが、1)『当該申請』は間違いで『当該申請書』とすべきです。理由は『申請』は実行を伴っており、『申請書』は書面上のことで、今回の適合はあくまでも書面上のことで、規制委員会は申請の実行に責任を取らないと考えるからです。2)『適合しているもの』は間違いで『適合する可能性を有しているもの』とすべきです。理由は、世界では「適合している」という場合はその技術状態が実際にその設備に具備できていることを云いますが、今回の審査では「する方針であって未整備」なものが至る所にあるからです。このように実際に具備できていない設備に「適合している」という言葉を使うことは、間違っています。欧州の原発では設置されているコアキャッチャーがなく、世界最高水準とはいえません。その事実を隠さず、明記すべきです。再稼働に伴い排出される放射性廃棄物の処理技術も体制も未整備な状態で発電設備を適合と認めるとは、規制委員会は科学者として人間としてどのように責任を取るのでしょうか。責任が取れないのに「適合している」などということは、科学者として許されず、湯川秀樹らの先人に恥ずかしい行為である。</p>
1102E 1	<p>1. 東電について「経済性よりも安全性を優先することが明確」とあるが、根拠もなく、事故の費用負担ですら公的資金の注入を要求したことや、福島原発事故による米兵の被ばくすら補償していないことなど、安全性より経済性を優先している。2.5号炉原子炉建屋内の緊急時対策所について、基準規則第 61 条の要求している免震機能がない。このため、免震重要棟を設けることなどを図るべき。3. 発電所外への放射能拡散を抑制する設備として、海洋汚染抑制はシルトフェンスである。原子炉冷却水の流出を想定するべきであり、シルトフェンスでは、このような高濃度汚染水は殆ど拡散防止にならない。4. 以上のように、福島事故を踏まえた対策が不十分なまま、再稼働を認めてはならない。</p>
1102E 2	<p>原子炉格納容器の過圧破損防止設備の作動の事前の影響調査、住民防護対策が検証されていない。4 4 . 7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備及び手順等（第 50 条及び重大事故防止技術的能力基準 1.7 関係）P、3 6 8 ~ P、3 7 9 放射性物質を低減するとはいえ、その放出量、人体への影響、環境への影響と時間など住民、環境への影響が検証されずに操作マニュアル等の技術的のみの審査では審査案としては認める事が出来ない。放射性物質放出後の各影響調査検証を行ってから審査するべきで、現在の案では見止まることは出来ない。この審査私案を撤回すべきだ。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 3	<p>本審査書案に反対の立場から意見をお送りします。反対の理由1 柏崎刈羽原発は、審査の過程で中央制御室床下のケーブル敷設の誤りが発見されたり、免震重要棟の強度不足が何年にも渡って見過ごされる等、事業者である東京電力の説明内容に疑問が有ります。制御室床下のケーブル敷設に関しては、自らの施設であるにも関わらず福島第一原発事故の発生後も点検できていないなど、施設管理者としての資質も疑われます。このような事業者が、科学的・技術的に根拠のある説明・対応が出来ているとは思えません。書類上は規制基準を満たしたとしても、書類上の辻褄合わせになるのではないかと疑念を禁じ得ません。反対の理由2 規制委員会も認めているように、規制基準を満たしても事故が起こる可能性はゼロではありません。福島第一原子力発電所事故の収束が見通せない中で原発を再稼働し、万が一、再度のシビアアクシデントが起これば、この国は「核災害二正面作戦」を強いられることとなります。国のリソースがそれに耐えられるかどうかの検討はされておらず、規制基準にもそのような項目は有りません。二つの核災害に耐えられるリソースが無ければ、この国はどうなりますか。「人と環境を守る確かな規制」が行われるかどうか、分からないままでは、到底、審査書案に同意できません。東京電力の適格性について 東京電力は、福島第一原子力発電所で、チェルノブイリ原発事故と並ぶ巨大核災害の収束・廃炉に当たっている事業者であり、その作業の完了目途は未だに見えていません。最近も、一部サブドレンの水位低下や、サブドレンの水位設定の誤り等、自ら提出した実施計画が守れない事象が多発しています。1・2号機共用の排気塔の亀裂すら、東京新聞という外部からの指摘で確認されています。 廃炉や賠償に関する費用も自力では賄えず、福島第一の安定化費用は電気料金に上乘せされ、賠償の原資はNDFからの交付に頼っており、財務基盤も脆弱と言えます。 又、万が一、柏崎刈羽でシビアアクシデントではないにしても事故が発生すれば、そちらにもリソースを割かなければならず、福島第一の廃炉・収束作業に影響を及ぼす可能性なしとは言えません。福島第一の将来を考えても、リソースの分散になりかねない別原発の適合性審査の申請は、却下すべきであったと考えます。このような事業者に原子力発電事業を営む適格性や、新たな原発の再稼働を検討する余地はありません。原子力事業者としての適格性を認めるべきではありません。 尚、これらの意見は私個人のものであり、他の如何なる組織・個人とも関係のない事をお断りしておきます。</p>
1102E 4	<p>東電に運転の資格はない箇所：「適格性確認」1～7頁私は新潟県に住んでいるものです。柏崎刈羽原発の再稼働に関して東京電力は事故隠しなどの隠ぺい体質があり信頼のおける会社ではなく、社長の「今後注意し絶対に2度と発生させません」の一言により、納得し、再稼働の合格書を出していいものか。福島事故の再来は御免であり、原子力規制委員会は政府からの圧力に屈せず再稼働の審査をしっかりと時間をかけ確認してください軟弱地盤に原子力発電所を作ってはいけない箇所：「地盤の設計」305～312頁世界の原発で液状化などの軟弱地盤に設けられている例は先進国にはない。ロシア大統領のプーチン氏は「日本人は他に類を見ない状況にある。なぜ彼らが地震地帯に原発を建てるのか私には理由がわからない。日本全体が地震地帯なのだ。」と発言している。航空機及びテロ等の特定事故について検討しているのか箇所：「航空機及びテロ」477～479頁今日、北朝鮮の脅威が国難と叫ばれているが、心配している、柏崎刈羽原発の6,7号機のオペレーションフロアに飛行機、弾道ミサイルが突入し爆発、炎上した場合のことを「審査書」で検討した形跡がなく、また、柏崎刈羽原発敷地内での工事を行った形跡もない。この危険性を十分に認識しているはずなのににもかかわらず、なぜ、その対策を講じていないのか？また別な書類には対策は5年の猶予を与えたとの記載があるが、いま危険なのに、その危機意識の欠如には驚かされる。また、地上からのテロ行為も不十分ですね。</p>
1102E 5	<p>東京電力の柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働に反対します。そもそも福島第一原子力発電所の過酷事故が収束せずデブリの在り処も不明で汚染水も止まらず放射能を垂れ流している現在、東京電力に原発を運転する資格があるのか疑問です。再稼働のための6800億円の予算も、原発事故の被害者に使うべきです。福島第一原子力発電所事故には巨額の公的資金が投入され、納税者として血税は東電の経営のためでなく被害者の救済に使用することを望みます。福島第一原子力発電所の廃炉を主体としその作業をやりぬく覚悟と実績がみえない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を稼働する資格は無いと考えます。しかも柏崎刈羽原子力発電所には免震重要棟も無く、活断層の上であり、地震時の津波の際1～4号炉は水没する可能性もあります。東京電力は原子力発電所を運転する資格においても、災害時の安全条件においても柏崎刈羽原子力発電所を再稼働するべきではないと考えます。以上の理由により柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の運転は行わないでください。命と安全の優先をお願い致します。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 6	<p>人類史上最悪の原発事故を起こした東電に原発再稼働する資格はない。日本中の土壌汚染が東電のせいを取り返しが見つからない状態になっていることも、東日本が旧ソ連の強制避難区域なみの汚染になっていることもすでに事実である。</p>
1102E 7	<p>審査書（案）の 477 から 481 頁に、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応の審査結果が記載してある。それには、重大な審査漏れがある。審議・審査のやり直し、補充を求める。大型航空機の衝突や中距離弾道ミサイル着弾させるテロリズムでは、6号機原子炉建屋の隣にある6号機/7号機中央制御室は損傷していると予想・想定される。他の原発では中央制御室は、タービン建屋や原子炉建屋付属棟にあるが、6号機/7号機では合同の中央制御室が6号機原子炉建屋の隣のコントロール建屋にある。テロリストから見て、6、7号機に重大なダメージを与えようとするならば、6、7号機共用のコントロール建屋にある中央制御室を標的とするのが合理的である。定期点検でどちらかの炉が休止中でも、共用中央制御室を破壊すれば、運転中の炉に直ちにダメージを与えられる。休止中でも炉や使用済み燃料プールのコントロールを、共用中央制御室で行っているからダメージを与えられる。分厚いコンクリートに囲まれる格納容器内の圧力容器よりも、薄い壁や天井で覆われているので脆弱で物理的防御が弱い。原子炉建屋やタービン建屋、冷却海水取り込み用施設などの各種の施設が周辺半径約120m内に集中しているから大型航空機を衝突させた場合は両翼にあるジェットエンジンなどが重大なダメージ、損壊を与える。中距離弾道ミサイルは半数命中半径100～250mとすると、必中させるのに10発ほど着弾させる。1発は中央制御室に命中、残り4発がそうした周辺施設のあるに半径100～250m内に着弾し、5発は半数命中半径以遠に着弾し損壊を与える。だから、コントロール建屋にある中央制御室が標的とされる。大型航空機の衝突や中距離弾道ミサイル着弾などのテロリズムでは、6号機/7号機中央制御室は損傷していると予想・想定される。また、弾道ミサイルの弾頭には、発電所敷地全域を制圧し修復作業を妨害するために子爆弾に時限信管を取り付けた集束爆弾が含まれと合理的に考えられる。それが放出した子爆弾が、中央制御室を中心に広く着弾すると予想、想定される。審査書（案）には「大規模損壊発生時の対応手順は、中央制御室での監視及び操作が行えない場合も想定し、発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合は、状況把握がある程度可能な場合を含め、以下の対応を考慮して手順を整備する。」「外からの目視による確認又は可搬型計測器により、優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度大規模損壊に対する緩和措置を行う。」478頁、「大規模損壊が発生した場合において、運転員及び緊急時対策要員が活動を行うに当たっての拠点は、中央制御室及び緊急時対策所を基本とするが、中央制御室等が機能喪失する場合も想定し、緊急時対策所以外にも代替可能なスペースも状況に応じて活用する。」480頁、「大規模損壊発生時の対応に必要な資機材は、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、以下のとおり配備する。また、大規模損壊発生時においても使用を期待できるよう、原子炉建屋及びコントロール建屋から100m以上離隔をとった場所に配備する。」481頁とある。規制委員会は事業者・東京電力が以上の「大規模損壊発生時の特徴を踏まえた体制を整備する方針としていることから、適切なものと判断した」と481頁にある。原子炉建屋及びコントロール建屋から100m以上離隔をとった場所に必要な資機材を配備するとある。大型航空機の衝突、中央制御室への衝突には有効だが、中距離弾道ミサイル着弾によるテロには、有効性を評価すべきである。半数命中半径100～250mであり弾頭には子爆弾に時限信管を取り付けた集束爆弾が含まれるから、必要な資機材が損壊している蓋然性がある。審議・審査のやり直し、補充を求める。続く</p>
1102E 8	<p>原発の再稼働は反対です。福島県の原発事故の処理にも大変な損害を出し、いまだにてこずっている程度の技術しか持ち合わせていない現状を踏まえると再稼働するという方向性を持ち出しているのは大いにまずいと思います。新潟県が実家の友人も再稼働には不安を抱いていますし、原発のある福井県、茨城県、鹿児島県、福島県に実家のある知人友人達も不安です。廃炉の方向で動く事が世界的にも正解だと思います。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 9	<p>申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）について添付1の2ページの4行目～6行目について 東京電力の川村会長は福島第一事故によるトリチウム汚染水について2017年7月、海に流す決断をしていると明言した。汚染を海に広げない方針とはとても思えない。廃棄物の処理についてもまったく目途が立っていない。また中間貯蔵施設の稼働は計画より大幅に遅れている。1、2号機のプールから使用済み核燃料の取り出し開始の延期は3回目で、3年遅らせると発表されたが、これすら見通しは立っていない。規制委は東電が福島第一の廃炉作業を着実に進めるとの決意があるとしたがそのようには思えない。添付1の2ページの13行目～15行目について 東京電力は事故時の対策拠点となる免震重要棟の耐震不足について認識していながら、その事実を3年間も隠し続けていた。また東京電力が津波対策として1000億円かけて作った防潮堤は液化化対策に失敗し、使い物にならないことがわかった。東京電力は規制委から、原子力発電事になって回答を提出し、8月30日に行われた規制委との意見交換会で、その内容が規制委によって確認された。しかしその後9月28日福島第一1～4号機周辺にある地下水組み上げ用井戸（サブドレイン）6本の水位計が誤って設定されていたことが発覚した。このうちの1本の井戸では、付近の建屋地下にある高濃度汚染水の水位より低くなる「水位逆転」が5月に少なくとも8回起きていて、建屋地下の汚染水が建屋外に漏れた可能性もあったと東電は発表した。東京電力は規制委から厳重な水位管理を命じられていたにもかかわらず初歩的ミスを犯し、5ヶ月も気付かなかったのである。以上のことから東京電力には福島第一事故の深刻な反省と安全文化の基本的事項についての認識を有しているとの規制委見解には同意できない。東京電力には原子炉設置者としての「適格性」があるとはとても思えない。したがって申請者（東京電力）の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）は撤回すべきである。</p>
1102E 10	<p>福島第一原発で事故を起こした東電に原発を運転する資格はない！</p>
1102E 11	<p>事業者の適格性についての確認はやり直し。確認結果案の記載P1～4 追加コメント規制委員会は事業申請者の適格性につき7項目を指摘したが、東電は決意表明を並べただけの回答書を提出しました。規制委は不思議なことにこれを審査対象とするとした上で、実績や根拠について何も確認することもなく了承しました。ところが、審査結果案発表後に福島第一発電所における汚染水対策において、地下水位の測定が放射線物質を含む汚水の水位より低く見積もり、長期にわたり地下水の水位制御していたことが10月30日に東電が公表しました。しかもチェック機能も働かずに継続していたことは、国民の健康に死活的被害に及ぼす原子力事業者としてはあるまじき資質である。この事業者の適格性を評価する上でこのような事業申請者に対して規制委員会は審査結果における事業者適格性を取り下げ、申請者が原因と対策を明確にしてから再度審議するのが世の中の常識である。事業者の稀有意表明だけで済めばどんな事業者も適格性があることになる。規制委員会はそれでも適格性ありとする場合には指摘した本件に対してに明確な説明を全国民にいわかるよう記載願いたい。</p>
1102E 12	<p>再稼働賛成です。県民の安全の問題よりも、選挙や政争に扱われている風と取れます。今南シナ海に中国船や武装船が領海侵犯を侵していますが、そこを抑えられたら日本はエネルギー枯渇に陥り、大量の餓死者を出すこともあり得ます。自立のために再稼働をお願いします。国を維持する大切なエネルギーを政争の道具にされてはなりません。ただし災害や有事の際の避難計画は大前提です。</p>
1102E 13	<p>福島原発事故の原因究明、収束、被災者への賠償、すべてが未解決のまま、事故の責任も取らず、ただ営利のためだけに柏崎刈羽原発を再稼働させるなど、良識ある企業のすることではない。もし同じような事故が起きたら、どう責任を取るのか。取れないでしょう。また国に泣きついて、税金からださせるのか。いい加減にしてほしい。日本を破壊しないでください。国民の命を大切にするなら、再稼働は絶対にやめてください。世界は脱原発に動いている。日本はなんて恥ずかしいことをしているのか。人の心を取り戻してください。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 14	<p>原子炉格納容器過圧破損防止設備の作動による影響調査、住民防護対策が検証されていない。4 - 4 . 7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備及び手順等（第50条及び重大事故防止技術的能力基準1.7関係）P, 368 ~ P, 379 放射性物質を低減するとはいえ、その放出量、人体への影響、環境影響と放出時間など住民、環境への影響が検証されずに操作マニュアル等の技術的のみの審査では審査案としては認めることは出来ない。放射性物質放出後の各影響調査を行ってから審査すべきである、現在の案では認めることは出来ない。この審査書案は撤回すべきである。</p>
1102E 15	<p>確認結果案について規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、実績が示されていない。福島第一原発の実態については、10月30日の特定原子力施設監視・評価検討会において、建屋貯留水の放射能濃度が予定通り下ならず、逆に上昇しているが、原因が不明であること、サブドレンの地下水位設定ミスについて、会議を開きながらも見過ごされた原因が不明であること、遮水壁について、閉合したはずの箇所についても地下水位が予想よりも下ならず、効果が確認できないこと、デブリの取出しは小規模と大規模に分けるとの計画が示されたが、取出しというのは名ばかりで、調査によるサンプル採取と区別がつかないようなものであること等が明らかになった。また、海水モニタリングでは、湾外でも全ベータで2ケタの放射能が現在も常時観測されている状況にある。このような廃炉作業の実態に照らしても、東電に原発運転の適格性は認められない。資金の確保について、東電は、基本的考え方に対する「回答書」において、「今後要する資金の手当てについては、...新々総合特別事業計画でお示しした計画に基づき、着実に実行してまいります。」としている。総合特別事業計画は見直しが繰り返されており、確実に履行される保障はなにもない。続けて「今後、追加で安全対策が必要となる場合は、社長である私の責任で資金を確保いたします。」とあるがこれも確認のしようがない。福島第一原発事故に係る費用負担について東電は、「このままでは債務超過に陥る」（広瀬前社長）とし、公的資金の注入を要求した経緯がある。公的資金の注入なしには、東電は債務超過に陥っている状況で、この意味でも東電に原発運転の適格性は認められない。確認結果案には、「東京電力が確約した取組については、保安規定の審査及び履行の確認を通じて、その履行を確保する。」とあるが、保安規定違反の判断基準が不明確である。保安規定の文案もない状況で、適格性を判断することはできない。</p>
1102E 16	<p>意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4ページ）・意見：申請者の設置者としての適格性を認める判断に反対します。・理由東京電力が規制委員会に示した「回答書」には、具体的な対策が示されておらず、単に決意を述べたものに過ぎません。福島第一原子力発電所の汚染水の対応においても、次々とずさんな管理の実態が明らかになっており、国民の東京電力への不信任は高まっています。これらを踏まえれば、「十分な対策が講じられている」と判断するならば具体的な実効策の提示が不可欠であり、決意だけで適格性を認めるという判断は納得性に欠けます。意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4ページ）・意見：福島第一原子力発電所の廃炉・賠償費用に多額の費用を必要とする東京電力に、安全性を最優先に柏崎刈羽原発を運転できる経理的基礎があるとは思えません。福島第一原子力発電所の廃炉及び事故の賠償に集中すべきです。・理由再稼働にあたり、規制委員会は東京電力に「原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない」と条件づけています。これに対しても東京電力は決意を示したに過ぎません。東京電力は福島第一原発の廃炉費用さえ、自社では賄えず公的資金を注入している状況です。そのような状況下で柏崎刈羽原発を安全性追求を優先して運転できるのか大いに疑問があります。東京電力は原子力発電所の再稼働をやめ、福島第一原子力発電所の廃炉や事故の賠償に集中すべきです。意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4ページ）・意見：周辺自治体で実効性のある避難計画の策定が課題となっている状況下での原発再稼働に反対します。・理由新潟県をはじめ、周辺自治体では実効性のある避難計画の策定が課題となっています。一たび事故が起きれば広範囲に多大な損害をあたえる原子力発電所の稼働にあたっては、周辺自治体の避難計画を伴うことが不可欠と考えます。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 17	<p>審査書案へのコメント・平成29年10月4日開催の第41回原子力規制委員会において審議がなされた、適合性審査の過程において得られた技術的知見のうち、「重大事故等発生時に使用済燃料貯蔵槽で発生した水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合には、当該悪影響を防止するために必要な手順等を整備すること」および「原子炉制御室の居住性を確保するためにブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、現場において、人力により容易かつ確実に閉止操作ができること」に関する審査結果の記載が洩れています。・2ページの(5)の2行目「以下「内部火災ガイド」という。」は削除すべきです。後段に当該略語の記載が無いから。(3ページの3行目「被ばく評価ガイド」についての記載も同様)・4ページの16行目、134ページの4行目等、305ページの12行目の「福島第一原子力発電所事故」は、他の記載箇所と整合をとるために、「東京電力福島第一原子力発電所事故」と記載すべきです。・16ページの1行目から3行目、6行目から8行目は、行間の間隔が不適切です。・18ページの12行目「片貝断層」のよみがなの記載が洩れています。・21ページの13行目「山本山断層」のよみがなの記載が洩れています。・25ページの2行目「2300」は、他の記載箇所と整合をとるために、三桁区切りで「2,300」と記載すべきです。(3行目等の四桁の数値も同様)・28ページの7行目の指数の全角の「-」は、他のページと同様に半角で記載すべきです。・29ページの丸数字4の7行目「不確かさ」：他の記載箇所の「不確かさ」との違いは何を意味しているのですか？・29ページの18行目「約10年経過」と25行目「10年後」との「約」の有無は、何を意味しているのですか？・30ページの丸数字1の1行目「重要度分類」は、「耐震重要度分類」のほうが適当では？・38ページの(7)の3行目「飯縄上樽cテフラ」は、初出のここでよみがなを記載すべきです。また、このテフラは、75ページの「飯縄上樽テフラ」と同一のものでしょうか？・38ページの(7)の4行目「中子軽石層」は、よみがなの記載が洩れています。・40ページの1行目「」は何を示しているのですか？また、半角の「-」は47ページ等と同様に全角で「-」とするべきです。・41ページの13行目「又は」は、「及び」と記載すべきでは？・41ページの13行目「上回るものの」は、「上回る号炉があるものの」などとしたほうが適当では？・43ページの1行目「柏崎」は、「観測地点「柏崎」」のことを指しているのですか？・43ページの2行目「発電所」は、「本発電所」のほうが適当です。・44ページの(12)の2行目「発電所」は、「本発電所」のほうが適当です。・45ページの(3)の3行目「発電所」は、「本発電所」のほうが適当です。・45ページの2.(1)の2行目から4行目は、行間の間隔が不適切です。・46ページの4行目「渡島大島」のふりがなの記載が洩れています。・47ページの最下行から上に4行目「T.M.S.L.」は、初出のここで略号の定義の記載が必要です。・48ページの最下行から上に5行目「以下「安全重要度分類指針」という。」は、削除すべきです。後段に当該略語の記載が無いから。・48ページの最下行から上に4行目「安全重要度分類」は、本略称の定義の記載が洩れています。(「指針」の「安全上の機能別重要度分類」のことか?)・50ページの最下行から上に2行目「発電所」は、「本発電所」のほうが適当です。・70ページの(2)の9行目「不確かさ」：「不確かさ」、「不確かさ」との違いは何ですか？・74ページの2.(1)の「原子力発電所に影響を及ぼし得る33火山」の定義は？(1.の16火山と17火山をたしたものか?)・76ページの(4)の2行目「四阿山」は前段に記載がなく唐突な感を受けるので、前段の74ページの1.(2)で「四阿山等の17火山」などと記載したほうが、わかりやすくなると思います。・85ページの最下行から上に2行目「0.01MPa」は、「abs」か「gage」のどちらでの値ですか？・88ページの15行目「敷地内」は「発電所敷地内」のほうが適当です。・90ページの13行目「クラス1」は、「安全重要度分類のクラス1」と記載すべきです。・91ページの10行目の半角の「-」は、102ページと同様に、全角で記載するべきです。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 18	<p>・ 318ページの最下行から上に1行目「原子炉冷却材再循環ポンプ」は、149ページで定義したとおり「再循環ポンプ」と記載すべきです。・ 322ページの11行目「未臨界にする」は、321ページの21行目と同様に、「未臨界状態にする」とするほうが適当と思います。・ 334ページの表の4行目「モータ」は、他の記載箇所と同様に、「モーター」と記載すべきです。・ 354ページの13行目「残留熱除去系(RHR)」: 略号の定義は、初出箇所の137ページで記載すべきです。・ 373ページの「開放し」は、372ページの記載にあわせて、「破裂し」とするほうが適当です。・ 373ページの脚注の「格納容器雰囲気気放射線レベル」: 485ページの定義では「格納容器雰囲気放射線レベル計」、どちらが正しいのですか?・ 393ページの16行目「静的触媒式水素再結合器」: 485ページの定義では「静的触媒式水素再結合装置」、どちらが正しいのですか?・ 397ページの表中の「効果に不確かさがある」: 406ページの表中の「効果に不確かさはある」との違いは何ですか?・ 410ページの8行目「取水口」は、海洋への流出箇所では無いのでは?・ 415ページの最下行から上に2行目「位置づける」、433ページのd.の最終行「位置づける」は、「位置付ける」の誤記ではないのですか?・ 436ページの脚注の1行目「東京湾平均海面」は、本略号が初出する47ページで記載すべきです。・ 450ページのi.の1行目「第10条特定事象」と457ページのg.の1行目「第10条事象」の違いは何を意味しているのか?・ 453ページの19行目「敷敷地」は、誤記です。・ 457ページのg.の1行目の半角の「第10条」は、他の記載箇所と同様に全角で「第10条」と記載したほうが適当。・ 457ページの脚注の法令の法令番号の記載が洩れています。・ 457ページの脚注の1行目「第七条第一項」は、他の記載箇所と同様に「第7条第1項」と記載したほうが適当。・ 457ページの脚注の2行目「表中イ」は、「表の中欄のイ」などのほうが適当。・ 460ページの丸数字1の2行目「緊急時対策所」は、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」のほうが適当と思います。・ 462ページの脚注の2行目「東京電力株式会社」は、他の記載箇所と整合をとるために、「東京電力」と記載すべきです。・ 464ページの2行目「6号炉及び7号炉中央制御室以外の場所」: 中央制御室以外の場所であっても、たとえば中央制御室に隣接している場所では、位置的分散が確保されないと思います。(5行目「原子炉制御室以外の場所に設置する方針」についても同様。)・ 464ページの最下行から上に3行目「外部からの」は、他の記載箇所と整合をとるために、「少なくとも外部からの」と記載したほうが適当です。・ 466ページの17行目「事故後」は削除すべきです。他の記載箇所と整合をとるために。・ 466ページの21行目「5号原子炉建屋」は、23行目の記載と整合をとるために「5号炉原子炉建屋」と記載すべきです。・ 466ページの23行目「5号中央制御室」は、「5号炉中央制御室」の誤記では?・ 466ページの最下行から上に7行目「安定ヨウ素剤」は、「安定よう素剤」のほうが適当では?・ 466ページの最下行から上に6行目「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は」は、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所においては」のほうが適当と思います。・ 467ページの14行目「緊急時対策所」は、9行目と同様に「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」と記載すべきです。・ 467ページの最下行から上に2行目「モニタリングポスト」と、453ページの4行目等の「モニタリング・ポスト」との違い(「・」の有無)は、何を意味しているのですか?・ 473ページの14行目「発電所外」は、「本発電所外」のほうが適当です。・ 479ページの最下行「発電所構内」は「本発電所構内」のほうが適当です。・ 480ページのf.の4行目「発電所」は「本発電所」のほうが適当です。・ 484ページの「内部火災ガイド」、「被ばく評価ガイド」は削除すべきです。本文に当該略語の記載が無いから。・ 485ページの略語等として「DG」、「JRC」、「OECD/NEA」、「UHSS」、「NUPEC」、「SNL」、「TQUV」の記載が洩れています。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 19	<p>審査書へのコメント・126ページの最下行から上に4行目「原子炉冷却材圧力バウンダリ・・・とすることとしている」は、「第17条」には規定されていない内容ではないのか？・127ページの8行目等の「機器及び配管」： 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令では、容器、管、ポンプおよび弁を総称して「機器」と定義しているのだから、ここでは「及び配管」は重複しており削除すべきだと思います。・131ページの2.(1)の9行目「7日間分」は、「7日間」のほうが適当だと思います。・137ページの12行目「RHR」は、初出のここで略号の定義の記載が必要です。・141ページの15行目「柏崎刈羽」は、他の記載箇所と整合をとるために、削除すべきです。・141ページの脚注15の1行目「日本原子力学会標準」は、「日本原子力学会のPRAに関する実施基準」のことですか？・167ページの1行目等の「不確かさの影響評価」： 160ページの3行目等の「不確かさ影響評価」に文言を統一したらどうですか？・186ページの4行目「格納容器限界圧力」は、他の記載箇所のように「原子炉格納容器の限界圧力の」のほうが適当だと思います。・194ページのb.の6行目「日本原子力学会標準」は、「日本原子力学会のPRAに関する実施基準」のことですか？・212ページの16行目「2.0MPa」は、「abs」か「gage」のどちらでの値ですか？・225ページの17行目「2.0MPa」は、「abs」か「gage」のどちらでの値ですか？・233ページの最下行から上に6行目の半角「+」は、223ページ等と同様に全角で記載すべきです。・244ページのf.の1行目の半角の「%」は、他の記載と同様に全角で記載すべきです。・246ページの11行目「OECD-MCCI 実験」、293ページの16行目「OECD-MCCI 試験」、295ページの最下行から上に6行目「OECD MCCI 試験」のそれぞれの違いは、何を意味しているのですか？・251ページの第一段落の想定事故1、想定事故2の定義の記載は、初出箇所の136ページ（17行目）で記載すべきです。・251ページの4行目、6行目の「以下」： 398ページの1行目、3行目の「以下」と対象範囲が異なるのであれば、その旨の記載が必要です。・276ページの最下行から上に6行目の文頭は、一字下げたほうが適当です。・282ページの18行目「SAFER コード」は、他の記載箇所と同様に、「SAFER」と記載すべきです。・286ページの丸数字3のa.の1行目「原子炉設置変更許可申請書」は、1ページで定義した略号で「本申請」と記載するのが適当です。・286ページの最下行から上に6行目のパーセント記号は、全角が半角に統一すべきです。・290ページの4行目「原子炉停止機能喪失」時の有効性解析が対象とする燃料被覆管温度の高温範囲（1,000 付近まで）に対して、適用性の説明が十分ではなかった」は、5行目以降に規制委員会の指摘事項として記載すべきものだと思います。・291ページの1行目「リウエット開始時刻」、3行目「リウエット開始予測時刻」、9行目「リウエット時刻」のそれぞれの意味の違いは何ですか？・295ページのc.の7行目「FCIの知見」は、「FCI 実験の知見」のほうが適当だと思います。・295ページの最下行から上に2行目「PWR」は、「PWR プラント」のほうが適当だと思います。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 20	<p>審査書案 P 4 8 ~ 防潮堤の液状化について、審査書案には、「液状化解析の結果、... 荒浜側防潮壁が損傷し、津波防護施設として機能が期待できず、津波が荒浜側防潮堤内に流入する可能性があることも示した。」とある。基準津波に対し、1 ~ 4号機のある荒浜側は、津波の防護が期待できず、1 ~ 4号機と周辺施設が水没することが前提となっている。1 ~ 4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至るおそれがある。6・7号機の審査よりも、1 ~ 4号機の安全確保を優先すべきである。審査書案 P 4 6 1 ~ 免震重要棟は、中越沖地震の際に、予定していた指揮所の扉が開かず、物が散乱して使い物にならなかったことから、新潟県の要請を受けて、東電が柏崎刈羽原発3号機近くと福島第一原発に設置したものである。国会事故調査委員会に呼ばれた当時の東電清水社長は、「もし、あれがなかったらと思いますと、ゾッとするくらいのごさいます」と答弁している。地震による事故時の指揮所が免震構造でなければならないことは、福島第一原発事故の大きな教訓の一つであり、そのことを東電自身が最もよく理解しているはずである。基準規則 61 条は、緊急時対策所について、「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと」を要求している。緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことであり、そのためにも、免震機能を必須とすべきである。柏崎刈羽原発6・7号機については、基準地震動及び基準津波に対しても機能が維持できる免震構造をもつ緊急時対策所を設置すべきであり、そうでない限りは許可すべきではない。現状の5号機建屋内の緊急時対策所については、免震構造ではなく、また6・7号機に対して近すぎるという問題もあり、これを緊急時対策所として認めるべきではない。審査書案 P 4 0 7 ~ 発電所外への放射能拡散を抑制するための設備及び手順等について、基準規則第 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において、「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としているが、東電の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすというだけであり、格納容器下部の破損による原子炉冷却水の流出と、それが高濃度汚染水という形で、施設外への放射性物質の異常な水準の放出をもたらす事態についての対策は何もない。東電が海洋への放射能拡散防止対策として設置する設備に挙げている汚濁防止膜等は、放水砲の水の拡散防止対策であり、溶融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできない。福島第一原発事故の実態を踏まえると、基準規則第 55 条は、溶融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の建屋外及び海洋への拡散を防止するための設備も要求していると解するべきであり、そのような設備がない状況で許可をすべきではない。審査書案 重大事故対処設備について「代替循環冷却」に用いる復水移送ポンプや復水補給水系配管・弁など、「重大事故対処設備として位置づける設備」の一部の設備で耐震クラスがBクラスであることは、重大事故等対処施設が基準地震動による地震力に耐えるよう要求する基準規則第39条に反する。よって許可すべきではない。審査書案 重大事故対処設備のうち可搬式設備のアクセスルートについて重大事故対処設備のうち、可搬式設備のアクセスルートは複数確保することになっているが、地盤変動や降下火砕物（火山灰）等により、複数が同時に使えなくなる可能性が否定できない。この場合の対処方針と有効性が確認されない以上、許可すべきではない。審査書案 火山の降下火砕物対策について降下火砕物については、規則改定により、濃度が 100 倍規模に跳ね上がるが、これを反映した審査をしていない現状では許可すべきではない。審査書案 P 2 6 ~ 熊本地震では短時間の間に強い揺れがくり返し発生した。原発の耐震設計では、一回の基準地震動に耐えればよいことになっている。中越沖地震でも柏崎刈羽原発において、東電の評価で本震の3割程度の余震が観測された。配管の金属疲労はくり返しの荷重により発生することによってその影響が蓄積していくが、基準地震動に匹敵する揺れが2度発生する場合や強い余震の影響は全く考慮されていない。このような考慮を入れた評価が行われない限り許可すべきではない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 21	<p>【審査書案】に対して、 5 ページ 1. 組織 ・ 福島第一原発事故について、「安全に関わる組織が分散していたため」「横断的な課題への取組みが遅延した」とは安易な反省だ。いまだ訴訟での答弁も社会的な合意が得られていず、また、当時のトップ 3 名は、司法の場にあり、自らの責任も明らかにしていない。企業としての組織的・社会的責任は果たされていない。「技術的能力指針」との適合性から言えば、東京電力の現状は、「技術的能力」以前の課題を抱えており、「技術的能力」の視点から組織の適合性を検討する段階にない、と言える。「審査適合」とすべきではない。 7 ページ 4. 品質保証活動体制・2011 年 3 月 11 日以前は、「保証活動」は「安全神話宣伝」活動となっていた。「安全神話活動」を生み出さない活動を行なうべきである。 13,37 ページ・ 地元研究者の声に真摯に向き合うべき。敷地及び敷地周辺における地質調査の結果、「地質は、中期更新世の古安田層( 1)、( 1 MIS7 と MIS6 の境界付近以前の堆積層)が加わったが、従前には安田層と分析されていたものである。東京電力は、新たに「刈羽テフラ」(と"相似"したテフラ)を発見し「古安田層」とした。東京電力の評価を「適切」と評価した規制委の根拠はどこにあるのだろうか。規制委員会は、東京電力が、過去に地元の研究者の研究結果の報告を無視して 2011 年 3 月 11 日発生の地震対策を怠った、との経緯がある事を忘れ去ったのだろうか。東京電力に対する「後期更新世の評価を免れる為ではないか」という疑念は消えない。ポーリング調査を重ね、意見を提出してきた地元研究者の声を真摯に受けとめ、科学的な結論を示していただきたい。・また、火山灰の評価は、「第 4 紀の降下火砕物の層厚」を求め、東京電力もそのような設定をしている評価となっているが、原子力規制委員会が、地層の地震動にあつては、「第 4 紀における震源を策定する地震動」を求めず、東京電力も設定していない事は一貫性がないように思うが、どう考えるのか。地震動も火山活動とも連携しうる自然活動で火山灰と同様に扱う事は自然であり、学説的にもそうあらねばならないと考える。「後期更新世以降を対処する""意図的""限界」は克服しなければならない課題ではないだろうか。 16~17 ページ 「2.(1) 震源として考慮する活断層」中、「震源として考慮する活断層ではない」のすべての断層について、「震源として考慮する活断層ではない」と評価することはできず、「考慮していただきたい」また、「深部に及んでいない」とする反射法地震探査法の結論は、結果が信頼できる震度には限りがある。「及んでいない深部」と断定する深さはどの位から明らかにすべきである。・柏崎刈羽原発の敷地及び敷地周辺の地層運動はいまも活動途上にあり、止む気配がない。地元の不安は絶えないのが現在である。「2.(1) 震源として考慮する活断層」中、「震源として考慮する活断層ではない」のすべての断層について、「震源として考慮する活断層ではない」と評価することはできず、「考慮していただきたい」。また、反射法地震探査法により「深部に及んでいない」、「褶曲構造」を観察し信頼性ある判定を得る深さには、限りがある。そのような表現をするべきだ。例えば、「_m までは及んでいないが、_m を超えてはわからない」 「第 4 紀地層に地すべり性と判断される複数の断層」とあるが、「地すべり性」であるとする根拠を示すべきである。 34 ページ 「荷重の組み合わせと許容限界、」短時間に繰り返される揺れを想定すべきである。金属疲労は繰り返しの荷重によってその影響が蓄積する。熊本地震では、短時間に強いゆれがくり返し発生した。基準地震動に匹敵する揺れや強い地震が複数回発生した場合の影響評価が全くされていない。【本審査書案にない問題】について、・高濃度汚染水の放出防止・拡散防止策がない福島第一原発では、いまも大量の汚染水が発生し、苦慮している。柏崎刈羽原発はその数倍にも及ぶ。国際的な影響もある。にもかかわらず汚染水対策が立てられていない。・原子力防災計画について、適切で実効性があるかどうか確認する法的手続きがなく、また、審査の対象となっていないことは、重大な欠陥である。・要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、実効性がある避難計画が立てられていない。また、避難は被ばくをすることが前提となっている。恥ずかしいことではないか。・免震構造の重要性は、福島原発事故で教えられた教訓の一つである。5号機の緊急対策所では、その果たせる機能は限られている。免震重要棟がない施設は、欠陥であり、「審査適合」とすべきではない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 22	<p>柏崎東京電力原子力発電所の再稼働に当たり原子力規制委員会がその稼働責任者として東京電力は適任と判断したことについて私は再稼働の責任者として東電は不相当であり柏崎原子力発電所は再稼働すべきではないと確信しています。今回の衆議院解散総選挙は安倍総理が北朝鮮のミサイルおよび核実験を脅威 国難と判断して国民の信を問いたいとして行いました。この安倍政権の判断は誤りで国民に不安と混乱を招きました。この国難を解決する唯一の方法は北朝鮮との話し合いであり外交努力です。北朝鮮が米韓日の制裁 軍事的圧力に対して日本での標的は在日米軍基地と原発と言っており 国民の不安を取り除くのは原発を止めることであることは言うまでもありません。ここで東電の原発再稼働を認めることはできません。この国難を東京電力を含む電力会社に任せることは笑止千万である。国民の安心命はそれ程軽いものではない。次に東電は福島原発事故の当事者であり まだ福島原発事故は終わっていないのです。東電が再稼働の責任者として適任と判断するのは早すぎる。デブリの取り出しが出来ておらず 事故原因の究明も進んでいないのに何故再稼働できますか？汚染水の流出防止のための原発を囲む凍結壁の稼働について完成して稼働開始としながらも汚染水のコントロールする井戸の不備で汚染水は半年以上海に流れていたということが判明しており凍結壁の不具合を隠すための操作とも考えられる事態が起きている。それでも東電を信用しろとは言えない。次に柏崎原発の地震対策について 2004 年の新潟地震で柏崎原発では原発本体と変電所部分に亀裂が入り 火災が発生した。このことは原発敷地内に断層があるということであり、原発立地の条件として敷地内に断層がないことを満たしていないことから原発は稼働してはいけな。昨年の熊本地震に見られる通り地震が少ないと見られた地域で大きな地震が発生しており この経験を無視することはできません。更に原発の使用済み燃料棒の保管について柏崎原発は 2210 トンもの使用済み燃料棒を持ち保管能力はあと 3 年しか無い もし再稼働してもすぐに停止しなければならずその対策が決まってから再稼働を実施すべき。もしその使用済み燃料棒の保管がずさんになれば二次 三次の災害も起こりかねない。国は放射性物質の保管について足りないという原発行政の問題を先延ばしせずに結論を出すべきであり 東電一社で解決できるものではありません。もっと言えば東電の事故当時の幹部についての責任を問う裁判が行われており 東電が適任かどうかはこの判決を見てから判断べきと考えます。今まで述べたどの問題も東電が適任という結論が出せるものではなく国の判断すべきものである。もし今国が判断できなければ再稼働延期が妥当と考えます。原発関連省庁においても既に原発より再生エネルギーというのが常識であり ドイツ 中国 台湾 韓国 ベトナム どこの国を見ても 安全 安心 技術革新の希望が持てるエネルギー かつ安価エネルギーが再生可能エネルギーであることは偽りのない事実です。東電のために また核開発のために原発を継続することは国を滅ぼすこととなります。</p>
1102E 23	<p>&lt;意見&gt;東京電力が原子炉設置者として適格性があると認めた理由を市民にわかりやすく説明してください。また、柏崎刈羽原子力発電所における安全な廃炉技術を有しているか明確に示してください。&lt;理由&gt;原子力発電所の運転主体としての適格性を考えた時、廃炉についても当然に考慮する必要があります。廃炉作業は相当長期に渡ることから、原子炉設置者は最後までその責任を全うする必要がありますが、東京電力が回答文書等において確約した取り組みの中に廃炉への言及がなく、設置者としての適格性を確認する上で、安全な廃炉技術について明示する必要があると考えます。</p>
1102E 24	<p>審査書案 2 5 ページ III - 1 . 1 基準地震動 4 . 基準地震動の策定 ( 2 ) 震源を特定せず策定する地震動は敷地に共通の地震動とすべきであるが、丸数字 1 大湊側基準地震動に限定した地震動とされており、限定的な表現を取り止めてはどうか。</p>
1102E 25	<p>審査書案 5 3 ページ III - 3 . 2 耐津波設計方針 2 . 基本事項 ( 4 ) 丸数字 2 高潮による水位変動「観測地点「柏崎」における至近 61 年の潮位観測記録に基づき高潮の発生状況の調査及び高潮のハザードの評価を行い、基準津波の超過確率を踏まえ、再現期間 100 年の高潮を算定し、これと基準津波との重畳を考慮する。」とあるが、「再現期間 100 年の高潮を算定し、これと基準津波との重畳を考慮し裕度評価する」が適切なのではないか。事業者実施の耐津波設計方針 ( 5 条 - 別添 1 - II - 1 - 51 ) では、「基準津波による水位の年超過確率は、10-4 10-5 程度であり ( 中略 ) 外郭防護の裕度評価において参照する」としている。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 26	<p>本件原発の申請者について、原子力規制委員会は経理的基礎があると認めているが、申請者は福島第一原発事故の収束・廃炉費用、賠償費用を自らでは賄えず、国の支援を受け、さらに、全国の消費者が支払う電気料金にもその費用を上乗せしようとしており、本来は破綻している会社である。原子力規制委員会は、「増資、内部留保等による資金の確保がなされている」とするが、仮にも資金に余裕があるのであれば、未だ決して十分ではない福島第一原発事故の収束・廃炉費用、そして被害者への賠償費用に充当すべきであって、柏崎刈羽原発を動かすための経理的基礎があるとは決して認められない。よって、法の要件を欠くため、本件申請を許可しないよう求める。</p>
1102E 27	<p>審査書案 70 ページ III - 4 . 2 . 1 竜巻に対する設計方針 2 . ( 3 ) 設計竜巻の最大風速等の設定審査書には、『( 申請者は ) 設計竜巻の特性値の設定に当たり、米国原子力規制委員会 ( NRC ) の基準類を参考としたモデルを用いる』と記載されている。原子力発電所の竜巻影響評価ガイドを参照すると、解説 3.4.2.2 に米国 NRC の基準類を参考としてランキン渦モデルを仮定して竜巻特性値を設定した例が示されているが、申請者の説明資料 ( 平成 29 年 9 月 12 日ヒアリング資料 資料 1 ) を参照すると、竜巻特性値の設定に用いている竜巻風速場モデルはフジタモデル DBT-77 である。審査書に記載のある『米国原子力規制委員会 ( NRC ) の基準類を参考としたモデル』を『フジタモデル DBT-77』と記載を明確化すべきである。</p>
1102E 28	<p>審査書案 109 , 117 , 118 ページ III - 7 溢水による損傷の防止等( 第 9 条関係 ) p.117 「 5 . 溢水防護区画外で発生した溢水に対する流入防止に関する設計方針」について、「防護対象設備が設置されている溢水防護区画については、溢水防護区画外からの溢水に対する流入防止を講じる設計方針であることが必要である。」とあるが、内部溢水影響評価ガイドでそのような要求とはなっていないため削除すべきではないか。申請者は、補正書において「溢水防護区画を内包する建屋外で発生した溢水の溢水防護区画への流入を防止する」旨を記載しており、p.109 の審査項目でも「 5 . 溢水防護区画を内包する建屋外で発生した溢水に対する流入防止に関する設計方針」となっていることから、本項は溢水防護区画を内包する建屋外で発生した溢水に対する溢水防護区画への流入防止に関する設計方針について記載するのが妥当であり、タイトルを「 5 . 溢水防護区画を内包する建屋外で発生した溢水に対する流入防止に関する設計方針」に見直し、内容もそれに相当するものにしてはどうか。</p>
1102E 29	<p>柏崎・刈羽の原発再稼働反対する意見を書くと、なぜ半角カタカナが入っていると受け付けないのか不思議でなりません。</p>
1102E 30	<p>「受付番号 201711020000456409」で意見提出したが、意見の提出箇所についての記載がなかったため、以下のとおり再提出するものです【確認結果案の全ページについて】&lt;意見&gt;東京電力が原子炉設置者として適格性があると認めた理由を市民にわかりやすく説明してください。また、柏崎刈羽原子力発電所における安全な廃炉技術を有しているか明確に示してください。&lt;理由&gt;原子力発電所の運転主体としての適格性を考えた時、廃炉についても当然に考慮する必要があります。廃炉作業は相当長期に渡ることから、原子炉設置者は最後までその責任を全うする必要がありますが、東京電力が回答文書等において確約した取り組みの中に廃炉への言及がなく、設置者としての適格性を確認する上で、安全な廃炉技術について明示する必要があると考えます。</p>
1102E 31	<p>審査書案 p.19 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動において、F-B 断層 ( 36 km ) による地震を取り上げているが、渡辺満久氏らの指摘によるところの佐渡海盆東縁断層 A ( 50 km 以上 ) も合わせて取り上げるべきである。佐渡海盆東縁断層 A ( 50 km 以上 ) は中越沖地震を引き起こしており、F-B 断層は佐渡海盆東縁断層 A ( 50 km 以上 ) から派生しているとされている。佐渡海盆東縁断層 A ( 50 km 以上 ) が動いた場合、M7.5 程度以上の地震が起こるとされ、2007 年の中越沖地震は幸運にも本来考えられる規模のものより小さかったと考えられるとのことである。申請者は福島第一原発事故の当事者であり、二度と活断層の見落としや過小評価はあってはならない。活断層研究 33 号 27 ~ 37 2010 佐渡海盆東縁断層と 2007 年中越沖地震渡辺満久*1 中田 高*2 鈴木康弘*3<a href="https://www.jstage.jst.go.jp/article/afr/2010/33/2010_27/_pdf">https://www.jstage.jst.go.jp/article/afr/2010/33/2010_27/_pdf</a></p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 32	<p>2 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力：技術者の労働契約重大事故時や武力攻撃、意図的な航空機の墜落などの時には、多数の作業員が放射線量の高い環境の中で、過酷な作業に従事しなければならない。そのような作業は、警察・消防・自衛隊など生命の危険を伴う作業と同等である。そういう職業に従事する人々に対しては特別な労働契約が必要である。そのような労働契約を行わない状態では、審査内容に実効性はない。（理由）福島第一原発事故の際に、多くの作業員が吉田所長の意図に反して第二原発へ避難するという出来事があった混雑が見られた。それは、重大事故発生を想定しない作業条件であったからである。現在の規制は重大事故対処を全面的に電力会社運転員に要求している。労働安全衛生法第 25 条には、「事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない」と規定している。また、それを補完する通達（昭 47.9.18 基発第 602 号）には、「本条は事業者の義務として、災害発生の緊急時において、労働者を退避させるべきことを規定したものであるが、客観的に労働災害の発生が差し迫っているときには、事業者の措置を待つまでもなく、労働者は、緊急避難のため、その自主的判断によって当然その作業場から退避できることは、法の規定を待つまでもないこと」と記載されている。原発の重大事故対処作業として審査書の中で想定されている労働条件はまさしくこのような環境であり、通常のプラント運転に係る労働条件とは格段に異なる。当然現場の労働契約を改めなければ審査書が予定している重大事故対処作業は実現不可能である。4-1.2.1.3 全交流動力電源喪失代替原子炉補器冷却系として可搬式熱交換器ユニットを手動で接続し、それによってサプレッション/チャンバーの熱水を冷却することを計画している。それは、装置としての信頼性が低いばかりでなく、作業員にも過酷な手動操作を要求することであり、きわめて信頼性が低い。格納容器内に噴射する水は、放射能を含まない水を供給すべきである。その上、格納容器内の水噴霧は水蒸気爆発の危険があるので、適切ではない。理由 可搬式ユニットは、それ自体信頼性が低い。その上、高温でかつ放射線量の高い熱水を格納容器ドライウエル内に放射することはさらに放射線レベルの高い空間を多く作るようになって望ましくない。4-4.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備及び手順等 p.368 格納容器の過圧破損を防止するために、「格納容器圧力逃がし装置」いわゆる「フィルタベント設備」が設けられている。そして、この装置をバイパスして格納容器内容物を大気に放出するバイパスライン（耐圧強化ベント）が設けられていて、これを閉鎖する意思がないと説明されていた。審査書では不明であるが、もし残しているなら、バイパスラインは撤去すべきである。[理由]「耐圧強化ベントライン」はもともと設置されていて、福島第一原発事故後に「フィルタベント設備」が追加された（東京電力「フィルタベント設備について」2015年5月27日、p.2 <a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/599/793/No.23,1.pdf">http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/599/793/No.23,1.pdf</a>）。フィルタベント設備は、直接格納容器の内容物を放出しないために事故後に新設されたものであり、旧来の設備を廃止するためのものであった。4-4-15 計装設備及びその手順等 p.431 水位計は改善が必要である。現在の水位計は冷却機能を失ったときに水位計測不能に陥り、重大事故対処を不能にする。（理由）審査書は依然として旧来の「差圧式水位計」を使用するとしている。このタイプは、福島原発事故の際に、基準水位面が蒸発して水位が TAF 以下になっても、TAF 以上と誤解させて、大災害への誘因の一つとなった。この水位計を交換しなければメルトダウンに至る重大事故に対処できない。</p>
1102E 33	<p>受付番号「201711020000456423」の再送（提出データがエラーにより保存できなかったため、念のため同内容を再送。重複の場合は破棄ください）審査書案 53 ページ III-3.2 耐津波設計方針 2.基本事項（4）丸数字 2 高潮による水位変動「観測地点「柏崎」における至近 61 年の潮位観測記録に基づき高潮の発生状況の調査及び高潮のハザードの評価を行い、基準津波の超過確率を踏まえ、再現期間 100 年の高潮を算定し、これと基準津波との重畳を考慮する。」とあるが、「再現期間 100 年の高潮を算定し、これと基準津波との重畳を考慮し裕度評価する」が適切なのではないか。事業者実施の耐津波設計方針（5 条-別添 1-11-1-51）では、「基準津波による水位の年超過確率は、10<sup>-4</sup> 10<sup>-5</sup> 程度であり（中略）外郭防護の裕度評価において参照する」としている。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 34	<p>添付 1 申請者の適格性 審査書案の添付 1 には、原子力規制委員会が経営者と意見交換したこと、現場職員と意見交換したことなどを根拠として、東京電力が原発の運転において適格性があると判断した旨述べられている。筆者は下記の理由で、このような手法で適格性を判断することが不適切であると考え。理由 1 . 事故は、原発プラント内外の物理的・化学的な自然の外力あるいは敵意を持つ者による外力によって発生するのであり、経営者や現場職員たちの主観的努力で防止できる範囲は限られている。現に、福島事故に係る損害賠償請求の裁判において、東電の経営者たちは事故の責任を否定している。また、裁判の被告側証人として意見書を提出している原子力工学の専門家たちは、「原子力プラントにゼロリスクを求めるのは間違いだ」と主張している。このような事実を鑑みれば、経営者や現場職員との意見表明が原発の安全を保証するということはできない。2 . 東京電力は民間の営利企業である。たとえば、川村会長は就任直後に「社員に対して稼ぐ意識を高める」ことを強調している（『日本経済新聞』2017 年 7 月 14 日）。一方、東京電力が原発の稼働率を上げるために検査結果を隠ぺいしたり、経済上の理由で安全対策を省略したりした例は、福島事故以前にも以後にも発生している。 - 2000 年に GE の技術者が内部告発したことに端を発して、1986 年以降の計 29 件の検査結果の事実隠ぺいや虚偽報告が明らかになり、2002 年には東京電力の全原発が停止され、歴代経営者が退任した。 - 2008 年 3 月東京電力の土木調査グループが、シミュレーションの結果福島第一原発に襲来する津波高さが 15.7m に達する可能性を報告したが、武藤氏・吉田氏が、それより低い土木学会の予測値を採用して対策を先送りするように指示した（添田孝史『原発と大津波 警告を葬った人々』岩波新書、2014 年、p.100）。 - 2013 年に東電社内で柏崎刈羽原発の免震重要棟の耐震性能を確認したところ、7 つの基準地震動のうち、5 つで耐えられないという結果を得た。しかし、そのことを曖昧に報告したために、2017 年の審査会合で結果が違つと指摘された（「柏崎刈羽原子力発電所免震重要棟の耐震性について」『東京電力通信』臨時号 <a href="http://www.tepco.co.jp/niiigata/images/orikomi_201704_01.pdf">http://www.tepco.co.jp/niiigata/images/orikomi_201704_01.pdf</a>）。現申請では、5 号機建屋内緊急対策所は耐震構造であつて免震構造ではない。民間の株式会社の本性として、二兎を追うことは無理である。だからこそ、細かい客観的規制を課して逐一確認することが規制委員会に託された使命である。それを被規制者の主観的善意に依拠してはいけぬ。3 . 東京電力は他の電力会社以上に経済至上主義に陥りやすい状況にある。福島事故の処理と賠償費用 21.5 兆円のうち、16 兆円を毎年 5 千億円の利益を上げながら返済していくとしているためである（『朝日新聞』2017 年 6 月 24 日および『日本経済新聞』前掲記事）。日本国内で年間 5 千億円の利益を稼いでいる企業は数社しかなく、2017 年 3 月期の決算ではどの電力会社も、はるかにそのレベルを下回っている。自由化に転じたばかりのユーティリティ市場で東京電力のみがとびぬけた利益率を得られるとは考えにくい。その環境で 30 年を超える期間に渡つて高利益を維持するということには、さらに強い利益至上主義が働く恐れがある。現にその利益改善の主要な柱として、ほかならぬ柏崎刈羽原発の再稼働が挙げられている（『朝日新聞』前掲記事）。したがって、一歩退いて慎重な安全配慮が尽くされているかが疑われても不思議ではない。本来であれば、東京電力を破綻処理して、まったく異なる事故処理のスキームを構築する必要があるのではないか。4 . 法治国家の行政府としての規制委員会は、客観的な規制法規に基づいて一つひとつの箇条の適合性を審査すべきであつて、経営者や従業員の主観的意思表示に依拠すべきではない。経営者自身が虚偽を働いた例は枚挙にいとまがない。最近の例では東芝の会長と社長が粉飾決算を社員たちに命令し、それが内部告発によって発覚してからも、監査法人や第 3 者委員会を抱き込んで 1 年以上真因（ウェスチングハウスによる巨額損失）を隠ぺいすることが行われた。東京電力の約束を保安規定に記載して、規制委員会が審査し履行の監督をすると述べているが、その規制行為を実態化することが詳細な規制箇条を規定して、逐一確認していくという行為を抜きに考えられない。また、「履行の監督」の実務内容が明示されていないが、現在同時に進められている検査手続きを事業者の自主的な実行と責任に委ねるとしている方向性とも矛盾している。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 35	<p>4-4.18 緊急対策所及びその居住性等に関する手順等 p.450 緊急対策所は免震構造であるべきである。p.470 に規制員会が申請者の取り下げに同意したことを述べている。その上で「居住性が確保されていること等を確認した」と言っているが、免震性こそが居住性の必要条件であり、この判断では審査を尽くしたとは言えない。（理由）免震重要棟の必要性は、ほかならぬ柏崎刈羽原発と福島第一原発で清水社長以下経営者たちが痛感したと言っている。福島第一原発事故の際には、3月までのテレビ電話における発話数は合計 3万 4432 回で、そのうち吉田所長の発話数は 5559 回である。そして、同所長は事故発生から 72 時間の後に精魂が尽きて、休憩に入ったという（NHK スペシャル『メルトダウン』取材班『福島第一原発 1 号機冷却「失敗の本質」』2017 年、p.228）。事故が大地震をきっかけに発生した場合、初期の緊迫した時期は余震が頻りに襲ってきて、もし免震機能のない部屋で最大の緊張を強いられながら、多面的な状況認識と敏速な判断を強いられたら、だれしもミスを犯すであろう。そのような危機を乗り越えるためには少しでも冷静が保てて、外乱のために神経が乱されることを防ぐ環境が必要である。すでに、その必要を痛感したと言いながら、従業員の作業環境に思いが至らない経営者に管理能力があるとどうして言えようか。添付 1 申請者の適格性東電は、原発安全に関して市民への透明性を配慮する姿勢が不足している。政府事故調や国会事故調の調書を吉田所長のもの以外非公開としている。原発事故時に運転者たちの組織の情報共有がどの程度可能で、どういう限界があるかを検討する重要な資料をプライバシーなどの二義的な理由で秘匿するのは、専門家としての社会的使命を全うしていないというべきであり、そのような組織は原発という社会的被害規模の大きい産業プラントを運転する資格がない。理由 1. フランスのパリ国立高等鉱業学校の研究チームは、吉田調書 400 ページすべてを翻訳して、原発事故時の教訓としている。それは、事故時の情報共有の失敗が福島原発事故の教訓だという認識に基づいている（NHK スペシャル『メルトダウン』取材班『福島第一原発 1 号機冷却「失敗の本質」』講談社現代新書、2017 年、p.44）。当事者の認識を述べているそれぞれの調書は、事故時の人間の情報共有についての得難い資料である。それを秘匿しておいて広く共有する気持ちのない企業は市民と共生する社会的存在を自ら否定していると言わなければならない。2. 福島原発事故時の 3 月 11 日午後、中央制御室内の運転員はアイソレーション・コンデンサー（IC）が止まっていることを認識していたが、免震重要棟の吉田所長は IC が動いていると思い込んでいた。そのような情報の行き違いが、情報が錯綜しているときには起こりやすいことを、多面的に研究しなければ、単なるハードウェアの強度や制御を規制しても、事故対策としては片手落ちになる。運転員の心理や組織の運営方法に踏み込んだ研究が必要である。3 設計基準対象施設全般 基準地震動の見直しと材料の許容応力現在の審査は、新規制基準への適合性を確認しているが、基準地震動と材料の許容応力の関係があまりにも大きく変化しておりこれでは安全性が保てないと考える。現在工業界では、神戸製鋼所が出荷した金属材料の強度試験結果が JIS で規定された強度を満たしていないことが大きな社会問題になっている。しかし、それらの材料を加工して製品を作った自動車メーカーや航空機メーカーなどは「安全上の確認をしたが実質上の問題はない」としている。つまり、材料設計において、安全率（たとえば 3 倍の余裕）を持っていたものが、10%強度不足でも、安全率が 2.7 倍であれば、設計上大きな不安はない。つまり、負荷条件の変更がなければ、大した強度上の問題にはならない。一方、この度の柏崎刈羽原発の安全審査における基準変更は、建設時と現在との比較において、外力による負荷の違いがあまりにも大きい。設計基準地震動は、建設時 450Gal であつたのに対して、現在の審査値は 2300Gal である。そして構造物は、一度そのような荷重を経験して塑性変形やコンクリートのクラックが生じて劣化していることが当然予想される。基準地震動が 5 倍（2300Gal 対 450Gal）も増え、しかも、一度そのような荷重に曝された設備が健全であるとは技術の常識では考えられない。神戸製鋼所の材料を使用した製品は今後定期検査の機会ごとに交換していくという。そういう工業界の慣行から考えれば、柏崎刈羽原発を再使用すること自体に危険が存在する。</p>
1102E 36	<p>審査書案 p.38 本件原発の敷地内断層についての検討で、古安田層の堆積年代は中期更新世とし、将来活動する可能性のある断層等に該当しないとしているが、柏崎刈羽原発活断層問題研究会は火山灰の年代や地形・地層の成り立ちから 12 ~ 13 万年前以降に活動した可能性がある」と指摘している。この問題については疑念が残されたままであり、火山学の専門家も含めて審査をし直すべきである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 37	地震や津波対策を怠り過酷事故を起こした東電に柏崎刈羽原発の運転をする資格はない。他の再稼働している原発と同様に避難計画がありません。原子力防災計画が適切で実効性があるかどうかを確認する法的な手続きがなく、避難経路など実効性のある避難計画はなく。冬場は雪により避難は不可能。福島第一原発の廃炉に多額がかかる中で、柏崎刈羽原発に対する事業者責任を全うできる見込みがないので、運転を再開することはできない。避難計画は新潟県が独自で検証を行っており、その結果を待つべきです。地元の検証なくして再稼働はもってのほかです。
1102E 38	日本の技術力の停滞について鑑みるに、全てにおいて、原子力発電事業は継続不可であり、今からでも原子力発電事業をやめるべきである。福島第一の事故のような事起こしても、事故収束に向かうことが出来ない電力会社に担わせる事は日本を、もう二度と人間が住めない土地にし、海を汚し国際的に被害を及ぼし、いつか日本は世界地図から消されてしまうかもしれない。
1102E 39	そもそも経済的合理性もなく事故時の追加費用が天井知らずな原発は使用をやめるべきだが、地震や津波対策を怠り過酷事故を起こした東電に柏崎刈羽原発の運転をする資格はない。
1102E 40	既に過酷事故を起こしている東京電力に再稼働する資格はない。
1102E 41	甚大な被害を出した福島第一原発事故の責任も取らず、事故後の処理もめどが立たぬ現状で、その事故の一番の当事者である東京電力に原発再稼働の資格はありません。柏崎刈羽の再稼働は認めることができません。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 42	<p>1 . &lt; 意見募集対象から外れた「別紙 1」 &gt;10 月 4 日の原子力規制委員会の配布資料「資料 1 - 1」では、「 当委員会は、本申請について・・・準用する同法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙 1 のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、科学的・技術的意見の募集を行うとともに、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。」とあります。また、「 2 . 意見募集の実施」では、「 別紙 1 添付 1 の確認結果案及び添付 2 の審査書案に対し、科学的・技術的意見の募集を行う（審査書案の確定後 3 0 日間）」とあります。質問 1 「別紙 1」は、今回の法令に規定する「許可の基準への適合について」の審査結果案をまとめたものではないのですか。募集前日まで募集対象であったまとめ案の「別紙 1」を、意見募集しないとした理由を説明してください。質問 2 「別紙 1」が意見募集対象外になったため、許可基準である「経理的基礎」の適合審査結果案の意見募集も対象外となってしまいました。「経理的基礎」の適合審査結果案の意見募集も対象外とした理由を説明してください。質問 3 「添付 1」の「東電の適格性審査」は、炉規法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項各号のいずれに該当する審査ですか。該当しないとすれば、適格性審査をなぜ実施したのですか、その法的根拠を説明してください。質問 4 法令に基づく許可基準にはない「適格性審査」を意見募集した理由を説明してください。質問 5 法令に基づく「経理的基礎」の適合審査結果及び「適合審査結果」案をまとめた「別紙 1」の意見募集は、いつ行うのですか。行わないとすれば、その理由と根拠を説明してください。質問 6 法令に基づく「経理的基礎」の適合審査結果及び「適合審査結果」案をまとめた「別紙 1」の意見募集を行わず、法令に基づかない「適格性審査」結果（案）を意見募集した理由を説明してください。2 . &lt;「添付 1」の「東電の適格性審査」について&gt; 規制委員会「基本的考え方（別添 1）」「 1 . 福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所の運転をする資格は無い。」質問 1 事故から 6 年が経つのに汚染水の流出は止められず、貯蔵タンクは増え続けています。汚染地域の除染も されず放置されたままです。汚染物の貯蔵も放置されたままが東電の実績です。無限責任のある損害賠償 においては、損害賠償の減額、打ち切りと被害者を切り捨てているのが現状です。被害者の不満は各地の 裁判となっています。これが東電の覚悟と実績です。事故炉処理の高線量下での作業を強いられているのも作業員の方々です。これらの実績から東電は、原発を運転する資格があるとどうして言えるのですか。「 2 . 福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない。」の回答として、東電小早川社長は「・・・今後要する資金の手当てについては、当社において策定し、主務大臣の認定を受けた新々総合特別事業計画でお示しした計画に基づき、着実に実行してまいります。また、今後、追加で安全対策が必要となる場合は、社長である私の責任で資金を確保いたします。」質問 2 小早川社長の回答にあるように、東電の当該工事を含む今後の資金手当ては、「新々総特」に基づいて行われるということです。つまり新々総特の内容と実行性によって、東電の資金手当ての実現は左右されるということですから、東電の新々総特の実行性を審査する必要があります。新々総特を審査しましたか。しないとすれば、審査しなかった理由を説明してください。質問 3 また、当該工事資金を一時的に手当てできたとしても、その資金回収（発電、売電できない場合）の目途が無かったり、東電の財務内容が悪化すれば、追加の安全対策などは無理となります。小早川社長は、「社長である私の責任で資金を確保します。」と「覚悟」を表明していますが、社長の「覚悟」で金融機関から融資を受けられると「本気」で思っているのでしょうか。規制委員会は、小早川社長の「覚悟」をどう評価したのですか。まさか小早川社長の「覚悟」で、資金は確保できると審査判断した訳ではないですね。どこで資金確保できると判断したのですか。質問 4 今どきは町工場の社長にも金融機関は、社長の「覚悟」ではなく財務状況と事業計画を提示させ融資判断 をします。東電の財務状況を審査しましたか。しないとすれば、審査しなかった理由を説明してください。続く</p>
1102E 43	<p>東京電力には原発運転の資格はないと思います。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 44	<p>続き 3 . &lt;東電の新々総合特別事業計画と財務状況について&gt; 質問 1 東電の新々総特は、現時点で 22 兆円の負債を前提としています。この様な巨額の負債を抱える財務内容で、東電の「経理的基礎」はあると言えるのでしょうか。あるとすれば、その理由を説明ください。質問 2 22 兆円の内、16 兆円を東電が負担、4 兆円を他電力会社、2 兆円を国家負担としています。この様な巨額の負債を他者に頼る財務内容で、東電の「経理的基礎」はあると言えるのでしょうか。あるとすれば、その理由を説明してください。質問 3 新々総特によれば、東電は交付金を現在の 9 兆円から 13.5 兆円受取ることになっています。これによって債務超過を免れてきました。東電の「経理的基礎」はあると言えるのでしょうか。あるとすれば、その理由を説明してください。質問 4 2016 年度末決算の東電の純資産は 2.3 兆円です。東電は、支援機構からの交付金 8 兆円を利益計上しています。ところがご承知のように昨年 12 月「支援機構への負担金は、交付金の返済原資とする」との閣議決定がありました。交付金は返済しなければなりません。8 兆円の交付金を 8 兆円の借入金として会計処理すれば、-16 兆円で東電は 13.7 兆円の債務超過となります。実質債務超過の東電に「経理的基礎」があると言える理由を説明してください。質問 5 新々総特によれば、毎年交付金返済（損害賠償分）として 2000 億円、事故炉費用として 3000 億円の 5000 億円を 20 数年間、支援機構に納付しなければなりません。2020 年からは電力完全自由化になります。そんな東電に「経理的基礎」があるのでしょうか。説明してください。質問 6 東電の事故に備えるべき資金が足りなかったとして、経産省は足りない分を消費者から「過去分」として負担させようとしています。これは本来、東電が損害賠償保険でリスクヘッジするべきものです。責任の転嫁です。このことから東電には「経理的基礎」はないと言えるのではないですか。質問 7 原子力事業者は、法令によって原子力損害賠償保険に加入しなければなりません。しかし、その最大保険金の 1200 億円では、今回の東電 22 兆円の損失には焼け石に水で東電は破たん企業となり、「経理的基礎」のないことを実証しました。つまり保険金額が足りなかったということです。これは停止、稼働に関係なく原子力事業の「経理的基礎」の事業担保として、保険金額 22 兆円の見直しは原子力事業の前提条件となるのではないですか。違うとすれば、原子力事業あるいは「経理的基礎」はどの様に、何によって担保されるのですか、説明してください。質問 8 新々総特では、自力で返済するという損害賠償 4 兆円、事故炉処理費用 8 兆円の積立は、年間 5000 億円を 20 年間以上利益以外に捻出する事業計画になっています。2020 年からは電力自由化で独占と総括原価方式は廃止されます。前任の数士会長、広瀬社長ともに、この新々総特の実現は不可能だとしています。この様な財務状況で東電の「経理的基礎」はあると言えるのでしょうか。続く</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 45	<p>続き 4 . &lt; 東電の技術的能力について &gt; 質問 1 重大事故を発生させた東電は、原子炉等規制法及び電気事業法の欠格要件に該当し、発電事業者あるいは原子力事業者としての資格はなくなるのではないですか。あるとすれば、その法令根拠は何ですか。質問 2 事故処理責任があるため事業継続は認められると思いますが、事故原因、事故経過の解明もなく、事故責任も取っていない東電に、どうして原子力事業者としての発電資格あると言えるのでしょうか。質問 3 起こしてはならない重大事故を起こしたということは、東電には、事故の発生との拡大を防ぐための「技術的能力」はなかったということになりませんか。東電に「技術的能力」があれば、事故は起きなかったのではないのでしょうか。質問 4 東電には、事故の拡大を防ぐための「技術的能力」はなかったために、東日本壊滅直前という最悪な状況 にまで追い詰められたのではないですか。また、これを回避するための具体的対策は全くなく、高線量下と 原子炉爆発の危機的状況で 作業員は撤退せざる得なかったのではないですか。質問 5 免振重要棟があったので情報収集、指揮、作業は可能でした。しかし、その免振重要棟からの撤退もしなければならなかった。柏崎の場合、その免振重要棟もないということです。これは福島をの教訓を生かす「技術的能力」は、東電にはないということではないですか。質問 6 防災上、支援に来ていた消防、自衛隊なども撤退せざる得ませんでした。これは法令問題のほか、高線量 下の放射能、放射線量等を防護すべき機材、装備等の性能が不十分だったということです。これは高線量下 で実働、作業するための「技術的能力」が無かったということではないですか。質問 7 事故の拡大防止の原則は、現場作業者が安全に作業できることです。現在、高線量下でも作業できる機器、装備はあるのか、福島現場作業を見れば明らかです。これで事故拡大防止の「技術的能力」があると言えますか。質問 8 撤退で誰もいなくなれば東日本壊滅、残れば死を覚悟しなければなりません。「死を覚悟」しなければならないということは「技術的能力」はないということです。「死を覚悟」しなければならない原子力事業は基本的にやめるべきではないですか。質問 9 また、この状況での判断を個人に委ねるのは無責任で卑怯です。高線量下での作業における法令整備、マニュアル化しなければなりません。整備、作成されていますか。質問 10 「適格性審査」で規制委員会は、廃炉等の「覚悟」を小早川社長に質しています。そんな軽い覚悟ではなく「死の覚悟」をしなくて済む「技術的能力」の開発までは、再稼働の許可をするべきではありません。違いますか。質問 11 最悪状況を回避できたのは、有効な具体的対策によってではなく、あくまでも偶然の積み重ねによるものでした。事故発生及び事故拡大を防ぐ「技術的能力」は、東電にはないのではないですか。質問 12 東電の事故処理能力は、放射能の放出、汚染水の流出を防ぐことは出来なく、6年を経過した現在も汚染 の流出は続いています。汚染水の貯蔵量は増えるばかり、汚染物の貯蔵も放置したまま、汚染地域も除染されず放置のままです。東電には、放射能汚染防止、汚染処理の「技術的能力」はないのではないですか。以上</p>
1102E 46	<p>柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等について 1、東京電力は大規模地震とそれにもなう津波によって福島原発に重大な損害が生じることを知りながら対策を怠っていた。そのような企業に原発を運転する資格はありません。2、原発は建設から運転に至る事故や不祥事をひたすら隠す、ごまかす体質は改善されたとは思えない。企業倫理の欠落した東京電力に柏崎刈羽原発の運転をする資格はありません。3、原発事業は、経済性より安全性を優先すべきであり、加えて企業倫理が問われるべきである。その意味でも新規制基準は基準の欠落がある。そのような基準で柏崎刈羽原発の運転を審査すること自体が間違っています。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 47	<p>そもそも、電力供給は需要を満たしていますこれ以上核廃物を後世に残さないためにすべての原発を停止すべきですが、原発を造ってしまった我々の、後世に対するせめてもの誠意、良心です無毒化する術を知らない核廃物の産生を止め、研究方向を核廃物の無毒化、安全な保管方法に向け、さらには廃炉技術へ向けるべきときです原発施設の安全性が現在の科学水準で担保できると判断されても、その安全性の確率をどの位と見積もっているのか、また将来安全にフェイドアウトする確率はどの位か判断させていますか？一旦、重大事故が起これば社会が失われました。国土も人が住めなくなりました原発に代わるエネルギー源は豊富にあります もう、原発利権の利用は諦めましょうまして、柏崎刈羽を運転しようとしているのは東電です。社会的な責任を果していない会社です。普通の会社なら事故処理もままたらない福島を等閑に付して自社の原発の再稼働など言い出せない状況にある会社です東電に再稼働を認めるなど言語道断です 即刻、申請を取り下げよう通告してください技術的な詳細を判断できる知識を持っていませんが、責任能力に欠ける東電に再稼働を認めるなどという愚行は即刻中止してください以上です</p>
1102E 49	<p>5 ページ、( 5 ):「.....組織横断的な課題への【取組】が遅延したとの反省を踏まえ、.....安全・品質向上の【取り組み】を推進する原子力安全・統括部を設置するとともに、.....原子力安全に係る機能の強化を図る【取組】を行う方針としている。」の「取り組み」は「取組」に統一すべき。〔公用文表記では「取組」が正。〕6 ページ、「2 . 技術者の確保」の( 1 ):「さらに、本発電所では、自然災害及び重大事故等の対応に必要な大型重機等を運転する資格を有する技術者を確保する。」の「自然災害及び重大事故等【の】対応」は、「自然災害及び重大事故等【への】対応」では？ 1 2 ページ、丸数字 1 :「.....荒浜側（敷地内南部）基準地震動を設定する 1~4 号炉原子炉建屋設置付近においてそれぞれ S 波速度が 700m/s 以上となる地盤の上面は、.....」の「原子炉建屋設置付近」は「原子炉建屋設置【位置】付近」では？ 1 3 ページ、下から 3 行目：「申請者は、検討用地震として選定した F-B 断層による地震及び長岡平野西縁断層帯による地震【に】について、震源モデル及び震源特性パラメータの設定並びに地震動評価の内容を以下のとおりとしている。」「地震について 地震について」3 1 ページ、4 .( 1 ) 丸数字 1 :「.....部材・部位ごとの【応力及びひずみ等】が終局耐力時の【応力及びひずみ等】に対して妥当な安全余裕を有していること。」の「応力及びひずみ等」は「応力、ひずみ等」では？〔「応力」と「ひずみ等」ではなく、「応力 or ひずみ or その他」の非限定列挙では？〕3 2 ページ、丸数字 2 :「.....部材・部位ごとの【応力及びひずみ等】が終局耐力時の【応力及びひずみ等】に対して妥当な安全余裕を有することとする。」の「応力及びひずみ等」は「応力、ひずみ等」では？〔「応力」と「ひずみ等」ではなく、「応力 or ひずみ or その他」の非限定列挙では？〕3 2 ページ、下から 4 行目：「.....部材・部位ごとの【応力及びひずみ等】が終局耐力時の【応力及びひずみ等】に対して妥当な安全余裕を有する方針としており、.....」の「応力及びひずみ等」は「応力、ひずみ等」では？〔「応力」と「ひずみ等」ではなく、「応力 or ひずみ or その他」の非限定列挙では？〕3 4 ページ、「丸数字 2 許容限界」：「S クラスの機器・配管系について、.....塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、【その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。】」の【】部分の表現は日本語になっておらず、不適切。「応力、荷重等を制限する値」の「値」とは何の値か？ 「荷重」は評価の条件であって、許容限界ではないのでは？ 【】部分は「その施設の機能に影響を及ぼすことがない最大の応力、ひずみ等を許容限界とする。」といった文言にすべきでは？ 4 3 ページ、( 5 ):「.....また、.....検討対象断層として最大 Mw8.6【を】考慮した。」「を」を追加。〕4 6 ページ、( 5 )の下：「規制委員会は、審査の過程において、申請者が当初、本発電所から佐渡海峡を挟んで敷地と相対する位置にある佐渡島南岸の地すべり地形を陸上地すべりによる津波の検討対象とするとともに、地すべり規模等の設定に当たっては地形や地質との関係を踏まえて検討し、本発電所の安全性に与える影響を示すよう求めた。」の「申請者が当初、」の後の文章が欠落？ 「申請者が当初、【検討対象としていなかった】本発電所から佐渡海峡を挟んで敷地と相対する位置にある佐渡島南岸の地すべり地形を陸上地すべりによる津波の検討対象とするとともに、」では？</p>
1102E 50	<p>福島第一原子力発電所の事故全容を解明し、収束し終えてからでなければ日本中のどの原発を再稼働してはいけません。点検不備があっても故障箇所があっても再稼働したまま中止しようとしないうちに現在運転中の原発もすべて中止すべきです。もうこれ以上核のゴミをばらまくのはやめてほしいです。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 51	地震や津波対策を怠り、取り返しのつかない事故を起こした東電に、柏崎刈羽原発の運転をする資格があるとは、到底思えません。
1102E 52	<p>47ページ、4.の上:「規制委員会は、.....敷地の地学的背景及び津波発生要因の関連性を踏まえて波源を適切に【組合せ、】適切な手法で評価を行っていることから、解釈別記3の規定に適合していることを確認した。」の「組合せ、」は、動詞であるので、「組み合わせ、」が正。〔公用文表記に準拠。〕62ページ、エ.「.....なお、上記以外の船舶として発電所構内の物揚岸壁に停泊する燃料輸送船等が挙げられるが、津波警報等発令時に緊急退避するため漂流物とならない。」とあるが、確実に退避できるという保証はない。燃料輸送船を漂流物とした場合の評価を実施するべきではないか。</p> <p>91ページ、3行目:「4.生物学的事象に対しては、クラゲ等の発生を考慮して原子炉補機冷却海水設備に除塵装置を設ける設計とする。」の「原子炉補機冷却海水設備」という名称は他のとの整合を図り、「原子炉補機冷却海水系」とすべき。94ページ、2.「発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検が可能な設計とする。」は、「発電用原子炉施設に不正に.....持込みを防止する」という構文となっており、日本語として不適切。「を防止する」は「が行われることを防止する」とすべき。〔「発電用原子炉施設に不正に.....持込みを防止する」「発電用原子炉施設に不正に.....持込みが行われることを防止する」〕97ページ、丸数字7:「発電用原子炉施設には、電気系統の過電流による過熱、焼損の防止等の対策を講じる設計とする。」は日本語としておかしい。「発電用原子炉施設には、」は不要。100ページ、(2)丸数字1:「.....自動消火設備又は中央制御室からの手動操作による固定式消火設備を設置する。」の「中央制御室【からの手動操作による】固定式消火設備」は、表現不適切。「中央制御室【での遠隔手動操作が可能な】固定式消火設備」とすべき。101ページ、第2段落:「また、.....自動起動の消火設備又は中央制御室からの手動操作による固定式消火設備により消火することとする。」の「中央制御室【からの手動操作による】固定式消火設備」は表現不適切。「中央制御室【での遠隔手動操作により作動する】固定式消火設備」とすべき。105ページ、(4)丸数字2:「アナログ式の火災感知設備として、熱感知器と煙感知器を【組合せて】設置し、早期の火災感知を可能にするとともに、火災の発生場所を特定することができるようにする。」の「組合せて」は、動詞であるので、「組み合わせで」が正。〔公用文表記に準拠。〕110ページ、第1段落:「その上で、.....使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために.....」は「.....使用済み燃料プールの冷却機能及び【同プールへの】給水機能を維持するために.....」とすべき。110ページ、2.の上:「規制委員会は、.....使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために.....」は「規制委員会は、.....使用済み燃料プールの冷却機能及び【同プールへの】給水機能を維持するために.....」とすべき。111ページ、(2)の上:「規制委員会は、.....で単一の破損を設定する方針としていることを確認した。」の「単一の破損を設定する」という表現は分かりにくい。「隔離範囲内で単一の破損箇所を設定する」とすべきではないか。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 53	<p>133ページ、1.の上:「また、V章においては、重大事故等防止技術的能力基準2.1項に適合しているか否かを審査した。審査の概要は、以下のとおりである。」とあるが、「また、V章においては、重大事故等防止技術的能力基準2.1項に適合しているか否かを審査した。」はV章に記述すべき文章であり、ここでは不要。ここでは「審査の概要は、以下のとおりである。」のみを記述すればよい。134ページ、(2)丸数字1:「設置許可基準規則第三章「重大事故等対処施設」及び重大事故等防止技術的能力基準第1項では、主として福島第一原子力発電所事故の教訓から導かれた要求事項から構成されている。」の「第1項では、」は「第1項は、」とすべき。135ページ、注記(8):「停止中評価ガイドには、「原子炉運転停止の過程における主発電機の解列から、原子炉起動過程における主発電機の並列まで」を原子炉の運転停止中の期間と示している。」は「停止中評価ガイドでは、「原子炉運転停止の過程における主発電機の解列から、原子炉起動過程における主発電機の並列まで」を原子炉の運転停止中の期間と定義している。」とすべき。〔「停止中評価ガイドには、……と示している。」 「停止中評価ガイドでは、……と定義している。」〕139ページ、e.「国内外の先進的な対策と同等のものが講じられた上で、……」の「国内外の先進的な対策」とjは具体的には何か?146ページ、「選定理由」欄、2行目:「事象進展が早い」は「事象進展が速い」とすべき。146ページ、「炉心損傷防止対策」「崩壊熱除去機能喪失」の「選定理由」欄、2行目:「事象進展が早い」は「事象進展が速い」とすべき。146ページ、「炉心損傷防止対策」「原子炉停止機能喪失」の「選定理由」欄、2~3行目:「原子炉圧力バウンダリ」は「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とすべき。146ページ、「運転停止中の原子炉における燃料破損防止対策」「崩壊熱除去機能喪失」の「選定理由」欄:「起因事象として、残留熱除去系のフロントライン系故障を選定する。これは、……余裕時間の観点で残留熱除去系のフロントライン系故障が厳しい。」の「厳しい」は「厳しいためである。」とすべき。149ページ、a.:「これは、対策の実施に対する余裕時間の観点では、給水流量が全喪失しているため、事象進展が早いこと、……」の「事象進展が早い」は「事象進展が速い」とすべき。149ページ、b.「また、炉心露出時間が長く、燃料被覆管最高温度(以下「PCT」という。)が高くなるため、この評価に当たっては、輻射による影響が詳細に考慮できるCHASTEを用いる。」の「輻射による影響が詳細に考慮できる」は「輻射による影響を詳細に考慮できる」とすべき。〔「影響が」 「影響を」〕149ページ、c.:「……原子炉水位の低下が早く、炉心冷却の観点では厳しい設定となる。」の「原子炉水位の低下が早く」は「原子炉水位の低下が速く」とすべき。150ページ、2行目:「格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の排気流量は、二次隔離弁を流路面積の70%開とした流量とする。」は意味不明。隔離弁全開時の弁流路面積を配管流路面積の70%として評価するという意味か? そうであるなら、「二次隔離弁を流路面積の70%開とした流量とする。」は「二次隔離弁全開時の弁流路面積を配管流路面積の70%としたときの流量とする。」とすべき。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 54	<p>113 ページ、(2) の第2 段落：「溢水影響を軽減することを期待する壁、堰、床段差等については、……水密扉の閉止等の運用【を】含め、これらの設計を維持するための保守管理を適切に実施するとしている。」「運用含め」「運用を含め」</p> <p>115 ページ、(2) 丸数字1、c.：「溢水防護区画内の火災に対しては、水消火以外の消火手段を採用することとし、水消火を行う場合には、防護対象設備に対して不用意な放水を行わない運用とする。」とあるが、「水消火以外の消火手段を採用する」と「水消火を行う場合には」とは矛盾するのではないかと。117 ページ、(4)：「申請者は、溢水が発生した場合においても現場操作が必要な設備に対して、……」の「溢水が発生した場合においても」は「溢水が発生した場合において」とすべき。</p> <p>117 ページ、(5) 第1 段落：「……使用済み燃料プールの冷却及び給水機能……」は「……使用済み燃料プールの冷却【機能】及び【同プールへの】給水機能……」とすべき。</p> <p>117 ページ、(5) 第2 段落：「……使用済み燃料プールの冷却及び給水機能……」は「……使用済み燃料プールの冷却【機能】及び【同プールへの】給水機能……」とすべき。</p> <p>123 ページ、(1) の上：「これらの設備については、以下の理由から共用又は相互に接続するとしている。」は表現不適切。「これらの設備を共用又は相互に接続する理由は以下のとおりである。」とすべき。</p> <p>123 ページ、(1) 丸数字1：「単一の設計とする中央制御室再循環フィルタ……」の「単一の設計とする」は分かりにくい。「1 系統のみの設計とする」といった表現にすべきでは？</p> <p>125 ページ、(2) 丸数字2：「燃料取替機については、基準地震動に対して、クレーン本体、脱線防止装置及び走行レールに発生する荷重が許容応力以下となるように、吊荷の重量を考慮し保守的に設計する。」の「荷重が許容応力以下となるように、」は意味不明。「荷重により生ずる応力が許容値以下となるように、」とすべき。</p> <p>126 ページ、丸数字3：「原子炉建屋クレーンについては、基準地震動に対して、クレーン本体及び脱線防止装置に発生する荷重が許容応力以下となるように、吊荷の重量を考慮し保守的に設計する。」の「荷重が許容応力以下となるように、」は意味不明。「荷重により生ずる応力が許容値以下となるように、」とすべき。</p> <p>127 ページ、上側の4 .：「新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる機器及び配管については、クラス1 機器における要求を満足していることを確認する。」とあるが、「新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなる機器及び配管」とは具体的に何か？</p> <p>130 ページ、(3) の第2 段落：「申請者は、500kV 送電線（新新潟幹線、南新潟幹線）2 ルート各2 回線と154kV 送電線（東北電力株式会社荒浜線）1 回線の計5 回線について、同一の送電鉄塔に架線しない設計とする【としている】。」「設計とする」「設計とするとしている」</p> <p>131 ページ、第1 段落：「また、開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置する設計とした上で、遮断器等の機器についても、耐震性の高いものを使用するとしている。」とあるが、福島原発事故で明らかになった外部電源系の重要性に鑑みるなら、外部電源系は、少なくとも基準地震動に耐える設計とすべきではないのか？</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 55	<p>151ページ、d.：「低圧代替注水系（常設）による炉心の冷却を継続し、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内の冷却及び格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱により、原子炉及び原子炉格納容器を安定状態へ移行させることができる。」とあるが、150ページのe.では、「原子炉格納容器内の圧力が0.31MPa[gage]に到達後、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）を停止し、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱を実施する。」とあるので、ここでは、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は停止しているのでは？ したがって、「代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内の冷却及び格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱により、」は「格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱により、」とすべきでは？ 157ページ、(2) 丸数字1, a.：「これは、対策の実施に対する余裕時間の観点では、給水流量が全喪失しているため、事象進展が早いこと、……」の「事象進展が早い」は「事象進展が速い」とすべき。158ページ、c.：「これは、……原子炉水位の低下が早く、炉心冷却の観点では厳しい設定となる。」の「原子炉水位の低下が早く」は「原子炉水位の低下が速く」とすべき。160ページ、丸数字2：「……5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及びモニタリング・ポスト用発電機（いずれも6号炉及び7号炉の共用）【を の】7日間運転継続に必要な軽油量は約13kLであり、……」164ページ、1行目：「格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の排気流量は、二次隔離弁を流路面積の70%開とした流量とする。」は意味不明。隔離弁全開時の弁流路面積を配管流路面積の70%として評価するという意味か？ そうであるなら、「二次隔離弁を流路面積の70%開とした流量とする。」は「二次隔離弁全開時の弁流路面積を配管流路面積の70%としたときの流量とする。」とすべき。175ページ、d.：「格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の排気流量は、二次隔離弁を流路面積の70%開とした流量とする。」は意味不明。隔離弁全開時の弁流路面積を配管流路面積の70%として評価するという意味か？ そうであるなら、「二次隔離弁を流路面積の70%開とした流量とする。」は「二次隔離弁全開時の弁流路面積を配管流路面積の70%としたときの流量とする。」とすべき。182ページ、丸数字4：「復水移送ポンプが、低圧代替注水系（常設）及び代替格納容器スプレイ冷却系（常設）の共通な設備のため、……」は表現不適切。「復水移送ポンプが、低圧代替注水系（常設）及び代替格納容器スプレイ冷却系（常設）【で共用する】設備のため、……」とすべき。183ページ、a.：「……給水流量が全喪失しているため事象進展が早いこと、……」の「事象進展が早い」は「事象進展が速い」にすべき。184ページ、1行目：「13.7kPa[gage]到達後、……」は「13.7kPa[gage】【に】到達後、」とすべき。188ページ、d.：「格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系の排気流量は、二次隔離弁を流路面積の70%開とした流量とする。」は意味不明。隔離弁全開時の弁流路面積を配管流路面積の70%として評価するという意味か？ そうであるなら、「二次隔離弁を流路面積の70%開とした流量とする。」は「二次隔離弁全開時の弁流路面積を配管流路面積の70%としたときの流量とする。」とすべき。</p>
1102E 56	<p>福島第1の原発事件が解明されていない現在、事件の解明後その対策がなされものが再稼働の絶対条件である。今回の技術的等の見解を求める事はそのあとのそのあと事全く話にならない。また仕様済み核燃料等の処分が全く不明な状態で再稼働しているのですか核ゴミ対策が最優先でしょう。各原発のミサイル防衛対策は大丈夫ですか？ 某国の核弾頭無しミサイルが原発の仕様済み燃料プールに着弾したらF1と同じ被害が発生するはずで。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 57	<p>194 ページ、f. : 「運転員による自動減圧系の自動起動阻止操作は、自動減圧系起動信号発生後、逃がし安全弁の開放までの 30 秒の間に実施されるものとする。」とあるが、手動操作の時間として「30 秒」は非現実的では？ 198 ページ、2 . : 「重要事故シーケンス「過渡事象（主蒸気隔離弁閉）+ 原子炉停止失敗」【に】において、.....」[「において」「において」] 200 ページ、a. : 「これは、対策の実施に対する余裕時間の観点では、原子炉冷却材の流出流量が多いことから、より厳しい事故シーケンスとして選定する【ものである】。」「選定する。」「選定するものである。」 201 ページ、d. の上 : 「..... 原子炉水位の低下が【早く 速く】なり、」 201 ページ、d. : 「格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系の排気流量は、二次隔離弁を流路面積の 70% 開とした流量とする。」は意味不明。隔離弁全開時の弁流路面積を配管流路面積の 70% として評価するという意味か？ そうであるなら、「二次隔離弁を流路面積の 70% 開とした流量とする。」は「二次隔離弁全開時の弁流路面積を配管流路面積の 70% としたときの流量とする。」とすべき。 202 ページ、d. : 「逃がし安全弁の開維持、低圧代替注水系（常設）による炉心の冷却を継続し、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内の冷却及び格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による除熱により原子炉及び原子炉格納容器を安定状態へ移行させることできる。」とあるが、201 ページの e. では、「原子炉格納容器内の圧力が 0.31MPa [gage] に到達後、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）を停止し、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱を実施する。」とあるので、ここでは、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）は停止しているのでは？ したがって、「代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内の冷却及び格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱により、」は「格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系による原子炉格納容器からの除熱により、」とすべきでは？ 206 ページ、丸数字 2 : 「さらに、破断箇所の隔離を行うことで、原子炉格納容器外への漏えいを停止する必要がある。」とあるが、「破断箇所の隔離」は「破断箇所（高圧炉心注水系の吸込配管）の隔離」とすべき。〔丸数字 3 で、いきなり「健全側の高圧炉心注水系」が出てくるので、ここで、破断箇所が高圧炉心注水系であり、高圧炉心注水系 1 系統が機能喪失することを示す。〕 207 ページ、c. : 「原子炉冷却材の漏えい箇所は、高圧炉心注水系の吸込配管とする。」とあるが、高圧炉心注水系の注水配管の格納容器外側隔離弁の下流側の格納容器外側の原子炉格納容器バウンダリ部の破断を想定したら、破断箇所の隔離ができないため、成立しないのではないかと？ 207 ページ、c. : 「これは、外部電源が喪失することにより、給復水系による原子炉圧力容器への給水が行えなくなるため、原子炉水位の低下が早くなり、炉心の冷却の観点では、厳しい設定となる。」の「原子炉水位の低下が早くなり」は「原子炉水位の低下が速くなり」とすべき。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 58	<p>251 ページ、丸数字 1：「使用済燃料プール内の水温が徐々に上昇し、沸騰して蒸発することによって使用済燃料プール水位が低下し、燃料が露出して損傷に至る。」とあるが、とあるが、BWR の使用済燃料プールの最高使用温度は 66 である。使用済燃料プール内の水が沸騰して 100 になるということは、使用済燃料プールの最高使用温度 66 を逸脱することを意味する。これが、なぜ許容されるのか、理由を明らかにされたい。また、コンクリートの耐熱温度は 66（長時間について）であるが、使用済燃料プール内の水温が 100 になれば、コンクリート温度は 66 を超え、コンクリートの健全性は維持できない。こうした点を踏まえない審査は極めて甘いと言わざるを得ない。なお、これまで、使用済燃料プールの冷却機能が喪失した場合には注水すればよいということが極めて安易に語られてきた。しかし、使用済燃料プールに注水することによって水位は維持できても、水温を下げることはできない。したがって、使用済燃料プールが冷却機能を喪失した場合、一刻も早くその冷却機能を復旧し、プール水を循環冷却することによってプール水温を下げるこそが決定的に重要である（このことは、福島事故でも明らかになった）。また、地震によって使用済燃料プールの冷却機能が喪失しないよう、使用済燃料プールの冷却系の耐震クラスは S クラスにするべきである。同時に、使用済燃料プールの冷却系を多重性を有する安全系として扱うよう安全重要度分類及び設計を見直すべきである。252 ページ、丸数字 1、a.：「放射線の遮蔽に対する判断の目安を 10mSv/h とし、この線量率に対応する水位（通常水位 - 約 2.1m）を「放射線の遮蔽を維持できる最低水位」とする。」とあるが、通常水位のときのバックグラウンド線量率は考慮されているか？〔通常水位のときの線量率は 0mSv/h ではないはず。通常水位のときのバックグラウンド線量率を考慮すれば、10mSv/h になる水位は -2.1m より高いのでは？〕252 ページ、丸数字 1、b.：「使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能が喪失するものとする。」は「使用済燃料プールの冷却機能及び【同プールへの】注水機能が喪失するものとする。」とすべき。252 ページ、丸数字 2、a.：「使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能の喪失により、……」は「使用済燃料プールの冷却機能及び【同プールへの】注水機能の喪失により、……」とすべき。255 ページ、下から 2 行目：「使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能の喪失……」は「使用済燃料プールの冷却機能及び【同プールへの】注水機能の喪失……」とすべき。256 ページ、丸数字 2、c.：「使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能の喪失……」は「使用済燃料プールの冷却機能及び【同プールへの】注水機能の喪失……」とすべき。260 ページ、b.：「原子炉压力容器が未開放状態では、放射線の遮蔽に対する判断の目安である原子炉建屋内の空間線量率 10mSv/h に対応した原子炉水位は、燃料有効長頂部の約 2.0m 上である。」とあるが、通常水位のときのバックグラウンド線量率は考慮されているか？〔通常水位のときの線量率は 0mSv/h ではないはず。通常水位のときのバックグラウンド線量率を考慮すれば、10mSv/h になる水位は燃料有効長頂部の約 2.0m 上より高いのでは？〕266 ページ、イ.：「注水操作に対する時間余裕について、通常運転水位から放射線の遮蔽が維持される最低水位に到達するまでの時間は、事象発生から約 3 時間【であるの】に対して全交流動力電源喪失を操作開始の起点とする注水を開始するまで【の時間】は 145 分であり、十分な時間余裕を確保できる。」「【ぶ追加。】270 ページ、丸数字 2、a.「事象発生から 2 時間【後】に原子炉压力容器への注水を行うことで、原子炉水位は回復する。」「2 時間に」「2 時間後に」]</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 59	<p>208 ページ、丸数字 2 の上、e. : 「中央制御室からの遠隔操作による破断箇所の隔離は失敗することとし、破断箇所隔離操作は、原子炉冷却材漏えいにより上昇した原子炉建屋内の現場で操作を行う場所が作業可能な温度までに低下するまでの時間を考慮して、事象発生から 3 時間後に現場で開始するものとし、操作時間は 60 分間とする。」とあるが、「原子炉冷却材漏えいにより上昇した原子炉建屋内の現場」は「原子炉冷却材漏えいにより【温度が】上昇した原子炉建屋内の現場」では？ また、「作業可能な温度までに低下するまでの」は「作業可能な温度【まで】低下するまでの」とすべき。 また、この場合、どうやって作業可能な温度まで低下させるのか？ 209 ページ、イ、第 2 段落：「.....隔離の有無に【関わらず、 かわらず、】.....」〔公用文表記に準拠。〕 210 ページ、2 . 第 3 段落：「また、.....運転員の破断箇所隔離により炉心の損傷を回避した後、.....」の「運転員の破断箇所隔離」は「運転員の【現場操作での】破断箇所隔離」とすべき。 212 ページ、I V - 1 . 2 . 2 格納容器破損防止対策、第 1 段落：「第 3 7 条第 2 項は、.....措置を講じたものでなければならないと要求している。」の「なければならない【と】要求している。」は表現不適切。「なければならない【旨】要求している。」とすべき。 212 ページ、I V - 1 . 2 . 2 格納容器破損防止対策、第 2 段落：「「有効性があることを確認する」とは、.....を概ね満足することを確認するとしている。」の「満足することを確認するとしている。」は表現不適切。「満足することを確認する【ことである】としている。」とすべき。 219 ページ、d. : 「格納容器圧力逃がし装置の排気流量は、二次隔離弁を流路面積の 50% 開とした流量とする。」は意味不明。隔離弁全開時の弁流路面積を配管流路面積の 50% として評価するという意味か？ そうであるなら、「二次隔離弁を流路面積の 50% 開とした流量とする。」は「二次隔離弁全開時の弁流路面積を配管流路面積の 50% としたときの流量とする。」とすべき。 また、150 ページなど、他の箇所では「流路面積の 70% 開」としているが、ここで 50% とする理由は何か？ 226 ページ、a. : 「これは、PRA の手法により抽出されたシナシナであり、時間余裕の観点から、事象進展が早く.....」の「事象進展が早く」は「事象進展が速く」とすべき。 241 ページ、丸数字 2 : 「、Cs-137 の放出量は、【約 2.0TBq 約 2.0TBq】を超えることはなく、100TBq を十分に下回る。」〔「2.0」の「.」を全角から半角に。〕 247 ページ、3 行目：「.....溶融炉心の持つエネルギーが小さくなることから、.....」の「エネルギー」は、他の箇所と整合をとり「エネルギー」とすべき。 247 ページ、第 3 段落：「.....事象発生後の原子炉水位の低下が早い.....」の「原子炉水位の低下が早い」は「原子炉水位の低下が速い」とすべき。 251 ページ、2 行目：「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失することにより、」は「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は【同貯蔵槽への】注水機能が喪失することにより、」とすべき。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 60	<p>319ページ、1行目：「二）原子炉出力を抑制するため、原子炉冷却材再循環ポンプが自動停止しない場合は、手動操作により停止させる手順等。」の「二）」〔漢字〕は「二）」〔カタカナ〕に。320ページ、4行目：「規制委員会は、これらの確認に当たって、申請者が第43条及び重大事故等防止技術的能力基準1.0項（重大事故等対処設備及び手順等に関する共通的な要求事項。以下「第43条等」という。）【等】に従って重大事故等対処設備及び手順等を適切に整備する方針であることを確認した。」の【】内の「等」は不要。321ページ、(73):「炉心流量の減少により過渡的に原子炉圧力容器内のボイド率【がを】増加させ、ボイド反応度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力を降下させる。」〔【】部修正要。〕323ページ、e.:「ATWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）による原子炉出力の抑制を図った場合には、不安定な出力振動の発生の有無に【関わらず かかわらず】ほう酸水注入操作の手順に着手する。」〔公用文表記に準拠。〕323ページ、c.の下、第2段落：「以上の確認などから、規制委員会は、申請者が丸数字1に掲げる設備を用いた手順等について、重大事故等防止技術的能力基準1.0項（手順等に関する共通的な要求事項）等に適合する手順等を整備する方針であることを確認した。」の「重大事故等防止技術的能力基準1.0項（手順等に関する共通的な要求事項）等」は「重大事故等防止技術的能力基準1.0項（手順等に関する共通的な要求事項）」とすべき。〔最後の「等」は不要。もし「等」をつけるのであれば、「重大事故等防止技術的能力基準1.0項」以外の要求事項を明示すべき。なお、この「重大事故等防止技術的能力基準1.0項（手順等に関する共通的な要求事項）等」という表現は、これ以降頻出するので、同様に訂正すべき。〕323ページ、(2)の上：「以上により、規制委員会は、……丸数字1.に掲げる重大事故等対処設備及びその手順等が第43条等に従って適切に整備される方針であることから、第44条等に適合するものと判断した。」の「丸数字1.」は「丸数字1」とすべき。〔ピリオド不要。〕336ページ、(84):「……「格納容器バイパス（インターフェイス LOCA）」についての有効性評価……」の「インターフェイス LOCA」は「インターフェイスシステム LOCA」とすべき。344ページ、(1):「これに対して、規制委員会は、逃がし安全弁の耐環境性向上に向けた【取り組み 取組】の具体的な内容について説明を求めた。」〔公用文表記に準拠。〕345ページ、第2段落：「……改良シリンダーについては、高温蒸気環境下における健全性確認試験を実施しており、動作に影響がないこと等を確認していることを示した。なお、シリンダー一部の改良については、耐環境性の設計目標として格納容器の限界温度・限界圧力に耐えることを目指す設計とするとともに、今後信頼性確認試験を実施し、プラント運転に影響を与えないことを確認する予定としている。」とあるが、「改良シリンダーについては、高温蒸気環境下における健全性確認試験を実施しており、」という記述と「シリンダー一部の改良については、……今後信頼性確認試験を実施し、」は矛盾しないか？353ページ、表IV-4.4-1、「設備名」欄：「ディーゼル駆動消火ポンプ、ろ過水タンク等」とあるが、368ページの表IV-4.6-1では「ディーゼル駆動消火ポンプ、ろ過水タンク」となっており、「等」がない。「等」有無の基準は何か？ 等無しで統一すべきではないか？</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 61	<p>271ページ、イ、第2段落：「原子炉冷却材流出を確認し、原子炉冷却材の流出を停止及び原子炉圧力容器への注水操作を開始するのは……」の「原子炉冷却材の流出を停止及び」は「原子炉冷却材の流出を停止し、」とすべき。284ページ、a.：「……原子炉冷却材圧力バウンダリー全体の……」の「原子炉冷却材圧力バウンダリー」は他との整合を図り「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とすべき。287ページ、丸数字2：「これに対し、規制委員会は、……核熱水力不安定現象が発生する可能性及びその影響について【の】説明を申請者に求めた。」[「ついて説明」「ついでの説明」]292ページ、a.：「MAAPは、……工学的安全施設のモデル化や重要事故等対策として用いる各種機器の取扱いが可能である。」の「重要事故等対策」は「重大事故等対策」では？294ページ、(62)：「R. Gauntt et. al, "MELCOR Computer Code Manuals Vol.2:Reference Manuals Ver1.8.5.," NUREG/CR-6119, Vol.2, Rev.2 / SAND2000-2417/2, (May 2000).」の「et. al,」は「et al.,」が正。「Ver1.8.5.」は「Ver.1.8.5.」とすべき。「(May 2000).」は「(May 2000)」とすべき〔最後の.は不要〕。294ページ、(63)：「R. Gauntt et. al, "MELCOR Computer Code Manuals Vol.3: Demonstration Problems," NUREG/CR-6119, vol.3, NRC. (2001)」の「et. al,」は「et al.,」が正。「vol.3」は「Vol.3」とすべき。297ページ、c. - 2：「……また実効遅発中性子発生割合(66)を MISTRAL 臨界試験の解析結果により妥当性を確認している。」は「……また実効遅発中性子発生割合(66)【については、】MISTRAL 臨界試験の解析結果により妥当性を確認している。」310ページ、1.耐震設計方針：「申請者は、……重大事故等における運転状態、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、……」の「重大事故等における」は「重大事故等【時】における」とすべき。310ページ、(3)：「……部材・部位ごとの応力及びひずみ等が終局耐力時の応力及びひずみ等に対して妥当な安全余裕を有するよう設計する。」の「応力及びひずみ等」は「応力、ひずみ等」では？[「応力」&amp;「ひずみ等」ではなく、「応力 or ひずみ or その他」の非限定列挙では？]311ページ、第1段落：「……塑性域に達するひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、【その施設の機能に影響を及ぼすことがない限度に】応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。】」の【】部分の表現は日本語になっておらず、不適切。「応力、荷重等を制限する値」の「値」とは何の値か？「荷重」は評価の条件であって、許容限界ではないのでは？【】部分は「その施設の機能に影響を及ぼすことがない最大の応力、ひずみ等を許容限界とする。」といった文言にすべきでは？315ページ、(2)の上：「規制委員会は、本申請が、重大事故等対処設備の設備共通の設計方針等とし【て】、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計方針とするなど、第43条第1項及び同項の設置許可基準規則解釈を踏まえた設計方針としていることから、適切なものであると判断した。」[【】部追加。]315ページ、丸数字3：「……使用済み燃料プールの冷却機能又は注水機能……」の「注水機能」は「同プールへの注水機能」とすべき。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 62	<p>434ページ、表IV-4.15-1、重要計器欄「復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）」、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄：「重大事故等時の低圧代替注水系による原子炉圧力容器注水時における復水移送ポンプの最大注水量（300m<sup>3</sup>/h）を監視可能。」の「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位が m<sup>3</sup>/h であるので。〕434ページ、表IV-4.15-1、重要計器欄「残留熱除去系系統流量」、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄：「重大事故等時の残留熱除去系ポンプの最大注水量（954m<sup>3</sup>/h）を監視可能。」の「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位が m<sup>3</sup>/h であるので。〕434ページ、(132)：「原子炉圧力容器への注水量、崩壊熱除去による蒸発量及び直前の水位から炉心の冠水を推定。」の「崩壊熱除去による蒸発量」は「崩壊熱による蒸発量」とすべき。〔(137)との整合。〕435ページ、表IV-4.15-1、重要計器欄「復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）」、重要計器に故障の疑いがある場合」欄「(代替格納容器スプレイ冷却時)」、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄：「重大事故等時の復水移送ポンプの最大注水量（300m<sup>3</sup>/h）を監視可能。」の「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位が m<sup>3</sup>/h であるので。〕435ページ、表IV-4.15-1、重要計器欄「復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）」、重要計器に故障の疑いがある場合」欄「(代替循環冷却時)」、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄：「重大事故等時の復水移送ポンプの最大注水量（300m<sup>3</sup>/h）を監視可能。」の「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位が m<sup>3</sup>/h であるので。〕435ページ、(139)：「得られた復水移送ポンプの流量から原子炉圧力容器への注水量（復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量））を差し引いて、復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量又は格納容器下部注水流量）を算出。」の「原子炉圧力容器への注水量」は「原子炉圧力容器への注水流量」とすべき。〔「復水移送ポンプの流量」から差し引くとなっているので、「注水量」でなく「注水流量」であるべき。〕437ページ、表IV-4.15-1、重要計器欄「復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）」、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄：「重大事故等時の復水移送ポンプの最大注水量（300m<sup>3</sup>/h）を監視可能。」の「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位が m<sup>3</sup>/h であるので。〕438ページ、表IV-4.15-1、重要計器欄「残留熱除去系系統流量」、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄：「重大事故等時の残留熱除去系ポンプの最大注水量（954m<sup>3</sup>/h）を監視可能。」の「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位が m<sup>3</sup>/h であるので。〕443ページ、3.の上：「.....丸数字1に掲げる重大事故等対処設備及びその手順等【が を】第43条等に従って適切に整備する方針であることから、第58条等に適合するものと判断した。」「手順等が.....整備する」はおかしい。「手順等を.....整備する」とすべき。〕443ページ、下2行：「規制委員会は、申請者の計画が、上記の追加対策を含め、重大事故等への対処【が を】確実に【実施される方針 実施するもの】であることを確認した。」「申請者の計画が、.....重大事故等への対処が確実に実施される方針である」は日本語としておかしい。「申請者の計画が、.....重大事故等への対処を確実に実施するものである」とすべき。〕</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 63	<p>444ページ、表IV-4.15-2:「重大事故等対処設備に要求される耐震性【又は、又は】耐環境性がない計器か……」は「重大事故等対処設備に要求される耐震性又は耐環境性がない計器か……」とすべき。〔「又は、」の句点(、)不要。〕450ページ、i.:「原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条特定事象が発生した場合には、……」の「第10条特定事象」は457ページでは「第10条事象(168)」となっており、かつ注釈が付いている。「第10条特定事象」と「第10条事象」の違いは何か? もし同じものであるなら、名称を統一し、(168)は450ページに持ってくるべきではないか? 450ページ、i.の下、第2段落:「以上の確認などから、……手順等について、重大事故等防止技術的能力基準(手順等に関する共通的な要求事項)等に適合する手順等を整備する方針であることを確認した。」の「重大事故等防止技術的能力基準(手順等に関する共通的な要求事項)等」は「重大事故等防止技術的能力基準1.0項(手順等に関する共通的な要求事項)」とすべき。〔「1.0項追加。最後の「等」不要。〕452ページ、1.の上:「……申請者が計画する設備及び手順等について、以下の事項を確認した。・第60条及び重大事故等防止技術的能力基準1.17項(以下「第60条等」という。)における要求事項に対応し、かつ、適切に整備される方針であるか。・申請者が、自主的な対応を含め重大事故等への対処を確実に実施する方針であることを確認した。」の「・申請者が、自主的な対応を含め重大事故等への対処を確実に実施する方針であることを確認した。」は「・申請者が、自主的な対応を含め重大事故等への対処を確実に実施する方針であるか。」とすべき。〔以下の事項を確認した。〕の事項の列挙であるので、「……あるかを確認した。」の「を確認した」は不要。〕457ページ、g.:「原子力災害対策特別措置法第10条事象(168)が発生したと判断した場合には、……」の「第10条事象」は450ページでは「第10条特定事象」となっている。「第10条特定事象」と「第10条事象」の違いは何か? もし同じものであるなら、名称を統一し、(168)は450ページに移すべきではないか? 464ページ、第1段落:「原子炉施設に異常が発生した場合に、発電所内の対応と状況の把握等適切な措置をとるため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を6号炉及び7号炉中央制御室以外の場所に設置する設計とする。」の「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を6号炉及び7号炉中央制御室以外の場所に設置する設計とする。」は表現不適切。「緊急時対策所は、6号炉及び7号炉中央制御室以外の場所として、5号炉原子炉建屋内に設置する設計とする。」とすべき。465ページ、e.:「また、5号【炉】原子炉建屋地上1階屋外、対策本部、待機場所及び5号【炉】中央制御室との通信連絡のために5号炉屋外緊急連絡用インターフォン(5号【炉】原子炉建屋屋外と対策本部及び5号【炉】中央制御室との間)及び携帯型音声呼出電話設備(対策本部と待機場所との間)を重大事故等対処設備として新たに整備する。」「5号」「5号炉」〕466ページ、第3段落:「また、対策本部及び待機場所に、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計等がそれぞれ整備され、5号【炉】原子炉建屋地上1階屋外、対策本部、待機場所及び5号【炉】中央制御室との通信連絡のために5号炉屋外緊急連絡用インターフォン(5号炉原子炉建屋地上1階屋外と対策本部及び5号【炉】中央制御室との間)及び携帯型音声呼出電話設備(対策本部と待機場所との間)が整備されることを確認した。」「5号」「5号炉」〕</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 64	<p>372 ページ、d): 「格納容器圧力逃がし装置は、他の系統との隔離弁と直列で二重に設置し、確実に隔離することで悪影響を及ぼさないこと」とあるが、意味不明。「格納容器圧力逃がし装置に接続される他の系統の隔離弁は、直列で二重に設置し、確実に隔離することで悪影響を及ぼさないこと」では? 374 ページ、c. : 「炉心損傷を判断し、炉心の著しい損傷の緩和及び原子炉格納容器の破損防止のために必要な操作が完了した場合には、格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための手順に着手する。」の記述は、b. の「全交流動力電源喪失時」の記述と同じであるが、すぐ下の段落で「規制委員会は、申請者の計画において、a) 交流動力電源が機能維持している場合の手順の優先順位を a.、c. の順に、全交流動力電源喪失時の手順の優先順位を a.、b. の順に設定して明確化していること、……」とあるので、c. は交流電源が機能維持している場合では? よって、「【交流電源が機能維持している状態では、】炉心損傷を判断し、炉心の著しい損傷の緩和及び原子炉格納容器の破損防止のために必要な操作が完了した場合には、格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための手順に着手する。」とすべきでは? 【】部追加。】 381 ページ、b. : 「……溶融炉心が原子炉格納容器下部へ落下後に崩壊熱相当の注水を行うため、……」の「崩壊熱相当の注水」は「崩壊熱による蒸発分相当の注水」とすべき。382 ページ、d. : 「……溶融炉心が原子炉格納容器下部へ落下後に崩壊熱相当の注水を行うため、……」の「崩壊熱相当の注水」は「崩壊熱による蒸発分相当の注水」とすべき。398 ページ、(1) 1 行目: 「……使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失……」は「……使用済燃料プールの冷却機能又は【同プールへの】注水機能の喪失……」とすべき。401 ページ、d. : 「……使用済燃料プールの冷却設備又は注水設備が機能喪失し、……」は「……使用済燃料プールの冷却設備又は【同プールへの】注水設備が機能喪失し、……」とすべき。402 ページ、丸数字 3 - 1) a. : 「……使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し……」「……使用済燃料プールの冷却機能又は【同プールへの】注水機能が喪失し……」とすべき。404 ページ、丸数字 2、a. : 「熱交換機ユニットは、使用済燃料プールを除熱できる容量を確保する。」の「熱交換機」は「熱交換器」とすべき。406 ページ、丸数字 1、3 行目: 「……使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し……」「……使用済燃料プールの冷却機能又は【同プールへの】注水機能が喪失し……」とすべき。409 ページ、丸数字 2 重大事故等対処設備の設計方針、a. : 「大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）放水砲は、海を水源とし、車両等により運搬、移動でき、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できるとともに、原子炉建屋の最高点である屋上に放水できる容量を有する設計とする。」とあるが、「原子炉建屋の最高点である屋上に放水できる容量」は、ポンプの揚程を決める根拠となるだけであり、本来の「容量」すなわちポンプ・放水砲の流量はどのように決めているのかが不明である。結局「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」とは、ただ建屋の屋上に「放水」できればよい。それがどのような「放射性物質の拡散を抑制」する効果を持つかは問わないという極めてずさんな要求であり、申請者の「設計方針」もそれに安易に乗ったものでしかない。もし、「放水」により放射性物質の放出を「抑制」できるというなら、定量的に、その評価結果を示すべきである。もしそれができないのであれば、本件に関する審査結果は無効であると言わざるを得ない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 65	<p>414ページ、丸数字10：「サプレッション・チェンバから復水貯蔵槽への水源【切替 切替え】のための設備及び手順等。」〔公用文表記に準拠。〕414ページ、丸数字11：「淡水から海水への水源【切替 切替え】のための設備及び手順等。」〔公用文表記に準拠。〕416ページ、j.：「サプレッション・チェンバから復水貯蔵槽への水源【切替 切替え】。」〔公用文表記に準拠。〕416ページ、k.：「淡水から海水への水源【切替 切替え】。」〔公用文表記に準拠。〕419ページ、j.：「... サプレッション・チェンバから復水貯蔵槽への水源【切替 切替え】の手順.....」〔公用文表記に準拠。〕419ページ、k.：「.....水源を淡水から海水へ【切替える 切り替える】手順に着手する。防火水槽への補給を淡水から海水に【切替える 切り替える】手順は、i.の手順と同様である。原子炉圧力容器、原子炉格納容器及び使用済燃料プールへの注水を淡水貯水池から海水に【切替える 切り替える】手順では、.....」〔公用文表記に準拠。〕420ページ、第2段落：「以上の確認などから、規制委員会は、申請者が丸数字1に掲げる設備を用いた手順等について、重大事故等防止技術的能力基準（手順等に関する共通的な要求事項）等に適合する手順等を整備する方針であることを確認した。」の「重大事故等防止技術的能力基準（手順等に関する共通的な要求事項）等」は「重大事故等防止技術的能力基準1.0項（手順等に関する共通的な要求事項）」とすべき。〔「1.0項追加。最後の「等」不要。〕420ページ、(2)：「申請者は、有効性評価（第37条）において、炉心を十分に冷却するため、原子炉格納容器の破損を防止するため及び使用済燃料プールの冷却をするために、.....」の「冷却をするために、」は「冷却をするため、」とすべき。〔「破損を防止するため」との整合。〕422ページ、表IV-4.13-1、「設備名」欄：「代替原子炉補機冷却海水ポンプ」などには「等」が付いており、「可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」には「等」がない。「等」有無の基準は何か？ 等無しで統一すべきではないか？434ページ、表IV-4.15-1、重要計器欄「高圧炉心注水系系統流量」、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄：「重大事故等時の高圧炉心注水系ポンプの最大注水量（727m<sup>3</sup>/h）を監視可能。」の「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位がm<sup>3</sup>/hであるので。〕434ページ、表IV-4.15-1、重要計器欄「高圧代替注水系系統流量」、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄：「重大事故等時の高圧代替注水系ポンプの最大注水量（182m<sup>3</sup>/h）を監視可能。」の「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位がm<sup>3</sup>/hであるので。〕434ページ、表IV-4.15-1、重要計器欄「原子炉隔離時冷却系系統流量」、「重要計器の計測範囲を超えた場合」欄：「重大事故等時の原子炉隔離時冷却系ポンプの最大注水量（182m<sup>3</sup>/h）を監視可能。」の「最大注水量」は「最大注水流量」とすべきでは？〔単位がm<sup>3</sup>/hであるので。〕</p>
1102E 66	<p>フクシマの凄惨な事故。「ここまで大きな災害は想定できなかった」は言い訳になりません。事故を小さなものにする手立てがあった以上、それは想像力、危機意識の欠如。単に対策を怠っただけです。そして今、事故の過程を解明することも、廃炉のロードマップを描く事もできずにいる。この過酷過ぎる事故を起こした東京電力に、柏崎刈羽原発の運転をする資格はありません。以下、直接関係はありませんが、追記させていただきます。スリーマイル、チェルノブイリ、そしてフクシマ。世界中の教科書にフクシマの名前は刻まれました。海外のメディアは、今もフクシマに大きな関心をよせています。外国の海洋競技選手が、2020年東京五輪の不参加を考えているとの話もあります。しかし、国内の多くの人は、すでに過ぎ去った事としているように感じます。それは、とても恐ろしく、悲しいことだと思います。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 67	<p>466 ページ、第4段落：「なお、緊急時対策要員等の被ばくによる実効線量の評価については、...5号炉原子炉建屋内緊急時対策所【にとどまる緊急時対策要員等の被ばく線量】は7日間で58mSvであることを確認した。」「【】部追加すべき。」468 ページ、e.：「.....原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するため【に の】緊急時対策要員等77名のうち19名及び現場要員等48名の合計119名と想定している。」「抑制するために緊急時対策要員等」「抑制するための緊急時対策要員等」471 ページ、第2段落：「.....申請者は免震重要棟内緊急時対策所の使用を【取下げ、 取り下げ、】.....」〔公用文表記に準拠。〕477 ページ、Vの下、第1段落：「III章及びIV章において、設計基準対象施設に関して変更申請がなされた内容について審査し、結果を示した。また、重大事故等に対処するために必要な設備及び手順等に関して適切に整備する方針であるか審査し、結果を示した。」は表現不適切。「III章において設計基準対象施設に関して、また、IV章において重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力等に関して、変更申請がなされた内容について審査し、結果を示した。」とすべき。477 ページ、Vの下、第2段落：「加えて、大規模損壊に対する対応を要求している。本章において、申請者の方針が要求事項を踏まえた適切なものであるか審査した。」となっているが、日本語になっていない。「本章においては、大規模損壊への対応を要求している重大事故等防止技術的能力基準2.1項に適合しているか否かを審査した。審査の概要は、以下のとおりである。」とすべき。477 ページ、下から2行目：「重大事故等防止技術的能力基準2.1【項】に適合しているものと判断した。」「2.1」「2.1項」】</p>
1102E 68	<p>再稼働賛成です。県民の安全の問題よりも、選挙や政争に扱われている風と取れます。今南シナ海に中国船や武装船が領海侵犯を侵していますが、そこを抑えられたら日本はエネルギー枯渇に陥り、大量の餓死者を出すこともあり得ます。自立のために再稼働をお願いします。国を維持する大切なエネルギーを政争の道具にされてはなりません。ただし災害や有事の際の避難計画は大前提です。</p>
1102E 69	<p>東京電力ホールディングス株式会社の原子炉設置者としての適格性の確認をはじめとした審査内容について、非常に専門的で難解であることから、UPZを有する当市の市民が理解できるよう、平易で分かりやすく丁寧な説明をお願いします。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 70	<p>・意見：申請者に柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はありません。・理由：規制委員会は東電の適格性を判断するために7項目の「基本的考え方」を示し、東電はこれに対して文書で回答を寄せました。7項目は例えば、福島第一原発の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すこと(1)、経済性より安全性追求を優先することや安全性の向上(3、5、7)などですが、これに対する東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず、実績など具体性はありません。福島第一原発の実情を見れば、最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸（サブドレン）水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあったことが明らかになったばかりです。他にも1,200トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになりました。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いています。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできません。にもかかわらず、規制委員会は東京電力について「運転を適確に遂行するに足りる技術的能力がないとする理由はない」と結論づけています。このような結論は実態に全く即していないと考えます。・意見：東京電力に柏崎刈羽原発を運転する経理的基礎はありません。・理由：東京電力は、自らが全責任を負うべき事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と公的資金の注入を要求しました。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東京電力はかろうじて破たんを免れている状況です。この意味でも東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はないと考えます。審査には経理的基礎の確認も含まれています。経理的基礎はないと判断すべきです。・意見：地震の規模が過小評価されています。・理由：元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を発し、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表しました。その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は1.8倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発6・7号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。また、熊本地震では、震度7の地震が2回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。・意見：東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性はありません。・理由：審査書の311ページには、東京電力について、「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力発電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事後の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれています。福島第一原子力発電所の状況を見ると、現状においてこのような体制が整備されていないことは明らかです。汚染水問題に対応できない東京電力には、原子炉設置者としての適格性はありません。・意見：5号炉原子炉建屋内緊急対策所が免震構造でないため、新基準に適合しません。・理由：東京電力は当初、3号炉原子炉建屋内緊急対策所を新たに設置し、免震重要棟内緊急対策所と併用することを示していました。その後、3号炉原子炉建屋内緊急対策所は、敷地の液状化に伴い津波が到達する可能性が発覚しました。また、免震重要棟内緊急対策所に十分な耐震性がないことも分かり、5号炉原子炉建屋内緊急対策所のみを使用することとしました。しかし、5号炉原子炉建屋内緊急対策所は耐震構造ではあっても、免震構造ではありません。新基準は免震重要棟の設置を求めていることから、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉は新基準に適合していません。以上</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1102E 71	<p>第一に、レベル7の重大な原発事故を起こした当事者企業に、原発事業を行わせることが出来ないという技術的な事。及び、柏崎刈羽原発の脆弱な立地等に問題が山積している物理的な事。第二に、柏崎刈羽原発の安全対策費用6800億は、私たちが収めた税金及び電気代である事から、そもそも、その金額は原発事故に被災された方々に支払うものである事。第三に、事故を起こした当事者企業を、税金を投入して存続させる事がそもそも間違いであり、更に、再稼働などという事は倫理的にも道義的にも許されない事。第四に、2011年震災以来、東京電力HD管内では、原発は稼働しておらず、その事による電力不足は無い。原発による発電は全く必要が無いという事。第五に、東京オリンピックに関し、「再稼働をしない」とした国際公約に反する事。第六に、東電HDは事故の責任から逃れ、海外に資産を蓄えたり、社員役員に高い給与報酬を支払い、利益を上げている企業で、再び、事故を起こした場合も、同じように、事故の責任を取らずに自社の利益だけを追求すると思われる。このような企業に、事故を起こせば取り返しが付かない原発を扱わせる事は、国を滅ぼすに等しい事。以上述べた理由により、柏崎刈羽原発の再稼働に反対致します。</p>
1102E 72	<p>柏崎刈羽原発の再稼働に反対します。福島第1原発事故の原因もまだわからないのに、その事故を起こした東京電力が再稼働なんてありえません。</p>
1102E 73	<p>1. 東電が今集中してやることはなにか東電として再稼働を申請すること自体間違っています。福島第一原発事故の処理の見通しも汚染水の処理の見通しも全く立っていない現状で、他の原発を動かそうとすることは、無責任としか言いようがありません。「運転の適確性を審査するのに廃炉をやりぬく覚悟と実績を示せ」との事ですが、廃炉だけでなく、汚染水の処理も大きな問題です。覚悟を表明するだけで審査を通す、こんなことが許されるのでしょうか。廃炉や汚染水の処理について具体的な技術的計画があってこそ運転資格を審査するものであって、決意表明だけで認めるのはあり得ませんし、そんなことしか出せない東電に原発運転の資格はありません。今は再稼働に労力をつぎ込むのではなく、廃炉と汚染水処理に全力を挙げるべきです。2. 耐震性評価について 審査書案 P26～熊本地震で再認識されたように、大きな揺れは1回だけではなく、短い間にもう一度起こる可能性があることがわかりました。原発の耐震設計では1回の揺れに耐えればよいことになっていますが、熊本の例では2回目の揺れで大きな被害が出ました。耐震設計を専門家を入れて見直しその上で耐震性評価すべきです。3. 避難計画の欠如。審査には避難計画が検討の対象になっていない。アメリカなどでは原発の稼働には避難計画の提出が求められています。重大事故が絶対に起こらないと言えない以上重大事故を想定した避難計画は住民の命と健康を守るために必要不可欠のものです。特に冬場は雪が降り迅速な非難は困難でしょう。事故はいつ起こるかわかりません。自治体と十分な避難計画を練らずに稼働審査を通すべきではありません。</p>
1102E 74	<p>正気の沙汰ですか？ 断固反対です。</p>
1102E 75	<p>福島第一原発の事故時免震重要棟がなかったら、壊滅的な事態も考えられたと思うが、基準地震動や基準津波に耐える免震重要棟がないままの稼働は、事故の教訓を生かさず、安全性への考え方に大きな欠陥があると考えられる。決意表明や方針を示すだけでは、とうてい信用できない。再稼働を許可すべきではない。</p>
1102E 76	<p>東京電力が原子力発電を行うことには反対です。フクイチでそのような事故を起こしておいて誰も責任を取らずにいることが不思議です。そもそも原発を動かす能力があるのでしょうか。事故や不具合の隠蔽が事故前も事故後も続いています。このような企業に今後も原発を運転させることには反対です。ちなみに当方はあの事故の後、一切の謝罪も補償も受けていません。</p>
1102E 77	<p>柏崎刈羽原発再稼働に強く反対を表明します。手を付けてはいけない原発という化け物を私たちの世代で葬り去るのがせめてもの次世代への罪滅ぼしです。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 78	<p>「設計基準対象施設の地盤（第3条関係）」について意見を申し述べます。「耐震重要施設位置」に「計11条の断層が認められる」とのことには驚きました。多数の断層が存在する地盤のうえに重要施設があるのはとても心配です。これら断層について、火山灰層（刈羽テラス）の存在から「耐震重要施設位置に認められる計11条の断層は、将来活動する可能性のある断層等ではない」と結論していることは疑問です。地元の専門家グループ（柏崎刈羽原発活断層問題研究会）は、東京電力が古安田層と称する地層の火山灰層（刈羽テラス）の年代について、約20万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性を指摘しています。また、刈羽テラスの降灰年代、それらをもとにした断層の活動年代の評価は「地質学や地形学で広く認められてきた科学的推論とは大きく異なり、東電の推論、規制委の妥当性判断は科学的とは言えない」と指摘しています。これら専門家グループの指摘を真摯に受け止め、これまでの調査・解析の結果を全面的に見直すべきであると考えます。</p>
1102E 79	<p>確認結果案の記載 P1～4・廃炉のメドは立たず、汚染水の問題はいまだ解決できないまま。汚染水を止めることができなければ、これからもたまり続け、そして海へと垂れ流されていくことは必至。6年たった今も、避難せざるを得ない状況で故郷から離れ暮らしている人、被災地に残った人、それぞれの平穏な暮らしを壊して今だ苦難を強いている東電に「主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟」など到底あるとは思えない。又、大事故を引き起こした責任も取らず、その事故費用を公金に求める態度のどこに「経済性よりも安全性を優先することが明確になった」と言えるのか。このような無責任な東電に原発を動かす資格はない。</p>
1102E 80	<p>東電の適格性の確認結果（P1～4）に関する意見審査書案は東電の原発運転に関する適格性を確認したとの結果になっているが、東電の回答書は単なる決意表明であり実効性は全く期待できず、福島事故への目下の東電の下記対応を見ても適格性があると考えられない。1．福島『廃炉』作業の現実、日々起こる難問題への後手後手の対応を行っているだけで、しかもそれらに関する報告も偽りだらけであることは、世の注目を浴びた凍土壁に関する規制委への報告一つを取ってみても明らかである。廃炉への入口であるデブリの状態確認が、事故から6年半経過した今でもロボットが格納容器に入ったことがテレビで大きな話題になるような状況で、廃炉工程表が転々とするのは東電の能力不足か本気不足としか思えない。2．福島事故の責任に関する訴訟の報道が多く見られるようになった。東電は大津波対策の防潮堤につき検討はしたがコスト面の理由により先延ばししたことを現時点でも『当然』と主張しているようである。過酷事故に対する多くの対策が先送りされており、今回の事故を最悪のものにした原因は東電の安全性より経済性を優先する体質にあり、規制委の指摘に対する東電の転々とする対応でもそれは明らかである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 81	<p>[1] 原子力規制委員会は申請者・東京電力の原子炉設置者としての的確性について審査を行なった。(添付1)原子力規制委員会は原発の安全性について「規制基準に適合しているかを判断するが、絶対的安全は求めてない」を公表している。資料、原子力規制委員会、2014.3.26 定例記者会見東京新聞、2014.11.4・ 記者の目意見1 .私たちは原発は絶対に安全でなければならないとしている。原子力規制委員会は原発は絶対安全の審査をしなければならない。絶対安全の審査を求める。2、添付1、1、(3)安全優先の取組みで「安全文化等の的確性」の言葉を使っているが、原発の安全は「文化等」として表すものではない、原発は絶対安全でなければならない。3 .審査する原子力規制委員会は技術力ゼロである、審査の適格性はない。東京電力は福島第一原発で汚染水タンク水漏れ事故を起こした。原因は建築基準法違反、消防法違反により生じた。東京電力並びに原子力規制委員会はこの法律違反を明らかにしていない。[2] 添付2に「東京電力柏崎刈羽原発、原子炉設置変更許可申請・6号及び7号に関する」審査書がある。意見1. 審査書には外力・地震力に対し内部応力である抵抗力を計算によって確認し安全を確認するとしている。ところが、ここにある外力も抵抗力も計算値であり、「計算値」はいずれも見込み又は予測値である。極めて苛酷な放射能災害を起こした福島第一原発の被害からすると、原発は、見込み又は予測の数値を使って安全の確認とすることはできない、できるのは安全の見込みの確認であり、安全の見込みの確認で原発の安全の確認をしたとは言えない。2 .原発、新規規制基準の閉鎖性、退嬰性1) 建築では大地震に遭遇した後、公開で実態調査を行い、その記録を公開しそれに基づき被害の研究を進め、技術の向上を図っている。例えば(平成7年阪神・淡路大震災中間報告、建築震災調査委員会)である。原発は、原発の絶対性から被害を損傷の度合いで整理することはできない。原発は絶対であり、その原発は唯一絶対無二である。そのことから原発を規制基準で律することはできない。原発の場合、規制基準適用は非論理である。2) 中越沖地震で柏崎刈羽原発は損傷したが、被害を公開していない。原発の規制基準は存在しても、被害も技術の検証も公開されず、伝承もされない、規制基準の存在理由がない。[3] 別添1に、6 .原子力事業に関する責任の所在の変更を意味する体制変更を予定しているのであれば、変更後の体制の下で柏崎刈羽現力発電所について再申請するべき。がある。意見1 . 放射能のごみ処理は営業活動主体事業者が責任をもってしなければならない。現在、放射能のごみの最終処分の方法がないまま原発の稼働を行なっている。そして、放射能貯蔵施設で放射能災害の不安があり、放射能のごみから生まれたプルトニウムが日本で大量に蓄積し、国際不安の種となっている。いづれもこれらは放射能ごみから生じるものである。柏崎刈羽原発で発生する放射能ごみは安全に、国際不安を生じさせない方法で処理しなければならない、現状では柏崎刈羽原発は稼働させられない。2 .原発事故による災害の責任は営業活動主体事業者にある。営業活動による事故は社会通念として営業活動事業者が責任を取るのが当然である。東京電力福島原発事故の責任は東京電力が全責任を取らなければならない。資料、『16.10.28・東京新聞記事「廃炉費用など重要案件議論」からすると東京電力は柏崎刈羽原発の運転はできない。3 .原発事故による避難は営業活動主体事業者が責任を取るべき。柏崎刈羽原発事故が起きたときの避難計画は営業活動事業者が責任を取るのが当然である。このことから、東京電力が避難計画を立てたものでなければ上記同様、東京電力は柏崎刈羽原発の運転はできない。[4] 原発のパブリックコメント、何のためか。2006年、内閣府、原子力安全委員会事務局から、発電用原子炉施設に関する耐震設計指針案の意見募集があり、意見総数約680であった。その後、耐震設計指針は耐震設計指針案を修正なしで、意見を廃棄し作成した。資料には『大竹委員の「議論を蒸し返さないとの合意から、指針案の修正は求めない」として指針が作られた』とある。意見1 . 原発による恐怖から国民は原発に大きな関心を抱いている。前回、原発のパブリックコメントには多くの意見が寄せられた、が、「議論を蒸し返さないとの合意」があるとして全ての意見を廃棄した。そもそも「議論を蒸し返さないとの合意」があるならパブリックコメントを求めるべきではない。原子力規制委員会は国民のためにあるもの。今回のこのパブリックコメントはどう取り扱うのか？</p>
1102E 82	<p>東電を信頼していません。反対です。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1102E 83	<p>柏崎刈羽原発の再稼働容認に反対します。理由は以下の通りです。1. 度重なるデータ隠し、虚偽報告を行っている東電に原子炉設置者としての適格性はない。2002年のトラブル隠し事件以来、東電は隠蔽と虚偽報告を重ねてきた。今年も免震重要棟の耐震性不足とそれを2014年以来隠していたことが明るみになったばかりです。原子力規制委員会の『適格性についての確認結果(案)』には『やり遂げる覚悟』、『誠意と決意』などの言葉が並んでいますが、それは印象論であり、事実の裏付けがあるものではありません。将来における履行の確保は甚だ危ういです。2. 現在も福島第1の事故原因の結論は出ていない。東電の責任も明確になっていないので事業者としての適格性は判断できない。新潟県技術委員会は福島第1の事故から6年半たった現在においても検証作業をすすめているが、事故の全容は未だ解明されていません。その結果が出るまでは再稼働の判断の是非は延期するべきです。</p>
1102E 84	<p>「東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所の 原子炉設置変更許可申請書 (6号及び7号原子炉施設の変更) に関する審査書(案)」 (平成29年10月4日) への意見今回の原子炉設置変更許可申請を認めることに反対します。「審査書(案)」は、298ページ「重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項(重大事故等防止技術的能力規準1.0関係)」で、「・・・共通の要求事項を満たす手順等を保安規定等で規定する方針であることを確認」したのみで「要求事項に適合するもの」と判断しています。このページ以下の具体的審査でも同様であり、「・・・手順書に整備する方針であること」をもって、要求に適合するものとしていて、これら「規定」の内容が実際に妥当ものであるかどうかは審査されていないように思われるのであって、この「要求事項」そのものが審査として不十分と言わざるをえません。手順書などの規定の内容も含め、再度審査しなおすべきです。</p>
1102E 85	<p>東京電力の運転適格性について東京電力には、原発運転の適格性はないと判断すべきです。以下、理由を述べます。第一に、東京電力は、福島事故の責任を認めていません。福島県沖での津波地震の可能性は予見できたはずで、少なくとも、その可能性が政府推本で議論されており、多数の科学者が危険性を予測していたのであるから、原発の安全を預かる東電は、その時点ですみやかに対策を講じる責任があった。その責任を、「予見できなかった」として否定する姿勢は、原発の運転にもっとも必要な適格を欠くものです。第二に、汚染水を安全に管理することができていない。地下水くみ上げ井戸の水位計のミスで、汚染水が漏れ出す危険性が半年も放置されていたことは、安全管理能力の欠如を示すものです。汚染水の発生を止めることも、まだできていない。このような状況で、原発の運転を開始するなど許されない。</p>
1102E 86	<p>(審査書案の7頁)に関して3の経験に関して、貴委員会は、&gt;緊急安全対策も含めたこれまでの設計及び工事並びに運転及び保守の経験に加えて、国内外の関連施設への技術者派遣実績並びにトラブル対応情報の収集及び活用実績があること&lt;としているが、将来、想定外の自然の暴発(地震動、津波高)が発生した際、東電は、果たしてフクイチ事故対応の経験の範囲で、放射性物質の大気、海洋への流出を阻止できるのか、はなはだ心もとない。なぜなら現在東電は、3/11の過酷事故後の収束作業(汚染水対策、他)に追われるばかりで、いまだ3/11事故そのものの原因究明ができていないとは言えず、柏崎刈羽原発当該号機を運転し、フクイチ事故クラスの大自然の大運動が発生して、想定を超えた諸事象が現れても、適切に対応できない可能性はゼロではない。したがって貴委員会のいう「緊急安全対策も含めたこれまでの設計及び工事並びに運転及び保守の経験」が将来の過酷事故対処が本当に東電にできるのか、おおいに疑問である。したがって「今後ともこれらを適切に継続する方針であることなど、申請者の設計及び工事並びに運転及び保守の経験並びに経験を蓄積する方針については適切なものであることを確認した」という貴委員会の判断は撤回し、東電がフクイチ事故の原因究明を達成し、国民に向けて十分納得の行く報告を済ますまでは、柏崎刈羽原発当該機の審査書の作成(認可)をすべきではない。そこで、貴委員会に要請するのは、フクイチ事故の原因究明の報告書を東電に提出させ、国会において、市民の参画によるフクイチ事故究明の委員会を改めて開催させることとし、このたびの当審査書をいったん撤回していただきたい。</p>
1103E 1	<p>避難計画に関連して。避難経路など、実効性のある避難計画がない。冬季の積雪を想定すると、実際に避難行動をとる事は、殆ど不可能である事は、明らかです。避難計画は、新潟県が独自に検証を行っているので、その結果を待ち、併せて検討すべきである。地元の検証を尊重し、生命の安全が確保出来なければ、再稼働する事は出来ない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1103E 2	<p>柏崎刈羽原発6・7号機の運転に反対の立場から意見を述べさせていただきます。まず、東京電力の企業体質について、02年のデータ改ざんに始まり、最近では免震重要棟の事実隠しの企業に原発を運転させる資格はありません。企業の決意表明だけで合格の審査書を渡すことは、命軽視でもあります。次に、使用済み核燃料について、使用済み燃料の最終処分場の見通しもないままで再稼働を認めることは、次世代へ負の遺産を残すことに他なりません。柏崎刈羽原発を再稼働させれば数年で燃料プールは満杯になり、青森県の再処理施設での見通しが立っていない中で審査合格は暴挙ともいえると受け止めています。最後に、再生可能エネルギーへの転換を、ドイツのように原子力エネルギーに依存せず、脱原発への道を模索すべきと考えます。以上、専門的・技術的な意見ではありませんが、一県民として意見を述べさせていただきました。</p>
1103E 3	<p>以下の事情より、東京電力に柏崎刈羽原発の運転をする資格はありません。・地震や津波対策を怠り過酷事故を起こした厚顔無恥さ。・高レベル放射性廃棄物の現実的な処分法がまったくないまま、何の見通しもなく商用原子力発電を続けようとする無責任さ。・過酷事故を防ぎ切れる水準にない現在の人類の技術水準を認識できず、数万人・数十万人単位の避難者を出す現実的な危険性から目をそらして再稼働に邁進する盲目性。</p>
1103E 4	<p>東電に運転の資格はない・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。</p>
1103E 5	<p>科学的にも見て、柏崎刈羽原発の再稼働はおかしい。福一はそもそもどうしてメルトダウンしたのか。全く検証されていない。貴委員会こそが「科学的」根拠を何も市民に提出していない。事故の検証なくして何故柏崎刈羽の再稼働なのか、万人にしっかり説明しなければ、「パブコメ」提出要望など、あり得ない。拉致は新潟や福井で起こった。それほど海岸沿いは外から侵入するにたやすいという証左で、意志さえあれば 原発の破壊や全電源喪失させるなど安易だ。神戸製鋼問題もある。原発の各部分はどうなのか。規制庁のやるべきことは原発促進ではなく、第2kの福一事故を未然に防ぐため規制庁は力を発揮して欲しい。</p>
1103E 6	<p>柏崎刈羽原発のベントについて。6,7号機フィルターベントのタンクは、高さ8m直径4m、格納容器は高さ22m内径6.4m。こんな小さなタンクで、大量の高圧の水素ガス、水蒸気を処理する事は無理である。東電は、当社研究施設で確認などとするが、事故当事者の施設でのデータでは国民が納得するはずがない。第三者で東電とは繋がりのない研究所の実験データが必要である。海外の研究所の実験では、高温のガスが充満すると水に取り込まれず、逆流現象もある。放射性物質大気放出許容量を、セシウム137、100テラベクレルとするが、規制庁の会議で「工学的に達成可能な数値。ちょうど狙っていたところ」「合理的に非常にアクセプト（受容）することができる値」などの発言は、根拠がなく無知なものである。人間はサイボーグではないため、許容に合わせて細胞を変える事は出来ない。総務省統計局のデータでは、2011.3.11以来100万人の人口が減っている。放射線の原因以外、理由は考えられない。東電が1万テラベクレルを放出した事は犯罪である。福島原発事故では、爆発前のベントの際にも高濃度の放射性物質が大量に放出されている。ベントで、放射性物質を千分の一に減らすと言われているが、ベント前に別ルートで送られていた蒸気により圧力抑制室内で温度成層化が発生していた。放射性物質が水に取り込まれず半分しかフィルタリングできなかった。ベントができなかった2号機では格納容器が壊れ放射性物質が大量放出されたのに対し、ベントができた1号機でもベントを行う度に放射性物質の大量放出を招いていたことは、ベント弁と非常用復水器、圧力抑制室に機能上、重大な問題があったことが指摘される。事故原因を想定外の津波や地震だけのせいにするのは無理がある。配管設備など脆くなっていた。また、賠償などの事故処理費用についても、税金で補填されるなど納得できるものではない。原発事故後、国家予算から30兆円程の税金が使われている。当初、ドイツが福島事故処理を見積もった試算は800兆円とのこと。今後、廃炉費用が年間2兆円など日本がまともに成り立っていくのか。海外から見た日本は、債務超過国と言われている。日本の通貨も相手にされない事は、まともな国家とはいえない。再稼働など論外である。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 7	地震や津波対策を怠り過酷事故を起こした東京電力に柏崎刈羽原発の運転をする資格はないので、当該原発の再稼働を認めることはできない。
1103E 8	石油を買うお金を、地熱や自然エネルギー開発の資金に替えてほしい。原発みたいに危ないものは要らないです。ドイツなど諸外国のやり方を真似できないのでしょうか？なぜ日本はいつまでも原発に頼ろうとするのか理解に苦しみます。次世代につながるために、原発は廃止してください。どうかお願いします。
1103E 9	自社の起こした福島第一原子力発電所事故を収束させた実績もない現状で、東京電力に原発を再稼働させる資格はありません。
1103E 10	1. 東電に 柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」は 無いので、福島第一原発事故の 賠償や 廃炉に 集中すべきです。 該当箇所は「適格性確認結果案」p.1~4 です。 2. 緊急時対策所が、6・7号機に 近すぎる上、免震性が 無いので いざという時に 危険です。 該当箇所 は p.461 ~です。 3. 津波時に 1~4号機 が 水没する恐れ が 有ります。 該当箇所 は p.48~です。 4. 敷地直下の活断層 について 地元専門家グループの指摘 を 検討 すべきです。 該当箇所は p.37~です。
1103E 11	東京電力は、福島第一原子力発電所で過酷事故を起こし、その原因も解明できず、収束にはほど遠く、汚染水も増え続けています。福島の住民は、強制的に帰還させられ、生活基盤のないところで生活させられています。 たしか、東電は、福島第一原発の廃炉・賠償費用にあてるために、柏崎刈羽原発を再稼働しようとしていると聞いています。 このような東電に原発の運転資格はないと思います。 過酷事故を経験している東電なら、免震重要棟の必要性を認識しているにもかかわらず、免震重要棟を、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に代えました。基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要棟がないのであれば、再稼働を許可すべきではないと思います。(審査書案470~471ページ) 福島第一原発では、汚染水対策が永遠に続きそうです。であるにもかかわらず、格納容器が破損した場合、原子炉冷却水が汚染水となって流出することに対する対策は講じられていません。また海洋への放射性物質拡散を抑制する汚濁防止策は汚濁防止幕設置としていますが、福島第一原発隣接の港湾では、汚染防止幕は放射性物質を閉じこめていません。 完璧な汚染水対策ができないのであれば、再稼働を許可すべきではないと思います。(審査書案408~412ページ)
1103E 12	申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果 についての意見柏崎刈羽原子力発電所の申請書である東京電力ホールディングス株式会社の原子炉設置者としての適格性を有するかどうかの審査について、その運転を的確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はないと判断したと原子力規制委員会の結論が書かれています。しかしながら、別添資料の東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長の小早川氏による回答内容は、技術的ではなく、精神論的回答となっており、技術的能力を判断する回答内容になっていません。原子力規制委員会からの要望1の福島第一原発の廃炉主体的に取り組みやりきる覚悟と実績を示せ、という内容に対し、具体的な廃炉のロードマップや手法を示しておらず、「着実に進めます」「やる遂げる覚悟です」との精神論的な回答となっています。また、福島原発事故を引き起こし、放射能汚染を撒き散らした当事者であるにも関わらず、風評被害の払拭に向けた取り組みをこれまで以上に努力して取り組んでいくと回答しています。地元の方々の要望は、先の裁判にもある通り、原発事故前の郷里の姿に戻して欲しいということであり、放射能汚染は風評(噂による不買行動)ではなく、汚染による実害なんだと言う事実を認めていない様に思われます。まずは東京電力に対し、放射能汚染の現状を認めた上で、地元の方々の損害賠償にも細やかに対応し、廃炉をやり遂げる技術的な能力を示す様指導頂きたいです。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1103E 13	<p>「申請者の原子炉設置者としての適格性」は「ない」と判断するべきです。別添 1 の 4 ページで、「技術的能力がないとする理由はないと判断した」と記載がありますが、それは「技術的能力がある」とは違います。「適格性」は「技術的能力がある」状態でなければ、認めないか判断保留で再提出でなければ、安全性に問題が生じます。また、以下に「ない」とするべき理由を述べます。別添 2 の 3 ページで、自己主張による「社長である私の責任で資金を確保」「私は安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありません」「繰り返し全社員に強くかたりかけてまいります」は全く客観性がありません。まず、兆円レベルの資金に関して個人が責任が取れるはずはなく、「仕組み」「システム」を客観的に示せるのでなければ絵空事で、全く責任がとれている発言ではないです。次に、膨大な賠償および返済金を抱える企業が経済性を優先するのは自明であり、また「考えは微塵もない」ではなく、そうした会計、経営判断の重要資料を全て公開して、外部に監査されながら決定する仕組みを作らない限り、全く信用がありません。最後の、「繰り返し全社員に強くかたりかけて」だけで安全性が守られる保証は全くなく、これも「仕組み」の提言、策定、実施と公開、監査の仕組み作り以外には、安全性が担保される保証はまったくありません。こうした客観的な取り組みが全くないとは言いませんが、それに言及せずに、ただ責任を取るとか心がけると言うだけでは説得力がまるでなく、これで「適格性」があると判断することは、原子力規制委員会の信用にも関わると思います。もちろん徹底的な悪意があるとは言いませんが、適格性には実行能力が含まれるべきで、それが十分示されつ形の答弁と確認結果になっていません。よって、「適格性はない」と判断するべきです。なお、上記は事務的システムに関する技術的な指摘と考えて意見します。原子力発電のような高度で大変危険な科学技術は、適正で十分な事務的運用技術がなければ、扱うべきではないからです。</p>
1103E 14	<p>審査書案 p.76 「敷地における降下火砕物の最大層厚を 35cm と設定した」としているが、電力中央研究所による富士山放映噴火の火山灰のシミュレーションでは、横浜での降灰実績 16 cm 程度で最大 1g/m<sup>3</sup> の火山灰濃度とされており、これをもとに仮に単純に層厚の増加に火山灰濃度が比例するものとする、35 cm の層厚では火山灰濃度は 2.31g/m<sup>3</sup> である。降下火砕物の影響評価に関する検討チームに対して提出された電気事業連合会の試算では、非常用ディーゼル発電機のフィルタを通常の仕様以上に無理をして使用した場合に対応できるとする火山灰の「限界濃度」が示されているが、約 0.7~1.8g/m<sup>3</sup> であり、2.31g/m<sup>3</sup> はこれを大きく上回っている。本件原発において非常用ディーゼル発電機が 3 系統設置されているとしても、そのうち 1 系統のフィルターを交換する間、2 系統が維持されるかどうか疑問であるし、検討チーム委員である産総研の山元孝広氏は「大規模噴火時は、作業員らがフィルター交換に従事すると想定しているが、火山灰が降る中では不可能で、別の方法を考えるべきだ。」(愛媛新聞コメント)と指摘しており、35 cm もの降下火砕物の降り積もる中で、フィルター交換作業に依拠した非常用ディーゼル発電機の機能維持は到底安全側に立った評価とは言えず、この問題について審査をし直すべきである。</p>
1103E 15	<p>[該当箇所]「審査書(案)」の、461 ページ~471 ページ。[意見] 5 号炉の建屋内に「緊急時対策所」を設置することは、不適性であり、建屋とは別の棟を建設し、「緊急時対策所」を設置するべき。[理由] 6 号機, 7 号機でトラブルが発生した場合を想定して、5 号炉の建屋の中に「緊急時対策所」を設置する案が是認されているようですが、6 号機, 7 号機がシビアアクシデントに陥るなどの事故を想定する上で、例えば大きな地震による災害などで、複合的に 5 号機の原子炉や使用済み燃料プールも同時にダメージを受けるというような状況の想定が欠落しているため。</p>
1103E 16	<p>任意のメールアドレス記入なのに、確認用のもう一度入力させるのはなぜなのか? それはさておき、2011年3月の大地震に伴う、福島第1原発事故がなぜ起きたか、現状では十分な検証は済んでいないと、私は認識している。例えば、「吉田調書」での証言についての検証したがって、柏崎刈羽に関して議論・検討する前に、福島第1の事故について、技術的な検証を十分行い、結果を開示することが先決と考える。</p>
1103E 17	<p>申請者の原子炉設置者としての適格性について東京電力に設置者としての適格性などありません。福島第一原発の廃炉も見通せず、計画も延期ばかりではないですか。廃炉のための資金や被害者への賠償にも公的資金がつき込まれている現状で柏崎・刈羽原発を動かすなど言語道断、福島第一原発事故の後処理・廃炉や被害者への賠償に全力を注ぐべきです。「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示せ」と言われても、東電は単に決意を表明したに過ぎず、「実績」は示されていません。隠ぺい体質も相変わらずで「決意」など到底信用できません。よって東電に運転資格があるとは思えませんし、再稼働など許されません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 19	<p>何故、原発を稼働させる？東京電力は福島事故を全く解決できていないのに。その資格が有るのか？まず、賠償をやり直そう。被害者を加えて被害者が確り救済される賠償にしないと。そして福島事故を収束、則ち事故以前の福島に戻すこと。これが出来ない限りは原発再稼働等出来る訳がない。人間の良心が有れば再稼働は不可能。やるべき事をまずやろう。企業の責任果たそう。東京電力さん。</p>
1103E 20	<p>東電に運転の資格はない該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。（解説）東電福島第一原発事故は収束しておらず、多くの被害者たちが苦しい状況に置かれています。通常、原子力事業者の適格性の審査では、「技術的能力」「経理的基礎」が問われます。しかし、今回の審査では、原子力規制委員会は、東電に対して「福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やり抜く覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格はない」「経済性より安全性を優先しなくてはならない」など7項目の「基本的考え方」を示しました。これに対し東電は回答書を提出しました。これは、決意表明にすぎませんでした。しかし、規制委はこれを了承してしまいました。これらについては「適格性についての確認結果案」に書かれています。緊急時対策所が、6・7号機に近すぎ、免震性がない該当箇所：p.461～・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならぬのは、福島第一原発の教訓であったはず。・緊急時対策所は5号機に予定されているが、6・7号機に近すぎる。（解説）重大事故時に指揮所となる緊急時対策所は、当初、3号機近くにある免震棟に予定されていました。しかし、審査の過程で1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになったため、最終的に東電は、5号機の建屋内に設けることとしました。免震構造ではありません。津波時に1～4号機が水没する恐れがある該当箇所：p.48～・1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれがある。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべき。（解説）東京電力は、1～4号機が面する荒浜側防潮堤の地盤は、液状化が懸念される地盤ではないと説明していましたが、液状化解析の結果、荒浜側防潮堤が損傷し、津波防護施設として機能が期待できず、津波が荒浜側防潮堤内に流入する可能性があることが示されました。今回の審査書案は6～7号機に関するものですが、1～4号機には使用済み燃料があり、津波により重大事故に至るおそれもあります。まずは1～4号機の廃炉を行うべきです。敷地直下の活断層について検討すべき該当箇所：p.37～・敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべき（解説）地元の専門家グループ（柏崎刈羽原発活断層研究会）は、敷地直下の断層の評価について、東電社員を含む論文のミスを指摘した上で、東電が古安田層と称する地層の火山灰層（刈羽テフラ）の年代について、約20万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘しています。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 21	<p>意見書案 3頁 1はじめに 2 .判断基準及び審査方針に関して意見を述べる意見 福島事故の後始末をできない東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はない理由許可の基準として、「第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」となっている。一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。1 東電に技術的能力はない。ア 重大事故を発生させた東電には「技術的能力」はない。イ 現在も数々の困難を解決することができずにおり「技術的能力」はない。2 東電に経理的基礎はない ア 2011年3月11日後、国の「資金援助」を求めた時点で東電は損害賠償責任を認めており、支援機構からの資本金1兆円注入と交付金2兆円を受取った時点から実質債務超過となっている。イ 現在、22兆円の負債を抱える東電に「経理的基礎」があるとは言えない。今後も債務は増大する。ウ その22兆円の負債のうち、4兆円を他電力会社に負担してさせ、6兆円を国が負担することになっている東電に「経理的基礎」があるとは言えない。エ 経理的基礎のない東電には、原子力事業者としての資格はなく「適格性」はない。オ 柏崎刈羽原発を再稼働して収支改善を図るとの主張は本末転倒</p>
1103E 22	<p>意見箇所 P37 と P306 の地盤に関すること意見 柏崎刈羽原発が立地する地域が、グリーンタフ造山運動の地域であり、活褶曲地域、歪み集中帯、隆起地域であることを無視した評価がなされている。理由 原発計画が明らかになった50年前、東電や国は、柏崎刈羽は地震が無い安定した地域だと宣伝していた。プレートテクトニクスが提唱された時期に重なる。石油を産する褶曲構造が発達する地域であり、活有棘地域であるとの地形学や測地学関係者や指摘と異なる主張に違和感を覚えてきた。当時の耐震設計審査指針の活断層の年代は5万年だった。1995年1月17日兵庫県南部地震・阪神淡路大震災が起こり、2001年10月6日鳥取県西部地震が起こった。日本列島が地震活動期に入ったと言われ、鳥取県西部地震でM7.3であったにもかかわらず地表地震断層が出現しなかったことから、原子力施設の耐震設計審査指針の改訂議論が始まり、2006年9月、評価対象の活断層年代がMIS5eの高海水準時以降となった。新潟では2014.10.23にM6.8の新潟県中越沖地震が起こり、指針改定の翌年2007.7.16にM6.8の新潟県中越沖地震が起こった。2011年3月11日、M9.0の東北地方太平洋沖地震が起こり東日本大震災となった。各種基準に合格したはずの東京電力福島第一原発の1～3号機がメルトダウンして広範囲に甚大な被害が発生し、災いは6年余を経過した現在も、継続し、ますます深刻化している。その後も2011年3月12日にM6.7の長野県北部地震、2014年11月22日にM6.7の神城断層地震が起こっている。グリーンタフ造山運動は、日本列島が大陸から分離・漂流して現位置に至った時期の出来事であり、プレートの動きが現在と同様となってから、フォッサマグナが形成された時代は2500万年前以降である。第四紀は最近258.8万年前から現在までの間となった。柏崎刈羽原発の活断層問題、立地地盤の変動評価はMIS5e以降とすべきでない。2500万年を分母として12.5万年を分子とすれば0.005、2500万年を分母として40万年を分子とすれば0.016となる。この差は微々たることで有りMIS5eを選択することは誤りである。柏崎刈羽原発が立地する地域が、グリーンタフ造山運動の地域であり、活褶曲地域、歪み集中帯、隆起地域であることを考えれば、工学的妥協が必要だとしても、少なくとも40万年前以降の構造運動を考えるべきである。審査書案は見直すべきである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 23	<p>「申請者の原子炉設置者としての的確性についての確認結果（案）」について8月25日付け、小早川社長による「本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」の内容は「覚悟」「誠意」「決意」「謙虚」「自覚」「反省」という言葉の羅列のみで、具体性に欠けている。そればかりか、福島第一原発事故の収束と被害者の救済実態には、先の言葉の微塵も見当たらない現実がある。1.メルトダウン隠し2.汚染水の制御不能垂れ流し・・・最近も半年にわたるサブドレン水位計設定ミスが発覚3.デブリ処理、廃炉のメドも立っていない4.地元民の健康被害を全く無視5.社長自ら資金調達どころか、消費者負担と公的資金頼み同様に、柏崎刈羽においても6.「緊急事態対策所免震重要棟」の免震性無し(審査書 P461)基準地震動に耐えられないデータを持ちながら、又しても虚偽説明。福島で無かったとしたらぞっとする「免震重要棟」は、柏崎刈羽に作る予定もない。7.荒浜側防潮堤の地盤は液化化が懸念される地盤ではないと説明していた。(審査書案 P48～)液化化解析の結果は、機能を期待できないものであった。それどころか、1～4号機及び周辺施設は水没が前提。これで、「(廃炉を)関係者にしっかりと向き合い、課題への対応を説明、やり遂げる覚悟」が明確になった(確認結果案 P1～2)といえるのか甚だ疑問である。「原子力安全文化の向上に努力していることが証明された。(P2)」とする田中委員長の言葉は、あたかも「第二の安全神話」に向けるゴーサインである。これほど国民を無視し欺瞞に満ちた「回答文書」「確認結果」があるだろうか。柏崎刈羽原発再稼働は、第二の悲劇を生みかねない。福島第一原発事故の収束と被害者救済こそ、東電が企業として果たすべきことである。</p>
1103E 24	<p>(1) 神戸製鋼の部品の信頼が地に落ちた状態です。何十年にもわたる不正がわかったいま、その全容がわかるまで、審査を進めること自体が おかしい。とりあえず、審査をストップするべきです。(2) 日本海側での地震について、過小評価が問題になっていますまた新潟でも、繰り返し、地震が発生していますね。その最新研究も含めた審査を 改めてするべきです。地震が予知できない、ということも国もやっと認めました。その改正にともなう評価についても、議論するべきです(あらかじめ止めるということができない)(3) 東京電力の 福島第一原発の事故の全容がいまだわからない状況での 再稼働は認めるべきではありません(4) 東京電力の 福島第一原発の事故の収束の状況の説明などにおいてもたびたび、自分たちの判断を過信し、ミスがあったり、事故があったりしても報告が遅くなったり、報告の姿勢が不誠実だったりしています。(会議の中継の様子などを見て)そういう企業が 口約束だけで ちゃんとやると言われても多大な被害をだし、社会を不安にさせたことの反省にたっていると思えるのは 難しい。口約束だけで 審査をすすめるという規制委員会の姿勢もいかなものかと思う。事故を起こした当事者である企業への対応は 厳しすぎるくらいの方が良いかと思えます。ぜひ、そこにご配慮を。なんらかの形にしてみえる、安全文化の向上がなければ、とても国民として安心できません。</p>
1103E 25	<p>科学的・技術的な検証がいっさいないまま、放射性物質をいまだに撒き散らし続ける東京電力に再稼働の資格はない。</p>
1103E 26	<p>意見提出箇所「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果」のところ「原子力 規制委員会は、人と環境を守るとの使命に照らし、審査会合における技術的審査 に加え、申請者に柏崎刈羽原子力発電所を設置し、及び運転することにつき必要な安全文化その他の原子炉設置者としての適格性を有するかどうかについても特 に審査することとした」と、「安全文化その他の原子炉設置者としての適格性」を審査すると言いながら、結論では「原子炉 を設置し、その運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はないと判断した」とした。東京電力の「安全文化」に信頼性が欠如していることは、免震重要棟の耐震性不足を把握しながら隠蔽していたことなどからも明らかである。賠償よりも再稼働を優先する東京電力に、再稼働は許されない。 以上</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 27	<p>[該当箇所]「審査書(案)」の、368～377 ページ[意見]審査中議論されていたはずの内容が記載されていないことの問題性を指摘したい。フィルタベント装置について、重大事故に至った場合に原子炉内の圧力を緩和する装置として、地上式のフィルタベント装置を以て良しとしているが、より安全の側に立つのであれば、地下式のフィルタベント装置を優先して必須の設備として審査対象とすべきだったのではないかと...このことの問題も重要と考え指摘したい。[理由]平成26年8月26日(火)に開かれた第132回「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」の議事録にもあるとおり、審査中議論されていた中で、地上式フィルタベント装置については、航空機の落下等に対するリスクが問題視されていたはずである。この点に於いては、地下式のフィルタベント装置の方がより安全の側に立つ設備であるとの認識が規制委員会の委員の中にはあつたはずである。しかし、地下式フィルタベント装置は自主設備として後日(実質、審査終了後になる)設置することとする事業者側の主張をそのまま受け入れることとし、更に、だいたい循環冷却系の設置の方に重心が逸れていってしまった...ベント作業は、周辺環境の汚染と住民の被曝に係る設備であるのにもかかわらず、本審査書ではより安全の側に立つはずの地下式フィルタベント装置について重要視する視点が感じられず、地元住民としては不信感を持ったため、指摘した。参考:<a href="http://www.nsr.go.jp/data/000070103.pdf">http://www.nsr.go.jp/data/000070103.pdf</a></p>
1103E 28	<p>福島への救済もせず、事故の終息もできない東電に再稼働をいう資格はありません。</p>
1103E 29	<p>東日本大震災後の東電の原発に向き合う姿勢は、事故を起こした当事者としての意識をまるで感じさせないものです。その東電が柏崎刈羽原発を再稼働させるなど、許せるものではありません。以前、同原発で起きた事故対応でも発表を大幅に遅らせるなど、安全意識の欠如は甚だしいものです。福島原発での事故時の対応やそれ以降の、多くの被害者への不誠実な対応などをみていると、仮に再度の原発事故が起きた時にも、同じことを繰り返すだろうという、東電への不信感は到底ぬぐいきれるものではありません。なにより、再稼働させて「危険な核のゴミ」を新たに作り出して、どう処理するというのですか。柏崎刈羽原発の再稼働は絶対反対です。</p>
1103E 30	<p>地震や津波対策を怠り過酷事故を起こした東電に柏崎刈羽原発の運転をする資格はない。</p>
1103E 31	<p>神戸製鋼の強度不足の部材が使われていないかと疑問です。再稼働に反対します。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 32	<p>東電は柏崎刈羽原発の再稼働の適格性はない申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）について、東京電力からの申請書とからは、「関係者と向き合う」「やり遂げる覚悟」など単なる精神論が並べられているだけで、より具体的な計画（福1の事故および柏崎刈羽における現状把握、課題点、課題点を踏まえた体制作り、人員配置、資金計画、スケジュールなど）が見えない。東京電力からの申請書を読むと以下の点に疑問がある。1．風評被害とは、実態のない単なる噂による被害であるが、具体的にはどういう事を指しているのか分からない。特にヨウ素被ばくと甲状腺がんの増加との関係などを始めとする放射線核種による内部被ばくについては、福1原発事故と直接に関係があるとは言えないと言っているだけで、疑惑が完全に晴れたわけではない。むしろ他に思い当たるものが見当たらない以上、疑惑は、ますます膨れ上がっている。帰還政策をとっても、多くの人が帰還しないのも、この不安が払しょくされないからだ。チェルノブイリやスリーマイルの原発事故での内部被ばくについての専門家による、実態報告もあり、何を信じていいのか分からない地元の方々の思いに配慮するなら、風評被害と言われているものの実態を明らかにし、風評被害と実態被害を峻別し疑惑を完全に払拭してからにしてから、柏崎刈羽への認可を検討すべきだ。。2．安全対策について、私の責任で資金を確保すると言っているが、いったい、どのような責任を取るのだろうか？今、世界の原発業界では安全対策のために、新規原発の購入には従来の価格の何倍にふくれあがっている。もともと1基当たり数千億円するのものが国家予算並みの数兆円に跳ね上がっている。しかも納期遅延まで出ている。しかも、この資金は廃炉費用や事故時の補償費は含まれていない。保険さえもかけられない状況である。旧来からの原発における安全対策も、これに準じた資金が必要になる。数兆円と言えば東電の純資産相当の金額である。私の責任でと言うことが口から出まかせの根拠なき議論である。3．安全性確保を大前提とし、経済性を優先しないと言うのなら、福1の事故調査における原因究明が前提になっていないはずだ。地震による福1の配管亀裂の疑いは、まだ払拭されていない。また2011年3月以上の地震は起きないと誰が言えるのだろうか。まして柏崎刈羽は過去の大きな地震があり、多くの施設が地震によるダメージを受けたところでもあり、もう想定外などという言葉は使えないはずである。柏崎刈羽の原発運転許可の申請自体が経済性を優先している。活断層の問題、耐震基準の問題などは安全性の根源的なものであり、そこにリスクを求めれば経済的に見合わないのは当然である。原発事故が起こりうる事が前提とした場合、そのリスクが余りにも大きい事を考えれば、原発の再稼働は考えられない。東電の今後はいまだ安全性においても技術的にも未熟と考えられる、より安全な廃炉研究に傾注するのがスジだと思う。4．情報共有による迅速な対応、現場意見の吸い上げは当然重要であるが、これは日常的な業務の中で、通常の企業なら、どこでもやっている当たり前の業務であり、今まで出来ていない事の方が異常だと言える。しかし大きな原発事故が発生した場合の対応は、このような対応では、間に合わない。福1事故の状況を見ている限り、まったくバラバラで責任逃れに終始する人、かつてな憶測を言い出す人、政府への忖度をする人などにより現場は目の前の問題解決に必死なのに本社から情報要求が重なり、混乱するばかりだった。非常時の体制作りや、責任の所在など、対外的な情報開示、地元との協力対応、地元民の避難誘導など、より現実感をもった形でのシステム作りが、まったく言及されていない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 33	<p>東電に運転の資格はない該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。緊急時対策所が、6・7号機に近すぎ、免震性がない該当箇所：p.461～・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはず。・緊急時対策所は5号機に予定されているが、6・7号機に近すぎる。津波時に1～4号機が水没する恐れがある該当箇所：p.48～・1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれがある。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべき。敷地直下の活断層について検討すべき該当箇所：p.37～・敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべき</p>
1103E 34	<p>東電に運転の資格はない該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。緊急時対策所が、6・7号機に近すぎ、免震性がない該当箇所：p.461～・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはず。・緊急時対策所は5号機に予定されているが、6・7号機に近すぎる。津波時に1～4号機が水没する恐れがある該当箇所：p.48～・1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれがある。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべき。敷地直下の活断層について検討すべき該当箇所：p.37～・敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべき</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 35	<p>「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について以下の通りコメントを提出します。本案の「基本的考え方」（別添 1）の第 1 項は「福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所の運転をする資格は無い」と東電の責任を「廃炉」に限定しています。一方、東電の回答（別添 2、1 頁）では「福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げることが当社自身の責任である」と「賠償」についても東電の責任であると明示的に認めています。また、原子力発電施設の安全確保に関する標準的な考え方である「深層防護（多重防護）」の第 5 層「原子力災害時の防災」は、放射性物質の大量放出による公衆への重大な影響を防ぐための「避難、移住などの防災対策の整備と実行」を求めています。したがって、原子力発電設置者および運転者としての東電の責任には賠償を通じた被災者の生活再建への支援が含まれていると解するのが妥当だと思われます。すると、本来原子力規制委員会は柏崎刈羽発電所の再稼働にあたって、深層防護の第 5 層の対策を講じるだけの技術的能力（安全文化を含む）を東京電力が有しているのかどうかを審査する必要があったのではないのでしょうか。さらに、その際の判断基準は、福島第一原子力発電所事故によって生じた「避難、移住」に対する賠償を含む支援活動に対して東電が十分に取り組んでいるか否かであるべきだと考えます。この判断をもっとも的確に下せる者は福島第一原子力発電所事故の被災者以外にはありません。したがって、原子力規制委員会は福島第一原子力発電所事故の被災者に対する東京電力の支援が被災者からどう評価されているのかを調査すべきではないのでしょうか。今日世界では企業活動による人権侵害に対して企業の法的責任を国際的に問うことができる国際人権条約案の策定が進められています。本年 10 月にはジュネーブの国連欧州本部において国連人権理事会オープンエンド作業部会が開催され、同条約に盛り込む要素に関する議論が行われました。来年には条約案が作業部会に提出される見込みです。右条約案のなかでもっとも重要な要素の一つは被害者の意見表明権とその前提である必要な情報へのアクセス権の保障であると考えられています。一方、日本原子力学会は福島第一原子力発電所事故に関する『最終報告書』（2014 年）の 346 頁において、従来日本では「（原子力安全を巡る）国際基準づくりを主導する提案はもとより国内の基準への取入れについても積極的な取組みは十分に行われず、わが国にとって不利益とならないようにするとのネガティブチェック的な対応が中心となってきた」と国際的な趨勢に対する積極的な取り組みの欠如を指摘しています。東京電力も回答（別添 2、3 頁）において、「世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、謙虚に学んで、リスクを軽減する努力を日々継続」と述べていますが、原子力発電所事故による避難や移住が深刻な人権侵害であることを鑑みると、東京電力のみならず原子力規制委員会も人権保障を巡る国際的動向を考慮し、とりわけ被災者の意見表明権を十分に尊重する必要があるのではないかと考えます。以上の理由から、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する東京電力の適格性審査については、福島第一原子力発電所事故の被災者に対する東京電力の賠償を含む支援活動が被災者自身によってどのように評価されているのかを再調査することを原子力規制委員会に求めたいと思います。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 36	<p>審査書 P 2 1 3 ~ 2 1 9 4 - 1 . 2 . 2 . 1 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）有効性評価の評価条件と復水移送ポンプのNPSH 代替循環冷却系を用いた場合の有効性評価の評価事故シーケンスとして「全交流動力電源喪失と LOCA との重畳を考慮する。」とされていますが、これは必ずしも保守的な評価条件とはなっていません。代替循環冷却に使用する復水移送ポンプのNPSH の不足を見逃している可能性があります。LOCA の重畳を考慮せず、全交流電源喪失や最終ヒートシンク喪失(LUHS)の実現象に即した評価も行う必要があります。【理由】 便宜的に BWR の事故を以下の二つのタイプに分類して話を進めます。（A）気相の圧力上昇が先行するタイプの事故 LOCA のように、蒸気噴出により気相の圧力が高くなった後、徐々に SP 水にエネルギーが移行し、それにつれて後から SP 水温が上昇するタイプ（B）液相の水温上昇が先行するタイプの事故 全交流電源喪失や LUHS 等のように、SRV の排気管から噴出する蒸気によってまず SP 水が煮たてられ、それに応じて相平衡を保ちながら、徐々に気相の圧力が上昇していくタイプ。後者の（B）のタイプの事故では、まず SP 水が熱的な飽和状態に近いものとなりますので代替循環ポンプにとってはNPSH の観点で厳しいものとなります。こうした事故経過に（A）のタイプの事故を重ねることは、キャビテーション防止のために系統過圧（液面過圧）を行っていることと同義でNPSH の不足をお覆い隠している可能性があります。LOCA による系統過圧を織り込まずに（B）タイプの事故単体での現実的な対処を確認しておく必要があります。精緻な解析から離れて、巨視的な観点で（B）タイプの LUHS の実例である 3.11 当時の 2F-1.2.4 の挙動を振り返ります。DW 圧力と SP 水温の記録から見る限り、SP 水はいずれのプラントも 15 時間程度でほぼ熱的な飽和状態となっています。これらのプラントよりも SP 水量が少ない上に出力が大きい ABWR では LUHS や LOPA の際に更に短時間で SP 水が熱的な飽和状態に近づく可能性があります。一方、東京電力の説明では代替循環冷却系をインサービスするまでの時間は約 22.5 時間とされています。このようにほとんど熱的な飽和状態となっている中でも、系統加圧を行わずに代替循環冷却系をインサービスできるのでしょうか？ポンプの設置高さにもよりますが、配管やストレナの圧損を考慮すると復水移送ポンプのようなピットバレルを持たない横軸型の復水移送ポンプで運転することは相当困難なことです。（A）タイプの事故である LOCA による系統加圧効果を織り込んで特異な事例一転で評価を取り繕うのではなく、現実的な（B）タイプの事故に対して代替循環冷却系の運転可能範囲を明確にした上で、現実的に即した準備時間と対処の方法を審査において正面から議論して広い範囲の有効性を確認しておく必要があります。</p>
1103E 37	<p>東京電力に柏崎刈羽原発を動かす資格はありません。地下水をくみ上げる井戸の水位設定を誤り建屋から高濃度の放射能汚染水が漏れ出す危険が 5 か月も続いたそうですね。東電が規制委員会に出した回答書は決意表明にしかすぎません。それが何の役に立つのでしょうか？柏崎刈羽の再稼働に力を注ぐのではなく福島原発の廃炉に全力を挙げるべきです。柏崎刈羽の緊急対策所が免震構造でなく必要とされる情報収集や指揮と言った機能が維持できなくなる心配があります。当初緊急対策所は 3 号機近くにある免振棟近くに予定されていたものを防潮堤が液状化により使い物にならないことが判明したため 5 号機に予定されたそうですが、6・7 号機に近すぎていざと言うとき役に立たないのではないのでしょうか。1～4 号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に 1～4 号機と周辺施設が水没するおそれがあるのではないですか？・1～4 号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る危険があると言うので、1～4 号機の安全確保を優先すべき。まずは 1～4 号機の廃炉を検討すべきです。敷地直下に活断層があるということをもっとちゃんと調べるべきです。柏崎刈羽の電気は首都圏に送られるのですね。今原発がなくても電気は足りています。この冬経産省節電要請を見送っています。原発は動かすだけで空気中に微量の放射能を出し続け温排水で海を汚し、海の生態系を壊します。そのうえ被ばく労働者を生み出すのです。東電は原発に頼らない経営努力をすべきです。もっと大きな視点で地球のこと未来の子どもたちのこと考えて下さい。</p>
1103E 38	<p>いろいろなところに問題がありますが、なによりも私は「免震重要棟」が予定通り作られていないことが明白になった時点で、審査を打ち切り不許可にすべきだと思います。また、事故時の避難計画が不備であり、住民の安全な避難ができないのに再稼働させてはなりません。この観点からも不許可とすべきだと思います。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 39	申請者の原子炉設置者としての適格性については、福島の実状を考えたらずくなく、と言わざるを得ない状況ではありませんか。多くの人間の命や生活を犠牲にして尚も事故の検証もできない、また責任を取るものもない、そして事故処理も見通せない会社に適格性を問うこと自体、前提が間違っていますか。原子力でも化石燃料でもない再利用可能エネルギーの生産性向上にこの分の資金や労力を利用してほしい。東電にも今の日本にも原発は任せられません。
1103E 40	申請者の原子炉設置者としての適格性について東京電力が、原発事故の収束ができないことは、誰の目から見ても明らかです。原子力規制委員会の委員長みずから、規制委員会は原発の安全を保証するものではないと言っています。安全を保証できる人はいないうえ、事故の収束さえできない東京電力が設置者として適正な技術力のある設置者とは考えられません。よって科学的な論理の帰結として、この事業者の申請を受け付けることはできないと考えます。
1103E 41	申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）について、福島第一原子力発電所の廃炉を進めるに当たり「主体的に関係者にしっかり向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟」であることが明確になった（p1 2）とありましたが、本来規制委が求めていた「実績」は、示されていません。決意表明だけを確認してもまったく意味がないのでしょうか。福島第一原発の実態を見てください。直近の9月28日に、地下水のくみ上げの水位計の設定にミスがあり、半年間にわたって建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れてもおかしくない状態であったことが明らかになりました。廃炉のめどは立たず、汚染水は溜まり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いたままです。避難を強いられた人も残った人も、各地で多く苦しんでおり、健康被害も出ています。東電の決意表明は空文句に過ぎず、東電に原発運転の資格はありません。また、経済性よりも安全性を優先することが明確になった（p2）ともありますが、その根拠となるも判断基準となるものが何もありません。事故の費用負担について東電は「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求しました。これは東電に経済的基礎もないということではないでしょうか。このような企業に、ほんとうに原発を運転する資格があるとお認めになってよいのでしょうか。どうか、今からでも遅くはありません。お考え直しをお願いします。
1103E 42	過酷事故を起こした東京電力に原子力発電所を稼働させる資格はありません。東京電力ホールディングス株式会社の利益を護るだけの都合で原発を動かさないで下さい。柏崎刈羽原子力発電所は全て廃炉にすべきです。
1103E 43	<適格性確認結果（案）1～4頁>フクシマ原発事故当事者である東京電力に対しては、その原発再稼働審査に際し、原子力事業者としての「適格性」も判断の対象とするという異例の厳しい対応を取るとした原子力規制委員会の姿勢は是とする。しかし、規制委による7項目の「基本的考え方」に対する東電の「回答」では、要求される実績も履行を担保する術も実質的には示されておらず、単なる決意表明であって意味をなさない。規制委がこの通り一遍の回答をもって適格性ありとしたことは大変奇異であり、当初の厳格な姿勢からの変わり様は誠に不自然である。規制委のこの度の「確認結果（案）」を含む「審査書（案）」に反対する。東京電力福島第一原発の汚染水対応問題では、地下水汲み上げ井戸の水位設定を誤り、高濃度放射性汚染水が漏れ出す危険が5か月も続いていたことがこの9月末に発覚した。汚染水処理部門と建築部門の連携不足がこの背景にあると言われている。東電は「社内に関係部門の異なる意見や知見が、一元的に把握され、原子力施設の安全性向上に的確に反映されなければならない」（規制委の考え方、項目7）に対し、「経営層を含め、各層が日々迅速に情報を共有するとともに、組織横断的な課題などの情報を一元的に共有するための対策を実施してまいります。」と宣言しているが、その矢先の水位設定ミスである。これだと他の項目への「回答」の不実性も推して知るべきであり、国民の東京電力に対する不信感は到底拭えない。国民目線からすれば東京電力が当面すべき第一義の責務は、事故原因の究明、汚染水対策、賠償問題を含む被災地域の復興復旧、そして安全で確実な廃炉の実行と核ゴミ処理であり、これらに全力を投入することである。柏崎刈羽原発6・7号機の再稼働などを企てる余裕など無いはずである。この度の原発再稼働申請の行為自体が、項目3への回答「安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決していたしません。」と矛盾するものである。規制委による「適格性確認結果（案）」、「審査書（案）」の再検討、出直しを強く求める。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 44	<p>柏崎刈羽原発の再稼働に反対します。衆議院選挙が行われましたが、新潟県では、自民党(新潟)が6つの小選挙区中、4つで敗北して、2つでやっと勝利しました。勝利した二つのうち一つは、前新潟県知事だった泉田氏です。泉田氏は、は反原発知事として知られ、柏崎刈羽原発の再稼働に反対の立場を貫いたことで知られています。泉田氏が当選したことは、原発再稼働を推進している自民党内部から反原発の声を出して欲しいと考えた県民の声を反映したものとと言えます。このように、柏崎刈羽原発のある新潟県民は、柏崎刈羽原発の再稼働を望んでいません。それは、柏崎刈羽原発がいかに危険な原発であるかを知っているからです。原発事故が起これば、フクシマのような結果になる事が分かっているからです。東電が言っている、安全性が、全く機能しない、机上の空論であることを知っているからです。地元、新潟県人の大多数が、柏崎刈羽原発の再稼働に疑問を持ち、再稼働反対です。科学的・技術的な見地から考えて、再稼働などあり得ません。その理由は、多々あります。そのうちの一つ、事故が起きた時に、住民を守る『原子力防災計画』が立てられていない。しかも、その『原子力防災計画』自体が、再稼働審査の対象になっていません。『原子力防災計画』が立てられていないにもかかわらず、柏崎刈羽原発を再稼働することは、住民の被ばくを想定して、住民の命より、政府と東電の意向を優先し、事故が起きた時、フクシマ事故と同じ『想定外』の言葉で、マスメディアを動員して、国民の声を封じ、緊急事態法で、都合の悪い情報を隠蔽し、再稼働反対の人たちを逮捕して、全て、政府の思い通りになると、思っているからです。柏崎刈羽原発が再稼働に値しないと、多くの意見が、発せられています。その一つが、今回の新潟県の衆議院選挙の結果です。もはや想定外は通用しません。住民を守る『原子力防災計画』が不可欠なほど、原子力発電所は危険なのです。危険だから『原子力防災計画』があります。『原子力防災計画』を審査に盛り込むと、避難ルート、避難場所、安定ヨウ素剤の配布、など、政府や東電にとって、避難計画は、実現不可能な事だと分かっている、意識的、計画的に、悪意を持って、『原子力防災計画』を、再稼働の審査から外しているのです。柏崎刈羽原発再稼働が、安全だったら『原子力防災計画』を審査に入れているはずです。柏崎刈羽原発再稼働が、極めて危険である証拠の一つが、実現不可能な『原子力防災計画』です。</p>
1103E 45	<p>原発を稼働させずとも電気の供給は足りています。にも拘らず稼働のための審査をすること自体無駄なことに思えてなりません。技術的・科学的意見以前の前提です。その上に立って意見を申せば、コアキャッチャーは必要ないのでしょうか？世界一厳しい安全審査というのであればコアキャッチャーかさもなくばこれを上回る安全装置の開発とか設置を求めるのが筋だと思います。自然の驚異は測り知れません、福島事故の原因も未確定であり事故の終息も現在の技術力では見通せないようです。ならば安全の為、認可しないでください。</p>
1103E 46	<p>まず、今回の審査書案は柏崎刈羽原発の再稼働を許可する前提で審査されており、真に国民の安全を考慮する前提に立っておらず反対です。許可基準の資格として、第四十三条の三の六 三 その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。に違背している。311の際に福島第一発電所の事故の対応をできず、最悪の事態を招き今もつ収束めどすらたない状況である。また、福一の事故の全貌が明確になっておらず、検証が進まず、福一事故を踏まえた安全対策がなされない状況での再稼働は、過酷事故の再来をもたらすものである。また、安全をおろそかにした経営の体質は、建築した免震棟は基準地震動に対応していなかったことを3年間も隠蔽した事実に見られている。このようなことを国民の安全の立場から審査しない原子力規制委員会には、東電の本申請を審査する資格はない。第四十三条の三の六 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。とあるが、東電は福一事故で賠償金に充てるため国から資金援助を受けており、この援助がなければ破たんしている企業である。この援助への返還にあてるために、経産省が過去分の請求として電力の託送料金に上乗せする悪法を生み出し、国民に新たな負担を求めている。東電には経理的な自立は不可能で、一旦破たん処理し、原発部門は柏崎刈羽原発も福島第二発電所も廃炉にするべきである。以上、簡単であるが、今回の審査書案に反対する意見を述べる。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 47	<p>柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対です。東京電力には原発の運転資格などありません。原発廃炉をやり抜くと決意表明しただけで適格性が確認できたなどとするのは茶番以外のなにものでもありません。そもそも実効性のある避難計画もない中での再稼働など認められるはずもありませんし、隣国中国の原発でさえメルトダウン対策として設けられているコアキャッチャーの設置すら義務付けられていない我が国の規制きじゅに「適合」したとしても何ら安全性の担保にも規制にもなっていないことは明白です。柏崎刈羽原発の再稼働に断固反対です。</p>
1103E 48	<p>柏崎刈羽原発6・7号機の再稼働を認めません。廃炉のメドは立ってない。決意表明だけでは駄目です。汚染水はたまり続けていますし、発生を止めることもできてない。放射能の垂れ流しも続いている。避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、実際に健康被害被害も明らかに出ているではないか。身内の者も、急に癌になり死亡。身近な友は、急に脳梗塞で死亡。他にも、急に癌になった友、心筋梗塞、歩行困難になった、とか、今身の周りで続出である。とうてい認める訳にはいきません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 49	<p>201711020000456370 の続き中央制御室等が機能喪失する場合も想定し、代替可能なスペースも状況に応じて活用するとあるが、大型航空機の中央制御室への衝突には免震重要棟や事務棟なども活用可能だろう。中距離弾道ミサイル着弾によるテロには、これらはガラス窓を有しており、マッハ15くらいで着弾する弾頭に付随するソニックブーム・衝撃波でガラスが粉碎され、ガラス破片が壁に刺さるなど一面に散乱するだろう。どの施設、スペースが活用可能なのだろうか。規制委員会は事業者・東京電力が「大規模損壊発生時の特徴を踏まえた体制を整備する方針としていることから、適切なものと判断」しているが、これでは店で餅を注文して、まだ搗いていませんのでと餅を描いた絵を出されて買って帰るようなものである。中距離弾道ミサイル着弾によるテロに被災した時に、中央制御室及び緊急時対策所とに代わって、運転員及び緊急時対策要員が活動を行うに当たっての拠点となる代替可能なスペースは、何処か。事業者・東京電力は大規模損壊発生時の特徴を踏まえた体制を作っているだろうから、これを規制委員会は審議・審査すべきである。中央制御室での監視及び操作が行えないは、「外からの目視による確認又は可搬型計測器により、優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度大規模損壊に対する緩和措置を行う。」とあるが、事業者・東京電力にその技術的能力や運用能力があるか、はなはだ疑問である。3.11 東京電力福島第一原発での、3号機、2号機の格納容器ベントへの経過を見ると、事業者・東京電力の能力「外からの目視による確認又は可搬型計測器により、内部の状況確認を順次行い、必要の都度大規模損壊に対する緩和措置を行う。」技術的能力や運用能力があるとは思えないからである。3号機、2号機は3.11には14時46分の大地震で、スクラムした。約1時間後に遡上高14 - 15mの津波に襲われた。その結果、海水への崩壊熱の排熱が途絶した。炉心の出す崩壊熱は、まず炉心を包む冷却水へ、冷却水の沸騰水蒸気へ、水蒸気は格納容器圧力抑制プール水へと順次排熱・伝熱される。圧力抑制プール水を海水へ熱交換器で伝熱し、温まった海水を海へ出すことで排熱は終わる。津波に襲われた結果、海水系が損傷し排熱途絶し、崩壊熱が格納容器内に蓄熱される事態になった。3号機はベント（排気）操作を実施し3月13日04時15分に格納容器ベントし排気により排熱操作に成功、2号機はベント操作を試みるが成功せず15日07時頃から格納容器損傷口から漏出排気が始まり漏洩気で排熱。炉心が冷却水に包まれていれば、冷却水水位がTAF（有効燃料頂部）より上にあれば、冷却水沸騰水蒸気で排熱・伝熱される。原子炉への冷却水の注水停止などでTAFより水位が下になれば、崩壊熱は十分に炉心から排熱されず、炉心・核燃料に蓄熱する。蓄熱が進み高温化すると炉心・核燃料が損傷・溶融し放射能・放射性物質が出る。それで東京電力は、「事故時運転操作手順書（兆候ベース）」で水位がTAF以下でTAF以上に回復しない場合は、格納容器内ガンマ線線量率を監視するとしている。放射能が出すガンマ線の線量率で損傷・溶融が始まったか、どの程度かを監視する手順である。原子炉や格納容器内の様子（雰囲気）温度計とガス放射線・線量率モニタと水素・酸素濃度計で計測・監視する機器のシステムはCAMS・カムス（Containment Atmosphere Monitoring System）格納容器内雰囲気モニタリング系である。この計測システムはSBO全交流電源喪失になっても、非常用蓄電池から給電され機能維持される。しかし、蓄電池温存のためにSBOから約1時間後までに「停止または切り離す」手順になっている。またカムスCAMSは、電源回復しても約1時間通電しなければ信頼できる計測値を示せない作りになっている。立ち上がらない。必要になったから、電源スイッチを入れれば直ぐに使えるラジオやTVのような計器ではない。だから、すぐにも計測値が入用な時に備えて「外からの目視による確認又は可搬型計測器により、内部の状況確認」をする手順を整備しておく必要がある。（他の計測値、たとえば表4-4.15-1にあるパラメータ・計測値も、同様に外からの目視による確認又は可搬型計測器により確認できるよう準備しておく必要があった。）続く</p>
1103E 50	<p>福島原発事故の後処理も全く終わっていないのに、再稼働には反対です。</p>
1103E 51	<p>【接続が安全でなく、情報を盗まれる危険があるとの警告が出たので、個人の情報は最小限の入力のみとさせていただきます。政府として意見募集をするのだから、ありえない状態。早急な改善を。】福島事故の原因解明も放射性物質の流出阻止も廃炉工程の現実的計画もできていず、莫大な国民の税金を浪費し続けている状況の東京電力に対して、紙の上の「決意表明」だけで再稼働を認めることなどあってはならない。世界的標準では非常識極まりない。異論の出ている敷地直下の活断層評価や、敷地内の使用済み核燃料の耐震、対津波安全強化など、解決すべき問題を先に解決してから再稼働の可否は議論すべき。今の東電に原発運転の資格はない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 52	福島大 1 原発事故を起こし、収束の見込みもたらず、事故の責任も取るうとせず、被害者への謝罪も賠償もまともに行わず、税金のみを浪費しながら、黒字だと踏ん反り帰っている東京電力には、原子力発電所を再度運転する資格はありません。それだけで、再稼働を許可しない理由は必要かつ十分ですが、神戸製鋼の強度不足の部品が使われていないかの確認は、すべての既存原発に必要です。
1103E 53	起こしてしまった原発事故の収束も出来ない一企業に、科学的、技術的審査を受けさせること自体が異常であると思います。
1103E 54	田中前規制委員会委員長が機会あるごとに「審査は安全を保証するものではない」と発言しているようことから分かるように、事故は起こるとの前提で柏崎刈羽原発の再稼働可否を審査すべきです。その根拠は以下です。1．東電には安全意識が組織的に欠如している。最近（2017 - 09 - 29）では水位計設定ミスが発見された。設定が正常だとの思い込みから生じたもの。他にもトラブルが多発しており、ハインリッヒの法則に照らすと今後ヒューマンエラーなどで大規模な事故を起こしかねない。安全の基本が根付いていない東電には原発再稼働の資格はない。2．原発関連の全人材をフクシマへ1日に6000人超の作業員がフクシマに投入されていると報じられている。当然被曝しつつの作業を強いられ積算線量から交代が必須である。余裕を持った交代の為に、柏崎刈羽に原発要員を割く余裕はない。柏崎刈羽原発再稼働は論外である。3．柏崎刈羽原発事故に福島と同時に対処はできない。原発事故は起こりうるもの。柏崎刈羽原発で事故の場合にフクシマと柏崎刈羽原発の2か所に原発要員を割り振る余裕があるのか。柏崎刈羽原発再稼働は論外である。4．「想定外」と責任回避の発言をする企業体質東京地裁で旧役員3人への刑事裁判が進行中である。津波の予見可能性と回避策があったか否かが争われている。被告らは事故当初「想定外」と主張していたが、それは東電の企業体質を顕わにしたものだ。その無責任体質は現在も変わってはいない。東電に原発再稼働の資格はない。5．エリートパニック2011 - 03 - 11以降の国・東電の混乱ぶりは目を覆うばかりであった。即ちパニックを起こしたのは被害者の国民ではなく責任ある立場の人達であった。即ちエリートパニックを起こし混乱を極めた。それから6年半。事故が発生した場合の指揮命令系統・責任は確立したのか。むしろ逆に規制基準判断を巡って政府・規制委委員会・事業者が責任を押し付け合っているようにしか見えない。再びフクシマが起これば、風向きによっては首都圏が全滅する可能性が無くはない。不安を押し付けられてはたまらない。柏崎刈羽原発再稼働は論外である。6．賠償裁判で東電の責任を認める判決。賠償裁判で東電の責任を認める判決が前橋地裁、福島地裁などで出始めている。その過程で津波対策隠蔽などが明らかになっている。隠蔽体質は今も変わってはいない。東電に原発再稼働の資格はない。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 55	<p>審査書案 P.38参-2 設計基準対象施設の地盤(第3条関係) 1の(7)(意見)「大湊砂層の最下部付近から飯縄上層cテフラに対比されるカミングトン閃石が検出」とあるが、現地での検出位置は最下部ではない。間違った結果に基づく古安田層の堆積年代の評価は認められない。学識者による公開調査に基づいて堆積年代の再評価を求める。(理由)1.東電はこれまで、飯縄上層cテフラに対比されるカミングトン閃石を中子軽石火山灰=NGとして大湊砂層に挟在するとしてきた。柏崎刈羽原発断層問題研究会は、2017年5月17日に柏崎市長崎において大湊砂層上部で採取している。2.東電は1996年に岸、宮脇氏等に委託し「柏崎平野における上部更新統の層序と古環境の復元」の論文を表している。論文で4か所NG採取地を示しているが、柱状図によれば、4か所とも最下部で検出とはなっていない。3.東電は2015(H27)年9月18日第276回審査会合に「敷地近傍の地質・地質構造について」の調査報告を(原子力発電所)資料2として提出した。この報告のP77に「8.長嶺背斜及び高町背斜東翼の断層に関する評価(長崎地点)」がある。これには「ボーリング調査結果」として10カ所ボーリングを行い、地層断面図を描いている。ボーリングNs-9地点にNGのマークが示されているが、大湊砂層の上部になっている。その後、東電はこの「調査」にあるNGの存在を否定した。2017,9,6の第171回柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する柏崎刈羽地域の会(略称:地域の会)定例会において、「ボーリング調査結果」からNGは大湊砂層の上部にあると質したところ、東電は「ボーリング孔「Ns-9」では、中子軽石「NG」を採取していません。」「その投影して示した位置もあやまりでした。」と回答した。事実に基づかず、机上で資料が作られ重大問題だ。しかし、否定したとはいえマークは大湊砂層の上部にあり、東電の認識はNGが大湊砂層の上部ととらえていた証左になる。東電は何かの意図で事実を曲げ、最下部で検出されると主張したものと思われる。4.東電は2015(H27)年4月18日にも、「柏崎刈羽原子力発電所における敷地内断層に関する地質調査の評価結果について」発表し、この中でも、NGは、大湊砂層の上部、番神砂層との境界にマークしている。以上のことから、審査書案のNGに関する評価・判断は、間違っている。地層の調査は、地質学の専門家を交え再調査することを求める。審査書案 P307 四 3 重大事故等対処施設の地盤(第38条関係) 1の(3)(4)(意見)13~14行にかけて、「地盤における断層の活動性評価手法等が適切」であり、「分布する断層は、将来活動する可能性のある断層等に該当せず」としているが、評価手法が適切とは認めがたく、これに基づく断層の活動性の評価は間違っている。これについても学識者により再評価することを求める。(理由)東電の断層の活動性評価手法は、おもに火山灰、地層、化石分析を上げている。それぞれに適切とは認めがたい。1.火山灰の堆積年代の評価では、刈羽テフラの評価が問題となる。青森下北半島沖の海底から採取された火山灰G10と対比したが、柏崎原発では容易に検出されながら、およそ500km離れた下北沖との間にも同じ火山灰が検出されないという。刈羽テフラの堆積年代を約20万年前だと評価するに根拠薄弱、科学性が欠如した評価と言わざるを得ない。2.地層の堆積の様子については、古安田層と上載層である大湊砂層及び同年代に堆積したとする安田層の間に不整合が認められるとしているが、刈羽テフラと同じとされる藤橋テフラを検出した藤橋・軽井川周辺の段丘で不整合地点を示すことができない。「地域の会」で、藤橋・軽井川周辺での不整合地点を示すよう求めたが、刈羽テフラや藤橋テフラが失われたとされる特別な地点の不整合を示すだけで、他に示すことはできなかった。しかし、審査会合資料には、藤橋・軽井川周辺の段丘を古安田層と安田層が重なってできたとする図面を示し続けてきた。これによる審査判断は許されない。3.化石分析については、地質学の基礎的知識を欠いたものと言わざるを得ない。化石分析に当たっては、示相化石と示準化石があるが、東電が上げる珪藻、花粉は、いずれも示相化石であり、年代を決める示準化石に当たらない。それを、審査書案は年代の判定に使えると認めているが、審査員の資格が疑われる。厳しい追究を求める。以上 章の番号、参、四は「機種依存文字」規制のため使ったものです。ローマ数字に直してください。なお、同じものをFAXでも送りました。FAXはカットしてください。</p>
1103E 56	<p>柏崎刈羽原子力発電所の再稼働申請の判断について意見します。再稼働の審査合格判断には反対します。審査合格を出さないで下さい。理由として(1)柏崎刈羽原子力発電所がある日本海側の地域は地震が多発しており、今後も東日本大震災以上の地震が誰にでも予想できるから。(2)北朝鮮を始め、今後は中国からもミサイル攻撃が十分予想できる状況になってきている(3)更に、そのミサイル攻撃に対して、その被害を食い止める手段が講じられていないから以上、3つの理由から、柏崎刈羽原子力発電所を再稼働させる合格判断を出すのは、技術的にも、科学的にもおかしいと思います。絶対、合格判断を出さないで下さい。</p>

## パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理 番号	意見全文
1103E 57	意見---審査書(案)の添付1には、原子力規制委員会が経営者と意見交換したこと、現場職員と意見交換したことなどを根拠として、東京電力が原発の運転において適格性があると判断した旨述べられているが、私はその判断は不適切であると考え。理由---東京電力は民間の営利企業である本性として、利潤の追求を第一義に置いている。川村会長は就任直後に「社員に対して稼ぐ意識を高める」ことを強調している。(日経新聞 2017.7.14)東電が経済上の理由で安全対策を省略した例は、福島事故以降にも発生している。だからこそ細かい客観的規制を課して逐一確認することが、規制委員会に託された使命である。それを被規制者である経営者と現場職員の意見表明、主観的善意を根拠として適格性があると判断するのは、規制委の使命を放棄しているに等しいと考える。
1103E 58	原子力規制委員会が柏崎刈羽原発6、7号機の審査書案には同意できない。
1103E 59	柏崎刈羽原発の審査書案に強く強く反対します。東電に運転資格があるとは到底思えません。国民の為の、公正な審査をお願いいたします。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 60	<p>添付 1p2 1.1) やり遂げ決意と覚悟に対する判断基準が有りません。決意と覚悟が充分有る、またはその状態が継続されているかどうかをどう判断するか、最低限の基準が必要と考えます。具体的に原子力規制委員会はどの様にして決意と覚悟が「有る」と判断したのか明記して頂きたいと考えます。p2 1.2) 経済性より安全性とありますが、いわゆる安全神話の反省から、絶対安全は無いとする以上、どこかで折り合いをつけることが前提とならざるを得ません。その場合、どこかで経済性を取るポイントが発生するため、矛盾が生じます。p2 2. 本社の指示ではなく、1 企業の 1 所長が、福島第一原発事故の様な日本を左右する過酷事故の判断をし、その責任を負い切れるものではないと考えます。決意としては必要かもしれませんが、その重圧に耐え切れる人材が今後継続しているとは言いきれないと考えます。p2 2. 東京電力は、福島第一原発事故の賠償を税金任せにし、廃炉もまだ原子炉内の状況確認も完了していないスタート直後の状態で、責任を果たしたと言うのでしょうか？賠償も廃炉も自らの力で終えて責任能力を証明する必要があると考えます。p3 3. 東電の技術が他に比べて低くなかったとしても、安全対策が不十分であったために福島第一原発事故は発生しました。問題は、安全対策が不十分だったのに対策が十分と判断した判断能力の不足であり、そこに責任があることへの言及が必要と考えます。p3 3. あたかも廃炉作業が完了した、または百歩譲ってそれなりの進展が有った様に取れる書き振りですが、廃炉作業は原子炉内の状況確認も完了していないまだまだ始まったばかりの状態であり、表現が適当ではないと思います。p3 3. 今後の廃炉作業はその作業内容から発生するリスクがこれまでより格段に増える事は明白ですが、まだ現時点ではそのリスク増大に対して安全が確保できるかどうかの判断ができる状況では無いと考えます。p3 4. 経済産業大臣から本東京電力回答文書に対する意向を前提とするならば、将来を含め経済産業大臣がその意向を示さなければ、東京電力の適格性審査は無効になると捉えます。p4 5. 東京電力はついこの 6 月にも、凍土遮水壁の効果の説明の際、実際は主にポンプで地下水を汲み上げて減らしているにもかかわらず、あたかも遮水壁の効果で地下水の流入が減った様に見せかけており、更田委員長代理(当時)を始め、国民が東京電力を信用できる状況では無かったはずですが、しかし、現在、東京電力の回答書を元に適格性が有ると判断するのは東京電力が信用できることが前提であるはずですが、この東京電力が信用できる体質に変化したと判断する根拠を国民が分かるよう、具体的に東京電力のどの様な変化が根拠となったのか明記すべきです。別添 2p2 2. (マル 1) 廃炉の十分な実績が示されていません。また、地元の方々にしっかり向き合うことの具体的証明が必要で、今の時点で福島の方々、新潟の方々が東電が向き合っていると判断していることの証明が必要だと考えます。p2 2. (マル 2) 廃炉に多額を要する他に東電はフクイチの事故での被災者への賠償も不十分で、その費用も足らずに国民の負担に頼っています。フクイチすら事業者責任を全うできていない東電が更に柏崎刈羽の事業者責任を全うできる見込みがあるというのなら、まず肩代わりした国民の負担を返すべきで、それも含め新たなリスクを国民に再び背負わせることは無責任と考えます。p3 2. (マル 3) 経済性より安全性とありますが、絶対安全が無い以上、どこかで折り合いをつけることが前提とならざるを得ず、その場合、どこかで経済性を取るポイントが発生するため、矛盾が生じます。また、私は、とありますが社長のみならず、社員や特に監査の立場にある取締役会が将来においても安全性を優先することを約束すべきと考えます。p3 2. (マル 4) 不確実、未確定な段階でもリスクに対する取組みを実施するには、原発推進か否かの立場に囚われず幅広い意見に耳を傾ける必要があります。とりわけ、市民団体からの安全に対する懸念をないがしろにすることなく、その意見に真摯に対応することを明記すべきです。p4 2. (マル 7) 発電所と経営層のコミュニケーションを密に取るのは良いですが、意見・知見の一元的な把握の具体策ではありません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 61	<p>審査書案今回のパブコメは原子炉設置変更許可申請に対するものですが、工事計画認可や保安規定認可についてもパブコメの募集を要望します。p90 III-4.2.4 3.雷の被害は直撃雷の他に誘導雷、逆流雷(アース間の電位差によるサージ)等様々です。これら全てに対策を講じるべきですが、具体的に示されていません。p98 III-6 3.(2)(マル3)両端をシール材で処置することとしていますが、湿気は必ず浸入します。当然、水抜きを設ける訳にはいかないため、水分が溜まる可能性があります。水分によるケーブルの絶縁低下の可能性を考慮するべきと考えます。p101 III-6 4.(2)(マル1)放射線の影響で消火活動が困難である場所でも条件により消火器で消火する事になり、矛盾していると考えます。p101 III-6 4.(2)(マル3)単一故障のみを考慮していますが、福島第一原発事故では津波により全電源が喪失した例から、単一の原因によって複数の機械又は器具が所定の機能を失うことを仮定するべきと考えます。p101 III-6 4.(2)(マル5)「電源が必要な消火設備は…電源が不要な設計とする」は、日本語として意味が通じません。p101 III-6 4.(2)(マル6)c.中央制御室が使えない場合の代替設備にも吹鳴機能の確保が必要と考えます。また、なんの故障警報が分かりません。計器や機器全般の故障警報なら記載箇所が正しくないと思われます。p119 III-9 3.可搬型照明は防爆エリアに入る可能性があるため、防爆性能を有した照明とする必要があると考えます。p121 III-10 1.(1)対象の故障を除去するのに3日間かかるとしていますが、福島第一原発事故の様な過酷事故の際にこの様な故障が発生しないと言う保証はなく、単一故障を仮定して多重化の必要があると考えます。p122 III-10 1.規制委員会は申請者の抽出した設備の審査のみを実施している様に取れますが、申請者の抽出した設備以外に対象がないか確認すべきと考えますし、また確認を実施しているならその旨の記載が必要と考えます。p123 III-10 2.(1)(マル2)過酷事故時に6号機と7号機の相互接続により電源供給を賄うとして、その容量が6号機、7号機双方の安全維持に足りることが示されていません。p124 III-10 2.(2)(マル2)計装空気系統の接続箇所は、物理的損傷が発生した場合、双方の系統から計装空気が流出する可能性が有り、その分離には双方に閉止弁を設け、かつ物理的に離すことを要件とするべきと考えます。p138 IV-1.1 1.(1)(マル1)d.PRA(確率論的リスク評価)を実施したのであれば、具体的にそのリスクと確率および事故シーケンスグループに追加するかどうかの判断基準を示すべきと考えます。p163 IV-1.2.1.3 1. 1-1(2)(マル1)d.原子炉水位計は福島第一原発事故の際に実際の液面と異なる指示を示した実績があります。その後の解析で液密度やウエットレグの液面低下を考慮したり、シミュレーションを用いたりして推算値を求めてはいますが、推算値が正しかったかどうかは分かりません。また、事故時に同様の推算することは現実的には不可能です。事故シーケンスに水位計の機能喪失を重畳的に加えるか、方式の異なる水位計を用いて多様性を付与するといった対応が必要と考えます。p236 IV-1.2.2.4 水素爆轟の13vol%でなく爆発下限界の4vol%とすべきと考えます。少なくとも爆轟以前の爆発では問題が起きないことの証明が必要です。p434 表 IV-4.15-1 原子炉压力容器内の水位は多重化しているものの、福島第一原発事故時に差圧式液面計が基準面器側のサプレッションや密度変化で実際の液面と異なる指示を示したことを考慮すると多様性が必要と考えます。超音波式、キャピラリ式、ヒーター感熱式等、他の方式を併用するべきと考えます。p437、p439 水位計も同様。p434 表 IV-4.15-1 原子炉压力容器への注水量に差圧式が用いられていますが、代替計器が差圧式の液面計であり、福島第一原発事故時に差圧式液面計が基準面器側のサプレッションや密度変化で実際の液面と異なる指示を示したことを考慮すると、代替計器としては、電磁流量計や超音波流量計、渦流量計等とし多様性を持たせる必要があると考えます。p437 流量計も同様。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 62	<p>審査書案 p435 表 IV-4.15-1(*140)原子炉格納容器内が飽和状態であるとは限らず、圧力計および温度計をそれぞれの代替計器とするには不確実性が高く、妥当で無いと考えます。p439 も同様。p448 IV-4.16 2.(2)(マル2)遮蔽、空調、全面マスクの着用及び運転要員等の交代をして7日間で58mSvとの想定ですが、遮蔽も空調もマスクもない近隣の住民が避難し遅れた場合は、何 mSv になるか確認の上、避難についても自治体任せにせず、事業者、規制委員会で万全であることを確認すべきと考えます。p477 V 大型航空機衝突その他のテロリズムによる大規模損壊を想定していますが、その対応は緩和措置であり、過酷事故を防止できる内容になっていません。北朝鮮の脅威が問題になっている中、大規模損壊を防止する対策もなく原発を再稼働すべきではありません。p477 V 北朝鮮がノイズジャミング攻撃を行った場合、制御系統が正常に動作しなくなる恐れがあります。これに対する対策が必要と考えます。p482 VI 審査結果は原子炉等規制法の該当箇所に適合しているとしているが、神戸製鋼の不正事件を深刻に捉え、材料の検査をメーカー任せにせず自主的に検査する等しなければ、材料の安全性は確保できないと考えるべきで、必要なら原子炉等規制法の見直しを含めて再度検討すべきと考えます。</p>
1103E 63	<p>「第61条及び重大事故等防止技術的能力基準1.18関係」(審査書案P461~)の「緊急時対策所」について意見を申し述べます。基準規則第61条は、緊急時の指揮所となる「緊急時対策所」について「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。」を要求しています。緊急時対策所の任務は、重大事故等に対処するために必要な指示を行うことであり、そのためにも、耐震及び耐基準津波機能をもつ対策所(免震重要棟)であることが必須と考えます。免震重要棟は、中越沖地震の際に、予定していた指揮所の扉が開かず、物が散乱して使い物にならなかったことから、新潟県を要請を受けて、東京電力が柏崎刈羽原発3号機近くと福島第一原発に設置したものです。福島第一原発事故に際し、国会に呼ばれた東京電力の清水社長(当時)は、免震重要棟がなかったと考えると「ぞっとする」と答弁しています。地震による事故時の指揮所が免震構造でなければならないことは、福島第一原発事故の大きな教訓であり、そのことを他ならぬ東京電力自身が体験したはずですが、柏崎刈羽6号及び7号原子炉施設の「緊急時対策所」は、基準地震動にも基準津波にも耐えるもの(免震重要棟)とは考えられません。かかる免震重要棟がない以上、新規性基準に適合していると判断すべきではないと考えます。</p>
1103E 64	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。そればかりではない。東電が全責任を負うはずの福島原発事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東電はかろうじて破たんを免れている状況だ。この意味でも東電に柏崎刈羽原発を運転する資格などない。審査には経理的基礎の確認も含まれるが、経理的基礎はないとすべきだ。</p>
1103E 65	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。原子力規制委員会は、福島第一原発の事故を起こした東電に対し、柏崎刈羽原発を運転する資格を問い、「廃炉をやりぬく覚悟と実績を示すこと」、「経済性よりも安全性を優先すること」を東電に要求した。これに対し、東電は、根拠となる実績を示すものはなにもなく、「やりぬく覚悟です」、「経済性を優先する考えは微塵もない」などと決意表明を並べるだけであった。規制委はこれを技術的能力の項で審査の対象とし、実績について何ら問うこともなく、了承した。東電の資格を問うのであれば、福島第一原発の実情を見なければならない。最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸(サブドレン)水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出た恐れがあったことが明らかになった。他にも1,200トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになったばかりだ。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いている。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできない。汚染は続き、避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが事故の影響で苦しんでいる。東電は、事故を引き起こした責任をとっていない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 66	<p>（１）確認結果案 経営陣との意見交換、文書回答、現地聞き取りをもって、東電に適格性がないとする理由はない、などという結論を出して見せるのは、加害者東電に再稼働させるための楔でしかなく、あきれかえる。被害者を愚弄するものである。（２）確認結果案 別添１ 東電に覚悟を問うなら、福島第一事故を起こした当事者として、被害者全員への謝罪と損害賠償を迅速に行うことを第一に質すべきである。基本的考え方それにそれが欠落しているのは、原子力規制委員会としての適格性に欠ける。（３）確認結果案 別添２ １頁 小早川社長の決意表明でも、復興、廃炉、賠償をやり遂げる、と賠償は３番目である。そのための費用を社長責任で確保するという名目で、柏崎刈羽原発再稼働をはじめとする経営改善策、すなわち、なりふり構わぬ金儲け策を新々総合特別事業計画を示し、利潤追求を正当化している。 汚染者負担の原則がきちんと適用され、その負担により消え去るべき原子力技術を、国と東電が一緒になって延命させようとしていることに対し強く抗議する。（４）審査書案P 6 3 . 経験 東電の４５年にわたる運転、保守の経験、福島第一事故の反省を踏まえた改善を評価し、適切としているが、われわれから見れば、４５年前からのウソをつき通す、隠し通す、欺き通す体質は変わっていない（最近も、柏崎刈羽の免震重要棟、福島第一の汚染水管理の件があった）とても信用できるものではない。（５）審査書案P 2 1 3 格納容器過圧・過温破損、P 2 2 5 高压溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱 規制委は代替循環冷却系を評価し、新規基準を改定して義務化するという。このような後付け装置を実証試験もしないで追加するのは、むしろ危険である。システムを追加した接続部分が最も脆くなり、そこが破損したら全部がダメになる。 追加するなら、第二格納容器を新設して格納容器ベントを回避すべきである。 事故シーケンスは福島第一事故の原因を踏まえた想定ではなく、東電対策が有効になるよう都合よく解析条件を設定した事故を想定しただけで、空想の産物である。 熱交換ユニット車、大容量送水車、電源車などの車両は横転する可能性があり、道路破壊の影響を受ける。 福島第一事故の原因追求を行い、それを反映させた事故対策を設計からやり直し、根本的に作り直さない限り、柏崎刈羽原発 6・7号機の再稼働を許可すべきではない。以上</p>
1103E 67	<p>重大事故を起こした当事者である東京電力や原子力規制委員会が、このような重要な問題を書類のやりとりだけで審査することにたいへん疑念を覚えます。事故当事者である企業との意見交換だけで安全性が認められるとすることは、原子力事故をすでに経験した国として、適切といえるのでしょうか。電力会社と規制当局の馴れ合いが続いていると思われるも仕方がないと思います。東京電力の原子力発電所全ての運転許可については、国会あるいは国民参加型の議論で決めるべきです。</p>
1103E 68	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。安全性軽視は審査内容からも明らか。東電の安全性軽視の姿勢は、柏崎刈羽原発の審査内容からも明らかだ。東電は緊急時対策所として想定していた免震重要棟が基準地震動に耐えられないことを知りながら、それを隠し、虚偽の説明をしていた。結局東電は、5号機の建屋内に緊急時対策所を設けたが、免震構造ではない。これまで東電自身が何度も述べていたように、緊急時対策所を免震構造にすべきだというのは福島第一原発事故の大きな教訓ではなかったか。規制委はなぜこれを認めるのか。</p>
1103E 69	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。安全性軽視は審査内容からも明らか。審査の過程で柏崎刈羽原発 1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになった。9月27日の規制委会合で、規制庁担当者は「津波により1～4号機は水浸しになる」と平然と述べている。1～4号機の原子炉に燃料はなくてもプールには大量の使用済み燃料が保管されている。これらに影響はないのか、6・7号機に影響がなければよいのか、本当に影響はないのか、1～4号機の廃炉が先ではないか。6・7号機だからという理由で許可に走るべきではない。</p>
1103E 70	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。柏崎刈羽原発を再稼働させてはならない。新潟県では、脱原発を求める県民の支援を受けた米山知事が誕生した。新潟県は「事故原因」「健康と生活」「避難」の3つの検証委員会を設置。検証ができないうちは再稼働の議論はできないとしている。もっともだ。本来であれば、これは規制委もしくは国会など国の機関が行うべき検証ではないか。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 71	<p>東電に原子力発電所を運転する資格はあるのか・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、実績が示されていない。決意表明だけを確認しても意味がない。・福島第一原発の実態を見なければならない。直近の9月28日に、地下水のくみ上げ井戸（サブドレン）の水位計の設定にミスがあり、半年間にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出てもおかしくない状態であったことが明らかになった。・廃炉のメドは立たず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いている。避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康被害も出ている。東電の決意表明は空文句、精神論にすぎない。東電に原発運転の資格はない。・経済性よりも安全性を優先するというが、根拠・判断基準がなにもない。・事故の費用負担について東電は、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。東電に「経理的基礎」もない。・保安規定により履行を確保するというが、どうなれば違反となるのか。決意表明の羅列であり、明確な判断基準がない。</p>
1103E 72	<p>防潮堤の液状化の問題・液状化により1～4号機側は水没が前提。・基準津波に対し、1～4号機のある荒浜側は、津波の防護が期待できず、1～4号機と周辺施設が水没することが前提となっている。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべきである。</p>
1103E 73	<p>耐震・耐津波基準を満たす免震重要棟がない・免震重要棟は、中越沖地震の際に、予定していた指揮所の扉が開かず、物が散乱して使い物にならなかったことから、新潟県の要請を受けて、東電が柏崎刈羽原発3号機近くと福島第一原発に設置したものである。・その後、福島第一原発事故が発生したが、国会に呼ばれた当時の東電清水社長は、福島第一原発に免震重要棟がなかったと考えると「ぞっとする」と答弁している。地震による事故時の指揮所が免震構造でなければならないことは、福島第一原発事故の大きな教訓であり、そのことを他ならぬ東電自身が体験したはずである。・基準規則61条は、指揮所となる緊急時対策所について「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと」を要求している。緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことであり、そのためにも、免震機能が必須であるとみるべきである。・基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要棟がない以上、許可すべきではない。</p>
1103E 74	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。柏崎刈羽原発を再稼働させてはならない。新潟県の姿勢は、最近の新潟市長の再稼働反対表明にも現れている。冬場は雪に閉ざされる地域で避難は実際上不可能に近い。一方的な風向きと降雪が山野にもたらす放射能汚染の影響が福島のそれを大きく上回することは必至だ。首都圏に電気を送るために新潟県民の安全な暮らしが奪われるいわれはない。重大事故の影響は首都圏にも及び、首都圏の人たちが考えなければならない問題だ。さらに、柏崎刈羽原発の再稼働は、福島第一原発事故を引き起こした東電の復活を意味するものであり、全国的な問題でもある。脱原発を実現するために、悲劇を繰り返さないためにも、柏崎刈羽原発の再稼働を許してはならない。</p>
1103E 75	<p>耐震性評価に関して・くり返しの揺れを想定していない・熊本地震では短時間の間に強い揺れがくり返し発生した。原発の耐震設計では、一回の基準地震動に耐えればよいことになっている。・中越沖地震でも柏崎刈羽原発において、東電の評価で本震の3割程度の余震が観測された。・配管の金属疲労はくり返しの荷重により発生することによってその影響が蓄積していくが、基準地震動に匹敵する揺れが2度発生する場合や強い余震の影響は全く考慮されていない。</p>
1103E 76	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。安全性軽視は審査内容からも明らか。敷地内の断層については、これが活断層である可能性について、新潟県内の地質専門家グループが、再三指摘している。規制委はこれを無視して、一方的に東電の主張を認めているばかりで、これらの指摘に耳を傾けようとしない。福島第一原発事故で大きな問題となっている高濃度汚染水について、建屋外への放出防止策も拡散防止策もない。東電が海洋汚染防止策として設置する設備はシルトフェンスである。これだけでは対策にならないことを、東電は福島第一原発でさんざん経験したではないか。他にも多くの問題を抱えている。規制委は審査書案を撤回すべきだ。</p>
1103E 77	<p>緊急時対策所の免震性の問題東電は、重大事故時に指揮所となる緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを持ちながらこれを隠し、虚偽の説明をしていた。しかも、柏崎刈羽原発の免震重要棟は3号機付近にあるのだが、審査の過程で1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになった。津波が襲来した際に、1～4号機と免震重要棟を含む周辺施設が水没のおそれがある。</p>



## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 87	<p>意見提出箇所、申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果案 1 から 4 ページ。意見、申請者に、柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はありません。理由、規制委員会は東電の適格性を判断するために 7 項目の基本的考え方」を示し、東電はこれに対して文書で回答を寄せました。7 項目は例えば、福島第一原発の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すこと 1、経済性より安全性追求を優先することや安全性の向上 3、5、7 などですが、これに対する東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず、実績など具体性はありません。福島第一原発の実情を見れば、最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸サブドレン水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあったことが明らかになったばかりです。他にも 1,200 トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れたただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになりました。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いています。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできません。にもかかわらず、規制委員会は東京電力について「運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はない」と結論づけています。このような結論は実態に全く即していないと考えます。意見提出箇所、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書 6 号及び 7 号炉に関する審査書 20 から 21 ページ意見、地震の規模が過小評価されています。理由、元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて入倉・三宅式で地震動は過小評価との警告を発生し、原子力規制委員会・庁は 2016 年 7 月 13 日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表しました。その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は 1.8 倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発 6・7 号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。また、熊本地震では、震度 7 の地震が 2 回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。意見提出箇所、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書 6 号及び 7 号炉に関する審査書案 311 ページ）意見：東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性はありません。理由：審査書の 311 ページには、東京電力について、放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力発電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事後の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針であると書かれています。福島第一原子力発電所の状況を見ると、現状においてこのような体制が整備されていないことは明らかです。汚染水問題に対応できない東京電力には、原子炉設置者としての適格性はありません。意見提出箇所、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書 6 号及び 7 号炉に関する審査書案 371 から 377 ページ意見、代替循環冷却系は、新基準には位置づけられていないものであり、これをもって新基準に適合するとは言えません。代替循環冷却システムの実証実験を求めます。理由、東京電力は、原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させるために、代替循環冷却および格納容器ベントを必要な対策としており、審査書ではこれを評価しています。しかし、そもそも代替循環冷却は新規制基準にはないものであり、ベントを併記しているとはいえ、代替循環冷却を安全性の根拠とするのは新規制基準との整合性を欠くものです。まずは代替循環冷却システムの実証実験が行なうことを求めます。</p>
1103E 88	<p>福島第一原子力発電所の事故の収束のめどもたっており、東京電力に、原発運転の資格があるとは思えません。再稼働を認めないでください。</p>
1103E 89	<p>原発事故は周辺数十 km を極めて長い時間、すなわち半永久的に居住不能にする恐れがあります。地震や津波対策を怠り過酷事故を起こした東電に、柏崎刈羽原発の運転をする資格はありません。福島第一原発事故の原因がはっきりせず、収束の目途も立たないうちに、原発を再稼働させてはいけません。柏崎刈羽については、2007 年の中越沖地震の際に火災を起こしているほか、福島第一原発の過酷事故を経た 2017 年 2 月にも火災を起こしており、安全対策が不十分だったのではないかと、不信感が拭えず、今後も十分な安全対策が行われるのか、信用できません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1103E 90	<p>東電に技術的能力はあるのか・防災上、支援に来ていた消防、自衛隊なども撤退せざる得なかった。これは法令問題のほか、高線量下の放射能、放射線量等を防護すべき機材、装備等の機能が不十分であり、実働するための「技術的能力」は無かった。防災の原則は、現場作業者が安全に作業できることです。現在、高線量下でも作業できる機器、装備はあるのか。福島現場作業を見れば明らかです。・残った作業員は「死を覚悟」した。誰もいなくなれば東日本壊滅、残れば死を覚悟しなければならない。この状況での判断を個人に委ねるのではなく、「死を覚悟」しなければならない原子力事業は基本的にやめるべき、</p>
1103E 91	<p>東電に経理的基礎はあるのか・2011年3月11日後、国の「資金援助」を求めた時点で東電は損害賠償責任を認めており、支援機構からの資本金1兆円注入と交付金2兆円を受取った時点から実質債務超過となっている。・現在、22兆円の負債を抱える東電に「経理的基礎」があるとは言えない。</p>
1103E 92	<p>審査書案 241 頁 4-1.2.2.3 原子炉压力容器外の溶融燃料 - 冷却材相互作用 原子炉压力容器破損部から流出する溶融炉心を冷却するために「格納容器下部注水系」(常設)を設置して原子炉格納容器下部への注水する方式は、労働安全衛生規則の水蒸気爆発防止規定に違反するものであり、設置許可の取り消しを求める。その理由は次のとおりである。労働安全衛生規則では溶融した高熱の多量の鉍物を取り扱う設備での水蒸気爆発を防止するため、第249条で溶融高熱物を取り扱うピット(高熱の鉍さいを水で処理するものを除く。)については地下水、作業用水又は雨水が浸入することを防止すること、第250条で該当設備を有する構築物については床面は水が滞留しない構造とすること、などを定めている。いずれも溶融高熱物を取り扱う際には、水蒸気爆発防止のために溶融高熱物と水との接触を厳しく禁じるものである。柏崎刈羽原発6・7号機での過酷事故時に生じる溶融炉心は、「溶融した著しく高熱の多量の鉍物」であり、それを水と接触させる原子炉压力容器下部への注水方式は、本規則に違反していることが明白である。特記事項：九州電力玄海3・4号機の審査書案に対する同主旨の意見に対して、規制委員会はそれへの考え方を以下のとおり示した。『労働安全衛生規則第249条の適用対象となるピットについては、「高熱の鉍さいを水で処理するものを除く。」と規定され、解釈通達に「高熱の鉍滓に注水して冷却処理するもの」が例示されていることから、原子炉格納容器下部注水設備のように、水の注入による冷却処理を前提とした設備に適用されるものではないと(承知しております。また、第250条の適用対象は、「溶融高熱物を取り扱う設備」ではなく、当該設備を内部に有する「建築物」であることから、同条は、原子炉格納容器下部の注水設備には適用されないと承知しています。なお、新規規制基準においては、原子炉格納容器外の溶融炉心と冷却水の相互作用は必ず想定し、その場合原子炉格納容器が機能喪失しないことを求めています。』(出処：原子力規制委員会「九州電力玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)に対する御意見への考え方」平成29年1月、38頁) この290条に関する規制委員会の考え方は、溶融炉心を除外対象の鉍さいと同一視している点で科学的妥当性を欠いている。何故ならば、鉍さいは電気炉または高炉等を用いた製錬工程で溶融金属の表面に浮上する不純物「スラグ」や鑄造製品の鑄型として使われた「鑄物砂」などを指し、その物理的性質は溶融炉心とは著しく相違するとともに、溶けている温度は溶融炉心よりも大幅に低い。具体例として、鉍さいの主成分の二酸化珪素の融点は1650、溶融炉心の主成分の二酸化ウランの融点は約28000である。従って、鉍さいが水と接触する際の水蒸気爆発の可能性は溶融炉心や溶融金属に比べて顕著に低く、一般産業分野における長年の実績も踏まえて水による処理が認められているのである。溶融炉心の水蒸気爆発の可能性を鉍さいと同一視する規制委員会の考え方は、理の通ったものではない。第250条については、原発で溶融炉心が水と接触する場所は格納容器下部のスペースであり、構築物の一区画なのであるから、同上適用対象になり、そこに水を貯めることは同条違反である。規制委員会の考え方『適用対象は、「溶融高熱物を取り扱う設備」ではなく、当該設備を内部に有する「建築物」であることから、同条は、原子炉格納容器下部の注水設備には適用されないと承知しています。』は、論点を外した不適切な記述である。上述のとおり、玄海3・4号機のパブリック・コメントでの労働衛生規則違反を指摘した意見に対する規制委員会の考え方は、科学的妥当性を欠いたものである。</p>
1103E 93	<p>東電に経理的基礎はあるのか・新々総合特別事業計画では、毎年交付金返済(損害賠償分)として2000億円、事故炉費用として3000億円の5000億円を20数年間、支援機構に納付しなければならない。そんな東電に「経理的基礎」があるとは言えない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 94	福島第一原発の事故処理すら先が見通せていない中の原発再稼働はあり得ません！日本の崩壊を企んでいるのでしょうか？と、仲間や家族と話しています。再稼働は即刻中止をすべきです。
1103E 95	東電に技術的能力はあるのか。・事故処理能力はあったのか。放射能の放出、汚染水の流出を防ぐことは出来なく、6年を経過した現在も汚染の流出は続いている。汚染水の貯蔵量は増えるばかり、汚染物の貯蔵も放置したまま、汚染地域も除染されず放置のまま、東電には、放射能汚染防止、汚染処理の「技術的能力」はない。
1103E 96	東電に技術的能力はあるのか。・最悪状況を回避できたのは、有効な具体的対策によってではなく、あくまでも偶然の積み重ねによるものであった。事故原因、事故経過は解明されておらず、再び同様の事故に遭遇した時の事故対応、事故処理、事故時の体制、事故対処設備、事故対応装備など事故時の「技術的能力」はない。
1103E 97	東電に経理的基礎はあるのか。・現在、22兆円の負債を抱える東電に「経理的基礎」があるとは言えない。・その22兆円の負債のうち、4兆円を他電力会社に負担させ、6兆円を国が負担することになっている東電に「経理的基礎」があるとは言えない。・経理的基礎のない東電には、原子力事業者としての資格はなく「適格性」はない。
1103E 98	・意見提出箇所：東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）20～21ページ・意見：地震の規模が過小評価されています・理由：元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を發し、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表しました。その結果、武村式に置き換えて計算すると、地震動は1.8倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発6・7号機も、やはり基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。また、熊本地震では、震度7の地震が2回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。
1103E 99	東京電力の柏崎刈羽原発再稼働に反対です。福島第一原発事故を起こし、今、7年目において事故の収束はまだまだできるのかどうかさえ分からない現状ではないでしょうか。事故が起こっても完全に収束できる技術を、福島第一原発事故から獲得してから、再稼働するのが当たり前の考え方ではありませんか。仮に柏崎刈羽原発が事故を起こしたら、東京電力は2つの事故現場を収束させなくてはならないこととなります。そんなことが可能でしょうか。原発事故は絶対起こしてはならない。このことをしっかりと肝に銘じ、全世界が納得する状態にまで福島第一が収束できるまで、東電は福島第一にかかりっきりで対応すべきです。そして神戸鉄鋼の偽装に関する調査を東電の原発すべてに関して徹底に行うべきです。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 100	<p>意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』311ページ・意見：東京電力は汚染水対策のためのタイセ氏を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性がありません。・理由：審査書の311ページには、東京電力について、「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力は圧電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事故の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれています。福島第一原子力発電所の状況をみると、現状においてこのような体制が整備されていないことは明らかです。汚染水問題に対応できない東京電力には、原子炉設置者としての適格性がありません。</p> <p>意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』371～377ページ・意見：代替循環冷却水は、新基準には位置づけられていないものであり、これを もって新基準に適合するとは言えません。代替循環冷却システムの実証実験を求めます。・理由：東京電力は、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために、代替循環冷却及び格納容器ベントを必要な対策としており、審査書ではこれを評価しています。しかし、そもそも代替循環冷却は新規制基準にはないものであり、ベントを併記しているとはいえ、代替循環冷却を安全性の根拠とするのは新規制基準との整合性を欠くものです。まずは代替循環冷却システムの実証実験を行うことを求めます。</p> <p>意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』470～471ページ）・意見：5号炉原子炉建屋内緊急対策書が免震構造でないため、新基準に適合しません。・理由：東京電力は当初、3号炉原子炉建屋内緊急対策所を新たに設置し、免震重要棟内緊急対策所と併用することを示していました。その後、3号炉原子炉建屋内緊急対策所は、敷地の液状化に伴い津波が到達する可能性が発覚しました。また、免震重要棟内緊急対策所に十分な耐震性がないことも分かり、5号炉原子炉建屋内緊急対策所のみを使用することとしました。しかし、5号炉原子炉建屋内緊急対策所は耐震構造ではあっても、免震構造ではありません。新基準は免震重要棟の設置を求めていることから、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉は新基準に適合していません。以上</p>
1103E 101	<p>東電に経理的基礎はあるのか・原子力事業者は、法令によって原子力損害賠償保険に加入しなければならない。しかし、その最大保険金の1200億円では、今回の東電22兆円の損失には焼け石に水で東電は破たん企業となった。つまり保険金額が足りなかったということ、まずは保険金額を少なくとも22兆円にするべき、これは停止、稼働に関係なく原子力事業の事業担保として必要不可欠。保険金額22兆円の見直しは、原子力事業の前提条件となる。</p>
1103E 102	<p>東電に経理的基礎はあるのか・東電の事故に備えるべき資金が足りなかったとして、経産省は足りない分を消費者から「過去分」として負担させようとしている。これは本来、損害賠償保険で東電がリスクヘッジするべきものである。責任の転嫁だと言える。このことから東電には「経理的基礎」はないと言える。・東電以外でも、一度事故となれば「経理的基礎」は吹っ飛び破たん企業となることは明白、22兆円の保険金額にするべき。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 103	<p>その2二つ目のシナリオには、格納容器が爆撃（砲撃）されて破損する場合を考えている。ニューヨーク貿易センタービルへの航空機衝突と同様な攻撃を受けても、耐えられる強度はあるのか。原子力施設への航空機の衝突について、一九九〇年五月二四日の衆議院科学技術委員会で、村上健一科学技術庁原子力安全局長が、「安全審査はするが、審査基準はない」という内容の答弁を行った。現実には、約四五メートル四方の原子炉建屋で壁の厚さ五〇センチから一・五メートルだが、屋根の厚さは五〇センチくらい。サンディア米国立研究所で、鉄筋コンクリートの厚さを変えて重量二〇トンのエンジンを衝突させることによる破壊について実験が行われて報告されているが、詳細は軍事機密として公開されなかった。それでも厚さが九〇センチメートルでは貫通し、一六〇センチ厚では疵（亀裂）はつくが貫通は免れるとしていた。約二メートル厚のコンクリートの屋根となると、これを支える建屋側壁の厚さと強度が問題になり、さらに重量級の屋根の真ん中に意図的な航空機墜落があった場合に健全性が保たれるのか、実験による検証を含めた審査が必要である。原子炉建屋の屋上部及び鉄鋼の厚さ約一六センチメートルくらいの原子炉圧力容器の頂部に航空機が衝突した場合に、確実に破壊されないことが確認されたのか、実証実験のデータを公表されたい。また、これまでの検討では、一般的な航空機の墜落などによる衝突確率の計算値しかないのではないのか。新規制基準を策定する時に、規制委員会は「米国のB5b項とは、故意に航空機衝突等のテロ対策として規制要求」しているものとし、「テロ対策に関する審査にあたっては、より詳細に行う」としてきた。同時に、田中俊一前原子力規制委員長は、「新規制基準は、原発へのミサイル攻撃を想定していない」と答弁している。また、伊方原発や大飯原発などの訴訟では、電力事業者は航空機墜落確率が低いとして、「設計上考慮する必要はない」ことを確認したとしている。九・一一テロのような航空機の衝突は国が「テロ特措法で考えるべき」として、安倍総理が「国難」と言っても、原発テロを真剣に審査していないのは、不作為の責任が問われるのではないのか。この原発テロ対策では、9・11航空機テロ事件以降に、先に触れたように、アメリカでは原子力安全規制の一項目に、B5b項を入れたことを知りながら、新規制基準には、これに相当する項目は見られないが、新規制基準策定時にアメリカの基準並みの安全対策を検討したのか。具体的に示されたい。三つ目のシナリオとして、ミサイルによる意図的な爆破が行われた時については、「この場合の現象の分析は難しい」とし、「過酷な事態になる恐れは大きいとしても、詳しい分析は容易でない」と重ねて報告している。六〇〇キロメートルの高度に打ち上げられたミサイルが、そのまま急降下してきて、原子炉建屋の屋根に激突した時に、それでも柏崎刈羽原発は無傷でいられるという実験データは得ているのか。この「一考察」では、(ラスムッセン報告などで「適切な安全対策の故に、その発生確率は極めて小さい」などとしているが)「軍事的攻撃の場合には、攻撃する側にある程度の知識さえあれば、相当の確からしさで、その種の苛酷な事態を引き起こし得る点に大きな相違がある」としている。いくら「国難だ」と言っても、J-アラートをならしていても、イラク戦争のような先制攻撃が行われると、それに対する報復攻撃から原発事故を防ぎ、国民の生命・財産を守り、危険回避を行う方法がない。米朝間での話し合いで米朝戦争を起こさせない努力が第一である。その上で、原発を停止して、核燃料を臨界事故を起こさない形で隔離・保管することを考えるのが第一ではないか。具体的に検討したことはあるのか。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 104	<p>その1一、核兵器禁止条約と核戦略と原発推進「一、はじめに」の「1」について、2017年10月27日の国連総会第一委員会で、「核兵器禁止条約の早期署名と批准を呼び掛ける決議案」が118カ国の賛成で決議された。日本政府はこれに反対し、7月の総会でこの核兵器禁止条約が採決された時には決議会場から抜け出した。ノーベル平和賞がICANに授与された時にも、日本政府は祝賀のメッセージさえ出していない。この異常な事態の根底に何があるのか。そのことが関わって、「審査書案」の意見表明の底流に、日本政府の核兵器と原発を含む核政策があると考えられる。1969年に外務省外交政策企画委員会の纏めた「わが国の外交政策大綱」の中で、「当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともにこれに対する掣肘を受けないよう配慮する」と、潜在的核抑止の立場を明らかにすることで原発推進政策を進めてきた。この立場を支持するアメリカは、2012年秋に、「2030年代に原発ゼロにする」という閣議決定を行う直前に、CSIS（アメリカ国際問題研究所）の意見で「原発ゼロ」方針に強力に反対して圧力をかけてきた。極東核戦略の立場にたった柏崎刈羽原発の再稼働は中止すべきであり、再稼働を許すための「審査書」は作成すべきでない。二、米朝戦争危機と原発テロ対策「三、設計基準対象施設」の「三の4, 2, 3」の中の「(3) 発電所施設内における航空機落下等による火災」(八八ページから)の他「五、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突楚楚他のテロリズムへの対応(重大事故等防止的能力基準2・1関係)」(四七七ページから)など技術の類似項目について、根本的な前提条件の錯誤がある。安倍総理は「北朝鮮のミサイル危機が国難」だとした。本来話し合い、平和的解決以外に問題解決の方法はないが、北朝鮮の金正恩氏が繰り返す核実験とミサイル発射に対して、安倍総理とトランプ大統領は、「経済制裁」は付け足しで、「武力制裁」に傾斜していると窺われる。アメリカはイラクに対する先制攻撃による戦争を行って、中東の人々の暮らしや政治・経済・社会の混乱は今も広がっている。仮にアメリカが北朝鮮に対して先制攻撃を加えると、日本は「集団的自衛権の行使」を理由にして「安保法制」によって自動参戦することになる。当然、日本は報復攻撃を招くことになる。この時には在日米軍基地にとどまらず、柏崎刈羽原発をはじめ若狭湾に集中する原発群などが北朝鮮の軍事標的になる恐れが高い。既に一九八四年に政府は、外務省の委託研究報告である(財)日本国際問題研究所からの「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」を明らかにした。シナリオが三つ検討されている。シナリオ一は福島第一原発事故で経験した「補助電源喪失」である。例えば、ドローンを使用した、原発周辺内外の高圧送受電線をショートさせて外部電源喪失を狙ってくる攻撃から、どのようにして電源を護りぬくか考えて備える必要がある。この対策を検討したのか。受電幹線の破壊に連続する配電盤や所内ケーブルの損傷が生じた場合には、3・11事故時の女川原発での電源事故や福島第一原発で発生した全電源喪失の事例を考えても、深刻な事態を迎える可能性が大きい。外部電源破壊から電源を守る構造や設備については記述もないが、安全確保対策の実証試験はどこで、どのように行ったのか。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 105	<p>その2二つ目のシナリオには、格納容器が爆撃（砲撃）されて破損する場合を考えている。ニューヨーク貿易センタービルへの航空機衝突と同様な攻撃を受けても、耐えられる強度はあるのか。原子力施設への航空機の衝突について、一九九〇年五月二四日の衆議院科学技術委員会で、村上健一科学技術庁原子力安全局長が、「安全審査はするが、審査基準はない」という内容の答弁を行った。現実には、約四五メートル四方の原子炉建屋で壁の厚さ五〇センチから一・五メートルだが、屋根の厚さは五〇センチくらい。サンディア米国立研究所で、鉄筋コンクリートの厚さを変えて重量二〇トンのエンジンを衝突させることによる破壊について実験が行われて報告されているが、詳細は軍事機密として公開されなかった。それでも厚さが九〇センチメートルでは貫通し、一六〇センチ厚では疵（亀裂）はつくが貫通は免れるとしていた。約二メートル厚のコンクリートの屋根となると、これを支える建屋側壁の厚さと強度が問題になり、さらに重量級の屋根の真ん中に意図的な航空機墜落があった場合に健全性が保たれるのか、実験による検証を含めた審査が必要である。原子炉建屋の屋上部及び鉄鋼の厚さ約一六センチメートルくらいの原子炉圧力容器の頂部に航空機が衝突した場合に、確実に破壊されないことが確認されたのか、実証実験のデータを公表されたい。また、これまでの検討では、一般的な航空機の墜落などによる衝突確率の計算値しかないのではないのか。新規制基準を策定する時に、規制委員会は「米国のB5b項とは、故意に航空機衝突等のテロ対策として規制要求」しているものとし、「テロ対策に関する審査にあたっては、より詳細に行う」としてきた。同時に、田中俊一前原子力規制委員長は、「新規制基準は、原発へのミサイル攻撃を想定していない」と答弁している。また、伊方原発や大飯原発などの訴訟では、電力事業者は航空機墜落確率が低いとして、「設計上考慮する必要はない」ことを確認したとしている。九・一一テロのような航空機の衝突は国が「テロ特措法で考えるべき」として、安倍総理が「国難」と言っても、原発テロを真剣に審査していないのは、不作為の責任が問われるのではないのか。この原発テロ対策では、9・11航空機テロ事件以降に、先に触れたように、アメリカでは原子力安全規制の一項目に、B5b項を入れたことを知りながら、新規制基準には、これに相当する項目は見られないが、新規制基準策定時にアメリカの基準並みの安全対策を検討したのか。具体的に示されたい。三つ目のシナリオとして、ミサイルによる意図的な爆破が行われた時については、「この場合の現象の分析は難しい」とし、「過酷な事態になる恐れは大きいとしても、詳しい分析は容易でない」と重ねて報告している。六〇〇キロメートルの高度に打ち上げられたミサイルが、そのまま急降下してきて、原子炉建屋の屋根に激突した時に、それでも柏崎刈羽原発は無傷でいられるという実験データは得ているのか。この「一考察」では、(ラスムッセン報告などで「適切な安全対策の故に、その発生確率は極めて小さい」などとしているが)「軍事的攻撃の場合には、攻撃する側にある程度の知識さえあれば、相当の確からしさで、その種の苛酷な事態を引き起こし得る点に大きな相違がある」としている。いくら「国難だ」と言っても、J-アラートをならしていても、イラク戦争のような先制攻撃が行われると、それに対する報復攻撃から原発事故を防ぎ、国民の生命・財産を守り、危険回避を行う方法がない。米朝間での話し合いで米朝戦争を起こさせない努力が第一である。その上で、原発を停止して、核燃料を臨界事故を起こさない形で隔離・保管することを考えるのが第一ではないか。具体的に検討したことはあるのか。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 106	<p>その4五、経年劣化がすすむ中での部品のデータ偽造「一、はじめに」の「2.判断基準及び審査方針」(一～三ページ)に関わって、最近では、神鋼、日本鑄鍛造などの素材の品質試験に合格していない部品が使われている事が明らかになった。焼きなまし記録の改ざんなど製造現場での原発の品質規格に合わないものが使用されていた例もある。一九九一年に発生した関西電力美浜二号機の蒸気発生器細管のギロチン破断事故では、一九八七年にアメリカのノースアンナ原発で発生した「蒸気発生器の細管のギロチン破断事故」の後、国と、関西電力と原発メーカーの三者が、当時の規制組織であった原子力安全委員長代理の指導の下に共同して『蒸気発生器細管の健全性実証試験』という実験を行って、「日本の蒸気発生器細管では事故は起こらない」と健全性の「証明」を行ってから、五年後にこの事故を起こした。二〇〇四年の美浜原発三号機の二次系の一一〇度Cの熱水の噴出が、冷却水配管の破断により発生して一人の死傷者を出す事故があった。冷却水の高速の流れによる切削で配管の肉厚が当初の一〇分の一近くにまで削られている事が原因であった。これもアメリカで同じ事故の先例があったが、当時の通産省と電気事業連合会などの「共同調査」で、「サリー原発のような配管減肉事故は日本では起こり得ない」と結論づけていた。「品質データ偽造」がもの作りを蝕んでいる今日、原子炉格納容器、圧力容器、配管などはもとより、核燃料被覆管、制御棒駆動案内管に至るまで原発に使用する素材も、製造現場ごとの部品の品質規格も、総ての機器について徹底した検査が必要である。柏崎刈羽原発六、七号機について徹底した検査が行われたのか、その検査記録を現場で照合して確認したのか。六、柏崎刈羽原発をはじめ、東京電力の事故に立ち向かう姿勢を問う「三 設計基準対象施設」(一一～六八ページ)に関わって、一九八九年一月の福島第二原発三号炉で水中軸受けリングが脱落して再循環ポンプが大規模に破損したが、長い間、事故の詳細を明らかにしなかった。東京電力の隠ぺい体質は深刻なものである。九〇年代に、内部告発で明らかになるまでの約一〇年間にわたり、炉心隔壁の中性子照射による傷を発見しても、隠し続けてきた悪しき実績もある。細かいものを省略するが、これが福島第一原発事故を引き起こした大きな要因の一つである。三・一一事故後も続いていて、最近も、原子炉敷地内からの汚染水の地下水への流出を示す地下水位の測定値を五カ月間も公表しなかった。汚染水が建屋の外に漏洩しているという深刻な問題であるにも関わらず、東京オリンピック誘致のために安倍総理が「汚染水は福島第一原発の湾内に完全にブロックされている」と発言して以来、放射能汚染水の流出問題を軽く扱うようになってきている。福島第一原発事故で外部電源喪失と内部配線の断線を引き起こした地震の揺れ(基準地震動)について、当初の想定は六、七号機付近で最大一二〇九ガルとしていたが、審査の中で、規制委員会が震源となる断層をより長く設定するよう求め、基準地震動が申請時の一・五倍超の二三〇〇ガルとなった地点もある。想定される津波の高さを八・三メートルに設定し、その敷地高さが一二・〇メートルである事、耐震補強や防潮堤などの対策を講じることで津波被害はないとしている。しかし、津波発生の機構は違いがあるにしても、現実に福島原発では一五mを超える津波で、非常用電源が水没して内部電源喪失となった。敷地高さ一二メートルを超える津波の想定や、防潮堤などの基礎部分からの崩壊などについて対策を強化しなければならない。福島第一原発事故の現状も把握し終えていないし、対策も立たない中で、約五万人の避難者の存在も放置して、柏崎刈羽原発の再稼働を考えることなど論外である。それを「新規制基準に適合」しているとして追認する原子力規制委員会の『審査書案』は、社会の道理や倫理に反するものである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 107	<p>その3三、福島原発事故の現実と事故時の避難新潟県の米山隆一知事は福島原発事故の検証を優先する考えを示しているが、これは当然のことと思う。当初一五万人、今でも約五万人の福島県民が無理やり強制移住させられ、いまま元の家に帰宅できなかつたり、帰っても暮らしを支える町の機能が整っていない状況がある。被害者に全面的に賠償するのは、加害者である東京電力だが、その責任を果たしていない。福島第一原発事故から七年近く経っているのに、東京電力は、事故炉の熔融核燃料の状態も、原子炉の破損状況も、汚染水の漏洩箇所と漏洩状態も、完全に把握している状態になっていない。事故処理のめども立っていない。東京電力は、原子力損害賠償支援機構法（最初に成立した時の法律名）によって、本来、事故直後に破綻処理すべきところを政府に守られて、賠償も汚染水処理なども政府任せで、原発を再稼働する経理的基礎も技術的能力ももっていない。その上、柏崎刈羽原発六、七号機で福島第一のような原発事故を起こした時には、事故を生じた原因者である東京電力は、柏崎市民と刈羽村民、および被害が及ぶ新潟県民の総ての人びとを早期に確実に避難してもらう対策も、避難手段も持っていないし、避難ルートも明らかにしていない。「審査書案」に記載されているのは作業者の「避難」経路の事だけである。もし原子炉から大気中に放射能汚染が拡大した時に、住民が安全、確実に避難できる手段、ルートなどがあるというのなら、それを明示されたい。このような状態で、柏崎刈羽原発六、七号機の再稼働を考えているが、そもそも原発を運転する事業者としての適格性を持っているとは考えられない。どのように、適格性を審査したのか。四、全電源喪失の対処「四 - 3 - 5 重大事故等対処設備」(三一三ページから)の中の「(3) 可搬型重大事故等対処設備」など、そして「四 - 4・5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備及び手順書」などに関して、審査書案は、福島第一原発で起きたような過酷事故の発生時に、対策について細かく想定して、例えば、電源を失った際の炉心損傷防止について、非常用冷却装置が作動しない場合は、消防車を利用するなど多様な注水手段を確保して別ルートで注水する。全電源喪失となっても、電源車を運んで代替電源を確保するとしている。自然現象は過酷で予測し得ないことが起こり得る。新潟県中越沖地震で柏崎刈羽原発が被ったより大きな地震動で、原発、配管、電源等が破損して炉心冷却ができなくなった時に、道路が陥没し、火山灰や豪雪に見舞われて道路状況が分からない時に、キャタピラーもない電源車や給水車が原子炉に接近すること事体が大変になる。車載式の冷却装置などを組み合わせた「代替循環冷却系」を採用し、外部に放出される放射性物質が少ない代替循環冷却系を優先して使うと定めても、それが実現するのは、このような過酷な条件に耐えられるものが準備され、活用できる条件に合った時ではないか。非常用ディーゼル発電機の冷却水と原子炉の2次冷却水を熱交換する冷却水が、引き波により水位が下がり過ぎた場合、或いは火山灰により汚泥状態になった時、冷却機能は失われる。これが、フィルター設置で解決するのか。汚泥状態の排水溝になった時には熱の逃がし場を失うのではないのか。原発設置のものもとより可搬式の非常用ディーゼル発電機の場合でも、燃料配管とモーターの加熱を防ぐ冷却水配管が損傷する事、燃料タンクが津波で浮揚し流出した場合にはタンクそのものが破損して燃料供給ができなくなり発電はできない。可搬式非常用ディーゼル発電機を準備しても、機能しないことが起こるのが、自然現象のもたらす現実ではないのか。原子炉格納容器の破損防止では、放射性物質をフィルターで吸着させた上で容器内の圧力を逃す「フィルター付きベント」としている。しかし、もともと原子炉立地指針では、敷地境界線量一〇〇ミリシーベルト（原子力規制委員会ができるまでの実効基準値。指示文書は二五〇ミリシーベルト）と書いていた。これは、班目春樹元原子力安全委員会委員長が国会で答弁したことであり、田中俊一前原子力規制委員長も国会で答弁し、記者会見でも明らかにした事である。新規基準のことを「世界最高水準の厳しい規制基準」と自讃しているが、この「敷地境界一〇〇ミリシーベルト」以下に抑えるという原子炉立地指針の基準値を消し去り、福島第一原発と同様の事故が発生した時は、セシウムその他の放射性汚染物質を大気中に放出することを当然のこととしている。この基準はIRCPも示している元の立地審査指針の基準に戻して、放射性物質の屋外排出を抑制するべきである。</p>
1103E 108	<p>「科学的・技術的意見」以前の問題として、東電は福島原発事故の後処理ができていません。原発安全に関して市民にきちんと説明する姿勢も欠けています。これらを鑑みると、柏崎刈羽原発の再稼働など論外です。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 109	<p>東電の資格該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。過去の事故にまともに対応できない組織が新たに原発を運営することは科学的にも論理的にも不可能です。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績はまったく示されていません。精神論で原発の運営はできません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。技術的な点においてだけでなく、倫理的な点においても、東電に運営資格はありません。免震棟不備該当箇所：p.461～・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓でした。まったく生かされていない、旧日本軍が膨大な餓死者をだしたと同様の、亡国の政策です。津波対応該当箇所：p.48～科学的根拠にもとづく津波対応ができていません。この状況で東電に許可をだすのは、科学的にも論理的にも極めて不適切です。</p>
1103E 110	<p>科学的 技術的意見の募集とあるが申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果によると 当該回答文書は、東京電力の取締役会で決議されたものであり、東京電力全体の経営の判断を示したものであること 当該回答文書及び当日の議論で約束した内容は、組織として引き継がれるものであり、東京電力の将来を拘束するものであること 当該回答文書は、設置変更許可申請書と同レベルの文書として扱われるものであること・当該回答文書及び当日の議論での約束は、原子力規制委員会に対するだけでなく、国民に対する約束でもあること 経済性よりも安全性を優先すること 特に、体制については、「炉規制法に基づく審査要件に影響するような責任の所在変更は行わない」こと これらの方針は、現在の社長のみならず、将来の東京電力をも拘束するものであること など単なる東電側の主観的な決意などを記したものである このような極めて不確実な内容を科学的技術的な評価として扱うこと自体 不適切である 当然 許可申請書を認めるべきではない</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 111	<p>○意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者説いての適格性についての確認結果（案）』1～4ページ）・意見：申請者に柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はありません。・理由：規制委員会は東電の適格性を判断するために7項目の「基本的考え方」を示し、東電はこれに対して文書を回答で寄せました。7項目は例えば、福島第一原発の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すこと（1）、経済性より安全性追求を優先することや安全性の向上（3,5,7）などですが、これに対する東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず、実績などの具体性はありません。福島第一原発の実情を見れば、最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸（サブドレン）水位計の設計にミスがあり約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあったことが明らかになったばかりです。他にも1,200トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れたただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになりました。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いています。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできません。にもかかわらず、規制委員会は東京電力について「運転を的確に遂行するに足りる技術的能力がないとする理由はない」と結論づけています。このような結論は実態に全く即していないと考えます。○意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者説いての適格性についての確認結果（案）』1～4ページおよび『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』1ページ）・意見：東京電力に柏崎刈羽原発を運転する経理的基礎はありません。・理由：東京電力は、自らが全責任を負うべき事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と公的資金の注入を要求しました。国が、廃炉・賠償費用に橋本資金などを注入できる仕組みを作った結果、東京電力はかるうじて破たんを免れている状況です。この意味でも東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はないと考えます。審査には経理的基礎の確認も含まれていません。経理的基礎はないと判断すべきです。○意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』20～21ページ）・意見：地震の規模が過小評価されています。・理由：元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を發し、原子力規制委員会・庁2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表しました。その結果、その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は1.8倍になることがわかりました。柏崎刈羽原発6・7号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。また、熊本地震では、震度7の地震が2回も起こりました。このような地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。（2/2）</p>
1103E 112	東京電力には施設を管理する能力も責任意識もないことがハッキリした。原発を再稼働するにせよ運営主体の変更がなされるのが筋ではないか。東北電力などに委託または移譲されるべきと考える。
1103E 113	福島原発事故の原因も解明されておらず東京電力は被害者に対して誠意を持って補償しているとは言いがたいです。他にももっといろいろありますがそれだけでも東京電力が原発を稼働させる資格はないです。
1103E 114	柏崎刈羽6.7号機原発再稼働絶対反対。福島第一原発事故を起こし、デブリ回収もできない東電に原発事業を行う資格なし。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 115	<p>以下の理由により、柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の再稼働に断固反対する。1、福島第一原発の廃炉をやり抜く決意表明があるだけで、工程と実績が見通せない事業者に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。2、福島第一原発の廃炉に多額がかかる中で、柏崎刈羽原発に対する事業者責任を全うできる見込みがないので、運転を再開することはできない。3、緊急時対策室に予定していた免震重要棟は基準地震動に耐えられない。基準津波の防御が期待できず、1-4 号機は水没することが前提なら運転すべきではない。4、福島第一原発事故を見ればわかるように、高濃度汚染水が流出して止まらないが、柏崎刈羽原発は設計の段階で高濃度汚染水の発生と漏えいが全く想定されておらず、審査対象からも外されている欠陥のある規制基準なので、これでは再稼働できない。5、原発事業は、経済性より安全性を優先すべきである。6、新規制基準の順守は最低限の要求でしかなく、東電は更なる安全性向上に取り組まなくてはならない。7、原子力防災計画が適切で実効性のあるかどうかを確認する法的な手続きがない。避難経路など実効性のある避難計画はなく。冬場は雪により避難は不可能である。8、避難計画は新潟県が独自で検証を行っており、その結果を待つべきである。以上</p>
1103E 116	<p>地震、津波を考慮に入れずに福島第一原発の巨大な事故を起こした東京電力に原子力発電を再開させることは、異常事態であり、決して許されることではない。未来に渡り、日本のどこでも安全に暮らしていける環境を整え、残していくことが次代への現在を生きる私たちの責務と考える。全原子炉を廃炉として、安全な電力を供給していく方向へ向かうべきである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 117	<p>1．福島原発事故を起こし適切な事後対応をしない東電に、柏崎刈羽原発の運転をする資格はない。廃炉のメドは立たず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いている。9月に、福島第一原発の地下水のサブドレンの水位計の設定にミスがあり、半年間にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出る状態であったことが明らかになった。避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康被害も出ている。経済性よりも安全性を優先するというが、根拠・判断基準がなにもない。事故の費用負担について東電は、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。東電に「経理的基礎」もない。保安規定により履行を確保するというが、決意表明だけで明確な判断基準がない。2．実効性のある避難計画がない。原子力防災計画が適切で実効性があるかどうかを確認する法的な手続きがなく、冬場は雪により避難は不可能である。避難計画は新潟県が独自で検証を行っており、その結果を待つべきである。地元の検証なくしての再稼働は認められない。3．高濃度汚染水の放出防止・拡散防止策対策がない福島第一原発事故における高濃度の汚染水の発生は、原子炉の冷却水が溶融燃料に触れ、それが格納容器下部の破損口から流出したことが原因である。高濃度汚染水の一部が環境中に漏れ出た。また、建屋に入り込んだ地下水が混ざることにより、大量の汚染水が生じている。汚染水の発生を抑えるには、建屋内への地下水の流入を減らさなければならない。そのために汲上げ井戸によって地下水の水位を下げるが、あまり下げすぎると、建屋内の高濃度汚染水が逆に外に出てしまう。その事態は絶対に避けなければならない。高濃度汚染水の発生と漏えいを想定した対策をすべきであるが、いまだに審査から除外されたままであるのは認められない。東電は、原子炉建屋への放水のために放水砲を新たに整備する、原子炉建屋への放水に伴う海洋への放射性物質の拡散の抑制のために、放射性物質吸着剤、シルトフェンスを整備する、としているが、放水砲の水の拡散防止対策であり、溶融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできない。4．燃料プールの水が失われる恐れがある。基準津波に対し、1～4号機のある荒浜側は液状化解析の結果、津波の防護が期待できず、1～4号機と周辺施設が水没することが前提となっている。1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべきである。5．耐震・耐津波基準を満たす免震重要棟がない東電は当初、免震重要棟を設け、その中に免震重要棟内緊急時対策所を設置することとしていた。その後基準地震動による地震力に対して耐震性が確保できないため、耐震性が確保されている3号炉原子炉建屋内緊急時対策所を新たに設置することとした。その後、敷地の液状化に伴い、遡上波が到達する可能性があることから、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に変更することとした。緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことであり、そのためにも、免震機能が必須であるとみるべきである。基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要棟がない以上、許可すべきではない。6．耐震性評価に関してくり返しの揺れを想定していない熊本地震では短時間の間に強い揺れがくり返し発生した。原発の耐震設計では、一回の基準地震動に耐えればよいことになっている。配管の金属疲労はくり返しの荷重により発生することによってその影響が蓄積していくが、基準地震動に匹敵する揺れが2度発生する場合や強い余震の影響は全く考慮されていない。7．敷地直下の地盤は活断層である可能性がある。地元の専門家グループの柏崎刈羽原発活断層研究会が、敷地直下の断層の評価について、東電社員を含む論文のミスを指摘した上で、東電が古安田層と称する地層の火山灰層（刈羽テフラ）の年代について、約20万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘している。この指摘について検討すべきである。</p>
1103E 118	<p>東京電力に原子力発電所の運転資格はありません。原子力規制委員会は、確認書案の前提となる7月10日付「基本的考え方」において、東京電力に、「福島第一原子力発電所の廃炉を...やり遂げる覚悟と実績」を要求しました。これに対し、東京電力は、確認書案の判断の根拠となる廃炉に関する「実績」を何も示すことなく、決意表明だけでした。9月28日にも地下水のくみ上げ井戸の水位計に設定ミスがあり、半年間にわたり、高濃度汚染水が漏れ出す危険な状態にあったことが明らかになったばかりです。このような事態をたびたび犯し続けてきた東京電力の決意表明はから文句に過ぎず、東京電力には、柏崎刈羽原発の運転資格がないことは明らかです。緊急時避難対策所は、3.11福島原発事故の教訓からも、免震構造にすべきです。東京電力は、当初、免振重要棟に緊急時避難対策所を設置することとしていました。当初の計画に戻さず、5号炉原子炉建屋内への変更は許されません。緊急時避難対策所は、その機能からいっても免振機能が必須です。現状での再稼働は、許されません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 119	<p>あれほどの過酷事故を起こした東京電力に原発事業者としての資格はあるのか、この一点に尽きると思います。そもそもそんな企業を審査対象とすること自体、おかしいのではないのでしょうか。新規規制基準に、新たな審査除外対象項目を加えるべきです。電力自由化となった今、そんな企業が自然淘汰されていくのは当然のこと。ここで東電に「合格」を与えると、この国が歯止めのない社会になっていくような気がしてなりません。</p>
1103E 120	<p>・事故に対する東京電力の責任が極めて大きなものであることは言うまでもないが、技術的能力において特に東京電力だけが劣るところがあったと判断するのは適切ではない。福島第一原子力発電所事故は、東京電力の技術的能力が欠けていたがゆえに起きたと捉えるべきではなく、あくまで原子力に関わる全ての組織、人間にとっての厳しい反省材料と捉えるべきである。・福島第一原子力発電所の廃炉作業においては、多くの事故やトラブルがあったが、懸命な努力によって深刻な事故やリスク要因が克服されてきた。東京電力は極めて過酷な労働環境の中での困難な廃炉作業であることを認識し、強い責任感と使命感、また創意工夫に基づいて作業に取り組んでいる。その結果、サイト内の状況が大きく改善されてきていることは、評価できる。特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会においても東京電力が廃炉の廃棄物等について基本的な技術力を有していることが見て取れた。・新規規制基準適合性審査においては、規制に従っておけばよいという安易な姿勢は払拭されてきており、事故の教訓を踏まえて、自らの判断で安全性を向上させるための具体的な提案も打ち出している。（柏崎刈羽原発申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)3頁）以上の評価に基づいても、再稼働は控えるべきと考えます。原子力に関わる全ての組織、人間にとっての厳しい反省材料と捉えるべきであるのなら、再稼働は危険を拭いきれません。放射性廃棄物の処理の課題も未解決で、プルトニウム蓄積への国際批判も生じています。私は、茨城県民として1998年8月科学技術庁主催原子力政策円卓会議第3回に参加し、原子力体制への疑問を述べました。核燃料再処理施設の火災事故の後で、県の資料を紹介して発言しました。その後、9月30日にJCO臨界事故が起きました。2000年、放射性廃棄物シンポジウムが水戸で開かれ、パネリストとして参加して原発重視を考え直すシナリオの検討を求めました。2011年に福島原発事故を体験した私たちは、脱原発へと踏み出す時を迎えています。脱原発へと向かう英断を期待するところです。原発を抱える各県の多くの住民の願いです。</p>
1103E 121	<p>意見提出箇所（申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)1~4ページおよび『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)1ページ』・意見：東京電力に柏崎刈羽原発を運転する経理的基礎はありません。・理由：東京電力は、自らが全責任を負うべき事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と公的資金の注入を要求しました。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東京電力はかろうじて破たんを免れている状況です。この意味でも東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はないと考えます。審査には経理的基礎の確認も含まれています。経理的基礎はないと判断すべきです。意見提出箇所（東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)20~21ページ)・意見：地震の規模が過小評価されています。・理由：元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を發し、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表しました。その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は1.8倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発6・7号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。また、熊本地震では、震度7の地震が2回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 122	<p>201711030000456742 の訂正、差し替え中央制御室等が機能喪失する場合も想定し、代替可能なスペースも状況に応じて活用するとあるが、大型航空機の中央制御室への衝突には免震重要棟や事務棟なども活用可能だろう。中距離弾道ミサイル着弾によるテロには、これらはガラス窓を有しており、マッハ15くらいで着弾する弾頭に付随するソニックブーム・衝撃波でガラスが粉碎され、ガラス破片が壁に刺さるなど一面に散乱するだろう。どの施設、スペースが活用可能なのだろうか。規制委員会は事業者・東京電力が「大規模損壊発生時の特徴を踏まえた体制を整備する方針としていることから、適切なものと判断」しているが、これでは店で餅を注文して、まだ搗いていませんのでと餅を描いた絵を出されて買って帰るようなものである。中距離弾道ミサイル着弾によるテロに被災した時に、中央制御室及び緊急時対策所とに代わって、運転員及び緊急時対策要員が活動を行うに当たっての拠点となる代替可能なスペースは、何処か。事業者・東京電力は大規模損壊発生時の特徴を踏まえた体制を作っているだろうから、これを規制委員会は審議・審査すべきである。中央制御室での監視及び操作が行えないは、「外からの目視による確認又は可搬型計測器により、優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度大規模損壊に対する緩和措置を行う。」とあるが、事業者・東京電力にその技術的能力や運用能力があるか、はなはだ疑問である。3.11 東京電力福島第一原発での、3号機、2号機の格納容器ベントへの経過を見ると、事業者・東京電力の能力「外からの目視による確認又は可搬型計測器により、内部の状況確認を順次行い、必要の都度大規模損壊に対する緩和措置を行う。」技術的能力や運用能力があるとは思えないからである。3号機、2号機は3.11には14時46分の大地震で、スクラムした。約1時間後に遡上高14-15mの津波に襲われた。その結果、海水への崩壊熱の排熱が途絶した。炉心の出す崩壊熱は、まず炉心を包む冷却水へ、冷却水の沸騰水蒸気へ、水蒸気は格納容器圧力抑制プール水へと順次排熱・伝熱される。圧力抑制プール水を海水へ熱交換器で伝熱し、温まった海水を海へ出すことで排熱は終わる。津波に襲われた結果、海水系が損傷し排熱途絶し、崩壊熱が格納容器内に蓄熱される事態になった。3号機はベント（排気）操作を実施し3月13日09時08分に格納容器ベントし排気により排熱操作に成功、2号機はベント操作を試みるが成功せず15日07時頃から格納容器損傷口から漏出排気が始まり漏洩気で排熱。炉心が冷却水に包まれていれば、冷却水水位がTAF（有効燃料頂部）より上にあれば、冷却水沸騰水蒸気で排熱・伝熱される。原子炉への冷却水の注水停止などでTAFより水位が下になれば、崩壊熱は十分に炉心から排熱されず、炉心・核燃料に蓄熱する。蓄熱が進み高温化すると炉心・核燃料が損傷・溶融し放射能・放射性物質が出る。それで東京電力は、「事故時運転操作手順書（兆候ベース）」で水位がTAF以下でTAF以上に回復しない場合は、格納容器内ガンマ線線量率を監視するとしている（ES/I-6）。放射能が出すガンマ線の線量率で損傷・溶融が始まったか、どの程度かを監視する手順である。原子炉や格納容器内の様子（雰囲気）温度計とガス放射線・線量率モニタと水素・酸素濃度計で計測・監視する機器のシステムはCAMS・カムス（Containment Atmosphere Monitoring System）格納容器内雰囲気モニタリング系である。この計測システムはSBO全交流電源喪失になっても、非常用蓄電池から給電され機能維持される。しかし、蓄電池温存のためにSBOから約1時間後まに「停止または切り離す」手順になっている。またカムスCAMSは、電源回復しても約1時間通電しなければ信頼できる計測値を示せない作りになっている。立ち上がらない。必要になったから、電源スイッチを入れれば直ぐに使えるラジオやTVのような計器ではない。だから、すぐにも計測値が入用な時に備えて「外からの目視による確認又は可搬型計測器により、内部の状況確認」をする手順を整備しておく必要がある。（他の計測値、たとえば表4-4.15-1にあるパラメータ・計測値も、同様に外からの目視による確認又は可搬型計測器により確認できるよう準備をしておく必要があった。）続く</p>
1103E 123	<p>東京電力が建設した原子力発電所は17基です。そのうち地震津波の被害を受けたものは17基です。つまりすべての号機が地震津波の被害を受けています。これは異常な事態です。立地の審査からやり直すべきです。また、メルトダウンが3基、爆発したもの3基です。これも世界史に残る無残さです。そして、被害の補償でも係争を抱えており、原子力発電所を運転する事業者として不適切であるとしか言いようがありません。行政処分も刑事罰もないまま東京電力が原子力発電所を稼働するようでは、我が国の原子力規制は「甘い」と言われても仕方ないでしょう。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 124	<p>審査対象の原子炉について意見を申し述べます。東京電力柏崎刈羽原子力発電所の6号及び7号原子炉は、大事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所と同じ沸騰水型原子炉（その改良型）です。沸騰水型原子炉等の軽水炉は炉心の大きさに対する発熱量が高く、運転停止直後に冷却できなくなると直ちに炉心溶融に至り、さらに炉心溶融するような高温での注水は水素ガスを発生させ、爆発等の事故が起きやすく、事故対応が被害を拡大させる危険性が指摘されています。また、沸騰水型では、原子炉を覆う格納容器が、加圧水型と比べ1/5以下と極めて小さく、炉心溶融するとたちまち格納容器内は高温高压となり、格納容器の破壊が懸念されます。さらに、沸騰水型では、福島第一原発事故での経験のとおり、事故時に水位計が信頼できなくなる問題も抱えています。このように、沸騰水型である柏崎刈羽6号及び7号原子炉は明らかな欠陥商品としか考えられせん。このような欠陥原子炉の運転を許すのはあまりにも無謀では無いかと考えます。上記の理由により、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号原子炉の運転を認可することは容認できません。</p>
1103E 125	<p>防潮堤の液状化の問題・液状化により1～4号機側は水没が前提。・基準津波に対し、1～4号機のある荒浜側は、津波の防護が期待できず、1～4号機と周辺施設が水没することが前提となっている。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべきである。</p>
1103E 126	<p>耐震・耐津波基準を満たす免震重要棟がない・免震重要棟は、中越沖地震の際に、予定していた指揮所の扉が開かず、物が散乱して使い物にならなかったことから、新潟県の要請を受けて、東電が柏崎刈羽原発3号機近くと福島第一原発に設置したものである。・その後、福島第一原発事故が発生したが、国会に呼ばれた当時の東電清水社長は、福島第一原発に免震重要棟がなかったと考えると「ぞっとする」と答弁している。地震による事故時の指揮所が免震構造でなければならないことは、福島第一原発事故の大きな教訓であり、そのことを他ならぬ東電自身が体験したはずである。・基準規則61条は、指揮所となる緊急時対策所について「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと」を要求している。緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことであり、そのためにも、免震機能が必須であるとみるべきである。・基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要棟がない以上、許可すべきではない。</p>
1103E 127	<p>東電に原子力発電所を運転する資格はあるのか・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、実績が示されていない。決意表明だけを確認しても意味がない。・福島第一原発の実態を見なければならない。直近の9月28日に、地下水のくみ上げ井戸（サブドレン）の水位計の設定にミスがあり、半年間にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出てもおかしくない状態であったことが明らかになった。・廃炉のメドは立たず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いている。避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康被害も出ている。東電の決意表明は空文句、精神論にすぎない。東電に原発運転の資格はない。・経済性よりも安全性を優先するというが、根拠・判断基準がなにもない。・事故の費用負担について東電は、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。東電に「経理的基礎」もない。・保安規定により履行を確保するというが、どうなれば違反となるのか。決意表明の羅列であり、明確な判断基準がない。</p>
1103E 128	<p>緊急時対策所の免震性の問題東電は、重大事故時に指揮所となる緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを持ちながらこれを隠し、虚偽の説明をしていた。しかも、柏崎刈羽原発の免震重要棟は3号機付近にあるのだが、審査の過程で1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになった。津波が襲来した際に、1～4号機と免震重要棟を含む周辺施設が水没のおそれがある。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1103E 129	高濃度汚染水の放出防止・拡散防止策がない・基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としている。・東電の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすというだけで、格納容器下部の破損による原子炉冷却水の流出と、それが汚染水という形で、施設外への放射性物質の異常な水準の放出をもたらす事態について対策はなく、適合性審査で検討もされていない。・東電が海洋への放射能拡散防止対策として設置する設備に挙げているのはシルトフェンスだが、これは放水砲の水の拡散防止対策であり、熔融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできない。・福島第一原発では、汚染水がいまでも発生し続けているが、規制委は、再稼働のための審査よりも汚染水対策を優先すべきである。
1103E 130	高濃度汚染水対策がない・福島第一原発事故における高濃度の汚染水の発生は、原子炉の冷却水が熔融燃料に触れ、それが格納容器下部の破損口から流出したことが原因である。高濃度汚染水の一部が環境中に漏れ出た。また、建屋に入り込んだ地下水が混ざることにより、大量の汚染水が生じている。汚染水対策はジレンマを抱えている。汚染水の発生を抑えるには、建屋内への地下水の流入を減らさなければなりません。そのために、くみ上げ井戸によって地下水の水位を下げるのだが、あまり下げすぎると、建屋内の高濃度汚染水が逆に外に出てしまう。その事態は絶対に避けなければならない。設計の段階で高濃度汚染水の発生と漏えいが全く想定されていなかったことに根本的な問題があるが、柏崎刈羽原発を含めて、いまだに審査から除外されたままである。
1103E 131	火山影響評価に関して・火山灰濃度基準の強化が反映されていない・規制委は現在、火山灰（降下火砕物）の影響評価に用いる火山灰濃度について、従来 of 100 倍規模に引き上げ、非常用ディーゼル発電機については、2 系統の機能維持を要求する規則改定案を提示しているが、柏崎刈羽原発の審査には反映されていない。新しい基準による審査もせずに許可すべきではない。
1103E 132	敷地直下の活断層・地元の専門家グループ（柏崎刈羽原発活断層研究会）は、敷地直下の断層の評価について、東電社員を含む論文のミスを指摘した上で、東電が古安田層と称する地層の火山灰層（刈羽テフラ）の年代について、約 20 万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘している。この指摘について検討すべきである。
1103E 133	耐震性評価に関して・くり返しの揺れを想定していない・熊本地震では短時間の間に強い揺れがくり返し発生した。原発の耐震設計では、一回の基準地震動に耐えればよいことになっている。・中越沖地震でも柏崎刈羽原発において、東電の評価で本震の 3 割程度の余震が観測された。・配管の金属疲労はくり返しの荷重により発生することによってその影響が蓄積していくが、基準地震動に匹敵する揺れが 2 度発生する場合や強い余震の影響は全く考慮されていない。
1103E 134	東電に技術的能力はあるのか。・東電には、事故の拡大を防ぐための「技術的能力」がなかったため、東日本壊滅直前という最悪な状況にまで追い詰められた。これを回避するための具体的対策は全くなく、高線量下と原子炉爆発の危機的状況で作業員は撤退せざるを得なかった。免振重要棟があったので情報収集、指揮、作業は可能であった。しかし、その免振重要棟からの撤退であった。柏崎の場合、免振重要棟はないという。福島の教訓を生かす「技術的能力」は、東電にはないということになる。
1103E 135	原子力防災計画の欠如・重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥である。・要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、実効性ある避難計画は立てられていない。特に冬場は雪により、避難は不可能である。現状の避難計画は住民の被ばくを前提としている。・避難計画については、新潟県が独自で検証を行うとしており、その結果を待つべきである。
1103E 136	東電に技術的能力はあるのか。・重大事故を発生させた東電には「技術的能力」はない。原子炉等規制法及び電気事業法の欠格要件に該当し原子力事業者資格はない。事故処理責任があるため事業継続は認められるが、原発の発電資格はなく再稼働は認められない。
1103E 137	原発は人類が安全に扱えるものではありません。それは過去何度も証明されてきましたが、311 の事故で思い知ったはずですが、そして、原発がなくとも電力不足になることはありませんでした。原発はもはやリスクのみが大きく、合理的な選択肢となり得ません。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 138	<p>東電に技術的能力はあるのか。・最悪状況を回避できたのは、有効な具体的対策によってではなく、あくまでも偶然の積み重ねによるものであった。事故原因、事故経過は解明されておらず、再び同様の事故に遭遇した時の事故対応、事故処理、事故時の体制、事故対処設備、事故対応装備など事故時の「技術的能力」はない。</p>
1103E 139	<p>東電に技術的能力はあるのか。・防災上、支援に来ていた消防、自衛隊なども撤退せざる得なかった。これは法令問題のほか、高線量下の放射能、放射線量等を防護すべき機材、装備等の機能が不十分であり、実働するための「技術的能力」は無かった。防災の原則は、現場作業者が安全に作業できることです。現在、高線量下でも作業できる機器、装備はあるのか。福島現場作業を見れば明らかです。・残った作業員は「死を覚悟」した。誰もいなくなれば東日本壊滅、残れば死を覚悟しなければならない。この状況での判断を個人に委ねるのではなく、「死を覚悟」しなければならない原子力事業は基本的にやめるべき、高線量下での作業における法令整備、マニュアル化しておかなければならない。「適格性審査」で規制委員会は、廃炉等の「覚悟」を小早川社長に質しているが、そんな軽い覚悟ではなく「死の覚悟」をしなくて済む「技術的能力」の開発まで再稼働を許可すべきではない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 140	<p>201711030000456845 の続き 3号機は、15時40分頃にSBOになったから手順上11日16時40分頃には電源停止で機能停止することになる。運転員は津波被水から免れた使える非常用蓄電池、その蓄電池からの切り離しを手順通りに約1時間後に行っている。3号機は運転員の電力長持ちの運転操作の結果13日2時44分までHPCI高圧注水系が止まるまで、炉への注水が継続していた。注水停止で水位は低下開始。水位がTAF（有効燃料頂部）以下になり水位回復が見込めない場合は、格納容器内ガンマ線線量率を監視する必要がある。13日2時44分の時点では、CAMSへの給電は止まったままである。電源回復の目途は立たない。整備してあるはずの「外からの目視による確認又は可搬型計測器により、内部の状況、格納容器内ガンマ線線量率の確認」をする手順の出番である。格納容器PCVベントを行おうとしても大切である。「事故時運転操作手順書（兆候ベース）」の4-1-8のPC/P-9にPCVベントの手順がある。そのPC/P-9.2には、「炉心が健全であることが確認できたならばベント操作を行い、圧力抑制プールの圧力を格納容器PCV最高使用圧力以下に維持する」「健全性が確認できない場合には格納容器のドライウェルド/Wスプレイ（散水）」とある。この大事な炉心の健全性の確認にはCAMSの格納容器内ガンマ線線量率から放射能濃度を、CAMSの水素・酸素濃度計でPCV内水素濃度及び炉心露出時間（無冷却時間）を用いる。事故時運転操作手順書（兆候ベース）の「原子炉停止後時間に対する最長許容炉心露出時間」の表からは、13日03時には炉心露出時間（無冷却時間）約25分、14日03時ころは約30分を超えると炉心の核燃料棒が損傷となる。3号機の原子炉内水位は4時15分頃にTAF有効燃料頂部に到達し、5時頃にはTAF-2600mmとなった。だから13日05時以降は、炉心露出時間（無冷却時間）の評価では「炉心は健全でない」ところが、東京電力はドライウェルド/Wスプレイ（散水）を止めて、PCVベント操作を13日08時40分から09時頃行っている。そして09時08分頃にベントに成功している。そしてベントを継続している。つまり、CAMSが電源無しで使えない中、ガス放射線・線量率モニタの計測する格納容器内ガンマ線線量率の計測値なしで放射能濃度、水素・酸素濃度計の計測値なしでPCV内水素濃度を、この二つの情報を把握していた。その二つ情報から「炉心は健全である」、核燃料棒の損傷や溶融は起きていないから放射能濃度は許容内、核燃料被覆のジルコニウムの酸化＝水素ガス発生も起きてなくてPCV内水素濃度は許容内とし「炉心は健全である」と判断している。炉心露出時間（無冷却時間）の評価での「炉心は健全でない」を、何らかの根拠から翻している。ところが14日11時にPCVベントの排気が漏れ入った3号機原子炉建屋が水素爆発を起こした。また4号機原子炉建屋に漏れ入った3号機ベントガスで水素爆発を起こした。つまり大量の水素ガスの発生、核燃料被覆のジルコニウムの酸化＝水素ガス発生が起きた、核燃料棒の損傷・溶融が起きていた。13日早朝の「炉心は健全である」との判断は誤っていた。その誤りを導いたであろう整備されていたであろうCAMSに代わりとなった手段「外からの目視による確認又は可搬型計測器により、内部の状況確認」の手順と誤判断に至った過程を明らかにすべきである。それらが、不十分であり誤りを導き出すものだったからこそ、3号機と4号機原子炉建屋が水素爆発した。事業者・東京電力の技術的能力には疑問を持たざるを得ないし、それで入手した情報から正しい判断を下しうる組織能力も疑問を持たざるを得ない。そして事業者・東京電力が、大規模損壊発生時、特に大型航空機の衝突や中距離弾道ミサイル着弾させるテロリズムで中央制御室が損壊し機能を失った時に整備する「発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合は、状況把握がある程度可能な場合を含め、以下の対応を考慮して手順」や「外からの目視による確認又は可搬型計測器により、優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、」える技術的能力を東京電力が有しているか点検、検討し審査すべきである。「必要の都度大規模損壊に対する緩和措置を行う。」決定と実行を担える組織的力量を東京電力が有しているか点検、検討し審査すべきである。</p>
1103E 141	<p>東電に経理的基礎はあるのか・2011年3月11日後、国の「資金援助」を求めた時点で東電は損害賠償責任を認めており、支援機構からの資本金1兆円注入と交付金2兆円を受取った時点から実質債務超過となっている。・現在、22兆円の負債を抱える東電に「経理的基礎」があるとは言えない。</p>
1103E 142	<p>東電に技術的能力はあるのか・事故処理能力はあったのか。放射能の放出、汚染水の流出を防ぐことは出来なく、6年を経過した現在も汚染の流出は続いている。汚染水の貯蔵量は増えるばかり、汚染物の貯蔵も放置したまま、汚染地域も除染されず放置のままで、東電には、放射能汚染防止、汚染処理の「技術的能力」はない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1103E 143	東電に経理的基礎はあるのか・原子力事業者は、法令によって原子力損害賠償保険に加入しなければならない。しかし、その最大保険金の 1200 億円では、今回の東電 22 兆円の損失には焼け石に水で東電は破たん企業となった。つまり保険金額が足りなかったということ、まずは保険金額を少なくとも 22 兆円にするべき、これは停止、稼働に関係なく原子力事業の事業担保として必要不可欠。保険金額 22 兆円の見直しは、原子力事業の前提条件となる。
1103E 144	東電に経理的基礎はあるのか・現在、22 兆円の負債を抱える東電に「経理的基礎」があるとは言えない。・その 22 兆円の負債のうち、4 兆円を他電力会社に負担させ、6 兆円を国が負担することになっている東電に「経理的基礎」があるとは言えない。・経理的基礎のない東電には、原子力事業者としての資格はなく「適格性」はない。
1103E 145	東電に経理的基礎はあるのか・新々総合特別事業計画では、毎年交付金返済（損害賠償分）として 2000 億円、事故炉費用として 3000 億円の 5000 億円を 20 数年間、支援機構に納付しなければならない。そんな東電に「経理的基礎」があるとは言えない。
1103E 146	東電に経理的基礎はあるのか・東電の事故に備えるべき資金が足りなかったとして、経産省は足りない分を消費者から「過去分」として負担させようとしている。これは本来、損害賠償保険で東電がリスクヘッジするべきものである。責任の転嫁だと言える。このことから東電には「経理的基礎」はないと言える。・東電以外でも、一度事故となれば「経理的基礎」は吹っ飛び破たん企業となることは明白、22 兆円の保険金額にするべき。
1103E 147	福島第一原発事故を引き起こした東京電力に、原子力発電所を運転する資格はありません。周知の通り、東京電力が長年、機器の故障や点検結果を隠蔽、改ざんし続けてきた歴史はあまりに長く、その企業体質を変えることがいかに難しいかも、原子力規制委員会の皆様はよくわかっておられると思います。事実、田中前委員長を初め多くの規制員や、また、多くの市民が、東京電力の企業資質の改善を幾度となく求めてきましたが、抜本的な企業改革を行うどころか、事故後もなんとなく隠蔽を繰り返してきました。このような東京電力の無責任さは、原子力発電所という重要かつ高度な安全管理が必要なインフラを運転する資格などありません。審査の結果、「東京電力に原子力発電所を運転する資格はない」と、運転資格を認めないとの結論を出してください。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 148	<p>（１）「審査書案」について・免震重要棟について（ P461～471）：免震重要棟は耐震性不足で設置されず、東電は５号炉建屋内に「緊急時対策所」を設置するという場当たりの対策を示し、規制委は対策所の「居住性が確保」されたことを以て対応策を認めた。しかし、そもそも基準規則 61 条では、緊急時対策所に「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しない」「基準津波の影響を受けない」要件を求めている。原子炉内に対策所を設置するなどという対策は想定されておらず、基準地震動にも基準津波にも耐える独立した免震重要棟がない以上、許可するべきではない。・耐震設計問題（P26～）：熊本地震では、観測史上初めて、同一地点で震度 7 クラスの揺れが 2 回続いて発生し、それによって耐震基準以下の揺れでも多くの建造物が損壊し、「耐震基準」に関する新たな課題が明らかになった。原発の耐震設計においても、他の建造物と同様、一発の地震動しか想定されていない。柏崎刈羽原発はすでに中越沖地震（2007 年）の潜在的なダメージを受けている可能性があり、次に襲われる地震の強さが基準以下であっても、またさらに連続した場合には一層、深刻な損壊を受ける可能性がある。この新たなリスクは新規制基準に反映されておらず、明確な見解と対策が示されるべきだ。・地盤問題（p37～39）：地元の専門家グループ（柏崎刈羽原発活断層研究会）は、敷地直下の断層の評価について、東電の調査結果を批判し、独自の調査結果から活断層である可能性を指摘している。この指摘について規制委で十分検討された形跡がないが、十分に検討すべきだ。・避難計画・防災計画審査の欠如（該当ページ無し）：「新規制基準」の重大な欠陥であるが、避難計画・原子力防災計画の実効性については審査の対象外で、これを確認する法的な手続きがなく、他の原発と同様、今回の審査でも検討されていない。従来、規制委は新規制基準にないことを理由にこれらの検討から目を背け、また、「新規制基準に適合したからと言って安全を保障するものではない」旨、逃げ口上を述べてきた。しかし今回、「確認結果案」において「人と環境を守るとの使命」を明言し、「基準」に沿った技術的審査を超える役割を有することを自ら認めていることを踏まえれば、他の先進諸国と同様、避難計画の実効可能性などを検討しなければ自己矛盾だ。規制委は、従来および今回の審査の不備を認めた上で、この問題に真摯に向き合うべきだ。（２）「確認結果案」について案の冒頭（p1）では、東電の適格性を審査した理由を「人と環境を守るとの使命に照らし」としている。「人」や「環境」を守る、という観点は原子力規制委員会設置法の趣旨にも書かれており、本来、規制委はこれまでの他の原発審査にあたって、この原則に基づく審査や評価がなされるべきだったはずだ。しかしながら、規制委のこれまでの審査は、単に「基準」に基づく技術的なものとどまっておらず、まずそれを反省すべきだ。その上で、今回の確認結果案も、「人と環境を守るとの使命」との観点からはあまりにお粗末だと言わなければならない。以下具体的に述べる。・「確認結果案」の P1～4 では「福島第一原子力発電所の廃炉を進めるに当たり『主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟』であることが明確になった」（P1～2）「経済性よりも安全性を優先することが明確になった」（P2）「東京電力については...原子炉を設置し、その運転を的確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はないと判断した」（P4）等述べている。しかし、これらの点について、どのような判断基準の下でどのような科学的検証を行なったのか、具体的に明らかにしていない。決意表明を「確認」するだけでは何の検証にもならず、国民への説明責任を欠く。・規制委が「人と環境を守るとの使命」（p1）で言うところの「人」については、抽象的な概念ではなく、ひとりひとりの生身の人生や生活そのものに向き合わなければならない。東電の「適格性」を検証するにあたっては、原発事故によってさまざまな深刻な影響を受け、望まない選択や暮らしを余儀なくされた被害者・避難者およびその家族・地域、また、避難者支援や環境汚染に対応する組織や自治体関係者が、東電の対応をどのように受け止めているか、どのような課題があるのかも含めて検証しなければならない。そうした真摯な取り組み無しに、東電の聞き取りや「覚悟」だけで判断することは絶対に許されない。（３）その他・新潟県がパブコメにおいて求めているように、新潟県による独自の検証作業に全面的に協力するべきだ。それは規制委が「確認結果案」で示した「人と環境を守るとの使命」を全うするために当然の対応だ。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 149	<p>科学的技術的意見なるものに勝手に限定し避難計画や極良識的な社会的経済的反対意見を切り捨てて来られた再稼働推進貴委員会があることか東電に「1F 廃炉をやり抜く決意」を求め 単なる空疎な空念仏にお墨付きを与えた。この空疎な決意表明のどこに科学的技術的な担保があるのか。廃炉の実績もこれからで費用面でも他の事業者や国費や消費者丸抱えの東電のどこに 1F 事故の後始末ができるのかましてや地震に被災した柏崎刈羽原発の再稼働に適格性があるのか貴委員会の恥ずべき決定に言葉もなくそのみっともなさを世界に晒していることに恥じ入る。新潟の地元で是非ヒアリングを行なって下さい。地元の皆さんに十分な納得が得られる自信がありますか？審査書案を撤回され仕切り直しをされることを望みます。</p>
1103E 150	<p>該当箇所：p.37～・敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべき（解説） 地元の専門家グループ（柏崎刈羽原発活断層研究会）は、敷地直下の断層の評価について、東電社員を含む論文のミスを指摘した上で、東電が古安田層と称する地層の火山灰層（刈羽テフラ）の年代について、約 20 万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘しています</p>
1103E 151	<p>該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。</p>
1103E 153	<p>東電に運転の資格はありません。審査自体が不当です。該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4 東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況。そこへ柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はあり得ません。福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。国費が湯水のように浪費されている状況を規制庁は思慮していただきたいと思います。もっと・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。既にデブリ搬出は絶望的との見方さえ喧伝されています。これは、一度メルトスルー事故が起きれば手の施しようが無い事を意味しています。それでどうして別の原発を動かす合理性が担保できるのでしょうか。垂れ流し続ける放射性物質は国際社会への迷惑でもあります。このような企業に無思慮性急に災禍道容認のお墨付きを与えることは日本政府全体の責任として被りきれものではありません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。世界最大級減思慮苦過酷事故を起こし、その補償もママならぬまま国有化されてなお、この有様ですから、全く信頼に値しません。加えてこれまでに沢山の廃炉作業従事者が亡くなっていますが、これらの賠償責任労働環境整備責任を東京電力どころか原子力規制庁自身が積極的に改善を図ろうとした実績も無くただひたすらに国任せ国も東電任せの譲り合いの状況でどうして原子力防災が調べられるのか疑問です。そもそも原子力規制庁は原子力技術者よりも防災の専門家をもっと多用する体制にしてください。今のままでは必ず新たな過酷事故を放置する事になるでしょう</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 154	<p>この資料では重要な項目に触れていませんから、詳しい評価自体が無意味です。1 立地が不適切である この地域に原発を建設すべきではなかった。(1)地震 新潟県の沿岸部は今までも大きな地震に繰り返し襲われている。中越沖地震では原発と付属設備が大きく壊れ、敷地内道路も使えなくなった。地震を実用的に予知することは不可能だが、危険性が高い地域であることは明らかである。<a href="http://www.jishin.go.jp/main/yosokuchizu/chubu/p15_niigata.htm">http://www.jishin.go.jp/main/yosokuchizu/chubu/p15_niigata.htm</a> 地震調査研究推進本部資料 都道府県ごとの地震活動 新潟県 中越沖地震の揺れが想定を超えており、その後の知見でも不十分な推定しかできないのが現状である。従って、このような危険性の高い場所に原発を建設したことが誤りであり、直ちに廃炉にすべきである。(2)断層 全ての活断層を発見することは不可能であり、特に海中での調査は陸上に比べても劣る。特に、この地域では古代に「燃える水」と呼ばれた石油が噴出しており、地下構造が不安定であることは詳細な調査を行うまでもなく明らかである。さらに、石油採掘のための地層資料が豊富なので他の地域に比べてはるかに条件が良いが、その資料を駆使しても中越沖地震を適切に予見できなかったということは、判らないことが多いということを謙虚に受け止めるべきである。東日本大震災の翌日に新潟長野県境で起きた大地震は、どの場所でも誘発地震が起きることを示している、活断層が見つからなければ問題ないという説明は根拠を失っている。その上、中越沖地震後に活断層の定義範囲が拡大されたり、佐渡付近の海中地形が断層である可能性を指摘されたり、熊本地震のように活断層は既知だったが連続して動くことは考えられていなかった、など、地質学の既存の学説が揺らいでいることが相次いでいる。断層の点から考えても、この場所に原発を建設したこと自体が誤りだったので、直ちに廃炉にすべきである。(3)液状化 日本海側には「渦」が多い。これは川からの土砂と海流によって砂州が発達した地形であることを示している。当然ながら液状化しやすい。中越沖地震でも液状化は起き、敷地内道路が波打つ状態となった。液状化は原発施設に被害を与えるだけではなく、周辺との人員や物資の移動を困難にし、原発事故が起きれば避難計画に大きな影響を与える。主要設備を強化しただけでは本質的な解決にはならないので、直ちに廃炉にすべきである。2 中越沖地震の後始末が終わっていない 福島事故を問題にする前に中越沖地震への対応を問題にすべきである。仮に「正しい対応」を行なっていれば全国の原発の安全確認は格段に厳重に行われたはずであり、福島での事故は起きなかったと思われる。つまり、不十分な対応を許したことが福島事故の大きな要因であり、さらにその轍を踏むことは到底許されるものではない。中越沖地震では原発施設が壊れただけではなく、損傷を免れた設備でも S1 どころか S2（共に当時の基準）を超える揺れが起きた。S1 は弾性限界、S2 は壊れたとしても大きな事故を起こさない限界である。弾性限界を超えれば元の性能を維持することができないので部材を交換しなければならないが、圧力容器を含めて交換対象は全部材に及ぶ。さらに、地中の基礎などを交換することは不可能なので、結局廃炉にするしかなかったはずである。ところが「計算したところ余裕があるから問題ない」として一部の再稼働を許したが、設計基準とは安全余裕を組み込んだものであって、基準を無視するのは基準の意味がない。例えば、車の車検でブレーキが基準以上に減っているから交換するように求められた際に「余裕があるから問題ない」という主張は認められない。まして厳しい安全性を求められる原発ではなおさらである。従って、今回の基準への対応を問題にする以前に、中越沖地震の結果として全機廃炉にすべきである。</p>
1103E 155	<p>緊急時対策所か機能しないことが明らかなのに G0 はあり得ない。再稼働の資格のないことが明白な東電。命の綱である免震重要棟が津波水没の危険で使えなくなった東電は 6、7 号機直近の 5 号機内に仮緊急時対策所設置で誤魔化す。それは基準地震動にさえ耐えられないことを知りながら隠蔽していた。隠蔽体質はより強化され反安全文化の蔓延は明らかです。そんな東電の体質を十二分に知りながら G0 を与える貴委員会のモラル崩壊をこそが世界の不安の大元になってしまっています。次の過酷事故を引き起こす自然災害やテロやミサイル攻撃 人為ミスは全原発の老朽廃炉核燃料処理までは無いのです といった科学的技術的思考とはおよそ相容れない 安全信仰 の虜になっているとしか思えません。信仰告白は宗教プロパーで十分。再稼働 G0 のお墨付きごとに信仰告白を見せられる国民の身にもなってほしいものです。新潟の地元で是非ヒアリングを行なって下さい。地元の皆さんに十分な納得が得られる自信がありますか？審査書案を撤回され仕切り直しをされることを望みます。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 156	<p>&lt; 審査書案の記載 P26 ~ &gt; 耐震設計方針 ・ 規制委員会は、申請者が...運転状態の荷重を 地震力と適切に組み合わせる方針としており、...基準地震動による地震力との組み合わせの場合は、破断延性限界のひずみに対し十分な余 裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼさない ことように適切に設定する方針としている... ことを確認した。(P34) ・ 熊本地震では短時間の間に強い揺れがくり返し発生した。原発の耐震設計では、一回の基準 地震動に耐えればよいことになっている。 ・ 中越沖地震でも柏崎刈羽原発において、東電 の評価で本震の3割程度の余震が観測された。 ・ 配管の金属疲労はくり返しの荷重により発生 することによってその影響が蓄積していくが、基準地震動に匹敵する揺れが2度発生する場 合や強い余震の影響は全く考慮されていない。</p>
1103E 157	<p>緊急時対策所が、6・7号機に近すぎ、免震性がないこれは重大な問題です。該当箇所：p.461～緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはずで。同じ会社で有りながら柏崎刈羽原発は全くそれを行かせていないように思います。緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる、こうしたことは東京電力が最も理解していなければならない事ですが、同時に原子力規制委員は一体何をみているのだ？との誹りを受けてあまりある愚行です。・緊急時対策所は5号機に予定されているとの事ですが免震性がなく、再稼働対象とされる6・7号機に近すぎ、実用に耐えない可能性が高いです。一体何時まで暗線神話を振りかざすつもりなのでしょうか？科学的な思考と施策というのなら、まずは可能な限りのリスク軽減を果たす責任が原子炉運用企業には有り、そして国は監督義務があるはずですよ、現状福島第一原発よりも脆弱な環境に柏崎刈羽の原子炉は置かれています。これでは到底安全な原子炉と認めるわけにはいきません。</p>
1103E 158	<p>東電は「原発は安価だ」と言い続けてきました。安価にするためには費用を減らす必要があります。安全対策費用と安全性は比例します。安価だと言い続けた結果が、あの事故だと思えます。今回、原子力規制委員会は東電について、「能力がないとする理由はない」という、ぎりぎりセーフと取れるような判断を下しました。しかし、規制委員会は基本的考え方の3 . で、「経済性よりも安全性追求を優先しなければならない」とも明示しています。汚染地下水対策ひとつ取っても、東電は「出し惜しみをして万全には至っていない」ようにしか見えません。そして何より、東電はいまだに「原発は安価」と言っています。根っ子の部分は何も変わっていないということです。根はいつの間にか、はびこります。悪い根がはびこって、ぎりぎりセーフが、知らないうちにアウトに転じていたとき、再び事故は起きると思えます。</p>
1103E 159	<p>地震・津波時に1～4号機が水没する恐れがあり、その対策こそが先決です該当箇所：p.48～・1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれが指摘されています。この対策工事の進行はいかがでしょうか。「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」には言及されていないように思います。元よりこの柏崎刈羽原発敷地内の断層について「同原発の敷地内に地層内に23本の断層があり、この地層に挟み込まれている火山灰「刈羽テフラ」の年代について、新潟大の立石雅昭名誉教授らの専門家グループは12万～13万年前だとする分析成果を発表。規制委の新規制基準に照らし合わせると、12万～13万年前以降にずれた断層は活断層と評価され、再稼働の是非に関する判断に影響を与えるのは避けられない。(17年5月23日産経新聞WEB版より)」との指摘があったにも関わらず、十分な検証も無いまま予定調和に結果ありきで進められた審査は、またか?所詮は安全神話か、斗落胆させられる他ありません。ほんとうに、貴庁は原子力を規制するつもりがあるのでしょうか？甚だ疑問です。原子炉の水没という事態は福島第一原発よりも更に重篤な状況を招きます。元より、放射性物質漏出しリスクの高い沸騰水型で、このような杜撰な安全規制は到底ようにできません。電気が無くなれば、原子炉は爆発。これが2011年以降の世界の新常識です。もう少し慎重な判断をお願いします。また、使用済み核燃料の問題を放置したまま目先の核疑術維持という妄想的な国策に沿ってこれ以上核ゴミを増やす事はゆるされません。特に1～4号機の燃料プールには使用済み燃料が凝縮され遺っています。この行き先は全くありません。そのプールが液状化リスクを指摘されている地面に建っている、ということは国際社会に対しても申し開きできない状況です。福島第一でも4号機で起こった教訓「プールの水が失われた場合、重大事故に至る」建屋を吹き飛ばす大爆発です。導して同じ会社がこれを軽視し、国の規制官庁がそれを後押しするのでしょうか。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 160	<p>申請者である東京電力が提出した解析値や数値算出に際して依拠した係数や計算式を鵜呑みにし、規制委員会がクロスチェック解析をまったく行うことなく、申請者の解析結果を妥当なものとして判断していることは、審査の科学的厳正さを欠いています。原子炉の安全性及び、運転の適切性についての解析結果を、原子力規制庁が自らの基準に基づいて独立にクロスチェック解析を実施する必要があります。事業者が提出した解析結果を、その前提条件から検討すること。それは原子力発電所の安全性を担保するために、原子力規制庁やその委員が果たすべき、重要な職務のほうです。職責をしっかりと果たしていただきたい。</p>
1103E 161	<p>福島第一原発の廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作ってようやく破綻を免れている状況で、再稼働する経理的基礎はないものと思います。地震についても福島の時のように想定外だったとならないような、対策をとっているのでしょうか？再稼働には不安しかありません。子ども達の未来にこれ以上危険な原発を稼働することはやめて下さい。</p>
1103E 162	<p>東電に運転の資格はない該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。・特に、放射線の人体への影響にしきい値は無いという科学的知見があるにもかかわらず、年間20ミリシーベルトまでの被曝を地域住民に強要し、避難者（自主避難者も含む）の補償を放棄したその姿勢には、「人と環境を守る」という姿勢がみじんも感じられません。政府と一体となって地域住民に被曝を強要する東電に柏崎刈羽原発6/7号機を運転することなど到底許されません。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていました。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。・地震に耐えるように建物が設計されていたとしても、中にある細管は地震で破断します。日本のように地震の多い国で、そもそも原子力発電所を動かすことは、危険極まりないことです。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 163	<p>以下、原子力規制委員会のことを規制委、東京電力のことを東電とそれぞれ称します。（審査書案 P37～）活断層の問題が審査されていません。新潟柏崎刈羽原発の敷地には、活断層があることが指摘されています。地元の専門家グループ・柏崎刈羽原発活断層研究会は、敷地直下の断層の評価について、活断層の可能性を指摘しています。東電が、古安田層と呼んでいる地層の火山灰層（刈羽テフラ）について、20 万年前の断層であると評価していることに根拠はないと指摘しています。この断層は、耐震重要施設設置位置にも分布し、大変危険です。古安田層に変位を与えていないから、活断層に当たらない（審査書案 P38）という東電の評価はおかしいです。変位を与えていなくても、活断層は存在するのですから、根拠になりません。また、東電社員を含むこの論文に関しては、ミスが指摘されており、東電の評価は信頼性に欠けています。規制委は、このように信頼性の欠ける電力会社の言い分をなぜそのまま採用するのですか？この不明で危険な断層の調査と検討をきちんと行って下さい。断層の詳しい調査がない審査書案など、全く無意味なものです。（審査書案 P461～）免震重要棟は、免震棟を止めてただの耐震棟でもいいという危険な話があります。耐震棟にしたら、原発事故時の緊急時対策所として大地震時に使えない可能性があるのも、これは大問題です。免震重要棟は、あくまで「免震棟」でないと意味がありません。免震重要棟が耐震棟ではなく、免震棟になった経緯は、新潟中越沖地震時に原発の耐震建物の扉が開かなくなり、物が散乱し、使いものにならなかったという現実の教訓から来ています。また、福島原発事故の対応時に、東電・清水社長（当時）が「福島原発の免震重要棟がなかったら、ゾッとする。現在のような対応はできなかった。」と、免震棟があったから事故対応ができたことを国会できちんと証言しています。免震棟じゃないとまともに事故対応ができないのに、なぜ耐震棟でもいいという話になっているのですか？新規制基準では、緊急時対策所は免震棟を置くことと書いてあります。おかしいです。規制する側が、福島原発事故の教訓を忘れ、新たな安全神話に浸っててはダメではないですか。規制委は、基準規則 61 条の基準どおり、免震棟じゃないとダメですという指導をなぜできないのですか。免震棟も耐震棟もかかるコストは同じということなので、免震棟するように電力会社へ指導すべきです。（審査書案 P471～）それから、免震重要棟は、耐震基準を満たしていません。報道の通り、東電は耐震性能を基準地震動に耐えられないことを知りながら、偽って報告し、実際にはその半分しかなかったことが発覚しました。これは悪質であり、これでは全くダメです。最終的に「5号炉建屋内緊急時対策所のみで居住性が確保できることを確認した」とあるが、免震機能がなければ、大地震が到来した時、新潟中越沖地震時の無残な状態を繰り返すだけです。緊急時対策所として全く使えません。基準どおり、免震機能を持った基準地震動にも耐えられる緊急時対策所するように電力会社へ厳しく指導して下さい。（審査書案 P1～4）東電の再稼働の資格が云々されていますが、東電は、あれだけの重大事故を引き起こしておきながら、原発事故の賠償責任を全く果たしていません。廃炉支援機構からの支援金、全国電力会社の負担金、そして、託送料金上乗せを画策するなど、全部他人の金、国民の金で賠償し、全く加害者としての責任を果たしていません。しかも、避難者への補償と救済は不十分です。福島原発では、廃炉の目途は立たず、今日も汚染水が止まりません。新潟の免震重要棟の件では、耐震性を偽るという悪質極まりない虚偽報告までしていました。こんな企業のどこに原発再稼働をする資格があるんですか？今でも、福島からの避難民は、故郷を奪われた生活に苦しみ続けています。悪質で無責任な企業である東電に再稼働の資格などありえません。即刻、再稼働の許可を撤回して下さい。国民は怒りで一杯です。こんな企業に再稼働の許可を出す規制委はおかしいです。（審査書案 P48～）柏崎刈羽原発は、地下水が福島第一原発よりも豊富で、建屋は地下に埋まっている部分が多くあります。原発事故が起きれば、豊富な地下水のせいで、1～4号機の原子炉が水浸しになる恐れがあります。また、荒浜側の津波は防ぎきれないことがわかっており、水没前提では燃料プールが守れません。これらの水浸しリスクについて全く検討されていません。これほど危険なことなのに、なぜ検討しないのですか？以上の各問題点を全て検討して審査をやり直して下さい。これらの重要な問題を全く省みしていない審査書案は破棄して下さい。これほど危険な今のままで再稼働などありえません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 164	<p>過酷事故時の汚染水対策のお粗末さに目をつむった GO はあり得ない 1F 事故のこれまでの困難の過半は放射能汚染水対策にある。前委員長のトリチュウム海洋放出 GO が出せないまま退任した経緯も十二分にご存知の筈。米加口を中心にした国際的な非難を覚悟せざるを得ない深刻な汚染水対策。柏崎刈羽でのお粗末は決して許されないという自覚のない審査書は 1F 事故の教訓などポーズだけと宣言しているに等しい。あり得ないほどの軽微な原子炉欠損にのみ対応した対策でお茶を濁したのみ。真剣に案じます。海流が達するロシア 米国 カナダ等の原子力関係当局者等に「世界最高水準の規制ですご安心を」と自信を持って提示出来る代物ですか？ 国内は権力に守られてごり押し出来ても直接被害が及ぶだろう外国の人々に胸を晴れますか？ 恥を世界に晒さるうことは確実です。国内限定の安全信仰は 世界に向けた国家テロに等しい。原発テロ国家日本 の汚名を甘受せねばならない国民の身にもなって下さい。審査書撤回再審査が穏当です。事故を起こした東電の再稼働案件です。是非ぜひ新潟の地元でヒアリングを行なって下さい。地元の皆さんに十分な納得が得られる自信は ありませんよね？ 審査書案を撤回され仕切り直しをされることを望みます。</p>
1103E 165	<p>規制委員会が「基本的考え方」の 7 項目を提出した時は、少しは厳格な審査が行われるのかと期待もあったが、結果は惨憺たるものであった。「やり遂げるか覚悟」「誠意と決意」「決意と自覚」「厳しく反省」等、このように空疎な言葉で、この 6 年半もの間の実績も全く示されずに、あっさりと「技術的能力がないとする理由はない。」との結論が導かれたことに、あいた口が塞がらないという驚きであった。このような空疎な言葉の羅列を将来どのように検証することができるだろうか。それとも将来の検証は考えていないのだろうか。「福島第一原子力発電所事故は、東京電力の技術的能力が欠けていたがために起きたと捉えるべきではなく、あくまでも原子力に関する全ての組織、人間にとっての厳しい反省材料と捉えるべきである。」なるほど、従って、原子力は人間によってはコントロールすることが不可能なものと判断すべきであると思料する次第である。</p>
1103E 166	<p>東京電力には原発再稼働の資格はないと思う。それは原発事故を起こした電力会社だからだ。メルトダウンまでさせた電力会社には再稼働は許されない。何万人もの住まい・生活・故郷を奪った電力会社がどうして原発を運転する資格があるのか？ 事故を起こしたから今度は安全に運転できる、というのは新たな安全神話だ。東京電力が事故を真摯に反省し悔いているのであれば、再稼働の申請などできるはずがない。それを平気で申請するというのは反省をしておらず、安全をおろそかにする危険があると言える。また東京電力は福島第 1 原子力発電所の廃炉に向けた作業を行っている。デブリ取り出しなどはもちろん廃炉に向けた作業は今までにないほど危険なものだ。全力を傾けて行うべきものなのに、柏崎刈羽原発を再稼働させればそちらに人員が割かれることになってしまう。そうすれば福島でまた事故が起こることになりかねない。東京電力は再稼働などせず、福島第 1 原子力発電所の廃炉に向けて全力を注ぐべきだ。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 167	<p>3) 意見の箇所： 添付1「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）の P1～P2の7項目に対する回答とそれらの意見交換により明らかになったこと意見： この判断の根拠とした別添2「本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」（以下、東京電力HD「回答書」という）では、「はじめに」以降、事実認識に関して国民として納得できない箇所がいくつも見られる。例えば、回答書P2「原子力の安全に対しては、社長の責任者です。」とあるが、福島第一原子力発電所の事故では、社長他当時の役員らは刑事責任を否認している。これからの原子力事業者の経営者は、重大事故を起こせば必ず刑事責任を負ってしかるべきという覚悟を示さなければ、このような言葉は無意味である。そもそも事故を起こしたことの刑事責任を免れようとしている経営者に対して、株主代表訴訟で被告経営者側に補助参加している東京電力HDが認識している事故の責任というのは、その程度の軽いものと言わざるをえない。このような言葉面だけの責任で廃炉を全うし、今後の原発の運転に責任を持つことができるのか疑問である。また、回答の1番「風評被害の払拭に向けた取組は不十分であり・・・」とあるが、風評被害以前に、実害に対しての責任を十分はたしているとは言えるのか。損害賠償額については、いくつも裁判で争われている事実がある。責任が十分果たされていないからこそ訴訟が起こされているのである。さらに、回答の4番「知見が十分でない津波に対し、想定を上まわる津波が発生する可能性は低いと判断し、津波・浸水対策の強化といったリスク低減の努力を怠った」とあるが、当時東京電力は、対策工事が必要だと認識していた上で、防潮堤の建設計画まで立てていたことが明らかになっている。「知見が十分でない」という表現は言い訳にすぎず、責任逃れをしようという意図が表れている。このような回答書でも東京電力HDに柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格があると判断した原子力規制委員会は、事業者側に寛容すぎ、規制局の責務を果たしているとは言えない。</p> <p>4) 意見の箇所： 添付1「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」の別添1「基本的考え方」の1番、2番、3番意見： 1番では「福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すこと。」とあるが、実績というのは何かあるのか。福島原発事故処理の段取りは後手後手の連続であり、失敗の実績を積み上げているのではないのか。例えば、放射能汚染水への対応も、根本的な解決策さえ見通せていない。最近も地下水のサブドレンの水位計の設定ミスで、高濃度汚染水が拡散しかねない状況にであったことが初めてわかったというお粗末さである。また、廃炉費用に関する見積もりもズサンというほかない。当初の2兆円から4倍の8兆円になったが、この金額が再び膨張することがないのか疑わしい。3番の「経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない」のは当然であり、事故を起こす前からすべての電力会社が「安全性を最優先に」と言ってきた。にもかかわらず各地の原発で様々な事故やトラブルを起こしてきたのである。とりわけ東京電力について言えば、福島第一原発の津波対策については、設計を超える津波が到来する可能性を認識し、防潮堤の建設計画を具体的にたてていたにもかかわらず、中越沖地震で被災した柏崎刈羽原発の修復費用で経営が逼迫し、計画を取りやめた結果、2011年3月の大事故を招いたと言ってもいい。当時の東京電力も「安全確保を大前提に」「安全性を最優先に」と言ってきたはずだ。言葉面の確認に何か意味があるとは思えない。</p>
1103E 168	<p>東電に再稼働の資格はありません。緊急対策所が、6,7号機に近すぎ、免震性がありません。津波が来ると1-4号機が水没する恐れがあります。敷地直下にある活断層についても検討する必要があります。さらに、根本的な問題として、原子力発電は既に経済合理性がなく、世界のエネルギー政策の潮流から外れており、日本だけがこだわることは将来に深い禍根を残すことになると思います。以上の理由から、再稼働許可には大反対です。</p>
1103E 169	<p>適格性についての確認結果案 P1～4 規制委員会は、「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、東電の実績は何をもって評価したのか理解できない。福島原発事故の放射能汚染水はたまり続け、発生を止めることもできない。放射能汚染水の垂れ流しは続いている。この点だけからも廃炉の目途は立っていない。福島原発事故を引き起こした東電は、事故の後始末もできない状態なのだから、原発の運転の資格があるとは、とても判断できない。それでも、規制委員会が東電に適格性があると判断するなら、規制委員会自身に原子力規制をする適格性がないと言わざるを得ない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 170	<p>審査書案 P407～ 発電所外への放射能拡散を抑制するための設備及び手順等 基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としている。しかし、東京電力の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合に、それを放水砲でたたき落とすというだけである。格納容器下部の破損による原子炉冷却水の流出に対する対策はない。適合性審査で検討もされていない。今、現に福島第一原発で起こっている事態を無視するもので、このようなことは起こらないという新たな「神話」に基づくものである。放射能汚染水対策について審査をやり直すべきである。</p>
1103E 171	<p>5) 意見の箇所：別添 1「基本的考え方」の 2 番「福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない。」意見：東京電力 HD の回答書「・・・今後要する資金の手当てについては、当社において策定し、主務大臣の認定を受けた新々総合特別事業計画でお示した計画に基づき、着実に実行してまいります。また、今後、追加で安全対策が必要となる場合は、社長である私の責任で資金を確保いたします。」とあるが、そもそもすでに東京電力の新々総合特別事業計画は、22兆円の負債を前提とし、自力で事業者責任を全うできる見込みがないからこそ、東京電力改革 1F 問題委員会と電力システム改革貫徹のための小委員会で事故処理費用の負担のあり方が検討され、損害賠償廃炉等支援機構の助けを借りて、賠償費用 7.9 兆円のうち 4 兆円は他の電力会社、汚染土の中間貯蔵費用 1・6 兆円は国が負担するなどして、東京電力が払うべき費用を他者に肩代わりさせることになった。他電力の負担はすなわち消費者の負担である。このような状態の東京電力に柏崎刈羽原発を運転する事業者責任を果たすための経理的基礎があると認め運転を許可した原子力規制委員会は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号に違反している。。</p>
1103E 172	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。原子力規制委員会は、福島第一原発の事故を起こした東電に対し、柏崎刈羽原発を運転する資格を問い、「廃炉をやりぬく覚悟と実績を示すこと」、「経済性よりも安全性を優先すること」を東電に要求した。これに対し、東電は、根拠となる実績を示すものはなにもなく、「やりぬく覚悟です」、「経済性を優先する考えは微塵もない」などと決意表明を並べるだけであった。規制委はこれを技術的能力の項で審査の対象とし、実績について何ら問うこともなく、了承した。東電の資格を問うのであれば、福島第一原発の実情を見なければならない。最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸（サブドレン）水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出た恐れがあったことが明らかになった。他にも 1,200 トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れてただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになったばかりだ。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いている。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできない。汚染は続き、避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが事故の影響で苦しんでいる。東電は、事故を引き起こした責任をとっていない。</p>
1103E 173	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。そればかりではない。東電が全責任を負うはずの福島原発事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東電はかろうじて破たんを免れている状況だ。この意味でも東電に柏崎刈羽原発を運転する資格などない。審査には経理的基礎の確認も含まれるが、経理的基礎はないとすべきだ。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 174	<p>1) 意見の箇所：「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について（案）」別紙 1「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6 号及び 7 号原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について」の P4-P5 意見： 10 月 4 日の原子力規制委員会の配布資料 1-1 では、「別紙 1 のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、科学的・技術的意見の募集を行うとともに、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。」として「別紙 1 のとおり」と書かれていたにもかかわらず、e-Gov で資料としてリンクされた募集要項では、なぜか、別紙 1 の「添付 1 及び添付 2」に対する意見を募集するとして当該資料しか載せておらず、添付 1 及び 2 の大元の別紙 1 本文が省略されている。別紙 1 の本文中にある原子力規制委員会が審査した法第 4 3 条の 3 の第 1 号第 1 号から第 4 号にかかる部分、特に第 1 号と第 2 号の経理的基礎にかかる部分の評価結果については、なぜ意見を求めないのか。これらは法律でも審査対象になっている項目である。その一方で添付 1 にあるような法律にはない「原子炉設置者の安全文化その他の適格性を有するかも特別に審査することにし」、それに対して意見を求めるといのは理解できない。しかも、募集要項ではわざわざ「提出していただく御意見は、必ず御意見の提出箇所がわかるように、確認結果(案)又は審査書(案)のページ番号を明記(例:審査書案 13 ページ)して提出してください。」としており、規制委員会の判断に対する国民の意見提出を恣意的に制限している。以上のことから、再度、別紙 1 の審査結果全体に対しての意見募集を行う必要がある。2) 意見の箇所： 添付 1「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)P1 意見； 前文の「この審査は・・・(中略)・・・第 2 号の発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び第 3 号の発電用原子炉の運転を確実に遂行するに足る技術的能力を確認するための審査の一環として行った」とあるが、「基本的考え方」で揚げられた項目は、どれも判断基準が明確ではなく、東京電力 HD の回答も具体的な証拠も根拠も示されていない決意表明でしかない。「基本的考え方」も東京電力 HD の回答書に書かれた内容も、技術的能力の判断材料になるようなものではないのではないか。この添付 1 における「原子炉設置者としての適格性」の審査は、法第 4 3 条の 3 の 6 の第 2 号から第 4 号についての審査の一環として行った」でよいのではないか。あえて「技術的能力」にこだわった理由が不明である。規制委員会は技術的能力しか審査しないのであれば、この文書が意見募集の対象となっていること自体が不自然。実際は、経理的基礎も審査したのであろうから、わざわざ技術的能力に絞る必要はない。</p>
1103E 175	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。安全性軽視は審査内容からも明らか。東電の安全性軽視の姿勢は、柏崎刈羽原発の審査内容からも明らかだ。東電は緊急時対策所として想定していた免震重要棟が基準地震動に耐えられないことを知りながら、それを隠し、虚偽の説明をしていた。結局東電は、5 号機の建屋内に緊急時対策所を設けたが、免震構造ではない。これまで東電自身が何度も述べていたように、緊急時対策所を免震構造にすべきだというのは福島第一原発事故の大きな教訓ではなかったか。規制委はなぜこれを認めるのか。</p>
1103E 176	<p>申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)の別添 2 を読みました。「3 原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない」に対する東京電力ホールディングス株式会社の回答を読みました。事故を起こさないよう決意するのは当たり前なこと、そのためにはなぜ事故が起きたのかを精査する必要があります。事故現場の現場検証さえまだできていない状況で、十分な事故の検証ができたとはとても言えません。また、安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もない、とも回答していますが、それならなぜ、今の事故現場で孫請けひ孫請けの労働者を酷使しているのでしょうか？ 事故現場で働く労働者は全て正社員にするか、給料形態などを正社員と同じにしてください。また事故現場で働く労働者は日々被曝しています。東京電力ホールディングスは労働者の生涯にわたって健康に責任をもたなくてはなりません。労働者に対する東京電力ホールディングスの対応はとて「安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もない」とはとても感じられません。津波時に 1～4 号機が水没する恐れがあります。(該当箇所：p.48～)・1～4 号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に 1～4 号機と周辺施設が水没するおそれがあります。・1～4 号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故になります。1～4 号機の安全確保を優先すべき。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 177	<p>審査書案 P73～ 火山影響に対する設計指針 規制委員会は、火山灰（降下火砕物）の影響評価に用いる火山灰濃度について、従来の 100 倍に引き上げ、非常用ディーゼル発電機について、2 系統の維持機能を要求する規則改定案を提示している。しかし、この審査には反映されていない。新しい基準により審査をすべきである。今、許可を出すべきではない。</p>
1103E 178	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。柏崎刈羽原発を再稼働させてはならない。新潟県では、脱原発を求める県民の支援を受けた米山知事が誕生した。新潟県は「事故原因」「健康と生活」「避難」の 3 つの検証委員会を設置。検証ができないうちは再稼働の議論はできないとしている。もっともだ。本来であれば、これは規制委もしくは国会など国の機関が行うべき検証ではないか。</p>
1103E 179	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。安全性軽視は審査内容からも明らか。敷地内の断層については、これが活断層である可能性について、新潟県内の地質専門家グループが、再三指摘している。規制委はこれを無視して、一方的に東電の主張を認めているばかりで、これらの指摘に耳を傾けようとしない。福島第一原発事故で大きな問題となっている高濃度汚染水について、建屋外への放出防止策も拡散防止策もない。東電が海洋汚染防止策として設置する設備はシルトフェンスである。これだけでは対策にならないことを、東電は福島第一原発でさんざん経験したではないか。他にも多くの問題を抱えている。規制委は審査書案を撤回すべきだ。</p>
1103E 180	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。安全性軽視は審査内容からも明らか。審査の過程で柏崎刈羽原発 1～4 号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになった。9 月 27 日の規制委会合で、規制庁担当者は「津波により 1～4 号機は水浸しになる」と平然と述べている。1～4 号機の原子炉に燃料はなくてもプールには大量の使用済み燃料が保管されている。これらに影響はないのか、6・7 号機に影響がなければよいのか、本当に影響はないのか、1～4 号機の廃炉が先ではないか。6・7 号機だからという理由で許可に走るべきではない。</p>
1103E 181	<p>原発に未来はない！ 福島は終わっていない！ 東電に原発再稼働する資格なし！</p>
1103E 182	<p>東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。柏崎刈羽原発を再稼働させてはならない。新潟県民の姿勢は、最近の新潟市長の再稼働反対表明にも現れている。冬場は雪に閉ざされる地域で避難は実際上不可能に近い。一方的な風向きと降雪が山野にもたらす放射能汚染の影響が福島のそれを大きく上回することは必至だ。首都圏に電気を送るために新潟県民の安全な暮らしが奪われるいわれはない。重大事故の影響は首都圏にも及び、首都圏の人たちが考えなければならない問題だ。さらに、柏崎刈羽原発の再稼働は、福島第一原発事故を引き起こした東電の復活を意味するものであり、全国的な問題でもある。脱原発を実現するために、悲劇を繰り返さないためにも、柏崎刈羽原発の再稼働を許してはならない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 183	<p>1：「適格性確認結果案」とあるが、東京電力に適格性はない P14 ・通常、原子力事業者の適格性の審査では、「技術的能力」「経理的基礎」が問われます。しかし、今回の審査では、通常の審査とは別に、東電に対して「福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やり抜く覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格はない」「経済性より安全性を優先しなくてはならない」など7項目の「基本的な考え方」を求め、これに対し東電は回答書を提出しました。これは、単なる決意表明にしかすぎません。これまでの東京電力に評価できる実績があったのでしょうか。その具体的な実績が何であるのか規制委員会からも何ら示されてはいません。何を以て評価したのか未だに不明です。 ・そもそも東京電力は福島原発事故を起こした当事者です。東電福島第一原発事故は収束しておらず、未だに5万人の人たちが避難生活を強いられ、多くの被害者たちが苦しい状況に置かれています。その上、事故の原因、事実経過、事故の責任は明らかにされていません。 原発事故を起こした後でさえ、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを隠していました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。東京電力は、福島原発事故の教訓を軽視しているとしか思えません。 ・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。 ・ 2： 1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液状化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれがある。 P.48 ・ 東京電力は、1～4号機が面する荒浜側防潮堤の地盤は、液状化が懸念される地盤ではないと説明していた。が、液状化解析の結果、荒浜側防潮壁が損傷し、津波防護施設として機能が期待できず、津波が荒浜側防潮堤内に流入する可能性があることが示された。今回の審査書案は6～7号機に関するものですが、1～4号機には使用済み燃料があり、津波により重大事故に至るおそれもあります。まずは1～4号機の廃炉を行うべきです。 ・ 3： 耐震基準を満たす重要免震棟がない P.461 ・ 緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の事故の後で清水社長が「免震重要棟がなかったらと考えるとゾッとする」と発言していることが全てを表しています。 そもそも審査書案にあるように、重大事故時に指揮所となる緊急時対策所は、当初、3号機近くにある免震棟に予定されていた。しかし、審査の過程で1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになったため、最終的に東電は5号機の建屋内に設けることとしました。しかし、それは免震構造ではない。免震重要棟でないのなら許可すべきではない。 4： 福島原発事故の原因や事実経過は規制委員会によっても明らかにされていません。新潟県が委員会を開設し、今、現在も福島原発事故の解明を進めており、その結果が出るまでまだまだ時間がかかると思われます。その解明を待つべきだと思います。</p>
1103E 184	<p>「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について東電に適格性はない。なぜならフクシマは終わっていない。福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 185	<p>東電に運転の資格について規制委は「福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やり抜く覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格はない」と、基本的考え方（7月10日規制委資料）など7項目を要求し、これに対し東電は決意表明を並べただけの回答書を提出した。規制委はこれを審査対象とするとした上で、実績や根拠について何も確認することもなく了承した。このことについて意見を申し述べます。・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、実績が示されていない。決意表明だけを確認しても、それを実績とは言わない。・福島第一原発の実態を見ると、9月28日に、地下水のくみ上げ井戸の水位計の設定にミスがあり、半年間にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出てもおかしくない状態であったことが示されている。・廃炉のメドは立たず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能を放出し続け、避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康被害も出ている。これを、解決しないで、実績の決意を表明しても無意味である。・経済性よりも安全性を優先するというが、根拠・判断基準がない。・事故の費用負担について東電は、「このままでは債務超過に陥る」として公的資金の注入を要求した。ということは東電に「経理的基礎」もないということである。・保安規定により履行を確保するというが、決意表明の羅列であり、明確な判断基準がない。緊急時対策所の免震性と防潮堤の液化化について東電は、重大事故時に指揮所となる緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを持ちながら、虚偽の説明をしている。しかも、柏崎刈羽原発の免震重要棟は3号機付近にあるのが、審査の過程で1～4号機側の防潮堤が、液化化により使い物にならないことが明らかになった。津波が襲来した際に、1～4号機と免震重要棟を含む周辺施設が水没のおそれがある。結局東電は、免震ではない緊急時対策所を5号機の建屋内に設けることとした。以上、基準地震動にも基準津波にも耐える免震重要棟がない以上、許可すべきではない。</p>
1103E 186	<p>東電に再稼働の資格は無い。未だに隠蔽や作業ミスが頻発しており、原発の運営能力が無い。</p>
1103E 187	<p>東京電力福島第一は、地震で電源喪失が証明されました。再稼働せず、地震大国日本、原発は停止して下さい</p>
1103E 188	<p>3.11後の日本で原発を動かすこと自体、許せぬことである中、福島第一原子力発電所事故の責任から逃れ続けている東京電力が柏崎刈羽原発を動かすなど、以ての外だ。</p>
1103E 189	<p>この世に原発は、全く必要ありません。故に、「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉」は、即時廃炉しか選択肢は有り得ません。</p>
1103E 190	<p>他の電力会社の原子力発電所の再稼働も、これまで私は反対してきましたが、東京電力の柏崎・刈羽6・7号機の再稼働については、私はこのほか反対です。福島原発事故を起こした東電。その原因もまだ明らかにはなっていませんし、被災者への補償も十分になされていません。そして東電にはこれから安全に原発を運転できる確証もありません。そんな東電に、「GO!」の許しを出してしまうことは、絶対にやめてほしいです。原子力規制委は、東電が「覚悟」を示しただけで、どうして運転の適格性があると判断してしまったのでしょうか。特にオペレーションの面で、東電の体質は何も変わっていない、と聞いています。そういうことをどう改善していくのか、具体的なプランも何も示されていないのに、OKを出すのは早すぎると思います。他にも、免振重要棟が、基準地震動にも基準津波にも耐えうるものがないこと、耐震性評価に関して、繰り返しの揺れを想定していないこと（熊本の地震を思い返すだけでも、この点が考量されていないのはありえないことだと思います）なども大いに危惧を感じます。また避難計画を含む防災計画が審査の対象になっていないことも、大いに問題があると感じます。避難計画については新潟県が独自に検証を行っており、その結果を待つべきと考えます。これらの理由から、本審査書案の通過には私は反対です。それから、パブコメについても根源的な疑問があります。これまで国民ががんばってパブコメを提出しても、せいぜい審査書案の添削をみなでやってあげている、ぐらゐの動きにしかならないのは、大変不満です。本来は、パブコメをひっそり集める、といったことだけでなく、地元や東電管内で、住民に説明し、一方通行でなく住民の意見を聞く機会を持つなど、もっと国民の意見を丁寧に聞いて判断する仕組みがあるべきと考えます。以上です。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 191	米どころ新潟。もし、大地震が起きたり万が一北朝鮮がミサイル打ち込んできたら、再稼働した原発がどれほどの放射性物質をばらまくことが...再稼働は止めて下さい絶対止めて下さい
1103E 192	敷地内を活断層が走行し、中越地震で実際に大きな被害を受けた柏崎刈羽原子力発電所は立地不適格であり、再稼働は容認できない。
1103E 193	<p>1 . 確認結果案の記載 P1~4・福島第一原子力発電所の廃炉を進めるに当たり「主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟」であることが明確になった。(P1~2) ・ 経済性よりも安全性を優先することが明確になった。(P2) ・ 東京電力が確約した取組については、保安規定の審査及び履行の確認を通じて、その履行を確保する。(P3) ・ 東京電力については...原子炉を設置し、その運転を的確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はないと判断した。(P4) &lt;意見/理由&gt; ・ 規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、実績が示されていない。決意表明だけを確認して信頼はできない。・ 福島第一原発の実態を見なければならぬ。直近の9月28日に、サブドレンの水位計の設定にミスがあり、半年間にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出てもおかしくない状態であったことが明らかになった。 ・ 廃炉のメドは立たず、汚染水は溜まり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いている。避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康被害も出ている。東電の決意表明は空文句にすぎない。東電に原発運転の資格はない。 ・ 経済性よりも安全性を優先するというが、根拠・判断基準がなにも見られない。 ・ 事故の費用負担について東電は、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。東電に「経理的基礎」もない。 ・ 保安規定により履行を確保するというが、どうなれば違反となるのか。決意表明の羅列であり、明確な判断基準がない。 2 .緊急時対策所の免震性と防潮堤の液状化 東電は、重大事故時に指揮所となる緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを持ちながらこれを隠し、虚偽の説明をしていた。しかも、柏崎刈羽原発の免震重要棟は3号機付近にあるが、審査の過程で1~4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にならないことが明らかになった。津波が襲来した際に、1~4号機と免震重要棟を含む周辺施設が水没のおそれがある。結局東電は、免震ではない緊急時対策所を5号機の建屋内に設けることとした。 3 . 審査書案の記載 P48~ 耐津波設計方針 ・ 申請者は、荒浜側防潮堤の地盤は、...液状化が懸念される地盤ではないと説明していた。規制委員会は、...試験結果の不確かさを踏まえた評価方針を示すよう求めた。(P51) ・ 液状化解析の結果、...荒浜側防潮壁が損傷し、津波防護施設として機能が期待できず、津波が荒浜側防潮堤内に流入する可能性があることも示した。(P51) ・ 申請者は...ケーブル洞道を評価対象として特定し、津波がコントロール建屋に流入する経路とならないことを示した。(P51) ・ 基準津波に対し、1~4号機のある荒浜側は、津波の防護が期待できず、1~4号機と周辺施設が水没することが前提となっている。 ・ 1~4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1~4号機の安全確保を優先すべき。</p>
1103E 194	福島第一原発事故の完全な原因究明も終わっておらず、廃炉の見通しも立たない中で、東京電力に原発を運転する資格があるとは到底考えられない。
1103E 195	<p>私は、一国民として倫理的な観点から意見を述べたいと思います。東京電力は2011年、福島第一原発においてレベル7の大規模な原子力事故を起こしましたが、原因調査が進んでいないうえ、メルトダウンしたデブリの取り出し工程も遅れています。未だに仮設住宅などに避難している住民がいて、十分な補償もされていません。このような状況で柏崎刈羽原発の再稼働を考えるとどのような企業倫理感を持っているのでしょうか？新潟県民をはじめ多くの日本国民の悪感情を引き起こすことは間違いありません。また東京電力の元会長・勝俣氏、元副社長・武黒氏、武藤氏は先の方の原発事故の罪を問われて強制起訴され、刑事裁判中です。住民の安全よりも会社の利益を優先して事業を行う企業体質であり、その結果が福島第一原発事故を招いたとされています。柏崎刈羽原発において、たとえ設備や機器の安全性が確保されていたとしても、規制庁に対して組織体制の改善を示していたとしても、まったく信じられません。東京電力はこれまでも数々の嘘をついてきており、最近でも免震重要棟の基準地震動について虚偽の報告をしていました。現在においても企業体質に問題があるのですから、原子力事業者としては失格だと思います。結論として、東京電力は柏崎刈羽原発を含めた原子力発電事業から手を引くべきであり、福島第一原発の安全な事故処理と被害者住民への謝罪と補償、これに集中するべきと考えます。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 196	<p>・福島第一原発の事故を起こした東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はありません。・地震のリスクが過小評価されすぎです。・今後大地震が起きることも予想されているのに、なぜまだ原発に頼ろうとするのでしょうか？？実際、今の日本は原発がなくても生活が送れていました。・原子力規制委員会の方々は、福島第一原発事故が起きて被災地となった地域で半年くらい過ごされてはいかがでしょう。故郷を追われた、帰れなくなった、帰ろうと思えば帰れるが放射線量が懸念され平穩に生活できなくなってしまった、地域住民の気持ちを考えてください。絶対に再稼働には反対です！！</p>
1103E 197	<p>柏崎刈羽原子力発電所の再稼働について東電の福島原発が事故を起こす以前、NHKで東電に中途採用で入った人が社内の古い体質を改善しようと奔走するというドキュメンタリーを放送しているのを見ました。社内メールで改革を呼びかけても誰も賛同する者がなく、改革しようという試みは頓挫するという内容でした。その後事故が起き東電の隠ぺい体質が明らかになりました。これは世の中の基礎となるインフラを扱う事業者にもっばら言えそうなことではないかと考えます。大きな会社では社内の取りまとめもややこしく、トップダウンに陥りがちでありインフラ事業であることから必ず需要があるとの甘えが起き何かをあえて行動することはせず、保守的な傾向にならざるを得ないのではないのでしょうか。現在の東京電力には、今も隠ぺい体質が現存しており保守的で事故の前後で体質は何も変わってないと予想されます。そんな中この事業者に原子力発電の再稼働を許可するというのは大変危ないと思われまます。原子力規制委員においては様々な観点から見て東電が規制委員のいう通りにしたと考えれば再稼働に許可をせざるを得ないところかもしれません。問題は技術の問題というより人の社員の心掛けが大きく作用することがありそうだとこのところ。技術ではパーフェクトに見えても人間はそれほどパーフェクトではありません。2度と原発事故を起こさない為には、再稼働をしないということしかないのではないのでしょうか。2度とです。2度あってはいけないのですから。東京電力柏崎刈羽原子力発電の再稼働については反対の立場として意見をお伝えしました。</p>
1103E 198	<p>貴委員会の 安全信仰 の中核過酷事故に繋がる地震津波火山テロミサイル人為ミス は暫く無い でなければ こんなざる規制 死んでも推進は無理です。真っ当な社会人で道理の通じる良識人なら視野狭窄で結果ありきの科学技術はあり得ない代物語義矛盾の虚構さて地震火山です。中越沖地震で既にダメージを受けている柏崎刈羽原発たる地震で液状化 津波で水没の4号機迄は早く廃炉措置を行い とりわけ使用済み核燃料の移設を早急に実施すべきで 6、7号再稼働にかまけている事態ではありますまい。想定外は2度と使えませんよ。6、7号より先に低地の燃料プール群が冷却不能 そこから全号機災害になってしまうことは容易に想像できます。1Fでの4号機プールの悪夢が蘇る。1Fの4つどころで無い7つの原子炉と燃料プールが審査対象にならねばなりません。虎の子の命綱免震重要棟はより強化拡充しなければならぬのに 仮耐震不足の緊急時対策所にシフトして共倒れになりかねない。金属疲労に対する対応はダメージを既に強く受けている柏崎刈羽では特に厳格でなければなりません。基準地震動引き上げは中越沖の実測値に基づいたもの。本震以外の余震群でダメージは蓄積済みですが無傷の新品に対する本震1回のみダメージに耐えれば合格というに等しいザルで非現実的な甘々の評価は到底科学的技術的に許されません。再稼働ありきをカモフラージュするためのごまかしを平気で行う貴委員会の病理の証明です。断続的な揺れに伴う金属疲労に精通する専門家不在の貴委員会のお墨付きほど危険なものはありません。そして地元研究会の活断層の指摘です。一発廃炉決定の可能性に目をつむり検討会さえ設定せず再稼働ありきの逃げ回りは恥ずかしい極みです。敷地内活断層疑惑に蓋をして逃げ切るつもりですか？更に火山灰濃度基準に対する貴委員会の新指針をあえて適用しない100倍甘い規制基準でGOサインおよそ真っ当な人間では行えない暴挙を行なっています。新潟県では新知事のもとで1F事故の検証を進めています。貴委員会の守備範囲を補っている新潟県の検証結果も参考に審査が行われるのが本来の順番です。他の事業者 とりわけ東電の経営改善のためだけに再稼働を急がされている貴委員会には望むべくもありませんが新潟県の検証に全面協力し東電の隠蔽言いわけ居直りを封じる役割を期待いたします。最後に一言事故を起こした東電の再稼働案件です。是非ぜひ新潟の地元でヒアリングを行なって下さい。地元の皆さんに十分な納得が得られる自信は ありませんよね？審査書案を撤回され仕切り直しをされることを望みます。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 199	<p>申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果に 事故に対する東京電力の責任が極めて大きなものであることは言うまでも ないが、技術的能力において特に東京電力だけが劣るところがあったと判 断するのは適切ではない。福島第一原子力発電所事故は、東京電力の技術 的能力が欠けていたがゆえに起きたと捉えるべきではなく、あくまで原子 力に関わる全ての組織、人間にとっての厳しい反省材料と捉えるべきであ るとありますが、実際には日本国政府および東京電力を始めとする国内の電力会社のずさんな災害防止対策(ないしは災害防止対策の不在)によっ て事故がおきたことは明らかであり、それを「原子力に関わる全ての組織、人間」と自己の責任を 棚上げにするような組織が「原子力規制委員会」と名乗っている時点で、「原子力規制委員会」自身 が申請者の適格性を判断する適格性を明らかに欠いており、そのような「原子力規制委員会」の 審査結果は科学的・技術的に信頼できるものではないと考えられます。このため、今回の審査書は 科学的・技術的に信頼性を欠くものであり、別途第三者によって検証されることが必須であります。</p>
1103E 200	<p>1 . 確認結果案の記載 P1～4・福島第一原子力発電所の廃炉を進めるに当たり「主体的に関係者 にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟」であることが明確になった。(P1～2) ・ 経済性よりも安全性を優先することが明確になった。(P2) ・ 東京電力が確約した取組 については、保安規定の審査及び履行の確認を通じて、その履行を確保する。(P3) ・ 東京電力に ついては...原子炉を設置し、その運転を的確に遂行するに足りる技術的能力が ないとする理由はないと判断した。(P4) &lt;意見/理由&gt; ・ 規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要 求したが、実績が示されていない。決意表明だけを確認して信頼はできない。 ・ 福島第一原発の実 態を見なければならぬ。直近の 9 月 28 日に、サブドレンの水位計の設定にミスがあり、半年間 にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出てもおかしくない状態であったことが明らかにな った。 ・ 廃炉のメドは立たず、汚染水は溜まり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ 流しも続いている。避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康 被害も出ている。東電の決意表明は空文句にすぎない。東電に原発運転の資格はない。 ・ 経済性 よりも安全性を優先するというが、根拠・判断基準がなにも見られない。 ・ 事故の費用負担につ いて東電は、「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求した。東電に「経 理的基礎」もない。 ・ 保安規定により履行を確保するというが、どうなれば違反となるのか。決意 表明の羅列であり、明確な判断基準がない。</p> <p>2 .緊急時対策所の免震性と防潮堤の液状化 東電は、 重大事故時に指揮所となる緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐え られないとのデータを持ちながらこれを隠し、虚偽の説明をしていた。しかも、 柏崎刈羽原発の免 震重要棟は3号機付近にあるが、審査の過程で1～4号機側の防潮堤が、液状化により使い物にな らないことが明らかになった。津波が襲来した際に、1～4号機と免震重要棟を含む周辺施設が水 没のおそれがある。結局東電は、免震ではない緊急時対策所を5号機の建屋内に設けることとした。</p> <p>3 . 審査書案の記載 P48～耐津波設計方針 ・ 申請者は、荒浜側防潮堤の地盤は、...液状化が懸 念される地盤ではないと説明していた。規制委員会は、...試験結果の不確実さを踏まえた評価方針 を示すよう求めた。(P51) ・ 液状化解析の結果、...荒浜側防潮壁が損傷し、津波防護施設として機 能が期待できず、津波が 荒浜側防潮堤内に流入する可能性があることも示した。(P51) ・ 申請者 は...ケーブル洞道を評価対象として特定し、津波がコントロール建屋に流入する経路とならないこ とを示した。(P51) ・ 基準津波に対し、1～4号機のある荒浜側は、津波の防護が期待できず、1 ～4号機と周辺施設が水没することが前提となっている。 ・ 1～4号機の燃料プールには使用済 み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべき。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 201	<p>[対象] 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）(P1～4) [意見] 申請者は柏崎刈羽原子力発電所を設置し、及び運転することにつき必要な安全文化その他の原子炉設置者としての適格性を有しない。 [理由-1](主旨) 福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所の運転をする資格は無い。(説明) 「やりきる覚悟」は回答書にて表明・宣言されているが、それが実態・実績を伴っているとはとても考えられない。福島事故以前の数々の事故・隠蔽は旧体質として看過するとしても、福島事故後に新体質に脱皮したかどうかポイントである。福島第一原発に於いて、1)直近時、地下水のくみあげ井戸(サブドレン)の水位計の設定にミスがあり、半年間にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出てもおかしくない状態であったことが明らかになった。2)1,200トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになった。3)廃炉のメドは立たず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いている。柏崎原発に於いても、2013年に東電社内で柏崎刈羽原発の免震重要棟の耐震性能を確認したところ、7つの基準地震動のうち、5つで耐えられないという結果を得た。かつ、その後14年に別の条件で試算し、7パターンすべてで不十分であることが判明したが、規制委に報告しなかった。ようやく本年2月に明らかにされた。即ち、隠蔽体質が改まっていない事が明らかになったのである。この様に、福島事故後も新体質に脱皮していない事は明らかであり、「実績を示していない」申請者に柏崎刈羽原子力発電所の運転をする資格は無い。[理由-2](主旨) 福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない。(説明) 申請者は、自らが全責任を負うべき福島事故の費用負担(現在16兆円)について、「このままでは債務超過に陥る」と公的資金の注入を要求し、国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できるしくみを作った結果、かろうじて破たんを免れている状況です。このような申請者に経理的基礎はなく、柏崎刈羽原発に対する事業者責任を全うできる見込みが無いとしか言いようがない。</p>
1103E 202	<p>[対象] 避難計画(全般) [意見] 「避難計画」は、過酷事故対策規制の枠組み上、最終段階の「深層防護第5層：放射性物質の環境への大規模な放出に対する防災対策」として最も重要であり、「原発の安全性」を確保する為、本件審査の対象とすべきである。 [理由](主旨) 原子力規制委員会(以下、委員会)は防災計画(「避難計画」)作成を指導・助言し審査する責任がある。(説明) 1.「原子力災害対策指針」委員会は「原子力災害対策特別措置法(以下、原災法)」に基づき「原子力災害対策指針」を作成し、原子力事業者・市町村等が「住民の視点に立った防災計画を策定すること」と定めており、事業者を指導する立場である自治体の長に勧告・報告・改善を求める責任がある。2.「原災法」第32条(立入検査)具体的には、「原災法」第32条(立入検査)にて「・・・委員会・・・は、・・・その職員に原子力事業所に立ち入り、原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。」と権限が付与されている。3.「原災法」第30条(原子力防災専門官(以下原災専門官))かつ「原災法」第30条(原災専門官)にて「原災専門官は、・・・原子力事業所について、・・・原子力事業者防災業務計画の作成その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、・・・その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集及び応急措置に関する助言その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。」と義務が負荷されている。この原災専門官は委員会の事務局である原子力規制庁(全国の各原発分庁)に30名配属されていることは周知の通りである。4.「原子力災害対策マニュアル」又、実際の原子力災害対策体制として内閣総理大臣のもと内閣府及び委員会が初動体制を作り、当該事業所及び自治体を含む関係部署との総合調整を図る本部となっていることは、「原子力災害対策マニュアル」にも明らかである。5.委員会の責任しかるに委員会は、「避難計画は地方自治体の問題であり委員会の関知せざるもの」と表明しているのは無責任或は大変な勘違いと言わざるを得ない。これでは「原発の安全性」は確保できない。</p>
1103E 203	<p>今だ福島原発の事故も収束できずにいる東京電力に同じ型の柏崎刈羽原発を再稼働させる資格はありません。汚染水の流出、作業員の事故も続いています。もはや経済的にも不合理な原発を動かすメリットは無く、新潟県民のためにも廃炉作業にとりかかるべきです。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 204	<p>該当箇所：「適格性確認結果案」p.1～4・「福島第一原子力発電所事故は、東京電力の技術的能力が欠けていたがゆえに起きたと捉えるべきではなく」とあるが、津波が予見されたにもかかわらず、対策をとらなかった東京電力の責任は、先日 10 月 11 日に福島地方裁判所で判決がでたばかりである。・2002 年には福島第一原発、第二原発、柏崎刈羽原発などで、東電が意図的にデータを隠ぺい・改ざんしていたことが発覚していた。このように東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されていた。最近では、福島第一原発の後、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを隠していた。原子力規制委員会はこのようなことを審査の過程で検討したとは思えない。きわめて東電にとって都合のよい甘い審査である。・東電の「回答」は精神論に終始している。原子力規制委員会の田中俊一委員長は、「基本的考え方」の第一項目で、「福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所の運転をする資格は無い。」としているが、「覚悟」はともかく、「実績」はどのように判断したのか、不明である。</p>
1103E 205	<p>東京電力は福島第一原発の破局事故の処理や補償ができていませんので、再稼働の資格がありません。ぜんぶやってから言ってください。</p>
1103E 206	<p>[対象] 避難計画（全般）[意見] 「避難計画」は、過酷事故対策規制の枠組み上、最終段階の「深層防護第 5 層：放射性物質の環境への大規模な放出に対する防災対策」として最も重要であり、「原発の安全性」を確保する為、本件審査の対象とすべきである。 [理由](主旨) 自治体（9 市町村）作成の「避難計画」は委員会策定の「原子力災害対策指針」に定める「住民の視点に立った防災計画」として瑕疵があり実効性がない。(説明) 1．避難指示基準が大甘避難指示区域基準として年間被曝線量を、A：「帰還困難区域(立入禁止)」は 50 ミリシーベルト超、B：「居住制限区域(宿泊禁止)」は 20 超～50 以下ミリシーベルト、C：「避難不要区域」は 20 ミリシーベルト以下としている。これは国際放射線防護委員会(ICRP)が一般の人の許容被曝線量を「原発事故等緊急時は年 20～100 ミリシーベルト」とし、「復旧期は年 20 ミリシーベルト以下」、「平常時は年 1 ミリシーベルト以下」としていることを根拠としている。福島原発事故経験から「年 1 ミリシーベルト」のレベル迄減染・除染するのに何年かかるか分からないのに、「年 1～20 ミリシーベルト」の状態下に避難不要のまま何時まで晒して置く積りなのか？こんな大甘な基準は全く認められない。福島原発事故後 5 年以上経過した現在、未だ「原子力緊急事態宣言」下にあり、復旧期段階と見做し 20 ミリシーベルト基準での避難解除が進められている、しかも今後何十年緊急事態基準が適用されるか分からず、解除の見通しもない。それでいて、あたかも平常時であるが如く避難解除が実施され、原発再稼働が拡がりつつあるのは言語道断である。2．SPEEDI 使用につき委員会と政府の方針が違う SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の使用については、委員会は「予測は不確実で弊害が多い」として原災指針から削除し、モニタリングポスト（放射線測定器）の実測値で避難対応を判断する方針に転換した。一方、政府は多くの自治体の要望に鑑み、自治体の責任で SPEEDI を避難に活用することを容認し、近々活用法を示す方針である。SPEEDI は予測に基づき放射性物質の到達前に早い段階で避難或いは避難準備が出来るのが最大の長所である。福島事故時に採用出来なかった為、放射性物質到達地域に避難してしまった苦い経験は周知の通りである。一方、モニタリングポストは測定要員が被曝危険を冒して放射性物質到達を待って実測値を確認するもので、所謂後の祭りとなるのは必定である。しかも、圏外へ避難する基準は毎時 500 マイクロシーベルトを超えた時と定めており、わずか 2 時間で一般住民の年間被曝線量の上限 1 ミリシーベルトに達してしまう。これでは、測定要員・住民の被曝を前提とした基準・計画であり、到底容認出来ない。委員会は原災指針を変更し SPEEDI 使用を容認すべきである。尚、SPEEDI を使用すると不安を煽り多くの住民が一斉に避難し混乱するため、使用に反対との意見もあるが、これぞ本末転倒であり、避難など出来ない危険な原発事故であれば原発自体を廃炉とすれば解決することは自明である。3．避難の基準を測定できないモニタリングポスト 委員会は SPEEDI 使用を否認し、モニタリングポストで実測値を確認し避難の判断をずるとしているが、肝心の設置されているモニタリングポストの多くが避難基準の毎時 500 マイクロシーベルトが高過ぎて測定出来ない状況である。こんな避難計画に実効性は期待出来ない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1103E 207	<p>[対象] 避難計画（全般）[意見] 「避難計画」は、過酷事故対策規制の枠組み上、最終段階の「深層防護第5層：放射性物質の環境への大規模な放出に対する防災対策」として最も重要であり、「原発の安全性」を確保する為、本件審査の対象とすべきである。 [理由-1](主旨) 「避難計画」を審査対象とするのは世界基準である。(説明) 周知の通り米国の原子力規制委員会では避難計画も審査対象としており、それが世界的基準である。実際ニューヨーク州で建設された原発が、細長い半島に位置して避難が殆ど不可能として稼働不認可と成っている。[理由-2](主旨) 自治体（9市町村）作成の「避難計画」は委員会策定の「原子力災害対策指針」に定める「住民の視点に立った防災計画」として瑕疵があり実効性がない。(説明) 1.新潟県は「避難計画」を独自に検証中である新潟県は「原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」にて自治体の「避難計画」を検証中であり、その結果を待って審査の結論を出すべきである。2.避難計画圏の範囲が狭い現状の避難計画は30km圏内に限定しているが、福島原発事故で明らかな様に50km圏内は言うに及ばず、250km圏内の避難も有り得ることを踏まえて計画すべきである。「原子力災害対策指針」には30キロ圏の外側でも放射線量の基準を超えた場合には避難が必要であると規定されている。「原子力災害対策指針」に定める「計画」としては瑕疵がある。3.避難バス体制、避難道路体制構築の見通しが全くない 新潟県内30km圏内には約44万人の住民がおり、住民避難で利用するバスは1万台以上、運転手1万人以上を要すると言われているが、県も自衛隊も対応出来ないのは自明である。避難道路も冬は雪国としては対応出来ない。これだけでも避難計画の実効性は全くない。4.避難計画サポート要員への被害保障体制がない避難バス運転手・安定ヨウ素剤配布者・要介護者支援者など避難計画をサポートする人への被爆等被害保障が定まっておらず、ボランティア的協力者以外の要員確保の見通しが全くない。これでは避難計画の実効性は全くない。5.被爆前提の避難一般的に、過酷事故後20分で炉心溶融(メルトダウン)、90分でメルトスルーの可能性がある。このような短時間の間に避難出来る人は殆どいない。一例では、30km圏外に出るのに最短でも15時間、最長で29時間となっている。依って、避難は被爆を前提としてせざるを得ない。しかも、現状の避難計画は、5キロ以遠では屋内退避を原則としており、毎時500マイクロシーベルトという高レベルの放射能が観測されてはじめて避難を開始するというものである。わずか2時間で一般人の年間許容被爆線量1ミリシーベルトに達してしまう。つまり、2時間以内に安全な場所まで避難しなければならない。これは全く期待出来ない。毎時500マイクロシーベルトという数値は、単純に乗ずれば1年間では4シーベルトという(経過時の減衰勘案でも年2シーベルト位か)東海村JCO臨界事故が起きた時、生死を分けた数値であり、こんな空恐ろしい超高数値を住民避難の基準にすると、将に「人格権の侵害」である。ちなみに、福島原発が爆発した時、保安院の職員が慌てて郡山に逃げ出したのは、室内が毎時12マイクロシーベルトに上昇した時であった。国際放射線防護委員会(ICRP)の設定している一般人の許容被爆線量は年1ミリシーベルト(毎時0.23マイクロシーベルト)であり、日本も適用しているのは周知の通りである。依って、「避難計画」は被爆を前提で作成されているものであり、又、熊本地震の経験でも屋内退避など非現実的なことは明らかである。このような実効性のない非人道的な避難計画(=原発稼働)は許されない。</p>
1103E 208	<p>福島原発事故の対応不十分な、東京電力には原発再稼働の資格はありません。避難計画等実効性があるかどうかの確認する法的手続きがないし、審査の対象にならないのはおかしい。</p>
1103E 209	<p>今回のパブリックコメントは科学的、技術的意見を求めるということですが、適格性についての確認結果(案)は、そもそもが科学的、技術的に考察されたものではありません。8月25日東京電力からの回答を見ますと、「取り組んでまいります」「着実に進めます」などと書かれていますが、これではただの「決意表明」であり、学生の反省文と同じです。福島の事故を起こしたその同じ会社が、別の地域とはいえ原子力発電所を再稼働することは、一市民としてとうてい容認できません。私は現在海外に住んでいますが、こちらでもTEPCOに対する目はきびしく、再稼働ということになれば日本と日本人の評価を落とすほどのことと思われまます。</p>
1103E 210	<p>東京電力は現行裁判結果の通り、予見可能な津波を考慮していたにも関わらず、自ら破局事故を起こしました。しかし事故の責任は認めず、補償はしぶしぶ行なっているにすぎず、まったく不十分です。このような現状では原子力発電所の運転の資格があるとはとうてい思えません。柏崎刈羽原発には福島第一原発の命綱になった免震重要棟がなく、事故対応を真剣に考えているとはとうてい思えません。柏崎刈羽の再稼働には断固反対します。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 211	事故隠しを長年繰り返している東京電力に今更原子力発電所を運転させることは、福島第一原発事故から通底して他人事のままであり事業者として当事者責任の意識があまりに希薄で悪質、自動車事故で云う故意の「危険運転致傷罪」と変わりない。経産省はもとより規制庁までが老朽化原発の廃炉を先延ばしする態度を取れば、原発立地自治体を中心に暮らす多くの市民の社会的最低限の信用すら失う。原発敷地内近くに活発な活断層があまりに近く「科学的、技術的」にその場しのぎで取り繕っても再稼働させることは、原発関連の組織が責任逃れを繰り返したまま、再び国土を汚染させる過酷事故を起こす。
1103E 212	原発事故に対しての十分な策を取らず、事故が起きた際には、その責任すら取ろうとしない東京電力に、原発の再稼働を許可することは出来ません。何かが起きても、その損害費用は、契約者の電気代に上乘せすれば良いと、そのような考えを持つ経営者たちを、許すのは間違っていると考えます。東京電力には、原発を再稼働する資格はありません。
1103E 213	耐震を満たす免屋重要棟がない野はおかしい。従って審査書案を許可しないでほしい。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 214	<p>1.4-1.2.1.3 全交流動力電源喪失代替原子炉補器冷却系として可搬式熱交換器ユニットを手動で接続し、それによってサブプレッション/チャンバーの熱水を冷却することを計画している。それは、装置としての信頼性が低いばかりでなく、作業者にも過酷な手動操作を要求することであり、きわめて信頼性が低い。格納容器内に噴射する水は、放射能を含まない水を供給すべきである。その上、格納容器内の水噴霧は水蒸気爆発の危険があるので、適切ではない。[理由]可搬式ユニットは、それ自体信頼性が低い。その上、高温でかつ放射線量の高い熱水を格納容器ドライウエル内に放射することはさらに放射線レベルの高い空間を多く作るようになって望ましくない。</p> <p>2.4-1.2.1.7 格納容器バイパス（インターフェイスシステム LOCA） 格納容器バイパス事故の評価対象として、「過渡事象（原子炉自動停止）+主蒸気隔離弁の閉止不能+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失」事故を取り上げることが求められる。その理由は次の通りである。設置変更許可申請書では「格納容器隔離弁の故障等による高圧炉心注水系の吸込配管からの冷却材漏えい」事故が選ばれているが、この事故よりも周辺住民の放射線被ばくと環境汚染が厳しくなる恐れのある事故がある。具体的には、佐藤暁氏（原子力情報コンサルタント）が参考文献（1）で指摘している「原子炉自動停止+主蒸気隔離弁の閉止不能+ECCS注水機能喪失+全交流動力電源喪失」の事故である。炉心が冷却できず空焚きになって損傷し、ジルコニウム・水反応により発生する水素ガスが主蒸気管、蒸気タービンを経て復水器に溜まって空気と混合すると復水器内で爆発を生じたり、タービン軸受部から漏洩するとタービン建屋で爆発を生じる可能性がある。水素爆発が生じると、大量の放射性物質が大気中に直接に放出されることになる。この事故の場合には損傷した炉心から放出される放射性物質は格納容器を貫通する主蒸気管を通過して外部に出ていくので、格納容器の気密性もフィルター付きベント装置も放射性物質の放出低減には何ら役に立たない。このような住民への放射線影響及び環境汚染の上で極めて厳しい結果を生じるおそれのある格納容器バイパス事故を想定していないことは不合理であり、この事故想定に関する重大事故防止対策の有効性評価を求める。&lt;参考文献&gt;（1）佐藤暁「安全文化：試される良心と勇氣」『科学』Vol.85、No.8、746～757（2015年8月号）3.4-1.2.2 格納容器破損防止対策（212頁）「格納容器破損防止対策の評価項目」として、「周辺の公衆に対して放射線障害を与えないこと。そのめやす線量を敷地境界での全身に対して100mSvとする。」を追加すべきである。その理由は、次のとおりである。福島原発事故以前の設置(変更)許可審査においては、「重大事故に関して、周辺の公衆に対して放射線障害を与えないこと。そのめやす線量は全身に対して250mSvとする。」(立地審査指針)をもとに、その後の国際動向を反映してめやす線量を100mSvとより厳しくして運用されていた。新規制基準での重大事故に対しても「周辺の公衆に対して放射線障害を与えないこと」は守られるべきことであり、そのめやすとして敷地境界で全身100mSvが適用されるべきである。新規制基準では、「格納容器破損防止対策の評価項目」として、(c)放射性物質の総放出量は、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめること。」とし、その判断基準を「想定する格納容器破損モードに対して、Cs-137の放出量が100TBqを下回っていること」(有効性評価ガイド)としているが、これはCs-137の放出量のみを制限しているだけであり、事故後初期の公衆被ばくで問題となる放射性的希ガスとよう素も含めて、放出されるすべての放射性物質による周辺の公衆の被ばく線量の制限には何ら結びつくものではない。Cs-137の放出量制限に付け加えて、放出されるすべての放射性物質による公衆被ばく線量の制限をすべきである。設置(変更)許可審査で重大事故に関する周辺の公衆への放射線被ばくの影響をまったく無視していることは、住民の安全を守る上から容認できない規制改悪である。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 215	<p>ミサイル（非核・核弾頭）からの原発安全防御対策が未審査であり、合格を出すべきではない政府と関係省庁間での折衝を行い、その結果に基づき法律・規定を作成の上、ミサイルに対する原発の安全審査を行うまでは、この審査書案は棚上げされるべきである。第一点 最近の安倍総理の発言によると、北朝鮮の（弾道）ミサイル攻撃に対する防御の備えの必要性が原発において現実のものとなっている。現在も、北朝鮮のミサイル破壊措置命令が政府から出されている。また、安倍首相は衆議院解散時「国難突破解散だ」と言い、その記者会見では「・・・我が国を飛び越える弾道ミサイルの相次ぐ発射、核実験の強行、北朝鮮による挑発はどんどんエスカレートし、その脅威はまさに現実のものとなっています。」と発言。衆院選公示当日にも「アラートが鳴り、「ミサイル発射」 「直ちに避難」の防災無線による呼びかけが地域によっては流された。近時、全国的に学校等で「ミサイル避難訓練」が実施されている。第二点 過去、北朝鮮の元高官は日本の原発を攻撃のターゲットにしていると発言している。第三点 更田豊志原子力規制委員長は、ミサイル攻撃に対する原発防御対策は規制委員会の使命ではない旨発言しているが（9月22日 規制委員会記者会見録での発言から）、未検討、未審査、未対策では政府としてあまりに無責任である。原発の安全管理が主務の規制委員会は内閣と関係省庁間での折衝を行い、その結果に基づき法律・規定を作成の上、核及び非核ミサイルに対する原発の安全審査を行うまでは、この審査書案は不合格または継続審査されるべきである。第四点 原発がミサイルにより压力容器・格納容器等が破壊されての放射能放出のみならず、脆弱な燃料プールの破壊による漏水でも福一4号機の燃料プールの危機を想起すればその脅威は計り知れない。以上</p>
1103E 216	<p>メルトダウン時等に発生する高濃度汚染水の敷地外への流出防止・拡散防止対策が実質的になく、審査不合格とすべき 審査書案（p407～）では発電所外への放射能拡散を抑制するための設備等として、放水砲とシルトフェンスが挙げられているに過ぎない。福一事故では、溶融燃料に接触した冷却水が格納容器等破損部から外部へ高濃度汚染水が流出、海洋汚染を起こした。冷却時発生した高濃度汚染水を格納容器底部・配管類の破損時においても敷地外へ流出させない受動的に高濃度汚染水を受け入れ、閉じ込める収集・貯留設備がなかったことが大きな問題点であった。高濃度汚染水の外部への流出防止設備は必須条件である。現審査書の内容は放水銃とシルトフェンス設備資材だけであり、あまりに不十分不完全である。以上</p>
1103E 217	<p>福島第一原発が事故を起こした原因がはっきりしない中、東京電力が原子力発電所を再稼動するのは技術的に無理だと思います。</p>
1103E 218	<p>何故審査が通ったのか不思議です。こんな事をやっていたら日本国民の意志を無視することに成ります。現場の調査結果を示して欲しい。「福島事故の収束を誓います」という意気込みだけで、何の科学的根拠のないまま「認可、許可、いいですよ」では規制委員会の存在価値はありません。もういい加減にしてください。</p>
1103E 219	<p>「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について東電に適格性はない。なぜならフクシマ原発事故は終わっていない。事故原因の解明も不十分であり、事故の収束作業の目途が立っているとはとても言えたものではない。ましてや、費用がどれだけかかるかさえもわかっていない。我々の血税を湯水のごとく使われるのはたまったものではない。東京電力による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。信頼のおけない企業に適格性がある訳がない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 220	<p>1) 運転する資格 「適格性確認結果案」p.1~4 本来の資格イ)「技術的能力」、ロ)「経理的基礎」の他に、規制委員会はハ)「7つの基本的考え方」の中で、「廃炉を主体的に取り組み、やり抜く覚悟と実績を示すこと」と「経済性より安全性を優先すること」を要求していた。ハ)に対し、東電は、根拠となる実績を示すものは何もなく、「やりぬく覚悟」と「経済性を優先する考えはみじんもない」との「決意表明」を並べただけ。規制委はこれを技術的能力の項で審査の対象とし、実績について何ら問うこともなく、了承した。しかし、その「決意」は意味が無い空文句にすぎない、と疑うべき下記のような客観的理由がある。A. 汚染水は貯まり続け、放射線量は依然として高く、事故収束の先が見えない実態がある。B. これに対し、東電が福島第一原発事故の検証をどうとらえているのか、また原発事故による膨大な被害をどう考えているか、自らの責任について言及していない。C. 繰り返し指摘されてきた、東電の隠蔽体質・安全性軽視は続いている。(原発事故後のメルトダウン隠し; 3号機近くの免震重要棟が基準地震動には耐えられないとのデータを3年近く隠していた; サブドレンの水位計設定ミスを5月に8回も起こしたのに明らかになったのは9月で、約半年間にわたり、周辺への建屋内の高濃度汚染水漏れにつながりかねないミスだった; 1,200トンの汚染土壌を金属容器で管理しなければならなかったのに、土のう袋に入れただけであった、など)。これでもイ)「技術的能力」も合格で、ハ)安全性を優先しているといえるのか? その根拠や判断基準が何もない。原発事故収束と再稼働の両立は困難で能力を超えている(どちらもおろそかになる)と考える。事故収束・廃炉と原発事故被害者の救済・賠償に集中すべきだ。ロ)「経理的基礎」もないことは、すでにいやというほど公的資金が投入されていることから明らか。事故処理の費用負担について、東電が自らの責任分担を他に転嫁する(廃炉と賠償を他電力や新電力及び消費者に転嫁し公的資金を要求する「電力システム改革」)姿勢は、およそ社会通念上も認められない。すでに柏崎刈羽原発再稼働準備に投じた莫大な無駄金は、再稼働によっても容易に取り戻せるものではない。柏崎刈羽で事故が起きた場合、賠償などの資金の工面ができるのか? さらに国民負担が増えるだけではないか? 以上、イ)からハ)のいずれをみても原発を運転する「適格性」はない。2) 防潮堤 p.48 から1~4号機側の防潮堤が地震による液状化で倒壊の危険性がある。1~4号機には使用済み燃料があり、津波により重大事故に至るおそれもある。先ず、1~4号機の廃炉を先に行うべきだ。3) 放射能拡散防止対策(義務づけ)p.407 から・高濃度汚染水対策がない「・気体については、放水砲で叩き落とす・海洋については、吸着材とシルトフェンスが適切に実施される方針である」としているが、これでは溶融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできない。4) 耐震性 p.461 から免震重要棟(3号機付近)が、基準地震動にも基準津波にも耐えられないことから、緊急時対策所を5号機建屋とした。がここは6・7号機に近すぎ、免震でもない。緊急時対策所を免震構造にすべきだというのは福島第一原発事故の大きな教訓で、規制委はなぜこれを認めるのか。・耐震性の評価に、繰り返しの強い揺れの想定がされていない p.26 から5) 敷地直下の活断層について検討すべき:p.37~・敷地直下の活断層について、地元専門家グループが指摘している。これを検討すべきだ。6) 火山影響評価に関して p.73 から火山灰濃度基準の強化(従来の100倍)を反映させるべき7) 原子力防災計画の欠如・要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、実効性ある避難計画は立てられていない。特に冬場は雪により、避難は不可能である。現状の避難計画は住民の被ばくを前提としている。・新潟県が独自で検証を行うとしており、その結果を待つべきである。・本来であれば、規制委もしくは国会など国の機関が行うべき検証を新潟県が「事故原因」「健康と生活」「避難」の3つの検証委員会を設置して行っている。東電の主張を追認するだけの情けない規制委員会であってはならない。8) 結論柏崎刈羽原発再稼働は危険だけでなく、どう考えても理屈に合わない愚かな行為である。</p>
1103E 221	<p>神戸製鋼の部材の強度不足が指摘されてる中、柏崎刈羽原発でどこに使われているのか調査して下さい。JIS認定まで取り消しされているものが使われているのであれば認可は不适当です。東京電力管轄の福島第1原発の事故原因がまだ解明されていない上で認可は時期尚早です。ましてや高レベル廃棄物の処理もできていないのにも関わらず動かす事は未来に対して無責任です入倉氏本人も地震前に採用するのは不适当と言っている入倉三宅式で基準地震動を算定しないで下さい。今の東電福島事故で賠償金等の必要経費を準備できているのでしょうか? 世界中でも地震があつて壊れた原発を動かす原発はありません。世界最高水準の安全基準というなら全ての配管や設備を取り替えるべきです</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 222	<p>【意見1】審査書案 p.29 地震応答解析方法は正しいか理由：従来、建屋の地震応答解析は、串原子モデルを用いて、材料は健全なものとして実施されてきた。しかし、強い地震に遭遇するとコンクリートにクラックが入り、剛性が大幅に落ち、固有振動数も大きく変わるが、東北電力女川二号機の東北地方太平洋沖地震で発生した。多少のき裂は、終局強度に影響しないとしているが大きな揺れに遭遇するたびに大幅に固有振動が変化することは、単に建屋の変形が持つかどうかということだけではなく、各建屋の床応答スペクトルが変わるわけで、そこにある配管や機器は、地震前と全く異なる揺れになることを意味する。このことは、設計上地震応答解析をどのようにすべきかということに係る重大問題である。本審査においても、地震前と地震後の剛性の違いとどのように考えるか示す必要がある。【意見2】審査書案 p.192-199 原子炉停止機能喪失時における原子炉水のスロッシングの影響理由：事故シーケンスグループ「原子炉停止機能喪失」に関連して、運転中に中性子束振動が発生し、同時に地震による原子炉水のスロッシングが生じた場合、原子炉の出力振動が増幅される可能性がないか慎重に評価する必要がある。出力振動は、過去にラサル原発や女川原発で発生した事例があるが、出力振動に対する地震による炉水のスロッシングが重なった場合に、原子炉の出力振動を確実に抑える方法があるか検討すべきである。【意見3】審査書案 p.199 LOCA 時の格納容器の圧力抑制機能の維持理由：設計基準事故においても確認が必要だが、ABWR は原子炉ペDESTAL 内に、鉛直方向の連通管があり、各連通管から圧力抑制プール内に 3 本の水平ベント管が設置されている。LOCA 時には、ベント管には破断した配管から水蒸気や非凝縮ガスなどが非常に高速で水中に吹きだす。この時、水蒸気は水中で凝縮されることで格納容器の圧力上昇を防ぐ設計になっているが、3 本の水平ベント管は、それおれヘッド（水圧）が違うので、凝縮機能も一様ではない。特に、重大事故時に圧力抑制室のプール水が減ったような場合には、上部の水平ベント管のヘッドが少なくなり、凝縮性能が著しく小さくなる可能性がある。重大事故時の水位ほか様々な条件下で、圧力抑制プールの機能が維持されるか評価が必要である。このことは、格納容器の圧力上昇に影響するので、格納容器ベントに大きく関わる。【意見4】審査書案 p.368-370 「格納容器圧力逃がし装置」の構成は複雑すぎて信頼性に欠けるから単一故障基準を適用すべきである。理由：同装置は、p.369 に示されているような、口)-1 から口)-10 まで、様々な制約条件がある。そして、特に、1 炉心溶融時には水素が出るから、水素爆発を確実に防止する必要がある。2 このシステムは格納容器の一部を構成する（格納容器の外部につくるが、放射性物質を外部に漏らさない構造）もので、様々な機能を持った言わば、格納容器の小型版といった複雑な構成である。3 多くのバルブ等から構成あれ、SGTS 系統や耐圧ベントとの分離、負圧破損の防止等も同時要請されている。同装置を働かすには、予め窒素を充填して内部を不活性化し、運転時はフィルター式ベントの水位や圧力の制御及び出てきた水の処理などシステムの構成からみるとどこまで信頼性が保てるか危惧される。したがってこのシステムには単一故障基準を適用すべきと考える。</p>
1103E 223	<p>更田委員長は、このパブコメには科学的、技術的な観点からのコメントを求めたが納得出来ません。理由：福島県民の私から見ると、社会的不安を見過ごす恐れがあるからです。私は監視評価検討会など、様々な会合の動画を拝見していますが、東電のこれまでの隠蔽、データ改ざん、トラブル隠し、通報遅れなど東電に原子力を扱わせる資格などは全くないと思うからです。東電には「覚悟」と「実績」が問われていますが、「覚悟」の担保はなんのでしょうか。「実績」の中身はなんのでしょうか。教えて下さい。以上簡単ですがコメントさせていただきます。</p>
1103E 224	<p>東京電力は、福島第一原発事故の教訓を十分に整理できず、社内体制も安全な原発の運営ができるようにはなっていません。賠償や廃炉、除染にかかる費用は見込み以上に膨らみつけており、公的資金に頼らざるを得ない状況です。そのような中で柏崎刈羽を動かす資格はありません。福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。</p>
1103E 225	<p>現在も尚収束していない福島第一原発の事故を起こした東京電力に、新たに原発を再稼働する資格はない。さらに 3 1 1 被害者に対しての賠償費用、福島第一原発廃炉費用に公的資金などを注入できるようにし破たんを免れている東電に、柏崎刈羽原発を運転する資金はない。地震のリスクが過少評価されているため、3 1 1 のような悲劇が再度起こされる可能性が高い。さらにもし地震が起こった際、防波堤の液化化問題のための津波対策が不十分である。よって日本におけるあらゆる原子力発電所の再稼働は許されない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 226	<p>事業者として、東京電力に対して、十分な信頼が持てません。客観的事実として、審査の過程で、中央制御室床下のケーブル敷設の誤りが発見されている。3.11 以降点検出来ていないことから、施設管理者としての資質が疑われます。また、免震重要棟の強度不足が、何年間も見見過ごされていることから、同社の説明に疑問があります。このような観点から、懸案の原子炉の再稼働は、認めるべきでないと思います。以上</p>
1103E 227	<p>1) 意見の箇所： 添付 2 審査書(案) P.17 から P22 「III-1.1 基準地震動」「2. 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」「(2) 検討用地震の選定」「1. 内陸地殻内地震」意見： 基準地震動の策定に用いた検討用地震の内陸地殻内地震の選定では、海域の地震として長さ 3.6 km の F-B 断層を選定しているが、変動地形学や地震学の専門家にも学問的に指摘され支持されている長さ 5.0 km の佐渡海盆東縁断層（「佐渡海盆東縁断層と 2007 年中越沖地震」<a href="https://www.jstage.jst.go.jp/article/afr/2010/33/2010_27/_pdf">https://www.jstage.jst.go.jp/article/afr/2010/33/2010_27/_pdf</a>）についても真摯に取り上げ、検討用地震として評価した上で基準地震動を策定すべきである。海底音波探査は万能ではないので、それだけで評価を不要と判断するのは危険である。----- 2) 意見の箇所： 添付 2 審査書(案) P.22 から P25 「III-1.1 基準地震動」「3. 震源を特定せず策定する地震動」意見： Ss-8 の震源を特定せず策定する地震動として、2004 年北海道留萌市庁南部地震に不確かさを加え、水平方向で 650 ガルと評価しているが、震源を特定せず策定する地震動については、応答スペクトルの信頼性向上のために旧原子力安全基盤機構（JNES）が行ったシミュレーションでは、M5.5 から M6.5 の横ずれ断層地震でも震源近傍の地震基盤表面で 1000 ガルを超えるケースがあり、M6.5 では 1340 ガルになりうるということが報告されている。650 ガルは震源を特定せず策定する地震動としても過小であるし、今回の柏崎刈羽原発 6.7 号機の基準地震動 Ss-2 の 1209 ガルも過小である。再検討が必要である。----- 3) 意見の箇所： 添付 2 審査書(案) P.32、P34 「III-1.3 耐震設計方針」「4. 荷重の組合せと許容原型の設計方針」「(1) 建物・構築物」及び「(2) 機器・配管系」意見：「規制委員会は、申請者が、荷重の組み合わせについて・・・運転状態の荷重を地震力と適切に組み合わせる方針としており、荷重の組み合わせに対する許容限界については、・・・破断延性限界のひずみに対して十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼすことがないように・・・適切に設計する方針としていること・・・これらに加え、自然現象による荷重についても適切に考慮する方針としていることを確認した」とあるが、繰り返し強い揺れにさらされた場合の疲労の蓄積について考慮していない。2016 年熊本地震では、震度 7 の強い揺れが 2 回発生した。柏崎刈羽はすでに 2007 年中越沖地震で基準地震動を超える揺れに襲われ、少なくとも 3700 箇所以上の損傷などの被害が出ている。余震にもさらされた。特に金属を材料とした機器・配管では、発生した疲労の程度を十分に把握できているとはいいがたく、新品とは違う状態のものの健全性について詳細に検討させるべきである。4) 意見の箇所：添付 2 審査書(案) P.38、39 「III-2 設計基準対象施設の地盤」「1. 地盤の変位」意見： P38 の申請者の評価として(7)に「古安田層の堆積年代については中期更新世であると評価した。」とあり、また V2、F3、L1 断層については「古安田層に変位・変形を与えていないことから、これらの断層は将来活動する可能性のある断層ではないと評価した。」と書かれ、規制委員会としても、「申請者が行った各種調査の結果、耐震重要施設を設置する地盤における断層の活動性評価手法が適切であり・・・耐震重要施設設置位置に分布する断層は、将来活動する可能性のある断層等に該当せず・・・を確認した」とあるが、そもそも事業者側が 20 万年～23 万年前と主張する古安田層の「刈羽テフラ」の年代については、地元の地質学者で構成する「柏崎刈羽活断層研究会」が間違いを指摘し、「12 万～13 万年前」と指摘しており、また規制委員会に対しても、断層の活動年代を科学的に審査し直すよう求める要請書を 4 回も提出しているという報道があった。この件について、規制委員会は真摯に対応すべきである。従来 of 科学的推論に基づかない評価で判断したものに信頼性はないし、少なくとも複数の地質の専門家集団ではない規制委員会が、専門家グループの指摘を無視するのは、科学的な態度とは言えない。</p>
1103E 228	<p>適格性確認結果案を見ると東電に運転の資格はないことは明らかです。理由は廃炉の実績がまだないことと、賠償や廃炉のために経営破綻をさせないように公的資金が注入されている手前、柏崎刈羽を動かす経理的基礎の余裕はありません。今は賠償や廃炉に専念させるべきです。折しもデブリ回収を目標年月に実現することを断念表明したように計画を後方修正せざるを得ない以上、今後の金策も厳しく見ていかなければならないのは明らかです。以上</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 229	<p>柏崎刈羽原発は中越沖地震でダメージを受けている上に、活断層のそばにあるという疑いもあるそうで、もし又大きな地震が起こったら被害は甚大なものになると予想されます。私の住んでいる所や東京を含む関東圏も危険区域となってしまう可能性があります。東電は、もし事故が起こった場合の保障を出来る経済的余裕もなく、信頼性に欠けます。最悪な事態となることを防ぐために、再稼働はやめて頂きたいと思います。</p>
1103E 230	<p>地震や津波対策を怠り過酷事故を起こし、またその事故が収束していない状況で、東電に柏崎刈羽原発の運転をする資格はないと考えます。</p>
1103E 231	<p>審査書案 221 ページ格納容器圧力逃し弁を使用する場合（2）必要な要因及び燃料等 について格納容器圧力逃し弁を使用する事態となった場合、I-131, Cs-137, Cs-134 は低減できるものの Xe-133 等の希ガスは相当量が環境中に放出される。このためこの逃し弁作動の際には近隣の住民避難が前提となる。本項目他でオペレーション委要する時間、人員が算出されているが、住民避難に要する時間とリンクしていなければ、実効性あるオペレーション計画とはならないのではないか。住民避難が完了しないうちに逃し弁を開操作しなければならない事態となった場合はどう対応するのか。原発は地域社会に立地しており、科学的・技術的視点だけに限っては、片手落ちになるのではないか。</p>
1103E 232	<p>【意見5】審査書案 p.372～373 「重大事故等対処設備の設計方針」の格納容器圧力逃がし装置は、原子炉格納容の負圧破損を防止する設計は無理があるは検討しなすべきだ。理由：「e. 格納容器圧力逃がし装置は、原子炉格納容の負圧破損を防止する設計とする。」ことが規定されているが、格納容器ベントの停止操作（「格納容器ベント操作に係る考え方について」審査資料 KK67-0169 改01 平成29年8月2日 p.150）において、(b) 格納容器除熱機能が回復した場合、(p.151 中段) 「なお、残留熱除去系による格納容器除熱により原子炉格納容器が負圧になることを防止するため過度な冷却を実施しないように操作するとともに、不活性ガス系統からの窒素ガス供給を実施する。」とある。『重大事故時に冷却をしつつ、格納容器が負圧にならないように過度な冷却をしない』と相反する操作を強いられることは、操作の信頼性として無理があり危険ではないか。「過度に冷却する」失敗をした時には、【格納容器負圧に伴う外圧による破損】という重大な結果を招くことになる。しかも、重大事故時の操作は、人為的な操作に伴うため、計器の機能喪失や誤判断等に伴う操作ミスがあり得る。福島事故で、こうした混乱に伴う機能喪失は随所に見られた。このようなミス防止を手順書や訓練で行う事には限界があるので、基本的な冷却に関する仕組みとやり方を再考すべきと考える。窒素ガス供給システムの系統構成や作動タイミングも、格納容器鋼製部分の負圧に伴う外圧座屈は瞬時に起きるため間に合わない危険性がある。安全設計は、両側に危険領域あり、その中間に制御するやり方は極めて信頼性がない設計と言わざるを得ない。【意見6】審査書案 p.368 フィルタ装置の性能は確かか理由：放射性物質の低減に関する主な確認内容によると、「フィルタ装置にて粒子状放射性物質及び無機よう素を99.9%以上、よう素フィルタにて有機よう素を98%以上の除去効率を有する。」としているが、このフィルタ装置は、プール水による水スクラビン効果で、水位や水温等理想的な条件におけるもので、原理的には格納容器の圧力抑制機能と同じ原理である。さらに水銀ゼオライトというよう素吸収材および金属フィルタも含めた装置ではあるが、事故時に目詰まり等もありどれだけ長時間、機能するかは必ずしも確かではない。実際に、福島事故で格納容器の圧力抑制室が機能しなかったのに、同様な仕組みの小型のフィルタ装置を追加することで、果たして確実に機能するとして良いのか。この仕組みが機能しないと、放射性物質はそのまま放出されることになる。そもそも、格納容器に放射性物質を閉じ込めることができなくなった時に、格納容器から排気すること自体が格納容器の限界を示しているもので、本来なら格納容器自体の設計を見直すべきではないのか。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 233	<p>【意見7】審査書案 p.377～384 「原子炉格納容器下部注水設備」は、水蒸気爆発を起こす可能性が否定できないから、見直すべきである。理由：【規制庁の審査の概要】p.190に、「原子炉圧力容器外 FCI には、衝撃を伴う圧力スパイクがあるが、水蒸気爆発の発生は極め低いと考えられるため、圧力スパイクについて考慮する。」としているが、「TRO1」試験をはじめ、過去の水蒸気爆発の解釈は明らかに間違っている。（参照文書：1.高島武雄・後藤政志，原子炉格納容器内の水蒸気爆発の危険性，科学，Vol.85,No.9(2015)，pp.897-905. 2.高島武雄，原子炉格納容器内の水蒸気爆発の危険性についての補足，科学，Vol.85,No.11(2015)，pp.1045-1047.）【規制庁の審査の概要】p.191に、「実機において想定される溶融物（二酸化ウランとジルコニウムの混合物）を用いた大規模実験を参照し、これらの大規模実験と実機要件を比較した上で、実機においては水蒸気爆発の発生の可能性が極めて低いことを確認している。」とし、さらに、【補足説明】「水蒸気爆発が発生した一部実験の特徴としては、外乱を与えて液-液直接接触を生じやすくしていること、もしくは、溶融物の初期の温度を高く設定し溶融物表面が冷却材中で固化しにくくさせていることが挙げられる。実機においては、液-液直接接触が生じるような外乱となり得る要素は考えにくい。また、実機で想定されるような溶融物の初期の温度は実験条件よりも低く、冷却材中を落下する過程で溶融物表面の固化が起こりやすい。」以上の解釈がいかにも間違っているか述べる。TRO1 試験(韓国)では、ZrO2 を用いた試験では外部トリガー無しでも水蒸気爆発が発生している。これに対して、BWR 電力は「自発的な水蒸気爆発が生じた試験は、融点を大きく上回る過熱度を溶融物に対して与えるなどの実機と異なる条件であり、その他の試験では自発的な水蒸気爆発は生じていない。」などとして、この試験結果を不当に無視しているように見える。「TRO1 試験装置による実験によると、6回(TRO1-9～14、同じ溶融物組成)のうち4回(TRO1-9と11以外)は激しい自発的な水蒸気爆発が発生している。溶融物としては、ジルコニア（二酸化ジルコニウム ZrO2）のみと二酸化ウラン（UO2）にジルコニアを加えた場合について実験を行い、どちらも自発的な水蒸気爆発を発生している。」ことが分かっており、さらに「TRO1-13 という実験では、二酸化ウラン：ジルコニア：ジルコニウム = 69：30：1 という割合の溶融物を使用して、7MPa の圧力パルスが、TRO1-5 では 1 MPa の圧力パルスが発生する水蒸気爆発が生じている。TRO1-13 では 15kg の試料を溶解して実際に水プール中に投入し、爆発したのは約 8kg だが、それでも激しい爆発を起こしている。しかも外部トリガーなしで自発的に起こっている。」(以上「 」内は“高島・後藤、原子炉格納容器内の水蒸気爆発の危険性、科学 2015 年 9 月号より引用)と解釈されている。重要なことは、外部トリガーによっては水蒸気爆発が容易に発生し、『実機条件』以上の温度では、自発的に水蒸気爆発が起こり、『実機条件』の温度でも起こる可能性があるということである。規制委員会の審査において、『温度が高いこと』を理由に水蒸気爆発の可能性を否定し、現状の設備が規制基準に適合していると判定しているのは早計である。また、一連水蒸気爆発の試験は、せいぜい数十 kg から数百 kg の溶融物重量で、実機（100 トン）の 100 分の一から千分の一のレベルの試験であり、スケール則がはっきりしない中で評価したもので、厳密には科学的な根拠とは成り得ない試験である。実機におけるトリガーも、電力会社の言い分はとて納得できるものではない。過酷事故時にプラントの中は、超高温の溶融物があり、水素爆発やミサイルやジェット流など様々なトリガーが有り得るので、実機ではトリガーが存在しないというのは希望的観測にすぎない。そもそも、溶融物と水が接触した場合には、何がトリガーになるか分からないが、外部からトリガーを与えずに水蒸気爆発が発生する可能性が否定できない。歴史的に金属工場や溶鉱炉で水蒸気爆発を防ぐためには、溶融金属と水を接触させないことが常識である。実機における UO2 では、アルミナ等より水蒸気爆発を起こしにくいとは言っても、どの程度起こりにくいか、あるいはどうしたら起きないかなど分かっていない。そのような、状況で無理やり『水蒸気爆発は起こりにくい』と結論することは、科学的に全く間違っていると同時に原発事故の影響の大きさを考えると計り知れない誤りである。</p>
1103E 234	<p>東京電力が今なすべきことは、柏崎刈羽原発の再稼働ではありません。福島第一原発事故を収束をさせ、事故の原因追及をし、被害者への補償を十分に行うことです。福島原発事故の後始末もできず、責任を取ろうとしない東京電力に、原発を再稼働する資格はありません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1103E 235	<p>「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）について」の意見を述べさせていただきます。原子力規制委員会は東京電力に対し「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求し、別添1の7つの基本的な考え方を示し、文書による回答を求めました。これに対し東京電力から別添2の回答がありましたが、これは決意表明にすぎず、具体的な内容が示されていません。8ページの回答の中で「安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありません」と述べています。しかし東京電力は福島第一原発の津波対策をするに当たって、費用がかかるからと十分な対策をしませんでした。正に経済性を優先させたのです。このような東京電力の体質は福島第一原発事故の後にも変わったとは思えません。本当に原発の安全を考えるなら、今第一にやることは福島第一原発の廃炉を事故なく安全に実施することです。しかし現状は廃炉の日程も当初予定通りには進んでいません。柏崎の原発を再稼働したら、当然原発の技術者をそちらにまわす必要が出てきます。福島のことはどうしてもおろそかになります。東京電力は安全性を口先だけは述べていますが具体策のないものです。また8ページの「不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなければならない」との指摘に対し、回答の中で「世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、謙虚に学んで、リスクを低減する努力を日々係属してまいります」と述べています。しかし、地元の専門家は、敷地直下の断層について、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘しています。本当にリスクを低減するつもりならば、このような声にも謙虚に耳を傾け再調査すべきですが、東京電力が再調査したとの報道等はありません。冒頭でも書きましたが、東京電力は一般的な決意だけは述べていますが、具体的な安全対策はほとんど述べていません。このような東京電力に原子炉設置者としての適格性はありません。原子力規制委員会においては、原子炉設置者としての適格性のない東京電力に柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を認めることのないようお願いいたします。</p>
1103E 236	<p>津波時に1～4号機が水没する恐れがある該当箇所：p.48～・1～4号機のある荒浜側の防潮堤の地盤は液化化が懸念され、津波の際に1～4号機と周辺施設が水没するおそれがある。・1～4号機の燃料プールには使用済み燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る。1～4号機の安全確保を優先すべき。</p>
1103E 237	<p>【意見8】審査書案 p.477 故意による大型航空機の衝突は評価しているのか理由：航空機の落下確率は10<sup>-7</sup>以下であるから、確率が小さいとした評価しなくてよいとしているが、万一起きた場合の被害の大きさから建屋等に航空機が衝突した時の評価はしておくべきである。さらに、故意による大型航空機の落下にたいしては、火災を想定して原子炉建屋から離れたところに、対処設備をつくるとしているが、航空機が直接衝突した場合に格納容器等が損傷する危険性について評価をしておくべきである。最近、ミサイルを含めて原子炉施設が攻撃対象になった場合の評価と防護方法をきちんと検討しておくべきである。原子炉本体が損傷するような事態になると、離れたところにつくる代替の制御施設など無意味になる。【意見9】審査書案 p.225 事故シーケンス「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱（DCH）」は起きないと言えるか理由：高圧で原子炉が破壊しなければ、このような事態には至らないが、様々な事故の偶然性を考えると、本当にこのシーケンスを無視していいのか疑問に感じる。DCHが起きると、圧力容器の破壊につづいて直ちに、格納容器まで損傷するという現在評価している事故シーケンスとは比べものにならない被害となることが想定される。リスクは事故の被害規模と発生頻度で表すが、被害規模があまりに大きいシーケンスは発生確率が小さくても無視してはいけないのではないかと。物理的に起こり得る厳しい現象は発生確率に関わらず評価をしておくべきと考える。</p>
1103E 238	<p>緊急時対策所が、6・7号機に近すぎ、免震性がない該当箇所：p.461～・緊急時対策所が免震構造ではなく、必要とされる情報収集や指揮といった機能が維持できなくなる恐れがある。緊急時対策所が免震構造でなければならないのは、福島第一原発の教訓であったはず。・緊急時対策所は5号機に予定されているが、6・7号機に近すぎる。</p>
1103E 239	<p>東京電力福島第一原発事故の収束作業はまだ終わっていない。いつ終わるかも分からない。そのような、東京電力に、原子炉設置者としての適格性はない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 240	申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）の4ページに、以上の確認の結果、原子力規制委員会は、本件申請の申請者である東京電力については、柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の観点から、原子炉を設置し、その運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はないと判断した。上記については、本来であれば、原子炉を設置し、その運転を適確に遂行するに足る技術的能力があると判断した。という文書でなければならぬはず。福島原発事故を起こした当事者なのですからなおさらです。能力があるとは評価できないのですから、申請は認めるべきではありません。規制する組織として使用することを禁じるべき言葉です。
1103E 241	敷地直下の活断層について検討すべき該当箇所：p.37～・敷地直下の活断層について、地元専門家グループの指摘を検討すべき（解説）地元の専門家グループ（柏崎刈羽原発活断層研究会）は、敷地直下の断層の評価について、東電社員を含む論文のミスを指摘した上で、東電が古安田層と称する地層の火山灰層（刈羽テフラ）の年代について、約20万年前との東電の評価に根拠はないとし、独自の調査結果から、活断層である可能性について指摘しています。
1103E 242	「東京電力に原発稼働の資格なし」と多くの国民は思っています。東京電力は、福島第一原発事故の原因を解明していない事故の責任をとっていない被害者に対して誠意を持って補償しているとは言いがたく、賠償金には国民の税金が使われています。隠蔽体質は変わっていないこんな会社に原発の運転を任せることはできませんまた、柏崎刈羽原発には、次のような問題があります。地盤が弱い敷地内に活断層が多数（23本）走っている緊急時対策所が、免震構造でない東京電力は柏崎刈羽原発を2019年にも再稼働させたいようですが、地元の新潟県知事は、「福島第一原発事故の原因」「健康や生活への影響」「安全な避難方法」の3つの検証を終わらないうちは、再稼働を議論しない、そして、検証には3年かかると言っています。知事として県民の安全を考えることは、当然のことと思います。また、柏崎刈羽原発6、7号機を稼働させるための追加対策費用は6,800億円と報道されていますが、はたしてその範囲で済まないのではないかと思います。神戸製鋼のデータ改ざんが問題となっています。柏崎刈羽原発には使用されていませんか？しっかりと調査をして結果を明るみにしてほしい。事故の償いは当たり前で、それから福島の廃炉の道筋を考え、一日も早く安心できる状態にしていくことが当然のことと思います。福島の事故を忘れたふりをして、再稼働など全く筋違いだと思います。
1103E 243	東電は、福島原発事故により財政的に全く破綻状態です。そのような会社が、事故が起こった場合の補償が全く出来ないに、原発を稼働させることに絶対に反対です。事故時の補償が全くないのに稼働させるというのは、福島の場合と同じように、国家が面倒を見ると言っているのと同じです。稼働を認める事は、国家が保障したことと同じという事をしっかり認識してください。他の電力会社と同列には出来ません。補償の全くできない会社の原発を稼働させてはいけません。国民への反逆です。
1103E 244	柏崎刈羽原発5～7号機の直下の12本の断層について東電の主張のみで判断を行なっている点は大きな問題だ。地元の地質学者らでつくるグループが現地調査と火山灰分析などを行ない、それらが活断層であるとの結果を得て、規制委員会に考慮・判断を求めていたことが報告された。しかし、審査書案にはその指摘を考慮した経過が見られない。先の地震でも被害が出ている。想定を上回る揺れの可能性は十分にあり、安全性に問題がある。再稼働による核のゴミの増加にどう対処していくのか、示されていない。安全な処理保管が確立されておらず、しかも引き受け自治体がない状態である。この問題のめどが立たないのに再稼働はすべきではない。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 245	<p>1. 4. 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力 4 - 1 重大事故等の拡大の防止等（第 3 7 条関係） 4 - 1. 2. 2. 3 原子炉圧力容器外の溶融燃料 - 冷却材相互作用（231 頁）過酷事故時の格納容器下部への事前水張りは自殺行為 原発メーカーでさえ、福島原発事故が起こる前から「EUR は VR もしくはコアキャッチャーを容認。事前水張りの実施例は海外では存在しない」、「水蒸気爆発防止 - 下部ドライウェルへの事前水張りの禁止」[1]という認識を持っていたことが分かる。にもかかわらず、審査対象の原発では格納容器下部に注水して、溶融炉心を落下冷却するという。とんでもない事故防止策だ。コアキャッチャーの設置を義務付けるべきである。なお、EUR は European Utility Requirements : 欧州電力事業者要求仕様、VR は Vessel Retention : 炉内保持、の意。文献[1] 佐藤崇（東芝）、世界標準と安全設計について 原子力エンジニアからの一提案、日本原子力学会 2010 年秋の大会原子力安全部会企画セッション（2010.09.17） 2. 4 -1.2.2.4 水素燃焼（238 頁）酸素濃度は水素爆轟防止の判断基準（ドライ条件に換算して 5%以下）を超えているので、格納容器破損防止対策に有効性がない。設置変更許可を取り消すべきである。その理由は次のとおりである。解析結果の a に「事象発生直後から原子炉格納容器内の水素濃度は 13%(ウェット条件)を上回る。」 b に「ドライ条件に換算したドライウェル内の酸素濃度は、事象発生の 5 時間後から約 18 時間後まで 5 %を上回るが、この期間は LOCA 破断口からの水蒸気によりドライウェル内が満たされ、ドライウェル内の酸素濃度は約 0.2%(ウェット条件)であり、5 %に達しない」とある。一方で、格納容器破損防止対策の判断基準(212 頁)には、「(f)原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること。(ドライ条件に換算して水素濃度が 13%以下又は酸素濃度が 5%以下であること。）」と定められている。この判断基準に照らし合わせると、ドライ条件に換算したドライウェル内の酸素濃度がドライ条件に換算して 5%を上回っていることは、明らかに判断基準を超えていることになる。申請者はウェット条件では 5%に達していないから水素爆轟の問題はないとし、それを規制委員会が容認していることは、規制委員会が定めたドライ条件に換算のもとでの判断基準を無視していることになり、不当である。 3. 4 -1.2.2.5 溶融炉心・コンクリート相互作用（241-249 頁）申請者は解析コード MAAP による解析結果で、コンクリートの侵食量が床面及び側面ともに約 1cm であると報告し、規制委員会はこれを受当と認めているが、水中条件での溶融炉心のこの侵食量は過小評価になっている可能性が高い。規制委員会には以下の 2 点の実施を求める。(1)MELCOR を用いてクロスチェック解析を行った上で、申請者の解析結果の定量的な妥当性を判断すること(2)水中条件での溶融炉心・コンクリート相互作用の大型確証試験を実施して、現象推移を詳細に把握、解明するとともに、実験データを諸解析コードの精度検証用に提供することその理由は次の通りである。溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）によるコンクリート侵食の評価に関して、申請者が使用した解析コード MAAP について、水なしのドライな条件での実験データを用いた検証は実施されているが、今般の実機での状態である水中条件についての実験データによる検証は何ら報告されていない。また、川内 1・2 号機の審査書が確定された直後の 2014 年 9 月 24 日に更田豊志規制委員長代理(当時)は規制委員会定例記者会見で、水中条件での MCCI の解析評価について、「デコンプ(MAAP 中の MCCI を扱うモジュール)はごくざっくり言うと、始まったら全部止まるというような解析結果を与えます。一方、コルコン(解析コード MELCOR 中のモジュール)で解析すると、一旦始まると終わらないという解析結果を与えます。(中略)どちらも両極端の結果を与えるので、実際問題としては、MCCI については工学的判断に基づいて判断を下すのが状況であって、解析コードの成熟度が MCCI を取り扱うようなレベルに達しているという判断にはありません」と明言している。この更田見解からは、MAAP は水中条件でコンクリート侵食を過小評価する側にあることが伺われる。水中条件での MCCI によるコンクリート侵食実験事例は国内外ともに乏しく、実機で溶融炉心の水中冷却方式を採用するのであれば、大型確証実験とそれに基づく解析コード検証が必要である。</p>
1103E 246	<p>「科学的・技術的意見」東電の技術力は、福島第一原発に見るように、重大事故に対応する技術的能力が欠如していることは周知の事実です。日本における原子力発電技術は、100%の安全を保障することができません。したがって柏崎刈羽の発電用原子炉は、稼働させずに廃炉にするべきと考えます。原子力規制委員会は、原子炉事故について全く責任を取る立場にないと考えられますので、これ以上「技術的基準」が如何の斯うのと言うのはやめてほしいと思います。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 247	<p>反対の立場から意見を書かせていただきます。反対理由 1 柏崎刈羽原発を管轄する東京電力は、福島第 1 原発の過酷事故を起こし、6 年半過ぎた今でも終息せず、汚染水も継続的に流れ続け、安全に運転しなければならない原子力発電所の事業者として適格とは到底思えません。また、当の柏崎刈羽原発自体も免震重要棟の強度不足が指摘されているにも拘らず、十分な補強策というには不十分な状況が続けており、制御室の床下を通るケーブルについては、3.11 の事故の後ですら、点検をしてないと言うことも指摘されており、たとえ書類審査をパスしたとしても、技術的な観点から見て誠実な事業者とは言い難く、極めて不適切な事業者であると指摘せざるを得ません。反対理由 2 原子力規制委員会の新基準にパスしたとしても、この新基準自体が、安全基準ではないと言う事が党の原子力規制委員会によって明言されており、コアキャッチャーもない設備であり、万一の過酷事故が起きた際に対応できないものであり、やはり新基準自体が再稼働の基準と見做される事にも技術的に見て十分なものであるとはみなされないものであると思われます。以上の観点から、たとえ書類上柏崎刈羽原発が基準をクリアしたのだとしても、実際に再稼働を行うことは容認することは出来ません。</p>
1103E 248	<p>1. 4-4-15 計装設備及びその手順等 p.431 水位計は改善が必要である。現在の水位計は冷却機能を失ったときに水位計測不能に陥り、重大事故対処を不能にする。(理由) 審査書は依然として旧来の「差圧式水位計」を使用するとしている。このタイプは、福島原発事故の際に、基準水位面が蒸発して水位が TAF 以下になっても、TAF 以上と誤解させて、大災害への誘因の一つとなった。この基準面器内の水の蒸発という弱点は解決されているのか。現状の原子炉水位計は、重大事故時には役立たないのではないのか。この水位計を交換しなければメルトダウンに至る重大事故に対処できない。2. 4-4-18 緊急対策所及びその居住性等に関する手順等 p.450 緊急対策所は免震構造であるべきである。p.470 に規制委員会が申請者の取り下げに同意したことを述べている。その上で「居住性が確保されていること等を確認した」と言っているが、免震性こそが居住性の必要条件であり、この判断では審査を尽くしたとは言えない。当初、中越沖地震後に荒浜側に設置された免震重要棟が緊急時対策の司令塔になると説明されていた。だが、基準地震動の揺れに対応できずに使えないため、5 号機建屋内に緊急事態削除を設置することに変更されたという。しかし、原子炉建屋は耐震構造であっても免震構造ではないため、余震などでの揺れは減衰せず、この場所での各種作業や指令を管理者がおこなうのには困難があるのではないのか。また、6 号機・7 号機と地理的に接近しているため、(停止している) 5 号機建屋も同時に損傷を受けた状態になることが考えられる。5 号機建屋は緊急時対策所として不適当と考えられる。(理由) 免震重要棟の必要性は、ほかならぬ柏崎刈羽原発と福島第一原発で清水社長以下経営者たちが痛感したと言っている。3. 11 の事故の後に、国会に呼ばれた当時の東電清水社長は、福島第一原発に免震重要棟がなかったと考えると「ぞっとする」と答弁している。中越沖地震の際に、予定していた指揮所の扉が開かず、物が散乱して使い物にならなかったことから、新潟県の実情を受け、東電が柏崎刈羽原発 3 号機近くと福島第一原発に設置したものである。福島第一原発事故の際には、3 月末までのテレビ電話における発話数は合計 3 万 4432 回で、そのうち吉田所長の発話数は 5559 回である。そして、同所長は事故発生から 72 時間の後に精魂が尽きて、休憩に入ったという(NHK スペシャル『メルトダウン』取材班『福島第一原発 1 号機冷却「失敗の本質」』2017 年、p.228)。事故が大地震をきっかけに発生した場合、初期の緊迫した時期は余震が頻繁に襲ってきて、もし免震機能のない部屋で最大の緊張を強いられながら、多面的な状況認識と敏速な判断を強いられれば、だれしもミスを犯すであろう。そのような危機を乗り越えるためには少しでも冷静が保てて、外乱のために神経が乱されることを防ぐ環境が必要である。すでに、その必要を痛感したと言いながら、従業員の作業環境に思いが至らない経営者に管理能力があるとどうしても言えない。3. 4 審査結果(p.482) この適合性審査では、原子力委員会が 1964 年に決定し、原子力安全委員会が 1989 年に改訂した「原子炉立地審査指針」がいっさい無視されている。設置許可審査の最上位に位置するはずの立地審査指針は、現在でも生きており、その要求を考慮しないのは不当である。立地審査指針が求める「周辺の公衆に放射線障害を与えないこと」という基本的目標(1.2 項)を達成するため、「原子炉の周囲は、ある距離の範囲内は非居住区域であること。ある距離の範囲を判断するめやすは、重大事故の場合の被ばく線量が、甲状腺(小児)に対して 1.5Sv、全身に対して 0.25Sv とする。(2.1 項)現在の知見に照らせば、0.25Sv は 0.1Sv に読み替える」という条件を加えるべきである。福島原発事故を経験した現在、柏崎刈羽原発がこの立地指針の要求を満足するのかどうか、原子炉規制委員会は真摯に考慮すべきである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 249	<p>1．審査書案の記載 P26～耐震設計方針・規制委員会は、申請者が...運転状態の荷重を地震力と適切に組み合わせる方針としており、その施設の機能に影響を及ぼさないように適切に設定する方針としている...ことを確認した。(P34)・熊本地震では短時間の間に強い揺れがくり返し発生した。原発の耐震設計では、一回の基準地震動に耐えれば良いことになっている。設置許可基準規則における耐震基準に、熊本地震(2016年4月14日、16日)で発生した短期間における激しい地震の繰り返しを新たな知見として取り入れて、審査をやり直すことを求める。その理由は次のとおりである。熊本地震では、活断層が動いて震度7の激震が短期間に2回(4月14日と16日、時間間隔は約28時間)続き、気象庁はこのような激震の繰り返しは「過去の経験則にはない」と公表した。・中越沖地震でも柏崎刈羽原発において、東電の評価で本震の3割程度の余震が観測された。・配管の金属疲労は繰り返しの荷重により発生することによってその影響が蓄積していくが、基準地震動に匹敵する揺れが2度発生する場合や強い余震の影響は従来、全く考慮されていなかった。参考文献：滝谷統一「繰り返し地震を想定する耐震基準改正を求める」『科学』Vol.86、No.12(2016年12月号)1205～1210頁2．審査書案24頁 大湊側基準地震動について地震学科学的到達現状を踏まえると、大湊側の基準地震動が過小評価になっている恐れがあり、最大水平加速度を柏崎刈羽原発サイトで記録された既往最大値の1700ガルにすることを求める。その理由は、以下に引用する石橋克彦氏と山本義隆氏の論考に示されている地震や地殻変動に関する科学的予測の不確かさにもとづく。(1)石橋克彦・神戸大学名誉教授の論考：『科学』Vol.84、No.8(2014年4月号)869～877頁(2)山本義隆氏の論考：「福島原発事故をめぐって」みすず書房2011年、373・3-1.3 耐震設計方針1．耐震重要度分類の方針(26頁)設置変更許可申請書添付書類八に記載されている耐震重要度分類には明らかな誤りが少なくとも2点含まれており、規制委員会がこれらを容認していることは審査の瑕疵である。これらが修正されない限り、設置変更許可は無効である。その理由は以下のとおりである。(1)非常用取水設備(設計基準対象施設)を構成する設備のうちのスクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、補機冷却用海水取水槽のいずれもがC(Ss)クラスとされていることは誤りであり、本来はSクラスでなければならない。理由は、これらは原子炉から崩壊熱を最終ヒートシンク(海)まで輸送する上で必須の設備であり、「原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設はSクラスとすること(設置許可基準規則の解釈(別記2)第4条2の一)」に該当するからである。Cクラスとされていることは不合理である。(2)代替循環冷却系(重大事故等対処施設)には復水補給系が用いられているが、その復水補給系(復水移送ポンプとその配管設備)及び設置されている廃棄物処理建屋の耐震クラスがいずれもBクラスであり、Sクラスでない系統設備及び建屋を使用していることは不合理である。なぜならば、代替循環冷却系は、常設耐震重要重大事故防止設備とされており、設置許可基準規則第39条(地震による損傷の防止) ー 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設には「基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること」にもとづく、代替循環冷却系を構成する設備、機器及びそれらを設置する建物は本来Sクラスでなければならない。4.3-3-2.3.(5)津波防護の方針、水位変動に伴う取水性低下 (p.61)「引き波による水位低下時において海水ポンプの機能が維持できるよう、取水口前面に海水貯留堰を設置する」とあるが、この設備(取水口ならびに貯留堰)が耐震Sクラスであることの記述がなく確認できない。(理由)残留熱除去機能を担うポンプ類(残留熱除去系ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ)や熱交換器は耐震Sクラスに分類されるが、最終的な熱の放出先である海水取水口も含めてシステムの耐震健全性を保たねばならない。先行するPWR(川内、高浜、伊方)においては、非常用取水設備が耐震Cクラスのままであったことが指摘されている(岩波「科学」0272号「非常用取水設備の耐震クラスCは誤りである」(滝谷統一)参照)。本柏崎刈羽6,7号機においての耐震クラスに関わる矛盾を放置してはならない。</p>
1103E 250	<p>東京電力は福島第一原発の後始末も責任もとれていないのに、柏崎刈羽原発を動かす企業として不適格以外の何物でもない。と思います。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 251	<p>II 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力 「技術的能力」については、大きな問題がある。東京電力は他電力と異なり福島第一原発事故を引き起こした会社である。事故の原因究明と再発防止については他の電力会社とは異なる要求がされる。それは、事故の原因究明において、東電の技術的能力、特に福島第一原発の設備を運営する能力並びに過酷事故対策で準備された各種対応が正常に出来たかどうかが明確に調査されなければならない。事故については、政府の事故調査と国会の事故調査が行われたが、いずれにおいても明確に事故原因と収束作業に掛かる活動の妥当性が判断されていないのだから、原子力規制委員会において「技術的な能力」について大きな問題が残されているのである。特に経験については「技術的能力指針は、設計及び工事並びに運転及び保守に必要な経験として、本申請と同等又は類似の施設の経験を有していること又は経験を蓄積する方針を示すことを要求している。」としているが、福島第一原発事故を引き起こした問題点が解明されていない以上、経験を有しているとは言えない。従って、技術的能力があるとする判断は誤りであるから、許可をすべきではない。なお、更田委員長は東電について事故の経験があるから他電力よりも経験値が高いかの発言をしているが、そもそも現場を経験した電力社員や下請け従業員はどんどん退職ないし異動し、将来的にはいなくなる。人的に経験の多寡は経験値の評価対象にはならない。東京電力が原発事故を自己の経験として蓄積しようとするならば、事故の原因究明にもっと早くから熱心に取り組んでいるであろう。現実にはそのような姿勢は見られない。</p>
1103E 252	<p>東京電力は、福島第一原発の後、メルトダウンしていたことを隠していました。柏崎刈羽原発の審査の過程では、免震重要棟について、「基準地震動には耐えられない」というデータを隠していました。東京電力のこうした情報隠し、企業としての隠蔽体質は変わっていません。柏崎刈羽原発の運転をする資格があるとは、どうい思えません。</p>
1103E 253	<p>添付について。東電の決意表明だけで、実績も無い東電に、原発の再稼働を許可すると言うのはいいあまりにずさん過ぎると思います。決意を述べた後も、東電はサブドレンの水位をミスしたりしています。本気の決意とは思えません。何を担保に許可をしたのか、説明が不十分だと思います。</p>
1103E 254	<p>審査書案について中越沖地震では6、7号機ではロッキング現象が発生した。サブドレンが地震などにより機能喪失し地下水汲み上げが止まった状態で余震が発生した場合のロッキング現象の評価をしていない。また、接地率65%を維持できないのではないか。柏崎刈羽原発でのサブドレン汲み上げ量の運転開始からの最大量を確認し検討すること。また、ロッキング現象が限界を超えた場合の事故の可能性について検討すべき。</p>
1103E 255	<p>III - 1 . 地震による損傷の防止（第4条関係） / p . 11 III - 1 . 1 基準地震動 基準時振動の算定に大きな誤りがある。佐渡海盆東縁断層が存在すること、将来その断層が活動して大地震が発生するおそれがあることを見逃している。佐渡島と本州の間には海盆が存在するが、この海底地形には大きく撓んで変形しているところが認められ、地震による海底地形の変化と考えてもおかしくない。これは他の海域、例えば最上舟状海盆などがそうである。基準時震動の設定のために地震地体構造を考えるならば、佐渡海盆東縁断層を含めた新潟県日本海側の地震活動を全体的に捉えなければならないから、地震想定は誤りである。これは2007年7月の中越沖地震以降に当時の保安院が犯した過ち（再稼働を認めた）を繰り返しているだけである。III - 1 . 地震による損傷の防止（第4条関係） / p . 11 III - 1 . 1 基準地震動 基準地震動を荒浜側と大湊側で分けるべきではない 新潟県では2007年7月に中越沖地震が発生している。マグニチュード6.8と中規模地震にもかかわらず3000箇所もの損傷を柏崎刈羽原発は受けており、さらに7基のうち3基は中越沖地震時に稼働中で、その後現在に至るまで一度も稼働することがなかった。この地震では荒浜側は開放基盤表面で1699ガルの揺れを想定しているが、大湊側は766ガルに留まるとしている。これを基に基準地震動を荒浜側基準地震動Ssの最大加速度値を水平2,300ガル、鉛直1,050ガルに設定したが大湊側は水平1,209ガル、鉛直650ガルとしている。わずか1キロ程度の距離しか離れていない、同一敷地内に存在する原発で、倍半分もの差があるとする根拠はない。地震想定を殊更細かく行うことで、揺れに大きな違いがあるとするのは、前提条件が多少異なる（発振地点が異なる等）で簡単に崩れてしまう想定だ。少なくとも全域を水平2,300ガル、鉛直1,050ガルに設定すべきである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 256	<p>III - 4 . 2 . 3 外部火災に対する設計方針（3）発電所敷地内における航空機落下等による火災 / 88ページ ないし V 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応（重大事故等防止技術的能力基準 2 . 1 関係） / 477ページ において 航空機ないし大型航空機の衝突または故意の攻撃について記述しているが、前段の航空機の衝突と後段の「故意による大型航空機の衝突」に関して整合性がない。 攻撃を前提とした航空機の衝突の場合、確率は何の意味も持たず、かつ、複数の攻撃による損傷を考慮するならば、原発の複数面に緊急時対応用注水システムを設置していても意味を成さない。 また、テロ対策というよりも武力攻撃による大規模損壊を想定して、それに対処することが出来るかどうか「大規模損壊が発生した場合における体制の整備に関して必要な手順書、体制及び資機材等が適切に整備」されているかどうか判断すべきだ。 弾道ミサイル攻撃や爆撃などの攻撃を受けてさえなお、大規模損壊を発生させないなどと信用することは出来ない。</p>
1103E 257	<p>東京電力には、柏崎刈羽原発運転の資格がないと考えます。適格性の確認をしないでください。「しっかり向き合い、やり遂げる覚悟です」ですむ審査というのは、あまりにも非科学的です。東京電力と原子力規制委員会は、なれ合っていると断じなければなりません。科学への冒涇であり安全性無視の最たるものです。(P1~P2、P4)福島原発の事故原因についての解明がされていません。(P2) 廃炉作業についてのもどが立っていません。(P1~P2) 汚染水処理について、十分なコントロールがなされていません。(P2) 緊急時対策室の免震性が確保されていません。(P2) 防波堤の地盤の液状化が指摘されています。(P51) 放射能汚染被害者に対するの対応が不誠実です。</p>
1103E 258	<p>IV - 3 . 3 津波による損傷の防止（第 40 条関係） / 312ページ 「液状化評価方針の審査の過程において、申請者は、古安田層等の液状化に伴い荒浜側防潮堤が損傷し、津波が荒浜側防潮堤内敷地に流入する可能性があるため、当初荒浜側防潮堤内敷地の 3 号炉原子炉建屋に設置するとしていた緊急時対策所を大湊側敷地の 5 号炉原子炉建屋に変更するとともに、アクセスルートを変更することを示した。」としているが、この影響は単に荒浜側防潮堤の倒壊に留まらない。この浸水が発生すれば、荒浜側 4 基の原発において過酷事故発生の可能性が生じるのであるから、このような危険がある段階から大湊側の原発の運転を認めることは許されない。 一方、大湊側の防潮堤が荒浜側防潮堤の倒壊時点でも健全性を有するとの立場に立つことは到底安全側とは言えない。従って、地盤の安定性が確保できないところで原発を稼働させてはならないのである。</p>
1103E 259	<p>III - 1 . 3 耐震設計方針 1 . 耐震重要度分類の方針 / p . 26 耐震重要度分類については「耐震重要度に応じて、Sクラス、Bクラス、Cクラスに設計基準対象施設を分類すること（以下「耐震重要度分類」という。）を要求している。」としている。これについては、例えば圧力バウンダリについては全て耐震クラスSである。しかし圧力バウンダリに冷却材を注入する系統が全てSクラスにはなっていない。これは安全上重大な問題である。 例えば耐震重要度分類の矛盾については吉田昌郎元福島第一原発所長も次のように述べている。「シビアアクシデント上は、MUW( Make Up Water System 補給水系 ) だとか、FPを最終注水手段として、何でもいから炉に注水するようにしようという概念はいいんですけども、設計している側に、本当にそれを最終的に注水ラインとして使うんだという意思があるんだとすると、耐震クラスをAクラスにするでしょう。それ以外のラインが全部耐震クラスAだし、電源も二重化しているようなラインが全部つぶれて、一番弱いFPと、MUWは今回なかったわけですけども、そういうものを最後に当てにしないといけない事象というのは一体何か、私にはよくわかりません。」 この中で耐震クラスAとしているところが、現状のSクラスであるが、状況は全く同じである。 福島第一原発事故の教訓を全く生かしていない。 最終的に冷却材を圧力容器ないし格納容器に注入するラインについては、無条件で全てSクラスの設計とすべきであり、それが成されていないならば使用すべきではない。 また、新設ないし増強した注入ラインについては、全て実機において注入できることを実際の運転圧力及び過酷事故時想定圧力に上げて試験を行う必要がある。 過去の過酷事故対策は全て設備を設置した後に稼働または成立性試験を経ていない。そのためラプチャーデスクから格納容器ベントラインが作動しているかどうか、未だに分らないという信じがたい問題が生じているのである。</p>
1103E 260	<p>緊急時対策所が、6・7号機に近すぎ、さらに免震構造ではないため、事故の処理、対応の際に支障が出る恐れがある。福島第一原発事故の際、免震重要棟があったために、事故の対応をかるうじて続けられたことは記憶に新しい。よって、とても再稼働できる状況にはない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 261	福島第一原発の事故原因の解明さえしていないのに、安全かどうかの判断はできない。また、事故原因は、大地震、大津波であるのに、その専門家である人が、安全を判断する人に入っていない。それで、安全と言える訳がない。原発再稼働をしてはいけないと思います。
1103E 262	IV - 4 . 1 6 原子炉制御室及びその居住性等に関する手順等（第 2 6 条、第 5 9 条及び重大事故等防止技術的能力基準 1 . 1 6 関係） / 4 4 4 ページ 「炉心損傷を判断した後に現場作業を行う場合には、運転員の内部被ばくを低減するために全面マスクを着用する手順に着手する。この手順では、現場作業を行う運転員が全面マスクを着用する。なお、重大事故時においても、中長期での運転操作等の対応に支障が出ることがないように、運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、長期的な保安の観点から運転員の交代要員体制を整備する。」これはあまりにも非現実である。既に福島第一原発事故において経験しているとおり、全面マスクが必要な環境において作業を強行したり人員を交代させることは極めて困難であるだけでなく、想定しているような電源喪失環境においては無意味でさえある。結果として炉心の大規模損傷を起こした後の話であるのだから、中央制御室はほとんど機能していない。代替注水システムを準備しているはずの新規制基準下において、どうして無理に中央制御室や建屋内部に作業員や運転員を送る必要があるのか。中央制御室や建屋内部からは撤収して、緊対所や第二制御室やオフサイトセンターで冷却や事故収束の指揮を行う方向に規制基準では対応を変えているはずではないか。矛盾した対応になっている。
1103E 263	IV - 4 . 1 8 緊急対策所及びその居住性等に関する手順等（第 3 4 条、第 6 1 条及び重大事故等防止技術的能力基準 1 . 1 8 関係）について 460 ページ 現状の免震重要棟の運用方針について、この中には触れられていない。471 ページには免震重要棟の存在と、緊急時対策所としては失格し 5 号機の緊急時対策所との併用について記載があるのみである。一方、審査の概要（460 ページ）においては「基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。」とし、さらに「審査過程における主な論点」では「当初、免震重要棟を設け、その中に免震重要棟内緊急時対策所を設置することとしていた。」と記載されている。免震重要棟の建設は中越沖地震により柏崎刈羽原発の緊急時対策所が使用不能となったことから、露天（駐車場）にて緊急対応を迫られたことから当時の新潟県知事の要請により作られた。これが福島第一原発と第二原発で 2010 年に完成していたことで、特に第一原発においては地震の揺れや建屋の爆発に影響されることなく緊急対応が出来たことを当時の東京電力清水正孝社長が証言している。柏崎刈羽原発では、中越沖地震を遙かに上回る地震の発生を想定しているため、従来の免震重要棟が耐震性能不足となったことから見ても分かる通り、震度 7 の地震動、しかも建屋の基礎板で変位 75 センチを超える揺れが生じることを想定しなければならない。原子炉建屋がいくら揺れに耐えきれるとしても、その内部がどうなるか、外部との接続がどうなるかは未知である。一般的に建物がいくら頑丈でも大きな揺れを小さく押さえる能力が無ければ、生存性、活動継続性に重大な影響を与える。特に建物の密封性能に影響を受ければ、建屋から事故収束の指揮を取ることは極めて困難になる。東京電力は 5 号機の緊急時対策所を仮の施設と位置づけ、荒浜地区山手側に新たに緊急時対策所を含む施設を建設するとしている。しかしこの施設も耐震であって免震機能を備えていないとする。これは明らかに規制委員会の要求である「緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるために申請者が計画する設備及び手順等が、第 6 1 条及び重大事故等防止技術的能力基準 1 . 1 8 項（以下「第 6 1 条等」という。）における要求事項に対応し、かつ、適切に整備される方針である」（462 ページ）とはいえず、違反行為である。規制委員会は、改めて免震棟の再建設を規制要求とすべきであり、基準地震動に見合った設計を行って免震棟を建て直すことを指示すべきである。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1103E 264	<p>IV - 1 . 2 . 2 . 4 水素燃焼 / 238 ページ 水素濃度の解析において、申請者が行った解析の結果は以下のとおりである。「炉心の露出から再冠水までの間に、原子炉压力容器内の全ジルコニウム量の約 16.6%が水と反応して水素ガスが発生する。これにより、事象発生直後から原子炉格納容器内の水素濃度は 13vol%（ウェット条件）を上回る。また、水の放射線分解によって水素ガス及び酸素ガスが発生する。」「ドライ条件に換算したドライウェル内の酸素濃度は、事象発生の約 5 時間後から約 18 時間後まで 5vol%を上回る」のであるから、「この期間は LOCA 破断口からの水蒸気によりドライウェル内が満たされ、ドライウェル内の酸素濃度は約 0.2vol%（ウェット条件）であり、5vol%に達しない。」などと解釈を付けて「原子炉格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること。（ドライ条件に換算して水素濃度が 13vol%以下又は酸素濃度が 5vol%以下であること。）」との 212 ページの規制基準の要求を満たしていないのに運転許可を与えてはならない。</p>
1103E 265	<p>P138、地元の専門家によれば、炉の下に、活断層があることが指摘されている。本当に大丈夫なのか？</p>
1103E 266	<p>IV - 1 . 2 . 2 . 3 原子炉压力容器外の溶融燃料 - 冷却材相互作用 水蒸気爆発が実機において発生する可能性 / 235 ページにおいて「規制委員会は、原子炉压力容器外の FCI で生じる事象として、水蒸気爆発は除外し圧力スパイクを考慮すべきであることを確認した。」などと、さしたる根拠もなく東電の言い分をそのまま受け入れ、水蒸気爆発は起こらないこととしている。そのうえで、格納容器下部に予め 2 mほど水を溜めて溶融燃料を受け止めるという世界に例の無い、危険な重大事故対処方針を決定している。水蒸気爆発を引き起こす危険性は「水蒸気爆発が実機において発生する可能性」 / 235 ページにおいて検討したものの「水蒸気爆発が発生した KROTOS、TRO1」の結果を切り捨て、水蒸気爆発は実機において発生する可能性は極めて低いとの東電の主張をさしたる根拠もなく受け入れている。しかし水蒸気爆発の可能性はあるのだから、压力容器外の溶融燃料対策として格納容器の水張りは誤っている。</p>
1103E 267	<p>福島第一原発の事故について、東京電力には地震や津波によるリスクが予見されていながら対策を怠っていた責任があり、事故は現在も収束していません。このため東電にはそもそも柏崎刈羽原発の運転をする「適格性」はないと考えます。また、福島第一原発事故の教訓や新たな知見が柏崎刈羽原発の安全対策に生かされていないのに、原子力規制委員会の安全審査に事実上合格とされていることにも異議があります。</p>
1103E 268	<p>表題審査書の 477 481 頁にある「V 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応（重大事故等防止技術的能力基準 2.1 関係）」について、大型航空機の衝突そのほかの事例としては、弾道ミサイル等による武力攻撃事態を含むべきである。ジュネーブ条約第一追加議定書には第 4 編 5 節に「危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）の保護（第 56 条）」の条項あり、ロシア、中国、北朝鮮など日本の周辺国は批准ないし加入しているものの、米国は第一追加議定書を批准・加入しておらず、米国の先制攻撃などへの反撃としてはこれらの国による攻撃や、事故、武装勢力による反乱等の不確定要素により、原子力発電所への武力攻撃を想定外とすることはできない。この場合、弾道ミサイルの非常に大きな破壊力だけでなく、その攻撃の種類によっては原子力発電所の制御系統に重大な損傷をきたし、即時に大量の核物質の飛散を引き起こす可能性がある。審査書においては手順書の策定計画により合格としているが、この項目についての手順の策定、具体的な周辺住民の避難計画との整合性、連絡手段と手続きの内容をとりわけ実行可能性について確認し、審査対象とすべきである。弾道ミサイルの着弾は Jアラート発令より 5 分以内程度の場合も考えられ（2017 年中の Jアラートの実例により）これが原子力発電所を標的とする場合は、直ちに緊急炉心停止及び発電所職員の退避、周辺住民への通報と避難ないし退避の実施が必要であるからそのための手順の策定が必要である。発電所立地地域の災害対策マニュアルでは、即時避難区域（PAZ）においては放射性物質放出前に直ちに避難を行う、となっており、弾道ミサイルによる攻撃の場合、警報発令から 5 分以内に即時放射性物質が放出される事態も考えられること、この場合の退避・避難の手順、意思決定等について原子力発電事業者側の手続きを明確にさせた上で、再度その内容について審査すべきである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1103E 269	意見今回の適合性審査の内容について、新潟県民と新潟県に説明をお願いします。また、審査内容に関する新潟県の検証にご協力をお願いします。理由今回の柏崎刈羽原子力発電所の審査内容については、新潟県民の命と暮らしにかかわります。新潟県は「県民の命と暮らしを守る責務を負う県として、確認する必要がある」と考えており、審査内容について今後ご説明を求めている。県として当然の対応である。県民として支持する。新潟県と県民に説明願いたい。また新潟県は「審査内容に疑問が残る点については、県として検証を行うなど対応したいと考えております」としている。県民として支持する。協力をされたい。
1103E 270	避難計画については新潟県が独自で検証を始めています。その結果を待つべきです。地元の検証なくして再稼働するなど、もってのほかです。
1103E 271	東京電力は福島第一原子力発電所で爆発を起こし、放射能を大気中にばらまきました。その結果広い地域で人が住めない、健康が不安だという状態を作り出しました。それにもかかわらず被災した人たちへの十分なそして心からの謝罪もなく相変わらず隠ぺいする事ばかりです。 工事もずさんさが目立ち技術的にも信用できません。 こんな東京電力は柏崎刈羽の原子力発電を運転させる資格はありません。 放射能を巻き散らかしておいていまだにそれを風評被害といいきる東電の社長の言葉には反省の気持ちさえないといえます。絶対に反対です。
1103E 272	福島第一原発は事故後、高濃度の放射能汚染水の流出が止まりません。しかし、柏崎刈羽原発は設計段階で高濃度汚染水の発生と漏えいが全く想定されておらず、新規規制基準の審査対象からも外されています。とうてい、再稼働はできません。
1103E 273	5)意見の箇所： 添付2審査書(案)P.461-P471「IV-4.18 緊急時対策所及びその居住性等に関する手順等」「4.審査過程における主な論点」「(1)緊急時対策所の設置場所」意見： P470～P471にかけて、「申請者は当初、免震重要棟を設け、その中に免震重要棟内緊急時対策所を設置することとしていた」「しかし、その後一部の基準地震動による地震力に対して耐震性が確保できないことを示した上で、基準地震動に対して耐震性が確保されている3号炉原子炉建屋内緊急時対策所を新たに設置することとし、利便性が高く居住性が確保されている免震重要等内緊急時対策所を併用することを示した。その後、敷地の液化に伴い、3号炉建屋内緊急時対策所の遡上波が到達する可能性があることから、申請者は・・・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に変更することを示した」「また、免震重要棟内緊急時対策所が本審査において基準地震動による地震力に対し耐震性を有することを示すことができないことから、申請者は免震重要棟内緊急時対策所の使用を取り下げ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のみで居住性が確保できること等を説明した。これにより、規制委員会は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性が確保されていることを確認した。」と書かれているが、免震構造でない緊急時対策所が大地震発生時に十分機能を果たせるかどうか疑問である。免震構造の対策所は、中越沖地震が発生した時、柏崎刈羽原発の指揮所の扉が開かず物が散乱して機能しなかったことから、地元新潟県知事が東京電力に要請し、福島原発にも造られたものだった。福島事故後、当時の清水社長は、福島に「免震重要等がなかったと考えるとぞっとする」とも発言している。大事故の後には余震が長く続くことを考えれば、免震構造の緊急時対策所は必須である。放射線の防護基準を満たし、耐震耐津波性備えた免震重要棟が建設できないような場所であるなら、原子炉の設置を認めてはいけない。
1103E 274	福島第一原発事故についての究明がまだなされていません。その状態で、同じ東京電力の柏崎刈羽原発を再稼働することは、危険です。東京電力は高い技術を持っているといいますが、福島事故を防げませんでしたし、対応もうまくいっていません。福島住民の苦難は終わりが見えません。柏崎刈羽も、中越地震や中越沖地震等、地震の多い地域でいつまた大地震が起こるかもわかりません。責任が取れない以上、再稼働などはありえないことです。汚染水対策はどうするのですか？福島もまだ収束していないではありませんか？がん患者も増えています。経済的にも精神的にも追い詰められています。明るい展望など持ちようありません。人々の平穏な暮らしを奪ったままで、時間がたつにつれ、ますますひどくなっています。放射性廃棄物がたまり続けています。どう対処するおつもりですか？日本に安全に処分するところはありません。原発再稼働は、北朝鮮に対し、自爆のための原爆を抱えて、さあ打てと言っているようなものです、危険極まりない挑発はやめてほしいです。原発は存在そのものが危険ですが、稼働中はもっと危険です。国民を守るためには一刻も早く原発を止めてください。

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 275	<p>福島原発事故を引き起こした東京電力に、原発再稼働の資格も能力もありません。福島第一原発は、汚染水対策もままならず、現実的な廃炉の工程さえありません。多くの人々に悲惨な避難を強いている責任は、東電と政府です。事故の責任さえ認めようとしめない東電に、原発を運転する資格はありません。よって再稼働は認められないとすべきです。</p>
1103E 276	<p>1. 審査書案 P133～297 想定した各種の事故ケースに関して、申請者が計算コードを使ってプラント状態のシミュレーション解析を行っているが、その解析結果の定量的な妥当性を判断するにあたり、原子力規制委員会は申請者が使ったものとは異なる別の計算コードを用いて独立した解析を行う、「クロスチェック解析」を実施することを求める。この「クロスチェック解析」は、福島原発事故発生以前の安全審査では取り入れられていたのに継承されていないことは理不尽である。安全解析におけるシミュレーションの問題については、以下の山本義隆氏の指摘に耳を傾けるべきである。「設計者が行う安全解析は、ソフト・メーカーが作った安全解析プログラムでシミュレーションするだけであるが、それはプログラム作成にさいして想定されているモデルの範囲内のことしか教えてくれない。そもそも、そのプログラム自体、いくつかのさらなる下請け（孫請け）企業の作成したサブルーチンによる模擬試験に依拠している」参考資料（山本義隆「福島原発事故をめぐって」、みすず書房 2011 年、51）</p> <p>2. 3-1.3 耐震設計方針 4. 荷重の組合せと許容限界の設定方針（p.31）柏崎刈羽原発は、2007 年 7 月の中越沖地震で被災した原発で、被災原発の設備健全性については、国の委員会や新潟県技術委員会で議論され、6、7 号機についてはいったん運転再開に至ったが、その設備健全性や耐震安全性については疑問が残ったままと考えている。その一つが、機器・配管が元に戻らない塑性変形を受けたのではないかという疑問である。配管の硬さ試験が行われ、塑性変形による硬化は見られなかったと報告されたが、硬化事象が観測されるのは変形が 2%ないし 4%（鋼種によって異なる）を超える場合であって、それ以下の塑性変形が起っても分からない。この事実をふまえて、許容限界は再検討されるべきである。</p> <p>3. 3-2 設計基準対象施設の地盤（第 3 条関係）（p.40）「中越沖地震に対する柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性の検討状況について」平成 19 年 12 月 25 日（下記 a）の p25 においては、中越沖地震によって生じた建屋近傍の地盤沈下の原因として、揺すり込み沈下が挙げられるという趣旨のことが書かれ、今後の予定として「沈下防止（抑制）対策について検討する」と書かれている。この審査書の p40 の下から 3 行目には、東京電力が「直接又はマンメイドロック（コンクリート）を介して岩盤に支持される設計とするとしていることから、揺すり込み沈下や液状化による不等沈下の影響を受けるおそれはない」と評価したとしている。この評価を受けた規制委員会は、p41 の上から 14 行目によると、「解釈別記 1（実用発電用原子炉に係る新規性基準に納められた解釈別記 1）の規定に適合していること及び地盤ガイド（基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド）を踏まえていることを確認」したとしている。しかし、東京電力が下記 a において中越沖地震を受けて検討すると言っている沈下防止（抑制）対策の審査についても、明確に述べるべきと思う。a 東京電力が総合資源エネルギー調査会に提出した資料 4. 3-3.2 耐津波設計方針（p.51～52）p51 の下から 4 行目に「申請者は、荒浜側防潮堤内敷地と大湊側敷地にわたって敷設されているケーブル洞道の評価対象として特定し、津波がコントロール建屋に流入する経路とならないことを示した」と書かれているが、ケーブル洞道が津波の流入経路とならない、と言っているだけで、津波の流入経路が全くないことは言いきれないのではないかと。p52 の上から 3 行目に「敷地への遡上の可能性を検討する」と書いているが、検討することを審査するだけでは不十分で、検討した結果、講じられる対策が適切かどうかを審査する必要があると思う。</p> <p>5. 審査書案 231 頁 原子炉圧力容器外の溶融燃料 - 冷却材相互作用について「水蒸気爆発の発生の可能性は極めて低いと考えられる」とあるが、その根拠が記載されていない。仮に実験結果に基づくものとしても、原理論の実験過程と現実の間には下記の参考資料に述べられているように相当な相違があるので、ここは水蒸気爆発の発生の可能性があるものとして、その防止、緩和対策を真剣に審査することを求める。「近代科学の方法は、要素還元主義と定量的実証主義にもとづく線形法則の形成である」「物理や化学の原理論の形成とその技術的・産業的応用は相当に異なることです」参考資料：山本義隆氏の論考：私の 1960 年代、金曜日、2015 年、236、238</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 277	<p>東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、この問題に対応できません。この一つをとって見ても、東京電力には原子炉設置者としての適格性がありません。（理由）審査書 311 ページには、東京電力について、「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力発電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事後の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれていますが、福島第一原発の状況を見ると、この体制が整備されていないことは明らかです。したがって、東京電力には原子炉設置者としての適格性がないと考えます。</p>
1103E 278	<p>柏崎刈羽原子力発電所は、新潟地震の際に地面と建屋のコンクリートが段差と呼べないほどに断層がズレました。原子炉は岩盤の上に建設されているとはいえ、それを覆う建屋がズレては配管損傷につながります。高線量廃液の通っている配管が損傷すれば放射性廃液が漏洩しますし、空間線量の上昇につながります。火山列島である日本という国において、原子力発電所の稼働は福島第一原子力発電所の事故がいつ起きてもおかしくないでしょう。日本の原子力発電所は即刻廃止して頂きたいです。</p>
1103E 279	<p>東京電力ホールディングスの原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）について、原子力規制委員会の提示した7つの基本的な考え方への回答として、2）資源配分及び体制について「・経済性よりも安全性を優先すること」となっており、これらの回答が将来の東京電力をも拘束するものであること、を共通理解としてとしている。しかし、営利企業として株主総会の議決による経営方針を決定し、かつ原子力発電所の稼働が収益性に大きな影響を与える状況であることは明白であり、このような確認事項に実体性が伴うとは考えられない。この適格性の具体的違反基準と、これに反した場合の、罰則及び是正方法について文書で定め、確認、契約事項とすべきである。さらに被曝を伴う作業の安全性など、放射性物質の取り扱い及び被曝についての考え方については、日本では ICRP の考え方に基づき運用されているが、もともとこの基準は経済性と安全性のバランスを前提にしたものであり、経済性のためには一定の安全性の犠牲を認める考え方である。事業者適格性について安全性を第一と考える国の方針が明確であるならば、ICRP の放射線への防護基準とは異なる、経済性と切り離れた防護基準について検討、確認事項とするのでなければ不足である。以上の理由により、東京電力の事業者適格性についての確認結果は不十分であると考え</p>
1103E 280	<p>結論から言えば、柏崎刈羽原発は即時廃炉作業に入るべきと考え。1. ハードウェアとしての欠格事由設計が古い 1978 年以前の設計、自動車でも飛行機でも家電でも 39 年も前の設計は危険度はもちろん、経済性としても利用することが論外老朽化 最新の 7 号機で 97 年、すでに 20 年運転している、その間に度重なる事故で運転している期間がわずか。原子炉は運転休止を繰り返すほど速く劣化する。2. 東電ホールディングスの企業体質福島第一原発の事故で東電は経済性のために安全から手を抜くことが分かった。また、隠蔽体質であることも分かった。溶け落ちた燃料棒を取り出せないと最近になって言い出すなど、事故からの復旧の当事者資格なし。柏崎刈羽を運転するのは溶け落ちた燃料棒を取出してからにしてほしい。柏崎刈和の事故歴を見ると、およそ原発のような危険物を扱う資格がないとわかる。3. 安全対策避難対策の欠除地震対策、津波対策ともまったく不十分近くの活断層からしても大規模な地震被害にあう可能性はきわめて高い。避難についても周辺住民の安全健康かつ迅速な避難対策が出来ていない。周辺住民が安全対策に納得していないので、新潟県知事は再稼働反対派が当選した。4. (すべての原発についていえることだが) 使用済み燃料の最終処分方法がすでに各原発の使用済み燃料プールはリラッキングしないと入らないほどいっぱいになっている。これ以上使用済み燃料を増やすことはできない。この点だけでも柏崎刈羽に限らず、すべての原発は運転できない。5. 運転必要性なしこれもすべての原発についていえることだが、原発は一基も運転しなくても日本の電力需要はまかなえる。6. 想定事故規模の大きさ 7 号機まで含めると世界最大規模の原発である。一基が破局的事故になれば、他の 6 基も無人になる。無人になった原発は全て破局的事故を落とす。なにより、すでに福島第一原発で原発作業員が不足していて、他の原発が事故を起こしたら、対応する人員がいない。以上</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 281	<p>1) 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)の2について柏崎刈羽原発構内の「現場」を視察した田中委員長と伴委員が聞き取り調査をしたのは、東京電力の社員と協力企業(日立と東芝)の社員であったと文面から理解した。もし、そうであるならば、東京電力あるいは協力企業から期間契約で仕事を請け負っている、下請け企業の作業員との意見交換の機会がないまま、東京電力に原子炉設置者としての適格性があると判断するのは、誤りである。そして、田中委員長と伴委員が、過酷事故時に、高レベル放射線にさらされる環境の屋内外で、生命の危険を感じながらの作業をし、最悪の場合、即死あるいはけがや病いに倒れる可能性のある社員と下請け作業員に対して、a)東京電力の経営陣はどのような事前の意見交換したうえで選択肢を示したか、さらに、b)もしものときの補償制度がどのようなものか、聞き取り調査ができたのかどうか、文面からは判断できない。もし、それをしていないのであれば、東京電力に原子炉設置者としての適格性があると判断するのは、誤りである。</p> <p>2) 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)の3について柏崎市の住民の話を先月聞く機会があったが、規制委員会が評価した「サイト内の状況が大きく改善されてきていること」については、「よくやっているね。でも、(事故を起こした当事者なのだから)あたり前でしょう。構内だけよくなってそれでいいのか?」という声を聞いた。帰還困難区域からの避難者をふくめて、柏崎市には約700人の福島県からの避難者が暮らしている。避難者を身近に感じ、心を痛めている柏崎市民もいる。さらに、新潟県が独自に技術・健康・避難について検証するそれぞれの委員会の議論を待たずに、原子力規制委員会が先走って結論を出さなければならない理由を、更田新委員長が、国民に向かって説明する責任を果たしてほしい。アルヴィン・ワインバーグが、「科学が問うことができるが、答えることのできない」トランス・サイエンス問題群の例として、核エネルギーのリスクに関する問題群を挙げたことに、委員長である前に科学者であるならば、謙虚に向き合ってほしいと思う。</p> <p>3) 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)の4の(2)について東京電力の「回答文書等において確約した取組」のなかに、経済より安全を優先するとあった。しかし、東京電力は、使用済み核燃料の乾式貯蔵施設を柏崎刈羽原発内につくるとは言っていない。プールにリラッキングすることについては、米国の科学者らでつくる「憂慮する科学者同盟」のエドウィン・ライマン氏がその危険性を指摘し、地震やテロに備えるためにも、乾式貯蔵にするようにと2015年7月9日の東京での記者会見で述べている。乾式貯蔵施設をつくる計画が保安規定に記載されていないのであれば、安全より経済を優先したことになるので、原子炉設置者としての適格はないと、考える。</p> <p>4) 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)の4の(2)について1)とも関連するが、「原子力設置者としての安全文化の醸成」というときには、東京電力と協力企業の社員だけでなく、下請け・孫請け企業の作業員を含めた、すべての当事者が対象であるべきである。下請け・孫請け企業の作業員への教育、訓練、最悪時の補償について、ふだんからのコミュニケーションの取り方について、具体的な計画と実施した後の評価方法について、保安規定に記載されていないのであれば、原子炉設置者としての適格はないと、考える。ある原発構内で働いていた元作業員は、非常用ポンプの点検を命じられていたが、福島第一原発事故が起こるまで自分の仕事の重要性がまったく分かったと言い、自分の仲間の作業員は、緊急時の休日出番のリストに入っているにもかかわらず花見をしていたと言い、そのようなコミュニケーションの無さが恐ろしくなったと言って仕事を辞めている。職員と作業員といっしょになって、安全文化をともにつくる環境を整えることができないのであれば、東京電力は、原子炉設置者としての適格はないと、考える。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 282	<p>添付 1 の申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）についての意見 東電は 8 月 25 日に規制委から回答を求められていた原発の安全確保に関する「基本的な考え方」を文書で提出した。それが今回の新規規制基準の適合性審査において根拠の一つとして公開された。その法的根拠も位置づけもわからない。さらに、下記のような問題がある。4 不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなければならない【回答】世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、謙虚に学んで、リスクを低減する努力を日々継続していく。 問題点 この答えは、明らかに日本の規制基準が世界からも後れを取っていることを意味している。世界最高どころか、まだ世界に学ばなければならないのである。 そのことを規制委員会も認めていると理解するほかはない。世界最高水準というのは真っ赤なウソである。5 規制基準の順守は最低限の要求でしかなく、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない【回答】福島原子力事故に対する深い反省から、原子力の安全性向上について、規制にとどまらず、さらなる高みを目指すため不断の改善を行う。 問題点 このような回答をしておきながら、免震重要棟の耐震性問題についてウソの説明をしてきたことをどう考えれば良いのか。東電は耐震性能を満たさない免震重要棟をそのまま緊対所として使おうとし、今日でも 5 号機に設ける緊対所に対するバックアップとして使用することとしている。安全性の向上どころか、過酷事故対策を間に合わせの施設、設備で行おうとしているに過ぎない。言行不一致を明らかにしたものと考える。6 原子力事業に関する責任の所在の変更を意味する体制変更を予定しているのであれば、変更後の体制のもとで柏崎刈羽原発について再申請するべきだ【回答】当社は、福島第一原発の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原発の終わりなき安全性向上を、両立していく。社内カンパニー化はガバナンス強化が目的で、炉規制法に基づく審査要件に影響するような責任の所在変更は行わない。 問題点 新々・総特においては原子力事業に関しても「柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を実現していき、さらに、企業価値向上に貢献するため、中長期を見据えた更なる取組として、国内原子力事業者との共同事業体の設立等、関係者との協議を重ね、再編・統合を目指す。」と記載している。この内容と「審査要件に影響するような責任の所在変更は行わない。」とは、どのような整合性があるのか不明確である。原発そのものだけでなく、サプライチェーンや燃料調達など、一連の原発運営に関する事業の一部を合弁会社等に外出ししていく可能性は高いと思われる。中長期的な方向性についても「責任の所在の変更を意味する体制変更」はないことをいかなる方法で確認できるか極めて不思議である。企業活動は原則として自由競争であり、規制委員会がこれを拘束することが出来る方法は、原稿法令上無い。7 社内の関係部門の異なる意見や知見が、一元的に把握され、原子力施設の安全性向上に的確に反映されなければならない【回答】経営層を含め、各層が日々迅速に情報を共有するとともに、組織横断的な課題などの情報を一元的に共有するための対策を実施する。 問題点 柏崎刈羽原発の免震重要棟の耐震問題が「社内の部門間の意思疎通がうまくいかなかった」かの説明を規制委員会の審議において行っている。免震重要棟は使えないとの説明が県などには出来ないと判断した部門が具体的にあるはずで、その部門と規制委で説明をした部門との間の「力関係」はどうなっており、そのような説明を行うにあたり意思決定を行った主幹部があるはずだ。その責任を問わずして、一般論でこのような主張をしても信ずるに当たらない。 また一元的な共有との対策は、むしろ社内の異論を封じることになってしまうのではないかと危惧される。「対策」とは具体的に何をどうすることにしたのか解明すべきだ。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 283	<p>申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)について原子力規制委員会は、申請者東電については、特別に、原子炉設置者としての適格性について審査したという。そもそも原子力規制委員会が「原子炉設置者としての適格性」として、「原子炉の設置と運転に必要な安全文化」の他にいかなる特性を想定しているのかは明瞭ではないが、東電に対しては、審査にあたっての「基本的な考え方」として7項目の厳しい要求が突き付けられたものと理解する。しかしながら原子力規制委員会は、それへの回答として出された経営責任者の一筆（+経営陣の決意表明）に、何の「突っ込み」もなしにあっさりとなしと納得し、拝領してしまっただけに見受けられる。また、現場職員の安全確保に関する意見調査とやらも行ったようであるが、そこでは、福島第一原発事故を経た現場の苦労話にすっかり同情して、現場での取り組みを全面的に称賛する調査結果となっている。いったい7項目の「基本的な考え方」は、東電社長がきっぱりと回答したように実現可能な課題なのか、要求する方にも回答する方にも、深慮した形跡が見受けられない。・福島原発事故の発生とその後の処理に多額の国費が投入され、東電には原子炉を設置し運転する事業者責任が全うできないことが証明されている真っ最中に、さらに別の原発を設置・運転する事業者責任が果たせるという見込み（項目の2）を、原子力規制委員会はどのように確認したのか、本確認結果(案)からは全く察し得ない。・福島第一原発の設置・運転者として廃炉に責任を持つことと、「風評被害」を払拭することとは、何のかかわりもないことであり、そもそも「風評被害」とやらの原因である放射性物質による環境汚染を引き起こした張本人が、「風評被害」を払拭しようとし、又はできると思うことこそ奇妙なことであるが、原子力規制委員会は、東電社長の風評被害対策への言及が、「原子炉設置者としての適格性」への問いに対する回答の一部を構成しようという認識なのか？・項目の3にいたっては、東電が柏崎刈羽原発を運転再開しようとする目的と両立するのか、大いに疑問を感じるが、さらに項目4や5で要求される安全対策を実施していくとすれば、経済性はまったく期待できず、利益を追求するホールディングカンパニーとしての姿勢が問われなければならないが、この重大項目の実現可能性について、原子力規制委員会は全くスルーしている。以上で述べたように、追加で行われた原子炉設置者としての適格性についての審査は、全くおざなりの茶番としか受け止められず、原子力規制委員会としてこのような審査結果を公表することは恥ずべきことと認識する。廃案とし、申請者東電の原子炉設置者としての適格性については、改めて真摯に問い直さなければならない。</p>
1103E 284	<p>【結論】 東電に原子力発電所を運転する資格はないものと考え。その一点において、原子力規制委員会の「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」は適当でないと考え。、【理由】 原子力規制委員会は、「福島第一原発の廃炉を進めるに当たり、「主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟であることが明確になった」としている。しかし、福島第一原発の実態を見れば、9月28日に、地下水のくみ上げ井戸の水位計の設定が間違っていたこと等々、その技術力は信頼に値せず、原子力規制委員会の判断は間違っているものと考え。</p>
1103E 285	<p>経済性の問題 この原発は、動かすにあたり経済的基盤がない。約2兆円もの負債を事実上抱えている東電が、原発を動かす経済的基盤はないから、運転を認めることは出来ないはずである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理番号	意見全文
1103E 286	<p>添付 1 の申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）についての意見 東電は 8 月 25 日に規制委から回答を求められていた原発の安全確保に関する「基本的な考え方」を文書で提出した。それが今回の新規制基準の適合性審査において根拠の一つとして公開された。その法的根拠も位置づけもわからない。さらに、下記のような問題がある。1 福島第一原発の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原発を運転する資格はない【回答】福島第一原発の廃炉は、国内外の英知や、地元をはじめ多くの関係者の協力を得つつ、当社が主体となり進める。廃炉を進めるにあたっては、主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応を説明し、やり遂げる覚悟だ。今後、風評被害に対する行動計画を作成し、あらゆる機会を捉え、説明していく。 問題点 現時点で廃炉の方針については東電からの明確な意思は出されていない。気中方式や横からの取り出しについて原子力損害賠償・廃炉等支援機構が方針を示したと報じられている段階である。廃炉の主体は現状は支援機構である。また、規制委が聞いているのは「覚悟」と「実績」であり、「覚悟」はともかくとして、実績について存在すらしない。「覚悟」についても、一体何を聞きたいのかさっぱり分からず、これでなにがしかの意思を確認したとすることはできない。2 福島第一原発の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原発に対する事業者責任を全うできる見込みがないと、柏崎刈羽原発の運転を再開することはできない【回答】当社は、福島第一原発の廃炉、柏崎刈羽原発の安全性向上を、両立していく。今後要する資金の手当では新々総合特別事業計画で示した計画に基づき、着実に実行する。 問題点 今回の規制基準適合性審査対象でもある「柏崎刈羽原発の稼働」が前提となった再建計画では、費用を捻出することは困難だ。「着実に実行する」には新たな資金調達を考えるしかないが、これは託送料金により新電力に転化するなどで明らかに新たな負担を強いるものになりかねない。新々総特を前提としてもない袖は振れない状態は直ぐに発生することは常識の話である。新潟県知事や県民が数年内に運転を認めるはずがないことは規制委員会も認識しているはずだ。3 原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない【回答】原子力事業は安全性確保を大前提とすることを誓う。安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えはみじんもない。 問題点 営利企業である東京電力は、安全性を確保するためには経済性を犠牲にすると回答したのだろうか。この回答の意味が理解できない。規制委の「経済性よりも安全性追求を優先」とする主張も理解不可能だ。安全最優先ならば事故原因の究明と再発防止対策が最初に成されるべきもの。また、「安全と経済性は相反するもの」との考え方についても大きな違和感がある。経済性のない原発をわざわざ動かす動機はいったい何か。例えば、経済性を最優先とするならば、事故時に格納容器ベントにより放射性物質を環境放出する。しかし安全優先ならば格納容器を二重にし、その空間に放射性物質を蓄積させるなどの対策を取る。真に安全性すなわち、放射性物質の放出をゼロに近づけるには経済性を度外視するというでしかない。</p>
1103E 287	<p>再稼働に反対します。</p>
1103E 288	<p>IV - 3 . 2 地震による損傷の防止（第 39 条関係） / 1 . 耐震設計方針 / p . 3 1 1 - 3 1 1 この原発は、そもそも立地指針に違反している。「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」（昭和三九年五月二七日 原子力委員会）によれば、「原則的立地条件」として「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。」と規定している。日本中でも極めて頻繁に、大きな地震の影響を受ける地域に立地した柏崎刈羽原発は、この立地指針に反している。根本的な問題を解決できていない以上、認可は取り消すべきだ。</p>
1103E 289	<p>東電の事業者適合性について反対する立場から意見を申し上げます。もし柏崎刈羽でシビアアクシデントではないにしてもまた事故が発生すれば、そちらにも人的金銭的リソースを割かなければなりません。そうすると福島第一の廃炉・収束作業に影響を及ぼす可能性がないとはいえません。福島第一原発の将来を考えても、リソースの分散になりかねない別原発の適合性審査の申請は、却下すべきであったと考えます。このような案件を抱える事業者に原子力発電事業を営む適格性や、新たな原発の再稼働を検討する余地はありません。原子力事業者としての適格性を認めるべきではありません。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
1103E 290	大地震の可能性が低い欧州でさえ、安全基準を備えた原子力発電所の高コストになっている。なぜ、日本は廉価にできるのか？国民に、しっかりとしたわかりやすい説明が必要である。実際には、出来ないことがたくさんある。例えば、原子力発電所内の駐車車両は、すべてワイヤーで固定するらしい。しかし、果たしてどこまで徹底できるのだろうか。現に、クレーン車両が強風で倒れる事故も発生している。このように、現実的には、徹底できない。再稼働には、反対である。

東京電力柏崎刈羽原発6・7号機設置変更許可申請に関する意見

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門様

FAX 03-5114-2178

柏崎刈羽原発は以前にも度々事故を起こしました。

原発は絶対に事故を起こさない、安全であるということは神話であってウソであることがはっきりしています。

福島第一原発事故に関しては、原子炉の中を見た人はいません。

6年以上経った現在も、放射能汚染水は大嵐に発生しています。

空気中に絶えず放射能が発散しています。

ですから、事故は収束していません。

事故の原因も分かりません。

対策も分かりません。

そのような状態で作られた新規制基準は不完全です。安心できません。

故里を奪われ、大切な人生を破壊された人が沢山います。

それなのに、柏崎刈羽原発を再稼働するとは、とんでもないことです。

また、東京電力は、事故を起こした責任者です。

事故処理がずさんです。

被爆者に対する対応、支援も全く誠意が欠けています。

そのような倫理のない企業にさらに原発を再稼働する資格はありません。

許可には絶対反対です。

再稼働しないで、廃炉にすべきです。

2017. 10. 10.

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ  
実用炉審査部門 御中

=(別添)

(原子力規制委員会 宛て)

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 6号機 古谷び  
7号機 審査考案に対する意見。

住所

氏名

連絡先

意見/理由：記入欄

(2017.10.19)

①不安がつづける東京電力(TEPCO)による  
柏崎刈羽原子力発電所の再稼働。

②コストダウン追求の行きつき先が、フクイチ  
爆発。それなのにまたぞろカネカネカネの再  
稼働。

③覚悟が足りないといわれて、とってつけたよ  
うな急遽な決意表明。以前と全く変わらず。

④福島第一原子力発電所の実情は、まだまだ何  
がおこるか分からない状態だ。

④柏崎刈羽原子力発電所の免震重要棟は、そろ  
っとしているか。いわれてもすぐやらない。債  
務超過になると居直る。こんな会社だ。

ことは多くの人々のいのちにかかわること。再稼  
働で、世間を不安にさせないでください。

1/1

1023F1

意見/理由

適格性についての確認結果、申請書に関する審査書案に対する意見と一言で、申し上げます。

パブコメとしては、科学的、技術的な意見とありますが、そこに表されている規制委の“適格性についての確認結果(案)”の内容が、およそ科学的、技術的とは言えないような内容であると、私には思えます。

東京電力の約束と一言、言葉は適切でないかもしれませんが、この“精神論”がマスコミでも言われているようにこれを許可の根拠とするには矛盾があるように思えます。

そもそも福島第一発電所の過酷な事故にあっては、6年以上経つ今も多くの方が仮設住宅に暮らされており、数万の故郷に帰って来ることができない方がいらっしやいます。

これほどに大地と空気をよごし、またかつ大量の汚染水、フレコンパックの汚染土の山、終わりの見えない廃炉の問題、これまた限界が分からない復旧の費用が報道されるのを見聞きするにつけ、この地震から逃れられない列島に原発の存在できる根拠がないというのが、一市民である私にも道理と思えます。

もちろん、核廃棄物の問題も増えるだけで、進んでいない現実があります。

昨今世界のニュースを見聞きするにつけ、すでに原発は過去のものであり、稼働された原発の維持に携わる人々の被爆労働を前提とするような産業自体が明らかに非人道的であり成り立たないことは明らかでしょう。

そして今までも情報を隠し、言葉をすり替え嘘をつき続けてきた東京電力が行う精神論的な回答、約束をもう私は信じることはできません。

規制委員会が基準に基づく審査の範囲であることはわかりますが、私たちが生活して行く上での安全、安心という観点が満たされない以上、到底 柏崎刈羽の稼働、東電の適格性に同意、容認することはできないものです。

以上 申し上げます。

## 【東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働に関するパブリックコメント】

## 原子力規制委員会 宛て

住所：千葉市美浜区真砂 5-21-12

氏名 生活クラブ生活協同組合

理事長 木村庸子

連絡先 tel: 043-278-7671

fax: 043-279-7490

## ○意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4ページ）

- ・意見：申請者に柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はありません。
- ・理由：

規制委員会は東電の適格性を判断するために7項目の「基本的考え方」を示し、東電はこれに対して文書で回答を寄せました。7項目は例えば、福島第一原発の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すこと（①）、経済性より安全性追求を優先することや安全性の向上（③、⑤、⑦）などですが、これに対する東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず、実績など具体性はありません。

福島第一原発の実情を見れば、最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸（サブドレン）水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあったことが明らかになったばかりです。他にも1,200トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになりました。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いています。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできません。

にもかかわらず、規制委員会は東京電力について「運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はない」と結論づけています。このような結論は実態に全く即していないと考えます。

## ○意見提出箇所（『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4ページおよび『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』1ページ）

- ・意見：東京電力に柏崎刈羽原発を運転する経理的基礎はありません。
- ・理由：

東京電力は、自らが全責任を負うべき事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と公的資金の注入を要求しました。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東京電力はかろうじて破たんを免れている状況です。この意味でも東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はないと考えます。審査には経理的基礎の確認も含まれています。経理的基礎はないと判断すべきです。

## ○意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』20～21ページ）

- ・意見：地震の規模が過小評価されています。
- ・理由：

元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を發し、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表し

ました。その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は1.8倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発6・7号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。

また、熊本地震では、震度7の地震が2回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。

以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。

○意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』311ページ）

・意見：東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性がありません。

・理由：

審査書の311ページには、東京電力について、「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力発電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事後の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれています。福島第一原子力発電所の状況を見ると、現状においてこのような体制が整備されていないことは明らかです。汚染水問題に対応できない東京電力には、原子炉設置者としての適格性がありません。

○意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』371～377ページ）

・意見：代替循環冷却系は、新基準には位置づけられていないものであり、これをもって新基準に適合するとは言えません。代替循環冷却システムの実証実験を求めます。

・理由：

東京電力は、原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させるために、代替循環冷却および格納容器ベントを必要な対策としており、審査書ではこれを評価しています。しかし、そもそも代替循環冷却は新規制基準にはないものであり、ベントを併記しているとはいえ、代替循環冷却を安全性の根拠とするのは新規制基準との整合性を欠くものです。まずは代替循環冷却システムの実証実験が行なうことを求めます。

○意見提出箇所（『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号炉）に関する審査書（案）』470～471ページ）

・意見：5号炉原子炉建屋内緊急対策所が免震構造でないため、新基準に適合しません。

・理由：

東京電力は当初、3号炉原子炉建屋内緊急対策所を新たに設置し、免震重要棟内緊急対策所と併用することを示していました。その後、3号炉原子炉建屋内緊急対策所は、敷地の液状化に伴い津波が到達する可能性が発覚しました。また、免震重要棟内緊急対策所に十分な耐震性がないことも分かり、5号炉原子炉建屋内緊急対策所のみを使用することとしました。しかし、5号炉原子炉建屋内緊急対策所は耐震構造ではあっても、免震構造ではありません。新基準は免震重要棟の設置を求めていることから、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉は新基準に適合していません。

以上

1026F1

(別紙)

氏名 新潟県 (担当：防災局原子力安全対策課 須貝)

意見／理由：記入欄

意見

今回の適合性審査の内容についてご説明をお願いします。また、審査内容に関する本県の検証にご協力をお願いします。

理由

貴委員会の柏崎刈羽原子力発電所の審査内容については、県民の命と暮らしを守る責務を負う県として、確認する必要があると考えております。このため、審査内容について今後ご説明をお願いします。

また、審査内容に疑問が残る点については、県として検証を行うなど対応したいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

## 1026F2

## 【東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働に関するパブリックコメント】

原子力規制委員会 宛て

住 所:東京都世田谷区宮坂 3-13-13

氏 名 生活クラブ生活協同組合・東京

理事長 土谷雅美

連絡先 tel: 03-5426-5200

fax: 03-5426-5201

○意見提出箇所(『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1~4 ページ)

・意見:申請者に、柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はありません。

・理由:規制委員会は東電の適格性を判断するために7項目の「基本的考え方」を示し、東電はこれに対して文書で回答を寄せました。7項目は例えば、福島第一原発の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すこと(①)、経済性より安全性追求を優先することや安全性の向上(③、⑤、⑦)などですが、これに対する東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず、実績など具体性はありません。

福島第一原発の実情を見れば、最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸(サブドレン)水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあったことが明らかになったばかりです。他にも 1,200 トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れたただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになりました。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いています。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできません。

にもかかわらず、規制委員会は東京電力について「運転を適確に遂行するに足りる技術的能力がないとする理由はない」と結論づけています。このような結論は実態に全く即していないと考えます。

○意見提出箇所(『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1~4 ページおよび『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』1 ページ)

・意見:東京電力に、柏崎刈羽原発を運転する経理的基礎はありません。

・理由:東京電力は、自らが全責任を負うべき事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と公的資金の注入を要求しました。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東京電力はかろうじて破たんを免れている状況です。この意味でも東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はないと考えます。審査には経理的基礎の確認も含まれています。経理的基礎はないと判断すべきです。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』20~21 ページ)

・意見:地震の規模が過小評価されています。

・理由:元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を発し、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表しました。その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は1.8倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発 6・7号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。

また、熊本地震では、震度7の地震が2回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。

以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』311ページ)

- ・意見:東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性がありません。
- ・理由:審査書の311ページには、東京電力について、「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力発電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事後の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれています。福島第一原子力発電所の状況を見ると、現状においてこのような体制が整備されていないことは明らかです。汚染水問題に対応できない東京電力には、原子炉設置者としての適格性がありません。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』371～377ページ)

- ・意見:代替循環冷却系は、新基準には位置づけられていないものであり、これをもって新基準に適合するとは言えません。代替循環冷却システムの実証実験を求めます。
- ・理由:東京電力は、原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させるために、代替循環冷却および格納容器ベントを必要な対策としており、審査書ではこれを評価しています。しかし、そもそも代替循環冷却は新規基準にはないものであり、ベントを併記しているとはいえ、代替循環冷却を安全性の根拠とするのは新規基準との整合性を欠くものです。まずは代替循環冷却システムの実証実験が行なうことを求めます。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』470～471ページ)

- ・意見:5号炉原子炉建屋内緊急対策所が免震構造でないため、新基準に適合しません。
- ・理由:東京電力は当初、3号炉原子炉建屋内緊急対策所を新たに設置し、免震重要棟内緊急対策所と併用することを示していました。その後、3号炉原子炉建屋内緊急対策所は、敷地の液状化に伴い津波が到達する可能性が発覚しました。また、免震重要棟内緊急対策所に十分な耐震性がないことも分かり、5号炉原子炉建屋内緊急対策所のみを使用することとしました。しかし、5号炉原子炉建屋内緊急対策所は耐震構造ではあっても、免震構造ではありません。新基準は免震重要棟の設置を求めていることから、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉は新基準に適合していません。

以上

## 原子力規制委員会 宛て

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住 所

氏 名

連絡先

### 全ページに対する意見

バックエンドを含む「原子力発電事業総体」でのエネルギー収支が不明な現在、「原子力発電事業総体」はエネルギー産業とは認められない。

仮にエネルギー産業とする前提があるならば、それは非科学である。

「原子力発電」と称する事業を行なう社会は、行なわない社会よりも、多量の資源、エネルギー（電力、化石燃料など）を消費する。「原子力発電」と称する事業は、エネルギー消費事業である。

石油節約を裏証した「原子力発電所」と称する施設はひとつもない。

原発使用済み核燃料管理、原発放射性廃棄物管理、テロ対策に使うエネルギー・資源量を正確に検証せずには、「原子力発電」の意義は認められず、設置も認められない。

バックエンドの見通しのたたない事業はやめるべき。

原子力発電所は公営発生源であり閉鎖すべき。

## 原子力規制委員会 宛て

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

## 意見提出箇所(適格性確認結果案 1~4ページ)

- ・福島第一原子力発電所の廃炉を進めるに当たり「主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟」であることが明確になった。(1~2ページ)
- ・経済性よりも安全性を優先することが明確になった。(2ページ)
- ・東京電力が確約した取組については、保安規定の審査及び履行の確認を通じて、その履行を確保する。(3ページ)
- ・東京電力については…原子炉を設置し、その運転を的確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はないと判断した。(4ページ)

## 意見/理由: 記入欄

## □東電に運転の資格なし!

- ・東京電力は、福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことはできず、破たんをさせないために公的資金が注入されている状況です。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく、福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。直近の9月28日には、地下水のくみ上げ井戸(サブドレン)の水位計の設定にミスがあり、半年間にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出てもおかしくない状態であったことが明らかになりました。
- ・規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求しましたが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。廃炉のメドは立たず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能の垂れ流しも続いています。避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでおり、健康被害も出ています。経済性よりも安全性を優先するといいますが、根拠・判断基準がなにもありません。また、保安規定により履行を確保するといいますが、どうなれば違反となるのか明確な判断基準もありません。
- ・東電の隠ぺい体質は繰り返し指摘されてきました。最近では、福島第一原発の跡、メルトダウンを隠しており、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータを隠していました。こうしたことを考えても、東電の運転資格があるとは思えません。

## 原子力規制委員会様

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

### 意見提出

- 福島第一原子力発電所の事故を見ればわかるように、責任を取る部署も人もいないことが分かった。他人のせいにせず自ら責任を取れる部署と人を明確にできない場合は、技術以前の問題として再稼働は中止すべき。
- 現場労働者を被ばくさせる技術を使うことは間違い。
- そもそも何かトラブルが起きたときに、人間が制御できない技術を使うこと自体間違い。
- 海の温度を上昇させ、北極、南極の氷を解かす原発の技術は止めるべき。
- 目先のことでなく、地球全体や未来の安全のことも考えて、技術を開発すべき。
- 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働ではなく、中止のためにお金と技術を使ってほしい。

2017/10/27

原子力規制委員会 様

NO.

2017.10.30

確認結果(案)に対する意見

住所:

氏名:

連絡先

意見提出箇所: 確認結果(案) 1ページ 前文

意見

前文には「規制委員会は、人と環境を守る使命」とあります。規制委員会は施設の適合性を審査するだけでなく、原子力災害時の住民避難計画の策定にも責任を持たなければ、人と環境を守る使命を果たせないと思います。

理由

規制委員会は規制施設設置法で原子力利用の安全確保を図るための施策を一元的に可ると定められています。従って「原子炉等規制法」に基づく新規制基準に適合しているかどうかの審査だけでなく、「原発法」に基づく原発の安全確保の施策全般に責任を負う責務があると思います。

しかし規制委員会は避難計画は担当外として審査しないことにしています。そして避難計画については国としては規制委員会が机上の対策指針や参考資料を示し、内閣府が助言するだけでなく、あとは地元自治体が責任を持って策定するまうに決めています。しかし予算が少なく、原子力防災の専門家もいない地元自治体任せでは実際に安全を確保できる避難計画を作るのは無理だと思います。

従いまして少なくとも、規制委員会が避難計画に対してきちんと審査して国が住民の安全を保証すべきだと思います。さもなければ地元住民は原発が再稼働した時に、安全に安心して暮らすことができません。とうてい再稼働を認めざるわけにはいかないと思います。

(別紙)

意見／理由：記入欄

3.11福島第1原子力発電所メルトダウン事故があって、福島県から全財産を置き、生命と健康の危機に曝され、曝により安全なさし当りの避難地新潟県(仮の住み処)に移住した人たちは原発再稼働をどう思っているか。

他人事であるはずがない。中越沖地震は今の恐怖。原子力規制委員会、事業者たる東京電力もよのほす。福島原子力発電所事故を知っていて、再稼働を許す。私たちに避難先はないのです。あなたたちにも。もう原発はこういうものが、みんな、わかったはずです。

私たちは、加害者にも被害者にもなりたくありません。

私たちは毎朝、「深呼吸」する幸せを奪われたのです。だれにと言わせないでください。私たちの村度に馬乗りになって私たちを切り捨てる空気が、窒息してしまいます。

規制基準の適合性は見るが、「安全だ」ということは言っていない」という審査書案に誰かが信を置けますか。

福島原発事故の収束はしていない、できない。検証もしていない。それでも再稼働を許す。こんなことがあっていいはずはありません。

20ミリシーベルトで「安全」として賠償金を打ち切り汚染水をふくめる環境に帰還させて原発を再稼働させる国、規制委、電力会社。どんどん増える使用済み核燃料の行先さえなくて暗黒社会を明るく社会にするなどと平気で言う国、規制委、

事業者東電に原子力を推進する資格はありません。福島県で小児甲状腺がんが2/2が200人/1になろうとしているのです。

(別紙)

## 意見／理由：記入欄

柏崎 刈羽原発の再稼働に対し、反対の意見を提出します。

柏崎 刈羽原発は、2007年の中越沖地震の大きな事故の前でした。原発の損傷ヶ所は3600件以上です。だから原発は、事故のリスクが多すぎて危険です。

原子炉建屋直下に、マグニチュード8クラスの地震の可能性が指摘される。長岡平野西縁断層がその中に検討していません。これでは安全は保てない。

東京電力は、福島第一原子力発電所でレベル最悪の事故を犯して反省しながら、その収束もできないと判っていたながら、柏崎 刈羽を再稼働する資格はない。犯罪的行為を繰り返させないのが主催者の権利であり義務です。

避難計画は、実効性がなく、たとえ避難させても、政令には二度と戻れないことは福島で明らかです。私たちが犠牲にする原発は、必要ありません。電力は充分足りています。再生エネへの参加に企業が遅いを取り、国策としても原発は不要です。

規制委員は、事故の再発防止を旨に、科学的態度で国際的にも通用する規制をたへよう。決して推進の原発勢力に魂を売り渡さないで下さい。

(別紙)

意見/理由: 記入欄 東電に運転の資格ない

東電に運転の資格はあろうか。規制委は  
 廃炉もやり抜く覚悟と実績を示すことを要求したが、  
 実績が示されおらず、決意表明だけを認しても  
 意味があまりありません。福島第一原発の実態を見なければ  
 ばいけないと思えます。廃炉のメドは立たず、汚染能  
 力はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能  
 の垂れ流しも続いています。避難を強いられた人も  
 残った人も各地で多くの人たちがお苦しんでおり、健  
 康被害も出ています。東電の決意表明は信用できま  
 せん。東電に原発運転の資格なし。事故の費用負担  
 について東電は「このままでは債務超過に陥る」と居  
 直り、公的資金の注入を要求しました。東電に「経理  
 的基礎」もありません。

基準津波に対し、1~4号機のある荒浜側は、津波  
 の防護が期待できず、1~4号機と周辺施設が水没す  
 ることが前提となっっています。1~4号機の燃料プー  
 ルには使用済み燃料があり、プールの水が失われた  
 場合、重大事故になってしまいます。1~4号機の安  
 全確保を優先すべきです。

高濃度汚染水の放出、拡散防止策がありません。  
 東電が海洋への放射能拡散防止対策として設置する  
 設備に挙げているのは、シルトフェンスだがこれは  
 放水砲の水の拡散防止対策であり、溶融炉心の冷却  
 水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはで  
 きません。福島第一原発では、汚染水がいまでも発  
 生しつづけています。規制委は、再稼働のための審  
 査よりも汚染水対策を優先すべきです。地球環境、  
 未来の人類にまで被害を与えた福島原発事故、無責  
 任な原発事業にはどめをかけなければ!

## 1031F2

## 【東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働に関するパブリックコメント】

原子力規制委員会 御中

住所: 東京都練馬区中村南 2-22-3

氏名: 北東京生活クラブ生活協同組合

理事長 加瀬 和美

連絡先 tel: 03-3970-4632

fax: 03-3998-0564

## ○意見提出箇所(『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1~4 ページ)

- ・意見: 申請者に、柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はありません。
- ・理由: 規制委員会は東電の適格性を判断するために7項目の「基本的考え方」を示し、東電はこれに対して文書で回答を寄せました。7項目は例えば、福島第一原発の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すこと(①)、経済性より安全性追求を優先することや安全性の向上(③、⑤、⑦)などですが、これに対する東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず、実績など具体性はありません。

福島第一原発の実情を見れば、最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸(サブドレン)水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあったことが明らかになったばかりです。他にも 1,200 トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになりました。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いています。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできません。規制委員会は東京電力について「運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はない」と結論づけています。このような結論は実態に全く即していないと考えます。

## ○意見提出箇所(『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1~4 ページおよび『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』1 ページ)

- ・意見: 東京電力に、柏崎刈羽原発を運転する経理的基礎はありません。
- ・理由: 東京電力は、自らが全責任を負うべき事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と公的資金の注入を要求しました。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できるしくみを作った結果、東京電力はかろうじて破たんを免れている状況です。この意味でも東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はないと考えます。審査には経理的基礎の確認も含まれています。経理的基礎はないと判断すべきです。

## ○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』20~21 ページ)

- ・意見: 地震の規模が過小評価されています。
- ・理由: 元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を發し、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表しました。その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は1.8倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発 6・7 号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。

また、熊本地震では、震度7の地震が2回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』311ページ)

- ・意見:東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性がありません。
- ・理由:審査書の311ページには、東京電力について、「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力発電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事後の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれています。福島第一原子力発電所の状況を見ると、現状においてこのような体制が整備されていないことは明らかです。汚染水問題に対応できない東京電力には、原子炉設置者としての適格性がありません。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』371～377ページ)

- ・意見:代替循環冷却系は、新基準には位置づけられていないものであり、これをもって新基準に適合するとは言えません。代替循環冷却システムの実証実験を求めます。
- ・理由:東京電力は、原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させるために、代替循環冷却および格納容器ベントを必要な対策としており、審査書ではこれを評価しています。しかし、そもそも代替循環冷却は新規制基準にはないものであり、ベントを併記しているとはいえ、代替循環冷却を安全性の根拠とするのは新規制基準との整合性を欠くものです。まずは代替循環冷却システムの実証実験が行なうことを求めます。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』470～471ページ)

- ・意見:5号炉原子炉建屋内緊急対策所が免震構造でないため、新基準に適合しません。
- ・理由:東京電力は当初、3号炉原子炉建屋内緊急対策所を新たに設置し、免震重要棟内緊急対策所と併用することを示していました。その後、3号炉原子炉建屋内緊急対策所は、敷地の液状化に伴い津波が到達する可能性が発覚しました。また、免震重要棟内緊急対策所に十分な耐震性がないことも分かり、5号炉原子炉建屋内緊急対策所のみを使用することとしました。しかし、5号炉原子炉建屋内緊急対策所は耐震構造ではあっても、免震構造ではありません。新基準は免震重要棟の設置を求めていることから、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉は新基準に適合していません。

以上

(別紙)

意見／理由：記入欄東電に原発運転の適格性なし。<sup>柏崎刈羽原発は廃炉にして下</sup>

今回の審査は通常とは別に東電の柏崎刈羽原発を運転する適格性と技術的能力も審査の一環としている。原子力規制委員会は東電の運転資格について「福島原発の廃炉をやりきらなければ柏崎刈羽原発を運転する資格はない。」としていた。そして廃炉をやりぬく覚悟と実績を示すよう要求し、これに対して東電は決意表明を並べただけの回答書を提出した。

- 二度と事故は起こさないと固く誓う。
- 福島復興、福島第一原発の廃炉賠償をやりとげるため自ら判断し実行し説明する責任をはたす。
- 風評被害の対策について誠意と決意を持って取りくむ。
- 経済性より安全性を優先する。
- 柏崎刈羽原発の終りなき安全性、F1の廃炉をやりとげる事を両立してやっていく。寧ろ回答である。

この回答のすぐ後にF1原発事故現場で半年にわたるサブドレンの水位計の設定ミスが報道された。汚染水対策としての凍土壁も税金350億円以上使っても失敗に終わったのか何の発表もない。経済性より安全性を優先するというのが柏崎刈羽原発を動かそうとする事自体、自らの経済性を優先し安全性を無視しているという事にほかならない。

原子力規制委員会は何の実績も今後の計画も示さしていない回答書をもって「よし」としてしまった。原子力規制委員会は原発を審査する資格、適格性なしである。重大事故が起きた場合風向きなど考えれば福島原発の事故の何倍もの被害出ると考えられる。

- 柏崎刈羽原発の再稼働は絶対に認められません。
- 東電に原発運転の資格なし。
- 柏崎刈羽原発は廃炉にして下さい。

2017.10.31 (火)



(別紙)

## 意見／理由：記入欄

東京電力福島第一原子力発電所の事故で、私たちが  
は原発事故がどういふものかを知りました。事故  
後6年が経過しても事故処理は収束できず、原因  
の検証もできず、現場では冷め続けなければならず  
とでも放射能は流れ続けている。事故を起した  
国と東電に再稼働は許されません。まして事故を起  
した事業者東電による柏崎刈羽原発の再稼働の  
資格は論外です。

私たちはこの国で再び同様の原発事故の起こる  
繰り返してはならないと。再発防止すべきことが  
政治の責務であること、国際社会に学びました。  
規制委員は、再発防止のために科学的判断を下せる  
規制委員にすべきことを望みます。

(別紙)

意見/理由 「適格性についての確認結果(案)」 3 ページ

- 1 福島第一事故の当事者である東京電力に対して、技術的審査に加え、原子炉設置者としての適格性についても、行政機関である原子力規制委員会が審査することについては、やや違和感がある。
- 2 即ち、原子炉等規制法の許可基準である技術能力の確認という位置づけで行う審査の一環ということであるが、原子力規制委員会が示した7つの基本的考え方は、技術的能力というよりもむしろ経済的裏付け、安全文化の醸成、経営体制の維持、情報の一元化等東京電力の経営全般に深く関わる内容を要求しているからである。
- 2 東京電力は、原子力規制委員会の7項目の要求に対して真摯に取り組む旨の回答書を提出したが、原子力規制委員会は、将来にわたり確実に実行されることを担保するため、保安規定に記載するよう要求している。  
保安規定への記載は、苦肉の策ではあるが、やや無理筋の感がある。むしろ、定期的な報告または監査等で確認した方が実質的かつ実効的だと考える。
- 3 更に、7項目の中に、福島第1の廃炉に主体的に取り組み、かつ経済的に柏崎刈羽原子力発電所の事業者責任を全うできる見込みがなければ運転再開はできないという趣旨の要求がある。  
東京電力が、福島第1の汚染水処理方針を早期にかつ、主体的に決められなかったのは、実質国有化された状態で、経済産業省による指導・監督が厳しく、方針決定をしたくても経済的な裏付けがなく、原子力損害賠償・廃炉支援機構を所管する経済産業省の意向を仰ぐ必要があったからではないかと推測する。
- 4 東京電力が、主体的に方針決定できるように、経済産業省から下記について確約する文書を原子力規制委員会に提出してもらい、東京電力の回答書と同様に「適格性についての確認結果(案)」に添付すれば、東京電力の主体性を確実に担保できると考える。
  - ① 東京電力の主体性を尊重し、東京電力が回答文書等の趣旨を円滑に実施できるように配慮すること。
  - ② 福島第1の廃炉等に関して、方針を具申するような各技術委員会は、経済産業省から東京電力に移管すること。

(別紙)

## 意見/理由 「審査書(案)」 212 ページ

- 1 格納容器破損モードにおける、破損防止対策として東京電力が申請した、代替循環冷却系を用いる対策(以下、対策A)と格納容器圧力逃がし装置を用いる対策(以下、対策B)の2通りの対策について、原子力規制委員会はいずれも有効な対策であることを確認している。
- 2 格納容器破損モードにおいては低圧代替注水系により炉心冷却を行い、代替格納容器スプレイ冷却系により格納容器内冷却を行ったうえ、対策Aまたは対策Bのいずれかにより格納容器からの除熱を実施するというシーケンスになっている。  
このため、代替原子炉補器冷却系および格納容器圧力逃がし装置を新たに設置する必要がある。
- 3 格納容器破損モードの解析結果によると、下表のように対策Aおよび対策Bのいずれの場合もほぼ同じ結果が得られ、設置基準を満たし、かつ基準値を大幅に下回っており、両対策の有効性が確認されている。

評価項目	対策A	対策B
・PCT	727℃(約18分後)	727℃(約18分後)
・格納容器 最大圧力 最高温度	約0.60MPa 約165℃	約0.62MPa 約165℃
・環境へのCs-137 放出量(7日間)	約15TBq	約16TBq

- 4 格納容器破損モードにおける破損防止対策として、ほぼ同じ効果が期待できる対策Aおよび対策Bの両対策の設備を重複設置することについて下記ののような疑問がある。
- ① 設備の重複設置は、申請者マターではあるが、原子力規制委員会としてはどのように検討し、是と判断したかの見解が示されていない。
- ② 世界最高水準といわれる新規制基準を満たす種々の安全対策により、シビアアクシデントの発生確率がほぼゼロという現状を考慮すると、両対策の設備を重複設置することにより、系統の複雑化とコストアップを招き、むしろデメリットとなる可能性がある。従って、対策Aまたは対策Bのいずれかのオプションとすべきと考える。
- 5 対策Aに対する考え方  
原子力規制委員会は、規制基準を改定し、格納容器破損防止対策として対策Aを義務化するとの報道がある。(平成29年10月19日付朝日新聞)

対策 A については、当該「審査書(案)」に端を落していると考えられるので、対策 A に対する考え方を以下に述べる。

また、対策 A の義務化に関しては、今後申請する BWR ユニットと既申請の BWR ユニットに分けて考える必要がある。

(1) 今後申請する BWR ユニットのケース

当該「審査書(案)」によると、格納容器破損モードに対する有効性は、環境への Co 放出量をみても、対策 A と対策 B はほぼ同等であり、対策 A を義務化する積極的な理由は見当たらない。

また、対策 A を義務化する場合、現行の対策 B を対策 A に置き替えるのか、あるいは対策 B に加え、対策 A を追加するのも明白ではないが、少なくとも対策 A と対策 B の両方の義務化は、前記 4②の理由から、是非回避すべきである。

(2) 既申請の BWR ユニットのケース

平成 25 年 7 月の新規規制基準の施行以降、適合性確認審査のために申請された BWR ユニットは、福島第一事故の教訓を網羅した、極めて厳しい基準を満たす各種の安全対策が取り入れられている。

たとえば、南海トラフ地震を考慮した耐震設計震度、津波の侵入を防ぐ防波壁の設置、送電線の 8 ルート化、ガスタービンや蓄電池のバックアップ電源の設置、可搬式注水ポンプの設置、フィルターベント設備等々幾重もの安全設備が追加されている。

したがって、下記の理由から既申請の BWR ユニットに対しては、現行の対策 B で十分であることから、対策 A と対策 B の重複設置の義務化は避けるべきであり、その必要性もないと考える。

- ① 上記諸対策等により、シビアアクシデントの発生確率がほぼゼロまで低下している。
- ② 当該「審査書(案)」からも分かるように、格納容器破損防止対策として対策 A と対策 B の有効性はほぼ同じである。
- ③ 既申請の BWR ユニットは、現行の新規制基準に基づいて申請しており、審査途中で対策 A を義務付けることは、「後出しジャンケン」的でフェアではない。
- ④ 上記安全対策に要する費用は、極めて高額に上っており、電力自由化の状況下では原子力の安全第一を優先する事業者にとっても過重な負担となり、やむなく廃炉にせざるを得なくなる事態も予想される。
- ⑤ わが国の 2030 年長期エネルギー需給見通しによれば、2030 年度の電源構成は原子力が 22~20% となっており、これを達成するのが困難となるばかりでなく、温室効果ガス削減の切り札的存在である原子力の比率が低下すれば、「パリ協定」という国際公約の遵守が難しくなる。
- ⑥ 更に、原子力の安全性向上への寄与が小さい安全施設の設置義務が、いたずらに課せられることによるコストアップは、原子力の新設にも多大の影響を及ぼし、やがてわが国の原子力のフェードアウトを招き、国益にも反する結果を招くことが懸念される。

以上

1101F4

## 意見

審査書案は、東京電力が、F-B断層による地震についての断層モデルを用いた手法による地震動評価において、敷地より南西に位置するアスペリティに用いる要素地震として補正波を使用し、また、中越沖地震の震源断層モデルのパラメータをほぼそのまま使用して断層モデルの震源特性パラメータを設定して地震動評価した結果を是認している。しかし、このような地震動評価の仕方を是認することは誤りである。

## 理由

「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」に関しては、様々な不確かさを考慮して地震動評価を行うことが求められている。

東京電力は、F-B断層による地震について断層モデルを用いた手法により経験的グリーン関数法によって地震動評価を行う際に、敷地の南西において中越沖地震の余震として発生した地震をそのまま要素地震として使用すると、一部の周期帯において、作成済みの基準地震動 $S_s$ を超える結果となることから、その余震の地震データを補正して作成した補正波を要素地震として用いることとした。(この点に関する資料は、第279回審査会合提出資料1「柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉基準地震動の策定についてコメント回答」<https://www.nsr.go.jp/data/000124919.pdf>、第292回審査会合提出資料1「柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉地震関係のコメント回答(敷地ごとに震源を特定して策定する地震動関連)」<https://www.nsr.go.jp/data/000129336.pdf>、である。)

東京電力は、補正波を使用する理由について、中越沖地震時の観測記録を適切に再現するように補正したと説明する。

しかし、「中越沖地震時の観測記録を適切に再現するように補正する」ということは、「中越沖地震時の観測記録と同じ傾向の地震波となるように補正する」ということであり、裏を返せば、「中越沖地震時の観測記録を大きく超えないように補正する」ということである。このやり方は、将来F-B断層において発生する地震による地震動は、中越沖地震時の地震動と同じ傾向の地震動になることを前提したやり方である。地震という自然現象は様々な不確定な要因から成り立っており、将来F-B断層において発生する地震による地震動は、中越沖地震時の地震動とは異なる傾向の地震動になる可能性が十分ある。東京電力のやり方は、地震動予測の結果が小さくなるように不確かさを考慮することは行うが、逆に、地震動予測の結果が大きくなるように不確かさを考慮することは行わないとしているに等しい。このようなやり方が不適切であることは明らかである。経験的グリーン関数法において要素地震として使用する地震は、少なくとも中越沖地震の余震として発生した地震をそのまま使用するべきであり、波形合成

の結果が小さくなるように人為的に修正を加えた補正波を使用すべきではない。この点において、東京電力の地震動評価は不適切である。

また、東京電力は、F-B断層による地震についての断層モデルを設定する際、多くの震源特性パラメータについて不確かさを考慮せずに、中越沖地震の震源断層モデルのパラメータをほぼそのまま使用して設定している。このやり方は、将来F-B断層において発生する地震による地震動は、中越沖地震時の地震動を大きく超えるものにならないことを前提したやり方である。地震という自然現象は様々な不確定な要因から成り立っており、将来F-B断層において発生する地震による地震動は、中越沖地震時の地震動を大きく超えるものになる可能性が十分ある。そのことは、断層モデルを用いた手法によって地震動予測を行うに当たって、様々な震源特性パラメータを設定する際に、不確かさを十分に考慮してパラメータ設定を行うことによって確認することができる。にもかかわらず、東京電力は、中越沖地震という特定の地震に関するパラメータをほぼそのまま使用して断層モデルを設定するのみであって、中越沖地震時の地震動を大きく超える予測結果が生じることとなるようなパラメータ設定は行わないようにしている。すなわち、東京電力は、予測される地震動の大きさがある一定の範囲内に納まるように震源特性パラメータを設定しているのである。このやり方は不確かさを考慮しないやり方であり、不適切である。

したがって、東京電力の地震動評価を是認した規制委員会の判断は誤っている。

1101F5

## 意見

審査書案は、東京電力が、F-B断層による地震についての応答スペクトルに基づく地震動評価において、中越沖地震の観測記録から推定した解放基盤波のNoda et al. (2002)による応答スペクトルに対する比率を基にして設定した補正係数をNoda et al. (2002)の方法の距離減衰式に用いて評価したことを是認している。しかし、このような地震動評価の仕方をそのまま是認することは誤りである。

## 理由

「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」に関しては、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、様々な不確かさを考慮して地震動評価を行うことが求められている。

最新の科学的・技術的知見においては、距離減衰式による地震動予測の精度はまだ十分なものではなく、実際に発生する地震動が予測値の2倍や3倍を超えることもあり得るとされている。このことは、論文「地震動強さの距離減衰式」(地震第2輯 第61巻特集号pS471, 2009年)や書籍『地震との戦い なぜ橋は地震に弱かったのか』(2014年)などにより明らかにされている。

Noda et al. (2002)の方法の距離減衰式は、回帰分析に使用されたデータが僅か13箇所の観測点で得られたものでしかないこと、そのデータには観測点の近くで大きな地震が発生した際の地震データが含まれていないことなどの問題があり、他の距離減衰式と同程度の予測精度しかないと考えられる。

他方、東京電力は、中越沖地震の観測記録から推定した解放基盤波のNoda et al. (2002)による応答スペクトルに対する比率を基にして設定した補正係数を用いて地震動の応答スペクトルを評価しているが、用いる補正係数を定めるに当たって不確かさが考慮されていない。すなわち、将来F-B断層において発生する地震による地震動の応答スペクトルのNoda et al. (2002)による応答スペクトルに対する比率が、中越沖地震の際の観測記録に基づく比率と同程度になるかどうかは不確かであり、それよりも大きな比率となる可能性もあるのに、そのことが考慮されていないのである。

このように、Noda et al. (2002)による応答スペクトル自体の予測精度が低く、かつ、補正係数の設定に当たって不確かさが考慮されていないことから、東京電力による応答スペクトルに基づく地震動評価を妥当なものと評価することはできない。

したがって、規制委員会の判断は誤りである。

1101F6

## 意見

審査書案は、東京電力が震源として考慮する活断層の位置、形状、活動性の評価について行った調査結果を是認している。しかし、東京電力は、気比ノ宮断層（鳥越断層）の長さに関する文献調査の結果の一部を規制委員会に報告せず、最新の科学的知見を無視した調査結果を規制委員会に報告していた。規制委員会はそれを看過して、東京電力の調査結果を是認しており、判断を誤っている。

また、審査書案は、東京電力が震源として考慮する活断層として、柏崎刈羽原発から至近距離に位置する長さ約39kmの気比ノ宮断層（鳥越断層）を取り上げず、同原発から遠い地点に位置する長岡平野西縁断層帯を取り上げて地震動評価を行っていることを是認しているが、この点も誤りである。

規制委員会は、気比ノ宮断層（鳥越断層）の位置、形状についての審査をやり直し、その結果を踏まえた地震動評価について改めて審査すべきである。

## 理由

基準地震動については、既存文献の調査を行い、最新の科学的・技術的知見を踏まえて策定することが求められている。

気比ノ宮断層（この呼び方は東京電力独自のものであり、学術論文においては一般に「鳥越断層」と呼ばれている。）の長さに関する最新の科学的知見は、論文「上下変位速度の時間・空間の変化からみる逆断層の幾何セグメント区分とその挙動」（2006年。月刊地球号外No.54 pp.187-193）に記されている。この論文では、鳥越断層の長さは約35kmとされている。これは、中央丘陵の北端に位置する長岡市寺泊万善寺付近から同丘陵の南端に位置する柏崎市本条十日市付近までの距離を基にした評価である。

東京電力は、気比ノ宮断層（鳥越断層）の北端を燕市高木付近とし、南端を長岡市宮本町三丁目として、断層長さを約22kmと評価している（第248回審査会合提出資料2-1「柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉敷地周辺陸域の地質・地質構造について」<https://www.nsr.go.jp/data/000114308.pdf> 等）。

東京電力が同断層の北端とする地点は、上記論文が北端とする地点より約4km北方に位置しており、東京電力が同断層の南端とする地点は、上記論文が南端とする地点より約17km北方に位置している。東京電力が北端とする地点から上記論文が南端とする地点までの距離は約39kmである。したがって、最新の科学的知見を踏まえるならば、気比ノ宮断層（鳥越断層）の長さは約39kmと評価するのが妥当である。

ところが、東京電力は、上記論文の存在を知っていたにもかかわらず、審査の過程において上記論文の存在及びその内容について規制委員会に一切報告しなかった。

このため、規制委員会は、上記論文の存在に気付かないまま、東京電力の誤った評

価を鵜呑みにしてしまった。

したがって、規制委員会は、気比ノ宮断層（鳥越断層）の位置、形状に関する審査をやり直すべきである。

また、気比ノ宮断層（鳥越断層）から柏崎刈羽原発までの地表における最短距離は約9kmであり、かつ、同断層は西傾斜の断層であるから、同断層の深部は柏崎刈羽原発の直下に達していると考えられる。したがって、同断層において地震が発生した場合には、中越沖地震の際の揺れを超える極めて大きな地震動が柏崎刈羽原発の直下で生ずる可能性があり、その地震動は長岡平野西縁断層帯において発生する地震による地震動を超える可能性がある。

よって、規制委員会は、気比ノ宮断層（鳥越断層）において発生する地震についての地震動評価をやり直すべきである。

1101F7

## 意見

審査書案は、東京電力が震源として考慮する活断層の位置、形状、活動性の評価においてF-B断層を取り上げて佐渡海盆東縁断層を取り上げていないことを是認している。しかし、これを是認することは誤りである。

また、審査書案は、東京電力がF-B断層の地震動評価に当たって断層長さを36kmと設定していることについて、不確かさを考慮して地震動評価を行ったものとして是認しているが、これも誤りである。

規制委員会は、F-B断層と佐渡海盆東縁断層に関連する審査をやり直すべきである。  
理由

基準地震動の策定に際して行う活断層の位置、形状等の評価に関しては、既存文献の調査、変動地形学的調査その他の調査を行って、最新の科学的・技術的知見を踏まえることが求められている。

変動地形学研究において日本を代表する複数の変動地形学者が指摘しているとおり、柏崎刈羽原発の西方にある佐渡海盆の東縁には長さ50km以上に達する活断層が存在する。これが佐渡海盆東縁断層と呼ばれる活断層であり、東京電力が長さ27kmと評価するF-B断層はその一部分を構成している活断層にすぎない。

東京電力は、F-B断層の北端よりも北方に延びている活断層は存在しないと説明しているが、この説明は誤りである。そのことは、F-B断層の北方の佐渡海盆東縁にも撓曲崖が延びていること、佐渡海盆に面している本州の陸地が隆起して形成された海成段丘がF-B断層の位置より北方にも連続して存在していること、中越沖地震の余震がF-B断層の位置より北方の佐渡海盆東縁に沿った地点においても多数発生していることなどに照らし、明らかである。(これらに関する資料として、論文「原発耐震安全審査における活断層評価の根本的問題」(『科学』2008年1月号)、論文「原子力安全審査システムへの疑問」(『環境と公害』2010年1月号)、論文「2007年新潟県中越沖地震の余震域から北方に延びる顕著な帯状地震活動」(『月刊地球』2010年6月号)等がある。)

審査書案にはこの問題に関する記述がなく、審査が不十分であり、結論が誤っている。

佐渡海盆東縁断層はF-B断層より遙かに長い活断層であるから、佐渡海盆東縁断層において発生し得る地震の最大規模は、F-B断層で発生し得る地震の最大規模より遙かに大きなものとなる。複数の有力な変動地形学者が長さ50km以上に達する佐渡海盆東縁断層の存在を指摘しているのであるから、F-B断層の地震動評価に当たって不確かさを考慮する際には、少なくとも長さ50km以上の震源断層を設定して評価するべきである。断層長さを36kmと設定していることをもって不確かさを考慮して妥当であると評価し

た規制委員会の判断は誤っている。

したがって、規制委員会は、F-B断層と佐渡海盆東縁断層に関し、活断層の位置、形状等に関する審査をやり直し、その結果を踏まえて、それらの活断層において発生する地震による地震動の評価をやり直すべきである。

1101F8

## 意見

審査書案は、地震波の到来方向別の伝播特性の影響に関する東京電力の調査結果を是認している。しかし、それを是認することは誤りであり、この点に関する審査をやり直すべきである。

## 理由

東京電力は、地震波の伝播特性につき、敷地周辺の海域で発生した地震についての解放基盤波が1号炉では5号炉と比較して2倍程度大きくなるが、敷地周辺の陸域で発生した地震についての解放基盤波ではそのような影響は見られないとし、敷地の南西方向から到来する地震波は1号炉付近では5号炉付近と比較して有意に大きな増幅傾向を示すとしている。

これに関して、東京電力は、第266回審査会合提出資料1「柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉敷地における地震波の増幅特性についてコメント回答」<https://www.nsr.go.jp/data/000119766.pdf>において、30°刻みの領域区分のうち、敷地南西側の領域aから領域bにかけて、荒浜側が大湊側に比べ有意に大きくなる傾向があるが、その他の領域区分においては、特異な増幅傾向は確認されない旨説明している。

しかし、2011年3月12日3時59分頃長野県北部で発生したM6.7の長野県北部地震の本震（以下、「本震」という。）及びその余震のうち同日午前4時31分に発生したM5.9の地震（以下、「余震」という。）の際に、柏崎刈羽原発1～7号炉の各原子炉建屋最地下階において観測された水平方向の最大加速度を比較すると、本震では5号炉付近が1号炉付近と比較して大きく増幅されているのに対し、余震では1号炉付近が5号炉付近より増幅されている。（これに関する資料は、第127回「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」において提出された「委員ご質問への回答」の中に含まれている。<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/council/pdf/260108.pdf>）

この本震及び余震は、上記30°刻みの領域区分のうちの領域kで発生したものであり、敷地周辺の陸域で発生した地震である。この本震及び余震についての観測記録は、地震波の到来方向別の伝播特性に関する東京電力の上記評価と明らかに矛盾している。

この矛盾について東京電力は合理的説明を全く行っていない。

そして、規制委員会がこの矛盾について審査した形跡もない。

したがって、審査書案が東京電力の調査結果を是認したことは誤りであり、この点に関する審査をやり直すべきである。

(別紙)

意見／理由：記入欄

柏崎刈羽原発の再稼働に反対です。  
 理由は、規制委員会は安全とは言っていない、ただ基準に合格したと言っているだけ。安倍政権は規制委員が安全としたものは再稼働すると言う。論理的に矛盾しています。世界一の基準と言うのもウソです。世界では万が一の事故対応にコアメンバーと義務づけているのに日本にはない。住民避難も地方任せで国や電力会社は責任放棄している。  
 米山知事と言うように、福島事故の検証も明らかにならず、3つの裁判も津波は見なかったことに対策を取っていないか、とされた。千葉地裁は対策をとっていても事故は防げなかった。つまり責任も取れないという事なら再稼働する資格はないという事だ。福島では人が住めない国土を作ってしまった。それを最小限に見せようと基準の方を変えて1ミリシーベルトから5ミリシーベルト20ミリシーベルトまで安全だからと帰還させようとしている。信頼性が全くない。甲状腺がんがふえているのに事故の影響とは考えにくいと科学的でもない理屈をつけて責任を回避する。全く信用できません。せめて最悪の事を考えて対処すべきなのに棄民のような政策です。本当に原発事故の危険を回避しようとして対策を取るなら莫大の費用がかかります。世界の国々もその費用対効果を考慮して撤退しています。誰か責任を取らない、経済効果もない、目見だけの利益のための原発推進は勇気をもって止めるべきです。今止めなければ日本は世界からとろろ残される。しかも今北朝鮮のミサイルでねらわれるかも。

2/2

原子力規制委員会 御中

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所：  
氏名：  
連絡先 〃 〃  
fax：  
e-mail：

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について

東電に適格性はない。

なぜならフクシマは終わっていない。

福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、

東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

作業員の犠牲が増え続けている 減らす努力無し

再稼働はすべきではない

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所：〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上

電話: 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

1101F11

パブリックコメント意見提出フォーム

案件番号 198292003

案件名 柏崎刈羽原発 6・7号審査書案に対する意見

## Ⅲ-1.3 耐震設計方針 4. 荷重の組合せと許容限界の設定方針 (p.31) に関して

## (意見その1) 中越沖地震での機器・配管の塑性変形の有無

柏崎刈羽原発は、2007年7月の中越沖地震で被災した原発である。被災原発の設備健全性については、国の委員会や新潟県技術委員会で議論され、6号機・7号機についてはいったん運転再開に至ったが、その設備健全性や耐震安全性については疑問が残ったままであると考えている。

その一つが、機器・配管が元に戻らない塑性変形を受けたのではないかという疑問である。配管の硬さ試験が行われ、塑性変形による硬化（硬さの上昇）は見られなかったと報告されたが、硬化事象が観測されるのは変形が2%ないし4%（鋼種によって異なる）を超える場合であって、それ以下の塑性変形が起っていても分からない。よって、こういう事実をふまえて、許容限界は再検討されるべきであると考えている。

## (意見その2) 再循環ポンプモータケーシングの発生応力評価

柏崎刈羽原発 7号機の再循環ポンプモータケーシングの発生応力が許容限界以内であるのかどうか、が新潟県技術委員会設備機器小委員会で問題になった経緯がある。それは、再循環ポンプのモータケーシングの減衰定数を、設計時に採用していた規格通りの1%（JEAC4601 附表の数値）でなく3%に変えて計算したという問題である。減衰定数とは、地震などの揺れがどのくらい早く減衰するかを示す指標であり、減衰定数が大きければ減衰は早くなり、発生応力は小さくなる。東京電力は、基準地震動  $S_s$ （開放基盤上で1209ガル、7号機基礎版上の応答738ガル）での発生応力を減衰定数1%を使って計算し、195MPaとなるので基準値207MPa以下であるとした。しかし、その後、耐震強化工事用地震動（基礎版上で1,000ガル）での安全確認を求められ、減衰定数3%を用い基準値以下に収まったとした。 $S_s$ 地震動での評価では余裕を見て1%を使ったが、設計時の3%に戻したという説明がなされた。この説明は虚偽ではないか。モータケーシングの発生応力は許容限界を超えているのではないか。

パブリックコメント意見提出フォーム

案件番号 198292003

案件名 柏崎刈羽原発 6・7 号審査書案に対する意見

IV-4.15 計測設備及びその手順等 「表 4.15-1 申請者が重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ」(p.433-) に関して

福島原発事故においては、1号機の原子炉水位計が誤動作し、原子炉内の水位を見誤り、炉内の燃料棒損傷状況の把握が遅れ、事故対応を誤った一因になった。誤動作の主因は、水位計の基準面器内の水が蒸発してしまい、誤った(過小の)水位を示していたことにあると考えられる。この水位計の問題点は、申請を認められようとしている柏崎刈羽原発でも解消されていないのではないのか。広帯域と燃料域の2種の水位計が設置されるようであるが、この基準面器内の水の蒸発という弱点は解決されているのか。現状の原子炉水位計は、重大事故時には役立たないのではないのか。

パブリックコメント意見提出フォーム

案件番号 198292003

案件名 柏崎刈羽原発6・7号審査書案に対する意見

IV-4.17 監視測定設備及び監視測定等に関する手順等 2(2)③手順等の方針 (p.456)  
に関して

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能について

当初、中越沖地震後に荒浜側に設置された免震重要棟が緊急時対策の司令塔になると説明されていた。だが、基準地震動の揺れに対応できずに使えないため、5号機建屋内に緊急事態削除を設置することに変更されたという。しかし、原子炉建屋は耐震構造であっても免震構造ではないため、余震などでの揺れは減衰せず、この場所での各種作業や指令を管理者がおこなうのには困難があるのではないのか。また、6号機・7号機と地理的に接近しているため、(停止している)5号機建屋も同時に損傷を受けた状態になることが考えられる。5号機建屋は緊急時対策所として不適當なのではないか。

パブリックコメント意見提出フォーム

案件番号 198292008

案件名 柏崎刈羽原発6・7号審査書案に対する意見

## VI 審査結果 (p.482) に関して

この適合性審査では、原子力委員会が1964年に決定し、原子力安全委員会が1989年に改訂した「原子炉立地審査指針」がいっさい無視されている。設置許可審査の最上位に位置するはずの立地審査指針は、現在でも生きており、その要求を考慮しないのは不当である。立地審査指針が求める「周辺の公衆に放射線障害を与えないこと」という基本的目標(1.2項)を達成するため、「原子炉の周囲は、ある距離の範囲内は非居住区域であること。ある距離の範囲を判断するめやすは、重大事故の場合の被ばく線量が、甲状腺(小児)に対して1.5Sv、全身に対して0.25Svとする。」(2.1項)(現在の知見に照らせば、0.25Svは0.1Svに読み替える)という条件を加えるべきである。福島原発事故を経験した現在、柏崎刈羽原発がこの立地指針の要求を満足するのかどうか、原子炉規制委員会は真摯に考えるべきである。

1101F15

## 東京電力柏崎刈羽原子力発電所6，7号機の審査書案についての意見

原子力規制委員会は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6，7号機の規制基準適合審査について合格を発表されましたが、柏崎刈羽原発は、中越沖地震で損傷を受け、敷地地盤や発電施設がガタガタに傷つきました。修復工事を行ったとはいえ、その原発を再稼働することは、多くの危険性をはらんでいます。

また、東京電力は福島第一原子力発電所の事故で、事前に原子力施設を襲う津波の予測が出されていたにも関わらず、その安全対策を怠り、被害レベル最大の原子力事故を発生させ、住民に多大な被害を与え、原状回復はもとより、未だに放射能漏れの事態の収束を図ることさえできていません。

また、柏崎刈羽原子力発電所6，7号機の適合性審査では、下記に示す様々な疑問点が浮上していますが、審査過程において具体的な根拠を持った安全性の確認が示されておりません。このような状況で審査の合格を表明することは、いったん事故が発生したら取り返しのつかない事態に発展する原子力発電施設の重大性にかんがみて、安全性を極度に軽視し、住民の安全に生活する権利を著しく脅かすもので、到底容認することはできません。直ちに審査の合格表明を取消し、下記に示す審査過程の疑問点や要請事項について具体的な根拠を持って審査をやり直し、審査過程及び審査結果を公表することを求めます。また、審査により安全が確保されないと判断された場合は、再稼働を認めず、廃炉の命令を下すことを求めます。

## 記

- 1) 中越沖地震で受けた原発の損傷、耐震性の劣化について評価されておらず、審査が不十分。(中越沖地震の際に柏崎刈羽原発全体で3000か所を超える損傷があり、弾性領域の設計強度を上回る地震動を受けているため、部材が脆弱化しており、次に中越沖地震と同等の地震動を受けた場合、設備の破断や変形の危険性が増大している。)  
(審査書案欠落事項)
- 2) 地元の地質学の専門家たちが長年調査し、ボーリングも行って、東京電力の地盤評価に異論を唱えている。彼らの意見を反映させる機会を設けるとともに、その意見について具体的な根拠を持って検討し、その結果を公表すること。  
(審査書案11ページ以降)
- 3) 大規模地震により6，7号機で重大事故が発生した場合に、5号機緊急対策所は近接しすぎて使えなくなる可能性が高いのではないかと。その場合、事故対応の拠点となるバックアップ施設が整備されておらず、対応不能に陥るのではないかと。  
(審査書案460ページ以降)
- 4) 大規模損壊発生時の対応が審査されているが、その時にそもそもその号機に近づくことができるのか。原発運転中はそういった不測の事態で原子炉の大規模損壊の起こる危険性が格段に高まるので、原子炉の再稼働を行わず、廃炉にして早い段階で燃料を抜き取っておくべき。また、原子炉建屋上

部に満杯に近く保管されている使用済み核燃料もそういった事柄では、最も脆弱な状況にあり、早急に敷地外の安全な場所に撤去、保管することが必要。

(審査書案 477 ページ以降)

- 5) 荒浜側防潮壁の地盤の液状化によって、それが傾く恐れが指摘され、東電も認めているが、審査指針に抵触するのではないか。その対策は可能なのか。液状化する地域は原発の建てられない地盤であることを意味するのではないか。

(審査書案 41 ページ以降、312 ページ以降)

- 6) 原子力規制委員会と名付けられた貴組織が十分な避難計画ができているかのチェックや、放射性廃棄物処理に関わる問題、放射能汚染による損害賠償の問題に一切触れないのは、原発の安全に対して著しく不十分なのではないか。

(審査書案欠落事項)

- 7) 東京電力は、防潮堤と 8 号機免震重要棟を建設し、適合審査を申請したが、後にどちらも地震時に安全が確保できないことが確認されている。それは、そもそもこの土地が、原発の建設に耐えられない地盤であることを示してはいないか。それにも関わらず、東京電力はこのことを隠して地元自治体に再稼働の了解を求める動きをしてきた。私たち県民は、こうした東京電力の姿勢を容認することはできない。

規制委員会は、東京電力の適格性に抽象的な姿勢表明だけで審査合格としたが、東電が安全に原発を運転する具体的な対応方針を審査し、それが守れない場合は運転させない等の厳しい方針を示すべきではないか。

(原子炉設置者適格性確認結果案)

- 8) そもそも福島第一原子力発電所の事故で、事前に原子力施設を襲う津波の予測が出されていたにも関わらず、その安全対策を怠り、被害レベル最大の原子力事故を発生させ、緊急時の事故対応がほとんどできなかった東京電力には既に原発を運転する資格がないのではないか。

(審査書案欠落事項)

1101F16

(別紙)

意見／理由：記入欄

2件について意見を述べます。  
 1. 146頁の表IV-1「申請者の重要事取シケンス等の選定にっいて」には、以下に述べる2つの反応度投入事象が欠落しているため、追加する必要がある。  
 (1) 地震による原子炉容器内冷却水密度分布の変動に伴う反応度投入事象  
 水平方向の加速度が炉容器内の冷却水に加わる場合、炉心部ではチャンネルボウスにより水の水平移動は抑制されるが、炉心内で下端から上端にかけて蒸気滞留率が0から約80%まで変化し得る。WRでは、上・下部チナムの冷却水は移動でき、炉心下部の冷却水を制御棒挿入率の小さい炉心上部に押し上げる恐れがある。特に低出力で低流量の場合、炉心下端オリフス抵抗が小さいので危険性が高い。  
 垂直方向の加速度が加わる場合は、チャンネルボウス内の冷却水に上下方向交代圧が加わり、突滞現象により上記と同様な冷却水の炉心上方への押し上げの可能性がある。  
 上記イ、及びロ、により投入される反応度は、臨界寸方が50cm立方程度であるから、50cm平方程度の小さな範囲で垂直方向に突効的に10cmの水位上昇が起ころうだけで約2%の見積もられる。事象の速さからスクラムが固に合する可能性がある。  
 (2) LOCA時緊急冷却水注入に伴う反応度投入事象  
 LOCA時にECC水注入が遅れて炉心が過熱されると、燃料棒被覆管(ジルカロイ)の融突は約1850℃であり、燃料棒被覆管(ステン

(別紙)

意見／理由：記入欄

レス鋼)はB <sub>4</sub> Cとの共晶反応により融突が約1200℃と低くなると、制御棒が広範囲で失なわれた。減速材の無い炉心状態が起り得る。そこへECC水が急遽かつ大量に注入されると、上記(4)で述べた臨界寸法から、極めて大きな反応度が急遽に投入され、激しい反応度事故が起り、高温の燃料ペレットの細片が冷却水中で水蒸気爆発を生じ、炉容器等の損壊に到る恐れがある。この事象を防止するには、制御棒被覆管の材質をジルカロイに変更可る、あるいはECC水は全てほう素混入とする。この有効性と考えられるので、そのような対策を申請者に義務付ける必要がある。
2. 苛酷事故による被害の全容の解明を追加すべき。原子力発電所のような極めて危険な施設の立地を判断する場合は、万一の被害を見積もり、その結果に基づき広く国民の賛否を問うのは民主主義国として不可欠のことである。福島事故を経て設置される原子力規制委員会に最も期待する事項であり、それが審査書案に記載が見当らないので追加が必要である。そのためには、最悪と考えられる事故条件をいくつか設定し、国民の放射線被曝量と被曝者の人数、社会的損害の程度、事故後の対応策などを検討し、審査書に公表していただきたい。この立地審査については、あえて基準値などを設定する必要はなく、総合判断を国会と地方議会等にゆだねるべきだと考之ます。
以上

## 意見送付の宛先 &lt;審査書案 13ページ&gt;

〒106-8450

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 実用炉審査部内宛て

FAX: 03-5114-2178

- 柏崎刈羽6・7号機の再稼動を認める審査書案に抗議します。
- 冬場は雪に閉ざされる地域で避難は実際上不可能に近い。
- 敷地内の断層については、活断層である可能性について県内の地質専門家グループが再三指摘している。規制委はこれを無視して一方的に東電の主張を認めているばかりで、これらの指摘に耳を傾けようとしていない。5号機の建屋内に緊急対策所を設けたが、免震構造ではない。これは当然免震構造にするべきです。
- 首都圏に電気を送るために県民の安全な暮らしが奪われるのはおそれのほかである。
- 福島第一原発事故を引起こした東電に柏崎刈羽原発を運転する資格はない。
- 原子力規制委員会は、東京電力柏崎刈羽原発6・7号機の再稼動を認める審査書案のとりこめと意見募集をしている。
- 更には1~4号機の原子炉に燃料はなくてもプールには大量の使用済み燃料が保管されている。1~4号機の廃炉が先決である。
- 日本国の使用済燃料棒の合計が1万6330トンで世界3位といわれ現状で毎年1000トンずつ増え続けている。半減期は万年単位である。地震と火山の多いわが国は早急に廃炉に向けて科学的に結論すべき段階である。再稼動云々言っている場合ではないと考えます。

1102F2

原子力規制委員会 御中

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所:

氏名:

連絡先

fax:

e-mail:

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」について

東電に適格性はない。

なぜならフクシマは終わっていない。

福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、

東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

柏崎刈羽原発67号炉と東海第2原発40年超を  
関連させた東電・規制委・規制庁の再稼働推進は  
断じて認めず存続。「適格性」はない!

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上

電話: 03-3581-3362 (代表) 03-5114-2111 (直通)

1102F3

原子力規制委員会 御中

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所:

氏名:

連絡先

fax:

e-mail:

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について

東電に適格性はない。

なぜならフクシマは終わっていない。

福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

重要免震棟の免震不足など適格性が疑問である。

柏崎刈羽原発は中越地震の時、地盤が陥没し、火災が発生した。大地震や大津波に耐えられず不適格である。

福島第一原発事故時、原子炉冷却に失敗し、水素爆発、核爆発を越えてしまった。東京電力に原発を動かす適格性はない。福島第一原発事故の事故原因すら検証できていないし、過酷事故時に事故の終息に対応できる資質があるか疑問である。

(締切) 11月3日(金)まで

1102F5

2017年11月2日

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル内  
 原子力規制庁 原子力規制部  
 審査グループ 実用炉審査部門 御中  
 (FAX 03-5114-2178)

(パブリックコメント)

『申請者の原子炉設置者としての適確性についての確認結果(案)』及び、『東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案』に対する意見書提出の件

前略 貴原子力規制庁が意見募集している標記の案件について、私の意見を下記のとおり提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

言 己

＜(重要) 見解の要約＞  
 ●東京電力には柏崎刈羽原発を運転する資格はありません。  
 ●柏崎刈羽原発6・7号機の再稼働、及び、●標記の審査書案は認められません  
 ★理由は下記のとおりです。

- 東京電力には柏崎刈羽原発を運転する資格はありません。
- 福島第一原発事故の原因を説明していない。廃炉のメドはたらず、汚染水はたまり続け、発生を止めることもできない。放射能の垂れ流しが続いています。
- 避難を強いられた人も残った人も、各地で多くの人たちが苦しんでいます。
- 事故の責任をとっていない。(被害者に対して誠意を持って補償しているとは言い難く、そもそも賠償金の出どころは税金です)
- 健康被害も出ています。
- 東京電力の損害費用が空文句にすぎないことは明らかです。
- 事故体質は変わっていない。(この9月にも、汚染水漏れにつながりかねないミス)の報告を5ヵ月間続けた)
- 事故で原発設備が壊れしが前提となっている。
- 審査の課程で柏崎刈羽原発1～4号機側の防潮堤が液状化により使いものにならないことが明らかになりました。津波が襲来したときに、1～4号機と周辺施設は水没し1～4号機の燃料プールには使用済燃料があり、プールの水が失われた場合、重大事故に至る危険があります。1～4号機の安全確保を優先すべきです。
- 耐震・耐津波基準を満たす免震重要棟がない。
- 地震による事故時の措置所が免震構造でなければならないことは、福島第一原発事故の大きな教訓の一つです。しかし、東京電力は、柏崎刈羽原発の免震重要棟が、基準地震動にも基準津波にも耐えられないことから、免震構造ではない5号機館屋を緊急時対策所しようとしています。これでは許可できないはずです。
- 耐震・耐津波基準を満たさない。
- 新規基準は「工場等外への放射能物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」と定めています。しかし、規制委が対象としているのは気体状の放射能だけであり、高濃度汚染水が発生することについて、館屋外への放出防止策もありません。
- 再稼働して、これ以上、捨てる場のない放射能のゴミを作ってはなりません。
- 人智では制御不能の危険な原発をやめ、安全なクリーンエネルギーに転換すべきです。

以上、私の意見を申し上げます。 草々

1102F6

(別紙)

意見/理由: 記入欄

- 一、東電柏崎刈羽原発の、ア号機の再稼働を認める審査書案を承認することに反対します。
- 一、東電の柏崎刈羽原発を運転する資格はない。福島第一原発の重大事故を引き起こした東電は事故原因の解明を怠り、今までの廃炉のメドは立っていない。汚染水はたまり続け発生を止めないままに置かれている。大気や海の汚染も進行中であり、隣国を強いる日本人や残された人達も今だに苦しんでいる。
- 一、東電の隠ぺい体質は過去現在を繰り返し指摘されているところであり、その東電に再稼働を認めることはできません。福島事故の収束と被害者の救済が先です。
- 一、敷地内には活断層があり、可能であれば地震や津波による液状化に備えて防潮堤が使える物にする必要がある。
- 一、更震構造ではやはり緊急時対策は許可できません。
- 一、高度汚染水の拡散を防ぐ防止対策はない。
- 一、原発は稼働させるには核廃棄物を生み出す。その処理方法を解決されておらず、未完の技術です。再稼働に反対する。

以上

## 1102F7

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等に対する意見 を提出します。

・提出団体 いのち・原発を考える新潟女性の会

### <確認結果案 1頁>

#### 1-1) について

「関係者にしっかりと向きあい」とあるが、関係者とは誰かあいまいなまま規制委員会が適格性を確認していることに、規制委員会の安易な姿勢がみてとれる。東京電力HDはこれまでも「関係者」を恣意的に選別してきた経緯がある。関係者を現時点で具体的にすることが困難であれば、「関係者すべてはもちろんのこと、国民にしっかりと向きあう」ことを厳に守れるのかを確認すべきである。

### <確認結果案 2頁>

#### 1-3) について

『安全文化の基本的事項についての認識を有していること』が明確になった」は、規制委員会が東京電力HDの書面や口頭での「誓い」をうのみにし、「誓ってくればそれでよし」式の「適格性確認」になっていることを示している。これでは、まるで「落第点は取るなよ」「はい、とりません。しっかりと勉強します。誓います」「よーし、分かった。合格だ!」としているようなもので、規制委員会の確認を信頼することはできない。安全文化の認識は花壇の土であり、土の上にどのような花を咲かせ実をむすばせることができるのかが、適格性確認の要点である。土だけで、花も実も約束されるわけでは決してないように、認識だけで安全文化に係る適格性を確認することは間違っている。

### <確認結果案 3頁>

3～5行目「技術的能力において特に東京電力だけが劣るところがあったと判断するのは適切ではない。福島第一原子力発電所事故は、東京電力の技術的能力が欠けていたがゆえに起きたと捉えるべきではなく、・・・」について

福島原発事故の経過・原因の詳細はほとんど未解明な状況で「東京電力の技術的能力が欠けていたがゆえに起きたと捉えるべきではなく」というのは科学的判断ではない。国民に「科学的・技術的意見」を求めながら、規制委員会がその姿勢を放棄していることは極めて遺憾であり、許しがたい。

5～6行目「あくまで原子力に関わる全ての組織、人間にとっての厳しい反省材料と捉えるべきである」について

福島原発事故を「厳しい反省材料と捉えるべき」というならば、そのことに関してまず第一に東電がどうであるかが重要である。「事故を起こした当事者」としてすべき「反省」とは何かを規制委員会が明確に

提示し、国民の納得を得たうえで、東電に「反省」を求め、その成果で適格性を判断する筋道を踏まらずに、「原子力に関わる全ての組織、人間にとって」と焦点をぼかすような記述は、まるで「事故当事者」としての東電をかばっているかのようにも見える。

14～16行目「新規規制基準適合性審査においては、規制に従っておけばよいという安易な姿勢は払拭されてきており、事故の教訓を踏まえて、自らの判断で安全性を向上させるための具体的な提案も打ち出している」について

当会は毎月学習交流会を開催し、今回は「6, 7号機緊急時対策所」をテーマに、関連審査会合の議事録等を検討したが、2014年4月に実施した免震重要棟の基準地震動応答解析結果を明らかにしないまま、規制基準に適合しない免震重要棟を緊急時対策所と位置付け続けた東電は、審査を混乱させ、貴重な審査時間を浪費させた。規制委員会・規制庁は東電に振り回されたとも言えるのではないか。説明担当の社員が審査側からの質問に明快に答えず、東電・姉川常務が「正直筋」を説明するという場面も複数回あった。説明担当の社員が「正直筋」を話していない現実から、審査での東電の説明の信頼性は崩れている。にもかかわらず、審査側がそのことを指摘し、改善を要請した気配がない。審査そのものへの信頼性も崩れている。免震重要棟の耐震性のみならず、液状化についても、東電は規制基準を恣意的に解釈した。時として規制基準より自社の経営を優先させようとした東電の審査対応は、代替循環冷却系の提案で打ち消されるようなものではない。審査における「『適格性』を確認できた」など、規制委員会と東電が、それぞれ都合の良いことだけをとりだして言っているに過ぎない。

上記5点から、「確認結果案」は不適切であり、認めることはできない。

### <審査書案 17～18頁>

17頁下から4行目～18頁4行目「また、佐渡島南方断層による地震、F-D断層による地震、高田沖断層及び佐渡島南方断層～F-D断層～高田沖断層による地震について、個々の地震は検討用地震として選定しなかったが、これらの断層を含めた佐渡島南方断層～F-D断層～高田沖断層～親不知海脚西縁断層～魚津断層帯の連動を考慮したケース(断層長さ156km)について、断層モデルを用いた手法による地震動評価を行い、F-B断層による地震又は長岡平野西縁断層帯による地震の地震動評価と比較し、敷地への影響が小さいことを確認した」について

F-B断層は佐渡島南方断層の直近に位置しているのに対して、連動する地震には含まれていない。佐渡島南方断層が震源断層となり、想定156kmの断層が連動した場合、F-B断層も連動するのではないか。その可能性は100%ないと言えるのか。そもそも審査書案にF-B断層との連動について、何も記載がないこと自体、不可解である。連動しないと判断したのであれば、その根拠を明確に記載し、意見を求めるべきである。

### <審査書案 30頁>

「4. 基準地震動の策定」について

策定された基準地震動は他原発と比して、格段に大きい。まさに地震に弱い地盤の証左ともいえる。しかし、この基準地震動も活断層の評価次第でもっと大きくなることもありうる。中越沖地震でS<sub>2</sub>(450ガル)を超えた揺れに襲われた6, 7号機には当然のこと、地震の影響による多くのトラブルが発生し

た。当時の原子力安全・保安院と原子力安全委員会は、「止める・冷やす・閉じ込める」の3機能は無事であったことを根拠に再稼働へと進めたが「この規模の地震がおきても、原子炉部材、機器が変形しても壊れることがないとして定められた」 $S_2$ を超えたということは、次に来る地震で機器が壊れる可能性を否定できない。問題は、格段に大きい基準地震動に被災原発が耐えられるのかどうか、それをどのようにして確認するのか、である。被災状況を数値化し入力した解析が不可能であるならば、今回策定された基準地震動で6、7号機の安全性は確保できるのか、規制委員会は確認の手法を示し、徹底的な審査をしなければならない。

#### <審査書案 40頁>

「(7) 動的解析の結果から得られた6号炉及び7号炉原子炉建屋の基礎底面の最大傾斜は、それぞれ1/1,600、1/1,700となり、いずれも基本設計段階の目安値である1/2,000を上回る。このため、施設の設計に当たっては、最大傾斜が1/2,000を上回ることを考慮し、安全機能に影響を及ぼさないよう設計する方針としている」について

「基本設計段階の目安値」とあるが、耐震重要施設の基本設計段階で規制値が目安値でしかないのは規制基準に重大な欠陥があることの証左である。目安値を超えても規制基準審査に合格し、次の段階に進むなど、とうてい理解しがたい。2000分の1という目安値は一般建築物から持ってきた(9月27日規制委員会での更田委員の質問に対する回答にある)とのことだが独自の規制値が欠損した状態での審査は成立せず、まずは即刻規制値を設定し、その規制値に基づいた厳正な審査をすべきである。

#### <審査書案 51頁>

下から8行目「液状化解析の結果、古安田層等の液状化に伴い荒浜側防潮堤が損傷し、津波防護施設としての機能が期待できず、津波が荒浜側防潮堤内敷地に流入する可能性があることも示した。これに対して、規制委員会は、荒浜側防潮堤内敷地に流入する可能性のある津波について、さらに、大浜側敷地への流入経路の有無を説明するよう求めた。これに対し、申請者は、荒浜側防潮堤内敷地と大浜側敷地にわたって敷設されているケーブル洞道を評価対象として特定し、津波がコントロール建屋に流入する経路とならないことを示した」について

東電が規制基準に適合する津波防護施設として位置付けていた荒浜側防潮堤が、液状化解析の結果、機能を果たせないことが明白になった以上、どのような防護対策をするのかを東電に求めるべきである。審査書案審議の原子力規制委員会(9月27日)で、山中委員の質問に対して規制庁は「1～4号機の使用済み燃料プールに影響があったとしても、6号機、7号機の重大事故の対策に対して影響はない。1～4号機は、津波が引いた後に措置をする」旨答えているが、この回答は規制基準を逸脱している。稼働していないから、影響が及ばないからと、津波がサイト内に流入することを認める審査は決してあってはならない。また、規制庁が、1～4号機に流入し使用済み燃料プールで発災、6・7号機でも重大事故発生等の最悪の事故を想定し、事故対応のあらゆる場面を検討したのか、疑わしい。安易な事故想定による審査結果もまた安易なものでしかない。

#### <審査書案 309頁>

4行目「(1) 重大事故等対処施設は、直接又はマンメイドロック(コンクリート)を介して岩盤に支持される設計としていることから、揺すり込み沈下や液状化による不等沈下の影響を受けるおそれはない」について

①上記は、西山層を支持地盤とし、杭基礎構造の荒浜側防潮堤が基準地震動による液状化解析で機能を喪失することが明らかになった審査の経緯を踏まえたものか？

② 重大事故等対処施設の常設代替交流電源設備基礎と格納容器圧力逃がし装置基礎は、荒浜側防潮堤と同様、西山層を支持地盤とした杭基礎構造である。液状化の可能性、影響について検討したのか？

③第433回審査会合（2017年1月24日）で東電は液状化影響の検討で「設置許可段階における構造物評価の見直し」を検討する杭基礎構造物の代表として常設代替交流電源設備基礎を選定したが、検討結果について審査会合で確認しているのか？

④第433回審査会合の「資料1 - 4 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉液状化影響の検討方針について」の115頁には「杭長が長いほど、鉄筋コンクリート部は地中部の側面高さが高いほど影響が大きくなると考えられることから、代表構造物には常設代替交流電源設備基礎を選定した」とあるが、常設代替交流電源設備基礎と格納容器圧力逃がし装置基礎の杭長は約30m、支持地盤も西山層と同一である。鉄筋コンクリート地中部高さは、前者が約8m、後者が約2.5mとのことだが、鉄筋コンクリート地中部高さに液状化発生の基準値がない以上、格納容器圧力逃がし装置基礎も評価、検討すべきである。2007年の中越沖地震時には、7号機周辺で液状化による噴砂、亀裂、沈下が発生したことからしても、格納容器圧力逃がし装置基礎の液状化解析は必要であり、それを欠いた審査結果は受け入れがたい。

#### <審査書464頁>

「(2) 第61条等の規制要求に対する設備及び手順等 ① 対策と設備 「a. 代替電源からの…とともに、軽油タンクを重大事故等対処設備として位置付ける」の“軽油タンク”について

軽油タンク基礎も、常設代替交流電源設備基礎、格納容器圧力逃がし装置基礎と同様に西山層を支持地盤とする杭基礎構造物である。重大事故等対処設備として位置付けるにあたって、前述の理由で、液状化解析を実施する必要がある。

「b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性の確保 c. 重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策要員等の収容」について

「b. 居住性の確保」として被ばく対策の設備等、c. 必要な数の緊急時対策要員等の収容として装備品や食料等の整備が記載されているが、居住性の基本として最大収容数と緊急時対策所の面積から割り出される要員一人当たりの平均床面積を提示すべきである。最大収容数は468頁に180人と記載されているが、面積の記載は見当たらない。

第444回審査会合（2017年2月21日）の「資料1-3 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉重大事故等対処設備について（補足説明資料）」の246頁に記載されている緊急時対策所の面積は、200㎡であり、最大180人が収容となった場合の一人当たりの面積は1.1㎡となる。これは、労働安全衛生法に關連する「事務所衛生基準規則」の第2条「(気積) 第二条 事業者は、労働者を常時就業させる室(以下「室」という。)の気積を、設備の占める容積及び床面から四メートルをこえる高さにある空間を除き、労働者一人について、十立方メートル以上としなければならない(気積:職場での一人当たりの最低限の面積)に違反している。

労働安全法に基づく規則に違反する緊急時対策所設置の認可を直ちに撤回し、緊急時対策所の審査をやり直すべきである。

## <審査書案 470頁>

### 「4. 審査過程における主な論点」について

2015年2月10日の審査会合で、東電が「免震重要棟は長周期成分を含む一部の基準地震動に対して機能維持が確認できていないため、地震時に使用できないおそれがある」と説明した折、当日の議事録によると、規制委員会は応答解析の詳細を確認していない。東電の説明は基準地震動適合という規制基準の重要な要件に係るものであり、結果も含めて応答解析の詳細の説明を求めるべきだった。応答解析が免震重要棟の基礎下に入力したものであることが把握できれば、解放基盤面での応答解析を求め、結果を明らかにさせることもできたはずである。規制委員会が当然ふむべき審査のステップを踏まなかったことが、東電が1号炉原子炉建屋地盤モデルを仮置きした応答解析結果を2017年2月までの2年間明らかにせず、緊急時対策所の審査混乱につながったことについて、規制委員会の見解を求める。

## <意見募集要項 1頁>

### 「同確認結果(案)及び同審査書(案)に対する科学的・技術的意見がありましたら、以下の要領にて提出してください」について

募集する意見を「科学的・技術的」と限定するのは、次の理由で止めていただきたい。

- ①「科学的・技術的意見」と枠をはめることは、専門的な知識がない者(平たく言えば一般国民)を排除し、差別することにつながっている。
- ②審査会合の議事録には、一般国民の常識とかけ離れた議論が散見される。事業者や規制委員会・規制庁と一般国民の間に大きな乖離があるのではないか。どこがどのように乖離しているかを把握せずに、乖離を埋めることは困難である。原子力規制への国民の理解を求めるならば「科学的・技術的意見がありましたら」などという文言は削除し、枠を設けずに広く意見を求めるべきである。

審査会合の議事録から見てきたのは、①耐震性評価に一般建築物の基準が混在し原子力規制としての耐震性評価の体制が成立していないこと等、規制基準は未だ不十分であること、②一部基準は“目安値”とされ、それを超えても詳細設計の段階で確認するとして審査をすり抜けていくこと、③規制委員会の審査は、基準不適合を徹底的に洗い出しダメなものはダメとするものではなく、何とかして合格させようという意向が強くはたらいっていること、である。2013年11月から4年近く続けられた6,7号機審査は、規制委員会が手取り足取り東電・柏崎刈羽6,7号機の審査合格をひたすらリードし続けた日々であり、「6,7号機適合審査合格」は「世界一厳しいレベルの規制基準」と喧伝されたにわか作りの脆弱な土台の上に乗っている“砂の城”である。私たち地元住民は、東電と規制委員会がもたらす柏崎刈羽原発での第2のシビアアクシデント発災を、現実のこととして心底案じている。

1102F8

(合計4枚送付)

2017年11月2日

原子力規制委員会 御中

愛知県保険医協会公害環境対策部  
部長 土井敏彦**柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等に対する意見**

(0) 意見募集の内容が、「科学的・技術的意見」とされているが、具体的に何を指すのか明らかでない。このような意見募集は、意見提出を逡巡させるものであり、極めて不当である。審査書には「原子炉設置者としての適格性について」との項目があるが、「科学的・技術的」と言われると、これへの意見は出せないことになってしまう。その意味でも、この意見書の募集は、恣意的であり不当である。

(1) 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果 p1~4

1、柏崎刈羽原子力発電所の申請者は、福島第一原子力発電所事故を起こした「東京電力」であるため、原子力規制委員会は、柏崎刈羽原子力発電所の運転上の技術的審査に加え、「原子力設置者としての適格性」を「特に審査することにした」としている。

規規制委員会は、東京電力に対し「福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績をしめすこと」を求めたが、この確認結果の中では、東京電力が「主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応を説明し、やり遂げる覚悟」であること(p1-2)が明確になったと「適格性」を認めている。しかし、その覚悟の客観的根拠も不明であり、実績に至っては何も示されていない。審査書には、何を「実績」と判断したのかを明らかにすべきである。最低、被災者への真摯な対応と被害全てを補償することへの実績と担保が必要であると考えます。

「東京電力」の決意表明をもって「適格性」を認めるのではなく、実績と明確で納得のいく判断基準をもって審査すべきである。

2、福島第一原子力発電所では、工程表の使用済み核燃料の取り出し開始を2023年に3年遅らせるなど、高放射線量に阻まれ事故収束は遅れている。また、現在も汚染水がたまり続けており、汚染水処理のめどもたっていない。加えて、本年9月28日に、地下水のくみ上げ井戸の水位計の設定を誤り、4月から高濃度汚染水が外部漏洩の恐れがある状況で

あったこともわかり、東京電力の日常的な管理のずさんさも明らかになっている。原子力設置者として「適格性」を認めるべきではない。

- 3、「確認結果」の中で、東京電力が「経済性よりの安全性を優先する」(p 2)ことが明確になったとしているが、その客観的根拠、判断基準を明らかにすべきである。
- 4、福島第一原発事故に関して、「技術的能力において特に東京電力だけが劣るところがあったと判断するのは適切でない」(p 3)とし、東京電力の運転適格性を認めている。これは全くの間違いで、他の電力会社も「運転適格性がない」ということである。原子力発電はひとたび事故が起これば、その影響は甚大であり、東京電力に限らず一企業の責任で運転してよいものではないと考える。世界有数の地震国である日本ではなおのことである。補償のために、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を急ぐのは本末転倒であり、福島第一原子力発電所の事故当事者として東京電力は、同発電所の廃炉と被災者への補償を確実に履行責務に専念すべきである。
- 5、「そこで、電気事業を所管する立場、また原子力損害賠償・廃炉支援機構法を所管する立場にある経済産業大臣から、東京電力の回答文書等の内容に異論はなく、東京電力が回答文書等の趣旨を遵守するよう監督・指導する意向であることが明確に示されることを当委員会としての判断の前提とする。」とあるが、経済産業大臣が、「監督・指導」することがどのように担保されたのかが明らかでない。担保されていないならば、単なる「口約束」でしかない。

## (2) 柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案

### 1、該当箇所／審査書(案) 15 ページから 17 ページ

#### Ⅲ-1 地震による損傷の防止(第4条関係)

##### Ⅲ-1. 1 基準地震動

#### 2. 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動

##### (1) 震源として考慮する活断層

審査書(案)は「調査地域の地形・地質条件に応じて適切な手法、範囲及び密度で調査を実施した上で、その結果を総合的に評価し、活断層の位置、形状、活動性等を明らかにしていることから、解釈別記2の規定に適合している」とした。しかし、「柏崎刈羽原発活断層問題研究会」(大野隆一郎代表)は「刈羽テフラは12万~13万年前に堆積した可能性があると評価。東電が活断層を否定する根拠にした刈羽テフラの降灰年代、それらをもとにした敷地内断層の活動年代は「地質学や地形学で広く認められてきた科学的推論とは大きく異なり、東電の推論、規制委の妥当判断は科学的とは言えない」と指摘している。東電の行った評価とは異なり、今後活動する可能性がある活断層の存在を提起してい

る。東電が示した「古安田層」に関する評価資料において、公表される資料ごとに齟齬があり、その正確性に疑義がもたれている。これまでも東電は不都合な事実や資料を隠蔽してきており、むしろ第三者機関が東電資料と独自調査などを踏まえた評価に重きを置き、現時点において「適合」の判断を下すべきではないと考える。

また、震源となり得る活断層を、「12万～13万年以降に動いたもの」とする基準によっているが、「新編日本の活断層」では、第四紀（約200万年前から現在までの間）に動いたとみなされる断層を活断層と定義している。東日本大震災翌年の原子力規制委員会では、耐震設計の強化を促すため、活断層の定義に「40万年前以降に動いた地層」を追加することを専門家会合に提案している。原子力発電所の過酷事故は長期にわたりかつ広範に人が住めない、国土消失という事態をもたらす。福島第一発電所事故をもたらした東電が、「12万～13万年以降に動いたもの」以外は動かないとして再稼働を求める安全基準を満たすと主張するのは、容認できるものではない。

NUMOの「地層処分に関する科学的特性マップ」では、「12～13万年前に限らず、活断層を判断している」との説明であった。活断層の定義を「12～13万年以降」とした根拠を示すべきである。

## 2、該当箇所Ⅲ-3.2 耐津波 p48

当発電所内には、1～5号機も存在する。津波により、1～5号機が損傷を受け、その影響が5、6号機に波及する可能性について審査も判断もされていない。建屋が繋がっていないので、福島4号機のような爆発は考えられないとしても、燃料プールの破損などにおける放射能漏れ、メルトダウンなどが起きれば、多大な影響を受けると考えられる。そうした場合に対する対応策は検討されるべきである。

## 3、該当箇所Ⅵ 審査結果 p482

柏崎刈羽原子力発電所の原子炉は福島第一原子力発電所と同じ沸騰水型である。沸騰水型の原子炉は加圧水型に比べ、原子炉格納容器が小さく、事故で冷却機能が失われると内部の原子炉の圧力が上がりやすい欠点がある。東京電力は柏崎刈羽原子力発電所の運転に当たって新型冷却装置を設置するとし、規制委員会は新規制基準以上の対策と高く評価している。しかし、福島第一原子力発電所の事故原因究明はいまだ途上であり、新型冷却装置設置で事故が防げたのかなどは検証困難である。

福島第一原子力発電所の事故原因究明はいまだ途上であり、新規制基準は同事故の教訓を汲みつくしたものではない。あえて、事故と同型で欠点が指摘される原子炉を再稼働させる理由を明らかにするべきである。

また、新規制基準は審査対象が、技術、設備に限られ、万一、事故が起こった場合の住民の避難計画などは含まれていない。新規制基準に適合すれば、住民の安全が確保されたということではない。

#### 4、該当箇所VI 審査結果 p482

柏崎刈羽原子力発電所については、新潟県知事が、独自に福島第一原子力発電所の事故の検証などを行い、その検証が終わるまで再稼働の議論をしないとしている。福島第一原子力発電所の事故の当事者である東京電力が、同型の原子炉を再稼働させることについては多くの国民が疑問に感じている。

規制委員会は、東京電力の「適格性」と柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準「適合」方針を改め、東京電力に福島第一原子力発電所の廃炉と補償など事故当事者としての責任を全うし国民の信頼回復に努めるよう求めるべきである。

以上

(事務局連絡先)

愛知県保険医協会 事務局 (今井美恵)

466-8655 名古屋市昭和区妙見町 19-2

TEL 052-832-1346

Fax 052-834-3584

別紙

1102F9

### Ⅲ-3.2 耐津波設計方針

- ・ 62 ページの 31 行目に「7 号炉原子炉建屋主排気筒の T. M. S. L. +76. 0m」とあるが、申請書では、T. M. S. L. +76m となっており、申請書と記載内容が異なる。

### Ⅲ-4.2.1 竜巻に対する設計方針

- ・ 70 ページの 27 行目に「また、設計竜巻の特性値の設定に当たり、米国規制委員会 (NRC) の基準類を参考としたモデルを用いることとしている。」とあるが、「米国規制委員会 (NRC) の基準類を参考としたモデル」とはランキン渦モデルであり、申請書では、フジタモデルを用いることとしていることから、申請書と記載内容が異なる。

### Ⅲ-4.2.2 火山の影響に対する設計方針

- ・ 79 ページの 15 行目に「機械的影響 (閉塞、摩耗) については、降下火砕物が侵入し難い設計とするとともに、平型フィルタ等の設置、換気空調系の停止等により、・・・」とあるが、申請書では、平型フィルタではなくバグフィルタとしており、申請書と記載内容が異なる。
- ・ 79 ページの 20 行目に「化学的影響 (腐食) については、塗装等により・・・」とあるが、申請書では、空調は塗装ではなく、金属材料を用いることで短期的な腐食を防ぐ設計としており、申請書と記載内容が異なる。

### Ⅲ-4.2.4 その他自然現象に対する設計方針

- ・ 91 ページの 3 行目に「4. 生物学的事象に対しては、クラゲ等の発生を考慮して原子炉補機冷却海水設備に除塵装置を設ける設計とする。また、除塵装置を通過する貝等の海生生物に対して、海水ストレーナやボール洗浄装置により原子炉補機冷却水冷却器や復水器等への影響を防止する設計とする。」とあるが、申請書では、復水器及びその洗浄のためのボール洗浄装置は記載しておらず、申請書と記載内容が異なる。
- ・ 91 ページの 13 行目に「6. 積雪に対しては・・・最大となる年超過確率  $10^{-4}$  に相当する積雪量に発電所近隣の気象観測所で観測された積雪量の年平均

値を加えた積雪量(167cm)を設定し・・・とあるが、申請書では、年の平均値ではなく、積雪が確認された日の平均値としており、申請書と記載内容が異なる。

### III-6 火災による損傷の防止(第8条関係)

- ・105 ページの2行目に「③ 中央制御室に設置する異なる種類の火災感知器とは別に、直ちに煙を検知できる火災感知器を中央制御盤内に設置する。」とあるが、申請書では、異なる区分が混在する盤には直ちに煙を検知できる火災感知器を中央制御盤内に設置するとしており、申請書と記載内容が異なる。

### III-7 溢水による損傷の防止等(第9条関係)

- ・118 ページの11行目に「申請者は、放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器又は～」とあるが、申請書では破損を伴わないスロッシング等も考慮している。

### IV-1.1 事故の想定

- ・138 ページの10行目に「また、風(台風)、竜巻等の事故シーケンスは、安全上の重要度の高い建屋内部の設備に直接的な影響を及ぼす可能性は低く、建屋外部に設置された設備への影響として海水ポンプ及び変圧器・送電線等の機能喪失による全交流動力電源喪失があるが、これは内部事象レベル1PRAの手法を活用したイベントツリーにより抽出済みの事故シーケンスである。」とあるが、柏崎刈羽6,7号炉の海水ポンプは、タービン建屋内に設置されている。

### IV-1.2.5 原子炉停止機能喪失

- ・289 ページの①d.の1行目に「d. 不確かさ評価としては、燃料棒表面熱伝達や気液熱平衡に係る重要現象のモデル(被覆管表面熱伝達モデル、リウエットモデル)に用いる相関式が、」とあるが、「気液熱非平衡」の誤記ではないか。

- ・293 ページの d. の 1 行目に「d. 不確かさ評価としては、「ECCS 再循環機能喪失」の事象進展中における炉心露出開始時間について、SAFER との比較により不確かさを評価している。」とあるが、PWR の記載となっている。

#### IV-4 重大事故等対処設備及び手順等

- ・IV-4 重大事故等対処設備及び手順のうち、「手順等の方針」の記載において記載されている人数及び所要時間について、申請書の記載と異なる箇所がある。

##### IV-4.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備及び手順等（第44条及び重大事故等防止技術的能力基準1.1関係）

- ・323 ページの c. の 3 行目に「作動したにもかかわらず原子炉冷却材再循環ポンプが停止しない場合には、」とあるが、申請書の記載内容と異なっていることから「原子炉冷却材再循環ポンプが部分台数のみ停止している場合には、」とすべき。
- ・325 ページの表IV-4.1-1【制御棒操作監視系及び制御棒駆動機構】の右欄の 1 行目に「スクラムテストスイッチ又はスクラムソレノイドヒューズの操作完了までの間、」とあるが、申請書の記載内容と異なっていることから「スクラムテストスイッチ又は原子炉緊急停止系電源スイッチの操作完了までの間、」とすべき。

##### IV-4.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備及び手順等（第45条及び重大事故等防止技術的能力基準1.2関係）

- ・332 ページの 3. (2)①の 1 行目に「高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系」とあるが、申請書の記載内容と異なっていることから「高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系」とすべき。
- ・333 ページの 3. (2)③の 1 行目に「高圧代替注水系又は原子炉隔離時冷却系」とあるが、申請書の記載内容と異なっていることから「高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系」とすべき。

IV-4.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備及び手順等（第46条及び重大事故等防止技術的能力基準1.3関係）

- ・343 ページの(2)②に「② 逃がし安全弁（自動減圧機能付き）作動用窒素ガスが確保されている場合」とあるが、ここでは逃がし安全弁（自動減圧機能なし）の開放手順について述べていることから「② 逃がし安全弁（自動減圧機能なし）作動用窒素ガスが確保されている場合」とすべき。

IV-4.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備及び手順等（第50条及び重大事故等防止技術的能力基準1.7関係）

- ・376 ページの表IV-4.7-1【格納容器 pH 制御設備、代替格納容器スプレイ系及び格納容器下部注水系】に「格納容器 pH 制御設備、代替格納容器スプレイ系及び格納容器下部注水系」とあるが、代替格納容器スプレイ系及び格納容器下部注水系は自主対策設備ではないことから「格納容器 pH 制御設備」とすべき。

IV-4.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備及び手順等（第54条及び重大事故等防止技術的能力基準1.11関係）

- ・404 ページの(2)①に「申請者は、有効性評価（第37条）において、使用済燃料プールの温度を低下させるために必要となる対策として、燃料プール冷却浄化系の復旧を実施するとし、そのために、熱交換器ユニット、大容量送水車（熱交換器ユニット用）を重大事故等対処設備として新たに整備しているとあるが、申請内容によればここでいう「有効性評価（第37条）」という表現に、有効性評価における評価事故シーケンスとしての想定事故1,2は含まれていないと考えられるため、その旨を明確にすべきではないか。

IV-4.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備及び手順等（第56条及び重大事故等防止技術的能力基準1.13関係）

- ・414 ページの⑦に「⑦淡水貯水池から防火水槽へ水を補給するための設備及

- び手順等」とあるが、申請書によればこれは自主対策設備であることから削除すべき。
- ・ 416 ページの g. に「g. 防火水槽への淡水の補給。そのために、ホースを重大事故等対処設備として新たに整備する。」とあるが、申請書によればこれは自主対策設備であることから削除すべき。
  - ・ 419 ページの g. の 3 行目に「ホースの敷設、可搬型代替注水ポンプ (A-2 級) の起動等を計 2 名により」とあるが、申請書によれば本手順において可搬型代替注水ポンプは使用しないことから「ホースの敷設を計 2 名により」とすべき。
  - ・ 420 ページの下から 4 行目に「よって、規制委員会は、申請者が、有効性評価 (第 37 条) において、電源の確保に関して必要となる・・・(省略)」とあるが、本項は水源について記載したものであるから修正すべき。

#### IV-4.14 電源設備及び電源の確保に関する手順等 (第 57 条及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 14 関係)

- ・ 425 ページの①b. に「b. 他号炉からの給電。そのために、他号炉の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として位置付けるとともに、号炉間電力融通ケーブル (常設) 及び号炉間電力融通ケーブル (可搬型) を重大事故等対処設備として新たに整備する。」とあるが、申請書の内容と異なることから「b. 他号炉からの給電。そのために、号炉間電力融通ケーブル (常設) 及び号炉間電力融通ケーブル (可搬型) を重大事故等対処設備として新たに整備する。」とすべき。
- ・ 426 ページの②d. に「緊急用断路器、AM 用動力変圧器、AM 用 MCC、AM 用切替盤及び AM 用操作盤は設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備に対して独立性を有し、位置的分散が図られた設計とする。」とあるが、申請書によれば AM 用切替盤は設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備で兼用する設備である。
- ・ 427 ページの f. の 4 行目に「この手順では、直流 125V 蓄電池 A から直流 125V 蓄電池 A-2 への切替え及び不要な負荷の切離しを計 4 名により、約 60 分で

実施する。」とあるが、約 60 分は不要な負荷の切離し操作の時間であり、切替操作後に引き続き負荷カットする場合は計 80 分となることから「この手順では、直流 125V 蓄電池 A から直流 125V 蓄電池 A-2 への切替えを計 4 名により、20 分以内、不要な負荷の切離しを計 2 名により、約 60 分で実施する。」とすべき。

- ・427 ページの g. の 3 行目に「この手順では、ケーブル敷設、電源からの給電操作、給電の確認等を計 10 名により、約 225 分で実施する。」とあるが、当該手順は自主対策設備である荒浜側緊急用 M/C 経由の時間を記載しているため、重大事故等対処設備を用いた時間を記載すべきではないか。

#### IV-4.15 計装設備及びその手順等（第 58 条及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 15 関係）

- ・443 ページの 3. (2) の 5 行目に「直流給電車又は可搬型直流電源設備」とあるが、申請書では、可搬型直流電源設備は自主対策設備ではなく重大事故等対処設備と記載されている。
- ・444 ページの表 IV-4.15-2 に「直流給電車又は可搬型直流電源設備」とあるが、申請書では、可搬型直流電源設備は自主対策設備ではなく重大事故等対処設備と記載されている。
- ・上述のとおり、申請書では可搬型直流電源設備は自主対策設備ではなく重大事故等対処設備と記載されている。また、申請書にあわせて「第二代替交流電源設備又は直流給電車」について記載する場合は、444 ページの表 IV-4.15-2 に「直流電源による給電ができない場合において、給電開始までに時間を要するものの、計器電源回復の有効な手段となり得る。」について修正が必要となる。

#### IV-4.17 監視測定設備及び監視測定等に関する手順等（第 31 条、第 60 条及び重大事故等防止技術的能力基準 1. 17 関係）

- ・458 ページの 2 行目に「なお、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の使用を決定した場合には、」とあるが、緊急時対策所は必ず 5 号炉原子炉建屋内緊急時対

策所を使用することから記載不要ではないか。

- ・ 460 ページの 9～10 行目に「② モニタリング・ポスト用発電機からモニタリング・ポストへの給電が開始された場合には、専用の無停電電源装置からモニタリング・ポスト用発電機に切り替える。」とあるが、無停電電源から切り替えるのではなく、常用電源から切り替えるのではないか。
- ・ 460 ページの表IV-4.17-1（放射能観測車搭載機器）に「通常時より使用する設備であり、重大事故等対処設備に要求される耐震性としては十分ではないものの、事故対応に対して有効な手段となり得る。」とあるが、「通常時より使用する設備であり、」は申請書と異なる記載である。

#### IV-4.18 緊急時対策所及びその居住性等に関する手順等（第34条、第61条及び重大事故等防止技術的能力基準 1.18関係）

- ・ 468 ページの下から 4 行目に「d)5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に要員をとどめるための身体サーベイ、作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアの設置等の手順等を定めるとしていること、」とあるが、申請書は、チェンジングエリアは汚染の持ち込みを防止するための設備と記載されている。

#### IV-4.19 通信連絡を行うために必要な設備及び通信連絡に関する手順等（第35条、第62条及び重大事故等防止技術的能力基準 1.19関係）

- ・ 473 ページの上から 19 行目に「③ 通信連絡設備は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による多様性を備えた専用通信回線に接続するとともに、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。」とあるが、申請者は発電所外の通信連絡設備に無線系回線は使用しておらず、申請書の記載と異なる。
- ・ 474 ページの(2)①a.の2行目に「そのため、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び第一ガスタービン発電機を重大事故等対処設備とし

て新たに整備する。」とあるが、申請者は5号炉屋外緊急連絡用インターフォン、データ伝送設備及び電源車についても重大事故等対処設備として整備しており、申請書の記載と異なる。

- ・ 474 ページの(2)②a. に「a. 衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム (SPDS) は、代替電源設備から給電され、電源の多様性を有する設計とする。」とあるが、申請者は5号炉屋外緊急連絡用インターフォン及びデータ伝送設備についても重大事故等対処設備として整備しており、申請書の記載と異なる。
- ・ 474 ページの(2)②b. に「b. 衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム (SPDS) は、通信方式の多様性を有する設計とする。」とあるが、申請者は5号炉屋外緊急連絡用インターフォン及びデータ伝送設備についても重大事故等対処設備として整備しており、申請書の記載と異なる。
- ・ 474 ページの下から5行目に「規制委員会は、申請書の計画において、a) 衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム (SPDS) は、」とあるが、申請者は5号炉屋外緊急連絡用インターフォン及びデータ伝送設備についても重大事故等対処設備として整備しており、申請書の記載と異なる。
- ・ 475 ページの上から2行目に「b) 通信連絡設備として、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム (SPDS) を設けることにより、」とあるが、申請者は5号炉屋外緊急連絡用インターフォン及びデータ伝送設備についても重大事故等対処設備として整備しており、申請書の記載と異なる。
- ・ 475 ページの③-1a. の8行目に「これらのうち携帯型音声呼出電話設備に関する手順は、使用する端末の通話装置用ケーブルの接続、乾電池残量の確認、連絡等を実施する。」とあるが、携帯型音声呼出電話設備の手順では、乾電池

残量の確認は実施しておらず、申請書の記載と異なる。

- ・ 476 ページの 3. (1) の 2 行目に「通常時使用されている設備である衛星電話設備（社内向）（5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所）、送受信器（警報装置を含む。）、局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内向）及び専用電話設備（ホットライン）を重大事故等時においても発電所内外の通信連絡に用いるとしている。」とあるが、申請書の記載と異なる。
- ・ 476 ページの表IV-4. 19-1 に「衛星電話設備（社内向）（5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所）、送受信器（警報装置を含む。）、局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内向）及び専用電話設備（ホットライン）」とあるが、申請書の記載と異なる。

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 実用炉審査部門 御中

## 「柏崎刈羽原発審査書案」へのパブリックコメント

- ・東京電力の廃炉とやり抜く覚悟と実績を示すことを規制委が要求しているが、実績が示されておらず、決意表明だけの確認では意味がない。また経済性よりも安全性を優先するというが、根拠判断基準がたにもない。
- ・耐震・耐津波基準を満たす免震重要棟がない以上、許可すべきではない。3.11の教訓が何もまきていないのではないか。
- ・東電が海洋への放射能拡散防止対策として設置する設備に挙げているのはシルトフェンタが、これは放水砲の水の拡散防止対策であり、溶融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできません。福島第一原発では、汚染水がいまでも発生し続けている。規制委は、再稼働のための審査よりも汚染水対策を優先すべきです。

原子力防災計画の審査で検討の対象となっていないものは重大な欠陥です。避難計画については、新潟県が、独自で検証を行うとしているので、その結果を待つべきです。

柏崎刈羽6・7号機の再稼働はすべきではありません  
以上。

2017年 11月 2日

神奈川県 男

1102F11

意見／理由：記入欄

**\* 確認結果案 1～4 ページ**

意見：【判断の前提が成立しない場合は変わり得る】付きの結論は、結論とは言えない。

適格性の判断を撤回すべき。

また、この適格性の判断は、審査書案全体の判断の信頼性に疑問を持たせるものである。

理由：意見「撤回すべき」に関する理由

この結論は、肝心な判断の前提が示されないまま出されたものである。

また、東京電力の回答文書等の実効性について、住民として40年間東京電力と相対してきて、東京電力は文書等で示す約束を守らない、守れない会社であり、その体質が変わる可能性はない。例えば ①2002年トラブル隠しで全号機停止となった際、今後繰り返さないために「しない風土」「させない仕組み」「言い出す仕組み」で取り組むと約束したが、その後、福島事故後も含めて数々の虚偽・ごまかし・隠蔽を重ねている ②適格性の判断のもとになった文書が提出されて2か月余りたっているが、風評被害対策・トリチウム水の問題に関して具体的な動きが見えない ③経済性より安全性を優先する姿勢に反する取り組みをしている、例えば、「柏崎刈羽原発6/7号機再稼働プロジェクト」と名付けた取り組みを進めている、また、福島事故避難者対応を脇において、柏崎刈羽原発が安全であるかのような幻想を与えるCM放送(新潟県内限定)を流している。

以上、2つの理由で“東京電力に適格性あり”との結論は撤回すべき。

理由：意見「審査書案全体の信頼」に関する理由

設置許可申請書と同レベルとした文書が、曖昧さを残したまま「運転を的確に遂行するにたる技術的能力がないとする理由がない」と判断されたことは、すべての設置許可申請書に対して、裏付けの曖昧さを残した段階で結論が出ることに委員会が違和感を持たない事を示したと言える。他の設置許可申請書案の結論も、詰めの甘い判断ではないのか疑わざるを得ない。

**\* 審査書案 41 ページ、308 ページ、471 ページ**

意見：大浜側敷地及び大浜側の施設・設備の地盤について、不当沈下、液状化、ゆすりこみの影響に関する議論が不十分。

また、中越沖地震の被害状況を踏まえた審査が必要。

理由:東京電力提示の「中越沖地震における大湊側敷地内の地盤鉛直変動図」「中越沖地震における大湊側敷地の亀裂・噴砂位置」によれば、大湊側敷地においても不当沈下、液状化の様子が見て取れる。

液状化に関して、盛り土の防潮堤、フィルタベント設備の杭基礎等、安全に関して重要な施設・設備の影響評価がされていない。これらについて、審査合格後の詳細設計に先送りせず、審査すべき。

中越沖地震で、5・6・7号機の原子炉建屋に合計178本余、タービン建屋には合計602本余のひびが入った。中には耐震壁を貫通したものもあった。地震後補修したとはいえ、ひびが入った事実は無視できないと考える。設備についても多くの不具合が報告されていた。

大きく揺すられた5・6・7号機が、再度の地震を受けた時の液状化等の影響評価が必要。

(別紙)

意見／理由：記入欄

東電には、原子炉設置に必要な経理的基礎がなく、技術的能力もないので、許可を出すべきではない。

＜理由＞  
 事業（会社）を維持し、この経理的基礎がないから、原子力の安全確保に多大な費用がかかる。事業をやるといっては、事故を起こしたとき、東電は、福島第一原発事故を起したとき、賠償の責任を主体の消失を防ぐために、賠償機構からの貸付金を得るといふ形で、機金投入され、存続して、いふ実質的には破綻した会社である。投入された金の返済には他能力からの金も使われ、この返済の負担も昨年には「このままでは債務超過に陥り、公的資金の注入を要請し、昨年末には非公債化の東電が、新電力にも賠償金の負担をせよ」という（過去の）経過からいわれる。このように、経営的危機をのぞくために、唯一の方策として、東電の新たな統合計画による、柏崎刈羽原発の再稼働の表明は、何の信頼性もない。

・技術的能力について  
 福島第一原発事故収束の実績を8/25は回答でも規制委員会でも東電（社長）は示していない。未竟表明を規制委員は確認したにすぎず、何の意味もない。しかも、賞格と実績を示しているのは、その同時期に、水他測定が半年も肉

濃度汚染水が漏れなど起きているわけ。事故収束を順調に進めようとは到底言えない状態だ。技術的能力が、おかしなところを、検査する段階にも至っていない。  
 技術的能力が他電力より劣る。原子炉を規制委員は甘く見ている。IF事故被害を軽くするのは、ないか。

負過手  
 2/25  
 2/25

2/

原子力規制委員会 御中

1102F14

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所:

氏名:

連絡先

fax:

e-mail:

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について

東電に適格性はない。

なぜならフクシマは終わっていない。

福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

地球全体の生命に危険である核を平和利用が  
あってはならない。4-11の事故を体験  
した今、これは明白な事実です。適格性うんぬんではなく  
原発をたおらして廃止にと願っています。

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上

電話: 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

1102F15

原子力規制委員会 御中

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所:

氏名:

連絡先

e-mail:

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について

東電に適格性はない。

なぜならフクシマは終わっていない。

福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、

東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上

電話: 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

1102F16

## 【東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働に関するパブリックコメント】

原子力規制委員会 宛て

住所:東京都東村山市富士見町 3-29-6

氏名 多摩きた生活クラブ生活協同組合 理事長 稲葉亨江

連絡先 tel:042-395-5002

fax: 042-395-3833

## ○意見提出箇所(『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1~4 ページ)

・意見:申請者に、柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はありません。

・理由:規制委員会は東電の適格性を判断するために7項目の「基本的考え方」を示し、東電はこれに対して文書で回答を寄せました。7項目は例えば、福島第一原発の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すこと(①)、経済性より安全性追求を優先することや安全性の向上(③、⑤、⑦)などですが、これに対する東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず、実績など具体性はありません。

福島第一原発の実情を見れば、最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸(サブドレン)水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあったことが明らかになったばかりです。他にも 1,200 トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れたただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになりました。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いています。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできません。

にもかかわらず、規制委員会は東京電力について「運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はない」と結論づけています。このような結論は実態に全く即していないと考えます。

## ○意見提出箇所(『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1~4 ページおよび『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』1 ページ)

・意見:東京電力に、柏崎刈羽原発を運転する経理的基礎はありません。

・理由:東京電力は、自らが全責任を負うべき事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と公的資金の注入を要求しました。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東京電力はかろうじて破たんを免れている状況です。この意味でも東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はないと考えます。審査には経理的基礎の確認も含まれています。経理的基礎はないと判断すべきです。

## ○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』20~21 ページ)

・意見:地震の規模が過小評価されています。

・理由:元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を発し、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表しました。その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は1.8倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発 6・7 号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。

また、熊本地震では、震度 7 の地震が 2 回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はさ

れていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。

以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』311ページ)

・意見:東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性がありません。  
・理由:審査書の311ページには、東京電力について、「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力発電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事後の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれています。福島第一原子力発電所の状況を見ると、現状においてこのような体制が整備されていないことは明らかです。汚染水問題に対応できない東京電力には、原子炉設置者としての適格性がありません。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』371～377ページ)

・意見:代替循環冷却系は、新基準には位置づけられていないものであり、これをもって新基準に適合するとは言えません。代替循環冷却システムの実証実験を求めます。  
・理由:東京電力は、原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させるために、代替循環冷却および格納容器ベントを必要な対策としており、審査書ではこれを評価しています。しかし、そもそも代替循環冷却は新規制基準にはないものであり、ベントを併記しているとはいえ、代替循環冷却を安全性の根拠とするのは新規制基準との整合性を欠くものです。まずは代替循環冷却システムの実証実験が行なうことを求めます。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』470～471ページ)

・意見:5号炉原子炉建屋内緊急対策所が免震構造でないため、新基準に適合しません。  
・理由:東京電力は当初、3号炉原子炉建屋内緊急対策所を新たに設置し、免震重要棟内緊急対策所と併用することを示していました。その後、3号炉原子炉建屋内緊急対策所は、敷地の液状化に伴い津波が到達する可能性が発覚しました。また、免震重要棟内緊急対策所に十分な耐震性がないことも分かり、5号炉原子炉建屋内緊急対策所のみを使用することとしました。しかし、5号炉原子炉建屋内緊急対策所は耐震構造ではあっても、免震構造ではありません。新基準は免震重要棟の設置を求めていることから、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉は新基準に適合していません。

以上

(別紙)【意見提出様式】

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課「国民の声」担当 宛

東京電力株式会社の電気供給約款の変更認可申請に係る「国民の声」の募集について

[氏名]	
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[E-mail]	
[ご意見]	
<p>・ 該当箇所 (申請書類等のどの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください)          柏崎、刈羽原発再可動反対。電気は足りてい子。</p> <p>・ 意見内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原発のごみを処理、処分できない。これは、原発と続けられるわけがない。</li> <li>○ 福島原発事故は、原子力コントロールはウソ。(安倍首相の)</li> <li>○ 原発の事故廃物の、メルトダウン汚染水は太平洋へは流出してはいけな。</li> </ul> <p>・ 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難区域も強いられた人も残った人も各地で多くの人が苦しんでいる。チェリノブイリと比較して、安全は何か非常に低い。</li> <li>○ 健康被害にも適切な取り組みをしない。原発に、柏崎、刈羽原発の再可動能力はない。</li> <li>○ 事故の費用負担について、東電の「債務超過」居直り、公的資金の流入要求。自社の責任を認めない。</li> <li>○ 人の命・病気は、どれも責任、取れない。そんな危険を、規制委は、どう思っているのか?</li> </ul>	

1102F18

(別紙)

意見／理由：記入欄

東電柏崎刈羽原発6・7号機の再稼働を認めず  
 ということが、一国民として信じられません。  
 使用済の核のごみの最終処理場はいつ、どこに  
 決まってるのでしょうか。  
 この国家的大課題を解決せよとして どうして再稼  
 働されるのか、全く考えられません。  
 また、日本は地震、台風、災害が非常に多く、  
 そのたびに日本中の原発の存在が心配になります。  
 どうか原子力発電の再稼働は行わないで下さい。

以上

1102F19

原子力規制庁 原子力規制部  
審査グループ 実用炉審査部門 御中

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書(原子炉等規制法第43条の8の6第1項第2号)案等に対する科学的・技術的意見募集につき、審査書案添付資料Ⅰ「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」につき下記の通り意見提出します。

平成29年11月2日

### 記(序論)

初めに安全地帯にいて合格を出したあなた方に善良なタックスペイヤーの一人として言っておきたい事がある。

40年前東京電力柏崎刈羽原発の1号炉設置を国が認め、反対していた住民運動の中で疑問は膨らみ、「情報公開の原則は守れるのか」と問われると東京電力は「企業秘密で」と濁す。そして、この10月4日、柏崎刈羽原発6、7号炉に原子力規制委員会が合格を出した。中越地震では変圧器から黒煙が上がり世界を震撼させた。私の家は柏崎刈羽原発から約9kmにあり、心底恐怖を感じたものである。東日本大震災では東京電力福島第一原発の危機管理に失敗して過酷事故を惹起した。とうとう事故を起こしてしまったかとそれまでの無作為の自らを叱責した。どれも「止まれ」のサインであったはず。あつけない合格である。

原子力規制委員会「以下(規制委)と言う」と、その事務局として原子力規制庁「以下(規制庁)と言う」が設置され5年を迎えた。9月22日委員長の交代があったが、この規制委ほど行政組織として“正体不明”の組織はない。5年間の実績から見えてくるものがある。

政府は規制委と規制庁を福島第一原発事故前の原子力規制部門の、原子力安全委員会、原子力安全・保安院等を再編したものであると言うが、これらの機関は国際原子力機関(IAEA)が勧告する規制機関としての国際基準を大きく逸脱しているもので、推進機関の中の原子力安全宣言係程度のものでしかないのではないか。わが国には国際基準に基づく原子力規制機関は存在していなかったし、今も存在していないと言わざるを得ない。

福島第一原発事故の原因の一つとして、常軌的には国際的な原子力規制機関の不在を指摘しておきたい。なんといっても福島原発事故報告書ではこれに触れているものはない。原発事故後に原子力規制委員会設置法(2013年6月成立)により環境省の外局として規制委が、その事務局として規制庁がおかれ、規制委は三条委員会として独立性が高いとされていた。しかし、この設置法と同時に原子炉等規制法が改定され、原発の「通常40年運転」「特例60年運転」が初めて法令化された。結局のところ事故

直後のドサクサにまみれて原発運転の道が法的に開かれてしまい、規制委は成立時から事実上、原発の推進の任務を負わされたことになる。名は原子力「規制」委員会だが事実上は原子力推進委員会であっても、規制庁は原発の「通常 40 年運転」「特例 60 年運転」を「原子力の新たな規制」と胸を張っているのではないか。

規制委は、原発再稼働への適合性審査のために新規制基準「以下(新基準)と言う」を定めた(新基準決定 2018 年 6 月 9 日 同施行 9 月 12 日)。原発推進の重要な足掛かりだ。新基準は「重大事故対策(シビアアクシデント対策)が含まれることを明記しており、法令上の規制対象」としているが、福島原発事故の検証にもとづいたものなのか厳しく問いたい。「世界一厳しい基準」などとよく言われるが、世界有数の地震国・世界有数の火山国の日本での原発立地への備えになっているのかも問うておきたい。

政府は新基準の適合性審査を合格させた原発から順次再稼働を認めている。新基準に合格した原発は本当に安全なのか。ここに国民目線があることを重く受け止められないのか。

そもそも東京電力に原子力発電所を運転する資格はあるのか。規制委は規制基準に明確な定めのない企業体質の判断に踏み込んだまでは良かったと思う。問題は適格性を認めた過程にある。柏崎刈羽原発の規制委の審査過程でも、東電の虚偽の説明が繰り返されてきたのではなかったか。国民を欺き続けてきた、これが東京電力の体質そのものではないのか。その体質がどう改善されたのかを問うことなく、「決意」を示す文言を保安規定に書きこむことで、規制委は東電に原発を運転する適格性があるとした。規制委のこの姿勢が東京電力に対する国民・県民の不信、不安や懸念に対して向き合うことなく合格を出したのであれば無能の集団のそしりは免れないものと思うことを付言しておきたい。

### パブリックコメント

#### 前文

規制委は、通常の審査とは別に、東電に柏崎刈羽原発を設置し、運転する適格性の確認を技術的能力を確認する為の審査の一環として行った。規制委は「福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりぬく覚悟と実績を示す事が出来ない事業者は柏崎刈羽原発を運転する資格はない」(基本的考え方 7 月 10 日規制委資料) など 7 項目を要求し、これに対して東京電力は決意表明を並べただけの「回答書」を提出した。規制委はこれを審査対象とするとしたが、実績や根拠について何も確認することなく了承した。審査結果は審査書案とは別に「適格性についての確認結果案」に書かれているが、今回これもパブリックコメントの対象になっている。

#### 本論

##### 「確認結果案記載の P1 乃至 P4」

- ・規制委は「廃炉をやりぬく覚悟と実績を示す事」を要求したが、実績は示されていません。決意表明だけ確認しただけでは意味がありません。
- ・福島第一原発の実態を今一度見て下さい。直近の 9 月 28 日。地下水のくみ上げ井戸(サブドレン)の水位計の設定ミスがあり、半年間にわたって建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏出していてもおかしくない状態であった事が明らかになっています。
- ・廃炉のめどは立っておらず、放射能高濃度汚染水はたまり続け、発生を止めること

はできず、毎時0、1億ベクレルの放射性セシウム137の漏出を東京電力はこれを認めるも手が打っていません。放射能から避難を強いられた人も残った人も、各地でいまだ多くの人たちが、生活上の支障をきたし、健康被害で苦しんでいるのが実態です。東京電力の「決意」表明は信用に値するものではありません。したがって、東京電力に原発を運転する資格があるとは到底言えません。

・経済性よりも安全性を優先すると言うが、根拠・判断基準が何もありません。本来大企業と言うものは国民から見れば全幅の信頼があつてこそ社会的存在・社会的信頼がおけるものであるはず。利益第一主義の大企業が経済よりも優先するものがあるとは到底思えません。

・原発事故の費用負担について東京電力は「このままでは債務超過に陥る」と居直り、公的資金の注入を要求しました。今、東京電力に「経理的基礎」はありますか。

・保安規定により「決意」の履行を確認するとしています。どうなれば違反となるのか。「決意」の羅列を信じると言っても、とても無理があり判断基準がないに等しいと言わなければなりません。

#### 結論

御庁において私は本審査書案には反対であり、直ちに撤回を求めます。以下空白

1102F20

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ  
実用炉審査部門 宛

柏崎刈羽原発審査書案へのパブコメを提出します。

東電に運転の資格はあるのか。

廃炉をやりぬく実績が示されていない。

規制委員会は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求したが、その実績が示されていない。子どもの夏休みの宿題でもあるまいに、すぐやる、いまやるの決意表明だけ確認しても意味がない。

何を考えているのか。この程度のことで未だ溶解落ちた核燃料の確認も出来ない福島第一原発の事故を起こした責任を何も取っていない東電に対して原発の再稼働を考えることなど出来ない。

書きたいことは山のようにあるが、どれだけ書いても前提条件の東電に原発を運転する資格がないこと以上のものはない。

原子力規制庁もしっかりと規制の立場を発揮しなさい！！

原子力規制委員会 御中

1102F21

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所  
氏名  
連絡先

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について  
東電に適格性はない。  
なぜならフクシマは終わっていない。  
福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、  
東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

(締切) 11月3日(金) まで

(意見送付先)

住所: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て  
FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上  
電話: 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

1102F22

原子力規制委員会 御中

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所:

氏名:

連絡先

fax:

e-mail:

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について  
東電に適格性はない。  
なぜならフクシマは終わっていない。  
福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、  
東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上

電話: 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

1102F23

原子力規制委員会 御中

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所:

氏名:

連絡先:

fax:

e-mail:

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」について  
東電に適格性はない。  
なぜならフクシマは終わっていない。  
福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、  
東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上

電話: 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)



1102F26

相崎 <sup>刈</sup> 利羽 原発

パブリック・コメント 提出 (します)。

提出意見

再稼働に 絶対反対です。

今まで 2年向 原発のしで 電力は 足りてきました。

自然エネルギーへのシフトが 世界の 方向です。

日本の 自然エネルギーは ほとんど 足りてます。

福島 の 事故 の 原因 も 終末 も ない ため ~~に~~

再稼働 する と は 許 せ ず せ ぬ。

放射能は 今だに 空に 地下に 残っている ことは 事実です。

規制委員会 の 許可 した 根拠に、 東電が 福島 の 補償 を 行う の

に 再稼働 が 必要 と 言った こと を 受け、 何か 聞き 取 証 と

しました。 同じ事故と起 たら、 どうする の か いう ふう よう。

再稼働は、 未来の 日本 の ため に 必要 あり ませ ぬ。

脱原発は、 日本 の、 子と 孫 の ため の 未来 です。

1102F27

(別紙)

意見／理由：記入欄

柏崎原発の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 ようか。また、東電の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 人々の安全を確保し、東電の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 う。現在のところ、東電の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 倫理的に許すことが、東電の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 東電の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 事故以前に、東電の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 る。科学的に、東電の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 この事故を、東電の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 力規制委員会の役割です。東電の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 安心し、東電の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 であり、東電の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 に、東電の再稼働を容認する基本と何もないのし  
 して、東電の再稼働を容認する基本と何もないのし

1103F1

(別紙)

意見／理由：記入欄

東京電力は、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格はありません。福島第一原子力発電所の廃炉作業の現場がとれを証明している。4号機の使用済み核燃料プールの核燃料を取り出す作業（燃料集合体数使用済み1331体、プラス未使用202体の合計1533体。同1号機392体、2号機615体、3号機566体。）しつをあげるだけで、東電の見通し、計画がその通りに進行するなど、事業者たる東電自体が認識していないことは明瞭（すべてが後手後手作業＝困難＝不可能性の認識）。とれ放にこそ「廃炉を主体的に取り組み、やり抜く覚悟と実績を示す」ことができるかと規制(委)が問うのだ。

このことは、規制(委)自体が廃炉作業がとれも困難で、この先何年を要するか、とれほど作業者が被ばくするか、何非円かかるのか、...、そのすべてを少なくも確実なものとして予測し、事態を認識しているからに他ならない。

「やり抜く覚悟があるのか」。途方もない困難性を認識し、とれは「できたいだらう」と承知の上で問うている。つまり「精神を主張する無責任極まりない主体が、原子力規制委員会であり、事業者たる東京電力であり、国である。国民は税と命をとられる。とれもとれも東京電力は福島第一原子力発電所ムルトダウシ事故を起さるべくして起こした。しかもその事実を隠ぺいした。このような事業者主体に過酷性は一片たりともない。このような東電に原発再稼働を認め、柏崎刈羽原発も、7号炉審査書を私たち主権者は、認めない。無責任を自覚し出直おさねば、

(別紙)

意見／理由：記入欄

今とここから生れる子供に回復不能な負のすべてを  
 押しつけることになる。この自覚をもち、どう大  
 な使用済核燃料と処分不可能性の深い認識の先に  
 生じつつある現在進行計のとなつもない解決課題に  
 全力をあげ、英知を尽して取り組むことを今そ  
 してここからすべきすべてであると思を致すはずで  
 ある。核燃サイクル、全量再処理を振り出しに度し  
 全原発廃炉に向けて出直し、廃炉に固をあげて全カ  
 を尽さねば、未来はほんとうにない。できないのでは  
 くりがえします。  
 この現実をしつかりとらえれば、原発再稼働その  
 ことがいかにすべきことでないが明白です。  
 亡国で済むことできえありません。

ない。  
 ない。  
 するつもり  
 ない。

原発再稼働をしない。脱原発こそその第1歩であ  
 り、スタートで、始まりです。空論ではない。この  
 覚悟とその第1歩の実践こそ東電の責任であり使命  
 です。東電の加害責任はすべての被害者、避難者、も  
 補ばく者の補償、賠償を全うしうづけること。これも  
 当然かつ必須であることは言うを待しません。

非

以上の否定に向う「審査書案」を認めることはでき  
 ません。

意見理由：記入欄

核崎刈羽の再稼働及び審査書案。其に到底認めら  
 れず反対です。  
 活断層や水没可能性等々、日本中どこも核を置く  
 安全な地は無い筈で、平和利用というよりも安全  
 保障の問題から目を逸らすと、思われる。安全  
 基準に「二」は、それも原発推進が国家の  
 決定権の無い、原発に任せるとは、自決すべし！  
 2、軍産複合の最たる形態という認識です。  
 3/1で日本は破たんした。核推進の  
 先ん立稼働の地元の暮らしに  
 /ミリSvに20ミリSv以上は  
 2子悪魔の帰国政策は、規制委員は  
 香と見ると、す。  
 東京にも昨年から急性白血病など、短期間に  
 亡くなる急増の事例はあつた。核推進  
 国家の結核の健康被害に「二」原因特定は、統  
 計も取らず、子どもを自国民への「サイト」かと思  
 う。核推進は、子どもに戦慄を、朝鮮共和国の  
 核ミサイルより自国の原発の元か、と怒ります。  
 民主国家というなら、原発事故に「二」の国  
 民投票を、たう、トウ、勝手に決める  
 べき。下下下、政強、甲、す。

# 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 東電炉審

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉および7号炉の発電用炉子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等に関する意見

## 意見

- 1、規制委員会は東電の発電用原子炉設置変更許可申請書を平成25年9月25日に受理した。3.11の事故を起こし、原因究明もままならず、汚染水対策もできず、被災者の賠償も行えず、責任も取らない東電に、そもそも、柏崎刈羽の設置変更許可を申請する資格などなく、規制委員会がそれを受理したこと自体が誤りである。
- 2、今回のパブコメの対象には「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果」という資料がある。「申請者に柏崎刈羽原子力発電所を設置し、及び運転することにつき必要な安全文化その他の原子炉設置者としての適格性を有するかどうかについても審査する」とある。意見交換の中で、東電は、フクイチの廃炉は「主体的に関係者もしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟」「誠意と決意」「事実を進める決意」などと述べ、「経済性よりも安全性を優先」などと文書で述べている。7月の時点で規制委員会は「福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やり遂げる覚悟と実績を示すこと」ができない事業者は、柏崎刈羽原子力発電所の運転をする資格はない」と言い切っていた規制委員会が、今回合格の判断を出したのは不思議としかいいようがない。汚染水は漏れ、処理もままならず、何度となくまるで素人のようなミスによるトラブルを起こし、最近でもサブドレンの設計ミスで半年間、高濃度の汚染水が漏れてもおかしくない状況が放置されていたりする東電のどこに廃炉に向けた「実績がある」というのか。だいたい、福島の事故原因も確定できないのに「福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた対策が整備されていると判断できる」などとの口が言っているのか。
- 3、審査書で経理的基礎について申請者における総工資金の調達実績、その調達に関わる自己資金及び外部資金の状況、調達計画を確認し、これまでの増資、内部留保等による資金の確保がなされていること等から工事に要する資金の調達は可能と判断した」と経理的な基礎があると判断している。東電は廃炉費用も電気料金に上乘せし、賠償金は税金が使われている。破産企業であるのに、経理的な基礎があるわけではない。「内部留保」があるなら、被災者への賠償にあてるのが筋だろうに。
- 4、免震重要棟がない。
- 5、雪に覆われる新潟の地で、避難計画が立てられるはずもない。
- 6、科学的、技術的などといわずに、普通の人の普通の感覚からして、事故を起こし、原因も究明できず、廃炉の計画、燃料取り出しさえ永遠に先延ばしにし、対処費用は税金で多くを賄われ、倫理的、刑事的な責任もとらない東電に柏崎刈羽を再稼働する資格は

1103F6

原子力規制委員会 御中

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見書

意見提出箇所 適格性についての確認結果案 P1～4 に対する意見

東京電力の福島第一原発の廃炉工程は今だに先が見えず、問題の対処もその場しのぎ的である。また、賠償についても誠意をもってきちんと対処していない。東電は、破綻救済のための公的資金を受け、さらに電力の託送料金に廃炉と賠償の費用を上乗せして、国民に負担を押し付けている。

このようなことから、東電には柏崎刈羽原発を動かす技術的能力も経理的基盤もないと言わざるを得ない。

東京電力は、福島第一原発事故発生当時から数々の重要な事実を隠蔽してきたことが明らかになっている。また、柏崎刈羽原発においても過去に何度も事故を起こしながら隠蔽をしてきた。

このようなことから、東京電力の安全性よりも経済性を優先に考え、都合の悪い事実を隠蔽する企業体質が改善されたとは信じがたい。規制委員会が示した「基本的考え方」に対する東電の「回答」は単なる決意表明に過ぎず、これをもって適格性があると判断することは、あまりにも緩い判断である。

以上

1103F7

2017, 11, 3

原子力規制委員会御中

(案)「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書に関する審査書」に対する意見及び理由

審査書案 P. 3 B

## III-2 設計基準対象施設の地盤(第3条関係) 1の(7)

(意見)

「大湊砂層の最下部付近から飯沼上層 $\alpha$ テフラに対比されるカミングトン閃石が検出」とあるが、現地での検出位置は最下部ではない。間違った結果に基づく古安田層の堆積年代の評価は認められない。学識者による公開調査に基づいて堆積年代の再評価を求める。

(理由)

①東電はこれまで、飯沼上層 $\alpha$ テフラに対比されるカミングトン閃石を中子怪石火山灰=NGとして大湊砂層に挟在するとしてきた。柏崎刈羽原発活断層問題研究会は、2017年5月17日に柏崎市長崎において大湊砂層上部で採取している。

②東電は1996年に岸、宮脇氏等に委託し「柏崎平野における上部更新統の層序と古環境の復元」の論文を表している。論文で4か所NG採取地を示しているが、柱状図によれば、4か所とも最下部で検出とはなっていない。

③東電は2015(H27)年9月18日第276回審査会合に「敷地近傍の地質・地質構造について」の調査報告を(原子力発電所)資料2として提出した。この報告のP77に「8. 長嶺背斜及び高町背斜東翼の断層に関する評価(長崎地点)」がある。これには「ボーリング調査結果」として10ヵ所ボーリングを行い、地層断面図を描いている。ボーリングNs-9地点にNGのマークが示されているが、大湊砂層の上部になっている。

その後、東電はこの「調査」にあるNGの存在を否定した。2017,9,6の第171回柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する柏崎刈羽地域の会(略称:地域の会)定例会において、「ボーリング調査結果」からNGは大湊砂層の上部にあると質したところ、東電は「ボーリング孔「Ns-9」では、中子怪石「NG」を採取していません。」「その投影して示した位置もあやまりでした。」と回答した。事実に基づかず、机上で資料が作られ重大問題だ。しかし、否定したとはいえマークは大湊砂層の上部にあり、東電の認識はNGが大湊砂層の上部ととらえていた証左になる。東電は何かの意図で事実を曲げ、最下部で検出されると主張したものと思われる。

④東電は2015(H27)年4月18日にも、「柏崎刈羽原子力発電所における敷地内断層に関する地質調査の評価結果について」発表し、この中でも、NGは、大湊砂層の上部、希神砂層との境界にマークしている。

以上のことから、審査書案のNGに関する評価・判断は、間違っている。地層の調査は、地質学の専門家を交え再調査することを求める。

## 審査書案 P307

## IV-3 重大事故等対処施設の地盤(第38条関係) 1の(3)(4)

## (意見)

13～14行にかけて、「地盤における断層の活動性評価手法等が適切」であり、「分布する断層は、将来活動する可能性のある断層等に該当せず」としているが、評価手法が適切とは認めがたく、これに基づく断層の活動性の評価は間違っている。これについても学識者により再評価することを求める。

## (理由)

東電の断層の活動性評価手法は、おもに火山灰、地層、化石分析を上げている。それぞれに適切とは認めがたい。

① 火山灰の堆積年代の評価では、刈羽テフラの評価が問題となる。青森下北半島沖の海底から採取された火山灰G10と対比したが、柏崎原発では容易に検出されながら、およそ500km離れた下北沖との間のどこにも同じ火山灰が検出されないという。刈羽テフラの堆積年代を約20万年前だと評価するに根拠薄弱、科学性が欠如した評価と言わざるを得ない。

② 地層の堆積の様子については、古安田層と上載層である大湊砂層及び同年代に堆積したとする安田層の間に不整合が認められるとしているが、刈羽テフラと同じとされる藤橋テフラを検出した藤橋・梶井川周辺の段丘で不整合地点を示すことができない。「地域の会」で、藤橋・梶井川周辺での不整合地点を示すよう求めたが、刈羽テフラや藤橋テフラが失われたとされる特別な地点の不整合を示すだけで、他に示すことはできなかった。しかし、審査会合資料には、藤橋・梶井川周辺の段丘を古安田層と安田層が重なってできたとする図面を示し続けてきた。これによる審査判断は許されない。

③ 化石分析については、地質学の基礎的知識を欠いたものと言わざるをえない。化石分析に当たっては、示相化石と示準化石があるが、東電が上げる珪藻、花粉は、いずれも示相化石であり、年代を決める示準化石に当たらない。それを、審査書案は年代の判定に使えると認めているが、審査員の資格が疑われる。厳しい追究を求める。

以上

1103F8

【東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働に関するパブリックコメント】

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 御中

住所: 東京都町田市小山ヶ丘 2-3-11

氏名 多摩南生活クラブ生活協同組合

理事長 高塩徳美

連絡先 tel: 042-798-4371

fax: 042-798-4376

○意見提出箇所(『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1~4 ページ)

・意見: 申請者に、柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はありません。

・理由: 規制委員会は東電の適格性を判断するために7項目の「基本的考え方」を示し、東電はこれに対して文書で回答を寄せました。7項目は例えば、福島第一原発の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すこと(①)、経済性より安全性追求を優先することや安全性の向上(③、⑤、⑦)などですが、これに対する東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず、実績など具体性はありません。

福島第一原発の実情を見れば、最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸(サブドレン)水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出した恐れがあったことが明らかになったばかりです。他にも 1,200 トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになりました。廃炉のメドはたたず、放射能の垂れ流しは続いています。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできません。

にもかかわらず、規制委員会は東京電力について「運転を適確に遂行するに足りる技術的能力がないとする理由はない」と結論づけています。このような結論は実態に全く即していないと考えます。

○意見提出箇所(『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1~4 ページおよび『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』1 ページ)

・意見: 東京電力に、柏崎刈羽原発を運転する経理的基礎はありません。

・理由: 東京電力は、自らが全責任を負うべき事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と公的資金の注入を要求しました。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東京電力はかろうじて破たんを免れている状況です。この意味でも東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はないと考えます。審査には経理的基礎の確認も含まれています。経理的基礎はないと判断すべきです。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』20~21 ページ)

・意見: 地震の規模が過小評価されています。

・理由: 元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を発し、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を公表しました。その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は1.8倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発 6・7 号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。

また、熊本地震では、震度 7 の地震が 2 回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。

以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』311 ページ)

- ・意見:東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性がありません。
- ・理由:審査書の 311 ページには、東京電力について、「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力発電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事後の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれています。福島第一原子力発電所の状況を見ると、現状においてこのような体制が整備されていないことは明らかです。汚染水問題に対応できない東京電力には、原子炉設置者としての適格性がありません。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』371～377 ページ)

- ・意見:代替循環冷却系は、新基準には位置づけられていないものであり、これをもって新基準に適合するとは言えません。代替循環冷却システムの実証実験を求めます。
- ・理由:東京電力は、原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させるために、代替循環冷却および格納容器ベントを必要な対策としており、審査書ではこれを評価しています。しかし、そもそも代替循環冷却は新規制基準にはないものであり、ベントを併記しているとはいえ、代替循環冷却を安全性の根拠とするのは新規制基準との整合性を欠くものです。まずは代替循環冷却システムの実証実験が行なうことを求めます。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』470～471 ページ)

- ・意見:5号炉原子炉建屋内緊急対策所が免震構造でないため、新基準に適合しません。
- ・理由:東京電力は当初、3号炉原子炉建屋内緊急対策所を新たに設置し、免震重要棟内緊急対策所と併用することを示していました。その後、3号炉原子炉建屋内緊急対策所は、敷地の液状化に伴い津波が到達する可能性が発覚しました。また、免震重要棟内緊急対策所に十分な耐震性がないことも分かり、5号炉原子炉建屋内緊急対策所のみを使用することとしました。しかし、5号炉原子炉建屋内緊急対策所は耐震構造ではあっても、免震構造ではありません。新基準は免震重要棟の設置を求めていることから、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉は新基準に適合していません。

以上

(別紙)

意見／理由：記入欄												
○意見	申請者に	相崎川羽原発の	設置者として	の	適格性は	ない	と	考え	ます。			
○理由	原余事故は	チ＝リノブイリ	福島	の	状況	を	みれば	絶対	に	起こし	て	は
	しかし	東電の	これ	ま	ご	の	姿勢	は	事業者	として		
	の	安全性	の	軽視	と	隠	い	体質	が	明	ら	か
	す。	①東電	福島	第一	原	発	事故	の	福島	地裁	の	判
	る	ように	大き	な	津	波	を	予	見	ど	き	た
	こ	と	が	認	定	さ	れ	て	い	ま	す。	安
	姿	勢	が	東	電	に	あ	り	ま	し	た。	
	②東電	は	原	発	の	運	転	を	始	め	た	換
	し	て	ま	し	た。	最	近	の	文	き	な	問
	直	後	に	「	炉	心	容	積	（	メ	ル	ト
	を	把	握	し	な	が	ら	2	ヶ	月	間	公
	社	内	指	示	に	よ	り	こ	隠	ら	い	し
	ま	す。										
	③さら	に	相	崎	川	羽	原	発	の	規	制	委
	で	免	震	重	要	棟	に	つ	い	て	基	準
	を	隠	し	て	申	請	作	業	を	し	て	い
	福	島	の	事	故	を	起	こ	し	た	事	、
	け	ど	も	適	格	性	は	な	い	く	、	東
	の	全	財	産	を	投	げ	う	、	そ	福	島
	と	考	え	ま	す。	相	崎	川	羽	原	発	は
	用	が	か	か	り	ま	す。	再	稼	働	は	新
	廢	炉	を	決	断	を	下	す	事	が	東	電
	ご	し	よ	う	か。	以	上					

東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所  
6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に  
関する審査書案に対する意見

1103F10

### 意見 / 理由

3.11 福島原発の大惨事がおこつたにもかかわらず、核と原発の権益  
亡者達の僕と化し、次々と再稼働を企てる原子力推進委員会に強い抗議  
と即時解体を求めます。 核 = 原発は

ウラニ採掘から核廃棄物処分まで、莫大の害をもたらし、長き未来に  
瀕して全く見通しがたたず、扱いきれない科学技術の狂者である。  
地球と人類は元来生物にとって、最大最悪の犯してはならない事物の  
ほすだ。

3.11 大惨事以前以後の東京電力の強欲政の安全無視、隠蔽体質  
収束能力ゼロ、被災者への冷酷な仕打ちほどほど、か、刑事罰に処して  
当然の東電幹部は難逃とす。破綻しつづはすの企業体には、審査に  
あせりほどありたい。東電には、電力事業者として資格は全くありません。

まして、柏崎刈羽原発は、中越沖地震はかた例の損傷を受け、その  
復旧がまともで、充分なのか疑問である。

液状化の恐れのある地盤そのものに耐震があり、建つてはならない  
所であったはずだ。

浜岡原発に次ぎ、最も早く廃炉にすべき原発のほすである。

「経済性よりも安全性を優先する」とか「明確にたつた」とうであるが、  
福島を見れば、大嘘であるとか、一目瞭然でははないか。

対策が後手後手に回り、今では放射能放出が続く、汚染水垂れ流し状態  
 だ。廃炉のメドは全く立っておらず、東電には、後始末の技術的能力がなく、  
 経済優先は変わらず、税、電気料金の国民負担が増すばかりである。  
 基準地震動と耐津波基準を満即可免履車等棟が安上り済みの3号炉  
 で緊急対策が伴って安全性無視である。福島事故の反省が全くない。  
 高濃度汚染水の放出、拡散の対策がなく、火山の影響対策が不十分  
 である。

防衛も安全確保出来ないものである。

原子力防災計画が審査対象にされないのは、原発稼働と住民の  
 安全保護対策が両立できないものと認められていることであり、原発立地は  
 どの地域においても不可能であること示している。

これを適格と判断し、再稼働を認めることなどあってはならない。

何の根拠もお墨付きもない「世界最高水準」などという誤りを、  
 首相自ら世界に蔓延させ、福島事故の実態を隠蔽し、再稼働  
 を当然のことと進め、原発輸出で欠陥原発を世界のあちこちに売り  
 込もうという、この国に居位はあるのか。

環境不可の新エネルギーの開発普及から、取り残され、原発こそが  
 支配された、旧態依然とした金主者だけの後進国に成り下がらう。

安全性無視による事故、人為ミス、地震、津波、火山、ミサイル等の  
 原発事故に恐れながら、処分しようのない核廃棄物汚染列島に暮らして  
 憲法を保障した2113生存権さえ脅かされるのは、大多数の国民にとって  
 不幸しかたない。

また権力を持つ者達の核兵器保持の野望を絶つ為に、核燃物ル  
 とを押し止め、原発から撤退すべきである。

1103F11

(別紙)

意見／理由：記入欄

福島第1原発事故を起これた当事者である東京電力に、福島事故と同じ沸騰水型の原発の再稼働を認めるということに反対します。

東京電力が安全性を優先させる「決意」を表明しても、それで安全性が保証されるわけではありませぬ。

また、「適合」と判断されたとしても、原発が安全だと認められたわけでは無いはずで。

柏崎刈羽原発の地盤の軟弱さが問題であると指摘され、過去にも中越沖地震では放射能を含んだ水が漏れ出したりと大きな被害があったはずで。

再稼働した後、福島原発事故の再来はないという保証はどこにあるのでしょうか。

新たな原発事故を起これてはくれありません。

福島原発に続いて新たな事故が起こった場合、国民がどのようなリスクを抱え込むことになるのか、議論をされているのでしょうか。

福島原発の事故後、全国の原発が停止していても電力不足などは起きていません。新たな原発事故を起す危険のある再稼働は、必要はないと考えます。

1103F12

(別紙)

意見／理由：記入欄 東電に運転の資格ない

東電に運転の資格はあるのでしょうか。規制委は  
 廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すことを要求したが  
 実績が示されず、決意表明だけを確認しても  
 意味がありません。福島第一原発の実態を見なければ  
 いけないと思います。廃炉のメドは立たず、汚染能  
 力はたまり続け、発生を止めることもできず、放射能  
 の無れ流しも続いていきます。避難を強いられた人も  
 残。た人も各地で多くの人たち苦しんでおり、健康  
 被害も出ています。東電の決意表明は信用できま  
 せん。東電に原発運転の資格なし。事故の費用負担  
 について東電は「このままでは債務超過に陥ると居  
 直り、公的資金の注入を要求しました。東電に「経理  
 的基礎」もありません。

基準津波に対し、1〜4号機のいる荒浜側は、津波  
 の防護が期待できず、1〜4号機と周辺施設が水没す  
 ることが前提となっています。1〜4号機の燃料プー  
 ルには使用済み燃料があり、プールの水が失われた  
 場合、重大事故になってしまいます。1〜4号機の安  
 全確保を優先すべきです。

高濃度汚染水の放出、拡散防止策がありません。  
 東電が海洋への放射能拡散防止対策として設置する  
 設備に挙げているのは、シルトフェンスだがこれは  
 放水砲の水の拡散防止対策であり、溶融炉心の冷却  
 水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはで  
 きません。福島第一原発では、汚染水がいまでも発  
 生しつづけています。規制委は、再稼働のための審  
 査よりも汚染水対策を優先すべきです。地球環境、  
 未来の人類にまで被害を与えた福島原発事故、無責  
 任な原発事業にはどめを掛けなければ!

## 原子力規制委員会 宛て

1103F13

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

## 意見

柏崎刈羽原発再稼働に反対です。

福島第一原発事故処理さえできていない東京電力に、原発を動かす資格はないと思います。

政府は、原子力規制委員会の規制基準に適合した原発は稼働させる方針。規制委員会の判断は極めて重要です。どうか、私たち国民の気持ちを真摯に受け止めていただくよう切にお願い致します。

国民の安全を第一に考えていただきたいのです。我が家は、愛媛県伊方原発から瀬戸内海を挟んで 100 km、原発事故が起きれば放射能汚染され安心して生活できなくなります。子や孫には放射能汚染のないきれいな自然環境でという思いで、一日も早い廃炉を強く願っています。柏崎刈羽原発周辺住民も同じお気持ちだと思います。

私の考えていることや疑問点を述べます。

- ・福島第一原発事故の検証がなされずに作られた規制基準に実効性があるのだろうか。結果の重大さを考えれば検証は絶対必要だ。まず、検証結果を国民に示してほしい。
- ・福島第一原発事故を収束できていない。元通りきれいな環境に戻すことは不可能で、原発で国土を失ったと感じている。
- ・東電は経費を自社で賄っていない。利益は電力会社に、負担は国民はやめてほしい。
- ・高レベル核廃棄物の処理方法が見つからないがどうするつもりなのか明確に示してほしい。
- ・放射能の問題を解決できていない。人命、健康問題、環境汚染、その地に住めなくなり生活を奪われる、人が近づけないので事故処理が困難（チェルノブイリを見れば不可能？）。
- ・チェルノブイリ、フクシマを見れば、次の原発事故でも原状回復は不可能。住民は泣き寝入り。プレートが沈み込む位置にあり災害が多い上に、人はミスをする。私企業の活動のために多くの住民を甚大なリスクにさらすのは極めて不合理だと思うが、一体何のために原発を再稼働するのだろうか、理由がわからない。発電方法は他にもあり、世界は自然エネルギーに向かっていると聞く。ドイツは2022年原発ゼロを目指し、自然エネルギー30%を達成しているというのに。

1103F14

住所:〒106-8450

東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX:03-5114-2178

「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原発6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書  
に関する審査書案」に対する科学的・技術的意見書提出 (FAX送信3枚)

住所 151-0053

東京都渋谷区代々木2-5-5

新宿農協会館5階

氏名 全国保険医団体連合会

公害環境対策部長 野本 哲夫

連絡先 tel 03-3375-5121

Fax 03-3375-1862

e-mail: a\_matsumoto@doc-net.or.jp

意見提出箇所 (全ページに関連します、審査書案1ページ、審査書案2ページ、審査書案3ページ、  
審査書案4ページ)

原子力規制委員会委員会 御中

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原発6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置  
変更申請書に関する審査書案等に対する科学的・技術的意見について

2017年11月3日

全国保険医団体連合会

公害環境対策部長 野本哲夫

以下に、東京電力柏崎刈羽原発6、7号機の再稼働に関する審査書案等に対する科学的・技術的意見を  
述べる。

#### 1. 新規制基準は安全基準として不十分

1/3

福島第一原発事故の全容は未だ解明されておらず、原発事故に対する根本的な安全策は依然として確立されていない。新規制基準(全ページに関わる)は、福島第1原発事故のごく一部に対しての対策しか盛り込んでおらず、現時点における安全基準としての科学性を備えていない。

2/3

2. 原子力規制委員会(以下、規制委)は、柏崎刈羽原発6・7号機の再稼働を新規規制基準に合致すると  
の審査書案を示し、東電による同原発の再稼働を確認した。その上、規制委は、原発事故を引き起こし  
た東京電力が事業者としての適確性(資格)を有するか否かについて審査し、東京電力が原子炉を運転  
する主体として適確性を有すると判断したことについて(審査書案1ページ)

10月10日、東京電力・福島第一原発事故被災者らが原告となった国と東電を相手にした損害賠償訴訟  
の福島地裁判決で、国・東電は津波の発生は予見できたとして、安全優先で必要な措置を取れば、原  
発事故を回避できたとする判決が出された。

福島第一原発事故から6年以上も経過したが、事故の検証が不十分でかつ、廃炉作業の目処が立た  
ず、放射性廃棄物の処理方法も確立されない中、原発事故を引き起こした当事者である東京電力に柏崎  
刈羽原発の運転する資格はないと考えられるが、東電の原発再稼働と、規制委は、原発事故を引き起こ  
した東京電力が事業者としての適確性(資格)を有するとしたことにどのような科学的な根拠があるの  
か、不明である。

### 3. 原子力規制委員会は、現場職員の安全確保に関して

原子力規制委員会は、現場職員の安全確保に関して、本年7月27日、28日、わずか2日間、現場職員  
等へのヒアリングで「安全文化の向上に努力」と判断した(審査書案2ページ)とあり、そこにどんな科  
学的な理由があるのか、不明であると思わざるを得ない。

### 4. 東京電力の安全文化や技術的能力に関する見解について

原子力規制委員会が、審査の過程等から得られた東京電力の安全文化や技術  
的能力に関する見解について…技術的能力において特に東京電力だけが劣るところがあったと判断する  
のは適切ではない(審査書案3ページ)。と判断されているが、どこに科学的、技術的な根拠があるの  
か、不明である。

### 5. 東京電力の取組の実行性の確保について

東京電力の取組の実行性の確保について、東電の文書回答に経済産業大臣が  
異論を挟まないことを以て「(安全確保の取り組みの)実効性が担保された」と判断し、且つ、東電の文  
書回答による「(安全確保の)約束」を保安規定へ明記することを以て将来的にも「(安全確保の)約束」  
の履行することが担保されとしている(審査書案3ページ)。

このことは、規制委の本来の役割・権限を逸脱して、原発推進する機構にとって代わったと指摘せざる  
を得ないと考える。

### 6. 将来にわたる履行の確保について

将来にわたる履行の確保について、東京電力は、回答文書等において確約した取組について、設置変  
更許可申請書記載事項と同等の位置付けのものであると表明しているが、これら取組が将来にわたり確  
実に実行されることを担保するためには、これら取組の原子炉等規制法上の位置付けを明確にしておく  
必要がある。(審査書案3ページ)としているが、その時点で保管規定が作成されていないにも関わら  
ず、取組が将来にわたり確実に実行されると言える根拠はどこにあるのか、不明である。

**7. 原子力規制委員会の結論について** 3/3

原子力規制委員会の結論として、規制委は、柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の観点から、原子炉を設置し、その運転を適確に遂行するに足りる技術の能力があるとすると判断している(審査書案4ページ)としているが、この科学的、技術的根拠はどこにあるのか、まったく不明である。

結論として、柏崎刈羽原発は事故を起こした福島第一と同タイプ(沸騰水型)の原子炉であり過酷事故を起こしやすい原子炉である。福島第一原発事故の検証が不十分でかつ、廃炉作業の目処が立たず放射性廃棄物の処理方法も確立されない中、原発事故を引き起こした当事者である東京電力に柏崎刈羽原発の運転する資格はないと思われる。

以上

1103F15

原子力規制委員会 御中

原発の安全性や核被ばくによる健康障害に関して、原発推進派と原発反対派の論争が新潟では特に長い歴史で続いています。推進派は、専門家による検査・調査・シミュレーションで得られた結果データの公表、反対派は原発事故による被害・避難体験や健康障害例の酷さ、そして原発立地地域への地下水大量流入による動的地盤などの危険性を訴えております。特に、東電とそれを支える国の無責任ぶり、安全よりは経営優先、事故被災者への冷淡冷徹、隠匿、誤摩化しを繰り返す東電体質に、多くの県民同様、私は不信感と怒りをつのらせております。

従って、推進派が公表する主張が本当に科学的判断によるのか、強い疑念を抱いています。福島県では、甲状腺がんが異常多発していると報道されてます。しかし、福島県や国は、Chernobyl 原発事故と比較し、福島は核汚染が軽度であり、Chernobyl で多発した被ばく健康障害が生じるとは考え難いとしております。しかし、国や東電の専門家達が出した核放出量と空間線量値に基づく被ばく推定値判断は恣意的です。住民がどの程度内部被ばくしているのか、直接個別に内部被曝程度を定量し、その程度と個別の障害発症との相関を調べるのが、因果関係解明に迫る科学的方法です。それには各人の尿を検体とし確保しておき、線量や核種まで調べるべきなのです。しかし県の会議では、その提案は認められず議事録からは消去までされたとの情報があります。即ち、事故による被ばくが無視出来る程度だったと主張したい専門家達は、それを否定しそうな調査をせず、空間線量などの間接データによる推定値を並べ、それを「科学的」判断根拠にしています。東電がそれに便乗し、原発事故による被ばく健康障害を否定、損害賠償を拒否、原発再稼働を主張しているのを規制委はご存知でしょうか。科学で一等重要なのは、既存の知見・理論・権威ではなく、目の前の現象なのです。

さらに、192 例以上に甲状腺がん多発が続いているのに、甲状腺がん多発と原発事故との関係を否定したい福島県や国は、県民の健康監視調査を今後続けないとし、報告会は開催されなくなっております。原発推進に不都合なデータが出るような調査はしないというアンフェアなスタンス、ここでもみられます。「科学的」との装いによる誤判断の限界を隠しきれず、その破綻が明らかです。

国が、専門家に斯様に肝心の調査実施を避けた偏向調査をさせている現状では、柏崎刈羽原発の地盤調査や、稼働是非判断用に用意されたもろもろの調査結果対策が推進派の意向に沿って、難点には触れられないように巧妙に不当偏向している恐れがあります。例えば、北朝鮮が今年になって、開戦時には日本の原発を攻撃すると明言しています。一発やられたらもうおしまいと発言した専門家もおります。国や東電は、同時多数ミサイル攻撃への原発防御体制の内容を防衛機密にし、まかせろと云われても、国のこれまでのスタンスから信頼しかねます。選別した内容を事故対応の部分で公開すべきです。

以上。重い責任を負っての規制委判断ご苦労さまです。よろしくご検討お願い致します。

3/11/2017

1/1

1103F16

原子力規制委員会 御中

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所:  
氏名:  
連絡先

e-mail:

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」について  
東電に適格性はない。  
なぜならフクシマは終わっていない。  
福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、  
東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

決意主義や元頁張りでの適格性を評価  
することはできません。

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上

電話: 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

原子力規制委員会 御中

1103F17

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所:

氏名:

連絡先:

e-mail:

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について

東電に適格性はない。

なぜならフクシマは終わっていない。

福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、

東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

もしも、柏崎刈羽原発で本事故が起きれば、~~巨額~~の負債を抱えているため、新たな賠償負担に应付することができない。

(締切) 11月3日 (金) まで

(意見送付先)

住所: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上

電話: 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

原子力規制委員会 御中

1103F18

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所：  
氏名：  
連絡先

e-mail：

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について  
東電に適格性はない。  
なぜならフクシマは終わっていない。  
福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、  
東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

事故の責任をとっていないではないか  
おびただしい汚染水のタンクは 一体  
どうするのですか。

先進国は 廃炉にしているというのに  
何故 被曝者をつくるのか。

(締切) 11月3日 (金) まで

(意見送付先)

住所：〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て  
FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当：川崎、村上  
電話：03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

1103F19

(別添)

原子力規制委員会 宛て

【申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)】及び「東京電力ホールディングス株式会社相模川羽原原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見書提出用紙

意見提出箇所(記載例: 審査書案 13ページ)

-----ページ

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先、意見提出箇所を必ず明記してください。御意見を十分把握させていただくため、お問い合わせさせていただきます。御記入いただくことでもありますので、連絡先のいずれかを御記入ください。御記入いただいた情報は、今回の意見書集以外の用途には使用いたしません。
- 御意見及びその理由を、意見/理由記入欄に御記入ください。
- ワープロ等を利用して応募される場合は、必ずしも別紙の用紙に記入して頂く必要はありませんが、本記入要領に則して御記入願います。
- 提出用紙の右下に、全体のページ数及びページ番号を振ってください。

(例: 1/8)

03 5-114 2/78

(別添)

意見/理由: 記入欄

意見/理由: 記入欄

鬼了)が竹村はどほに(原)に  
 東京電力は福島事故の責任を  
 いかんにかかわらず、この様な  
 会社に通格とせよと大抵の  
 ！！

／

／

1103F20

原子力規制委員会 御中

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所:

氏名:

連絡先

fax:

e-mail:

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について

東電に適格性はない。

なぜならフクシマは終わっていない。

福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

そもそも福島第一原発事故の終息を優先しなければならぬのに

いつまでも原発事故を終わらせない

現場の人の声や反映をしなければならぬのに 吉田調書が生かされていない。

東電重宝株は作業員の作業環境においても絶対必要に

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上

電話: 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 行中 1103F21

柏崎刈羽原発審査書案へのハプニングコメント

1. 今般 福島第一原子力発電所の廃炉が×トは立派、汚染水はた判絶け、発生止む必要とわ  
 2. 3ト、放射能の垂れ流しが続いている中、東京電力は、柏崎刈羽原発の免震重要棟が  
 基準地震動に耐えられないと知りながら隠し、虚偽の説明をしていた。  
 4. の隠ぺい体質は変わっていない。柏崎刈羽原発運転の資格はない。
2. 審査書案の耐津波設計が、1~4号機は液状化現象による水没の前提と  
 している。  
 1、2号機には使用済みの燃料があり、重大事故を招く可能性が高く、1、2号機の安全  
 確保を優先すべきである。
3. 耐震、耐津波基準を満了する免震重要棟がない。6、7号機の再稼働は認め  
 られない。

以上の点から 審査書案は認められない！

柏崎刈羽原発は、以前の地盤の軟弱で、立地条件に適していないと言われているが、  
中越沖地震で言証明された。

近年、自然災害が大規模になり異常なほど地震が頻発している中、柏崎刈羽原発  
6、7号機の再稼働は認められない！

国は国民の命を守りたい。

原子力規制委員会 宛て

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

意見提出箇所(記載例: 審査書案 13ページ)

-13 ページ

<記入方法について>

- 上記の欄に、住所、氏名、連絡先、意見提出箇所を必ず明記してください。御意見を十分把握させていただくため、お問い合わせさせていただきます。ただくことともございませので、連絡先のいずれかを御記入ください。御記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- 御意見及びその理由を、意見/理由記入欄に御記入ください。
- ワープロ等を利用して応募される場合は、必ずしも別紙の用紙に記入して頂く必要はありませんが、本記入要領に則して御記入願います。
- 提出用紙の右下に、全体のページ数及びページ番号を振ってください。

(例: 1/8)

1/2

03-5114-2178

意見/理由: 記入欄

逮捕された泥棒が、被画者に弁償するつもり  
泥棒をせよと言っている。  
それは良い考えだが、泥棒を釈放してやる。  
規制委がやろうとしているのば、どういふこと  
であ。目を覚ましてはどうか?  
原形の再稼働に反対します!

2/2

1103F23

原子力規制委員会 御中

FAX:

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所:  
氏名:  
連絡先

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」について  
東電に適格性はない。

なぜならフクシマは終わっていない。

福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

メルマガにもかいていた。

免震重要棟の耐震性が低いことも隠していた。

その他

安倍首相は、世間一帯の原子力規制委員会が合格を出したら、「安全」と思っ再稼働も容認するとのこと。

原子力規制委員会が責任は重いの。「安全ではない」「安全に自信がない」「責任持てない」なら、「合格」を出してはいけない。

田中前規制委員長は言う「絶対安全はない」；でも「原発は絶対安全でなければ動かしてはならない」

動かしてはならない。動かした

(締切) 11月3日(金)まで

新潟と夜塘の危険は大日本をほろぼす。

(意見送付先)

あなた方、規制委員は責任を持てないはず

住所: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上

電話: 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

安全でなければ「不合格」を!



1103F25

原子力規制委員会 御中

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所：  
氏名：  
連絡先

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について  
東電に適格性はない。  
なぜならフクシマは終わっていない。  
福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、  
東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所：〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て  
FAX：03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当：川崎、村上  
電話：03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

## 意見／理由：記入欄

2. 真にっして、私の意見を伝えます。

I. 柏崎刈谷の原子力発電所を再稼してはなりません。

① 原子力発電所からの廃棄物を無害化するとは、いまだ不可能です。発電さえすれば良いとする考えは、根本的に反対します。数万年にわたって、地球人類に負担を強いてはなりません。

② 万が一の事故に対する避難プログラムが十分です。

II. 東京電力には運転事業者として欠陥があります。彼らに運転をまかせてはなりません。

① 東京電力は、福島事故で誰一人責任を取りませんとした。責任能力の欠陥した事業者です。

② 東京電力は、福島の事故対策に注力すべきです。事故の分析もできていないのに、新たに運転可とするのは社会的非常識というものであ

原子力規制委員会 御中

1103F27

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所：

氏名：

連絡先

fax：

e-mail：

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について

東電に適格性はない。

なぜならフクシマは終わっていない。

福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、

東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働  
について

（締切）11月3日（金）まで

（意見送付先）

住所：〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX：03-5114-2178

（問合せ先）原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当：川崎、村上

電話：03-3581-3352（代表） 03-5114-2111（直通）



1103F29

(別紙)

意見／理由：記入欄

① 「大浜側敷地が津波により浸水しても、大浜側敷地には問題がない」とする規制委の東電対策の確認は大いに問題で、影響を生じさせないためには、6.7号村稼働の弁に1~4号村の安全確保として廃炉にしておくのが前提とならなければならぬ。

<理由> 規制方は、炉心に燃料が劣化しないこと、弁操縦から、使用済燃料プールの冷却機能喪失に付して地震による津波が起きた場合、敷地の陥没や倒壊物なども想定される(実際に中越沖地震で起きたこと)のだから、本気で、可搬設備が充分機能を果たさなければ大浜側の6.7号村への対策について、6.7号村への対策と1~4号村への対策を同時に実行する必要(内容は違っても)が出た時に、シナリオ通り事故の常態化が想定されることを起きるのだから、事故シナリオ通りに進むことはありえない。1~4号村の浸水を前提の稼働などありえない。

② 緊急時対策を5号炉に作りこむことを許可すべきではない

<理由> 緊急時対策は、福島第一原発事故の教訓として、規制委自身が元々「角震棟」とすることを要求していたものもあり、3.11事故の時に指摘し、免震重要棟が崩れたらと思うとどうもするよと国会で当時の社長が述べた重要施設であり、免震機能が不足しないなら許可すべきではない。まし

て5号炉に作りこむのは6.7号炉に近すぎ、狭すぎの指摘あり、充分機能を果たさず、事故拡大を防げない。

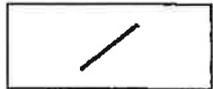
2/2

1103F31

(別紙)

意見/理由：記入欄

福島第一原発事故は収束のメドさえなく、これに  
 人。被災者への補償も不十分のまま打ち切り、放  
 射線量の高い被災地への帰還を強制するなどと、人  
 権無視をほやほやしいといわなければなりません。  
 事故の収束作業に当たっている作業員の安全に  
 対応も、亡くなった人に8人の方への放射線被害を  
 認めようとし、不誠実な対応は決して認められ  
 ません。原発事故は再度、三度と起きれば、私たちの  
 日本列島は自然にわたるものに世界の子孫の安全  
 にも脅かされることになる。そんなことを許すわけには  
 いきません。東電は原発というある意味では原爆  
 より危険なもの<sup>種</sup>を動かして置く資格は、科学的にも、  
 倫理的にもありません。原子力の原発を出来れば  
 早く廃炉にして、使用済み核燃料をより安全な保管  
 の方法に転換して欲しい。



原子力規制委員会 御中

1103F32

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所:  
氏名:  
連絡先

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」について

東電に適格性はない。

なぜならフクシマは終わっていない。

福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

栃木、群馬、埼玉、山梨、きのこの天然物が食べられない状況。そのような自然破壊に痛みすら感じている。

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木フューレストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX: 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上

電話: 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

1103F33

原子力規制委員会 御中

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎菟羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所

氏名

連絡先

Tel

Fax

e-mail

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」

○東電に適格性はない。

なぜならフクシマは終わっていない。

○福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いています。（メルトダウン隠し、耐震性のない重要免震棟などなど）

○安倍首相は、世界一厳しい基準の原子力規制委員会が「合格」を出したら、「安全」と思って再稼働を「容認」すると述べています。原子力規制委員会の責任は重い。「絶対安全ではない」「安全に自信がない」「安全に責任を持ってない」なら、「合格」を出してはいけません。

○田中前規制委員長は「絶対安全はない」と発言していました。

「絶対安全」でなければ、原発は動かしてはならない。動かしたら、地震やテロなどで事故を起こし、新潟を放射能で汚染し、日本を滅ぼす危険性があります。

○あなた方規制委員は「安全」について責任を持ってないはずです。

「安全」でなければ、「不合格」を出すべきです。そうすれば、安倍首相、原発再稼働を「容認」しないはずです。

○あなた方規制委員に責任の心配は無くなる。

「合格」を出さないことが、原子力規制委員会の「安全」についての責任の取り方です。このことを承知で「合格」を出したばあいには、裁判で責任が追及されることになります。それを覚悟して対応をお願い致します。

原子力規制委員会 御中

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所：  
氏名：  
連絡先 tel  
fax  
e-mail：

## 意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について  
東電に適格性はない。  
なぜならフクシマは終わっていない。  
福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、  
東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

福島事故について東電の何か問題点の「水」も明らかに  
経

せず、隠蔽とごまかしも続けている東電に、運転を許す資格は  
ありません。

具体的な根拠のある安全の確認もなく納得できず

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所：〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て  
FAX：03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当：川崎、村上  
電話：03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

1103F35

2/2

**パブリックコメント**

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等に対する科学的・技術的意見の募集について

意見：東京電力に柏崎刈羽原発運転の資格はない。

理由：今回の再稼働に当たっての審査において、規制委員会は東電に対し、通常の技術的な審査のほかに異例の「福島第一原発の廃炉をやりぬく覚悟と実績」を求めました。そして東電はそれに対し、「やりぬく覚悟だ」と回答書を提出しました。

規制委員会はそれを以って、東電の覚悟を『有り』として「適格性についての確認結果(案)」を作成したのでしょうか。

しかしながら、東電の回答には口先の覚悟は示されているものの、実績については全くありません。

そもそも、凍土壁は国から予算が出るのが大前提の「ナンチャッテ遮水壁」でしかないことはすでに規制委員会は知っているではありませんか。新しい技術に国から予算がつくことに目のくらんだ東電の選択だったわけです。口先では「経済性より安全性」などと謳ってますが、本心は別のところにあることはすでに露呈しています。前委員長の田中氏も新委員長更田さんも、ずっと凍土壁がうまく機能するとは思えないと言い続けてきました。規制委員会も技術的に疑問視しているということでしょう。絶対に何とかしなくちゃならない難題に本気で東電が向き合っているとは到底思えない最たる例の一つです。

また廃炉に向けてのデブリ取り出しも底の抜けた炉のデブリ取り出しが如何に容易なことではないか誰もが十分わかっていることですが、東電の説明は今に至るも腹を据えた取り組みがされているとは到底思えないのが実情です。そのことは規制庁も規制委員会も一番よくご存知のはずです。なぜ、ここで『資格あり』などという結論が出されることになったのか、全く理解できません。

東電の原子力部門の力を発電要員と廃炉要員に分散させているような状況ではありません。福島の廃炉作業やさまざまな後始末に一極集中して取り組ませることこそが必要です。東京電力に原子力発電所を運転する資格は金輪際、未来永劫ありません!!福島のことに専念させることしか選択はありません!!!

これまでの長きにわたっての「嘘つき、隠ぺい体質」を結局今もあらためられないでいる、いろいろ問題が出てきても長い間放置したまま気付かないでいる、などなどそんな東電の何を信用しろというのか、福島第一原発の事故の後始末が全て完了するまで(一体いつになるのか、今生きている人達はその時を見ることが出来るのかさえ不明です)東電に原発を動かさせることなどあってはならないと考えます。

以上

(別紙)

意見／理由：記入欄

〈再稼働には、絶対反対です〉

フクイチ事故の後しまつも出来ていないどこか  
 原因究明もあやしい段階での再稼働には反対です。  
 東電には、その解決能力も決意もあやふやです。  
 単に動かさなくはの気持だけですね。  
 今は、人もお金もフクイチに全力そそぎこむべき  
 です。  
 世の中で、原子力だけは別世界ですか？一般社会  
 では、これだけの罪をおこしたら後処理途中での再  
 三活動はありえません。なにか特別な世界存のですか？  
 安倍首相のおっしゃる様に、日本の規制は、世界  
 一存のですか？北政など旅行するに引人違  
 一意見も聞きます。本当に、世界一と胸張れますか。  
 首相の再稼働の根拠は、そこだけですか。皆さん  
 だけに責任がかぶってしまいますから。  
 責任と言えは、最近も、役所も、許認可は、役所  
 全体と言うよりも、役所個人責任が追求される様  
 です。  
 未来を見据えたご判断をお下し下さり。

意見/理由: 記入欄 免震重要棟を作すに再稼働したい

貴	委	員	会	心	作	成	し	た	新	規	準	に	適	合	な	い	条	件	の	再	稼	
働	を	し	た	上	に	お	き	な	す	。耐	震	と	免	震	の	違	い	を	十	分	理	解
し	た	上	に	お	き	な	す	。耐	震	と	免	震	の	違	い	を	十	分	理	解	し	た
あ	ら	の	決	定	を	無	視	し	、	し	か	も	5	号	快	路	原	子	炉	建	屋	内
と	い	う	<del>危険</del>	な	場	所	を	緊	急	時	対	策	所	と	す	。と	い	う	は	あ	ら	の
本	来	転	倒	し	た	り	ま	せ	ん	か	？											
報	崎	羽	原	院	は	、	中	越	沖	地	震	が	あ	る	、	在	地	震	に	関	連	深
い	土	地	に	あ	り	、	断	層	を	破	碎	希	か	多	く	存	在	す	。と	い	う	は
ま	す	。日	本	列	島	の	地	震	活	動	期	は	入	り	、	在	地	震	に	関	連	深
う	中	、	最	低	な	地	震	津	波	の	対	策	は	徹	底	と	す	。と	い	う	は	
は	あ	ら	の	地	盤	は	軟	弱	化	し	、	地	盤	の	詳	し	い	知	り	を	原	院
好	近	の	地	盤	は	軟	弱	化	し	、	地	盤	の	詳	し	い	知	り	を	原	院	に
う	下	場	所	に	免	震	重	要	棟	を	作	す	に	再	稼	働	を	希	い	う	は	あ
と	思	い	ま	す	。																	

2/2

1103F38

(別紙)

意見／理由：記入欄

米東電力が福島原発事故の原因も処理  
 について全く責任を果していない現状を見るに  
 原子炉設置者としての道徳性については、は  
 たはばどすゝめである。無に近いのではあるが、  
 柏崎刈羽原子力発電所再稼働申請  
 についても、もとの地域住民の声を聞けと言  
 いたい。米東知事も福島事故の原因が明らか  
 した現状での再稼働は困難と言っている  
 事とも矛盾を創り出してあげていなければならない。



1103F39

原子力規制委員会 御中

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

意見(1)原子力規制委員会は、再稼動のための適合性審査よりも、福島第一原発事故の実態や原因を究明し、事故炉からの放射性物質の放出・拡散を防止する作業に最優先で取り組むべきである。

理由 福島第一原発事故では、高線量に阻まれて原子炉内の状況もいまだ調査できず、1号炉～4号炉のそれぞれの炉で事故がどのように進展したのか等についても、あまりにも未解明な点が多い。

事故の実態や原因が究明されなければ、有効な規制基準など策定できない。

また、現在、福島第一原発では高濃度汚染水が発生し続けており、深刻な状況になっている。さらに損傷した原子炉建屋や汚染水タンクは、いずれも地震に対して非常に脆弱であり、大地震に襲われた場合、再び大規模な放射性物質の放出が懸念される。これ以上放射性物質の放出・拡散を防止すること、とくに汚染水対策は他の原発の再稼動より優先させるべきである。

意見(2)審査書(案)には、重大な欠陥があるので、審査を抜本的にやり直すべきである。

理由 ①原子力防災計画について審査していない。(対象条項:審査書(案)には触れられていない問題)

・原子力防災計画に関しては審査の対象になっておらず、過酷事故が発生した場合に策定されている原子力防災計画が実効性のあるものかどうか、まったく確認されていない。

・そもそも、地震や津波あるいは台風等の自然災害と原子力事故が重なった場合を想定した原子力防災計画が策定されていない。とくに、柏崎刈羽原発が立地している地域は豪雪地帯であり、冬場の積雪の多い時期に事故が発生した場合、避難が可能かどうかなど、検討すべき課題は非常に多い。

万が一にも過酷事故が発生した場合に、住民らの被曝を最小限にとどめるために実効性のある防災計画および避難計画が策定されない限り、柏崎刈羽原発の再稼動は認めるべきではない。

理由②福島第一原発事故の教訓に学んでいない。

・耐震・耐津波を満たす免震重要棟がない。(審査書の対象箇所 p.461～)

2007年7月の中越沖地震の際、指揮所となるはずの場所が地震の被害により全く使えず、指揮所として機能しなかった。その体験から、福島では緊急時対策所として免震重要棟が作られ、その免震重要棟があったがため、辛うじて最悪の事態は食い止められたのではないか。

・高濃度汚染水の放出防止・拡散防止策がない。(審査書の対象箇所 p.407～)

福島第一原発では事故から6年半経っても、いまだにかなりの量の高濃度汚染水が発生し続けており、このことが事故の収束を困難にしている。このような事態を繰り返さないために、適合性審査でその防止策を検討するべきである。

1103F40

3/4

意見／理由：記入欄

(別紙)

1 「別添1」の「東電の適格性審査」について一東京電力は柏崎刈羽原発を稼働する経営主体としての資格を有するのか？

東京電力は福島第一原発の炉心溶融事故を起こした電力会社である。未だに事故の原因究明は為されておらず事故処理の見通しさえ立っていない。このような電力会社に柏崎刈羽原発6・7号機を運転する資格はない。かつて東電は「絶対に住民に被害を与えるような重大事故は起こさない」といって、福島第一の6基の原発に加えて第二の4基の原発を建設した。このような集中立地がきわめて危険だと指摘されていたにもかかわらず、当時の内閣総理大臣は建設許可を与えた。しかし図らずも3・11東日本大震災に際してその集中立地の危険性が現実のものとなり、地震と津波により第一原発の4基は全電源喪失に陥り、制御不能となった。第二原発の方はかろうじて持ちこたえたが、危機的状況に陥っていたことは第二原発の所長が述べている通りである。

東京電力が想定していた事故シナリオは悉く打ち破られ、また事故時の対応策を記した手順書通りの対応も出来ず過酷事故に発展した。東京電力は電力の安定供給によって社会に寄与するために利潤を保障され、地域独占も認められてきた。しかし地震と津波に関する実証的な歴史研究により解明された事実を、対策経費の支出を惜しんで無視していたことは利益優先の経営と言われても仕方がない。こうした利益優先の東京電力は柏崎刈羽原発の再稼働を行なう経営主体として認めることはできない。柏崎刈羽原発においては数々の事故隠しに加えて、防潮壁の耐震性、事故時に必要な免震重要棟の建設中止、不十分な活断層調査等々、いかに「覚悟や決意」を述べたとしても誰も信じていない。それは原子力規制委員会自ら危惧していた事ではないか。

本来なら原子力規制委員会は、東京電力は危険な原発を運転する資格がないと認定すべきである。東電の経営者たちは未だに事故が「想定外」の自然災害に原因するものだと主張し続け、被害者に対する損害賠償の削減ないし打ち切りを行なってきた。経営主体としての責任を取ろうとしていない現状を見ると、何故に原子力規制委員会は柏崎刈羽原発の再稼働を行なう能力があると認めたのか。具体的実績がないまま一片の「決意書」だけで認めるのであれば、今度は原子力規制委員会の責任が問われることになる。

3・11以降多くの国民が原発に頼らない社会を望み、とりわけ新潟県民は各種選挙の結果が示すように、原発拒否の姿勢を鮮明にしている。東電は新潟県民の声を無視することはできない。その一方で福島原発事故の処理費を柏崎刈羽原

意見／理由：記入欄

(別紙)

発の再稼働によって賄おうというのだから、その経営方針は矛盾だらけである。福島県民も復興のための柏崎刈羽の再稼働など望んではいない。東電は6、7号機のためにすでに6800億円もの修理費を支出しているが、新潟県民が再稼働を認めていない以上柏崎刈羽原発の再稼働を前提にした東電の経営計画は破綻している。かくもいい加減な経営体に原発の安全な運転ができると判断した根拠を原子力規制委員会は明確に示す必要がある。

2「別添2」の「技術的能力」に関して一新規制基準に適合すれば原子力発電所は安全になるのか？

原発は危険であるが故に安全性の確保のために何度も技術的改良が加えられてきたが、それでも過酷事故を起こし多くの住民に被害を与え、将来も長きにわたって放射能汚染が続くことは、1986年のチェルノブイリ原発事故後の現地状況を見れば明らかである。柏崎刈羽原発の場合、2007年7月16日の中越沖地震により全7機が停止し、東電の発表では計3000カ所もの損傷が見つかった。その後2～4号機以外は修復して運転を再開したが、福島第一原発の事故を受けて全機停止した。問題は修復が完全に行われたかどうかである。単に計算式や評価方法を見直しただけでは損傷が残り強度が不足している可能性がある。6・7号機のインターナルポンプの溶接部の点検はできていないであろう。

中越沖地震の震源断層は海底部の活断層であったが、それは東電によって把握されていなかったもので、海底活断層の長さ論争も未だ決着していないし、見逃している未知の活断層もあり得る。竜巻による飛来物よりも、地元住民からすればミサイルや飛行機が直撃した時の事故対策に不安がある。冷却材喪失事故や負荷遮断事故はベーシックではあるが対応を間違えれば大事故になる。田中俊一前委員長は新基準に合格したからといって必ずしも安全を保障するものでないと述べてきたが、新潟以外では原子力規制委員会の審査に合格すれば安全だとして原発の再稼働を進めて来たのが現状である。原子力規制委員会の責任はきわめて重い。

(36字X32行 1943字/2000字)

1103F41

原子力規制委員会 御中

FAX: 03-5114-2178

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所：  
氏名：  
連絡先

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について  
東電に適格性はない。  
なぜならフクシマは終わっていない。  
福島第一原発事故の収束作業が金くうまく行っていないばかりか、  
東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

あんなやめんの事業者を出してその償いを出さない  
東京電力に、これ以上の事業者を出させない為  
にも柏崎刈羽原発の再稼働を許さない  
廃炉を責任を持ってやり終わらなければならぬ!!

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所: 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て  
FAX: 03-5114-2178

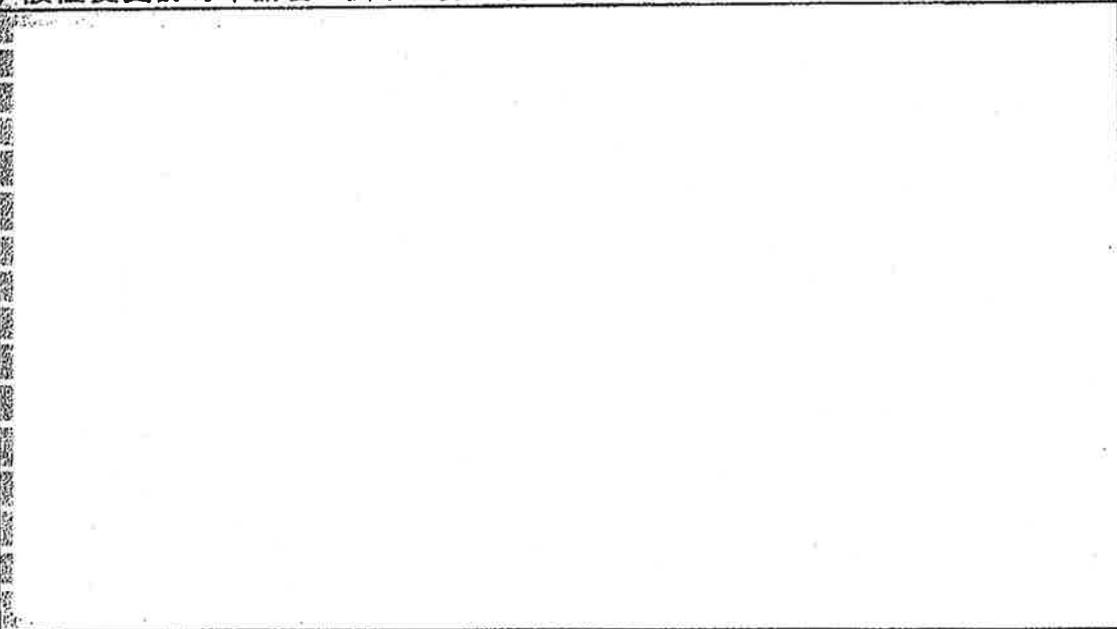
(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当: 川崎、村上  
電話: 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

1103F42

(別添)

原子力規制委員会 宛て

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙



「記入方法について」

- ◎上記の欄に、住所、氏名、連絡先、意見提出箇所を必ず明記してください。御意見を十分把握させていただくため、お問い合わせさせていただくこともございますので、連絡先のいずれかを御記入ください。御記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- ◎御意見及びその理由を、意見／理由記入欄に御記入ください。
- ◎ワープロ等を利用して応募される場合は、必ずしも別紙の用紙に記入して頂く必要はありませんが、本記入要領に則して御記入願います。
- ◎提出用紙の右下に、全体のページ数及びページ番号を振ってください。  
(例：1 / 8)

1 / 2

1103F43

柏崎刈羽原発審査書案への意見  
規制庁原子力規制部 実用炉審査部門 御

1) 運転する資格 「適格性確認結果案」p.1~4

本来の資格イ)「技術的能力」、ロ)「経理的基礎」の他に、規制委員会はハ)「7つの基本的考え方」の中で、「廃炉を主体的に取り組み、やり抜く覚悟と実績を示すこと」と「経済性より安全性を優先すること」を要求していた。

ハ)に対し、東電は、根拠となる実績を示すものは何もなく、「やりぬく覚悟」と「経済性を優先する考えは微塵もない」との「決意表明」を並べただけ。規制委はこれを技術的能力の項で審査の対象とし、実績について何ら問うこともなく、了承した。しかし、その「決意」は意味が無い空文句にすぎない、と疑うべき下記のような客観的理由がある：

- ・汚染水は貯まり続け、放射線量は依然として高く、事故収束の先が見えない実態がある。
  - ・これに対し、東電が福島第一原発事故の検証をどう捉えているのか、また原発事故による膨大な被害をどう考えているか、自らの責任について言及していない。
  - ・繰り返し指摘されてきた、東電の隠蔽体質・安全性軽視は続いている。
- (原発事故後のメルトダウン隠し、3号機近くの免震重要棟が基準地震動には耐えられないとのデータを3年近く隠していた、サブドレンの水位計設定ミスで5月に8回も起こしたのに明らかになったのは9月。約半年間にわたり、周辺への建屋内の高濃度汚染水漏れにつながりかねないミスだった；1,200トンの汚染土壌を金属容器で管理しなければならなかったのに、土のう袋に入れてただけであった、など)。

これでもイ)「技術的能力」も合格で、ハ)安全性を優先しているといえるのか？その根拠・判断基準が何もない。

原発事故収束と再稼働の両立は困難で能力を超えている(どちらも疎かになる)、と考える。事故収束・廃炉と原発事故被害者の救済・賠償に集中すべきだ。

ロ)「経理的基礎」もないことは、すでにいやというほど公的資金が投入されていることから明らか。事故処理の費用負担について、東電が自らの責任分担を他に転嫁する(廃炉と賠償を他電力や新電力及び消費者に転嫁し公的資金を要求する「電力システム改革」)姿勢は、およそ社会通念上も認められない。すでに柏崎刈羽原発再稼働準備に投じた莫大な無駄金は、再稼働によっても容易に取り戻せるものではない。柏崎刈羽で事故が起きた場合、賠償などの資金の工面ができるのか？さらに国民負担が増えるだけではないか？

以上、イ)~ハ)のいずれをみても原発を運転する「適格性」はない。

2) 防潮堤 p.48~

1~4号機側の防潮堤が地震による液状化で倒壊の危険性がある。1~4号機には使用済み燃料があり、津波により重大事故に至るおそれもある。先ず、1~4号機の廃炉を先に行うべき。

3) 放射能拡散防止対策(義務づけ)p.407~ ・高濃度汚染水対策がない

“・気体については、放水砲で叩き落とす・海洋については、吸着材とシルトフェンスが適切に実施される方針である”としているが、これでは溶融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできない。

4) 耐震性 p.461~

免震重要棟(3号機付近)が、基準地震動にも基準津波にも耐えられないことから、緊急時対策所を5号機建屋とした。がここは6・7号機に近すぎ、免震でもない。緊急時対策所を免震構造にすべきだというのは福島第一原発事故の大きな教訓で、規制委はなぜこれを認めるのか。

・耐震性の評価に、繰り返しの強い揺れの想定がされていない p.26~

5) 敷地直下の活断層について検討すべき p.37~

・敷地直下の活断層について、地元専門家グループが指摘

...が指摘している。これを検討すべきだ。

6) 火山影響評価に関して p.73~

火山灰濃度基準の強化(従来の100倍)を反映させるべき

7) 原子力防災計画の欠如

・要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、実効性ある避難計画は立てられていない。特に冬場は雪により、避難は不可能である。現状の避難計画は住民の被ばくを前提としている。

・新潟県が独自で検証を行うとしており、その結果を待つべきである。

・本来であれば、規制委もしくは国会など国の機関が行うべき検証を新潟県が「事故原因」「健康と生活」「避難」の3つの検証委員会を設置して行っている。東電の主張を追認するだけの情けない規制委員会であってはならない。

8) 結論

柏崎刈羽原発再稼働は危険だけでなく、どう考えても理屈に合わない愚かな行為である。

## パブコメ意見一覧（郵便投稿）

2017年10月19日

原子力規制委員会 柏崎・刈羽原子力発電所に関する審査書についての意見公募係 御中

東京電力柏崎刈羽原子力発電所に審査書が出たのは、東電福島第一原発事故で被害にあっている被害者から見れば「原発再稼働」は許しがたい暴挙です。規制委員会が規制を厳しくしたと言っていますが、その規制は日本に今ある原発が全部、合格が出るくらいに緩やかな規制で内容を国民に説明していません。日本は原子力立国だから原発を使って電気を作ろうという考えです。原子力委員会の委員たちは日本国の国土についての基礎知識がないと思っています。柏崎刈羽原発の審査書には反対です。

日本国がどういう経緯で出来上がったのかを知っているのでしょうか？安定した地盤ではなく大陸の東端で弓なりになっている国土は苦しい、苦しいと悲鳴をあげている国土です。この不安定な国土に原発を造るのは無謀です。ましてや核のゴミを10万年間、地層保管することはできないのでしょうか？ 原発は通常運転の時も、環境に放射性物質を出しています。第一原発もそうでした。私のように南相馬市小高の住民も第一原発からでる放射能に怯える生活をしてきました。

各原発のオフサイトセンターは事故が起きた時に収束の中心となるべき施設でした。第一原発事故が起きた2011年3月11日の翌日の3月12日に大熊町にあった第一原発のオフサイトセンターが立ち上げられました。ところが3月15日にオフサイトセンターは福島市の県庁に移ってしまいました。小高区でも避難できないでいた住民はたくさんいましたが、被災民を残してオフサイトセンターが移転したのは責任を放棄したものと考えられています。オフサイトセンターは事故時の対応のための施設でしたから、その働きはしていません。収束させるための重要機器を大熊町に残して県庁に移って、その重要機器はどうしたか福島県民には説明していません。

東京電力はコスト削減方式で原発を運転してきました。稼働中に事故が起きた時、原発を止めて修理すると数億円の金銭損失が出るので、原発を止めないで作業員に修理させてきました。原発作業員の命は金銭損失より軽いとして自社の利益を追求してきました。

福島原発の原因究明、汚染水や溶融燃料がどうなっているのかわからない。廃炉がうまく行くかどうかかわからない状況で東京電力に原発を運転する資質はありません。東電の原発の再稼働は福島原発の廃炉を成し遂げた時に考えて下さい。

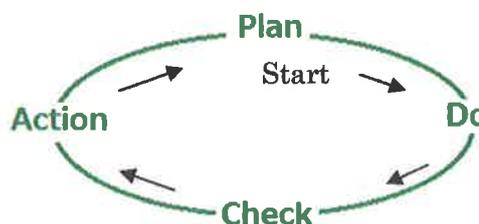
原子力規制庁、規制委員会は私が納めた税金で運営されている組織です。納税者に対して高飛車な態度は取らず、税金で運営されているという事を考慮に入れて納税者に対応して下さい。

## 改善改革の提案

先ず、現状をぶち壊す。発電所全体を1企業体とし、そこに品質管理体制をがっちり構築し、すべての業務、部署が互いに有機的に結ばれた一体感がある環境をつくる。その中では、「技術」は「品質管理」体制のもとで生き、どんな技術や工夫でもさらなる改良の可能性をもち、その効果を最大に発揮させることのできる力が企業体に潜在的に芽生えるようになる。

課題を受け限られた時間でどう効果的に検討を進めるか、Stepを定めスケジュールを作成する

・ Check 結果に基づき、修正し、改善する。さらにレベルアップと用途拡大を狙い、テーマを再設定し次の Plan の準備をする。



Plan 60 点で Start.  
残り 40 は行動中のマージン; Start 時。  
異なる視点からの情報を引き出すのが目的。  
気付かなかったミス、欠落、批判、改善すべき  
ワクとする。

プロセスを進めてゆくと次の行動へのヒントが見えてくる。  
・不足は何か？何が原因して欠けたか？  
・誤りは何か？誤りの原因は？すべて Review する。  
\*決して Negative に捉えてはならない！なぜなら、このような要素は、進歩への Start Point になるからだ。

日常業務を行いながら、品質管理 (QC = Quality Control) の基礎 (基礎で十分、難しい理論は除外する) を学び、出来るところから関係者話し合いの上、業務に取り入れる。試行錯誤を繰り返しながら生きた体制を全員でつくり上げる楽しみを味わいながら続けることが大切。

**Step-1.** 底辺で働く現場作業員から役員まで、すべての人間を平面上に置き (水平思考)、お互い有機的な繋がりを持ち、与えられている役目を果たしながら互いに協力し合える環境をつくる。

— 従来のタテの関係よりヨコ、関連部署や人間同士の協力を重点をおく。

**Step-2** . 現場作業員は、復興業務の底辺で、最も危険な業務を受け持ち厳しい環境にありながら、給料ピンハネ等の悪雇用条件の差別待遇を受けてきている。このグループを先ず救済する。

企業の一員として抱え込み、他と同格の部署を設定する。責任を持ち弾力的に関連部署と連携行動がとれるようにする。勿論、給料は新企業体が支払う。やる気を一段と向上させる。

**Step-3** 現場作業員には、与えられる仕事が他部署へ繋がり役立つことを意識できる教育を行い、知識を深めると現場でのコミュニケーションがよりスムーズになり、人間関係が向上する。話し合いの場を設け積極的な意見交換を行う。仕事の品質向上、効率 UP に直結させる。同時に、雇用の反社会的行為は、団結力で排除する。

・現場の作業を組織的で弾力的に動ける体制固めに中間管理職のさらなる努力が求められている。

### 参照資料

毎日新聞、朝日新聞、東京新聞、の印刷発行紙面及び Website 記事  
共同通信および NHK の Website 記事

## 軍事攻撃を受ける危険に対しどう対処するか

北朝鮮やテロの脅威が増している現在、その対策を考えるに当たってどこに重点を置くべきかが明確でなく、すべて不確定性が大きく対応困難と結んでいるので、何のための書類なのか判らない。

原子炉目標の攻撃は、地上に格納されている原子爆弾への点火と同格で、手も、足も出ない。近傍にいる人間は不幸にも即死、または重い放射能汚染を被る。(参照：添付 参考資料)  
今、こんな判り切っているケースについて考えることは全く意味なく無駄。

では、どうすべきか？ それは、「逆から見る」

1. 先ず、北朝鮮やテロを計画する人間になり切る。原発をどんな方法で攻撃すれば、費用かけず、危険冒さず、最大の効果を上げることができるか？
2. 有力な攻撃方法数種を挙げ、各々について分析し、長所、短所を明確にする。
3. 攻撃タイプごとに、防衛方法、手段を考える。

\*以上について、

「原子炉」およびその「周辺装置」に長けた技術者と防衛庁または軍事攻撃、防衛を研究している機関の専門家とに会合をもち適切な防衛方法、手段を確立する。実際に当たっては防衛庁の多大な協力が必要になるでしょう。

-----  
原発は、海水を冷却に使う関係上、海に面する入江のような場所に建設されているところが多い。

最も安価で簡単な攻撃は、**ドローン**に小型爆弾を抱かせ、海岸の岩陰から原子炉塔めがけてコントロールすれば、原子爆弾級の効果を得ることができる。

このようなゲリラに対する防護やパトロール体制が求められている。

このような防衛を取り上げ全国 60 基ある原発の面倒を見るのには莫大な費用が必要になることも原発存続判断の主要なファクターになる。

----- 以上。

参照資料

朝日新聞、東京新聞、の Website 記事



# 原発への攻撃、極秘に被害予測 1984年に外務省

関連トピックス 東京電力 原子力発電所  
拡六 ④ 原発への攻撃3つのシナリオと被害予測

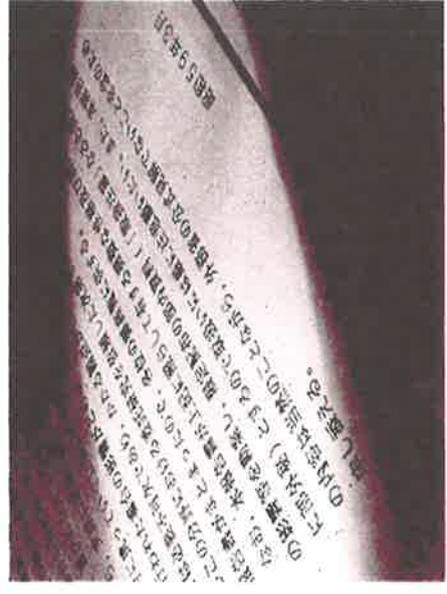
外務省が1984年、日本国内の原発が攻撃を受けた場合の被害予測を極秘に研究していたことがわかった。原子炉や格納容器が破壊された場合に加え、東京電力福島第一原発の事故と同じ全電源喪失も想定。大量の放射線物質が流出して最大1万8千人が急性死亡するという報告書を作成したが、反原発運動の拡大を恐れて公表しなかった。

欧米諸国は原発テロを想定した研究や訓練を実施しているが、日本政府による原発攻撃シナリオの研究が判明したのは初めて。81年にイスラエルがイラクの研究用原子炉施設を爆撃した事件を受け、外務省が財団法人日本国際問題研究所(当時の理事長・中川融元国連大使)に想定される原発への攻撃や被害予測の研究を委託。84年2月にまとめたB5判63ページの報告書を朝日新聞が入手した。

報告書は(1)送電線や原発内の電気系統を破壊され、全電源を喪失(2)格納容器が大型爆弾で爆撃され、全電源や冷却機能を喪失(3)命中精度の高い誘導型爆弾で格納容器だけでなく原子炉自体が破壊——の3段階に分けて研究。特定の原発は想定せず、日本の原発周辺の人口分布とよく似た米国の原発安全性評価レポートを参考に、(2)のケースについて放射性物質の放出量を今回の事故の100倍以上大きく想定。様々な気象条件のもとで死者や患者数などの被害予測を算出した。

緊急避難しなければ平均3600人、最大1万8千人が急性死亡すると予測。住めなくなる地域は平均で周囲30キロ圏内、最大で87キロ圏内とした。(3)の場合は「さらに過酷な事態になる恐れが大きい」と記した。外務省の担当課長は報告書に「反原発運動への影響を勘案」するとして部外秘扱いにする」と明記。50部限定で省内のみに配り、首相官邸や原子力委員会にも提出せず、原発施設の改善や警備の強化に活用されることはなかった。当時、外務省国際連合局審議官遠藤哲也氏は「報告書はあくまで外務省として参考にしたもので、原子力施設に何か対策を講じたわけではなかった」と話す。外務省軍備管理課は「調査は委託したが、すでに関連資料はない」としている。二ノ方寿・東工大教授は攻撃もリスクの一つとして認め、危険性や対策について国民に説明すべきだ」と話す。(朝日新聞 Website)

# 原発攻撃被害報告書



軍事攻撃による原発の放射能被害を予測していた外務省の報告書。水素爆発した福島第一原発事故は地震と津波が引き金とはいえ、原発事故が指摘していた全電源喪失の危機がシナリオ通りに再現された。三十年も前から原発の潜在的な危険性を知りながら、反原発運動の広がりを恐れて公表を控えた外務省。原発推進を掲げた当時の国策の中で、都合の悪い情報を隠す官僚の隠微体質が浮かび上がる。(藤藤雄介)

# 「福島」に生かされず

## 秘密法 情報隠しに拍車も

(東京新聞27・4・8)

「限定配布の部内資料(取扱注意)なるも要質的に部外秘」。「外務省の公式見解でない」とを念のため申し添える。高度な秘密性を表付けるように、報告書には当時の国際連合局軍縮課長が書いたことわりがきき添えてある。当時、同局の審議官だった元外交官の遠藤哲也氏(68)は本紙の取材に「記憶が確かではないことしなごらもシヨッキンゲンな内容を(非公表に)せざるを得なかった」とうねりと語った。同氏によると、一般的に部内資料は部外への持ち出しが禁止されており、報告書が高邸や原子力委員会などに配布されていた可能性が高い。作成された二年後の一九六六(昭和六十二)年には旧ソ連・チェルノブイリ原発事故が起きたが、その時ですら報告書の公表はなされず、原発の安全対策に生かされることはなかった。当時は米ソが核兵器の開発競争を繰り交わす時代。科学技術史が専門の吉岡晋・九州大教授(67)は原発の軍事攻撃を想定した報告書が公表されれば「国民の間で核兵器と原発が一体的に連想されることを心配したのでは」と推測する。「国家と秘密」隠される公文書(集英社新書)の共著者で、歴史学者の久保亨・信州大教授(65)も「原子力は、軍事に駆用できる技術の最たるもの」と指摘する。久保教授が懸念するのは昨年十月に施行された特定秘密保護法。安全保障やテロ対策などを理由に原発に関する情報が「段々制限され、関与する者から隠れかねない」と懸念を示している。

原子力規制委員会 様

東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査案に対する意見書の提出について

本件に関して以下のとおり意見を述べさせていただきます。

<意見>

東京電力は、福島第一原発事故を起こし、事故の収束もいまだ見えない中にあり、被災者等に対する事故の責任も十分に果たしていません。

東京電力には巨額の公的資金が国から投入されています。こうした企業がまともな経営や責任が取れるとは思えません。東電は経営のためと称して原発の再稼働を急いでいますが、命よりも経営優先では、またも事故を引き起こすことが危惧されます。たとえ再稼働で一時的に利益が上がったとしても、さらに多くの核のゴミを生み出し、廃炉や高レベル放射性廃棄物の処理処分に莫大な費用がかかることになることは明らかです。中・長期的に見ればさらに負債を大きくするもので、それを電力料金等に上乘せし、結局私たちに負担を強いることは絶対に許されることではありません。

原子力規制委員会は、ただ規制基準に合ったというだけで、実質的に運転合格となる「審査書案了承」を出したことは、大きな間違いであり、了承の撤回を強く求めます。

柏崎刈羽原発は、2007年の中越沖地震に見舞われた場所に立地しており、福島原発事故同様、地震による原発事故の危険性は今後も付きまとうリスクも考えるべきです。

原子力規制委員会は、新規制基準のみに依拠し、社会的な問題や避難の問題などを抜きにし、「合格」のお墨付きを与えていますが、それを政府が「安全」と言い切り、強引に再稼働を推し進めることは許されません。

現在の電力事情では緊急性はないと考えます。人々の生命や財産を奪い、環境を根底から破壊するという問題を抱える再稼働を進めるべきではありません。

「審査書」の撤回と柏崎刈羽原発の廃炉を強く求めるものです。

氏名 新潟県 (担当：防災局原子力安全対策課 須貝)

意見／理由：記入欄

意見

今回の適合性審査の内容についてご説明をお願いします。また、審査内容に関する本県の検証にご協力をお願いします。

理由

貴委員会の柏崎刈羽原子力発電所の審査内容については、県民の命と暮らしを守る責務を負う県として、確認する必要があると考えております。このため、審査内容について今後ご説明をお願いします。

また、審査内容に疑問が残る点については、県として検証を行うなど対応したいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

2017年10月27日

原子力規制委員会御中

生活協同組合パルシステム千葉

「東京電力ホールディングス（株）の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」  
に対する生活協同組合パルシステム千葉の意見

東京電力に、わたしたちの生命、健康および財産の保護、環境の保全を託すことができるとはとても考えられません。

貴委員会が今回の“適格性についての確認”を行うに至った8月25日東京電力からの「本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答」で、東京電力は下記の決意を言葉で示しています。

- ・福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げることと、終わりのなき原子力の安全性向上に取り組むことは、当社自身の責任であると改めて自覚します。
- ・福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、地元の方々の思いや安心、復興のステップに配慮しつつ、当社は主体的に関係者としっかり向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟です。廃炉と共に賠償もやりきる、汚染水処理は農水産業の風評被害に十分配慮し関係者に主体的に対応すると言葉で書いています。

福島第一原子力発電所の事故処理に取り組み、柏崎刈羽の安全基準を維持し続けるには、莫大なお金が必要でしょう。

現在、東京電力は自力で賠償、廃炉をやり遂げることができず、電気事業法の改訂によって国民に負担を強いています。託送料金を通して需要者（国民）から廃炉、賠償費用を徴収できる施行規則をつくり、国民によく見えない方法で私たちのお金を使っています。

東京電力が自力で福島第一原子力発電所の事故処理および賠償、まして復興に向けた農水産業対策をやることはとても信じられません。

わたくしたちは、福島第一原発事故に由りふるさとと呼べる環境や暮らしそのものを失った方々の裁判を見守ってきました。10月13日時点、全国で3件の訴訟に対し判決が出されています。いずれも東京電力の事故責任、賠償責任を認めています。しかし公判の中で東京電力は「津波は予見できなかったのであり過失責任は無い。」として原子力損害賠償法の範囲でしか賠償はしないとしています。

決意表明だけで廃炉はできません。

言葉だけで実際に求められている賠償を実行しない東京電力に、原子炉を動かすことを認めないでください。

以上

2017年10月27日

原子力規制委員会御中

原子力規制委員会（規制庁）が、10月5日公表した下記について、意見を提出します。

- 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）
- 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（案）（6号及び7号原子炉施設の変更）に関する審査書

パルシステム千葉は、「東京電力ホールディングス（株）の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」に対し、意見を提出いたします。

今回は「科学的・技術的意見」を募集するとされていますが、パルシステム千葉は「適格性についての確認」について、消費者としての意見を申し述べます。

原子力規制委員会の設置目的は

- ・原子力事故の防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って
- ・安全の確保を図るために必要な施策を策定し、実施する事務を一元的につかさどる一中略一独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置
- ・もって国民の生命、健康および財産の保護、環境の保全ならびに我が国の安全保障に資することを目的とする。

とされています。

貴委員会の目的と、適格性についての確認結果（案）について、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見／理由：記入欄

審査書案：IV-1・2・1  
 炉心損傷防止対策  
 柏崎・刈羽原発の6、7号機の圧力容器と、イン  
 ターナルポンプの接合部分は、目視のみの確認で、  
 後はコンピューターでのシミュレーションで安全を確  
 認したと、東京電力社員との話し合いでわかりまし  
 た。その接合部分は経年変化や熱、圧力-中性子線  
 の影響により、もろく腐ったり、肉厚が減ったり、  
 ひび割れ等で強度が落ちてくると思いま。色々の  
 要素をコンピューターという人間の手で処理  
 してそれで良いというのは、私には大いに無理があ  
 る。他の構造物のように、通常の検査で安全を確認  
 できるような設計そのものに無理がある。設計が  
 まちがっている。審査をやり返してもいい。

審査書案：IV-2 重大事故に対処するための手  
 順等に対する共通の要求事項  
 地震は自然な。計算を超える力が発生にかければ  
 二つある危険性がある。新規規制基準に合格しても  
 安全とは思われない。複合災害にも対応できるのか不  
 安定。また大事故が起きた想定外と言っているう  
 か。色々の指適されている事項をもっと調べて、慎重に  
 審査をしてもらいたい。命と生活がかかっている。

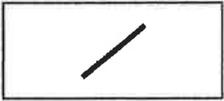
意見／理由：記入欄

意見

新崎市民として身振りの適合性審査の網羅出来ず  
と。また、いわゆる合格は早いと思えます。

理由

東愛も変りつ、ありませぬ。現段階では再稼働に  
対して市民の安心、安全は確保されていません。  
福島の子供の健康も放射能は小さいです。経済優先  
、新崎川沿岸も再稼働をどうしようとしてくること  
に反対です。  
分合意書では、東愛は現原発を改良、補強して  
送電の上、熱意を込めていこうとみられています。しかし、時々  
報道される欠陥やトラブルは後と長らません。また  
がと市民は再稼働をどうしようかと思っています。  
事故の責任の意識やその組織の本質に対する審査は、  
十分と思いません。弱くしている(事故など)事故を再稼  
働させるには、地味にでもせよ、東愛に反対して、そ  
のあり方、訓練等にも目を向けて審査していかね  
ばいけません。柏崎は出向き現場で市民の声を聞きとって  
ほしい。課題は、このように、地方におきかておく。提案  
、常態が必要と思えます。  
新潟県知事が委員会(31)をあげている。その内容は  
このように、協力して実現していかねば安全性を総合的  
に求める審査を更に深めたい。これは、長らくお話し  
(です)。(技術師は私に理解できるといって、環境は、(説明)



## 【東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働に関するパブリックコメント】

原子力規制委員会 宛て

○意見提出箇所(『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4ページ)

・意見:申請者に柏崎刈羽原発の設置者としての適格性はありません。

・理由

規制委員会は東電の適格性を判断するために7項目の「基本的考え方」を示し、東電はこれに対して文書で回答を寄せました。7項目は例えば、福島第一原発の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すこと(①)、経済性より安全性追求を優先することや安全性の向上(③、⑤、⑦)などですが、これに対する東電の回答は「廃炉、賠償をやり遂げる」決意を示したに過ぎず、実績など具体性はありません。

福島第一原発の実情を見れば、最新の保安検査において、地下水をくみ上げる井戸(サブドレン)水位計の設定にミスがあり、約半年にわたり、建屋内の高濃度汚染水が周辺に漏れ出た恐れがあったことが明らかになったばかりです。他にも1,200トンの汚染土壌について金属容器で管理しなければならなかったものが、土のう袋に入れただけであったことなど、ずさんな実態が明らかになりました。廃炉のメドはたっておらず、放射能の垂れ流しは今も続いています。汚染水はたまり続け、発生を止めることもできません。

にもかかわらず、規制委員会は東京電力について「運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はない」と結論づけています。このような結論は実態に全く即していないと考えます。

○意見提出箇所(『申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)』1～4ページおよび『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』1ページ)

・意見:東京電力に柏崎刈羽原発を運転する経理的基礎はありません。

・理由:東京電力は、自らが全責任を負うべき事故の費用負担について、「このままでは債務超過に陥る」と公的資金の注入を要求しました。国が、廃炉・賠償費用に公的資金などを注入できる仕組みを作った結果、東京電力はかろうじて破たんを免れている状況です。この意味でも東京電力に柏崎刈羽原発を運転する資格はないと考えます。審査には経理的基礎の確認も含まれています。経理的基礎はないと判断すべきです。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』20～21ページ)

・意見:地震の規模が過小評価されています。

・理由:元原子力規制委員の島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて「入倉・三宅式で地震動は過小評価」との警告を発し、原子力規制委員会・庁は2016年7月13日に、大飯原発の地震動を武村式で再計算した結果を

公表しました。その結果、武村式に置き換えて計算すれば、地震動は1.8倍になることが分かりました。柏崎刈羽原発6・7号機もやはり、基準地震動は入倉・三宅式で計算されています。政府の地震調査委員会も、入倉・三宅式では地震の規模や揺れを小さく見積もる恐れがあることを認めています。

また、熊本地震では、震度7の地震が2回も起こりました。このような複数の地震に対する安全性評価はされていません。比較的小さな揺れであっても、繰り返し力を受ける疲労でひび割れがすすみます。

以上のことから、地震による損傷の防止について、適切な評価がなされていないと考えます。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』305 ページ)

- ・意見:東京電力は汚染水対策のための体制を整備しておらず、原子炉設置者としての適格性がありません。
- ・理由:審査書の305 ページには、東京電力について、「放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応策について、福島第一原子力発電所事故における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに、事後の収束を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する方針である」と書かれています。福島第一原子力発電所の状況を見ると、事故後6年も経過している現在においてさえこのような体制が整備されていません。汚染水問題に対応できない東京電力には、原子炉設置者としての適格性がありません。

○意見提出箇所(『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号炉)に関する審査書(案)』470～471 ページ)

- ・意見:5号炉原子炉建屋内緊急対策所が免震構造でないため、新基準に適合しません。
- ・理由:東京電力は当初、3号炉原子炉建屋内緊急対策所を新たに設置し、免震重要棟内緊急対策所と併用することを示していました。その後、3号炉原子炉建屋内緊急対策所は、敷地の液状化に伴い津波が到達する可能性が発覚しました。また、免震重要棟内緊急対策所に十分な耐震性がないことも分かり、5号炉原子炉建屋内緊急対策所のみを使用することとしました。しかし、5号炉原子炉建屋内緊急対策所は耐震構造ではあっても、免震構造ではありません。新基準は免震重要棟の設置を求めていることから、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉は新基準に適合していません。

以上

## 意見・理由

東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号機の再稼働に許可を出すべきではないと思います。

東京電力に、原子力発電所の運転能力も技術力もあるとは思えません。福島第一原発の廃炉のメドは立たず、汚染水防止対策もなく、放射性物質の閉じ込めができていません。まず、福島のリストラに全力を尽くすべきではないでしょうか。

多くの方の指摘のように、免震重要棟がなければ万が一の場合はどうなるのでしょうか。田中前規制委員長は、許可は安全ということではないと、事故は起こりうるとの認識を示しました。建屋での対応は不可能だと福島事故は教えているのではないのでしょうか。

また、安倍首相は世界一厳しい基準であり、汚染水は完全にコントロールされていると発言しています。世界基準に恥じないのであれば、実効性のある避難計画がないまま、許可処分がなされるのは間違っています。深層防護の考え方から、住民の被曝が避けうることが最低限の条件です。福島のようなことが二度とあってはなりません。

東京電力の、避難者に対する心ない対応、賠償状況を見聞きするにつけ、原子力発電を担う資格もありません。福島の避難者が納得できる生活再建がなるまで、再稼働は許可すべきではありません。

2017年10月29日

原子力規制委員会 柏崎・刈羽原子力発電所に関する審査書についての意見公募係 御中

これが2度目の意見公募です。原子力関係者は他人の禰ふんどしで仕事しないで下さい。

原子力委員会、日本政府、経済産業省、原子力発電関係者は原発再稼働にのめり込んでいますが、使用済み核燃料を始め、高レベル放射性廃棄物の処理の方法もまだ、わからない状況で核のゴミをどうするかは決めていません。核のゴミもまた、過疎地の海岸に地層処分する方針のようですが、10万年間地層処分する核のゴミを押し付けられる人達のことを考えているのでしょうか？これも金目で過疎地に押し付けてしまうのでしょうか？

第一原発過酷事故の被害にあう前から、原発から出る悪い放射性物質に悩まされる生活を送って来ました。どうして悪いものを過疎地に押し付けるんだらうかと憤って来ました。そして原子力関係者は「他人の禰ふんどし」で相撲を取るずるい人達」と思ってきました。原発立地・周辺地域の他人には悪いものを押し付けて、原子力関係者は原発立地から遠い東京の大都会に住んで原子力発電の恐ろしさを感じない生活をしています。

原子力関係者はせめて核のゴミぐらいご自分たちの所で処理して下さい。何でもかんでも過疎地の他人の土地を使うと言うのは人間の倫理に反しています。原子力関係者は自分たちは倫理に反していることをしているのを自覚して下さい。

(別紙)

## 意見／理由：記入欄

東電に運転の資格なし。柏崎刈羽原発の審査書案に反対です。

東京電力は福島第一原発の賠償や廃炉を賄うことほぐさず、破たんさせない為に公的資金が注入されていませぬ。柏崎刈羽を動かす「経理的基礎」はなく福島第一原発事故の賠償や廃炉に集中すべきです。規制委は「廃炉をやり抜く覚悟と実績を示すこと」を要求しましたが、東電からの回答は、決意表明にすぎず、実績が示されていません。東電の隠ぺい体質は繰り返して指摘されていきます。最近では福島第一原発の後、マルチダウンを隠してあり、柏崎刈羽原発の審査の過程では、緊急時対策所に予定していた免震重要棟について、基準地震動には耐えられないとのデータをかくしていきました。こうしたことを考えても、東電に原発を運転する資格があるとは思いません。

## 意見・理由

## 意見

「耐震重要施設を設置する地盤における断層の活動性評価手法等が適切であり、耐震重要施設設置位置に分布する断層は、将来活動する可能性のある断層等に該当せず」とする評価は科学的に検証された評価とは言えない。撤回し、科学的に厳密な審査を行うべきである。

## 理由

東京電力は重要構造物直下の断層の活動性に関する検討において、古安田層の上部に刈羽テフラが挟在することを、古安田層の堆積年代を中期更新世とする重要な論拠としている。敷地の周辺に高位段丘が分布するとともに、敷地内やその周辺の地層中に阿多鳥浜テフラが挟在することから、敷地内外には中期更新世の地層が分布していることは事実であろうが、阿多鳥浜テフラを含む地層の上位の地層も中期更新世とする根拠は科学的とは言えない。

東京電力は敷地内安田層の上部に挟在する刈羽テフラを下北沖の海底から見いだされたG10 テフラと同定し、そのことを主要な根拠に刈羽テフラを挟む地層を中期更新世と解釈し、規制委もそれを追認している。この同定には科学的に重大な疑義がある。

火山灰の同定において、産状を無視し、450kmも離れた地点に産する泥質堆積物中のガラスの化学分析値のみに依拠する方法は誤った方法である。現に、同一地点での地層中にはほぼ同じ化学組成を持つ火山ガラスが古い地層中にも認められている。しかも、その降灰時期を23万年前とする新しい論考に依拠するのではなく、古い論考を引用して、20万年とする、都合の良い年代を導き出しているが、これは科学的に検証されていない。

さらに、東京電力も認めているように刈羽テフラは、敷地周辺の中位段丘中に見いだされる藤橋40火山灰と同一の火山灰である。東京電力の本年4月以降の説明では、藤橋40火山灰を産する柏崎市藤橋地域の中位段丘は、地表面のみが12～13万年前に形成され、その段丘の主要な構成物は20万年前より古い高位段丘堆積物相当層としているが、どの層準に不整合面を認めるのかさえ明らかにしない。規制委は中位段丘堆積物の大部分が高位段丘相当とする東京電力の荒唐無稽な解釈を適切な評価方法としているが、これは科学的審査をしたとは到底言えない。

## 意見・理由

## 意見

耐震重要施設を設置する地盤における断層の活動性評価手法等が適切との規制委の評価ならびに、耐震重要施設設置位置に分布する断層は将来活動する可能性のある断層等に該当せず、との規制委の評価は地質科学的ならびに地震地質科学的な観点から見て誤っている。敷地内安田層（東電の言う古安田層の上部）の年代を決める上で重要な論拠の一つとする、安田層を覆う大湊砂層中の火山灰を飯縄上樽 c テフラと同定、その年代を 13 万年とする科学的根拠は誤っている。この評価を撤回し、あらためて、敷地内の更新統の地層の年代を科学的に審査するべきである。

## 理由

「古安田層を不整合で覆う大湊砂層は飯縄上樽 c テフラ（約 13 万年前）に対比される中子軽石層を狭在する」とする東京電力の解釈は同定の方法ならびにその地質年代評価が誤っている。

上記対比の根拠は大湊砂層中の火山灰にカミングトン閃石が見いだされ、そのカミングトン閃石の化学組成が、飯縄上樽 c テフラ中のカミングトン閃石とほぼ同じということ根拠にしている。カミングトン閃石は飯縄上樽 c テフラに特有の鉱物ではなく、また、カミングトン閃石の化学組成は、基本的に同じ組成を示す。だからこそ、この鉱物はカミングトン閃石と同定される鉱物学的特徴を持つものである。化学組成による対比を行うには、両火山灰中に含まれる OPX の分析を行うべきである。

更に重大な問題は大湊砂層の堆積過程とその堆積時期に関する解釈である。東京電力は大湊砂層に狭在する火山灰を上記のような方法で飯縄上樽 c テフラ（中子軽石層）と同定、その降灰時期を約 13 万年として、そのことを古安田層を中期更新世とする論拠の一つとしている。その上で、東京電力は大湊砂層を安田層上部と指交するとし、安田層上部と同時期の堆積物としている。しかし、この安田層上部総層の下位に位置する安田層下部層は、模式地の柏崎市横山をはじめ、周辺地域において、明らかな海進期堆積体であり、東京電力もこの海進を 13 万年前に始まる下末吉海進期（MIS5e）としている。この海進期堆積体を覆う大湊砂層は高海水準期堆積体である。東京電力の解釈論理は破綻している。

断層の活動性評価手法等が適切とする規制委の評価は撤回し、あらためて、古安田層の年代評価を行うべきである。

## 意見・理由

## 意見

福島原発事故ならびに近年の地質科学・地震地質学的調査・研究の進展を反映し、新しい審査ガイドを策定するとともに、それに沿って審査をやり直すこと。

## 理由

2010年に公表された地震調査研究推進本部の「活断層の評価手法（暫定版）」では、断層の活動性について、およそ40万年前を目安として、今後も活動する可能性を指摘している。一方、規制委は（10）地質ガイド、及び（11）地震ガイドを根拠に、東電が認める20～30万年前に活動した断層は今後活動しないと評価し、そのことを根拠に、敷地内断層の将来の活動性を否定しているが、その科学的根拠は上記ガイドには明示されていない。ガイドを見直し、それに沿って、審査をやり直すべきである。

(別紙)

意見／理由：記入欄

○私は、東京電力の柏崎刈羽原発の再稼働に強く反対  
 しています。福島に於ける原発事故が引き起こされた  
 事故、原因は今も完全には明らかでない。この状況で、「  
 決意表明」などの表明は、国民の  
 手戻りや日常を妨げるおそれがある。また、再稼働は、国民の  
 安全を脅かす。また、次世代への責任をもち、  
 現在の大人の国民として責任をもち、  
 意見を表明いたします。



## 原子力規制委員会御中

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉および7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見提出用紙

住所

氏名

連絡先

## 意見提出箇所

審査書案：Ⅲ 設計基準対象施設 Ⅲ-1 地震による損傷の防止（第4条関係）（p.11）

審査書案：Ⅳ -3.2 地震による損傷の防止（第39条関係）（p.309）

## 意見・理由

中越沖地震後、基準地震動が何倍かに引き上げられましたが、原子炉そのものは中越沖地震前の設計で作られたものであり、原子炉自体に補強などできるわけがなく、原子炉の耐圧余裕度（安全率）が不足しているのは明らかです。

フィルターベントを付けようが、テレビなどで話題になっている非常用電源があろうがなかろうが、安全率の不足している原子炉は、地震で溶接部などに応力集中を起こし破断します。破断すれば福島のように炉心溶融を起こしてしまいます。

原子炉そのものが、新規規制基準で定められた基準地震動に耐えられるのかどうか、詳細な正確な審査をお願いします。

## 意見提出箇所

審査書案: II 発電用原子炉の設置及び運転のための技術的能力 II-2 技術者の確保 (p.6)

意見・理由

過酷事故の際、協力会社の職員を退避させ東電の職員だけで対応を行うと聞いているがハード面を熟知している協力会社がいなくて事故を収束できると考えていること自体が非現実的。東電職員はもちろん、協力企業への労働条件、健康被害を生じた場合の補償なども予め明確にしておくべき。

国には、原子力災害時の、消防・警察・自衛隊等の任務を明確化する必要がある。過酷事故収束の携わる人の具体なリスクと補償を明確化したうえで、再稼働が割に合うのか再考していただきたい。

審査書案: II-3 経験(p.6)

添付 1 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果

意見・理由

福島事故以降、メルトダウンをなかなか認めなかったことをはじめ、情報公開のおくれは様々な場面で見られ、最近も放射性廃棄物のずさんな管理が明らかになっている。

また柏崎刈羽原発においても免振重要棟が基準地震動に耐えられない可能性があることをあいまいな言い方で隠したことから、このような安全よりも再稼働を優先させる態度では、これまでの経験は十分に活かすことができるとは言い難い。

また今後の経験を蓄積する方針は理解したが、他社のトラブルで学んだとしても、自社の原発の都合の悪い事実を目を覆う状況では、東京電力がここ数年でトラブルに十分対応できるようになるとは思えない。

審査書案: II-4 品質保証活動体制 (p.7)

意見・理由

中越沖地震による、建屋はもちろん、原子炉および原子炉に直につながっている配管・配線の損傷について詳細な調査を行い公表していただきたい。稼働してしまった原子炉の内部の調査が容易でないことは理解しているが、検査ができた部分の結果だけでなく、検査できない部分がどこかも明示すべきではないかと思う。

その上で新規制基準の基準地震動に、中性子・温度・圧力による経年劣化に加え中越沖地震でダメージを受けている炉や付属設備が耐えられるのか評価し、さらに、炉の耐震余裕度がどの程度あり、それは十分な余裕と言えるのか、東電内だけでなく原子炉を作った企業を含め検討していただきたい。(この判断に加わった東電の担当者・外部企業・専門家・を明確に示してほしい) 東電外の技術者や専門家が検討チームに入ることは、東電の企業体質を改善するためにも有効だと考える。

審査書案: II-5 技術者に対する教育・訓練 (p.8)

審査書案: III-11 全交流動力電源喪失対策設備(第14条関係)(p.124)

審査書案: IV 重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力(p.133)

審査書案: IV-1. 2. 3. 1 想定事故1(p.251)

審査書案: IV-4 重大事故等対処設備及び手順書(p.317)

意見・理由

複合災害で稼働中の原発において複合災害ですべての方法で冷却ができなくなった場合を想定すると、6分で燃料露出、最短38時間でベントが必要になるという時間的制約があり、対応できるのか疑問。

まず停止中の原発での事故想定1に複合災害で容易には周辺環境が整わない最大限困難な状況を想定し、50日という十分時間のある中での対応を考え、訓練を試みる必要がある。その上で稼働中の原発の対応を考えた方が現実的ではないか。

審査書案: II-6 原子炉主任技術者等の選任・配置(p.8)

添付 1 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果

## 意見・理由

東電は原子力発電所という事故時対応が困難でリスクの高い発電をしているが民間企業。東電の組織内で責任のある立場の人を選任・配置することは当然必要なことだが、民間の企業が国策を前に「できない」と言えないなかでリスクを取らされていることに疑問を感じる。

### 審査書案:Ⅲ 設計基準対象施設

審査書案:Ⅲ-1 地震による損傷の防止(第4条関係)(p.11)

審査書案:Ⅲ-2 設計基準対象施設の地盤(第3条関係)(p.37)

審査書案:Ⅲ-3 津波による損傷の防止(第5条関係)(p.41)

添付1 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果

## 意見・理由

敷地および周辺の地盤の安定性や地震波の伝播特性などについては、東電独自の論だけでなく学術的な審査にも耐えられる判断をしていただきたい。そのためにも地元の地層をよく知っている活断層研究会などとしっかり議論すべき。東電外の技術者や専門家が検討チームに入ることは、東電の企業体質を改善するためにも有効。

地層の検討に加え、防潮堤が地震と津波の複合災害では液状化する恐れもあること、防潮堤の一部が崩れて波が侵入すればどうなるか、重要施設及び配管の支柱の地盤の液状化なども外部グループとともに再考していただきたい。

審査書案:Ⅲ-12 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(第16条関係)(p.124)

審査書案:Ⅳ-1. 2. 3. 2 想定事故2(p.255)

## 意見・理由

使用済み核燃料プールに保管されている燃料が多ければ多いほど崩壊熱の総量は大きく、大きな余震があった際に核燃料同士の接触の危険もある。また沸騰水型の原子炉では、使用済み燃料プールが高い位置にあるため、地震などで漏水があった際、他設備の被災状況によっては原子炉建屋内にプールの水が飛散する恐れもある。柏崎刈羽原発では既に変形・漏洩している燃料やMOX燃料も保管されているとのことだが、使用済み核燃料プールの審査基準(容量・位置・管理)が現在のままでよいのか検討していただきたい。

審査書案:Ⅳ-4. 12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備及び手順等(第55条及び重大事故等防止技術的能力基準1.12関係)(p.407)

## 意見・理由

事故直後、住民の避難完了まで放射性物質を拡散させないことができるのかも疑問だが、福島事故の収束作業で放射性物質をどう閉じ込め処理していくかを明確にならなければ、十分な重大事故への対処とは言えない。

また他の手順でもいえることだが、大容量送水車などのキャタピラでない重機が経路の陥没やがれきのある道を通って原子炉建屋まで短時間でたどり着けるのか疑問。

審査書案:Ⅳ-4. 16 原子炉制御室及びその居住性等に関する手順等(第26条、第59条及び重大事故等防止技術的能力基準1.16関係)(p.444)

## 意見・理由

揺れ幅が大きすぎて免震構造の建物は技術的に不可能と判断され5号炉に緊急時対策所を設ける・剛構造の緊急時対策所を建設する等の方向になっているが、余震の多い地震との複合災害の場合、免震構造でなければ稼働中の原発の一刻を争う手順を踏んでいくことはできないと思われる。

また、5号炉の緊急時対策所で「ギリギリセーフ」と貴委員会から発言があったが、一つ一つの項目の基準を満たすことで良とするのではなく、実際に過酷事故の際に、この新規制基準が挙げている手順を踏み安全を守ることができるのかどうかを審査していただきたい。

原子力規制委員会 御中

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案等に対する科学的・技術的意見について

I 申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案・添付1）に関する意見

●意見 I : 1 頁

先ず私は、この度のパブリックコメントが、「科学的・技術的意見」として求められていることを懸念している。

私は、「科学的・技術的」という言葉が、真つ当な意味で捉えられるのではなく、特定の権力・権威に都合のよい形で収斂されてしまうことを恐れているからである。

原子力発電は、どんなに安全に留意して稼働されようとも、死の灰（高レベル放射性廃棄物）とプルトニウムを生み出すことを、決して忘れてはならない。

出力 100 万kw の原発を 1 年間稼働させれば、1 トンの死の灰が生み出される。

つまり、広島に投下された原子力爆弾の 1000 発分の死の灰が原子炉に蓄積されるわけだが、これら死の灰の処分については、結局、未来の社会に押しつける結果になってしまう。

今、この社会に生きている私たちが英知を集めて取り組まなければならないのは、原発を再稼働させるための「安全文化」論の構築ではなく、貯め込んでしまっている死の灰とプルトニウムという、半減期が極めて極めて長い核種をいかに安全に管理していくことを検討していくことではないかと、規制員委員会に問い糾したい。

更には、この間の規制委員会が、真つ当な安全文化をいかに蔑ろにしてきたかは、枚挙にいとまがない。

大津地裁により高浜原発が止められているにも関わらず、規制委員会は規制行政を見直すことをしなかった。2016年4月に熊本大地震が起り中央構造線の問題が浮上してきても、近くで震度5弱を記録した川内原発の再稼働を容認した。さらには、中央構造線と南海トラフの地震が危惧されている中で、伊方原発3号機の再稼働を認めた。6月20日には、高浜1・2号機の20年間の延長を認め、老朽原発の60年間の稼働を導いた。三反園

鹿児島県知事が川内原発を一旦停止させることを九州電力に要請しても、「安全上の問題の観点からは、何も問題ないと思っています」として九州電力の稼働継続を支援した。

規制委員会におかれては、その名に恥じることのない、原子力規制行政に推進されることを強く求めたい。

●意見2：4頁・原子力委員会としての結論5【判断の前提が成立しない場合には変わり得る】

規制委員会の結論は、申請者である東京電力については柏崎刈羽原子力所の運営主体としての適格性の観点から、原子炉を設置し、その運転を適確に遂行するに足りる技術的能力がないとする理由はない判断したと、回りくどい言い方で括られている。また、標題では、「判断の前提が成立しない場合は変わり得る」ことも示唆されているので、原子力規制委員会・原子力規制庁にも、東京電力の「適格性」に疑問を持っている方々が、おられるのではないかと判断される。

規制委員会に対しましては、その名の通り原発を規制する立場を堅持されることを強く求めたい。

II 本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答(別添2)に関する意見

意見I：1頁「はじめに」について

本項は、小早川智明東電代表執行役社長の決意表明の形で展開されているが、結局は、柏崎刈羽原発の再稼働を実現させていくための前振りのように思われる。

福島第一原子力発電所の収束も廃炉への道筋もみえず、被害者賠償も充分に行わず、原発事故に係る膨大な費用を税金や託送料金に転嫁しているにも関わらず、免震重要棟の基準地振動未達成を3年もひた隠していた。トリチウム汚染水ご問題では、県漁連を怒らせた。本年5月には、「数位計設定ミス」で汚染水の漏洩の恐れをもたらしたにも関わらず、9月に発表した等々、不祥事が相次いだ。9月26日には廃炉ロードマップの4回目の改定で、1、2号機の燃料プール内核燃料取り出しの3年延期を発表。このような東電の現状では、柏崎刈羽原発の再稼働に関する資金の手当は、かなりの困難が伴うのは明らかだ。

にも関わらず東京電力は、柏崎刈羽原発の再稼働に執念を燃やしているわけだが、無理・無駄を押し進めた結果を冷静に考えるべきである。

2. 各論点に対する回答について

この項においては、原子力規制委員会とのやりとりで提起された課題に応える形でまとめられているが、その①では、

「福島第一原子力発電所の廃炉に主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格がない」と提起されている。すでに述べているように、廃炉は困難を極める状況にあるにも関わらず

小早川代表執行役社長は、「福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めます」と言い切って

いる。

また、②で提起されている資金の問題についても、「社長である私の責任で資金を確保致します」と答え、「③原子力事業については、経済性より安全性追求を優先しなくてはならない」に対しては、「経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決して致しません」と回答している。

今や、原子力発電は、経済的にも破綻していることは明らかになっており、死の灰の管理を未来に押し付ける結果になることも肝に銘ずべきである。今こそ、原発からの撤退を決断すべきである。最後に、脱原発は世界の潮流であること強調したい。

以上

意見／理由：記入欄

<意見>

東京電力に柏崎刈羽原発の運転の資格はないと思  
います。柏崎刈羽原発6・7号機の新規制基準適合審  
査に於ける、東京電力の原子炉設置許可変更申請を  
認めないでください。

<理由>

貴委員会が、福島第一原子力発電所の廃炉と主体  
的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことがで  
きない事業者に、柏崎刈羽原発の運転を認める資格は  
ないとされてきました。(基本的な考之方々項目)

- 求めに対し、東電は決意表明と並べただけの回答  
書と提出。決意表明だけを確認しても意味がないの  
ではありませんか。
- F1の廃炉のメドも立たず、汚染水は今もたまり  
続けています。放射能の垂れ流しも続いています。  
避難を強いられ、ふる里も人生も根こそぎ奪われた  
人々のことは、何も解決しておらず、決意表明だけ  
されても信ずることは、できません。
- 経済性より安全性を優先する根拠・半断基準はど  
こに置くのですか！
- 事故の費用負担について東電は「このままでは  
債務超過に陥る」と、公的資金の注入を求めています。  
貴委員会は「東電の決意表明に対する履行と保安  
規定により確保する」とされていますが、明確な判  
断基準が示されておられません。
- 今もどと、数々の隠蔽体質が指摘され続けて来た  
東電に再稼働運転の資格はないと思います

武本 パブコメ

住所  
氏名

1103Y1

連絡先

意見提出箇所

審査書(案) 3頁

I はじめに

2. 判断基準及び審査方針の(10)ならびに(11)

意見

福島の後始末をできない東京電力は柏崎刈羽原発を運転する「資格」と「技術能力」「経理的基礎」はない。

理由

許可の基準として、「第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」となっている。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

1 東電に技術的能力はない。

- ① 重大事故を発生させた東電には「技術的能力」はない。
- ② 現在も数々の困難を解決することができずにおり「技術的能力」はない。

2 東電に経理的基礎はない

- ① 2011年3月11日後、国の「資金援助」を求めた時点で東電は損害賠償責任を認めており、支援機構からの資本金1兆円注入と交付金2兆円を受取った時点から実質債務超過となっている。
- ② 現在、22兆円の負債を抱える東電に「経理的基礎」があるとは言えない。今後も債務は増大する。
- ③ その22兆円の負債のうち、4兆円を他電力会社に負担させ、6兆円を国が負担することになっている東電に「経理的基礎」があるとは言えない。
- ④ 経理的基礎のない東電には、原子力事業者としての資格はなく「適格性」はない。
- ⑤ 柏崎刈羽原発を再稼働して収支改善を図るとの主張は本末転倒

## 意見箇所

III-2 設計基準対象施設の地盤（第3条関係） P37

1103Y2

IV-3.1 重大事故等対処施設の地盤（第38条関係） P305

## 意見

柏崎刈羽原発が立地する地域が、グリーンタフ造山運動の地域であり、活褶曲地域、歪み集中帯、隆起地域であることを無視した評価がなされている。

## 理由

原発計画が明らかになった50年前、東電や国は、柏崎刈羽は地震が無い安定した地域だと宣伝していた。

プレートテクトニクスが提唱された時期に重なる。

石油を産する褶曲構造が発達する地域であり、活有棘地域であるとの地形学や測地学関係者や指摘と異なる主張に違和感を覚えてきた。

当時の耐震設計審査指針の活断層の年代は5万年だった。

1995年1月17日兵庫県南部地震・阪神淡路大震災が起こり、2001年10月6日鳥取県西部地震が起こった。

日本列島が地震活動期に入ったと言われ、鳥取県西部地震でM7.3であったにもかかわらず地表地震断層が出現しなかったことから、原子力施設の耐震設計審査指針の改訂議論が始まり、2006年9月、評価対象の活断層年代がMIS5eの高海水準時以降となった。

新潟では2014.10.23にM6.8の新潟県中越沖地震が起こり、指針改定の翌年2007.7.16にM6.8の新潟県中越沖地震が起こった。

2011年3月11日、M9.0の東北地方太平洋沖地震が起こり東日本大震災となった。

各種基準に合格したはずの東京電力福島第一原発の1～3号機がメルトダウンして広範囲に甚大な被害が発生し、災いは6年余を経過した現在も、継続し、ますます深刻化している。

その後も2011年3月12日にM6.7の長野県北部地震、2014年11月22日にM6.7の神城断層地震が起こっている。

グリーンタフ造山運動は、日本列島が大陸から分離・漂流して現位置に至った時期の出来事で有り、プレートの動きが現在と同様となってから、フォッサマグナが形成された時代は2500万年前以降である。

第四紀は最近258.8万年前から現在までの間となった。

柏崎刈羽原発の活断層問題、立地地盤の変動評価はMIS5e以降とすべきでない。

2500万年を分母として12.5万年を分子とすれば0.005、2500万年を分母として40万年を分子とすれば0.016となる。この差は微々たることで有りMIS5eを選択することは誤りである。

柏崎刈羽原発が立地する地域が、グリーンタフ造山運動の地域であり、活褶曲地域、歪み集中帯、隆起地域であることを考えれば、工学的妥協が必要だとしても、少なくとも40万年前以降の構造運動を考えるべきである。

審査書案は見直すべきである。

層序の考え方の誤り

■意見箇所

Ⅲ-2 設計基準対象施設の地盤（第3条関係） P37

Ⅳ-3.1 重大事故等対処施設の地盤（第38条関係） P305

■意見

氷河期・間氷期の評価や安田層・大湊砂層の評価が誤っている。

■理由

東京電力は安田層・古安田層を4つの部位に区分している。

安田層 A<sub>1</sub> 部位層から加久藤火山灰 (Kkt) (34 万年前) が確認されている

安田層 A<sub>2</sub> 部位層から阿多鳥浜火山灰 (Ata-th) (24 万年前) が確認されている。

A<sub>1</sub> 部位層と A<sub>2</sub> 部位層の間には砂礫層や粗粒砂層が確認されている。

2012.8. 10 まで東電は、基盤西山層と A<sub>1</sub> 部位層は不整合、A<sub>3</sub> 部位層と A<sub>2</sub> 部位層は不整合、A<sub>2</sub> 部位層と A<sub>3</sub> 部位層は一部整合一部不整合、A<sub>3</sub> 部位層と A<sub>4</sub> 部位層は整合、A<sub>4</sub> 部位層と大湊砂層は指交、大湊砂層と番神砂層は一部整合一部不整合としていた。

2013.4.18 の安田層調査報告で、A<sub>4</sub> 部位層と大湊砂層は不整合に変更した。

そして、安田層には谷埋堆積物があり、MIS6 の海退期に浸食された谷を海面上昇に伴い堆積した堆積物で MIS5e であるとしていた。

その後、2013.9. 27 の適合申請で安田層を古安田層に名称変更した。

適合申請で多数のボーリングが実施された。

北2 測線や寺尾断層トレンチでのボーリング結果は、谷埋堆積物でなくどこにでも安田層が存在していることが判明した。

東電は古安田層の A<sub>4</sub> 部位層に確認できる刈羽テフラ(y1)は 20 万年前のものとしている。

この主張の誤りの理由を以下に記す。

A<sub>2</sub> 部位層と A<sub>3</sub> 部位層間に不整合があり、この不整合が MIS6 に相当し、A<sub>3</sub> 部位層、A<sub>4</sub> 部位層、大湊砂層は MIS5e の堆積層である。

堆積のメカニズムとして、海水準変動が挺水準時（寒冷期）に浸食され粗粒堆積物から堆積し、高海水準時（温暖時期）に細流堆積物が堆積するとされている。

当初東電は A<sub>2</sub> 部位層と A<sub>3</sub> 部位層の間を不整合としていた。

それを、堆積年代を古くするために、故意に整合を不整合と主張した。

この誤りは地表の寺尾断層露頭や北2 測線や寺尾断層のボーリングや真殿坂断層の活動性を評価するために実施したボーリングから容易にわかる。

寺尾断層地点で東京電力は、露頭で刈羽テフラが確認でき、大湊砂層も薄く堆積しているとしている。この露頭で刈羽テフラを含む古安田層と主張する地層と安田層と主張する地層に不整合は確認できず、東電主張の誤りが明確となる。

これらの事実を無視して、規制委は、二転三転する東京電力主張をそのまま追認している。

規制委は、東京電力が古安田層とする 4 部位層と安田層、大湊砂層の堆積年代を科学的に明らかにしなければならない。東京電力と規制委の非科学性と誤りを糾弾し、再検討が必要なことの理由とする。

火山灰の評価の誤り

■意見箇所

Ⅲ-2 設計基準対象施設の地盤（第3条関係） P37

Ⅳ-3.1 重大事故等対処施設の地盤（第38条関係） P305

■意見

藤橋40火山灰、刈羽テフラ（y1）はMIS5eの安田層中に存在する。これらの火山灰をMIS7とした東京電力とその主張を追認した規制委判断は誤りである。

中子軽石（NG）は大湊砂層の最上部に存在する。

■理由

藤橋40火山灰＝刈羽テフラ（y1）はMIS5eの安田層の下部層（海成層）から産出する。

この事実は、寺尾断層の露頭で容易に観察できる。

荒浜砂丘団体研究グループは、新潟工科大学の建設工事で出現した安田層の露頭で多数の火山灰層を確認して命名した。そのうち藤橋40と名付けた火山灰は、安田層の下部海成層の泥炭層の直下に産出する。

東京電力の現地調査は、1996論文作成時と2012年の安田層調査時の2回のみであることが、2017年8月の地域の会で明らかになった。

1996論文は岸清・宮脇理一郎・宮脇明子（1996）：新潟県柏崎平野における上部更新統の層序と古環境の復元。第四紀研究Vol35.NO.1,PP1-16であり、2012年の安田層調査は2013年4月18日の安田層調査報告である。

規制委の適合審査では、2013年9月の適合審査申請後に実施したボーリングや地下探査の解釈のみで現地の露頭調査ではない。

1996年の第四紀研究に投稿された、論文では、露頭で観察される安田層の大半は、安田層下部層と安田層上部層である。

論文では、図-2 柏崎平野およびその周辺における段丘分布図、

図-3 柏崎平野南部における露頭柱状対比（I-I'）では、藤橋の工科大地点は露頭番号5である。

図-3の露頭番号5の柱状図は、標高22~27mが安田層上部層、7m~22mは安田層下部層となっている。

露頭番号5は藤橋の工科大入口であり、地表部は安田層である。

この露頭から、藤橋40＝刈羽テフラ（y1）が確認されたことは、安田層の下部層に存在する火山灰であることを示す。

中子軽石（NG）は大湊砂層の最上部から産する。大湊砂層の下部に変更した東電見解は誤りである。

火山灰の産出位置と年代は、地層の堆積年代を決める重要な事実で有り、曖昧にすべきでない。

東電の非科学的主張を追認する規制委は無責任であり、再検討が必要である。

火山灰の評価の誤り

■意見箇所

Ⅲ-2 設計基準対象施設の地盤（第3条関係） P37

Ⅳ-3.1 重大事故等対処施設の地盤（第38条関係） P305

■意見

藤橋40火山灰、刈羽テフラ（y1）はMIS5eの安田層中に存在する。これらの火山灰をMIS7とした東京電力とその主張を追認した規制委判断は誤りである。

中子軽石（NG）は大湊砂層の最上部に存在する。

■理由

藤橋40火山灰＝刈羽テフラ（y1）はMIS5eの安田層の下部層（海成層）から産出する。

この事実は、寺尾断層の露頭で容易に観察できる。

荒浜砂丘団体研究グループは、新潟工科大学の建設工事で出現した安田層の露頭で多数の火山灰層を確認して命名した。そのうち藤橋40と名付けた火山灰は、安田層の下部海成層の泥炭層の直下に産出する。

東京電力の現地調査は、1996論文作成時と2012年の安田層調査時の2回のみであることが、2017年8月の地域の会で明らかになった。

1996論文は岸清・宮脇理一郎・宮脇明子（1996）：新潟県柏崎平野における上部更新統の層序と古環境の復元。第四紀研究Vol35.NO.1,PP1-16であり、2012年の安田層調査は2013年4月18日の安田層調査報告である。

規制委の適合審査では、2013年9月の適合審査申請後に実施したボーリングや地下探査の解釈のみで現地の露頭調査ではない。

1996年の第四紀研究に投稿された、論文では、露頭で観察される安田層の大半は、安田層下部層と安田層上部層である。

論文では、図-2 柏崎平野およびその周辺における段丘分布図、

図-3 柏崎平野南部における露頭柱状対比（I-I'）では、藤橋の工科大地点は露頭番号5である。

図-3の露頭番号5の柱状図は、標高22~27mが安田層上部層、7m~22mは安田層下部層となっている。

露頭番号5は藤橋の工科大入口であり、地表部は安田層である。

この露頭から、藤橋40＝刈羽テフラ（y1）が確認されたことは、安田層の下部層に存在する火山灰であることを示す。

中子軽石（NG）は大湊砂層の最上部から産する。大湊砂層の下部に変更した東電見解は誤りである。

火山灰の産出位置と年代は、地層の堆積年代を決める重要な事実で有り、曖昧にすべきでない。

東電の非科学的主張を追認する規制委は無責任であり、再検討が必要である。

開放基盤型の基準地震動と地表のゆれの評価の誤り

関係箇所

Ⅲ－1 地震による損傷の防止（第4条関係）

意見

開放基盤の揺れが地表で減衰するとの考えは誤りである

理由

東京電力は開放基盤の揺れを荒浜側で2300ガル、大湊側で1209ガルとし、規制委はこの主張を認めた。開放基盤の揺れは地表で減衰し、地表では1000ガルとなるとした。この考えは誤りである。

1. 免震重要棟問題で発覚したこと

東京電力は、免震重要棟の基礎地盤に7ケースの基準地震動を入力した結果、5つのケースで許容変位75cmを満足するが2つのケースは許容変位を超えると評価した。

その後、開放基盤に7つの基準地震動を入力し検討すると全ケースで許容変位を超えると評価した。基礎地盤に入力するより開放基盤から解析するといずれも大きな変位となると評価している。

この事実は揺れが減衰するのではなく増幅することを示している。

2. 地震の観測結果で判明したこと

実際の地震で、地下深部の地震計と床面の地震計の揺れの相違を問うた結果、必ずしも床面の揺れが地下深部より小さいとは限らないことが明らかになった。（地域の会2017.9）

3. 地下より地表が揺れるのが一般的である。

一般に地下の揺れが小さく、地表の揺れは大きいといわれている。

高レベル廃棄物の地下埋設計画でもこうした説明がなされている。

地下より地表が揺れないとするのは、柏崎刈羽原発だけであり、非科学的である。

4. 以上の理由により、開放基盤より地表は揺れるとすべきで、再審査が必要である。

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」及び「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

住所 :

氏名 :

連絡先

fax :

e-mail :

意見

「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果（案）」について  
東電に適格性はない。  
なぜならフクシマは終わっていない。  
福島第一原発事故の収束作業が全くうまく行っていないばかりか、  
東電による多くのトラブルと隠蔽とごまかしが続いている。

東電は

福島の事故(原発)の収束の目途もたつてなくて、7年も過ぎても、  
福島の人を放置したまま。その上自主避難者の住宅をうばったり、嫌がらせをして追いや  
り、  
ミドリ状態の改善も何もほいで、  
同経営者様が、再稼働を申請するなど、許されたいことではないか(もつてのほかい)  
放射能のゴミの処理(福島から出た核物質はかりでなく、<sup>源</sup>発の稼働でたまる核燃ゴミ)  
はどうするのですか? 世界でも原子力は、リスクが高すぎるし、新エネルギーをモサクしている。  
しかも、この状態のまま進むなら、あまりに無能すぎるね。

一ツ申しあげると、首都を東京から福島に移転して、~~下~~下さい。先ず、それ位から始めてみては?

空いたカスカセキ一帯に避難者の住宅にあてられるので、5000戸くらいですかね。

(締切) 11月3日(金)まで

(意見送付先)

住所 : 〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 宛て

FAX : 03-5114-2178

(問合せ先) 原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門 担当 : 川崎、村上

電話 : 03-3581-3352 (代表) 03-5114-2111 (直通)

意見／理由：記入欄

・申請者には適格性は、全く欠けていること、それ存の規制委員会は、東京電力の10分を追認しているのはおかしいです。

・免震重要棟がなのまま了承することのおかしさや否定できません。福島第一原発の事故から全く学んでいないことのおかしさは、規制委員会こそが一番わかっているはずですよ。

・1～4号機側の防潮堤に液状化の危険があり、最悪の場合水没のおそれがあるのに、対策が取られていません。これも福島の事故から何も学んでいないことに理解に苦しみます。

・規制委員会も東京電力も二言目には「最大限の安全」ということを口にしませんが、それは口だけだと、この怒りを感じます。原発周辺の信託に対する責任の重さは、他の殆ど全てのことよりも大きいです。このことは、福島の事故で思い知らされたことだと思っております。「次に起きるかもしれない事故」の危険を野放しにすることの恐ろしさを、正面から考えて下さい。

## 意見

規制委員会の田中前委員長はこの規制基準合格の判断は安全を保障するものでないと述べた。一方、この規制基準合格をもって、日本政府は安全性は確保されたと解釈し、再稼働へステップを進めていくであろう。規制委員会の審査委員の皆さんの意図に関わらず、皆さんの決定が、原発再稼働へのゴーサインとなる事は間違いない。

しかし、福島事故の現実を目の当たりにした今、皆さんのこの決定が柏崎刈羽住民のみならず、日本国民全体を危険にさらすことになる可能性がある事は、賢明な皆さんは当然理解されている事であろう。

もしも再び大きな事故が起きた時、意図しなかったという弁明は通用しない。一人の人間として、規制委員会としてどう判断するのか？ 今からでも遅くはない。もう一度胸に手を当て、福島事故のあの時の記憶をよみがえらせ、日本と日本人の未来にとっての正しい判断を下して頂きたいと思う。

(意見) 1 世界一の出力を持つ柏崎刈羽原発はとても軟弱な地盤の上に立っているため地震や液状化現象や津波で福島原発以上の壊滅的な被害の可能性があると思います。

(理由) 柏崎刈羽原発は異常に厚い新生代の地層の上に立っています。7号機<sup>6号機</sup>の重要建造物の真下には12本の活断層があります。過去100年間に、新潟県、長野県北部の地域で被害地震が12回位起きています。平均すると8～9年に1回位の頻度で起きています。今世紀にはいつから4回位起きています。中越沖地震で基準地震動は2300ガルと立証されました。また、敷地内には福島原発の数倍の膨大な地下水が流入しています。建屋地下に流入すると、建屋を浮かせる可能性があります。原発事故で地下水が汚染されると日本海は壊滅的な打撃を受けると考えられます。膨大な地下水について審査の対象からはずされているのはおかしいと思います。また、地震によって地盤が液状化する可能

性があります。中越沖地震で液状化現象をテレビで見  
ました。柏崎刈羽原発敷地内外の23本の活断層は消  
すことができません。膨大な地下水も液状化現象も防  
ぐことは不可能です。軟弱地盤の上に立っている柏崎  
刈羽原発はとても危険と思う理由です。

## 意見／理由

### 「申請者の適格性についての確認結果（案）についての意見」

#### 〔はじめに〕

貴規制委員会は、東京電力が福島第1原発事故を起した事業者として、原子力発電事業を行う適格性正があるか否かについて、確認を行ったことは多とするが、確認(案)に記載された事項だけで、東京電力が適格性があると判断することはできないと考え、以下にその理由をのべる。

#### 〔適格性の確認結果（案）に対する意見／理由〕

1) 貴委員会が東電の適格性の確認において7項目の基本的考え方を示し、これについて東電の回答及び意見聴取を行い、これを社内規則に規定したことにより、将来に亘って適格性ありと判断したとしている。

7項目の第1項目には、福島第1原発の廃炉にとりくむこと及び風評被害への取り組み、並びに核汚染物の処理等に主体的に取り組むことを確認した、としているが、柏崎刈羽原発の再稼働に当たっては、新潟県が強く求めているように、福島第1原発の事故原因の究明がまず何よりも大切である。事故原因については、政府事故調査委員会や国会事故調査委員会等が調査報告書を提出し、引き続き国会等でも原因解明を進めて、教訓を今後活かすよう求めていたが、その後これは進まず、吉田調書の新聞報道などに関連して議論されたが、全ての調書が公開された訳でもなく、東電は未だ関係調書や事故関連資料の全面公開を行っていない。

東電には今までに、トラブルを隠蔽する体質があり、度々指摘されてきたところである。この体質は簡単には解消するもとは思えず、貴委員会の確認があったとしても、保証されたとは言えない。

福島第1原発事故については、検察審査会での2度の審判を受けて、現在東電の責任を問う刑事裁判が進行中である。従ってこの裁判において、東電は全ての事故関連資料を全面的に開示すべきであるとともに、真摯に事故原因の解明に取り組むべきである。その上で、この裁判の判決を待って、東電の事故責任（刑事的、道義的）が明らかにされた上で、東電の原発事業者としての適格性を判断しても遅くはないと考える。

2) 7項目の⑤において、貴委員会は、規制基準の遵守は最低限の要求であるとして、事業者自らが安全対策に取り組むことを求めている。福島第1原発事故の際 現地対策本部では危機管理において、事故時運転操作手順書（事象ベース手順書、兆候ベース手順書、シビアアクシデント手順書）の遵守がなされず、アドリブで対応したため、事故の過酷化を招いたのではな

いかとの指摘がある。この点は重要な問題なので、十分解明されるべきである。新潟県当局も柏崎刈羽原発の再稼働には、福島原発事故原因の解明を強く求めている。この意味でも福島原発事故において、現場の事故対応者が法令を遵守して適切な対応をしたのか、法令遵守違反がなかったのかを、事実在即して解明されるべきであり、これから教訓を学ぶ必要がある。

その上で、現場には原発の構造、システム全体に対する理解と対応力をもった人材を各部署に配置し、不断の研修と訓練を行うことが肝要である。原発事故対応は実験をして経験を積むことはできない。年功序列で人事異動をするようでは、安全は確保できないと考える。

3) 『3. 東電の安全文化や技術的能力に関する見解』 において、貴委員会は、“事故に対する東電の責任が極めて大きなものであることは言うまでもないが、技術的能力において東電だけが劣るところがあったと判断するのは適切ではない。福島第1原発事故は、東電の技術的能力が欠けていたが故に起きたと捉えるべきではなく……”と述べ、組織、人間の問題としている。その面は否定しないが、福島原発事故の対応を見ると、東電の技術的能力（技術者の能力と経験、人材配置、組織運用等も含め）が十分であったとは言い難い。またこの問題は他と比べて劣っていないとして、相対化して済ますことができる問題ではない。現場の技術的能力、危機管理能力は絶対的に必要な要件である。組織、人間の問題とともに、万全を期すべき問題である。

4) 『④東京電力の取組みの実効性の確保について』において、「原子力利用における安全確保の一義的責任は事業者にあるが……」と記載されているが、福島第1原発事故の際、3,4号機が爆発したとき、従業員の大半（管理職含め）は福島第2原発へ避難し、現場には約60名の英雄が残っていたと伝えられている。

原発の重大事故の際、米国や旧ソ連等では軍隊や決死隊等の対応組織があり、また米国にはCBIRFなる組織があり、常時原発事故等に備えていると伝えられている。

我が国では、事業者に一義的責任があるとされているが、最後まで死を賭して対応することまで義務付けられているのか？ 原発現場の一般職員は危機的状況の際、退避することが許されていないのか？ 事業者は撤退することは許されないのか？

福島第1原発事故では、東日本の大半が深刻な被害を受ける危険性があったと伝えられ、極めて深刻な事態であった。当時の総理大臣は東電本部の現場撤退申し出を拒否し、現場対応を厳しく求めたと伝えられている。

一方で、総理は自衛隊への出動を要請し、地上放水や空中からの水の投下を行っ

た。

自衛隊は総理の命令により出動するが、自衛隊には何処まで原発事故対応能力があるのか、また対応責任があるのか？ 自衛隊は原発の On Site 活動はせず、Off Site 活動が主任務であると聞くが、過酷事故への対応において、国と事業者との関係、及び自衛隊と事業者の役割分担はどのようになるのか、規制委員会は何処まで責任を持つのか、また国はどんな責任をもつのか？このことが法的に明確に規定されているのか？ 明らかにして頂きたい。

福島第1原発のような過酷事故の際、憲法に保証された国民の生命や財産を保全する責任は誰が負うのか？ 避難の保証と責任は誰が負うのか。例え避難できたとしても、避難だけで済む問題ではない。事業者が責任を負いきれるのか。

このことも含めて、東電に適格性があると言い切れるのか疑問である。

これらのことが国民に十分説明され、理解と同意を得ることなくして、経済的理由で原発を稼働してはならないと考える。多数決で地元の同意をえただけで良いというものではない。

以上

## 意見

- 1、平成29年8月21日審査ヒアリングに提出された「地質資料1-3」はじめ、地質関係審査資料には、断層の活動性(活断層が否か?)を左右する地層の年代評価にかかわる火山灰「中子軽石、NG)をめぐり、資料(データ)の改ざんがある
- 2、まず、ヒアリング資料1-3を精査し直し、資料の改ざんを確認する必要がある。
- 3、これは、先の「免震重要棟の耐震不足問題」で露呈した東電の安全文化の欠如が何ら改善されていないことを表わす証拠であり、東電は「確認結果(案)」前文にある「申請者の運転に必要な安全文化その他の適格性」を根本的に逸脱している。
- 4、データ改ざんにもとづく資料は虚偽資料であるが、虚偽資料をもとに行なった適合審査は、審査に値せず、その結果も無効である。
- 5、規制委員会の適合性審査に対し、不正行為をくりかえす東電には、審査を受ける資格はない。  
審査の結果は「不適格・不合格」とすべきである。
- 6、以下の「理由」において、資料における改ざんの事実をくわく説明するのぞ、十分に精査願いたい。

## 理由

1. 岸宮脇論文「新潟県柏崎平野における上部更新統の層序と古環境の復元」(1996年) (添付 $8/22 \sim 23/22$ )は東京電力が柏崎刈羽原発敷地の地質問題解析の論拠とする基軸であり、地質に関する審査資料の各所に引用されている。この論文は柏崎刈羽地域の5ヶ所の露頭(論文4頁・図2-a、5頁・図2-b)を調査し、それぞれの調査地点番号と論文にまとめられた露頭柱状番号(論文7頁・図3・図4、8頁・図5・図6、9頁・図7、10頁・図8)は、全て整合し一致している。しかし、この論文には次のような重大な誤りがある。すなわち、論文6頁に示す表「柏崎平野およびその周辺における中上部更新統のテフラの諸特徴」では、表中に、先の調査「地点名」とそこで採取した「試料番号」が一致しない誤りが5ヶ所もある。これは、論文作成上のミスと考えられるが、誤っている「試料番号」を論文の記述とそれぞれの柱状図上の表記に照らして訂正すれば、全てきれいに整合し、誤りは解消される。

訂正は次のとおり行なえば”全ての不整合は解消する。

### ○大仏倉吉軽石層の欄で

a、柏崎市松波(地点番号は52)

(誤り) 試料番号51 を (正) 52 に訂正

b、柏崎市長崎(地点番号は53)

(誤り) 試料番号52 を (正) 53 に訂正

c、柏崎市東の輪町(地点番号は56)

(誤り) 試料番号55 を (正) 56 に訂正

### ○中子軽石層の欄で

d、柏崎市長崎(地点番号は54)

(誤り) 試料番号53 を (正) 54 に訂正

e. 柏崎市東の輪町 (地点番号は 55)

(誤り) 試料番号 54 を (正) 55 に訂正

(注、柏崎市長崎は調査露頭が 53、54 の 2ヶ所、柏崎市東の輪町は調査露頭が 55、56、57 の 3ヶ所にある)。

2. ところで東電は第 201 回審査会 (2015 年 2 月 27 日) で、この論文の誤りを修正した資料 (資料 1-5) を提出したが、この修正には決定的な誤りがある。資料 1-5 の 8 頁に岸・宮脇論文の「表 3・テフラの諸特徴」の一覧表をあげ、表中の誤り 5ヶ所のうち 2ヶ所だけ修正し、3ヶ所は誤りのままで、修正していない。

東電の修正は次のとおりである。

○ 大山倉吉軽石層の欄で

c. 柏崎市東の輪町 (地点番号は 56)

(誤り) 試料番号 53 を (正) 56 に修正

○ 中子軽石層の欄で

e. 柏崎市東の輪町 (地点番号は 55)

(誤り) 試料番号 54 を (正) 55 に修正

次の 3 地点では誤りを修正していない。

a. 柏崎市松波 試料番号 51 のまま } 大山倉吉欄  
b. 柏崎市長崎 試料番号 52 のまま }  
d. 柏崎市長崎 試料番号 53 のまま — 中子軽石層

さらに、中子軽石層の「柏崎市長崎、試料番号 53」に関しては、岸・宮脇論文の柱状図 (論文 10 頁、図 8) をあげ「※ 2: 岸ほか (1996) では、53、54 の柱状が逆になっているが、現地の標高、著者への聞き取り、今回実施した火山灰の分析結果から、本図のとおり修正した。」と注釈して、露頭・長崎 53 と露頭・長崎 54 の柱状の差換えで修正したとしている。

しかし、論文11頁では「大湊砂層と番神砂層との境界、すなわち永成層-風成層境界付近には、刈羽村十日市(図2, Loc. 58), 柏崎市長崎(図2, Loc. 54), 同市鯨波(図2, Loc. 58)等において、中子軽石層(NG:早津新井, 1981)に同定される軽石層が挟在していることが確認された(図7, 図8, 表3)」と明確に記述されており、この長崎53と長崎54の「柱状の差換え」は論文の論旨に決定的に反することになる。  
(東電は※2の注釈で現地の標高にふれているが、<sup>また</sup>現地の露頭は論文の柱状の表記のとおり)

・調査地点 b、長崎53は 標高30m、露頭高約10m

d、長崎54は 標高25m、露頭高約5m

であり、「柱状の差換え」をすると、現地の実状とも一致しなくなる。

3、東電は2017年8月21日の審査ヒアリングで「地質のまとめ資料(資料1-3)」を提出し、地質に関する最終審査資料としているが、この資料にも矛盾と誤りがある。「まとめ資料」(資料1-3)の28頁に岸宮脇論文の「表3、テフラの諸特徴」、27頁に柱状図(第201回審査会資料1-5、8頁で修正した図)がある。仮に、第201回審査会資料1-5、8頁における長崎53と長崎54での「柱状の差換え」が修正として「正しい」とされるならば、まとめ資料1-3、28頁の「表3」の大山倉吉軽石層欄にある柏崎市松浜「51」と柏崎市長崎「52」は、同27頁にある柱状図のどれに当るのか? 柱状番号に一致しない。この柱状図では東電の長崎53と長崎54の「柱状の差換え」により、長崎54は大山倉吉軽石層が表記されているが、この長崎「54」は「表3」の大山倉吉軽石層欄にある長崎「52」とも一致しない。

以上、2、及び3、で指摘した矛盾は、1、で指摘した岸宮脇論

文の「表3. テフラの諸特徴」に見られる誤りを、論旨を無視して、長崎53  
長崎54の「柱状の差換え」で処理した東電の修正（第201回審査会資  
料1-5, 8頁）が間違いであることを示している。東電が地層の年代評価  
の示標テフラとする中子軽石層（NG）の採取露頭を論文の論旨に反して差  
換えたのは、データの改ざんである。

4. この第201回審査会資料1-5での「柱状の差換え」修正はそれに起因  
する事象の資料全体への見直しと補正がなく、その後の資料でもい  
たるところに多くの矛盾が生じている。

東電は適合審査申請後、第72回審査会（2014年1月24日）に提出した  
地質に関する最初の資料1-1において、12頁の「発電所周辺の中部  
～上部更新統の分布と堆積時期」の図中に、柱状「54」にNG（中  
子軽石）を明記している。この図の柱状図は、岸・宮脇論文・10頁の  
図8にある「長崎54」であり、その標高は25m、露頭高は約  
5mを表現し、論文の論旨を忠実に表記したものである。ところが、  
第201回審査会での「柱状の差換え」修正後は、第243回審査会  
資料2-1の44頁で「Loc. 1（五日市地点：岸ほか（1996）による  
露頭番号46）及びLoc. 2（長崎地点：岸ほか（1996）による露頭  
番号53）に中子軽石層が確認された。…（以下省略）…」と説明  
するが、同じ頁にある火山灰試料採取地点位置図の模式地点  
Loc. 1は五日市46を指すが、Loc. 2は東電の説明にある長崎53  
ではなく、「長崎54」の位置を指して、同じ頁の中で矛盾を露呈する。  
さらに、同資料2-1の42頁と第276回審査会資料2の77頁及び第  
404回審査会資料4-2-3の66頁にある、長崎地点調査位置図では  
NGの模式地点、Loc. 2の矢印は等しく「長崎54」の位置を指し、地  
質断面図でも「Loc. 2・NG」が長崎54と位置が重なるNs-9

の所に表記されている。仮に東電の説明による「Loc.2は長崎53」であるならば、これら一連の調査位置図で Loc.2は「長崎53」の位置を指さなければならず、地質断面図でも Ns-1の付近に「Loc.2・NG」を表記しなければならぬ。

(注、厳密に見れば、上記地質断面図上のNs-1の位置から南に約500mの位置に長崎53の露頭がある)

この矛盾を指摘された東電は、まとめ資料1-3の66頁において、調査位置図で長崎54を指していた「Loc.2」の矢印を消し、地質断面図でも Ns-9に表記した「Loc.2・NG」を消したうえで「ボーリング」柱状図Ns-9の隣に、露頭柱状図Loc.2で中子軽石NGを確認した情報を投影して示してありますが、先にご回答したとおり、その露頭の位置を誤っており、その投影した位置も誤りでした」と回答している。(2017年9月6日、柏崎刈羽原発の透明性を確保する地域の会、第171回定例会) ここで言う「露頭の位置の誤り」とは、露頭53と54の位置のことであるが、論文では「長崎54に中子軽石・NGを確認」と明記しており、「その情報を投影した」結果、Ns-9に「Loc.2・NG」が映し出されたのであり、論文の論旨を正しく映しているのである。

その上、まとめ資料1-3の2頁、右下の長崎地点周辺の地質断面図では、依然としてボーリングNs-9に「Loc.2・NG」が表記されている。

これらの多くの矛盾が示すように、東電の審査資料類は、現地の実状を無視し、論拠とする岸、宮脇論文の論旨をも改ざんしたものであり、地質学の知見による立証の無い、論理性を欠いた荷上の作文にすぎないものである。

## 新潟県柏崎平野における上部更新統の層序と古環境の復元

岸 清\*1・宮脇 理一郎\*2・宮脇 明子\*2

柏崎平野に分布する中部更新統最上部～上部更新統は、青海川層、安田層、大湊砂層および番神砂層からなる。

安田層は下部・上部の2部層に区分され、両部層ともに、外海から閉鎖された内湾において、淡水～汽水環境下で堆積した海進に伴う谷埋め性の地層である。安田層上部層が形成する安田面は、南関東の下末吉面に対比される。

本稿において新称した大湊砂層は、安田層下部層を整合に覆う水成の海浜～浅海堆積物である。大湊砂層とそれを整合に覆う風成の番神砂層との境界付近に、中子整石層(約150ka～130ka)が挟在することが確認された。このことから、大湊砂層上面は、安田面と一連の下末吉期における離水面に相当し、大湊砂層と安田層上部層とは同時異相と判断できる。すなわち、下末吉海進期において、柏崎平野の前面に砂州が形成され、大湊砂層は砂州の構成層、安田層上部層はその背後の内湾に堆積した地層であり、バリアーシステムの存在が示唆される。

砂州はその後の海退期のはじめにも存在し、背後の内湾ではおおむね内湾底が干上がるように安田面が離水した。また、大湊砂層および安田層離水後、下末吉期、小原台期、その後のそれぞれの海退期に、砂丘堆積物である番神砂層が堆積し、古砂丘は約5万年前にはほぼ固定したものと考えられる。

キーワード：後期更新世、柏崎平野、テフラ、バリアーシステム、古砂丘



### I. はじめに

柏崎平野は、日本海沿岸のほぼ中央部に位置し、北側は寺泊・西山丘陵に、東側は中央丘陵に、南側は米山山塊に囲まれている。およそ南北15km、東西4～7kmの平野で、海岸線に沿って荒浜砂丘が発達している(図1)。

柏崎平野およびその周辺地域における中部更新統最上部～上部更新統については、米山研究グループ(1964)、柏崎平野団体研究グループ(1965)による層序に関する研究が行われている。これらの研究によれば、当地域における中部更新統最上部～上部更新統は、下位より青海川層、安田層、番神砂層および雪成砂層からなるとされており、それらの層相、分布等が明らかにされている。しかしながら、これらの研究においては、各地層の堆積年代、対比について結論が得られておらず、その後現在に至るまで、当地域における中部～上部更新統に関するまとまった報告はない。このため、柏崎平野およびその周辺地域における中部更新統最上部～上部更新統の層序については、現在でも上記の層序区分がそのまま踏襲さ

れており、特にその編年が未解決のままとなっている。

著者らは、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所(以下、本文・図表では発電所という)の建設に係わる地質調査の一環として、柏崎平野およびその周辺地域における中部更新統最上部～上部更新統について、空中写真を用いた地形分類、テフラに基づく段丘面の対比、段丘面と面を構成する堆積物との関係などについて検討を行っており、いくつかの新知見を得ている。

本稿では、おもに後期更新世における堆積環境を解明する上で、特に重要な中部更新統最上部～上部更新統の安田層および番神砂層の層序・堆積年代・古環境等の諸問題について検討を行う。

### II. 層序の概要・段丘区分

柏崎平野を取り巻く寺泊・西山丘陵と中央丘陵には新第三系～下部更新統の堆積岩類が、米山山塊には米山火山岩類が分布している。著者らが行った調査結果を総括し、柏崎平野およびその周辺における地質層序を表1に示す。

本稿における新第三系～下部更新統の地層区分は、岩

1994年12月28日受付、1995年12月16日受理。

\*1 東京電力(株) 〒100 千代田区内幸町1-1-3。

\*2 (株)アイ・エヌ・エー 〒112 文京区関口1-44-10。

表1 柏崎平野およびその周辺の地質層序

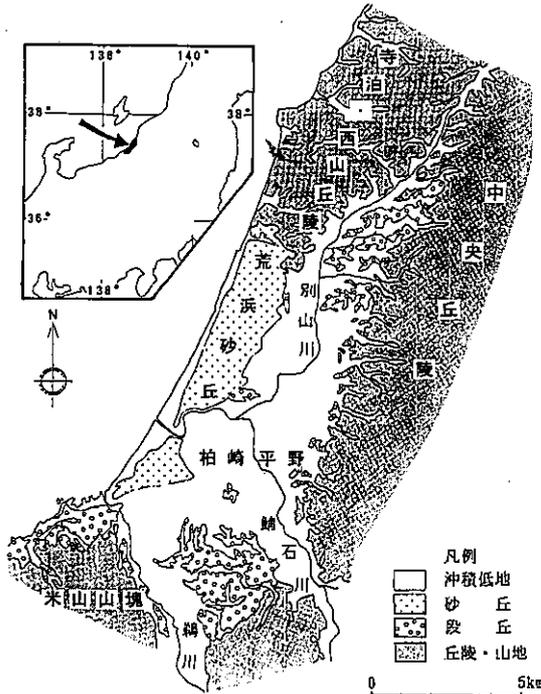


図1 柏崎平野およびその周辺における地形の概要

相層序区分である新潟標準層序(宮下ほか, 1972; 新潟県, 1977)を用いる(表1)。柏崎平野およびその周囲を取り巻く丘陵・山塊の縁辺部には、標準層序のうち、灰爪層以下の地層が分布し、これらの地層が中部更新統最上部~上部更新統の基盤をなしている。中部更新統最上部~上部更新統の基盤をなす地層としては、上記の標準層序のほかに、大坪層がある。大坪層の層序的位置については、従来、明確な見解は示されていなかったが、最近その年代は前期更新世の末期と推定されている(岸・宮脇, 1996)。

当地域の中部更新統最上部~上部更新統は、米山研究グループ(1964)、柏崎平野団体研究グループ(1965)により、青海川面を構成する青海川層、安田面を構成する安田層、おもに古砂丘堆積物である番神砂層、雪成砂層に区分されている(表2)。青海川層と安田層はおもに平野縁辺部、米山山塊の海岸部に、番神砂層および雪成砂層は荒浜砂丘、米山山塊の海岸部に分布している。また、荒浜砂丘には番神砂層を覆って新砂丘を形成する新期砂層が、平野内には広く沖積層が分布している。

本研究においては、段丘面を形成する中部更新統最上

時代	*1 777	層序区分	
		[寺泊・西山丘陵]	[中央丘陵南部]
第 四 紀	完新世	新期砂層・沖積層	
		DKP	
	後期	Ktp	番神砂層
		NG	大湊砂層
	中期		安田層
			青海川層
	前期	Pk	
			大坪層
	世	Zr	
		Iz	灰爪層
新 鮮 第 三 紀	Fup	福川不整合*2	
	Az		
	Mm II	言井不整合*2	
	Zn	西山層 (下部は浜志層)	
紀		椎谷層	
	中新世	寺泊層	

\*1 テフラの名称は表3および岸・宮脇(1996)参照。

\*2 不整合の名称は岸・宮脇(1996)参照。

\*3 米山火山岩類。同火山岩類は米山海岸に広く分布するほか、柏崎市南部の南下付近で西山層中に挟みこまれる。

部~上部更新統について、おもに縮尺1/20,000の空中写真を用いて段丘面区分を行うとともに、野外における堆積物の調査を行った。

空中写真判読の結果、柏崎平野およびその周辺に分布する段丘面は、段丘面の標高、分布形態、連続性、面の開析程度等により、高位からH面、MI+面、MI面、MII面に区分される(図2)。段丘面の名称については、米山研究グループ(1964)、柏崎平野団体研究グループ(1965)により、青海川層が構成する段丘面は青海川面、安田層が構成する段丘面は安田面とそれぞれ呼称されているが、段丘面の地形的な検討は十分には行われていない。このため、本研究においては、地形的に認定される段丘面とそれを構成する堆積物との関係を明らかにすると観念から、高位のH面と中位のM面とに二

表2 柏崎平野およびその周辺における中・上部更新統の対比

柏崎平野研究グループ(1965)*1		本研究		
米山海岸	柏崎平野	海岸部	平野内部	777 南関東との対比
	雪成砂層			DKP Ktp
番神砂層	番神砂層 上部	番神砂層	MII面*2	小原台面
岩野面	安田面		安田面(MI, MI+面)	下末吉面
岩野層	安田層 上部	大湊砂層*3	安田層上部層	NG
	安田層 下部		安田層下部層	
青海川面	青海川面		H面	多摩面
青海川層			青海川層	

- \*1 同グループは、岩野層および安田層を南関東の下末吉層に対比しているが、明確な根拠は示されていない。
- \*2 層厚が数m程度の堆積者が認められる。また、MII面は柏崎平野団体研究グループ(1965)では安田面に一括されている。
- \*3 大湊砂層は柏崎平野団体研究グループ(1965)の番神砂層の一部に相当する。

大別し、M面についてはさらに上記のように細分し、それぞれ呼称することとした。本研究による段丘面区分と米山研究グループ(1964)、柏崎平野団体研究グループ(1965)による区分との対比は表2に示すとおりである。H面が柏崎平野団体研究グループ(1965)等による青海川面に、MI+面、MI面およびMII面が同グループの安田面にほぼ相当する。

また本稿では、柏崎平野団体研究グループ(1965)による番神砂層を大湊砂層と番神砂層に区分した(表2)。以下に、各層の層相、段丘面との関係、対比等について述べる。また、地層対比に用いたテフラの諸特徴を表3にまとめた。なお、本文中の地名については図2を参照されたい。

### III. H面堆積物(青海川層)

H面は、柏崎平野およびその周辺における最高位の段丘面であり、段丘面は開析が著しく、わずかに平坦面を残す程度の尾根状を呈する。

柏崎市の鯨波海岸に分布するH面は、米山研究グループ(1964)の青海川面に相当し、標高は60~80m程度で、H面堆積物である青海川層はおもに礫層と淘汰の良い砂層からなる。

柏崎平野団体研究グループ(1965)は、柏崎平野内には青海川層に相当する堆積物はまったく分布していないが、平野南端部と東縁部には比高や開析状況等が青海川面に非常に良く似た平坦面が認められることから、同面は侵食面であるとしている。

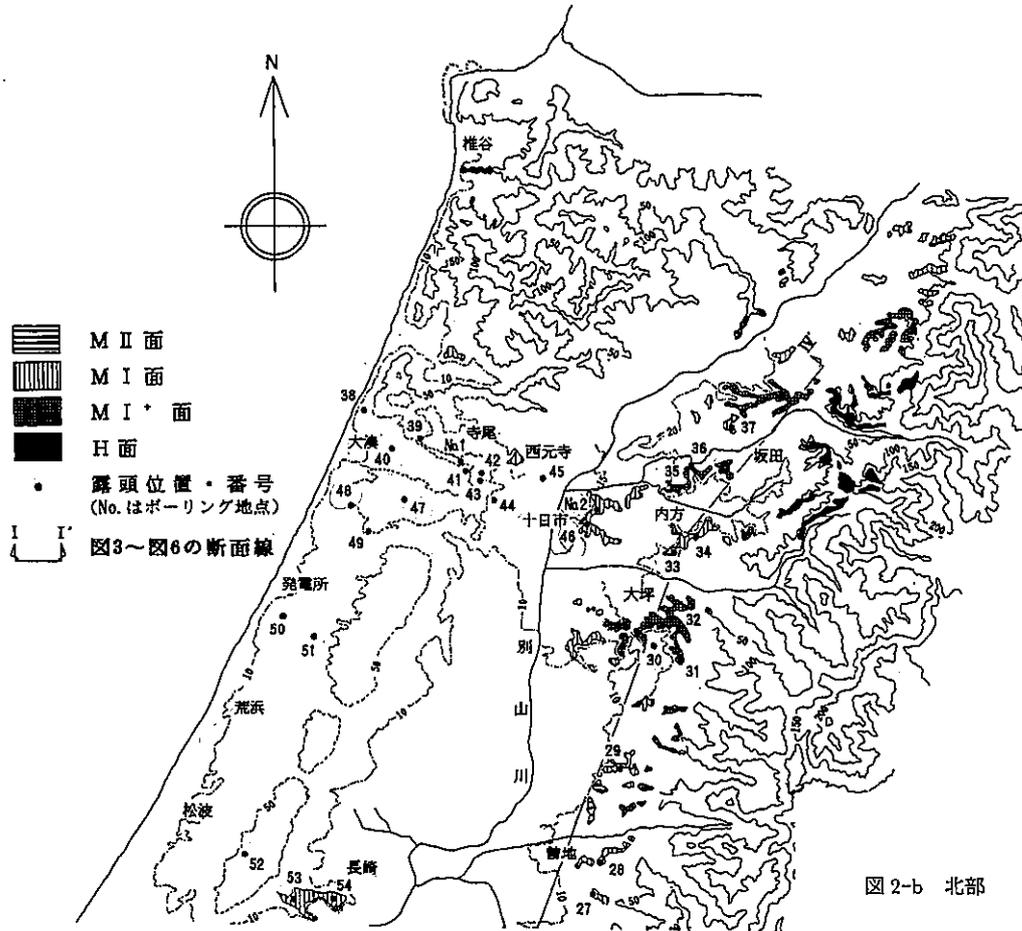
空中写真判読によると、平野南端部の柏崎市上軽井川付近、南下付近、平井付近、平野北部の中央丘陵西縁の西山町坂田付近、また柏崎市椎谷付近において、標高50~80m程度に平坦面が認められる。これらの面は、面の高度、面の開析程度等が鯨波海岸の青海川面と類似しており、H面と認定される。坂田付近ではH面堆積物は確認できないものの、北部海岸の椎谷付近、南端部の上軽井川・平井付近では、おもにシルト層からなる層厚数m~10数mの堆積物が分布している。この堆積物はH面との斜交関係が認められず、H面構成層と考えられること、鯨波海岸の青海川層とは層相が異なるものの、青海川層の海岸部と内陸部での層相変化を考慮して、青海川層に対比した。

H面(青海川面)については、その形成時期を推定できる示標テフラ等は確認されていない。しかし、後述のMI面(安田面)が南関東の下末吉面に対比されることなどから、H面は、南関東の多摩面のうち、町田(1976)によるより新しいT-a面ないしT-b面に対比されるものと考えられる。

### IV. MI+面・MI面・MII面堆積物(安田層)

安田層は、柏崎平野団体研究グループ(1965)により柏崎平野における後期洪積世の段丘堆積物と定義され、同層が形成する段丘面は安田面とされている。しかし、安田面と一括されている段丘面は、空中写真判読によると、面の高度、分布形態などから、高位よりMI+面、MI面、MII面の3面に細分される(図2)。これらの





に係わる堆積環境の変化に対応したものであり、ほぼ同時面を表すものと考えられる。

安田層の下限は、平野中央部では一般に沖積層下に没するため、不明である。平野縁辺部の曾地付近以北、平野南部の柏崎市藤橋(図2, Loc. 3)付近においては安田層下部層が欠如している。安田層上部層は、曾地付近以北では大坪層あるいは灰爪層を、藤橋付近では青海川層と先青海川層を、それぞれ直接不整合に覆っている(図3, 図6)。

以上のことから、安田層下部層は海進に伴う谷埋め性の堆積物である。そのうち下半部堆積期は淡水の環境であったが、上半部堆積期には海面が上昇したため、海水が侵入し、汽水性の環境に変化したものと考えられる。また、安田層上部層は海進のピーク時に湾内を埋めて堆積した地層と推定される。

柏崎平野南部の柏崎市城之組(図2, Loc. 18)、上軽井川(図2, Loc. 19)付近、平野北部の曾地付近以北には、MI面より若干高いMI+面が分布している(図2)。

MI+面は、丘陵と平野との境界付近の平野縁辺部に分布する。MI面がほぼ水平に近い比較的平滑な平坦面であるのに対し、MI+面は丘陵側から平野側に向かって緩く傾斜するやや起伏のある扇状地性の平坦面である。MI+面は、傾斜変換部を境にMI面に漸移するか、一部では数mの崖によってMI面と接する。このMI+面の分布は、鱗石川の平野への出口付近、別山川支流の中央丘陵から平野への出口付近に認められ、現在も沖積扇状地の発達が認められる所に一致する。また、図4に示すように、MI+面を形成する安田層上部層は、丘陵側に層厚が急激に増加し、平野中央部の上部層に比べ砂層が厚くなっている。これらのことから、MI+面はMI面形成期とほぼ同時期あるいはそれより若干以前に、丘陵から平野に流入する河川により形成された扇状地あるいは三角州堆積面であると考えられる。以下、MI面とMI+面を合わせて安田面と呼ぶ。

安田面については、その形成時期を推定できる示標テフラ等は確認されていない。しかし、安田面は柏崎平野

表3 柏崎平野およびその周辺における中・上部更新統のテフラの諸特徴

テフラの名称	地点名 [I]	試料 番号	ガラスの形態 [II]	ガラス・鉱物の屈折率 [ ] 内は主範囲			
			重鉱物組成 [III]	火山ガラス(n)	斜方輝石(γ)	普通角閃石(n <sub>2</sub> )	斜方閃石(n <sub>2</sub> )
大山倉吉軽石層 (DKP)	刈羽村寺尾西	39-1	opx>>ho	—	1.702-1.707	1.674-1.684	—
	柏崎市西元寺西	47	opx>>ho	—	1.702-1.707	1.674-1.682	—
	柏崎市松波	51	opx>>ho	—	1.702-1.707 [1.703-1.706]	1.674-1.682	—
	柏崎市長崎	52	opx>>ho	—	1.703-1.707	1.674-1.682	—
	柏崎市東の輪町	5	opx>>ho	—	1.702-1.707 [1.703-1.706]	1.674-1.684	—
潟町軽石層 (Ktp)	発電所敷地内	49	opx>cpx>ho	—	1.708-1.714	—	—
中子軽石層 (NG)	刈羽村十日市	46	ho>cm>opx	—	—	1.674-1.680	1.682-1.687
	柏崎市長崎	53	ho>opx>cm	—	—	1.674-1.680	1.682-1.687
	柏崎市東の輪町	54	ho>cm>opx	—	—	1.675-1.680	1.682-1.689
	柏崎市鯨波	58	ho>cm>opx	—	—	1.675-1.681	1.682-1.687
未記載	刈羽村寺尾西	39-2	sb<str>2bw>>spg<fib> opx>ho>cpx	1.504-1.506	1.707-1.714	1.680-1.690	—
	柏崎市大湊	40	sb<str>2bw>>spg<fib> opx>ho	1.503-1.506	1.707-1.713	1.685±	—
	発電所敷地内	48	sb<str>2bw>>spg<fib> opx>ho	1.503-1.506	1.705-1.714	1.685-1.688	—
阿多島浜火山灰層 (Ata-Th)	発電所敷地内	50	bw>sb>>str>>spg<fib> ho>>opx	1.498-1.500	1.714-1.719	1.671-1.674	—

[I] 試料採取地点は図2, 層準は図7, 図8参照。

[II] 形態の分類は岸・宮脇(1996)参照。bw: バブルウォール型 sb: スモール・バブル型 str: 平行型  
fib: 繊維型 spg: スポンジ型

[III] 鉱物種の記号。opx: 斜方輝石 cpx: 単斜輝石 ho: 普通角閃石 cm: カミングトン閃石  
量比 <: 等量~1.2倍, >: 1.2倍~5倍, >>: 5倍以上

において最も広く分布すること、安田面構成層である安田層は海進期における谷埋め性の堆積物であることなどから、南関東の下末吉面に対比される。なお、橋本・葉葦(1989)は柏崎市鯨波のナウマンゾウ化石産出地点(図2, Loc. 57)における安田層について石英粒子の熱蛍光年代測定を行い、安田層の放射年代値としてほぼ11万年前と報告しており、この値は測定精度を考慮すれば安田層を下末吉面に対比することと矛盾はない。

海岸部に分布する安田層については、シルト~粘土を主とし、腐植層、亜炭層を挟在すること、その最上部では汽水性の貝化石を産出すること、などの層相上の共通性から、また後述の大湊砂層に整合に覆われることから、平野中央部における安田層下部層に対比される。

海岸部の安田層中には、北部の刈羽村寺尾西(図2, Loc. 39); 柏崎市大湊(図2, Loc. 40)等において、その最上部に白色ガラス質細粒火山灰層の薄層が挟在しているが(図7, 図8, 表3)、広域テフラとの対比は不明

である。

なお発電所(図2, Loc. 50)においては、標高-10m付近にも白色ガラス質細粒火山灰層の薄層が挟在している。同火山灰層は阿多島浜火山灰層に同定され(図8, 表3)、その年代は25万~23万年前とされている(町田・新井, 1992)。このことから、柏崎平野下には安田層の下位に、安田層と層相に顕著な差はないものの、青海川層あるいはそれより古い地層が伏在している可能性が高い。

一方、平野中央部の安田面分布域の外縁部には、MI面より5m程度低位に段丘面が認められ、この面はMI面と明瞭な比高を有する段丘崖で接していることから、MII面とした(図2)。柏崎平野団体研究グループ(1965)もこの面(MII面)の存在を認めているものの、その構成層は安田層とまったくかわらないので、安田段丘に一括したとしている。しかし、半田付近(図2, Loc. 11)等において、MII面直下に層厚2~3m程度の

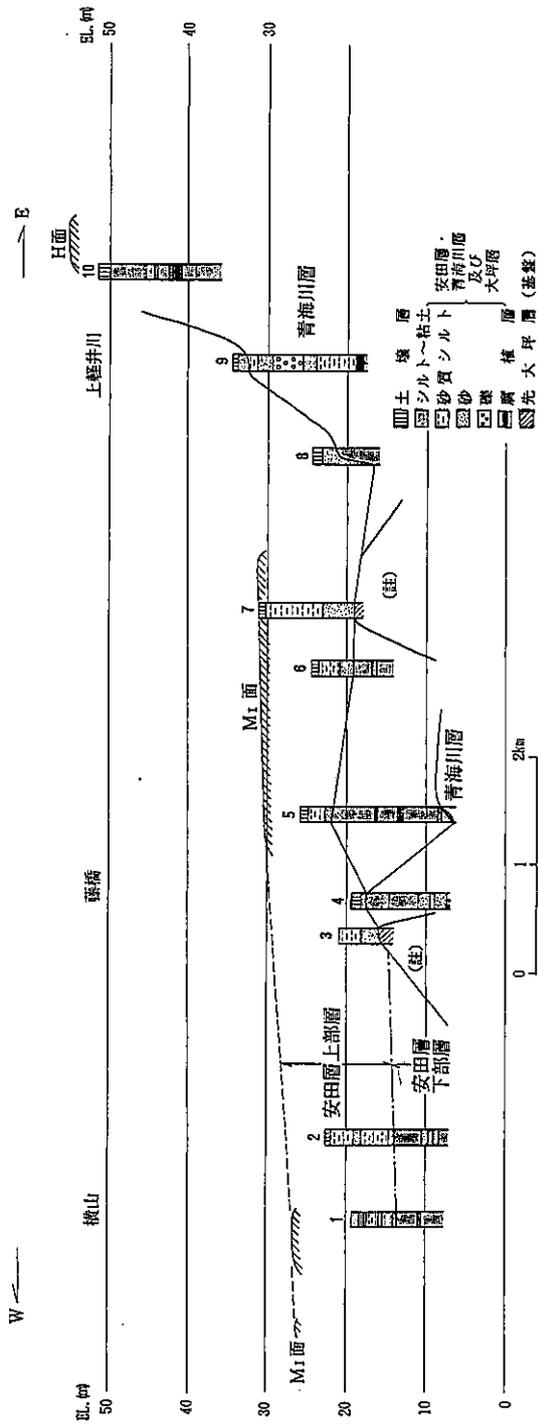


図3 柏崎平野南部における露頭柱状対比 (I-I')

(註) 層相・構造から先青海川層と推定され、灰爪層に対比される可能性がある。  
柱状図の位置・番号は図2参照 (図4~図8も同様)。凡例は図4~図6同様。

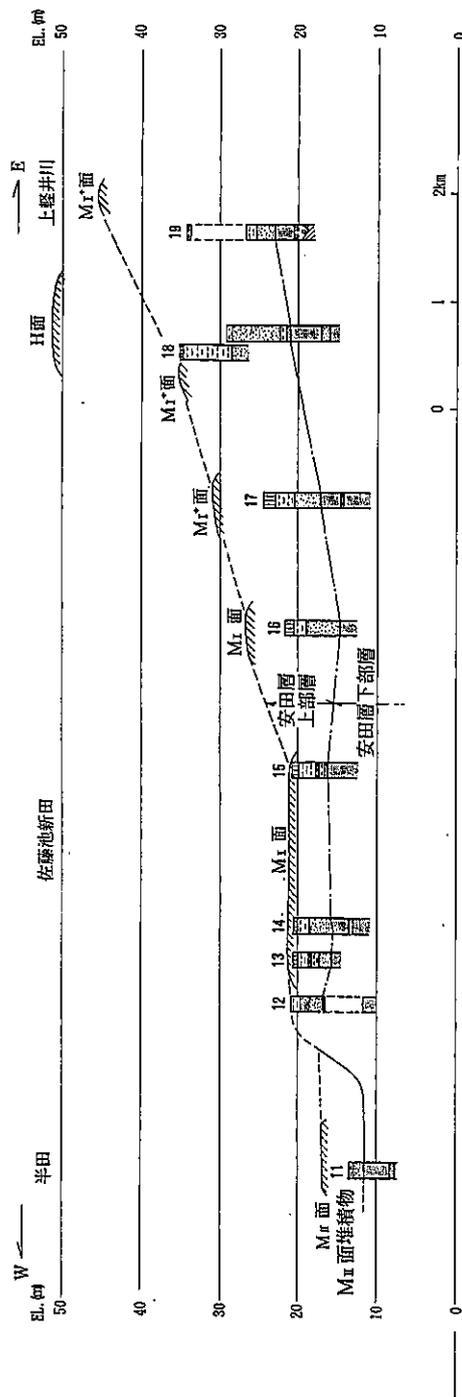


図4 柏崎平野南部における露頭柱状対比 (II-II')

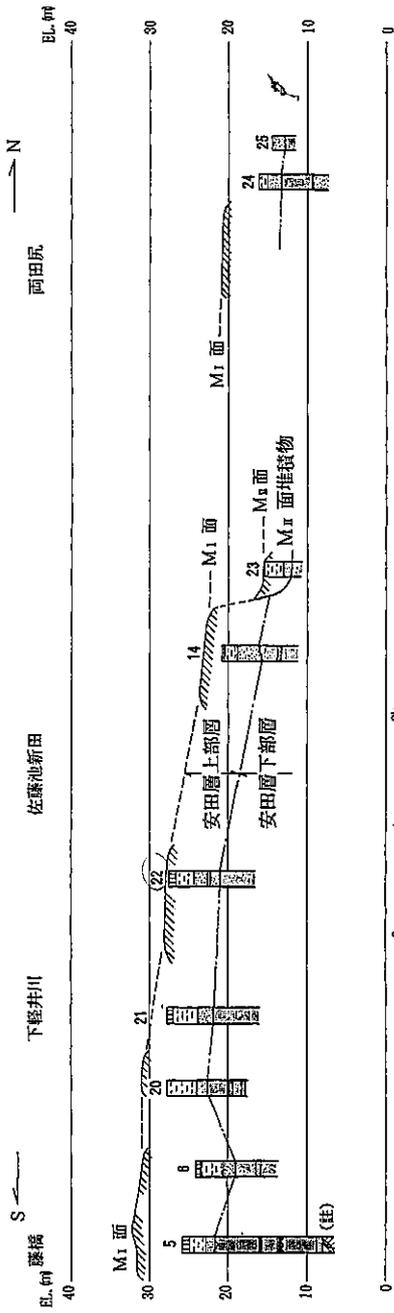


図5 柏崎平野南部における露頭柱状対比 (III-III')  
 (註) 層相・構造から先青海川層と推定され、灰爪層に対比される可能性がある。

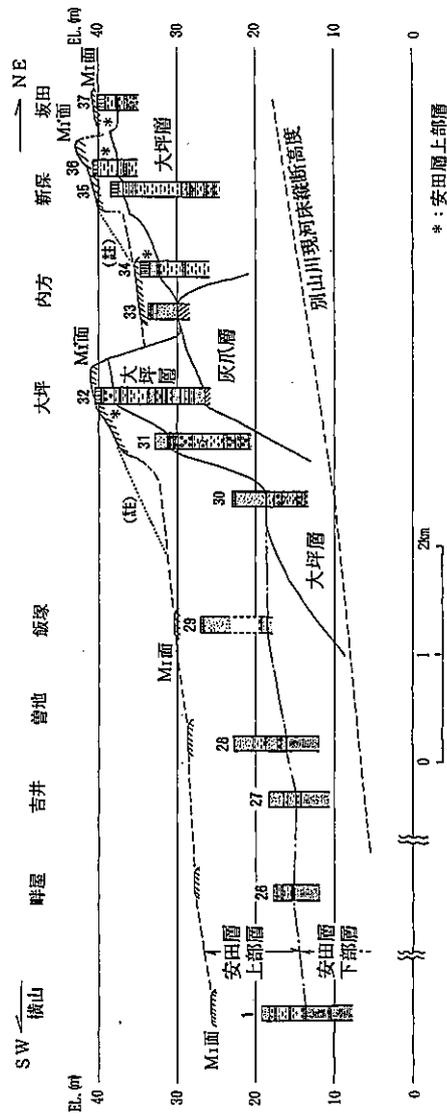


図6 柏崎平野東縁部における露頭柱状対比 (IV-IV')  
 (註) MI+面は西方の平野中央部においてMI面に漸移する (図9参照)。



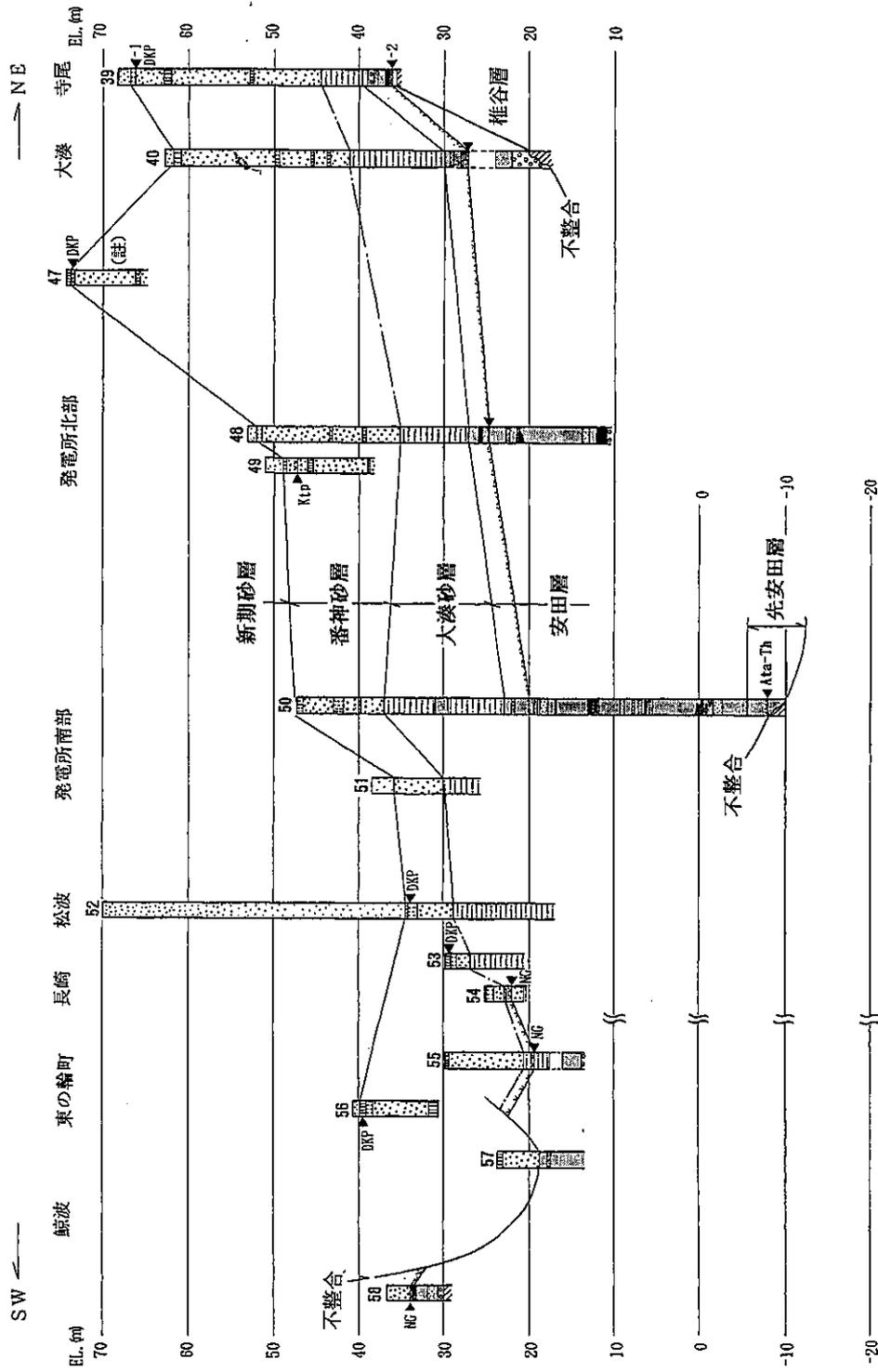


図8 柏崎平野海岸部における露頭柱状対比  
 凡例は図7と同じ。  
 (註) 黒金(1993)による雪成砂層

中粒～粗粒砂層が、下位の安田層下部層のシルト～粘土優勢層を覆って分布し、この堆積物が MII 面を形成していることが確認された。同堆積物は、安田層との顕著な斜交関係、層相の差異は認められないが、その基底の高度分布から安田層を侵食して堆積したものと推定される(図4, 図5)。以上のことから、MII 面は下末吉海進後、次の海面安定期(小原台期)に形成された段丘面であると考えられる。

#### V. 大湊砂層(新称)・番神砂層(再定義)

柏崎平野団体研究グループ(1965)、新潟古砂丘グループ(1975)等は、番神砂層を安田層堆積後、引き続き海岸沿いに堆積した海浜砂層とし、番神砂層を水成相を呈する下部層と風成相を呈する上部層とに区分している。以下、本稿では、両グループが提唱した内容の番神砂層には「」を付けて用いる。また、柏崎平野団体研究グループ(1965)は刈羽村雪成付近には「番神砂層」を不整合に覆う砂層が小規模に分布するとし、この砂層を雪成砂層と呼んでいる。

「番神砂層」と一括されている砂層には、安田層を整合に覆って広範囲に分布しているものと、柏崎市鯨波のナウマンゾウ化石産出地点(柏崎市教育委員会, 1989)等のように局地的に安田層を削り込んで、これを不整合に覆っているものとが存在する。

安田層に整合に重なる「番神砂層」は、その層相から下部層と上部層に二分される。後述する理由により、下部層を大湊砂層と新称し、上部層を番神砂層と再定義する。安田層を不整合に覆う「番神砂層」については、局地的に分布する水成層も含め、その時代は番神砂層と同じであり、同層に含めた。

##### 1. 大湊砂層

本砂層の模式地は、下位の安田層下部層および上位の番神砂層との関係が直接観察できる柏崎市大湊の砂取場(図2, Loc. 40)とした(図8)。

大湊砂層は黄灰色～黄褐色、一部橙褐色の分級の良い中粒砂層からなり、層厚は数 m～10 数 m である。全体的に砂鉄質であり、数 mm～数 cm のシルト層を挟在することが多い。本砂層の上部では砂鉄質の平行ラミナが発達する。中部・下部では波長の短いウェーブリップないしカレントリップと認定される堆積構造が卓越し、一部で比較的波長が長い斜交層理も認められる。本砂層中からは貝化石は確認されず、生物擾乱も少ないものの、各地で比較的大型の生痕化石が散点的に認められるほか、本砂層上部の一部でヒメスナホリムシの生痕化石が確認された。これらの層相から、大湊砂層は海浜～浅海堆積物と認定され、前述の内湾相を呈する安田

層、後述の風成の番神砂層とは層相が異なる。

大湊砂層はカキ化石等を産出する汽水性の安田層下部層に整合に重なる。安田層下部層の内湾性シルト～粘土層から大湊砂層への層相変化は急であるが、大湊砂層による安田層下部層の削り込みは認められない。また一部では、大湊砂層中あるいは大湊砂層最上部に、比較的厚い 2～5 m の砂質シルトあるいはシルト～粘土からなる細粒堆積物を挟在するところもみられ、これらの細粒堆積物は安田層と層相が類似している。

本砂層は、後述の風成層である番神砂層に覆われる。海浜～浅海成の大湊砂層から風成の番神砂層への層相変化は漸移的であるが、比較的短期間のうちに海浜～浅海相から、粒度・層相変化に乏しく均質な風成相に変化する。また、両砂層境界付近に顕著な土壌の発達は認められない。

大湊砂層と番神砂層との境界、すなわち水成層～風成層境界付近には、刈羽村十日市(図2, Loc. 46)、柏崎市長崎(図2, Loc. 54)、同市鯨波(図2, Loc. 58)等において、中子軽石層(NG: 早津・新井, 1981)に同定される軽石層が挟在していることが確認された(図7, 図8, 表3)。中子軽石層の年代は、信濃川中流地域におけるテフラの堆積速度がほぼ一定との考えに基づき、約 15 万～13 万年前と推定されている(早津ほか, 1982)。一方、信濃川下流地域では、Ota(1969)が南関東の下末吉面に対比した段丘面において、中子軽石層は同面を構成する堆積物の最上部に挟在することが確認されている(早津・新井, 1982)。これらのことから、中子軽石層の降下期は、下末吉海進のピーク時と考えられ、同軽石層は、信濃川流域、高田平野等において下末吉段丘を認定する示標テフラとなっている。したがって、大湊砂層上限面は、下末吉海進後の海退に伴い形成された離水面に相当するものと判断される。また大湊砂層上限面の高度は、下末吉面相当の MI 面の高度と同程度で連続している(図7)。

空中写真によると、柏崎市長崎付近(図2, Loc. 52, Loc. 53 付近)、刈羽村西元寺付近(図2, Loc. 45 の西)において、柏崎平野団体研究グループ(1965)が「番神砂層」としている地点に MI 面が判読され、同面は大湊砂層により形成されている。

以上のことから、大湊砂層は安田層上部層とほぼ同時期の堆積物であり、一部では大湊砂層中に安田層と同じ層相を示す細粒堆積物が挟在することから、両者は指交関係にあるものと判断される(図7, 図9)。

「番神砂層」は、柏崎平野団体研究グループ(1965)により安田層堆積後に堆積した海浜砂層と定義されているが、その下部の水成層は安田層の上部層と同時期のもの

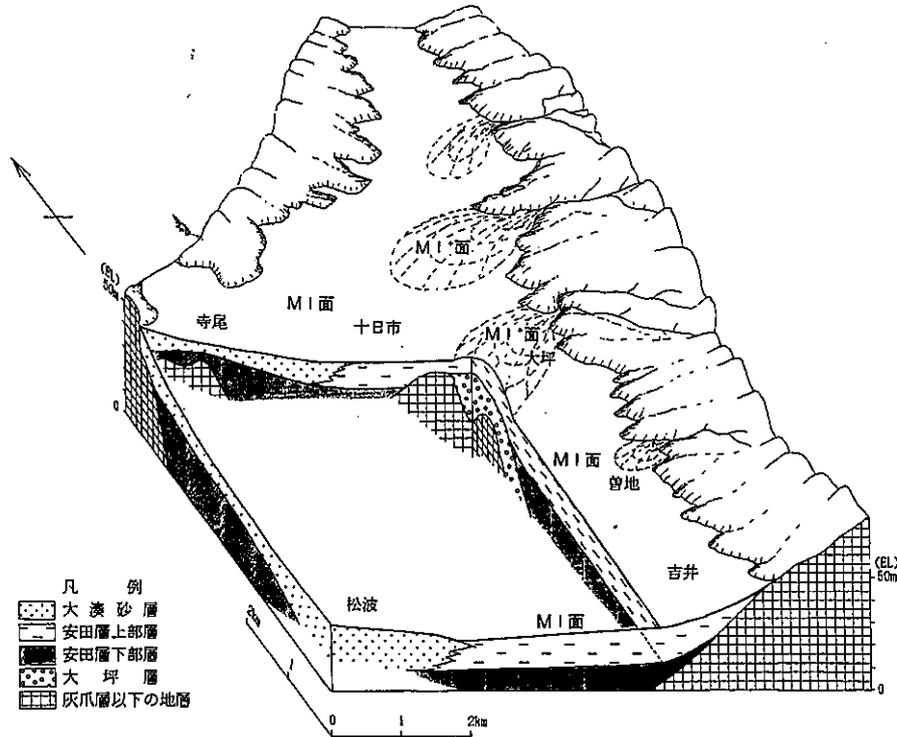


図9 安田層・大湊砂層の堆積状態を示す概念図

であることが明らかとなった。これが大湊砂層を新称した理由である。すなわち、本稿では大湊砂層を安田層と整合あるいは指交関係にある水成の海浜～浅海堆積物と定義する。

## 2. 番神砂層

大湊砂層を覆う番神砂層は灰白色、一部で褐色～赤褐色を呈する塊状の中粒砂層を主とし、一般に良く固結している。層厚は最大25m程度である。番神砂層は均質で粒度変化が少なく、一般に無層理であるが、不明瞭ながら高角度で傾斜した層理がみられることも多い。本砂層中には、大湊砂層にみられる水成層の特徴を示す層相、堆積構造は認められず、土壌化した砂質シルト（埋没土壌）を数層挟在する。これらの層相から番神砂層は風成層と認定される。

番神砂層のうち、下位の大湊砂層に整合に重なる風成砂層については、水成の大湊砂層から漸移的に層相が変化し、水成層～風成層境界付近に顕著な土壌の発達も認められないことから、大湊砂層の離水後、引き続き堆積したものと考えられる。しかし、番神砂層の上部においては、数層の比較的厚い埋没土壌を挟在することから、番神砂層内には無堆積あるいは不整合による時間間隙があると考えられる。発電所敷地内（図2, Loc.49）の番

神砂層においては、その最上部に潟町軽石層(Ktp; 早津ほか, 1982)に同定される軽石層が挟在していることが確認された（図8, 表3）。潟町軽石層の年代は、早津ほか(1982)により約7.5万～6.5万年前と推定されている。

したがって、番神砂層には、大湊砂層の離水後、引き続き堆積した風成砂層のほかに、それより新しい時代の風成砂層が含まれていると判断される。本来、これらの時代の異なる風成砂層は区分され、別の名称で呼称されるべきものであるが、砂層中には鍵層が乏しいこと、また地形面とこれらの風成砂層との関係も特定できないことから、区分・対比は困難である。このことから、本稿では、大湊砂層を整合に覆う風成砂層およびそれ以降の古砂丘を形成する風成砂層を一括し、番神砂層と再定義する。

安田層を不整合に覆う「番神砂層」は、不整合面の凹地部には局所的に水成相を呈する部分が認められるものの、大部分は風成相を示している。また、その堆積年代は安田層を不整合に覆うことから、大湊砂層よりも新しく、再定義した番神砂層のうち、より新しい砂層と同時期と推定される。これらのことから、本稿では安田層を不整合に覆う「番神砂層」を再定義した番神砂層に含め

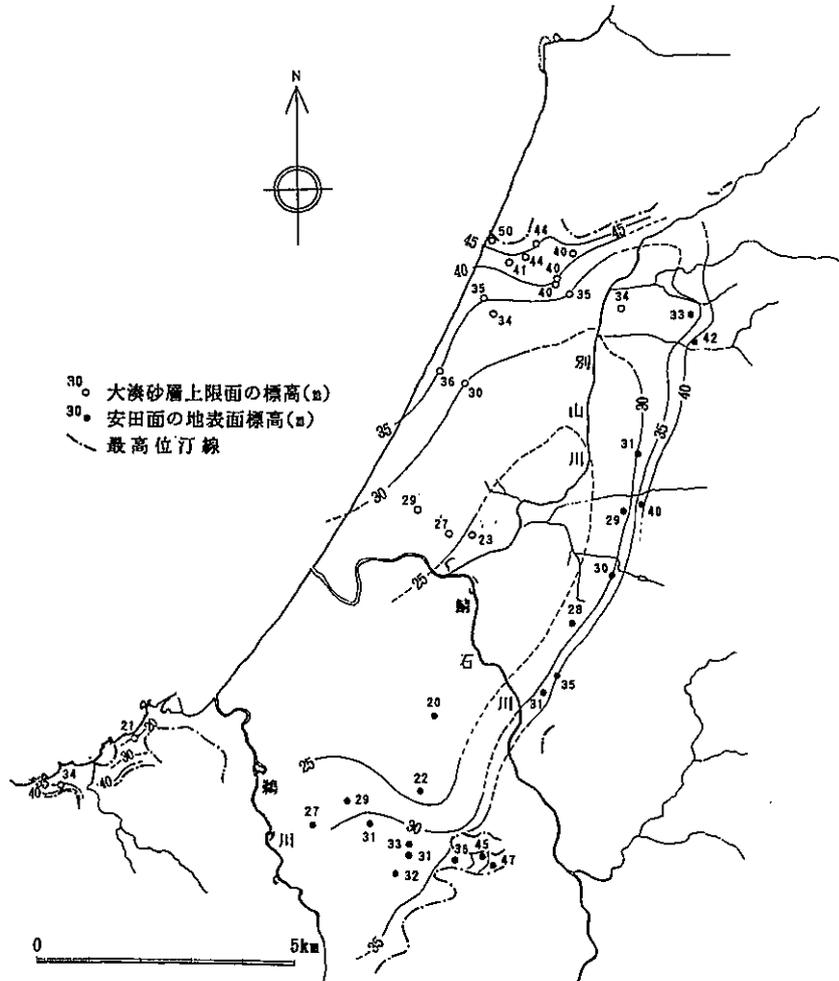


図10 柏崎平野における安田面および大湊砂層上限面の地形

た。

番神砂層を覆う風成ローム層から、柏崎市東の輪町(図2, Loc. 56)、柏崎市松波(図2, Loc. 52)、刈羽村寺尾西(図2, Loc. 39)等の番神砂層分布域のほぼ全域にわたり、約5万年前の大山倉吉軽石層(DKP: 町田・新井, 1979)が検出された(図7, 図8, 表3)。大山倉吉軽石層の産出層準についてみると、番神砂層を覆う風成ローム層最上部の黒色土壌直下から産出する地点と、ローム層最下部の番神砂層直上から産出する地点の2種類に分かれる。このことから、番神砂層の風成層には、大山倉吉軽石層が降下するかなり前に砂丘として固定していた所と、大山倉吉軽石層降下直前に固定した所があることがわかる。

以上のことから、番神砂層はおもに下末吉期、小原台期および三崎期におけるそれぞれの海退期に堆積したと

考えられる。柏崎平野における古砂丘の形成は、固定の時期は所により異なるものの、大山倉吉軽石層降下前の約5万年前には終了したものと考えられる。

なお雪成砂層については、その層相は番神砂層と同様であり、両砂層をその層相から区別できないこと、黒金(1983)が雪成砂層とした刈羽村西元寺西(図2, Loc. 47)において、雪成砂層を覆う風成ローム層から大山倉吉軽石層が検出され(図8, 表3)、年代も番神砂層と差がないことから、本稿では番神砂層に含めた。

#### VI. 安田層・大湊砂層の分布形態と古環境

前項で述べたように、大湊砂層上限面は、下末吉海進における離水面であり、離水後まもなく風成の番神砂層に覆われたため、大湊砂層上限面は離水時の状態のまま保存されることになった。下末吉面に対比される安田面

(MI面・MI<sup>+</sup>面)は、面の起伏が比較的大きく開析が進んでいるものの、面の頂部には定高性があり、また面を覆っている風成ローム層が1m程度と薄く、離水面と地形面はほぼ一致している。このことから、安田面が認められる地形面の頂部を連ねた面は、下末吉期の離水面にほぼ一致するものと考えられる。

したがって、柏崎平野における下末吉期における離水面(原面)は、大湊砂層上限面の高度および安田面の頂部を連ねた高度により復元できる(図10)。

復元された地形において、最高位汀線付近の原面高度は、平野北部の柏崎市大湊、刈羽村寺尾西付近で標高約50mであり、平野南部の柏崎村上軽井川付近でも標高約45mをやや超える。また、平野東縁の中央丘陵との境界部では原面の保存が悪いものの、最高位汀線付近の高度は標高約40m以上である。

原面の地形は、最高位汀線付近から柏崎平野の中央部に向かって高度を減じ、中央部では25~20m程度の標高を示しており、平野中央部を中心とする盆状を呈している。

海岸部における原面の形態は、柏崎市大湊付近から南西方向に連続する高まりとなっている。この高まりは大湊砂層の分布域と一致し、高まりの東側の盆状部における安田面は内湾成の安田層上部層によって形成されている。このことから、上記原面の高まりは、海浜~浅海堆積物である大湊砂層により形成された砂州の形態を示すと判断される。この砂州は外海と内湾とを境し、内湾側には閉鎖水域での層相を示す安田層上部層が堆積している。また、汽水成の安田層下部層を覆って海浜~浅海堆積物である大湊砂層が整合で累重している。これらのことから、安田層下部層・上部層、大湊砂層はともに海進に伴って堆積した地層といえる。したがって、下末吉期における本地域の堆積環境としては、斎藤(1987)による沿岸部に発達する3種類の堆積体、①溺れ谷三角州、②バリアーシステム、③ストランドプレインのうち、バリアーシステムがあてはまるものと考えられる。すなわち、大湊砂層はバリアーの構成層であり、安田層上部層はその背後のラグーンの構成層であると考えられる。復元された砂州の地形は、現在の海岸侵食により、砂州の頂部から内陸側斜面のみが残存した形となっている。

一方、砂州の内湾側における原面の形態は、平野中央部に標高約20~30mの平坦な湖底状の地形が広がり、標高約30m付近から最高位汀線付近まではやや傾斜した斜面となっている。

平野北部の柏崎市管地以北では、原面は別山川上流方向に向かって別山川現河床と同程度の2.5/1,000~

3/1,000の勾配を有している(図6)。この斜面は、湖底の平坦部から陸域に連続する斜面、あるいは湾内に流入する別山川の氾濫原に相当するものと考えられる。鯖石川の平野への出口に当たる上軽井川付近では、原面の傾斜は15/1,000程度とやや急である。しかし、安田層の上部層・下部層境界面では7/1,000程度の傾斜であり、安田層上部層の層厚が柏崎平野中心部よりも厚くなっている(図4)。このことから、上軽井川における原面の傾斜は、三角州堆積物の堆積斜面と考えられる。また、柏崎平野の東縁では安田面の保存が悪く、原面の復元は十分ではないが、原面の傾斜はおおむね上記の上軽井川付近と同程度となっている。したがって、砂州の内湾側における原面の形態は、ほぼ内湾底の形態を示しているものと考えられる。

以上のことから、下末吉海進期に、柏崎市大湊付近から南西方向に、海浜~浅海堆積物である大湊砂層の堆積により、柏崎平野の前面に砂州が形成され、砂州の背後の内湾において安田層の上部層が堆積した。すなわち、下末吉海進期に、柏崎平野においてバリアーシステムが形成されたことが示唆される。砂州は、その後の海退期を通じて存在し、砂州の内湾側では丘陵から平野への出口付近に小規模な三角州が形成され、最高位汀線から標高20m程度までのおおむね内湾底が干上がるように離水したものと考えられる。

## VII. ま と め

本稿では柏崎平野およびその周辺地域における中部更新統最上部~上部更新統の層序と堆積環境について検討を行った。その結果、以下の結論を得た。

1. 安田層は、外海から閉鎖され、現在の柏崎平野と同程度あるいはそれ以上に広がった内湾において、淡水~汽水環境下で堆積した海進に伴う谷埋め性の地層である。また、安田層が形成する安田面(MI面、MI<sup>+</sup>面)は南関東の下末吉面に対比される。

2. 本稿において新称した大湊砂層は、安田層下部層を整合に覆い、安田層上部層と指交関係にある海浜~浅海堆積物である。大湊砂層とその上位の風成の番神砂層との境界付近に中子軽石層(約15万~13万年前)が挟在することから、大湊砂層上限面は安田面と一連の下末吉期における離水面に相当する。

3. 下末吉海進期に、大湊砂層の堆積により柏崎平野の前面に砂州が形成され、その後の海退期のはじめにも砂州が存在し、背後の内湾ではおおむね内湾底が干上がるように安田面が離水した。

4. 大湊砂層および安田層離水後、下末吉期、小原台期、その後にはわたる海退期に、砂丘堆積物である番神

砂層が堆積した。本地域においては、約5万年前には古砂丘堆積物の堆積はほぼ終了し、その後、古砂丘は固定した。

近年、最終間氷期（下末吉期）に、南関東では大規模なバリアーシステムが形成されたことが明らかにされ（増田，1992），その証拠となる堆積構造の詳細な報告が相次いでいる（岡崎・増田，1992）。本稿では、これと同時に日本海側にも小規模ながらバリアーシステムが存在していたことが推定された。しかしながら、同システムの詳細を説明するために不可欠なバリアーおよびラグーン構成層の観察は未だ不十分であり、今後の課題として取り組みたい。

**謝辞** 群馬大学名誉教授の新井房夫先生にはテフラ試料の屈折率を測定していただくとともに、テフラの同定・対比に関して有益な助言をいただいた。ここに記して深く感謝いたします。

#### 引用文献

- 橋本哲夫・葉葦久尚（1989）石英粒子の熱蛍光測定による柏崎ナウマンゾウ化石産出層の年代評価について。柏崎市教育委員会編「柏崎市鯨波におけるナウマンゾウ化石の発掘・研究報告書」：157-179
- 早津賢二・新井房夫（1981）信濃川中流域におけるテフラ層と段丘面の形成年代。地質学雑誌，87：791-805
- 早津賢二・新井房夫（1982）信濃川下流地域（新潟県小千谷市付近）における河成段丘群の形成年代と段丘面の変位速度。地理学評論，55：130-138
- 早津賢二・新井房夫・白井 亨（1982）新潟県高田平野の中位段丘と古砂丘—形成時代についての火山灰編年学的考察—。地学雑誌，91：1-16
- 柏崎平野団体研究グループ（1965）柏崎平野の第四系—新潟県の第四系—そのVI—。新潟大学教育学部高田分校研究紀要，1：145-185
- 柏崎市教育委員会（1989）柏崎市鯨波におけるナウマンゾウ化石の発掘・研究報告書。156 p
- 岸 清・宮脇理一郎（1996）新潟県柏崎平野周辺における鮮新世—更新世の褶曲形成史。地学雑誌，105：88-112
- 黒金道雄（1983）柏崎平野に分布する古砂丘。新潟県教育センター研究報告，64：81-88
- 町田 洋（1976）火山灰は語る。249 p，蒼樹書房
- 町田 洋・新井房夫（1979）大山倉吉軽石層—分布の広域性と第四紀編年上の意義。地学雑誌，88：33-50
- 町田 洋・新井房夫（1992）火山灰アトラス〔日本列島とその周辺〕。276 p，東京大学出版会
- 増田富士雄（1992）古東京湾のバリアー島。地質ニュース，458：16-27
- 宮下美智夫・三梨 昂・鈴木耐元・島田忠夫・影山邦夫・樋口茂夫（1972）日本油田・ガス田図7，「魚沼」地質説明書。36 p，地質調査所
- 新潟県（1977）20万分の1新潟県地質図および同説明書。493 p
- 新潟古砂丘グループ（1975）日本海沿岸の古砂丘。第四紀研究，14：231-237
- 岡崎浩子・増田富士雄（1992）古東京湾地域の堆積システム。地質学雑誌，98：235-258
- Ota, Y. (1969) Crustal movements in the late Quaternary considered from the deformed terrace plains in northeastern Japan. *Japan. Jour. Geol. Geogr.*, 40: 41-61
- 斎藤文紀（1987）海水準変動に支配された海成沖積層の形成モデル。月刊地球，9：533-541
- 米山研究グループ（1964）米山と米山海岸地域の研究—そのI—。新潟県地学教育研究会誌，2：7-22